2021.3.22現在(2021. 3. 5ver)

**一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）**

**SGEC文書の改正案(新旧対照表)**

**第二回規格委員会(3月2日)修正意見反映版**

**2020年度第2回評議委員会・理事会(3月30日)議案２資料**



**SGEC/PEFCジャパン　事務局**

|  |  |
| --- | --- |
| **規格改正の背景と改正のポイント**  **I 規格改正の背景と必要性**  　一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC/PEFCジャパン）は、2003 年に 国内森林認証制度（SGEC）として創設さ、その後2016年にPEFCにより承認(相互承認)。　2020年3月31日現在、認証管理（FM）森林は約215万HA、同森林から生産される認証木材・木製品の加工・流通を担う認証COC企業等は544企業等（マルチサイト組織を一つの企業等と見做す）とPEFCによる承認以前と比較して大幅に増加している。  PEFC認証制度は、1999年に森林認証制度に関心をもつヨーロッパの各国が参加し、「汎欧州森林認証制度」（Pan European Forest Certification Schemes）としてスタートしたが、その後、2003年に「PEFC森林認証制度承認プログラム」（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)と改組し、現在、全世界をカバーする認証管理組織として活動している。　2020年3月末日現在、PEFCへの加盟国は53か国、及び同承認国は46か国・47制度で、約3億2千万haの認証森林と、12,010件のCOC認証を擁している世界最大の森林認証組織となっている。  現在、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGｓ）」が、企業経営や行政推進の理念として広く取り組まれているが、持続可能な森林経営の実現は、SDGsの達成に欠くべからずものであり、持続可能な森林経営を証明する森林認証制度に対する関心は年々高まってきている。   1. **SGEC規格改正の必要性**   SGEC認証規格については、2016年6月にPEFCとの相互承認を行って以来、既に約4年間が経過しており、この間PEFC評議会において、「森林認証(FM)規格」、「COC認証規格」等主要な規格全般の改正が行われ、これらの改正規格に適合する必要がある。国内においても、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（2019年）」が制定されるなどSGEC認証規格にも関係する変化がみられる。  一方、現行SGEC文書2　「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」においては、SGEC認証規格については5年を超えない範囲内で見直しを行わなければならない旨規定されており、PEFC規格の改正や国内情勢の変化等を踏まえその見直しを行う必要があり、別添のSGEC認証規格改正事務局案を、「作業用原稿」として策定した。    **2．今後の格改正のプロセス**  　今後の規格改正のプロセスとしては、先ず、関係するステークホルダーからなる「規格管理委員会」において、「作業用原稿」の審議を行い、パブリックコメントに付すための「照会用原稿」を策定し、60日間の公開協議に付したうえで「最終原稿」を策定する。　その後、当該「最終原稿」について、評議委員会での議を経て理事会において審議し、「改正規格」として決定することとしている。決定した「改正規格」は、PEFC評議会よるPEFC国際規格との適合性についての評価を受け、承認を受けることとしている。  **II 規格改正のポイント**  **SGEC規準文書1「SGEC認証制度の管理運営規則」**  1．　現行　SGEC文書２「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」の基本的な考えは変えずに、PEFC規格の改正等に伴う各規準(ガイド)　文書の改正及びPEFCとの相互承認以降におけるSGEC認証制度の実施状況等を考慮し、必要な改正。  　2．現行文書「６認証管理委員会等」について、緑の循環認証会議定款の改正を踏まえ、「認証管理委員会」及び「専門部会」の両委員会を本規準文書から削除。  また、現行文書の「１総則」で規定していた「SGECロゴ」については、PEFC国際認証規格の改正に基づき「６　SGEC商標」として規定。  現行「附属文書2-2-2」において規定していた「SGEC/PEFC登録システム」については、PEFC規格の改正に基づき「7　SGEC情報及び登録システム・データの管理」として新たに規定。  ３．　SGEC認証制度の各認証規格の文書名、同番号は、当該規格の規準文書で規定する構成（体系）に基づき命名等を行うこととし、その旨付属書２　「SGEC文書管理について」に規定。  また、認証制度を普及・啓発する上で極めた重要な「顕彰規定」について、本規準文書の付属書３「SGEC/PEFC顕彰に関する文書」として規定。    **SGEC規準文書2「規格の制定」**  　１．　本規準文書については、PEFC規格の改正に基づき全面的に改正し、森林の状況やその環境、社会、経済、歴史的な側面を十分考慮し、その実態に即した要求事項を規定。特に、本規準文書で定める適切な森林の管理とは、PEFC規格及び国内外の法令等に適合する基準とそのプロセスの下で、それぞれの地域の環境、社会、経済、歴史的な各側面即応した持続可能な森林管理を実現するための総合的なアプローチであると定義、これを実現する規格制定のプロセスには、森林の管理によって影響を受けるすべてのステークホルダー又はその代表の参画を必須とし、透明性が高く、かつ公明・公正性が確保されたコンセンサスを基盤しなければならない旨規定。  ２．　森林に関わる新たな国際条約等の締結や国内制度の改正、更には新たな知見等が公表された場合には、十分検証の上必要な場合は速やかに　規格の改正を行わなければならない旨規定。  特に、アイヌ民族に関しては、ILO169号条約及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの国際条約等、並びに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下「アイヌ施策推進法」という。）」などの関連する国内法令について、常に関係団体等との情報の共有に努めるとともに、国及び関係行政機関による関連施策の動向について注視し、その実態に応じて適格に対応しなければならない旨規定。  　　また、付属書においては、日本の実態に即してSGEC認証制度の基づく規格制定・改正に関して責任を負う理事会、評議委員会及び規格管理委員会のそれぞれの規格改正プロセスおける役割を規定。  **SGEC規準文書3「SGEC持続可能な森林管理－要求事項」**  1．　今回の改正においては、  ①　「持続可能な森林の要求事項」、「影響を受けるステークホルダーのニーズの把握」及び「持続可能な森林管理システムの適用範囲」等の森林管理規格の管理・運用の要件、   1. 「森林管理認証の要件への適合性」や「森林管理の責任についてのコミットメント」など組織（森林管理者等）のリーダーシップ、 2. 「リスクの回避等への取り組み」、「森林管理計画の要件」及び「法令遵守に関する要求事項」等森林管理の計画の要件、及び 3. 「要員・施設」、「要員の力量」、「「コミュニケーション」、「協議」、「苦情処理」及び「文書情報」等組織（森林管理者等）の確保するべき要件   等森林管理を行う上で必要な森林管理及びこれを管理・運用する組織（森林管理者等）の要件を定めたうえで、   1. 具体的な森林管理規格として「持続可能な森林管理の要求事項」について次に示す「6基準」を定めるとともに、 2. 森林管理の実行（パフォーマンス）の評価と改善   等について規定。   * 1. 持続可能な森林管理の要求事項について、次の6基準を規定。　現行の「SGEC認証7つの規準」については、「運用ガイドライン」として改正し、具体的な現地認証基準を解説する規格として規定。   基準 １：森林資源やそのグローバルなカーボンサイクルへの貢献及びその適切な維持・増進  　　　　基準 2：森林生態系の健全性と活力の維持  　　　　基準 3：森林生産（木材及び非木質材）機能の維持及び促進  　　　　基準 4：森林生態系における生物多様性の維持、保全及び適切な増進  　　　　基準 5：森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に水資源と土壌）  　　　　基準 6：森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進  3．PEFC規格（PEFC ST 1003「持続可能な森林管理－要求事項」）において規定された「森林プランテーション」については、日本においては「森林プランテーション」として特別な管理を行っている実態が存在しないことから、通常の人工林として取り扱うこととし、本規準文書においては、「森林プランテーション」としての特別な規定を設けない。  4．PEFC規格（PEFC ST 2002）においては、森林として地帯区分された区域以外に生息する樹木を、いわゆる「森林外樹木」として森林管理（FM）認証の対象とする特別の規定が設けられたが、日本においては、一般的に、「市街地」及び「農地」については、それぞれの法令に基づき、その目的を実現のために高度に人工化された管理がなされており、一部の区域を除いてPEFC-FM規格を適用して管理することは困難であることから、本規準文書においては、基本的には森林認証の対象としない旨規定。  ただし、「市街地」及び「農地」のうち、例えば、「市街地」のうち「自然公園」等として管理されている区域、及び中山間地域等の「農地」のうちランドスケープを構成する防風林、水源林、ビオトープ等として管理されている区域や森林内においてキノコ、山菜等を栽培している区域等で森林及び非森林の生態系が保全されている区域については、森林認証の対象とし、一般の森林認証規格を適用し、SGEC森林認証の対象とすることができる旨規定。  5．『「SGEC規準文書3」付属書１の「6.1.5(アイヌ民族)」に係る認証審査手順』について、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（2019年制定）」に基づき一部改正。  なお、アイヌ民族に対する具体的なFPICの方法については、今回のSGEC認証規格改正に先だって「SGECのアイヌ民族に対するFPIC実施の手引（ガイド）」として、関係ステークホルダーと協議のうえ制定。  **SGEC規準文書3-1「SGECグループ森林管理-要求事項」**  PEFC規格の改正及び相互承認以降の認証の実態に基づき以下の通り全面的に見直し。   1. グループ組織が地域グループか、森林組合等に加盟している特定の団体に属するグループか、を特定するとともに、影響を受けるステークホルダーの特定、更にグループ管理システムの適用範囲とそのシステムの要件について規定。   2．グループ主体とその加盟者の役割等については、それぞれの役割と責任及び権限についてより詳細に規定するとともに、グループ主体のコミットメントと方針の提供についても明示するなどより一層の信頼性の確保に向けて規格の充実。  ３．必要なグループ管理システムを遂行する技量を持った要員の確保、及びその要員のコミュニケーションや苦情処理への対応能力、更には森林管理への自覚を醸成するなど、グループ森林管理システムを適切に推進するための規格を詳細に規定。  ４　モニタリング、計測、分析及び評価など認証パフォーマンス評価及びそのパフォーマンス評価に伴う内部監査について詳細に規定。特に内部監査プログラムにおける加盟者の選定に当たっての要求事項として、サンプリング方式の導入、不適合と是正措置及び継続的改善について規定。  **SGEC規準文書4　「SGEC森林及び森林外樹木産品のＣＯＣ-要求事項」**  PEFC-COC規格（PEFC ST 2002）の改正及び相互承認以降の認証の実態に基づき全面的に改正。特に、より一層正確かつ検証可能な情報の提供を目指して、マネジメントシステムに関する要求事項、デューディリジェンス・システム（DDS）に係る要求事項の充実をはじめ全体的に詳細に要求事項を規定。   1. マネジメントシステムについて、　「文書化された手順」、「責任と権限」、「記録の保持」、「資源(要員)の管理」、「検査と管理」、「苦情」、「不適合と是正措置」、「外部委託」及び「COCにおける社会、保健、安全に関する要求事項」の各項目にわたって詳細に規定。 2. SGEC-COC取得企業等は、投入される原材料ごとに、供給者から、原材料/製品情報及びSGEC認証書の対象であることを証する書類、SGEC主張製品をPEFC主張製品に変換した場合にはその旨を証する書類等によって確認を行うとともにSGEC顧客に対して供給者や原材料/製品の確認・数量等原材料/製品に関する情報を提供しなければない旨規定。   また、COC取得企業等は、SGEC商標使用を可能とするため、SGEC/PEFCジャパンから商標ライセンスを取得しなければならない規定。  3. SGEC-COCの実行に当たっては、物理的分離方式、パーセンテージ方式、及びクレジット方式の３つのCOC方式について詳細に規定し、COC取得企業等は、原材料の流れ、プロセスの性質によって適切な方式を選択しなければならない旨規定。  4. リサイクル原材料を除いて、SGEC製品グループの投入原材料として使用されたすべての原材料に関して、「問題のある出処」からの原材料を回避するための「デュー ディリジェンス・システム(付属書１)」の実施を規定。  特に、COC取得企業等が、COCの対象範囲に含まれる森林及び森林外樹木産原材料/製品が、違法な生産源に由来（「問題のある出処」の「3.7項のa」に該当）することを知るところとなった場合には、当該原材料/製品をCOCの対象範囲外とすることはもとより、自社のSGEC-COCの対象範囲外である森林及び森林外樹木産原材料/製品が違法な生産源（「問題のある出処」の「3.7項の a」）に由来するとの実証的な懸念を受けた時は、その懸念が解消されるまでの間は、該当の原材料/製品は市場に出荷してはならない旨規定。  5.　「付属書2」において、マルチサイト組織（複数の生産拠点(サイト)を有する組織でそのネットワークを有する組織）がCOC認証を確実に実行するための規格を詳細に規定。  　 　なお、現行規定においては、複数の拠点(サイト)を有する組織を「統合COC管理事業体」と規定してきたが、PEFC国際規格との整合性を図るために、今回の改正によって「マルチサイト組織」と規定。  同様にCOCを実行する事業体を「COC管理事業体」と規定してきたが、今回の改正によって「組織、又はCOC企業等」と規定。  ６． 「SGECガイド文書4-2」においては、認証原材料を使用するスタジアム等の特定プロジェクトに関するCOC認証規格の要求事項を実行するためのガイダンスについて規定。  **SGEC規準文書5-1「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」**  1．認証機関に対する要求事項については、現在、SGEC附属文書2-10「SGEC認証規格に基づく　認証業務を実行する認証機関に関する要求事項(以下「SGEC認証機関の要求事項」　いう。)」において、「森林管理（FM）認証機関に対する要求事項」及び「COC認証機関に対する要求事項」について規定し、１つの規準文書で両認証機関の要求事項を管理してきたが、「PEFC-森林管理（FM）規格に基づく認証業務を実行する認証機関に対する要求事項」(以下「森林管理（FM）認証機関に対する要求事項」という。)　の改正については、予定されているが、未だその日程が不明確。  したがって、森林管理（FM）認証機関に対する要求事項は、現行のSGEC附属文書2-10「SGEC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「森林管理（FM）認証機関に対する要求事項」を「SGEC規準文書5-１」として森林管理（FM）認証機関の要求事項とする。今後、「PEFC-森林管理（FM）認証機関に係る国際規格」が制定された場合には、速やかにこれを改正。  2．前記SGEC附属文書2-10うち「3.3現地サンプリング」については、今回のSGEC規準  文書3-1「SGECグループ森林管理-要求事項」　の「9.3内部監査プログラムにおける加盟者の選定」において規定されたので本規準文書から削除。  **SGEC規準文書5-2「SGEC-COC認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」**  今回のSGEC規準文書の改正に当たっては、PEFC-COC認証機関に対する規格を踏まえ改正するとともに「森林管理（FM）（認証機関に対する要求事項」（SGEC規準文書5-1）とは別に「SGEC規準文書5-2」として独立した規準文書として制定。  なお、今回の規格改正に当たって、従来同様に、PEFC認証制度との相互承認の下で、本規準文書で規定する組織（COC企業等）は、SGEC及びPEFCの両認証林産品のCOCを行う機会を有することから、SGEC-COC規格及びPEFC-COC規格を認定範囲として認定を受けた認証機関から認証を受けることが必要。このため、本改正規準文書を「SGEC/PEFC-COC認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に対する要求事項」とし、認定機関が認証機関を認定する場合の認定要件に、「SGEC-COC認証規格」に加えて、PEFC ST 2003「PEFC-COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関－要求事項」を含めなければならないこととした。  1．　認定を受けた認証機関の業務遂行に係る力量を確実なものにし、その業務や顧客のリスクの削減のため、認証機関を認定する認定機関にIAF（ International Accreditation Forum：国際認定フォーラム）への加盟を求めるとともにIAFガイダンスの遵守を要求。  2.　認証企業等が、世界の特定の地域(国)において、認定を受けた認証機関によって適合性評価がなされた認証書を保有することが認められとともに、その各々の国の認定機関が行う認証機関の認定プログラムの間で同等性を確保するため、IAFに加盟する認定機関による認証機関の認定は、定期的ピア評価（regular peer evaluation：定期的相互評価）に基づいて実施されることを要求。  3.　認証機関の認証審査に当たって、各項目にわたってISO規格、特にISO/IEC 17065（適合性評価 – 製品、プロセスおよびサービス認証を実行する認証機関のための要求事項）及び ISO 19011（マネジメントシステム審査(監査)のための指針）の適用項目に適合することを要求。  4.　COC認証については、IAFによる製品認証のための国際相互承認協定（MLA）などの認定を受け、かつ日本において法人登記がなされている認証機関によって実行されることを要求。  また、認証機関の認定の適用範囲に、SGEC規準文書4「森林及び森林外樹木産品のSGEC-ＣＯＣ-要求事項」及びSGEC規準文書６「SGEC商標使用規則－要求事項」、並びにPEFC ST 2002:2020「森林及び森林外樹木産品-要求事項」及びPEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則-要求事項」に規定する規格を含むことを要求（付属書2）。  　5．従来のSGEC基準文書において、「複雑なサイトのネットワークを有する顧客組織」を「統合COC管理事業体」としていたが、今回の改正規準文書においては、PEFC国際規格との整合性を図るために「マルチサイト組織」とする（付属書3）。  6.　審査報告書について、顧客組織のSGEC-COCの（マネジメントシステム、組織及び/又はサイトの部分、外部委託を含むプロセス/行為、及び　SGEC-COCの対象である製品グループ等）、　審査の対象範囲、審査の所見等最低限の内容を規定。  7.　本規準文書に関連し一体的に運用するSGEC規準文書5-3「 SGEC/PEFC認証・認定の手順」及びSGEC規準文書5-4「SGEC/PEFC認証業務を行う認証機関の公示について」について、それどれ関連分について基本的に趣旨を変えることなく、一部を改正。  **SGEC規準文書6「SGEC商標使用規則－要求事項」及びSGEC規準文書6-1「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用ライセンス番号の発行」**  現行のSGEC附属文書2-1「別紙　SGECロゴマーク」及びSGEC附属文書2-2「SGECロゴマークの使用要領」　で規定していた規格について、 PEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則－要求事項」の改正に基づき、両現行文書を統合するとともに全面的に改正。  また、現行SGEC附属文書2-2-1-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」　ついては、本規準文書と一体として運用することとして文書名を変更し、SGEC規準文書6-1「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用ライセンス番号の発行」として制定。  　1. 「SGECロゴ及びSGECのイニシャル」は、SGEC/PEFCジャパンが所有する登録商標であり、著作権の対象である旨明確に規定。　また、SGEC商標が貼付された製品の原材料が持続可能に管理された森林、リサイクル材、及び/又は管理材に由来すること及びその製造者である組織（企業等）は、SGEC認証制度が定める要求事項を遵守して管理していることを明確にするとともに、SGEC商標を製品に直接使用する製品上使用及びそれ以外の製品外使用についての適用範囲を規定。  2. SGEC商標の使用方法について規定するとともに、その使用に当たっては、SGEC/PEFCジャパンが発行したライセンス番号をSGEC商標の使用ごとに当該商標に付随しなければならない旨規定するとともに、森林管理者、COC組織（企業等）などのSGEC商標使用者の種類を類型化し、それぞれの要件について規定。  3．技術的な要求事項として、SGEC商標に関連する製品については、一般的なラベル及びリサイクル原材料等商標に関連する製品が確認可能なように規定するとともに、図案上の要求事項としてSGECロゴと商標ライセンス番号との併用使用、ラベルメッセージ、サイズ等の様式・規格を規定。    4.　SGEC規準文書6-1については、SGEC規準文書６の改正に伴う字句の修正等必要最小限の改正。  なお、PEFC評議会の委任を受け、SGEC/PEFCジャパンがPEFCライセンスを発行する場合の規定である、現行SGEC附属文書2-2-1-2「PEFCロゴライセンスの発行について」については、改正PEFC規格ST2001:2020に基づき改正し、**SGEC基準文書6-2「PEFC評議会によるPEFC商標使用ライセンスの発行について」**とした。  **SGECガイド文書７ 「SGEC情報及び登録システム‐データに関する要求事項」**  本ガイド文書は、PEFC GD 1008「PEFC情報及び登録システム‐データに関する要求事項」の全面的な改正に基づき、現行のSGEC附属文書2-2-2「SGEC/PEFC登録システム」を全面的に改正。  今回の改正により、「SGEC情報及び登録システム」の関連データは、PEFCの「PEFC情報及び登録システム」（データベース・マネジメントシステム（DBMS））に登録され、「SGEC情報及び登録しシステム」は「PEFC情報及び登録システム」の一部として管理。  **SGECガイド文書8「SGEC苦情処理規則」**  　　本改正ガイド文書は、現行のSGEC附属文書2-11-1「SGEC苦情処理に関する文書」及びSGEC附属文書2-11-1-1「苦情の調査や解決に関する処理手順」　を統合するとともに、PEFC-GL7/2007指針　「苦情や上訴の調査や解決のためのPEFC評議会手順」を参考に相互承認以降の認証の実態を考慮して一部改正。  1．SGEC認証制度の要求事項やSGEC/PEFCジャパンの決定及びその認証管理業務に関連した苦情については、SGEC監事がその是正措置等を策定し、SGEC理事会の承認を得た上で措置する旨規定。  　　　また、国内におけるPEFC認証制度に対する苦情については、「日本国内のPEFC国際森林認証制度の管理に関する契約(2016年締結)」に基づく委任団体としての権限に基づき、PEFC協議会と協議のうえ本ガイドに準じて同協議会を代行して措置する旨規定。  ２．認証主体(認証森林管理者及び認証COC企業等)、認証機関、又は認定機関に関する苦情は、それぞれ関連する認証主体、認証機関、認定機関、又は国際認定フォーラム（IAF）が定める苦情のための手順に従って処理するよう規定。 | |
| **SGEC規格改正案と現行SGEC文書一覧** | |
| SGEC改正文書 | SGEC現行文書 |
| ・SGEC一般　社団法人緑の循環認証会議　定款　(略) | ・ŞGEC文書１　「一般社団法人緑の循環認証会議　定款」  ・SGEC附属文書1-1「入会申込書様式（第７条）」(略)  ・SGEC附属文書1-2「正会員及び賛助会員の入会金及び会費の額（第8条）(略)  ・SGEC附属文書1-3「脱会届の様式（第9条）」(略)  ・SGEC附属文書1-P-1「PEFC加盟証明書」(略)  ・SGEC附属文書1-P-2「日本PEFC認証制度の管理契約書」(略)  ・SGEC附属文書1-P-3 ｢PEFC相互承認証明書｣(略) |
| ・SGEC規準文書1：202X「SGEC認証制度の管理運営規則」………………………………………………12  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：PEFC GD 1004:2009「PEFC認証制度の管理運営第一版」  付属書1　（森林認証（FM及びCOC）の定期審査に係る調査事項）  付属書2　（森林管理認証公示料及びCOC公示料）  付属書3-1, 3-2, 3-3　（SGEC/PEFC　FM、CoC及びプロジェクト認証報告書様式）  付属書4　（SGEC　文書管理について）  付属書5　（SGEC/PEFC　顕彰に関する文書） | ・SGEC附属文書2-3「森林管理認証審査調書」（統合　付属書1）  ・SGEC運用文書「2-3」-1　「森林管理認証審査調書の報告」（統合　付属書1）  ・SGEC附属文書2-7「CoC認証審査調書」（統合付属書1）  ・SGEC運用文書「2-7」-1　「CoC認証審査調書の報告」（統合　付属書1）  ・SGEC附属文書2-5「定期審査調査」（統合　付属書1）  ・SGEC運用文書「2-5」-1「定期審査調査の報告」（統合　付属書1）  ・SGEC文書2　「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」  ・SGEC附属文書2-11「SGEC/PEFC認証制度の管理運営」（参考）  ・SGEC附属文書5-1「SGEC文書管理について」（統合　付属書2）  ・SGEC附属文書5-2 「SGEC顕彰に関する文書」（統合　付属書3） |
| ・SGEC規準文書2：202X「SGEC規格の制定」…………………………………………………………………38  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：PEFC ST 1001:2017「規格の制定-要求事項」 | ・SGEC附属文書2-12「SGEC規格の制定」  ・SGEC附属文書2-12-1 規格制定のプロセスにおけるコンセンサスに関するPEFC 要求事項の解釈（統合） |
| ・SGEC規準文書　3：202X「SGEC持続可能な森林管理-要求事項」…………………………………………54  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：PEFC ST 1003:2018「持続可能な森林管理-要求事項」  ・SGECガイド文書3-1「SGECアイヌ民族に対するFPICの実施手引」………………………………………98  ・SGEC規準文書3-1：202X「SGECグループ森林管理-要求事項」…………………………………………106  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：PEFC ST1002:2018「グループ森林管理-要求事項」 | ・SGEC文書3「SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン」（統合　付属書１）  ・SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書３」の「基準　5-1-5」に係る認証審査手順（統合　付属書2）  ・SGEC附属文書3-1「林道、作業道等の林内施設の整備に伴う伐採によって生産される木材の扱い」（統合　付属書3）  ・SGEC附属文書3-2「SGEC文書３SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン　4-7-3で規定する　WHOのタイプ1A及び1Bに分類される例外使用を認める薬剤について」（統合　付属書4）  ・SGEC附属文書2-4「グループ森林管理認証の要件」  ・SGEC附属文書2-10 SGEC/PEFC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項　(「現地サンプリング」抜粋)  ・SGEC附属文書2-4-1「SGEC附属文書2-4グループ森林管理認証の要件」の「3　グループ主体と加盟者の機能と責任」の「3―1 共通事項」の文中の「年次内部監査プログラムに関する要求事項（統合　付属書） |
| ・SGE規準文書4：202X「SGEC森林及び森林外樹木産品COC-要求事項」……………………………..122  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：PEFC ST 2002:2020「森林及び森林外樹木産品COC-要求事項」  ・SGECガイド文書4-1「COC使用ガイド」（未策定）  ・SGECガイド文書4-2「SGEC特定プロジェクトのCOCの実行について（ガイド）」……………………….156 | ・SGEC文書4「SGEC-CoC認証ガイドライン」（DDS:付属書1）  ・SGEC附属文書4-1「SGEC認証原材料に関する文書」(統合)  ・SGEC附属文書４-1-1「SGEC主張認証製品とPEFC主張認証製品との互換について」（統合　付属書3）  ・SGEC附属文書4-2-1「SGEC附属文書4-1　「SGEC認証の原材料に関する文書」関連ガイド」（統合）  ・SGEC附属文書4-2-2-1 SGEC認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について（統合「6.4.9」で記載）  ・SGEC附属文書2-8「統合CoC管理事業体の要件」（統合　付属書2）  ・SGEC附属文書2-8-1 SGEC附属文書2-8「統合CoC管理事業体の要件」関連ガイド（統合　付属書2）  ・SGEC附属文書4-2「SGEC-CoC認証ガイドライン使用ガイド」  ・SGEC付属文書4-2-2「SGEC特定プロジェクトのCoC認証に関するガイド」 |
| ・SGEC規準文書5-1: 202X  「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」………………………..166  ・SGEC規準文書5-2: 202X  「SGEC/PEFC-COC規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」…………………………181  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：PEFC ST 2003:2020「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」  ・SGEC規準文書5-3「SGEC認証・認定の手順」…………………………………………………………….211  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：Annex6　「認証認定・手順」  ・SGEC規準文書5-4「SGEC/PEFC認証業務を行う認証機関の公示について …………………………..217  ・SGEC附属文書2-10-1-3　 SGEC国際認証制度（PEFCとの相互承認に基づくSGEC認証制度）創設に伴う移行措置(歴史的文書として保存)……………………………………………………………………………229 | ・SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」(森林管理)  ・SGEC附属文書2-10-1-1 「SGEC認証機関の認定要件」（統合　付属書1）  ・SGEC 附属文書2-10-1-4　 SGEC認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について（統合　付属書2）  ・SGEC附属文書2-10-1-2「 SGEC認証機関の公示について」（統合　付属書2）  ・SGEC附属文書2-10-3「認証機関の審査員の要件」（統合　付属書3）  ・SGEC附属文書2-10-6　グループ森林管理認証（統合　付属書4）  ・SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」(COC)  ・SGEC附属文書2-10-2「統合CoC管理事業体認証」（統合 付属書3）  ・SGEC附属文書2-13「SGEC認証・認定の手順」（SGEC規準文書5-3へ）  ・SGEC附属文書2-13-1「SGEC審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について」（統合　付属書）  ・SGEC附属文書2-13-2「SGEC及び／又はPEFC認証業務を行う認証機関の公示について （SGEC規準文書5-4へ）  ・SGEC運用文書「2-13-2」-1　SGEC及び/又はPEFC認証機関の公示について（統合　SGEC規準文書5-4へ）  ・SGEC附属文書2-10-1-3　 SGEC国際認証制度（PEFCとの相互承認に基づくSGEC認証制度）創設に伴う移行措置  ・SGEC附属文書2-10-4　（欠番） |
| ・SGEC規準文書6: 202X「SGEC商標使用規則-要求事項」…………………………………………………231  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：PEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則-要求事項」  ・SGEC規準文書6-1「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用ライセンスの発行」……………………255  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：PEFC GD1005:2012「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行」  ・SGEC規準文書6-2「SGEC/PEFCジャパンによるPEFC商標使用ライセンスの発行」……………………267  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：PEFC GD1005:2012「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行  ・SGEC附属文書2-2-1-3 「SGECロゴ/PEFCロゴライセンスの発行手続について」(歴史的文書として保存)  ………………….279 | ・SGEC附属文書2-1「別紙　SGECロゴマーク」（統合）  ・SGEC附属文書2-2「SGECロゴマークの使用要領」（統合）  ・SGEC附属文書2-2-1-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」  ・SGEC附属文書2-2-1-2「PEFC ロゴライセンスの発行について」（統合）  ・SGEC運用文書「2-2」-1 SGEC/PEFCロゴマークライセンス番号の仕組み（統合　付属書4）  ・SGEC運用文書「2-2-1及び2」-1SGECロゴマーク及びPEFCロゴライセンスの発行について  ・SGEC附属文書2-2-1-3　S  GECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの発行手続について |
| ・SGECガイド文書７：202X  　「SGEC情報及び登録システム‐データに関する要求事項…………………………………………………281  付属書２　製品カテゴリー | ・SGEC附属文書2-2-2「SGEC/PEFC登録システム」  ・SGEC運用文書「2-2-2」-1 「SGEC/PEFC認証（初回、更新、定期（変更のある場合））報告書様式」（統合）  ・SGEC附属文書2-10-5「SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について」（統合　付属書１） |
| ・SGECガイド文書8: 202X「SGEC苦情処理に関する規則」…………………………………………………292  ＊適合性が求められるPEFC国際規格：GL 7/2007 苦情や上訴の調査や解決に関してPEFC評議会が定める処理 | ・SGEC附属文書2-11-1「SGEC/PEFC苦情処理に関する文書」  ・SGEC附属文書2-11-1-1 苦情の調査や解決に関する処理手順（統合） |
| (参考文書　略)  ・SGEC 参考文書1「森林管理認証審査の検証規格及びCOC審査検証規格の現地確認事項（参考）」  ・SGEC参考文書 2 「SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」の 「3 森林認証管理要求事項 基準 7 で規定する モニタリングの実施方法について」  ・SGEC参考文書3「SGECグループ森林管理認証（地域認証）について（参考）」  ・SGEC参考文書4「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響を受ける地域の森林管理作業における放射線防止対策と森林生産物の生産・販売に係る安全対策について（解説）」  ・参考資料　森林計画制度の概要（林野庁資料より作成） | ・SGEC 運用文書「5」-2「森林管理認証審査の検証規格及びCoC審査検証規格の現地確認事項（参考）」  ・SGEC運用文書 「3」-22019 年 4 月 1 日制定 「SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」の 「3 森林認証管理要求事項 基準 7 で規定する モニタリングの実施方法について」  ・SGEC運用文書「5」-1「SGECグループ森林管理認証（地域認証）について（参考）」  ・SGEC運用文書 「5」-3「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響を受ける地域の森林管理作業における放射線防止対策と森林生産物の生産・販売に係る安全対策について（解説）」  ・参考資料　別添　　森林計画制度の概要（林野庁資料より作成） |

|  |  |
| --- | --- |
| **SGEC管理運営規則　改正案　他関係文書　(改正部分：アンダーライン　全面的改正)** | **SGEC認証制度の管理運営に関する文書　他関係文書　（現行文書）** |
| **SGEC規準文書1**  理事会　202X  202X.XX,XX  **SGEC認証制度の管理運営規則（改正案）**  目次  1．総則  2．規格の制定  3．森林管理（FM）認証  4. COC(林産品の生産・加工・流通)認証  5. 認証機関  6. 商標  7 登録システム  8 苦情処理  **関連文書**  ・SGEC規準文書1：202X「SGEC認証制度の管理運営規則」  ・SGEC規準文書2：202X「SGEC規格の制定」  ・SGEC規準文書　3：202X「SGEC持続可能な森林管理-要求事項」  ・SGEC規準文書3-1：202X「SGECグループ森林管理-要求事項」  ・SGECガイド文書3「SGECアイヌ民族に対するFPICの実施手引」  ・SGEC規準文書4：202X「SGEC森林及び森林外樹木産品COC-要求事項  ・SGEC規準文書5-1: 202X「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  ・SGEC規準文書5-2: 202X「SGEC -COC規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  ・SGEC規準文書6: 202X「SGEC商標使用規則-要求事項」  ・SGECガイド文書６：202X「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用によるライセンス番号の発行」  ・SGECガイド文書7: 202X「SGEC情報及び登録システム‐データに関する要求事項」  ・SGECガイド文書8: 202X「SGEC苦情処理に関する規則」  付属書１ 森林認証（FM及びCOC）の定期審査に係る調査事項  付属書 2 森林管理認証公示料及びCOC公示料  付属書3 認証審査調書報報告様式  付属書4 SGEC 文書管理について  付属書5 SGEC/PEFC顕彰に関する文書  **１.　総　則**  **1.1**　適用範囲  **1.1.1**　一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC/PEFCジャパン」という。）　定款第３条第２項第１号及び同2項で規定するSGEC森林認証制度（以下「SGEC認証制度」という。）の管理運営については、この規準文書の定めるところによる。  **1.1.2**　この文書は、202X年XX月XX日付でPEFC総会においてPEFC国際規格との相互承認が認められている。  **1.2**　制度の目標  **1.2.1**　SGEC認証制度は，モントリオール・プロセスを基本に、日本の生態的・社会的・経済的条件に即した森林管理を目指し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」の採択や2018年PEFC国際森林認証規格等一連のPEFC国際認証規格改正を踏まえ，「緑の循環」による生態系サービスの増進を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）と持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指す。  **1.2.2**　SGEC認証制度は、PEFC国際認証規格に適合した認証規格を保持し、独立した第三者認証の下で森林認証制度の普及・定着を図り，森林産品のサプライチェーンを通して、森林管理における責任ある実践を促進し、木材と非木質林産物が環境的，社会的，倫理的規格を高度に尊重して生産されていることを保証する。このことを通じて、消費者の選択的購買の下で、認証された林産品の需要と供給を促進し、市場主導による森林管理の継続的な改善に貢献する。  **1.3**　制度の仕組み  **1.3.1**　SGEC認証制度は、制度の信頼を確保するために、「スキームオーナー（Scheme Owner）」、「認定機関（Accreditation Body）」、及び「認証機関（Certification Body）」の三者が厳格に独立した形で運営するシステムとしている。  注意書1　スキームオーナー（Scheme Owner）は、認証規格の策定と認証制度の管理運営を担う機関。SGEC認証制度の場合はSGEC/PEFCジャパンが担う。  注意書2　認定機関は、ISO国際規格に基づき認証制度の規格の認める範囲内で認証機関を認定する機関。日本には日本適合性認定協会（JAB）がある。  注意書3　認証機関は、森林管理認証規格及びCOC認証規格に基づき森林管理認証及びCOC認証を行う機関。  **1.3.2**　SGEC認証制度は、PEFC評議会の承認を受けており、これを求めるにあたっては、PEFC評議会によって、公開かつ透明で独立した承認プロセスが実践され、全世界の同一かつ高い水準でPEFC国際認証制度への適合性について検証されている。  **1.3.3**　SGEC認証制度は、前2項で規定するシステムの下で、公開のもとで認証規格を策定し、信頼性を確保するとともにと国際的レベルを保持する制度として管理・運営する。  **1.4**　認証制度の管理運営  **1.4.1**　SGEC/PEFCジャパンは、本SGEC規準文書で規定するSGEC認証制度の管理運営に係る業務を執行する。  **1.4.2**　 SGEC/PEFCジャパンは、2016年にPEFC評議会との間で日本国内のPEFC国際認証制度の管理に関する契約を締結し、日本のPEFC認証制度の認可団体として国内におけるPEFC国際認証制度の管理を代行する。  **2.　認証規格**  **2.1**　認証規格の策定  **2.1.1**　SGEC認証規格は，日本国内において、広範囲なステ―クホルダーの関与のもとに透明性の高い公開協議とコンセンサスをベースに策定する。  **2.1.2**　認証規格の制定のプロセスは、SGEC規準文書2:202X「規格の制定」に基づき行われる。  **2.2** 認証規格の仕組み  **2.2.1**森林認証規格は、森林の管理状況を認証する規準となる森林管理認証規格（FM認証規格）と、認証された森林から生産された木材等（非木材林産物を含む。）について生産・加工・流通の各工程（COC）を担う組織（企業等）を認証する規準となるCOC認証規格との二つの基本的な規格から成り立っている。更に、これらの森林及びCOCを認証する認証機関に対する規格を定めている。  **2.2.2**　前項の規格を厳格に遵守することによって、消費者の立場に立った環境、社会、経済の各分野を網羅する森林管理認証規格に適合した持続可能な森林経営の実現と認証森林から生産・加工された認証林産品を検証可能な制度によって確実に消費者に届けることを第三者認証の下で制度的に担保している。  **2.3**　認証規格の制定及び改正  **2.3.1**　認証規格は5年ごとに見直しが行われる。  **2.3.2**　認証規格の制定及び改正は、PEFC国際認証規格の制定及び改正、森林管理等に係る新たな国際条約等の締結、国内制度の改正、更には新たな知見等が公表された場合で、必要な場合は速やかに行わなければならない。特に、アイヌ関連規格については、関係団体等との情報の共有に努めるとともに国際機関、国及び関係行政機関による動向を注視する。  **2.3.3**　規格の制定及び改正は、次の責任を負う恒常的な委員会等において行わなければならない。  （1）SGEC定款第52の１条に基づく規格管理委員会  規格管理について意見を聴くために、学術、環境、市民・消費者等を代表する幅広い委員から構成されている。更に、その開催に当たっては広く公開し、同委員以外のステークホルダーが同委員会に参加を希望した場合には、その参加を認め、前記既任命の委員構成を修正することとしている。また、必要に応じて同委員会内に専門的な事項を審議するため作業部会を設置することができることとしている。  （2）SGEC定款第52条に基づく評議委員会  学術、環境、市民・消費者の立場からの意見を求めるため学界及びNGO・環境団体等の専門家から構成されている。  (3) SGEC定款第5章に基づく理事会  各般にわたって公平・公正な審議がなされるよう学界、産業界及び環境・社会の３分野に所属する理事によって構成されている。  **2.3.4**　規格の制定及び改正は、次の審議プロセスを経て行われなければならない。  (1) 事務局による作業用原稿の策定  事務局は、PEFC国際認証国際規格の改正等、国際法。国内法の改正等及びSGECフォーラム、セミナー等で幅広くステークホルダーの意見を聴くとともに認証事業の実行状況を検証し作業用原稿を策定する。  (2) 規格管理委員会による照会用原稿の策定  規格管理委員会は作業用原稿の提示を受けて検討審議し、照会用原稿を策定する。  (3) 照会用原稿により公開協議(パブリックコメント)の実施  照会用原稿により公開協議を実施し、広くステークホルダーの意見を聴く。  (4) 規格管理委員会による最終原稿の策定  規格管理委員会は公開協議において提起された意見を踏まえ最終原稿を策定する。  (5) 評議委員会による最終原稿の審議  評議委員会は最終原稿について審議し、理事会に意見を述べ得る。  (6) 理事会による最終原稿を認証規格として承認  理事会において評議委員会の意見を聴いて承認する。  (7) 評議委員会又は理事会において最終原稿について異議若しくは否決された場合には再度規格管理委員会において審議  評議委員会で審議の結果、最終原稿に対して意見が提示されて場合には、理事会は当該最終原稿を規格管理委員会に差し戻し、規格管理委員会は評議委員会との合同会議の開催等により合意を得るための必要な検討・審議を行い、再度最終原稿を策定し理事会の承認を受けなければならない。  **3. 森林管理認証　(FM認証)**  **3.1**　森林管理認証  **3.1.1**　森林管理認証の目標は，日本の森林の自然的，社会的な立地に即して、その経済的、環境的、社会的機能の発揮を十全に果たすことができる持続可能な森林管理の実現を目指し、「緑の循環」を基調とする潤いのある持続可能な社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資する。  **3.1.2**　日本の森林は，一般的にその所有構造が極めて小規模・零細的であることから、森林認証の円滑な取得を促進するために、SGEC/PEFCジャパンは、小規模な森林所有者が参画する森林組合や認証協議会組織等森林所有者組織の振興とグループ組織による認証の取得を支援する。  **3.2**　森林管理認証規格  **3.2.1**　森林管理認証は、SGEC規準文書3:202X「SGEC持続可能な森林管理－要求事項」及び関連する規格に基づき行われなければならない。  **3.3**　森林管理認証の取得  **3.3.1**森林管理認証の取得を希望する者は、SGEC森林管理認証機関としてSGECの公示を受けた公示認定認証機関に申し込み、認証審査を受け、SGECが定める認証規格に適合した森林管理を実施していると認められた場合には、SGEC認証を取得することができる。  注意書：SGEC森林管理認証を行う認証機関の要件は、SGEC基準文書5-1「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」で定める。  **3.3.2**　森林管理者（森林所有者を含む）は、森林経営規模及びその管理等の状況に応じ、効率的、効果的な森林管理認証の取得のために、次のいずれかの種類の森林認証を取得することができる。  （1）個別認証  個別認証は、単独の森林管理者による管理区域を単位とした森林管理認証とする。  (2)　グループ認証  グループ認証は、単一の認証の下に多数の森林管理者で構成される認証区域を含む森林管理認証とする。なお、グループ認証の要件は、別に定めるSGEC規準文書3-1:202X「SGECグループ森林管理-要求事項」による。  **3.3.3**森林管理認証を取得した森林所有者・管理者は、当該森林において下記4.3.3の業種のうち認証生産物の生産（採取）及びその販売を行う場合には、下記4.5　のCOC認証及びその公示を要しないものとする。但し、その場合、基準文書3「持続可能な森林管理―要求事項」に基づくほか、基準文書4「SGEC森林及び森林外樹木産品のCOC―要求事項」に基づき実施しなければならない。  **3.4** 森林管理認証の管理  **3.4.1**　森林管理認証の有効期間は、5年とし、この期間が経過すると、その効力を失う。森林管理者は、引き続き認証を受けようとする場合には、その時点で有効なSGEC認証規格に基づき、更新のための認証審査を受けなければならない。  **3.4.2**　森林管理者は、当該森林管理認証を受けた認証機関により、当該認証森林の管理経営状況等について、その時点で有効なSGEC認証規格に基づき、年１回定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期審査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による本基準文書3.3の森林管理認証を改めて受けなければならない。ただし、当該認証を実施した認証機関がISO/IEC　17065の6.2.2（外部委託）に準じた要求事項のもとで行った認証審査結果に基づき定期審査を実施するに必要な情報を当該交代する認証機関に提供する場合にあっては、当該森林管理者は上記3.3に規定する森林管理認証を改めて受けることを要しないものとする。  **3.5**　森林管理認証公示等  **3.5.1**　認証機関は、森林管理を認証した場合並びに更新及び定期審査を行った場合には、SGEC/PEFCジャパンに報告をしなければならない。  **3.5.2**　SGEC/PEFCジャパンは、前記森林管理の認証及び更新審査を受けた森林を公示する。  注意書：森林管理認証が公示された森林は、SGEC/PEFCジャパンのHPで公表する。  **3.6** 　森林管理認証の取消し  **3.6.1**　認証機関は、次のいずれかの事実が判明した場合は、当該森林管理認証を取り消さなければならない。  (1)　更新のための認証審査及び定期審査において是正することとした重要な是正措置が講じられていない場合   1. 重大な違法行為等を行っていることが判明した場合   (3)　その他森林管理の認証基準から著しく乖離している場合  **3.6.2**　認証機関は、前項の森林管理認証を取消した場合には、当該森林管理者にその旨通知するとともに、SGEC/PEFCジャパンに同様の報告を行わなければならない。  **3.6.3**　SGEC/PEFCジャパンは、前項の報告を受けた場合には、当該森林管理認証の公示を抹消する。  **3.7** 森林管理認証公示料  **3.7.1**森林管理認証取得者は、付属書2 に定める森林管理認証公示料について当該認証機関を通じてSGEC/PEFCジャパンに支払わなければならない。なお、前項に基づき同認証が抹消された場合、すでに納付された同公示料は返却しない。  **4.　COC（森林及び森林外樹木産品の生産・加工・流通）認証**  **4.1**　COC認証  **4.1.1**　COC認証の目的は、森林及び森林外樹木産品の由来が、SGEC認証を受けた持続可能に管理された森林及びリサイクル原材料や管理材であることを正確かつ検証可能な情報として提供することにある。  **4.1.2**　COC認証によって森林及び森林外樹木産品のトレサビリティ―を明確にして保証し、消費者の選択的購買の下で、認証された森林及び森林外樹木産品の需要と供給を促進し、活発な認証材市場を実現し、認証林産品について広く社会への普及・浸透を目指す。  注意書1：管理材とは、認証COC組織（企業等）がDDS（デューディリジェンス・システム）の実施によって当該原材料が「問題のある出処」からであるリスクが「極小」であると決定した森林及び森林外樹木産原材料を対象とするカテゴリーである。  注意書2：DDS（デューディリジェンス・システム）とは、森林及び森林外樹木産品原材料」について、「出処に問題」があるリスクを削減するために、組織(企業等)が行なう当該林産品の原材料に関する情報の収集、リスク評価及びリスクの軽減措置を行うための手順と方法（システム）である。このシステムに基づきリスク評価がなされ「極小リスク」の下で管理されていることが認証材はもとより、「SGEC管理材」の要件となる。  **4.2**　COC認証規格  **4.2.1**　COC認証は、SGEC規準文書4：202X「SGEC森林及び森林外樹木産品のCOC-要求事項」に基づき行われなければならない。  **4.3**　COC認証の取得  **4.3.1**　COC認証の取得を希望する者は、SGEC‐COC認証機関としてSGECの公示を受けた公示認定認証機関に申し込み、認証審査を受け、SGECが定める認証規格に適合したCOC管理を実施していると認められた場合には、SGEC認証を取得することができる。  注意書：SGEC‐COC認証機関の要件は、SGEC基準文書5-2「SGEC/PEFC-COC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」で定める。  **4.3.2**　COC認証の取得を希望する者は、COC組織(企業等)の状況に応じ、効率的、効果的なCOC認証の取得のため、次のいずれかの種類のCOC認証を取得することができる。  （1）個別COC認証  個別認証は、単独のCOCを単位としたCOC認証である。  (2) マルチサイトの組織のCOC認証  単一の認証書の下に複数の生産拠点を有する組織、即ちマルチサイトの組織のCOC認証である。その特性としては、特に小規模な独立企業のグループにおけるCOCの実施や認証を可能とする。なお、マルチサイトの組織のCOC認証を実行するための要求事項はSGEC規準文書4「　SGEC森林及び森林外樹木産品のCOC-要求事項」の付属書２「マルチサイトの組織のCOC認証を実行」で定める。  **4.3.3**　COC組織（COC認証取得企業等)の認証対象業種は、認証された森林から生産される生産物の生産（非木質生産物の採取を含む。）、加工、流通、生産物を利用した建築、製紙業、印刷・製本業等及び森林環境サービス等森林及び林産物に係るすべての業種とする。  **4.4**　COC認証の管理  **4.4.1**　COC認証の有効期間は、5年間とし、この期間が経過するとその効力を失う。COC認証組織(企業等)が、継続してCOC認証を受けようとする場合には、その時点で有効なSGEC認証規格に基づき、更新のための認証審査を受けなければならない。  **4.4.2**　COC組織は、COC認証を受けた認証機関により、認証生産物の取り扱い状況等について、その時点で有効なSGEC規格に基づき、年１回COCの定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期審査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による本基準文書4.3のCOC認証を改めて受けなければならない。ただし、当該認証を実施した認証機関がISO/IEC　17065の6.2.2（外部委託）に準じた要求事項のもとで行った認証審査結果に基づき定期審査を実施するに必要な情報を当該交代する認証機関に提供する場合にあっては、当該COC組織は上記4.3に規定するCOC認証を改めて受けることを要しないものとする。  **4.5**　COC認証公示等  **4.5.1**　認証機関は、COCを認証した場合並びに更新及び定期審査を行った場合には、SGEC/PEFCジャパンに報告をしなければならない。  **4.5.2**　SGEC/PEFCジャパンは、前記COCの認証及び更新審査を受けたCOCを公示する。  注意書：COC認証が公示された組織は、SGEC/PEFCジャパンのHPで公表する。  **4.6**　認証生産物の取り扱いの休止  **4.6.1**　COC組織が、認証生産物の取り扱いを休止しようとする場合には、当該認証組織は、当該COC認証を行った認証機関に、その旨申し出ることができる。  **4.6.2**　当該認証機関は、前項の申し出があった場合には、定期審査における現地審査を文書審査（例えば各工程の分別・管理状況を示す写真、動画等を含む。）で代替することができる。但し、代替可能期間は２年を超えないものとする。  **4.6.3**　前項のCOC組織が、休止以降、当該認証機関に認証生産物の取り扱いを再開したい旨を申し出た場合は、当該ＣOＣ認証の有効期間内にある場合には、当該認証機関は、定期審査を実施し、当該COC組織のCOC認証の休止を解くことができる。  **4.6.4**　当該認証機関は、前項の措置を行った場合には、SGEC/PEFCジャパンにその旨報告することとする。  **4.7**　COC認証の取消し  **4.7.1**　認証機関は、次のいずれかの事実が判明した場合は、当該COC組織のCOC認証を取り消さなければならない。  （1）更新のための認証審査及び定期審査において是正することとした重要な措置が講じられていない場合  （2）重大な違法行為等を行っていることが判明した場合  （3）当該認証生産物に非社会的な事実が判明した場合  （4）その他認証製品の管理がCOC認証基準から著しく乖離している場合  **4.7.2**　認証機関は、前項のCOC組織を取消した場合には、当該COC認証組織(企業等)にその旨通知するとともに、SGEC/PEFCジャパンに同様の報告を行わなければならない。  **4.7.3**　SGEC/PEFCジャパンは、前項の報告を受けた場合には、当該COC認証の公示を抹消する。  **4.8**　COC公示料  **4.8.1**　COC証取組織（企業等）は、付属書2に定めるCOC公示料について当該認証機関を通じてSGEC/PEFCジャパンに支払わなければならない。なお、前項に基づき同認証が抹消された場合、すでに納付された同公示料は返却しない。  **5.　認証機関**  **5.1**　認証機関の要件  **5.1.1**　認証機関は、「森林管理を対象として認証審査する機関」及び「認証生産物を取り扱うCOCを対象として認証審査する機関」とに区分し、その要件は、「森林管理を対象として認証審査する機関」については、SGEC規準文書5-1:202X「SGEC-森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」とし、「認証生産物を取り扱うCOCを対象として認証審査する機関については、同5-2:202X「SGEC/PEFC-COC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」とする。  **5.1.2**　認証機関は、国際認定フォーラム（IAF）の国際相互承認協定（MLA）に署名した認定機関によって、「森林管理を対象として認証審査する機関」についてはSGEC規準文書3及び関連する規格の認定範囲で、また、「認証生産物を取り扱うCOCを対象として認証審査する機関」についてはSGEC規準文書4及びPEFC ST 2003の「PEFC-COC国際規格」並びに関連する規格の認定範囲で、それぞれ「製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）」により適合している旨の認定がなされなければならない。  注意書1 「ISO/IEC 17065」は、製品やサービスを認証する認証機関が公平な審査ができる能力を有するための要求事項を規定する国際規格である。  注意書2：組織は、PEFC国際制度との相互承認の下で、SGEC及びPEFCの両認証製品を扱う機会を有することから、「認証生産物を取り扱うCOCを対象として認証審査する機関」の認定範囲には、SGEC規準文４の「SGEC-COC認証規格」に加えて、PEFC ST 2003「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関－要求事項」で規定する「PEFC-COC認証規格」を含めなければならないとした。  **5.1.3**　認証機関は、日本において法人登記がなされていなければならない。  **5.2**　認証機関の公示等  **5.2.1**　認証機関の公示を受けようとする機関は、次の事項を記載した申請書をSGEC/PEFCジャパンに提出しなければならない。  （1）機関の名称及び代表者の氏名並びに住所  （2）組織及び業務の概要  (3)申請書には、次に掲げる書類を添付する。  a)定款又は寄付行為  b)認定機関の認定書  c)直近の会計書類及び事業計画  d)その他必要な資料  **5.2.2**　 SGEC公示を受けた認証機関は、「5.1.1」で規定するSGECが認証機関に対する要求事項を満たしていなければならない。  **5.2.3**　SGEC公示を受けようとする認証機関は、その認証の対象範囲、認証の種類（森林管理認証及び/又はCOC認証）並びに認証の対象となる規格を明確にしていなければならない。  **5.2.4**　認証機関のSGEC公示に当たっては、認証機関がSGEC/PEFCジャパンによって承認された認定機関による有効な認定を有していなければならない。  注意書：SGEC/PEFCジャパンによって承認された認定機関は、現在、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）がある。  **5.2.5**　認証機関のSGEC公示は、SGEC/PEFC ジャパンと当該認証機関との間で締結される契約に基づくものでなければならない。  **5.2.6**　認証機関は、SGEC/PEFCジャパンに対し、付属書１（SGEC/PEFC　FM、COCまたはプロジェクト認証　報告書様式）に基づき、顧客組織に授与した認証に関する審査及び「7　 SGEC情報及び登録システム‐データの管理」に関する情報を提供しなければならない。  **5.2.7**　認証機関のSGEC公示において、認証機関に対する差別的な扱いを含んではならない。  **5.2.8** 認証機関の公示の有効期間は、認定有効期間を基本とする。  **5.2.9**　認証機関の公示の終了又は中止は、前各号で定める要件を満たさない場合とする。  **6.　SGEC商標**  **6.1**　SGEC商標とその目的  **6.1.1**　SGEC商標の目的は、認証主張やラベルを通じて、森林及び森林外樹木産品の由来が持続可能な管理が行われた森林や出処に問題のないことに関する情報を正確かつ検証可能な情報として提供することにある。  **6.1.2**　SGECの商標は、「持続可能な森林管理を通じて、自然環境の保全に貢献するとともに、地域における循環型社会の形成に寄与する。」ことを旨とするSGEC認証制度の理念に相応しい色調とデザインとし、SGECのアイデンティティを視覚的に表すものとする。  030505緑の循環ＳＧＥＣマーク  **6.1.3**　SGEC商標について、その使用者がSGECのロゴとSGECのイニシャル、それに関連する主張及び/又は宣言を正確かつ検証可能で、適切に使用することを確実にしなければならない。  **6.1.4**　SGEC商標の法的な保護、同商標を使用する権利、同商標使用の種類、同商標の製品上・製品外の使用に関する要求事項などは、「SGEC規準文書6：202X「SGEC商標使用規則-要求事項」及びSGEC規準文書6-1：202X「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用ライセンスの発行」に定める。  **6.2**　SGECラベルの使用  **6.2.1**　SGECラベルの使用は、SGEC規準文書6：202X「SGEC商標規則」によらなければならない。  **6.2.2**　SGECラベルは、次の2種類に分類される。  (1)「SGEC認証」ラベルは、製品上に使用される一般的なラベルである。製品に含まれる森林及び森林外樹木産原材料の少なくとも70%以上がSGEC認証原材料であり、リサイクル原材料の含有率が100%未満である場合に使用が可能である。  (2)「SGECリサイクル」ラベルは、製品が100%SGECリサイクルと分類される原材料のみを含む場合のみ使用される。  (3) なお、「100％SGEC認証」、即ち、SGEC認証森林由来の原材料のみを含む場合には、「100%SGEC由来」の主張が付して納入することができる。  **6.2.3**　商標の使用は製品上使用（オン・プロダクト）と製品外使用（オフ・プロダクト）がある。  (1)　製品上使用は、SGEC認証原材料又は製品に言及するか、又は一般消費者が特定の製品に言及していると理解することができるようなSGEC商標の使用である。  (2)　製品外使用は、SGEC商標の製品上使用以外の使用であり、SGEC認証森林に由来する特定の製品や原材料に言及しないものである。例えば普及用印刷物などがこれに当たる。  **6.2.4**SGEC商標使用者は次の4グループに分けられる。グループA及びDは製品外使用に限られる。  (1)グループA：  日本においては、「SGEC/PEFCジャパン」が該当する。  (2)グループB：  SGEC認種制度に基づく持続可能な森林管理(SFM)規格の認証を受けた主体である。   1. グループC：   SGEC-COC規格の認証を受けた主体である。   1. グループD:   その他の使用者（A、B、Cに属さない組織やその他の主体で、小売業者、研究・教育施設、認証機関、認定機関、政府系組織、NGOなどが対象である。  **6.3**　SGEC商標使用ライセンス  **6.3.1**　SGEC商標は、SGEC/PEFCジャパンが発行したSGEC商標使用ライセンスによる権限の下に使用されなければならない。SGEC商標使用ライセンスを取得した場合には、当該取得者のライセンス番号が発行される。  注意書：グループ森林管理認証やマルチサイト組織によるCOC認証のように複数の主体を適用範囲に含む場合は、個々の主体が商標使用ランセンスの申請をしなければならない。  **6.3.2**　SGEC/PEFCジャパンは、ライセンスの手順を文書として有し、その文書は下記を確実にするものでなければなない。  (1) ライセンスは、商標使用の申請者とSGEC/PEFCジャパンとの間のライセンス契約（商標使用契約）の約定（署名）を通じて取得されなければならない。  (2) 商標使用者は、SGEC規準文書6「SGEC商標使用規則」及びSGEC規準文書6-1「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用ライセンスの発行」を遵守しなければならない  (3) 商標使用の適用範囲は明確に定められていなければならない。  **6.3.3**　商標使用ライセンス番号は、SGECのCOCの実行のために主張を伝える場合以外には　商標を使用するごとに当該商標に付随させなければならない。  **6.3.4**　SGEC/PEFCジャパンは、SGEC文書6「SGEC商標使用規則」の要件に違反があった場合は、SGEC/PEFC ジャパンはライセンスを解約することができる。  **7. SGEC情報及び登録システム‐データの管理**  **7.1**　「SGEC情報及び登録システム」の概要  SGEC/PEFCジャパンは、「SGEC情報及び登録システム」として、PEFC認可団体のデータベースの操作性と完全性を確保するためのシステムとして管理されている「PEFC情報及び登録システム」（データベース・マネジメントシステム（DBMS））を使用する。日本国内におけるSGEC/PEFC認証書と認証主体、SGEC/PEFC商標使用ライセンス、SGEC/PEFC公示認証機関及びSGEC/PEFC認証製品などの「SGEC情報及び登録システム」に関連データは，「PEFC情報及び登録システム」に登録され、「SGEC情報及び登録しシステム」は「PEFC情報及び登録システム」の一部として管理される。  **7.1.1**　「SGEC情報及び登録システム」の管理は、SGECガイド文書７：202X「SGEC情報及び登録システム‐データに関する要求事項」及びPEFC GD 1008:2019「 PEFC情報および登録システム‐データに関する要求事項」に基づき実施される。  **7.2**　「SGEC情報及び登録システム」の目的  「SGEC情報及び登録システム」の目的は、「PEFC情報及び登録システム」を使用することによって、認証取得組織、認証機関及び個人に対し下記を可能とする信頼ある情報を提供することにある。  ‐　認証書及び主体のSGEC/PEFC承認状態に関する有効性を検証するデータ  ‐　SGEC/PEFC商標使用ライセンスの保有者を確認するデータ  ‐　SGEC/PEFC認証サービスを提供する認証機関を検索するデータ  ‐　SGEC/PEFC認証製品の供給者を検索するデータ  さらに、「SGEC情報登録システム」は、内部や外部で使用されるSGECの統計及びSGECの実績のモニタリングに関わるデータを提供する。  SGEC/PEFCジャパンは、「PEFC情報及び登録システム」を使用するに当たって、すべての使用者が求める「SGEC情報及び登録システム」のデータの完結性と正確性を確保するために、そのデータの最新状態を維持する。  **7.3**　「SGEC情報及び登録システム」の管理  「SGEC情報及び登録システム」については、SGEC/PEFCジャパン(事務局)がPEFC評議会に「PEFC情報及び登録システム」の管理に必要なデータを提供し、全PEFC認可団体が参画するPEFCシステムの下で、同システムのうち一部として管理される。　即ち、SGECガイド文書７：202X「SGEC情報及び登録システム‐データに関する要求事項」及びPEFC GD 1008:2019「 PEFC情報および登録システム‐データに関する要求事項」のそれぞれ「4及び5」において、SGEC/PEFCジャパンを含むPEFC認可団体、「PEFC情報及び登録システム」に登録されるデータ要素に関する要求事項を定め、本項に基づくデータをPEFC評議会に提供し、PEFC評議会はPEFCシステムの下で、SGEC/PEFCジャパンを含むPEFC認可団体の全データを管理する。SGECシステムは、PEFC認可団体の全データが管理されるPEFCシステムのデータの一部として管理される。  **7.4**　「SGEC情報及び登録システム」の登録データの公表  SGEC/PEFCジャパンは、「PEFC情報及び登録システム」に登録されたデータのうち、SGEC認証制度に係る部分を抜粋し、「SGEC情報及び登録システム」の登録データとして管理し、SGEC/PEFCジャパンのウェブサイトで公表する。  **8.　SGECに関する苦情の処理**  **8.1**　苦情に対する対応  **8.1.1**　 SGEC/PEFCジャパンは、SGEC認証制度に関して苦情の申し出があった場合には、迅速かつ公正に対応し、説明責任を果たすことにより、SGEC認証制度に対して十分な理解を得られるよう努めなければならない。  **8.1.2**　SGEC/PEFCジャパンは、PEFC評議会との日本国内のPEFC国際森林認証制度の管理に関する契約(2016年締結)に基づく委任団体としての権限に基づき、国内におけるPEFC認証制度に対する苦情について、PEFC評議会と協議の上本規則に準じて同評議会を代行して対応する。  **8.2**苦情の処理  **8.2.1** 苦情の処理は、SGECガイド文書8:202X「SGEC苦情処理規則」に基づき適切に処理しなければならない。  **8.3**　苦情の受理  **8.3.1**苦情処理の事務は、SGEC/PEFCジャパンの事務局が所管し、同事務局内に苦情処理に関する常設窓口（責任者：事務局長）を設置する。  **8.3.2**　事務局長は、提案のあった苦情について、「SGECガイド文書8:202X」に基づき検証を行い、当該苦情の受理の諾否についてSGEC監事と協議の上決定しなければならない。  **8.3.3**　事務局長は、前項の当該苦情の受理の諾否について決定した場合は、遅滞なく当該申立人に、その決定について通知しなければならない。  **8.4**　苦情の措置  **8.4.1**　SGEC監事は、前項の苦情の受理に関する通知を受けた場合は、必要なすべての情報の収集とその検証を行ったうえで当該苦情の公平な評価を行い、当該苦情に対する是正及び予防の措置を策定し、SGEC理事会の了承を求めなければならない。  **8.4.2**　SGEC会長は、前項の当該苦情に対する是正及び予防の措置について、当該苦情を申し出た者に対して通知しなければならない。  **8.4.3**　SGEC会長は、前項の措置を行った場合には、同理事会及び同監事並びに同総会に報告しなければならない。  付属書１ 　森林認証（FM及びCOC）の定期審査に係る調査事項  SGEC規準文書1　SGEC認証制度の管理運営規則の　3.4 森林管理認証の管理　の3.4.2　及び　4.4　COC認証の管理の4.4.1　の定期審査における調査事項は、次のとおりとする。  １． 森林管理認証　定期審査の調査事項  （1）森林管理（森林管理計画等）の実施状況の確認  （2）「（1）」に関連する書類の確認  （3）主伐及び間伐（面積、伐採量）並びに造林（新植、下刈、除伐及び天然林施業の面積）の実績の確認  （4）審査経過  （5）定期審査結果  ２．COC認証　定期審査における調査事項  （1）各工程の分別・管理状況の確認  （2）「（1）」に関連する書類の確認  （3）SGEC認証原材料の入荷量、在庫量、認証製品の出荷量（ロゴマーク等で表示し認証製品として出荷したもの）の確認  （4）審査経過  付属書2　森林管理認証公示料及びCOC公示料  (1) 森林(FM)認証公示料　（年額）  １件当たり  1,000ha未満　　　　　　　　10,000円  1,000ha以上　　　　　　　　1ha増す毎に　　4円  　　　　　 　　上限定額　　60,000円  （2）　COC公示料     |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | **カテゴリー** | **木質製品製造・**  **販売額(億円)** | **業態** | **公示料** | **備　考** | | **1** | **～0.5** |  | **15,000** |  | | **2** | **0.5~1.5** | **通常** | **25,000** |  | | **流通** | **20,000** |  | | **3** | **1.5~15** | **通常** | **60,000** |  | | **流通** | **50,000** |  | | **4** | **15~150** | **通常** | **140,000** |  | | **流通** | **120,000** |  | | **5** | **150~500** | **通常** | **190,000** |  | | **流通** | **160,000** |  | | **6** | **500~** | **通常** | **400,000** |  | | **流通** | **360,000** |  |   付属書　3-1  SGEC/PEFC　FM報告書様式   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | | |  | |  | |  | | | |  | |  | | **SGEC/PEFC FM認証　報告書** | | | | | | | |  | | | | | | | | １　報告年月日 年　　月　　日 | | | | | |  | |  |  |  | | |  | | | ２　報告の種類　（該当するものに○印を付す） | | | 新規 / 定期 / 更新 / 取消 | | | | |  |  |  | | |  | | | ３　認証機関 |  | 日本語 | | | English | | | 認証機関名 | |  | | |  | | | 審査機関（認証機関と審査機関が異なる場合） | |  | | |  | | | 認定機関・認定番号 | |  | | | | | |  | | | |  | |  | | ４　認証の種類　（該当するものに○印を付す） | | | | | |  | | SGEC－FM： 個人 / グループ： (主体 / 加盟者) | | | | | | | |  | |  | | |  | | | ５　認証取得者情報 | |  | | |  | | | 認証取得者（組織）  グループﾟ主体又は加盟者 | |  | | |  | | | 代表者氏名、肩書き | |  | | |  | | | 郵便番号 | |  | | |  | | | 住所 | |  | | |  | | | TEL | |  | | |  | | | ウェブサイト URL | |  | | |  | | | 担当者氏名・肩書 | |  | | |  | | | 担当者メール | |  | | | ←ハイパーリンクは削除 | | | PEFC登録用アドレス \* | |  | | |  | | | 年間伐採量 | |  | | |  | | |  | |  | | |  | | | ６　認証情報　(認証書を添付） | |  | | |  | | | 認証書の初回発行日 | |  | | |  | | | 認証書の最新更新日 | |  | | |  | | | 認証書有効期限 | |  | | | ←取消、一時停止の場合、その日付 | | | 認証書番号 | |  | | |  | | | 認証書支番号 \* | |  | | |  | | | 認証ステータス | | （有効/一時停止/失効） | | |  | | | ロゴ使用者グループ | |  | | |  | | | ロゴライセンス番号 | |  | | | ←有効期限は認証書と同一 | | | ７　認証森林に関する情報 | |  | | |  | | | FM認証規格（規格バージョン） | |  | | |  | | | 認証林面積 | |  | | |  | | | 市町村別面積 | |  | | |  | | | 気候帯 | | （亜熱帯/温帯/亜寒帯） | | |  | | | 森林タイプ | | （人工林/天然林別面積<ha>） | | |  | | | 主な樹種名 | |  | | |  | | |  | |  | | |  | | | ８　グループ認証の場合 | |  | | |  | | | 加盟者数 (グループ主体も含む) | |  | | | ←グループ主体も含む | | | 加盟者 | |  | | |  | | | 市町村別面積（ha） | |  | | |  | | | サンプリングの実施状況 | |  | | |  | |   審査調書報告書情報   |  |  |  | | --- | --- | --- | | マネジメントシステムの実施状況・  外部委託の実施状況 | |  | | 認証  審査  結果 | 審査申請年月日 |  | | 審査期間 |  | | 現地審査期間 |  | | 審査の結果 |  | | 認証審査の判定結果 | |  |   注：  ・本報告書は、新規審査、更新審査、及び定期審査（変更のある場合）を実施した場合に提出する。  ･森林タイプについては、人工林、天然林それぞれの面積を記載する。  ･外部委託を含むプロセス・行為についてはその概要を記載  ･グループ認証審査：　サンプルサイズの計算、該当するサンプリングの正当性を証明する理由、及び審査を受けたサイトを記載  ･マネジメントの実施状況：　文書管理、記録の管理、マネジメントレビュー、内部監査、是正措置、予防措置等の概要について記載  ・認証審査の所見：　①適用された認証基準との適合又は不適合を示す所見の呈示、②提示された是正措置、③前回提示された是正措置の評価、及び④認証の結論を記載  付属書 3-2  SGEC/PEFC　COC報告書様式   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | | | |  | | |  | | |  | | | | |  | | |  | | | **SGEC/PEFC COC 認証　報告書** | | | | | | | | | | |  | | | | | | | | | | |  | | | | |  | | |  | | | １　報告年月日 年　　月　　日 | | | | | | | |  | | |  |  | |  | | |  | | | | | ２　報告の種類　（該当するものに○印を付す） | | | | 新規 / 定期 / 更新 / 取消 | | | | | | |  |  | |  | | |  | | | | | ３　認証機関 |  | | 日本語 | | | English | | | | | 認証機関名 | | |  | | |  | | | | | 審査機関（認証機関と審査機関が異なる場合） | | |  | | |  | | | | | 認定機関・認定番号 | | |  | | | | | | | |  | | | | |  | | |  | | | ４　認証の種類　（該当するものに○印を付す） | | | | | | | |  | | | SGEC－COC/PEFC－COC： 個人 / マルチサイト / グループ： (主体 / 参加者) | | | | | | | | | | |  | | |  | | |  | | | | | ５　認証取得者情報 | | |  | | |  | | | | | 認証取得者（組織） ﾏﾙﾁｻｲﾄ / ｸﾞﾙｰﾌﾟ主体又は加盟者 | | |  | | |  | | | | | 代表者氏名・肩書 | | |  | | |  | | | | | 郵便番号 | | |  | | |  | | | | | 住所 | | |  | | |  | | | | | TEL | | |  | | |  | | | | | ウェブサイト URL | | |  | | |  | | | | | 担当者氏名・肩書 | | |  | | |  | | | | | 担当者メール | | |  | | | ←ハイパーリンクは削除 | | | | | PEFC登録用アドレス \* | | |  | | |  | | | | |  | | |  | | |  | | | | | ６　認証情報(認証書の添付） | | |  | | |  | | | | | 認証書の初回発行日 | | |  | | |  | | | | | 認証書の最新更新日 | | |  | | |  | | | | | 認証書の有効期限 | | |  | | | ←取消、一時停止の場合、その日付 | | | | | 認証書番号 | | |  | | |  | | | | | 子認証書番号 \* | | |  | | |  | | | | | 認証ステータス | | | （有効/一時停止/失効） | | |  | | | | | ロゴ使用グループ | | |  | | |  | | | | | ロゴライセンス番号 | | |  | | | ←有効期限は認証書と同一 | | | | | ７　認証製品に関する情報 | |  | | | | |  | | | CoCの管理方式 | | 物理的 / パーセンテージ | | | | |  | | | 産業セクター　<付属書１> | |  | | | | |  | | | 製品カテゴリー１ | |  | | | | |  | | | ２ | |  | | | | |  | | | ３ | |  | | | | |  | | |  | |  | | | | |  | | | 製品の説明　（任意） | |  | | | | |  | | | 加盟社の総売り上げ合計 | | 百万円 | | | | |  | | | 主な樹種名（該当する場合） | |  | | | | |  | | |  | |  | | | | |  | | | ８　マルチサイト/グループ認証の場合 | |  | | | | |  | | | サイト・加盟者数 | |  | | | | | ←メインサイト含む | | | サイト名・加盟者名 | |  | | | | |  | | | マルチサイト組織の場合：  　サンプリング審査の実施状況 | |  | | | | |  | | |  | |  | | | | | | |   審査調書報告書情報   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | マネジメントシステムの実施状況、  外部委託の実施状況 | | |  | | サイト・製品グループ毎に　（必要に応じて行を追加） | | | | | サイト名・製品グループ名 | | |  | |  | | COC方式 |  | |  | | ロゴ使用 |  | |  | | DDS要求事項 |  | |  | | 現地審査・遠隔審査 |  | | 認証  審査  経過 | 審査申請年月日 | |  | | 審査期間 | |  | | 現地審査機関 | |  | | 審査の結果 | |  | | 認証審査の判定結果 | | |  |   注：  ・本報告書は、新規審査、更新審査、及び定期審査（変更のある場合）を実施した場合に提出する。  ･「COC対象製品」欄はSGEC附属文書2-10-5 「SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について」に示す製品分類コードを記述する。また、「製品名」はブランド名、「製品内容」は「構造用集成材」等製品の具体的な内容を記載する。  ･外部委託を含むプロセス・行為についてはその概要を記載  ･マルチサイト審査：　サンプルサイズの計算、該当するサンプリングの正当性を証明する理由、及び審査を受けたサイトを記載  ･マネジメントの実施状況：　文書管理、記録の管理、マネージメントレビュー、内部監査、是正措置、予防措置等の概要について記載  ・現地審査：　その実施の有無を記載  ・遠隔審査：　その実施の正当理由及び採用された情報通信技術とその正当理由を記載  ・認証審査の所見：　①適用された認証基準との適合又は不適合を示す所見の呈示、②提示された是正措置、③前回提示された是正措置の評価、及び④認証の結論を記載  付属書 3-3  SGEC/PEFC　プロジェクト認証　報告書様式   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | |  |  | |  | | |  |  | | **SGEC/PEFC**  **プロジェクトCOC 認証　報告書** | | | | | |  | | |  |  | | １　報告年月日 年　　月　　日 | | | |  | |  | | |  |  | | ２　認証機関 |  | 日本語 | | English | | 認証機関名 | |  | |  | | 審査機関　（認証機関と審査機関が異なる場合） | |  | |  | |  | | | |  | | ３　認証の種類 （該当するものに○印を付す。） | | | |  | | SGEC－COC/PEFC－COC プロジェクト認証 | | | | | |  | |  | |  | | ４　プロジェクト情報 | |  | |  | | 認証取得者（組織） | |  | |  | | プロジェクト名 | |  | |  | | プロジェクト代表者・管理主体（肩書き） | |  | |  | | 郵便番号 | |  | |  | | プロジェクトの住所 | |  | |  | | TEL | |  | |  | | 企業ウェブサイト URL | |  | |  | | 担当者名（肩書） | |  | |  | | 担当者メール | |  | | ←ハイパーリンク削除 | | プロジェクトメンバー | |  | |  | | 全体認証か部分認証か  （部分の場合はその箇所名） | |  | |  | |  | |  | |  | | ５　認証情報　(認証書の添付） | |  | |  | | 認証書番号 | | -project | |  | | 認証書発行日 | |  | |  | | 認証ステータス | | 有効 | |  | | ロゴライセンス番号 | |  | |  | |  | |  | |  | | ６　プロジェクトに関する情報 | |  | |  | | COC認証規格 | |  | |  | | COCの管理方式 | | 物理的 / パーセンテージ | |  | | 産業セクター | | 建築 | |  | | プロジェクトの概要 | |  | |  | |  | |  | |  |   **付属書 4**  **SGEC 文書管理について**  **1.　適用範囲**  この文書は、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC/PEFCジャパン)の文書管理について定める。  **2.　SGEC文書の分類**  **2.1**　SGEC規準文書：SGEC認証制度の規準を規定した文書  **2.2**　SGECガイド文書：SGEC認証制度の規準を解説した文書  **2.3**　SGEC参考文書：SGEC認証制度の管理運営に当たって参考となる文書  注意書　SGEC文書を次のように分類し整理する。   1. 規準文書：SGEC認証制度の管理運営を規定する規格とする。規格の末尾に添付する付属書は、「細部の規格」とする。 2. ガイド文書：「規格の解説（ガイド）」として整理する。（規格ではない） 3. 参考文書：規格の運用に当たって参考となる資料、若しくは外部機関が作成した参考となる資料とする。   **3.　SGEC文書の表示**  **3.1** SGEC規準文書  **3.1.1**　正式表示  　　文書名・文書番号　例えば　SGEC規準文書１  　　決議機関　制定年　例えば　理事会　2019  　　最終改正年月日　　例えば　2019,4,1  **3.1.2**　略称  　　文書名・文書番号・制定年若しくは最終改正年  例えば、SGEC基準文書１：2019  **3.2**　SGECガイド文書  　　文書名・文書番号・制定年（若しく最終改正年）  例えば、SGECガイド文書１：2019  **3.3**　SGEC参考文書  　　文書名・文書番号・制定年（若しく最終改正年）  例えば、SGEC参考文書１：2019  **付属書 5**    **SGEC/PEFC顕彰に関する文書**  **（旧**SGEC 附属文書5-2：2012を準用）  **序文**  この文書はSGEC/PEFC顕彰に関する規定を定める。  **１.　目的**  SGEC/PEFC認証制度の普及・啓発に貢献のあった団体及び個人、若しくはSGEC  が主催するコンテスト等（以下「コンテスト等」という。）において優秀な成績を収めた者を顕彰し、SGEC/PEFC認証制度の拡大・発展に資する。  **2. 顕彰の基準**  SGEC/PEFC認証制度の拡大・発展を展開していくうえで、模範となる普及・啓発活動若しくは事業を実施した団体及び個人､並びにコンテスト等において優秀な成績を収めた者に感謝状又は表彰状を贈呈することとし、その基準は次による。  （1）SGEC認証森林の管理・経営又はSGEC/PEFC認証制度をツールとした活動を通じて、SGEC/PEFC認証制度の普及・啓発に多大の貢献があった者  （2）SGEC/PEFC認証材の普及・拡大のモデルとなる公共建築物、住宅その他建造物及び家具その他認証製品を建造・製造し、SGEC/PEFC認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者  （3）SGEC/PEFC認証材・製品と消費者を結ぶモデル的なネットワークを構築し、SGEC/PEFC認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者  （4）その他SGEC/PEFC認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者、若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者、また上記以外に、SGEC/PEFC森林認証製品の適正な利用を促進する事業所を優良事業所として証することができる。  **3.　顕彰の推薦及び決定**  顕彰（感謝状又は表彰状の贈呈）の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC規格管理委員会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC評議委員会の意見を聴き、SGEC理事会で顕彰する者を決定する。  　なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者として会長が決定する。  　また、前項SGEC/PEFC森林認証製品の適正な利用を促進する優良事業所は会長がこれを決定することができる。  **4. 顕彰の方法**  顕彰は、前「3」の決定の基づきSGEC会長が行う。前項の顕彰は、SGEC/PEFCが主催するフォーラム、セミナーの席等で行う。  別紙様式  　　　SGEC/PEFC顕彰対象者の推薦   |  |  | | --- | --- | | 団体名　代表者名（個人の場合は氏名　所属団体名） |  | | 団体（個人）の所在地・住所  　　　電話番号、FAX番号  　　　E-mail |  | | 団体の概要（個人の場合は活動の概要） |  | | <顕彰する活動・事業内容若しくは作品等＞ | | | <顕彰する活動・事業内容等の効果＞ | | | ＜その他特記事項＞ | |   注意書：必要な関連資料を添付する。  附則  　この改正文書は202X年XX月XX日から施行する。 | SGEC文書  2 2012  理事会  2018.4.1  **SGEC認証制度の管理運営に関する文書**  目次  第1章　総　則  第2章　認証規格  第3章　森林管理認証  第4章　認証生産物及びCoC認証  第5章　認証機関  第6章　認証管理委員会等  第7章　苦情処理  関連文書  ・SGEC運用文書「2」-1　SGEC/PEFC認証制度の新規及び更新に係る認証審査調査調書等の報告  ・SGEC附属文書2-1「別紙　SGECロゴマーク」  ・SGEC附属文書2-2「SGECロゴマークの使用要領」  ・SGEC運用文書「2-2」-1 SGEC/PEFCロゴマークライセンス番号の仕組み  ・SGEC附属文書2-2-1-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」  ・SGEC附属文書2-2-1-2「PEFC ロゴライセンスの発行について」  ・SGEC附属文書2-2-1-3　SGECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの発行手続について  ・SGEC運用文書「2-2-1及び2」-1SGECロゴマーク及びPEFCロゴライセンスの発行について  ・SGEC附属文書2-2-2「SGEC/PEFC登録システム」  ・SGEC附属文書2-3「森林管理認証審査調書」  ・SGEC附属文書2-4「グループ森林管理認証の要件」  ・SGEC附属文書2-4-1「SGEC附属文書２－４グループ森林管理認証の要件」の「3　グループ主体と加盟者の機能と責任」の「3―1 共通事項」の文中の「年次内部監査プログラムに関する要求事項（改正）  ・SGEC附属文書2-5「定期審査調査事項」  ・SGEC附属文書2-6「森林管理認証公示料及びCoC認証公示料の一部改正について」  ・SGEC附属文書2-7「CoC認証審査調書」  ・SGEC附属文書2-8「統合CoC管理事業体の要件」  ・SGEC附属文書2-8-1 SGEC附属文書2-8「統合CoC管理事業体の要件」関連ガイド  ・SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  ・SGEC附属文書2-10-1-1 「SGEC認証機関の認定要件」  ・SGEC附属文書2-10-1-2「 SGEC認証機関の公示について」  ・SGEC附属文書2-10-1-3　 SGEC国際認証制度（PEFCとの相互承認に基づくSGEC認証制度）創設に伴う移行措置  ・SGEC 附属文書2-10-1-4　 SGEC認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について  ・SGEC附属文書2-10-2「統合CoC管理事業体認証」  ・SGEC附属文書2-10-3「認証機関の審査員の要件」  ・SGEC附属文書2-10-4（欠番）  ・SGEC附属文書2-10-5「SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について」  ・SGEC附属文書2-10-6　グループ森林管理認証  ・SGEC附属文書2-11「SGEC認証制度の管理運営」  ・SGEC附属文書2-11-1「SGEC苦情処理に関する文書」  ・SGEC附属文書2-12「SGEC規格の制定」  ・SGEC附属文書2-13「SGEC認証・認定の手順」  ・SGEC附属文書2-13-1「SGEC審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について」  ・SGEC附属文書2-13-2「SGEC及び／又はPEFC認証業務を行う認証機関の公示について」  ・SGEC運用文書「2-13-2」-1　SGEC及びPEFC認証機関の公示について  **第１章　総　則**  （総　則）  第１条　一般社団法人緑の循環認証会議　定款第３条第２項第１号の森林認証制度（以下「SGEC認証制度」という。）の管理運営については、この文書の定めるところによる。  　　この文書は、2016年6月3日付でPEFC総会においてPEFC国際規格との相互承認が認められている。  （SGECロゴマークの制定）  第2条　SGECは、SGECロゴマークを別紙の通り制定する。  2　有効なSGEC認証書を有する者等別に定める要件を満たす者は、SGECロゴマークを使用することができる。  **第2章　認証規格**  （認証規格）  第3条　定款第24条第2項の会長（以下「会長」という。）は、別に定める森林管理認証基準・指標・ガイドライン（以下「森林管理認証規格」という。）及びCoC認証ガイドライン（以下CoC認証規格」という。）を策定又は改正を行う場合には、公正、公平及び公開を旨とし、定款第５章の理事会（以下「理事会」という。）の決議に先立って、次の手続きを経なければならないものとする。なお、認証規格については５年を超えない範囲で見直しを行うこととする。  （1）定款第9章の評議委員会（以下「評議委員会」という。）を開催し、意見を聞くこと。  （2）広くステークホルダーの意見を聞くこと。  （3）理事会が定める期間パブリックコメントに付し、各界各層の意見を聞くこと。  2　会長が、前項の手続きを行った場合には、その意見等に対する措置について理事会及び社員総会（以下「総会」という。）に報告しなければならない。  **第3章　森林管理認証**  （森林管理認証）  第4条　第5章の認証機関（以下「認証機関」という。）が、森林管理認証規格に基づき森林管理認証審査（以下「森林管理認証審査」という。）を行った場合には、別に定める事項を記載したSGEC森林管理認証審査調書（以下「森林管理認証審査調書」という。）を作成する。  2　当該認証機関は、前項の森林管理認証審査調書において当該森林管理の認証を可とする場合には、当該森林管理者に認証書を交付するとともに、その旨SGECに報告する。  ３　SGECは、前項の報告があった場合には、当該森林管理認証を公示する。  ４　第2項の認証書の交付を受けた森林管理者が、当該森林において、第13条第１項の業種のうち認証生産物の生産（採取）及びその販売を行う場合には、第11条のCoC認証及びその公示を要しないものとする。但し、森林管理者が、前記認証生産物の生産（採取）及びその販売を行う場合は、SGEC文書3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」に基づくほか、SGEC文書4「SGEC-CoC認証ガイドライン」に基づき実施しなければならない。  （森林管理認証の種類）  第5条　森林経営規模及びその管理等の状況に応じ、次の種類により効率的、効果的な森林管理認証を行う。なお、グループ認証の要件は別に定める。  （1）個別認証  個別認証は、単独の森林所有者・管理者による認証区域を単位とした森林管理認証とする。  （2）グループ認証  グループ認証は、単一の認証書の下に多数の森林所有者・管理者で構成される認証区域を含む森林管理認証とする。なお、グループ認証の要件は別に定める。  （森林管理認証の有効期間及び更新）  第6条　第4条第2項の認証書及び同条第3項の公示は、5年を有効期間とし、この期間が経過すると、その効力を失う。森林管理者は、引き続き認証を受けようとする場合には、その更新のための認証審査を受けなければならない。なお、森林管理認証の有効期間の取り扱いは一つとし、追加して参画した認証区域についてもその有効期間の終期は、他の森林管理認証区域の有効期間の終期とする。  2　更新に係る認証の手続きは、第4条と同様とする。  （定期審査）  第7条　森林管理者は、当該森林管理認証を受けた認証機関により、認証森林の管理経営状況等について、年１回定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期審査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による第４条の森林管理認証を改めて受けなければならない。  2　認証機関は、前項の定期審査を行った場合には、その審査結果についてＳＧＥＣに報告する。  （森林管理認証の取消）  第8条　認証機関は、次の事実が判明した場合は、当該森林管理認証を取り消さなければならない。  （1）第4条第1項の認証審査、第6条第1項の更新のための認証審査及び前条の定期審査において是正することとした措置が講じられていない場合  （2）重大な違法行為等を行っていることが判明した場合  （3）その他森林管理の認証基準から著しく乖離している場合  2　当該認証機関は、前項の森林管理認証を取消した場合には、当該森林管理者にその旨通知するとともに、SGECに同様の報告を行う。  3　SGECは、前項の報告を受けた場合には、当該森林管理認証の公示を抹消する。なお、この場合、すでに納付された第9条の森林管理認証公示料及び第4条第4項の認証生産物の販売等に係る第17条のロゴマーク使用料は返却しない。  （森林管理認証公示料）  第9条　第4条第3項及び第6条第2項の公示を受けた場合の公示料金については別途附属文書でさためる。  **第4章　認証生産物及びCoC認証**  （認証生産物）  第10条　認証生産物とは、認証森林から生産された生産物が、その生産・加工・流通等の段階（以下「CoC」という。）で、第13条の認証対象業種の範囲内において、次条のCoC管理事業体による取り扱いがなされ、かつ、第2条第1項のSGECロゴマークによる表示等により管理されているものとする。  （CoC認証）  第11条　認証機関は、CoC認証規格に基づきCoC認証審査（以下「CoC認証審査」という。）を行った場合には、別に定める事項を記載したCoC認証審査調書（以下「CoC認証審査調書」という。）を作成する。  2　当該認証機関は、前項のCoC認証審査調書において当該CoCの認証を可とする場合には、当該CoC管理事業体に認証書を交付するとともに、その旨SGECに報告する。  3　SGECは、前項の報告があった場合には、当該CoC管理事業体のCoC認証を公示する。  （CoC認証の有効期間及び更新）  第12条　前条第2項の認証書及び同条第3項の公示は、5年を有効期間とし、この期間が経過するとその効力を失う。CoC管理事業体が、継続して当該CoC認証を受けようとする場合には、その更新のための認証審査を受けなければならない。なお、第13条第3項の統合CoC管理事業体のCoC認証の有効期間の取り扱いは一つとし、追加して当該統合CoC管理事業体に参画したCoC管理事業体のCoC認証の有効期間の終期は、当該統合CoC管理事業体のCoC認証の有効期間の終期とする。  2　更新に係る認証手続きは、前条と同様とする。  （CoC管理事業体の認証対象業種とその認証）  第13条　CoC管理事業体の認証の対象となる業種は、認証された森林から生産される生産物の生産（非木質生産物の採取を含む。）、加工、流通、建築、製紙業、印刷・製本業等及び森林サービス等森林に係るすべての業種とする。  2　CoC管理事業体は、前項の複数の業種について、同時にCoC認証を受けることができる。  3　前第１項の業種のうち１つ若しくは複数の業種を行うCoC管理事業体が構成員である組織であって、別に示す要件を満たす組織化された統合体にあっては、統合された１つのCoC管理事業体（以下「統合CoC管理事業体」という。）としてCoC認証及びその公示を受けることができる。  （定期審査）  第14条　CoC管理事業体は、当該CoC認証を受けた認証機関により、認証生産物の取り扱い状況等について、年１回当該CoCの定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期審査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による第11条のCoC認証を改めて受けなければならない。  2　認証機関は、前項の定期審査を行った場合には、その審査結果についてSGECに報告する。  （認証生産物の取り扱いの休止）  第15条　CoCＣ管理事業体が、認証生産物の取り扱いを休止しようとする場合には、当該事業体は、当該CoC認証を行った認証機関に、その旨申し出ることができる。  2　当該認証機関は、前項の申し出があった場合には、前条の定期審査を文書による審査とすることができる。  3　前項のCoC管理事業体から、認証林産物の取り扱いの休止をさらに１年間延長したい旨の申し出があった場合には、当該認証機関はこれを認めることができる。この場合、当該認証機関は、当該CoC管理事業体のCoC認証を取り消すとともにその旨SGECに報告し、SGECはその報告を受け当該CoC管理事業体のCoC認証の公示を抹消する。  4　前項のCoC管理事業体が、当該認証機関に当該休止以降、認証生産物の取り扱いを再開したい旨を申し出た場合において、当該ＣｏＣ管理事業体が第12条１項の有効期間内にある場合には、当該認証機関は、定期審査を実施し、当該CoC管理事業体のCoC認証の休止を解くことができる。  5　当該認証機関は、前項の措置を行った場合には、SGECにその旨報告することとする。SGECは、当該報告を受けた場合には、再度、当該CoC管理事業体のCoC認証の公示を行う。この場合の当該CoC管理事業体の取扱いは、一般のCoC管理事業体と同様とする。  （CoC認証の取り消し）  第16条　認証機関は、次の事実が判明した場合は、当該CoC管理事業体のCoC認証を取り消さなければならない。  （1）第11条の認証審査、第１２条の更新のための認証審査及び第14条の定期審査において是正することとした措置が講じられていない場合  （2）重大な違法行為等を行っていることが判明した場合  （3）当該認証生産物に非社会的な事実が判明した場合  （4）その他CoC認証の基準から著しく乖離している場合  2　当該認証機関は、前項のCoC認証を取消した場合には、当該CoC管理事業体にその旨通知するとともに、SGECに同様の報告を行う。  3　SGECは、前項の報告を受けた場合には、当該CoC管理事業体のCoC認証の公示を抹消する。なお、この場合、すでに納付された第１７条のCoC認証公示料及びロゴマーク使用料は返却しない。  （CoC認証公示料）  第17条　CoC管理事業体は第11条第3項及び第12条第2項の公示を受けた場合の公示料金については別途附属文書で定める。  **第5章　認証機関**  （認証機関の区分）  第18条　認証機関は、森林管理を対象として認証審査する機関、認証生産物を取り扱うCoCを対象として認証審査する機関並びにそれら両分野を対象として認証審査する機関とに区分する。  （認証機関公示の要件）  第19条　SGECは、申請のあった機関について、次の要件を満たし、且つ、本条第2項の要件を満たす場合には、認証機関として公示するものとする。  　　　 但し、PEFC認証機関の公示要件はPEFCST2003：2012付属書１要件を満たす機関とする  (1)  国際認定フォーラム（IAF）の国際相互承認協定（MLA）に署名した認定機関より、 製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）により適合している旨の認定をされていること。  (2) 当該認定の範囲には、SGEC森林管理認証規格(SGEC文書3)及び同CoC規格(SGEC文書4)並びに関連する附属文書を含むこと。  (3) 日本において法人登記がなされていること。  なお、具体的な認証機関の認定要件は別途附属文書で定める。  2　認証機関は、前各項の要件のほか、次の要件を備えなければならない。  （1）森林管理認証審査を行う認証機関  ア　森林の管理経営並びにその経済的、社会的及び自然的環境に関する十分な知識と技術的能力を有していること。  イ　SGEC森林管理に係る認証規格について、公正に森林へ適用する技術的能力を有していること。  ウ　森林・林業に関する法令・制度に関する知識を有していること。  （2）認証生産物を取り扱うCoC認証審査を行う認証機関  ア　森林の管理経営及びその生産物の生産（採取）・加工・流通・建築等について十分な知識を有していること。  イ　SGEC認証生産物に係る認証規格について、生産・加工・流通現場への認証手順に係る業務能力を有していること。  ウ　森林生産物に関する法令・制度に関する知識を有していること。  （3）認証機関は、SGEC認証制度がPEFCとの相互承認の制度の下で認証業務を実施するに必要なPEFCの認証規格等認証システムに関する知識・理解を有していること。  （公示の申請）  第20条　前条の認証機関の公示を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をSGECに提出する。  （1）機関の名称及び代表者の氏名並びに住所  （2）組織及び業務の概要  （3）認証審査業務の執行体制  （4）認証審査要員の資格の保有状況等  （5）前条の要件  2　前項の申請書に、次に掲げる書類を添付する。  （1）定款又は寄付行為  （2）認定機関の認定書  （3）直近の会計書類  （4）直近の事業計画及び収支予算  （5）その他必要な資料  3　SGECは、第１項の申請を受けた場合には、理事会の決定に基づき公示を行うこととするが、具体的な認証機関の公示については別途附属文書で定める。  （公示の有効期間）  第21条　前条の公示の有効期間は、認定有効期間を基本とするが、具体的には別途附属文書で定める。  （認証機関公示料）  第22条　第20条第の公示を受けた機関は、別に定める認証機関公示料をSGECに納付しなければならない。  （認証機関の公示の終了又は中止）  第23条　認証機関が第21条の要件を満たさない場合は公示の終了又は中止を行う。具体的には別途付属文書で定める。  第6章　認証管理委員会等(廃止)  （認証管理委員会）  第24条　認証制度の管理運営状況について調査し、審議するために、会長は理事会の承認を得て認証管理委員会を設置する。  2　認証管理委員会は、前項の調査、審議を行い会長に意見を述べる。  3　認証管理委員は、学識経験者等のうちから理事会の承認を得て会長が選任する。  4　認証管理委員は、7名以15名以内とし、その任期は2年以内とする。また、認証管理委員のうち1名を座長とし、1名を座長代理とする。  5　認証管理委員会が、会長に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。  （1）認証管理委員会の開催日時及び場所  （2）認証管理委員の出席状況  （3）意見の内容  （専門部会）　（規格管理委員会に名称変更　定款へ）  第25条　会長は、第３条で規定する認証規格の制定（改正）に関する最終原稿の策定及び関連事項の調査を行うために専門部会を設置する。  2　専門部会は、会長の諮問を受けて前項で規定する事項の審議を行う。  3　専門委員は、専門的知識を有する学識経験者他広く関係するステークホルダーから会長が任命することとするが、具体的には別途附属文書で定める  **第7章　苦情処理**  （苦情の申し出）  第26条　SGEC認証制度の管理運営に係わって不利益を被った者は、SGECに対して苦情を申し出ることができる。  （苦情の申し出に対する措置）  第27条　定款第２４条の監事は、理事会の意見を聞いて、是正等の措置を策定し、会長にその措置を講じるよう通知しなければならない。  2　会長は、前条の通知があった場合は、当該苦情を申し出た者に対して当該苦情の申し出に対する措置について、通知しなければならない。  3　会長は、前項の措置を行った場合には、理事会及び監事並びに総会に報告しなければならない。  附則  この規程は、2011年12月14日の設立総会で決議のあった日から6カ月を超えない範囲で理事会の定める日から施行する。  但し、この規定が施行されるまでの間は、旧『緑の循環』認証会議（SGEC）運営規程（以下旧運営規程という。）及びその関連する旧規程の定めるところによる。  また、旧運営規程第2条第2項の認定書、第7条第2項の証書、第14条第4項の認定及び18条第4項の登録について、同旧運営規程で定めるその効力を有している期間内にある場合は、同旧運営規程等関係する旧規程の定めるところによることができる。  附則2  2011年12月14日開催の理事会において、この規程の施行は2012年4月１日とすることが決議された。  附則3  2012年5月29日一部改正  附則4  2013年12月25日一部改正  附則5  2014年3月28日一部改正  附則6  2015.3.25  PEFCとの相互承認に移行するに当たっての制度改正に伴う第7条及び第14条に規定する定期審査に関する特例措置  第7条の定期審査について、次のように定める。第4条の森林管理認証の公示を受けた森林管理者が、同森林管理認証を実施した認証機関に交代して他の認証機関に実施させる場合、原則第7条を適用する。ただし、当該認証を実施した認証機関がISO/IEC　17065の6.2.2（外部委託）に準じた要求事項のもとで行った認証審査結果に基づき定期審査を実施するに必要な情報を当該交代する認証機関に提供する場合にあっては、当該森林管理者は第７条に規定する「第4条の森林管理認証」を改めて受けることを要しないものとする。また、第１４条の定期審査について、第11条のCoC認証の公示を受けたCoC管理事業体が、同CoC認証審査を実施した認証機関に交代して他の認証機関に実施させる場合においても、前記と同様の要件が満たされた場合にあっては、当該CoC管理事業体は第14条に規定する「第11条のCoC認証」を改めて受けることを要しないものとする。  附則7  2015.3.25 一部改正  この改正文書（2015.3.25 改正）は、2015年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2014年3月28日施行）の規定によることができることとする。  なお、更新（定期）審査に係るSGEC文書3並びに同４及び関連する文書で規定する認証規格に関する移行期間は2015年9月30日とする。  附則8  2015.12.10一部改正  この改正文書（2015.12.10日改正）は、2016年1月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則9  この改正文書（2016.2.10日改正）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則10  この改正文書は、2016年7月1日から施行する。  附則11  この改正文書は、2018年4月1日から施行する。  **報告書様式**  SGEC附属文書2-3：2012及びSGEC運用文書「2-3」-1：2016、SGEC附属文書2-7：2012及びSGEC運用文書「2-7」-1：2016並びにSGEC附属文書2-5　2012及びSGEC運用文書「2-5」-1：2016は「附属書２」に統合  SGEC 附属文書  5-１ 2012  会長決済  2016,7,1,  **SGEC 文書管理について**  この文書は、一般社団法人緑の循環認証会議の文書管理について定める。  1 用語の定義  ・文書名：文書の略称  ・文書記号：文書番号・文書施行年度  ・決議(決済)機関：決議(決済)した機関  ・施行年月日：文書施行年月日、ただし、改正されている場合はその最終  改正年月日  2 表記方法  （1）文書名（文書の略称）と文書番号:SGEC 定款 １  SGEC 管理運営文書 2  森林管理認証基準 3  CoC 認証ガイドライン 4  その他文書 5  ただし、附属文書番号は当該文書番号に「－」を付した数字で表示  （2）決議（決済）機関：社員総会、理事会及び会長決済  3 記載例  別表SGEC ロゴマーク （文書名）  2-1、2012 （文書番号及び文書施行年度）  会長決済 （決済（決議）機関）  2012,04,01 （最終改正年月日）  上記記載例を文書の末尾若しくは文頭に記載する。但し、文頭に記載する場合は文書名を割愛する。  4 運用文書  会長は、規格を規定する施行文書の円滑な運用を期すために運用文書を定めることが出来る。但し、本文書は規格文書ではない。  運用文書の番号は次による。  運用文書番号中「 」内数字は関係規格文書番号、末尾数字は運用文書番号  例 「運用文書「2」-1 」 は「SGEC 文書2」の一番目の運用文書  「2016 年6 月3 日制定（改正）」は制定若しくは改正年月日  5 施行文書は一覧表として整理し、保管する。  附則  　この文書は2012年4月1日より施行する。  附則2  2016年7月1日に一部改正  　この改正文書は2016年7月1日より施行する。  SGEC 附属文書  5-2 2012  会長決済  2017,4,1,  S**GEC/PEFC顕彰に関する文書**  序文  　この文書はSGEC/PEFC顕彰に関する規定を定める。  １　目的  　SGEC/PEFC認証制度の普及・啓発に貢献のあった団体及び個人、若しくはSGEC  が主催するコンテスト等（以下「コンテスト等」という。）において優秀な成績を収めた者を顕彰し、SGEC/PEFC認証制度の拡大・発展に資する。  2 顕彰の基準  　SGEC/PEFC認証制度の拡大・発展を展開していくうえで、模範となる普及・啓発活動若しくは事業を実施した団体及び個人､並びにコンテスト等において優秀な成績を収めた者に感謝状又は表彰状を贈呈することとし、その基準は次による。  （1）SGEC認証森林の管理・経営又はSGEC/PEFC認証制度をツールとした活動を通じて、SGEC/PEFC認証制度の普及・啓発に多大の貢献があった者  （2）SGEC/PEFC認証材の普及・拡大のモデルとなる公共建築物、住宅その他建造物及び家具その他認証製品を建造・製造し、SGEC/PEFC認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者  （3）SGEC/PEFC認証材・製品と消費者を結ぶモデル的なネットワークを構築し、SGEC/PEFC認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者  （4）その他SGEC/PEFC認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者  　　若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者  　また、上記以外に、SGEC/PEFC森林認証製品の適正な利用を促進する事業所を優良事業所として証することができる。  3　顕彰の推薦及び決定  　顕彰（感謝状又は表彰状の贈呈）の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC専門部会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC評議委員会の意見を聴き、SGEC理事会で顕彰する者を決定する。  　なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者として会長が決定する。  　また、前項SGEC/PEFC森林認証製品の適正な利用を促進する優良事業所は会長がこれを決定することができる。  4 顕彰の方法  顕彰は、前「3」の決定の基づきSGEC会長が行う。前項の顕彰は、SGEC/PEFCが主催するフォーラム、セミナーの席等で行う。  別紙様式  　　　SGEC/PEFC顕彰対象者の推薦   |  |  | | --- | --- | | 団体名　代表者名（個人の場合は氏名　所属団体名） |  | | 団体（個人）の所在地・住所  　　　電話番号、FAX番号  　　　E-mail |  | | 団体の概要（個人の場合は活動の概要） |  | | <顕彰する活動・事業内容若しくは作品等＞ | | | <顕彰する活動・事業内容等の効果＞ | | | ＜その他特記事項＞ | |   （注）必要な関連資料を添付する。  附則  　この文書は2012年4月1日から施行する。  附則2  　この改正文書は2016年11月1日から施行する。  附則3  　この改正文書は2017年4月1日から施行する。  附則4  　この改正文書は2018年4月1日から施行する。 |
| **SGEC規準文書2「規格の制定」（改正案）　他関係文書**  **(改正部分：アンダーライン　　全面的改正)** | **SGEC附属文書2-12「SGEC規格の制定」　他関係文書**  **（現行文書）** |
| **SGEC規準文書２**  理事会　202X  202X.xx.xx  **SGEC規準文書2　「規格の制定」　改正案**  目次  はじめに  序論  １．適用範囲  ２．規準文書  ３．用語と定義  ４．規格制定の原則  ５．規格制定者  ６．規格制定のプロセス  ７．承認と公開  ８．規格の定期的なレビュー  ９．規格の改正  **はじめに**  一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC/PEFCジャパン」という。）は、森林認証と林産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理の促進を図る団体であり、SGEC/PEFCの認証主張やラベルは、原材料の出処が持続可能に管理された森林であることを顧客やエンドユーザーに確証する。  SGEC/PEFCジャパンは、SGEC認証制度を管理するとともに、PEFC評議会から日本国内におけるPEFC国際認証制度の管理について委託を受けている。  SGEC認証制度は、PEFC評議会によってPEFC国際認証制度との適合性について審査を受け、承認を受けている。  本規格は、広範囲にわたるステ―クホルダーを含む、オープンで、透明な、公開協議およびコンセンサスに基づくプロセスを踏んで策定された。  本規格は、SGEC附属文書2-12:2015「SGEC規格の制定」を無効化し、これに代替する。  **序論**  本規格は、SGEC規準文書1「SGEC認証制度の管理運営規則」（以下「管理運営規則」という。）「2」で規定する規格の制定に係る要求事項を定める。  本規格は、日本の森林の状況やその環境、社会、経済、歴史的な側面を十分考慮し、その実態に即した持続可能な森林管理を実現するために必要な規格の制定に係る要求事項を定める。  本規格で定める適切な森林の管理とは、環境、社会、経済、歴史的な各側面に関わるPEFC国際規格及び国内外の法令等に適合する基準とそのプロセスの下で、持続可能な森林を実現するための総合的なアプローチである。その中で、森林の管理によって影響を受けるステークホルダーの参画は、森林認証制度の制定や森林管理に係る規準文書の決定に必須の要素である。SGEC認証制度は、規格制定のプロセス（図１及び付属書を参照）について、公明・公正で、かつ透明性であり、広範囲なステークホルダーの参画の下で成立するコンセンサスを基盤にしている。  本規格は、ISO/IECガイド59及びガイド2に依拠する。更に、社会環境基準設定のための適性実施規範（ISEAL）も考慮されている。  本規格における規格制定と関連条項の改正のプロセスの手順は下図のとおりである。なお、規格制定に関する責任を負うSGECの恒常的な委員会等については付属書で解説する。  図１  本規格における規格制定及び改正のプロセス  規格の提案 (6.1)  ステ―クホルダーのマッピング(6.2)  公表とステ―クホルダーの招聘（6.3）  作業グループ・委員会の組成(6.4.1- 6.4.3)  規格の定期的レビュー　（8）  と改正　（9）  原稿文書の作成（6.4.4）  公開協議（6.5）と試行テスト（6.6）  最終原稿に関するコンセンサスの達成（6.4.5 – 6.4.8）  規格の正式承認　（7.1）  規格の公表　（7.2）  **１.　適用範囲**  この文書は、森林管理認証規格及び林産物認証規格に係る規格の策定、レビュー又は改正に当たって求められる要求事項を定める。  森林認証制度に関わる新たな国際条約等の締結、国内制度の改正、更には新たな知見等が公表された場合で、必要な場合は速やかに認証規格の改正を行わなければならない。特に、ILO169号条約及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの国際条約等並びに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下「アイヌ施策推進法」という。）」などの国内法に関連するアイヌ民族関連については、関係団体等との情報の共有に努めるとともに国及び関係行政機関による関連施策の動向について注視し、適格に対応しなければならない。  **2. 規準文書**  この文書の適用にあたって、下記の文書が適用される。  ISO/IEC ガイド59:1994 標準化のための優良実施基準  ISO/IEC ガイド2: 1996 標準化およびその関連活動に関する一般的な用語  PEFC GD 1007:2017認証制度及びその改正の承認と相互承認  PEFC ST 1001:2017　規格の制定－要求事項  **3.　用語の定義**  この項で述べる定義に加えて、ISO/IEC ガイド2によって定められる用語と定義が適用される。  **3.1** コンセンサス  重大な問題に関して、利害関係者の主要な部分からの継続的な反対のない状態であり、すべての当事者の見解を考慮した全体的な合意。特に、対立した見解については十分な議論・調整のプロセスを経たうえで成立した合意。  注意書：コンセンサスは全員一致を指す必要はない。（ISO/IECガイド2）  **3.2**　編集上の変更  技術的な規格の内容の変更を伴わない制度（規格文書）の変更。  注意書：本項には、明瞭化、指針、文法上の変更を含む。  **3.3** 照会用原稿  公開協議に付されるために提案された原稿  **3.4** 最終原稿  最終承認（理事会）に付されるために提案された原稿  **3.5** 規準文書  森林管理等の行為やその結果に関わる規則、指針、又は特徴を提供する文書。  注意書1：「規準文書」は、規格文書、技術的な仕様書、実施規則文書、規定文書などの文書を指す一般的な用語である。  注意書2：「文書」とは、その構成（項目）や内容が記述（記録）されたたものである。  注意書3：：上記注意書1で例示されるような異なる種類の規準文書に関する用語は、その文書の意味する内容が単一のものと考えた上で定義される。（ISO/IECガイド2）  **3.6** 一般公開  関心を有する一般の人が、情報の種類・媒体・形態等その形は問わないが入手が可能であること。  注意書1：情報が要求によってのみ入手可能である場合は、文書においてこれを「要求により入手可能」と明確に示すこと。  注意書2：不利な状況に置かれたステークホルダーに対しては、そのアクセスを確実にするための特別な配慮が必要である。例えば、電子メディアへのアクセスを持たないことが確認されたステークホルダーに対しては印刷された情報を提供することなど。  **3.7** 改正  規準文書について、その内容に関し必要な改正（変更）を加えること。  注意書：改正の結果は、新しい版の規準文書の発行によって提示される。（ISO/IEC ガイド2）  **3.8** レビュー  規準文書について、再承認、変更、又は廃止されるべきかどうかを検証し決定するために、その文書を点検する行為。（ISO/IEC ガイド2）  **3.9** ステークホルダー  本規格の主題に関して関心を有する個人、団体又は組織。  **3.10** 影響を受けるステークホルダー  本規格の施行によって生活や事業等又は労働条件に直接影響する可能性のある個人、団体又は組織並びに地域社会、あるいは、本規格の使用者となる可能性のあるステークホルダーで、本規格の要求事項の対象となる者。  注意書１：影響を受けるステークホルダーには、隣接する地域共同体、先住民、労働者などが含まれる。しかし、本規格の主題に関心を有すること（NGO、科学共同体、市民社会など）は、影響を受けることと同意義ではない。  注意書2：本規格の使用者となる可能性のあるステークホルダーは、主に認証取得主体となる者である。例えば、森林管理規格の場合の森林管理者又はCOC規格の場合の木材加工企業等がこれに該当する。  **3.11** 不利な立場にあるステークホルダー  資金的又は遠隔地等その他の理由で、規格の制定作業に参画することが困難であるなどその立場が不利にあるステークホルダー。  **3.12**　主要なステークホルダー  規格制定作業を適格に行いその成果を得るために、関与が不可欠なステークホルダー。  **3.13** 規格  コンセンサスに基づいて制定され、SGEC理事会等の承認を受けた文書であり、共通使用や反復使用を目的に、関連する諸規準への適合の度合い又はその管理を実現することを目標にする行為並びにその結果に関わる規定、指針等を明示する文書。  注意書：規格は、科学や技術合理性及び経験上の成果に即した最適な効果を目指すべきものである。  **3.14** 規格制定者  一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC/PEFCジャパン」という。）とする。  注意書：SGEC/PEFCジャパンは、SGEC認証制度に関する規格の策定及びその運営の責任を負う。  **3.15** 作業用原稿  規格管理委員会の内部検討のために準備される原稿。  **4．規格制定の原則**  規格制定のプロセスは、下記の主要原則による。  （ａ）ステークホルダーの関与  規格管理委員会又は公開協議への参画を通して、すべてのステークホルダーに開かれたプロセスへのもとで有意義な参画の機会が確実に提供されなければならない。  （ｂ）バランスの取れた代表者  プロセスの中で特定のステークホルダーグループが支配する、又は支配されることがあってはならない。各関係ステークホルダーは自由に参画できることはもとより、すべての関係ステークホルダーの団体（グループ）からの代表として参加できること、更には、参加するステークホルダーの性別上の適切なバランスを考慮することを確実にするための努力を行わなければならない。  （ｃ）コンセンサス  規格は、コンセンサスに則ったプロセスを経て策定され、承認を受けなければならない。特定の問題に関する継続的な反対は、できる限り対話による解決を図るよう努めなければならない。  （ｄ）改善  規格は、定期的なレビューにより継続して改善が行われ、常にステークホルダーの期待に応えられることを確実にしなければならない。  （ｅ）透明性  関連文書の一般公開に当たっては、ステークホルダーが公開の期間中や終了後に、その進行プロセスについて追跡ができるように措置しなければならない。  **5. 規格制定者**  　SGEC認証制度に係る規格制定者は、SGEC/PEFCジャパンとし、本文書で規定する責務を履行するものとする。  **5.1**　規格制定の手順  **5.1.1**　規格制定者は、規格制定に当たって、下記の手順書に基づき実施しなければならない。  (a)　コンセンサスの成立として規格管理委員会（6.4参照）及びその他の規格制定に関する責任を負う恒常的な委員会等（7.1参照））の組織構造  (b)　文書化された情報の保管の手順  (c)　ステークホルダーの代表者間のバランスを図るための手順  (d)　規格制定のプロセス  (e)　コンセンサス成立のためのメカニズム  (f)　規準文書（規格文書）のレビューと改正  注意書：SGEC認証制度に係る「規格制定に関する責任を負う恒常的な委員会等」については、付属書において詳述する。  **5.1.2** 規格制定の手順を公表し、これを定期的にレビューしなければならない。レビューに当たっては、ステークホルダーからのフィードバックを考慮しなければならない。  注意書：ここでいう「フィードバック」とは、規格制定についてステークホルダーや第三者から見た評価・意見や関係する情報を規格制定者に伝えること。  **5.2**　文書化された情報  **5.2.1**　規格制定者は、規格の制定とレビューのプロセスに関わる情報を文書化（以下「文書化された情報」という。）し、保管しなければならない。規格制定等に係る情報文書は下記を含まなければならない。  (a)　規格制定の手順  (b)　ステークホルダーを確認するためのマッピング  (c)　連絡及び／又は招聘したステークホルダー  (d)　規格管理委員会への参加を含む規格制定行為に関与したステークホルダー  (e)　ステークホルダーのフィードバックとその対処の要約  (f)　すべての段階での原稿と最終原稿  (g)　規格管理委員会による考慮の結果  (h)　最終原稿に対するコンセンサス成立の証拠書類  (i)　レビューのプロセスに関す証拠書類  (j)　規格の制定の最終（理事会）承認  **5.2.2** 文書化された情報は、当該規格の次回のレビュー又は改正作業の完了まで保管されなければならない。これ以外の文書化された情報については、当該規格の公表から最低5年間は保管されなければならない。  **5.2.3** 文書化された情報は、関係者からの要求があれば入手可能でなければならない。  **5.3**　苦情の扱い  **5.3.1**規格制定者は、規格の制定に係るあらゆる状況及びプロセス上に関連する苦情を扱う手順について、SGEC規準文書8「SGEC苦情処理に関する規則」に基づき実施しなければならない。その手順は、ステークホルダーによるアクセスを可能としなければならない。苦情を受理した場合、下記の対応を実施しなければならない。  (a)　申立人に対し該当の苦情を受理したことを確認する。  (b)　当該苦情に的確に対応するために必要なすべての情報を収集して検証し、その苦情の意図する旨（主題）を公平に把握・評価し、その苦情に関する対応・措置を決定する。  (c)　申立人に対して当該苦情に関する決定内容を正式に伝え、その処理のプロセスを解説する。  5.3.2　規格の制定に関する照会や苦情の連絡窓口は、前掲のSGEC文書8「SGEC苦情処理に関する規則」に基づき同事務局とし、容易にアクセスが可能で、常に利用可能な体制を保持していなければならない。  **6．　規格制定のプロセス**  **6.1**　規格の提案  **6.1.1**　新しい規格を策定するに当たっては、規格制定者は下記を含む提案書を作成しなければならない。  (a)　当該規格の適用範囲  (b)　当該規格を必要とする正当な理由  (c)　当該の目指す成果の明確な説明  (d)　当該規格の実行による潜在的な悪影響のリスク評価。  例えば、  ・成果の達成に悪影響を及ぼす可能性のある要因  ・実行による意図せぬ結果  ・確認されたリスクへの対処措置  (e)　規格制定におけるプロセスの説明と予想される時間的枠組み  注意書：提案書の作成とその正当化に関する指針は、「ISO DirectiveのPart 1, Annex CとAnnex SL(Appendix 1)」において提供されている。  **6.1.2**　規格の改正において、該当する提案には少なくとも6.1.1項の(a)と(e)を対象に含めなければならない。  **6.2**　ステークホルダーの確認  **6.2.1**　規格制定者は、ステークホルダー・マッピングの実行を通じて、当該規格制定の目的とその対象範囲に関わりを有するステークホルダーを確認しなければならない。この場合、当該ステークホルダー若しくはその団体について、当該規格案において規定する趣旨（主題）に対する関連性及びその理由を明らかにしなければならない。ステークホルダー若しくはその団体ごとに、最重要と思われる事項（主題）及びステークホルダーの特定、更には、その連絡・通信手段を確認しなければならない。  **6.2.2** ステークホルダー若しくはその団体の確認は、1992年のリオ国連環境・開発会議（UNCED）のアジェンダ21が定める9つの主要なステークホルダーグループに基づかなければならない。少なくとも、下記のグループがステークホルダー・マッピングに含まれなければならない。  ・森林所有者  ・実業、産業関係者  ・先住民  ・非政府団体（NGO）  ・科学・技術者  ・労働者及び労働組合  規格の制定に関連がある場合は、その他のグループを追加することができる。  注意書：リオ国連環境・開発会議（UNCED）のアジェンダ21が定める9つの主要なステークホルダーグループのリストは、(i) 実業、産業関係者、(ii)子供と若者、(iii)森林所有者、(iV)先住民、(V)地元当局、(Vi)非政府団体、(Vii)科学・技術界、(Viii)女性、(iX)労働者および商業組合からなる。  **6.2.3** 規格制定者は、不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーについて特定し、確認なければならない。この場合、これらのステークホルダーの規格制定への参画を制約する要因に対しては、その対応について的確に対処しなければならない。  注意書：特定のステークホルダーが、不利な立場にあると同時に主要な立場にあることは実態として在り得る。  **6.3**プロセスの公表  **6.3.1**　規格制定者は、規格制規格制定のプロセス開始に当たって、プロセスへの参加招聘を含む案内状を公表しなければならない。この案内状は、ステークホルダーによる意義ある関与を可能とするために、時宜を得た適切な手段で行われなければならない。  ・案内状や招聘は、下記を含まなければならない。  ・当該規格制定のプロセスの概要  ・当該規格の提案書の入手方法  ・プロセスにステークホルダーが参画する機会に関する情報  ・ステークホルダー若しくはその団体の代表者に対する規格管理委員会への参加案内（6.4項参照）  ・不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーの招聘は、関連情報について予定されたステークホルダーに確実、かつ、理解可能な形で届けられるよう案内しなければならない。  ・明白な招聘及び適用範囲と規格制定プロセスに関するフィードバックの提出方法に関する明確な案内、規格制定の手順の入手方法  注意書1：「時宜を得た」とは、規格制定の審議開始日程から少なくとも4週間前を意味する。  注意書2：「適切な手段」とは、少なくても規格制定者のウェブサイト及びステークホルダー宛の電子メール又は書状を意味する。その他の手段には、メディアリリース、ニュース記事、業界メディアによる紹介、支店・支社組織、社会的メディア、電子メディア、その他がある。  **6.3.2** 規格制定者は、公開協議に回答されたフィードバックに基づき規格制定プロセスをレビューしなければならない。  **6.4**　規格管理委員会（同委員会内に設置される「作業部会」を含む。）に関する要求事項  **6.4.1**会長は規格制定活動に関する責任を負う恒常的な規格管理委員を任命し、規格管理委員会を組織する。規格管理委員会の開催に当たっては、規格制定者は規格制定の提案と同委員会への参加案内を公表し、同委員会への参加希望者を募ったうえで同希望者を同委員会の委員の追加任命を行い、同部会の委員構成を調整しなければならない。 なお、規格管理委員の追加任命については、規格管理委員会へ参画する団体の代表者間のバランス、性別上の適切なバランス、組織の認証との関連性、個人的な技量と経験及び規格制定に関連して利用可能な資源の状況等を考慮のうえで適切に決定しなければならない。  **6.4.2** 規格管理委員会は下記を満たさなければならない。  (a)　規格策定のプロセスについては、当該規格の関連する趣旨（主題）や地理的な対象範囲について特定の関係者が利害を支配したり、又は支配されたりする事態が生じないように、ステークホルダーの代表者の任命や会議の決議・採択に当たって、関係するステークホルダーのタイプ・類型を考慮したバランスがとれたものとすること。  (b)　規格の関連主題についての専門知識を有するステークホルダー、当該規格によって実質的な影響を受ける者、及び当該規格の実行に影響を及ぼす者を含めること。影響を受けるステークホルダーは、規格管理委員会への参加者の中に、その代表として適切な割合で配置されなければならない。  **6.4.3** 代表者間のバランスの確保のために、すべての確認されたステークホルダーグループ（6.2項参照）の代表が参加できるように努めなければならない。主要なステークホルダー参加に関する目標を設定し、個人的な電子メール、電話、会合への招待などを通して積極的にその参加を求めなければならない。  注意書：　ステークホルダーグループの代表、又は主要なステークホルダーの参加が不可能な場合には、その代替する他のオプション・方法について考慮して対応することは可とする。  **6.4.4** 規格管理委員会の活動は、下記を満たす公平・公正でかつ透明な方法で組織されなければならない。  (a)　規格管理委員会の委員全員が、作業用原稿を入手できること。  (b)　規格管理委員会の委員全員に、規格の策定又は改正に寄与し、作業用原稿に対するコメントを提出する意義ある機会が与えられること。  (c)　規格管理委員会のどの委員から提出されたコメントや見解であっても、公平・公正でかつ透明な方法で勘案され、その解決法や提案された変更事項は記録されること。  **6.4.5**　最終原稿を承認に推薦する規格管理委員会の決定は、コンセンサスに基づいて行われなければならない。継続的な反対意見の有無を決めるために、規格管理委員会は、下記の方法を活用することができる。  (a)　会議の席上で、  ・口頭または挙手による可否の決議をとる、  ・反対の声や挙手がなく議長がコンセンサスの成立を表明する、  ・正式な投票をする、など。  (b)　口頭による投票を伴う電話会議。  (c)　電子メールによる会議で、正式な文書による投票。又は、  (d)　上記の方法を組み合わせたもの。  **6.4.6** 採決のために投票が利用された場合の規格制定のプロセスにおいて、数によるコンセンサスの成立の可否については、多数決の原理（出席者の２分の１以上の賛成）を基本とし、コンセンサスの定義（3.1項参照）に準じなければならない。なお、この場合、特に、コンセンサスを成立させるために、多数決の原理を継続的な反対に優先させることはできないものとする。  **6.4.7** 重要な問題について、継続的な反対がある場合、その問題は下記の方法により解決しなければならない。  (a)　論争となっている問題に関して、規格管理委員会内の議論や交渉を通じて妥協点を探す。  (b)　紛糾する問題に関して反対票を投じるステークホルダーとそれとは異なる見解を有する他のステ―クホルダー間の直接交渉を通じて妥協点を探す。  (c)　ステークホルダーからのさらなる見解が未解決な問題に関するコンセンサスの成立の手助けとなる認めら、これに必要な場合には、追加的な公開協議の実施を検討する。この場合　規格制定者は追加的な公開協議の範囲と期間を定める。  **6.4.8** 重要な問題が解決せず継続的な反対が続く場合には、規格制定者は、公平かつ客観的な手順に従って紛争解決に向けた作業を開始しなければならない。  **6.5** 　公開協議  **6.5.1** 規格制定者は、照会用原稿に基づく公開協議（パブリックコメント）を実施し、下記を確実にしなければならない。  (a)　公開協議の開始と終了を適切な手段と時期により公表すること。  注意書：適切な時期とは、公開協議の開始の一日前とする。  (b)　バランスのとれたステークホルダーグループの参画を目指して、ステークホルダーマッピング（6.2項参照）によって確認された各ステークホルダーにコメントを求める案内状を直接送付すること。  (c)　不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーへの案内状は、受け取りが確実で、かつ分かり易い方法で届けること。  (d)　照会用原稿は、一般に入手可能であること。  (e)　公開協議は少なくても60日間継続すること。  (f)　受理されたすべてのコメントは、規格管理委員会によって客観的に勘案されること。  (g)　題材毎にフィードバックの要約は、それを考慮した結果も含めてまとめること。この要約は、ウェブサイト等で一般公開し、また、該当のフィードバックを寄せたそれぞれのステークホルダー／団体にあてて送付されること  注意書：前記要約を明確にするために、異なるステークホルダーから同様のフィードバックがあった場合には、まとめること可とする。但し、、原則としては、ステークホルダー毎にフィードバックが確認できるように、個々のフィードバックをそれぞれ公開するように努めること。  **6.5.2** 規格管理委員会において、新たな規格の創設の最終原稿を決定した場合には、規格制定者は少なくとも30日間にわたる第二回目の公開協議を実行しなければならない。  **6.6**　試行テスト  規格制定者は、新たに創設される規格について、その明確性、審査可能性、要求事項の実行可能性を評価するために、試行テストを実行しなければならない。  注意書：既存の規格の改定について、その運用経験で試行テストを代替できる場合には、その実施を要しない。  **7. 承認と公表**  **7.1** 規格の正式な承認  規格管理委員会においてステークホルダー間でコンセンサスが成立した場合には、評議委員会の意見を聴き、理事会の決議を得た上で当該規格／規準文書を正式に承認しなければならない。  **7.2** 規格の公表と入手可能性  **7.2.1** 　正式に承認された規格は、特に定めのない場合は承認後14日、又は特に期間を定める場合はその期間内に、公表のうえ入手可能にしなければならない。  **7.2.2** 規格には下記を含めなければならない。  (a)　SGEC/PEFCジャパンの組織と連絡先情報  (b)　規格の公式言語は日本語であることを明記  (c) 　SGEC理事会の承認の日付と次回の定期的なレビューの日付  注意書：次回の定期レビューの日付については、特別な事情によってステークホルダーの期待やその他の予想される事態が生じた場合には、これを考慮して5年より短い期間内であることが認められる。  **7.2.3** ステークホルダー等から規格書の要求があった場合には、その印刷管理に要する費用（コスト）以内で提供しなければならない。  **7.2.4**　規格制定者は、PEFC評議会に報告する規準文書に係る策定報告書（PEFC GD 1007参照）は公開しなければならない。  **8. 規格の定期的レビュー**  **8.1** 総論  規格文書は、5年を超えない期間の間隔をもってレビューされなければならない。レビューは、規格の実行中に受け取られたフィードバックについて考慮するとともに、ギャップ分析に基づかなければならない。必要であれば、更なるフィードバックやその他の意見を得るためにステークホルダーとの協議を行わなければならない。  **8.2**　フィードバックの仕組と組織  **8.2.1**　規格制定者は、規格に関するフィードバックの収集及び記録のための常設の仕組と組織を設立し、維持しなければならない。この仕組と組織には、SGEC/PEFCジャパンのウェブサイト上で、フィードバックの提供方法を明示した上で、アクセスが可能でなければならない。  注意書：フィードバックは、コメント、明確な説明及び／又は解釈の要求、苦情、その他色々な形で送付できるものとする。  **8.2.2** 各種会合、訓練及びその他のすべての機会を通じて寄せられたフィードバックは、記録され、考慮されなければならない。  **8.3** 乖離（ギャップ）分析  **8.3.1**　レビューの開始に当たって、規格制定者は、制定を予定する規格・規準と当該規格の適合性が求められるPEFC国際規格、国際条約等及び国内法令並びに関連する諸機関が定める関連規格等に準拠にして、その乖離を確認するために分析し、評価しなければならない。  **8.3.2** 　規格制定者は、前項の評価を行う場合には、最新の科学知識、研究及び話題となっている関連する諸問題について考慮しなければならない。  **8.4**　ステークホルダーとの協議  **8.4.1** フィードバック及びギャップ分析の結果に基づく規格改正の必要性が特定されない場合は、規格制定者はステークホルダーの規格改正への期待・要請を確認するために、ステークホルダーとの協議を行はなければならない。この協議に当たっては、ギャップ分析結果の内容について明示しなければならない。  **8.4.2** レビューの開始に当っては、ステークホルダーを確認するためのマッピングを更新しなければならない。（6.2項参照）  **8.4.3** 　規格制定者は、下記を実行しなければならない。  (a)　少なくとも30日の期間を設けた公開協議（6.5.1項の要求事項に則って）及び／又は  (b)　ステークホルダー会議若しくは規格管理委員会の開催  **8.4.4**　レビューに関する告知は、時宜にかなう形で行わなければならない。（6.3項参照）  **8.5**意思決定  **8.5.1** 規格制定者は、規格の実行中に受けたフィードバックやギャップ分析及びステークホルダーとの協議の結果に基づき、当該規格の改正の要否決定しなければならない。  **8.5.2** 前項の決定は、理事会において行われなければならない。  **8.5.3** 規格の継続が決定された場合には、規格制定者はその決定の理由を明らかにし、公表しなければならない。  **8.5.4** 規格の改正が決定された場合には、規格制定者は通常の改正か若しくは編集上の改正か、などその改正の内容を特定しなければならない。  **9. 規格の改正**  **9.1** 通常の改正  規格の改正の手順は、「6」に基づき行われなければならない。通常の改正は、定期的なレビューを実施した時点、又は定期的なレビューを実施している間に行われなければならないが、編集上の改正や緊急を要する改正はこれに当てはまらない。  **9.2** 編集上の改正  編集上の改正は、通常の改正プロセスを踏まずに行うことができる。規格制定者は編集上の変更を正式に承認し、規格の修正分又は規格の新しい規格文書を公表しなければならない。  **9.3** 緊急を要する改正  **9.3.1** 緊急を要する改正は、定期的なレビューの期間中に迅速なプロセスの下で行う。  **9.3.2**　緊急を要する改正は、下記の状況下でのみ実行が可能である。  (a)　PEFC国際規格及びSGEC規格の要求事項の遵守に影響する国内法令の改正  (b)　PEFCが求める改正の指示が、通常の改正では時間的に対応できない状況の中で、特定の又は新しい要求事項の遵守を要求する場合  **9.3.3**　緊急を要する改正は下記の段階を踏まなければならない。  (a)　規格制定者は改正規格の草案を作成しなければならない。  (b)　規格制定者によるステークホルダーとの協議は可能な場合は行うこととするが、これは必須ではない。  (c)　改正規格は、理事会において承認を受けなければならない。  (d)　規格制定者は緊急変更の理由を明らかにし、公表しなければならない。  **9.4** 改正規格の適用（施行）と移行  **9.4.1** 　規格改正に当たっては、その改正された規格の適用日（施行日）及び移行期間を定めなければならない。  **9.4.2** 　前項の適用日（施行日）は、当該規格の公表から１年を超えてはならない。適用日（施行日）は、改正された規格の周知等の情報発信及び訓練等の現地での対応が可能な期間とする。  **9.4.3** 前項の移行期間は、1年を超えてはならない。但し、特別な状況により正当化することが可能であれば、規格制定者はこれより延長することができる。  参考文献  ISEAL（International Social and Environmental Accreditation and Labelling Alliance「国際社会環境認定表示連合」）：社会環境基準設定のための適正実施規範、P005－6.0版　2014年12月  ISO（国際標準化機構）、ISO/IEC専門業務用指針第１部統合版ISO補足指針、6版、2015年  ISO/IECガイド59（1994Code of Good Practice for Standardization）：標準化の優良実施規範  ISO/IECガイド2（2004 Standardization and related activities -- General vocabulary）：標準化と関連する活動 - 一般的な用語  **付属書**  **規格制定及び改正に関わる組織(委員会等)構成とそのプロセス**  **1. 適用範囲**  本規格は、規格制定に関する責任を負う恒常的な委員会を設置及ぶその役割を規定する。  本規格は、SGEC規格の策定における客観性、効率性、透明性を確保するための手順、及び、これに参画するステークホルダーのための手順をその対象範囲とする。    **2．　規格制定に関わる組織構成**  規格制定に関する責任を負う恒常的な委員会等として次の委員会等を設置する。  **2.1　理事会**  理事会は、SGEC定款の第35条に基づく規格制定を含む業務執行に関する決議機関である。理事はSGEC定款の第25条に基づき社員総会で選任され、その理事の選任に当たっては、各般にわたって公平・公正な審議がなされるよう学界、産業界及び環境・社会の３分野に所属する理事がほぼ均等となるよう考慮される。  **2.2　評議委員会**  評議委員会は、SGEC定款の第52条に基づく会長の諮問を受けて理事会に意見を述べる機関である。評議委員は同条に基づき理事会によって選任され、学術、環境、市民・消費者の立場からの意見を求めるため学界及びNPO・環境団体等から適任者が選任される。  **2.3**規格管理委員会  規格管理委員会は、SGEC定款第52の1条に基づき認証制度の管理運営に係る認証規格を検証・審議する機関であり、規格（改正）案等の最終原稿の策定を行う機関として位置付ける。  **2.3.1**　規格管理委員は、会長が任命する。  **2.3.2**　規格管理委員会の委員の構成については、関係業界で実務に精通した者（産業界）、認証制度に関し知識・経験を有する学識経験者（学会）、及びNPO・環境社会団体で専門的な調査活動等を行っている者（社会）の要件を満たす委員とし、かつ、それぞれ分野間のバランスのとられたものとする。  **2.3.3**　規格管理委員会の開催に当たっては事前に公表することとし、その際、関係ステークホルダーから規格管理委員として規格制定等に参画したい旨の参加申込があった場合には、当該要請に基づき規格管理委員会への参加を認め、会長は同委員の追加任命を行い、規格管理委員の構成を修正しなければならない。なお、当該参加申込があった場合のその承諾や拒絶に当たっては、規格管理委員会の委員構成のバランスや人員規模等に照らして説明が可能なものでなければならない。  **2.3.4**　規格管理委員会において審議する上で、特定の事案について細部にわたって検討する必要がある場合には、同委員会内に、当該事案に関心を有し、かつ専門的な知識・経験を有する者を構成員とする作業部会を設置することができる。  **3.　規格の制定**  規格の制定・改正に当たっては、以下のプロセスを経て策定されなければならない。  **3.1　照会用原稿の策定**  規格管理委員会は、会長から諮問のあった事案(作業用原稿：事務局案)について検討・審議し、公開協議に付す照会用原稿を策定する。  **3.2　公開協議の実施**  会長は、前記照会用原稿について60日間の公開協議に付し関係ステークホルダーの意見を聴かなければならない。  **3.3　最終原稿の策定**  規格管理委員会は、公開協議において提案されて意見を踏まえて照会用原稿を修正し、最終原稿を策定する。  **3.4　評議委員会の意見を聴く**  理事会は、同最終原稿について評議委員会の意見を聴かなければならない。  **3.5　理事会の審議・決定**  理事会は、同最終原稿について評議委員会の意見を聴いてこれをSGEC規格としての承認の可否を決定する。  **3.6　最終原稿の修正**  前記の理事会及び/又は評議委員会で審議の結果、当該最終原稿の否決若しくは同最終原稿に対して意見が提示されて場合には、理事会は当該最終原稿を規格管理委員会に差し戻す。規格管理委員会は、当該差し戻された最終原稿について、評議委員会との合同会議の開催等により合意を得るための必要な検討・審議を行い、最終原稿を修正する。  **3.7　理事会の再審議・決定**  理事会は、当該修正された最終原稿を再度審議し、これをSGEC規格としての承認の可否を決定する。  **3.8　SGEC規格の公表**  理事会において承認された規格は速やかに公表されなければならない。 | SGEC附属文書  2-12　2015  理事会  2016.１.１  **SGEC規格の制定**  **序文**  この文書は、SGEC文書2「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」（以下「管理運営文書」という。）第2章の認証規格及び関連規準文書について、公平、公正及び公開を旨とした適切な手順の下で、その策定又は改正がなされるよう必要な要求事項を定める。  **１　適用範囲**  この文書は「森林管理認証及びCoC認証並びに関連する文書（以下「規格・規準文書」という。）」の策定又は改正に係る要求事項を定める。  森林認証制度に関わる新たな国際条約等の締結、国内制度の改正、更には新たな知見等が公表された場合で、必要な場合は速やかに認証規格の改正を行わなければならない。  特に、ILO169号条約及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に係るアイヌ関連については、関係団体等との情報の共有に努めるとともに国及び関係行政機関による検討・調整を注視していくこととする。  **2. 規準文書**  この文書の適用にあたって、下記の文書が適用される。  ISO/IEC ガイド59:1994 標準化の優良実施基準  ISO/IEC ガイド2: 1996 標準化およびその関連活動に関する一般的用語  **3　用語の解説**  2-1コンセンサス  重大な問題に関して、関係当事者の見解及び対立議論の調整が考慮されている全体的な合意  注意書：コンセンサスは全員一致を指す必要はない。  3-2 不利な立場にあるステークホルダー  地理的に又は他の理由で規格・規準の制定作業に参画することが不利な立場にあるステークホルダー  3-3 照会用原稿  パブリックコメントに付されるために提案される原稿  3-4 最終原稿  最終承認に付されるために提案される原稿  3-5 主要なステークホルダー  規格・規準制定作業の成果を得るために、その関与が欠かせないステークホルダー  3-6規格・規準文書  森林認証制度に関わる規則、指針等を提供する文書  3.7 改正  規格・規準文書の内容について必要とされる変更  注意書：改正の結果は、新しい版の規格・規準文書の発行によって提示される。(ISO/IEC ガイド2).  3.8 レビュー  規格・規準文書について、再是認、変更、廃止されるべきかどうかを決定するために、その文書を点検する行為  3-9 ステークホルダー  規格化の主題に関して利害を有する者、又は団体・組織  3-10 規格  コンセンサスを得、SGEC理事会の承認を受けた文書で、ＳＧＥＣ認証に係る規定、指針等を提供するもの  3-11 規格制定者  本文書の規格制定者は（一社）緑の循環認証会議（SGEC）とする。  3.12 作業用原稿  専門部会（作業作業部会）の内部検討のために準備される原稿  **4 規格制定者（SGEC）**  4-1 SGECは、規格制定行為に関する手順書を有し、本文書の定めるところにより適切に実施しなければならない。  4-2　 SGECは、その規格制定の手順を公表し、ステークホルダーからのコメントを考慮し、規格制定手順の定期的なレビューを行わなければならない。  4-3　 SGECは、規格制定のプロセスに関する記録を保管し、この文書の手順にある要求事項への適合を証する文書を提供しなければならない。記録は、最低でも5 年間は保管し、関係者からの要求があれば提供しなければならない。  4-4 SGECは、規格制定に関する責任を負う恒常的な委員会等として次の委員会等を設置する。  規格の制定・改正に当たっては、専門部会で最終原稿を策定し、理事会において評議委員会の意見を聴いてこれを承認する。この場合、評議委員会で審議の結果、最終原稿に対して意見がある場合は、理事会は当該最終原稿を専門部会に差し戻し、専門部会は評議委員会との合同会議の開催等により合意を得るための作業を行い、再度最終原稿を策定し理事会の承認を得なければならない。  4-4-1理事会  理事会は、SGEC文書1の第35条に基づく規格制定を含む業務執行に関する決議機関である。理事はSGEC文書1の第25条に基づき社員総会で選任され、その理事の選任に当たっては、各般にわたって公平・公正な審議がなされるよう学界、産業界及びNPO・環境団体等の３分野においてほぼ三等分した理事数となるよう考慮して選任される。  4-4-2評議委員会  評議委員会は、SGEC文書1の第52条に基づく会長の諮問を受けて理事会に意見を述べる機関である。評議委員は同条に基づき理事会によって選任され、学術、環境、市民・消費者の立場からの意見を求めるため学界及びNPO・環境団体等から適任者が選任される。  4-4-3認証管理委員会  認証管理委員会は、SGEC文書2の第24条に基づき認証制度の実施可能性を含む管理運営状況について調査・審議し、会長に意見を述べる機関である。認証管理委員は学界、森林管理経験者及びNPO・環境団体の認証制度管理に知識を有する者から理事会の承認を得て、会長が選任する。  4-4-4専門部会  専門部会は、SGEC文書の第25条に基づき会長の諮問により専門的な事項について調査する機関であるが、本文書において専門部会を規格（改正）案の最終原稿の策定作業を行う機関として位置付ける。専門委員は、会長が任命する。  専門部会の設置・運営に当たっては、次の要件を満たさなければならないものとする。  (a) 現実的かつ直接的な影響を受けるステークホルダーにアクセスが可能であること  (b) 規格・規準策定の過程において、関連する主題や地理的な適用範囲に関して単一の関係者の利害が支配される事態が生じないように、バランスのとれたステークホルダー（代表）で構成されること  (c) 規格・規準に関連して専門知識を有するステークホルダー、当該規格によって実質的な影響を受ける者、及び当該規格の実行に影響を及ぼす者を含めること  (d) 専門部会については、最終原稿等を作成するために関係業界で実務に精通した者（産業界）、認証制度に関し知識・経験を有する学識経験者（学会）、及びNPO・環境団体（社会）等、前項の要件を満たし、かつバランスのとれた構成を有する実務組織とする。また、「5-4」のプロセスを経て専門委員（専門部会内に作業部会を設置する構成員を含む。）の任命の修正を行わなければならないこととする。  4-4-5　ステークホルダー（利害関係者）会議  ステークホルダー会議は、SGEC文書2の第3条に基づき会長が招集し、広くステークホルダーの意見を聴く会議とし、その審議結果を専門部会の審議に反映させることとする。なお、ステークホルダーの所在地は広域にわたっているため、メール等の方法によって各地域のステークホルダーの意見が聴取できるように努めることとする。  4-5 SGECは、規格制定に関する内容および手続き上の苦情係る処理手順手続きについて、ステークホルダーにアクセスが可能でなければならない。苦情を受けた場合は、SGEC附属文書2-11-1に基づき下記について適切に実行しなければならない。  (a) 苦情の申立人に対し苦情の受理を確認すること  (b) 該当苦情について必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情の主題事項を十分調査して客観的に評価し、その苦情に関する結論を出すこと  (c) 苦情処理の過程と結論を苦情の申立人に対し正式に通達すること  4-6 SGECは、その規格制定に関する照会や苦情に関する連絡窓口は事務局とする。  **5 規格の制定プロセス**  規格の制定・改正に当たっては、前記「4-4」のプロセスにより行うこととするが、この場合、専門部会において最終原稿を策定するプロセスは、次によらなければならない。  5-1 SGECは、規格制定作業の目的および適用範囲に関係を有するステークホルダーを専門委員として任命しなければならない.  5-2　SGECは、ステークホルダーのマッピングを行った上で､当該規格策定・改正作業に関連する小規模な森林所有者や木材加工業者など不利な立場にあるステークホルダー、並びに地方のステークホルダー（北海道においてはアイヌ関連団体を含む。）及び森林育成、素材の生産、製材、加工、販売及び輸出並びに環境・社会環境、消費、学識経験等に関連する主要なステークホルダーを特定し、それぞれ置かれている地理的状況等の制約条件を把握し、当該者が加盟する団体（意見を代弁する団体）の参画、又はメール、FAX等による参画を含め規格制定に関与できるよう積極的に努めなければならない  5-3　SGECは、規格を制定しようとする場合は、その開始時期及びステークホルダーに参加を求める案内をホームページ上で公表するとともに、不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーを特定し、その者に対してもメール、ＦＡＸ等適時、適切な方法によって周知するための措置を講じなければならない。  なお、前記の公表と案内状は下記を含まなければならない。  (a) 規格制定の目的、対象範囲などに関する情報および日程  (b) 規格制定プロセスにステークホルダーが専門部会等へ参画する機会に関する情報  (c) ステークホルダーに対し専門部会へ代表者等の参加申込みの案内  特に、不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダー等の招聘に関しては、関係情報が関係者に確実に届けなければならない。  (d) 適用範囲や規格制定のプロセスに関する意見書提出の依頼  (e) 公開された規格制定プロセスの説明  5-4　 SGECは、公表から得られたコメントに基づいて規格制定のプロセスをレビューし、専門部会内に作業部会を設置するか、又は専門委員として参加申込に基づいて専門委員の構成を修正しなければならない。参加申込の承諾や拒絶は、専門部会の構成員のバランスや人員規模等に照らして説明が可能でなければならない。  5-5 専門部会による作業は、下記を満たすオープン、かつ透明な方法で実行されなければならない。  (a) 専門委員全員が、作業用原稿を入手できること  (b) 専門委員全員に、規格の策定又は改正に寄与し、作業用原稿に対するコメントを提出する機会が与えられること  (c) 専門委員から提出されたコメントについてはオープンで、かつ透明な方法が採られ、その解決法や提案された事項は記録されること  5-6 　SGECは、専門部会において照会用原稿が策定された場合は、これに基づきパブリックコメントを実施することとし、その実施に当たっては下記を確実にしなければならない。  (a) パブリックコメントの開始と終了を適切な手段と時期に公表すること  (b) 不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーへの案内状は、当該関係者に確実に届けられること  (c) 照会用原稿は、公開し、一般に入手可能であること  (d) パブリックコメントは少なくても60 日間継続すること  (e) 受理されたすべてのコメントは専門部会によって客観的に勘案されること  (f) 受理されたコメントの概要及びその勘案結果はホームページなどによって一般公開されなければならない。  5-7　 SGECは、認証管理委員会を開催し新規格の試行テストの要否について検討し、新規格の試行テストが必要と判断された場合はこれを行ない、その結果は専門部会審議における勘案の対象にされなければならない。  5.8　専門部会が、理事会の承認に付す最終原稿を策定する場合は、分野別の利害関係者間のバランスがとれた委員で構成される専門部会でのコンセンサスに基づかなければならない。反対意見があるかどうかの確認するために、専門部会は、下記のプロセスを用いることができる。  (a) 対面会議で、口頭または挙手による可否の決議をとる、反対の挙手がなない場合は議長がコンセンサスの成立を表明するか、または、投票のプロセスを踏む。  (b) 口頭による投票を伴う電話会議  (c) 電子メールによる会議で、賛成反対の票を文書によって投ずる機会をメンバーに与える（投票の代替）、または、  (d) 上記の組み合わせ  5-9 関連する利害の重要な部分について反対意見がある場合は、その問題ついて専門部会内に反対意見を表明したステークホルダーが参加する作業部会を設置し調査・審議等を行い解決しなければならない。  5-10 規格制定のプロセスの実行に関する文書は、一般に入手可能でなければならない。  5-11 理事会は、専門部会によってコンセンサスが達成されたことを証明する規格・規準文書について評議委員会の意見を聴いて正式に承認しなければならない。  5-12 前項で正式に承認を得た規格・規準文書は適切な時期に公開されなければならない  6. 規格・規準文書の改正  6-1認証規格は、５カ年を超えない範囲で定期的なレビュー及びは改正を行わなければならない。その手順は前項と同様とする。  6-2 発効日は規格の公表から１年を超えてはならない。  6-3 改正された規格は発効日及び移行日を定めて公表しなければならない。  6-4 移行日は、改正規格・規準文書の実行がそれを超える期間を必要とすることが正当化される例外的な状況を除き、1 年を超えてはならない。  附則  　この文書は、2015年4月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則2  2015.10.14 一部改正  この改正文書（2015.10.14 改正）は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則3  2015.12,10 一部改正  この改正文書(2015.12,10 改正)は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則4  この改正文書（2016.2.10日改正）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  SGEC附属文書  2-12-1 2017  会長決済  2017,4,1  **規格制定のプロセスにおけるコンセンサスに関するPEFC 要求事項の解釈**  **（統合済み）**  １．目的  本指針は、規格の制定プロセスにおけるコンセンサスに関する解釈についてSGEC附属文書2-12「規格の制定」で定めるほか本文書において定めるものである。  ２．適用範囲  本指針は、SGEC附属文書2-12の「3.1　コンセンサス」の解釈を規定する。  ３．コンセンサスの解釈  コンセンサスという用語の定義はSGEC附属文書2-12の「3.1　コンセンサス」によるものとする。これはISOガイド2の規定と同一である。  即ち、「コンセンサス」は、SGEC附属文書2-12の「3.1」で「重大な問題に関して、利害関係者の主要な部分からの継続的な反対のない状態であり、すべての当事者の見解を考慮した全体的な合意。特に、対立した見解については十分な議論・調整のプロセスを経たうえで成立した合意。」と規定している。  注意書：コンセンサスは全員一致を指す必要はない。（ISO/IECガイド2）  ○　議論のプロセスで、該当の規格に対する反対がある場合、会議はコンセンサスを得るために下記のいずれかによる代替の工程を適用することが出来る。  a) 関係者が出席した会議（以下同じ）で、口頭による可否の決議をとるもの  b) 会議で挙手による可否の決議をとるもの  c) 会議でメンバーによる無記名投票による決議をとるもの  d) 会議で声や挙手などによる反対表示がない場合、議長によってコンセンサス達成が宣言されるもの  e) 電子メールによる会議で合意を求められ、メンバーが書面による返答をしたもの  f) その他、コンセンサスを決定するために票を照合する正式な投票のプロセス。この場合、単一の利益を代表するものがプロセスを支配してはならない。  ○　関係者の重要な部分が重要な問題に関して持続的に反対をする否決票がある場合、フォーラムは、その問題について、下記のメカニズムによって解決されなければならない。  a) 妥協案を見出すためにフォーラム内部で該当紛争問題に関して討議、交渉を行う。  b) 反対投票をしたステークホルダーと紛争問題に関して異なる見解を持つステークホルダーの間で妥協案を見出すための直接交渉を行う。  c) 紛争解決の工程は、フォーラムによって合意された紛争解決の手順によって律されなければならない |
| **SGEC規準文書3「SGEC持続可能な森林管理－要求事項」（改正案）**  **(改正部分：アンダーライン　全面的改正)** | **SGEC文書３「SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン」他関係文書**  **（現行文書）** |
| **SGEC基準文書3**  理事会　202X  202X.XX,XX    **SGEC持続可能な森林管理－要求事項**    　目次  はじめに  序論  1. 適用範囲  2. 国際条約・国内法とSGEC/PEFC関連文書  3. 用語と定義  4. SGEC森林管理認証規格と組織  4.1 持続可能な森林管理の要求事項  4.2 影響を受けるステークホルダーのニーズと期待の把握  4.3 持続可能な森林管理システムの適用範囲の決定  5. リーダーシップ  6. 計画  6.1 リスク及び機会への取組み  6.2 森林管理計画  6.3 法令遵守（コンプライアンス）（に関する要求事項  6.3.1 法令遵守  6.3.2 森林地域に関連する法的，慣習的・伝統的権利  6.3.3 ILO基本条約  6.3.4 保健，安全と労働条件  7. 支援  7.1 組織の資源  7.2 組織の力量  7.3 コミュニケーション　22  7.4 苦情  7.5 文書情報  8. 持続可能な森林管理の要求事項  8.1 基準1：森林資源の維持又は適切な増進とグローバルカーボンサイクルへの貢献及びその適切な維持・増進  8.2 基準2：森林生態系の健全性と活力の維持  8.3 基準3：森林生産（木材及び非木材）機能の維持及び促進  8.4 基準4：森林生態系における生物多様性の維持，保全及び適切な増進  8.5 基準5：森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に土壌と水）  8.6 基準6：森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進  9. 森林管理の実行（パフォーマンス）の評価  9.1 監視(モニタリング)，測定，分析及び評価  9.2 内部監査  9.2.1 目標  9.2.2 組織  9.3 マネジメントレビュー  10 改善  10.1 不適合及び是正措置　2  10.2 継続的改善  参考文献  付属書  付属書1　運用ガイドライン（Operational Level Guidelines）  付属書2 「SGEC規準文書3」付属書１の「6.1.5(アイヌ民族)」に係る認証審査手順  付属書3　林道、作業道等の林内施設の整備に伴う伐採によって生産される木材の扱い  付属書4　 SGEC規準文書3 「SGEC持続可能な森林管理‐要求事項」の「8-2-8」で規定する　WHOのタイプ1A及び1Bに分類される例外使用を認める薬剤について  SGECガイド文書3  「SGECのアイヌ民族に対するFPIC実施の手引（ガイド）  **はじめに**  2015年の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され，国際社会全体の開発目標として持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられた。SGEC森林認証制度としては，モントリオール・プロセスを基本とし、2018年PEFC規格改正（PEFC ST 1003-2018：Sustainable Forest Management – Requirements）に準拠するとともに持続可能な開発目標（SDGs）を実践する制度として、SGEC/PEFC認証制度の継続的改善を進めることが緊要の課題となっている。このような背景の下で、SGEC森林管理認証規格の202X年改正を実施した。  本規格は，PEFC評議会（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）の承認を受けた規格として、広範囲なステ―クホルダーの関与のもとに透明性の高い公開協議とコンセンサスをベースに策定された。SGEC森林認証と林産物ラベルは，原材料の由来が持続可能に管理された森林と森林外樹木，リサイクル及び管理材であることを顧客やエンドユーザーに確証する。一般社団法人緑の循環認証会議（以下，SGEC/PEFCジャパン）は，持続可能な森林管理を促進するSGEC/PEFC認証制度の日本における管理機関であり，森林管理認証と認証林産物のラベルを通じて，原材料が持続可能に管理された森林に由来することを市民・消費者に確証する。  なお、SGEC森林認証制度は、PEFC評議会の承認を求めるにあたって全世界の同一かつ高い水準でPEFC国際森林認証規格への適合性について検証を受け、その信頼性を確保している。その手続きとしては、PEFCによって、SGEC森林認証制度について公開かつ透明で独立した承認プロセスが実践され、PEFC国際森林認証制度の水準がSGEC森林認証制度に適用されていることについて検証され、確証されている。  本規格に基づき認証された森林から産出された林産物は，SGEC/PEFC認証産品と認められ，その主張とラベルの貼付を行うことができる。SGEC認証制度が適用されていない国や地域（日本以外の国や地域）の認証林産品について，PEFC認証を主張する場合は，PEFC ST 1003:2018「持続可能な森林管理－要求事項」又は当該国・地域の該当するPEFC認証制度に適合していなければならない。  SGEC認証規格と認証手続きは，国際標準機構（ISO）及び国際認定フォーラム（IAF）が策定した規格と手順に準拠している。SGEC/PEFCジャパンは，ジェンダー平等を支持し，本規格において特定の人物（管理者，所有者，加盟者等）に言及する場合は，常にジェンダー平等を支持する立場に立つ。  本規格は，SGEC文書3「SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン」（2012.xx.xx）を無効にし，これに代替する文書として，本規格（SGEC 規準文書：202X「SGEC持続可能な森林管理－要求事項」を制定する。本規格の移行日は，202X年xx月xx日とし，認証取得者は、SGEC森林管理認証について，移行日までに本規格の要求事項を満たすことが必要である。  **序論**   * 1. **SGEC森林認証制度の目的と2020年改正**   SGEC/PEFCジャパンは，PEFC国際森林認証規格に適合した認証規格を保持する非営利の非政府組織として，独立した第三者認証を通じて持続可能な森林管理の普及に貢献する。SGEC/PEFCジャパンは，森林認証制度の普及・定着によって，全森林のサプライチェーンを通して，森林管理における責任ある実践を促進し，木材と非木質林産物が環境的，社会的，倫理的規格を高度に尊重して生産されていることを保証する。  SGEC認証制度は，マルチステークホルダーの参加プロセスを通じて，モントリオールプロセスを基本に、日本の生態的・社会的・経済的条件に即した森林管理を目指し，2016年にPEFC国際森林認証制度との適合性の承認を受け，PEFC国際森林認証のネットワークに参画している。SGEC森林認証制度は，「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」の採択や2018年PEFC国際森林認証規格の改正を踏まえ，以下の国際的枠組みに基づいた「緑の循環」による生態系サービスの増進を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）と持続可能な地域社会の実現に貢献する。  a) 森林資源の循環利用と生態系サービスの増進（SDGs，モントリオール・プロセス，生物多様性条約，パリ協定）  b) 地域振興・産業・エネルギー循環と連携した森林管理　（SDGs，モントリオール・プロセス，パリ協定）  c) 森林産物の生産，流通加工と消費，廃棄の循環（SDGs，モントリオール・プロセス，パリ協定）  このため，次の視点から「緑の循環」理念を明確化し，本規格の指標及び運用ガイドラインにその要求事項を反映する。   1. 国際的枠組みへの一層の貢献・連携を促進するため，2018年PEFC認証規格の改正に対応したSGEC規格の改正とグループ認証に関する国際標準化を一層推進する。 2. 持続可能な開発目標（SDGs）の目標・ターゲットとSGEC森林管理認証規格を関連づけ，SGEC規格にその趣旨を反映する。   「緑の循環」理念の①と②を踏まえた「森林資源の循環利用の促進」，「地域振興・エネルギー循環と連携した森林管理の促進」，「森林産物の生産，流通加工と消費，再利用又は廃棄の循環の促進」の視点から本規格の要求事項を拡充する。  **0.2　日本の特性を踏まえた持続可能性基準の制定**  日本の民有林は，その森林所有構造が極めて小規模・零細的であることからSGEC/PEFCジャパンは，小規模な森林所有者が参画する森林組合やグループ認証組織の振興とグループ認証の取得を支援する。　　認証森林は，日本の自然的，社会的な立地に即して森林の経済的，生態的，社会的機能の発揮を十全に果たすことができる持続可能な森林管理の実現を目指す。持続可能な森林から産出される林産品については、選択的購買の促進によりその需要と供給を活性化することによって、市場メカニズムを通じて林業の活性化を図り、その有効利用と循環利用を推進する。このことを通じて「緑の循環」を基調とする潤いのある持続可能な社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資する。  SGEC/PEFCジャパンは、SGEC認証制度の管理，運営に当たっては，先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため，関係者の理解を深め，アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ文化の振興とアイヌの伝統の普及・啓発（以下，「アイヌ文化の振興等」という。）に資するよう努める。また，このことを通じて，日本を含む国際社会としての重要な課題である多様な民族の共生と多様な文化の発展に寄与できるよう努める。  **0.3　SGEC認証制度に基づく森林管理の日本の森林生態系，法的及び行政的枠組等への適応**  SGEC/PEFCジャパンは，「SGEC持続可能な森林管理－要求事項」が日本の森林生態系，法的及び行政的な枠組み，社会文化的な背景，並びにその他の関連要素に見合うものであることを確実にするため，本規格の運用に当たって，「SGEC規準文書3-1「SGECグループ森林管理-要求事項」、「SGEC規準文書2　規格の制定」及びその他の関連するSGEC認証制度の規格に基づき行わなければならない。  日本の森林は、森林法に基づく森林計画制度の下で管理されている。SGEC認証森林の管理・運営については、森林計画制度の下で樹立された各種の計画の遵守を前提として、森林管理者を含むすべてのステークホルダーの参画の下で、持続可能な森林管理の要求事項をSGEC森林管理認証規格として定めて行わなければならない。  SGEC認証制度は、森林管理者が自ら参画して策定した規格を遵守して持続可能な森林管理を目指すことを基礎としている。これを実施するプロセスは、コンセンサスに則り、開示的かつ透明性があり、一つの利害に左右されることなく、すべてのステークホルダーの参画について幅広い機会を提供するものでなければならない。  注意書：森林計画制度との関連  森林管理については、森林法第５条に基づく地域森林計画（国有林の場合は同法第7条の2に基づく地域別の森林計画）及び同法第10条の5に基づく市町村森林整備計画において、地域の森林管理を行う上で森林管理者が遵守するべき計画が定められている。この文書において、森林管理者が策定する森林管理計画については、当該地域森林計画（国有林の場合、地域別森林計画）に基づき、又は市町村森林整備計画（民有林）を遵守して策定することを前提とし、本SGEC認証制度が求める独自の個別・具体的な要求事項に基づき策定する。なお、本認証制度の個別・具体的な要求事項は、関連する国際条約等はもとより、日本の森林の自然的、社会的立地に即して定められた関係法令及び関連する施策、更には科学的知見を勘案しつつ策定・運用される。  **0.4　PEFC国際森林認証規格との適合性の確実化**  SGEC森林管理認証規格は，PEFC国際森林管理認証規格との適合性の承認を受けるにあたって，包括的かつ綿密で独立した審査と環境品質（林木の生育環境が適正に保全された条件の下で生産された林産物の品質）を保証するための認証プロセスを経なければならない。このプロセスは，完了までに平均で9カ月を要し，下記の要素が含まれる。  a) SGEC認証制度のPEFC要求事項との適合性を評価する独立した審査には，グローバルな公開協議が含まれている。  b) 環境品質を保証するプロセスを有している。  c) SGEC認証制度が審査と環境品質確証のプロセスをパスした後，PEFC総会によるその承認に関する投票が実施される。  以上のプロセスを経て，承認を受けたSGEC認証制度に関するすべての文書は，PEFC及びSGEC/PEFCジャパンのそれぞれのウェブサイト上に公開され，国際的に受け入れられたPEFC持続可能性基準を満たすものとなる。SGEC認証森林に由来する、SGEC・COC認証を受けた木材や非木質林産物は，世界のどこにおいてもPEFC認証製品（日本国内にあってはSGEC認証製品としても可）であり，PEFC（日本国内にあってはSGECも可）のラベルを貼付することができる。この場合，木材生産以外の目的で管理された森林であってもSGEC認証規格に適合した管理がなされている場合は，持続可能に管理されているとみなされる。  **0.5　認証規格の要求事項との適合の証明**  SGEC認証の取得を望む主体(事業者)は，自ら実行する森林管理が認証機関によってSGEC森林管理認証規格への適合性を示すことが求められる。認証取得を望む主体(事業者)の森林管理について認証機関がその適合性を証明した場合には，同機関は5年間有効な認証書を発行する。有効期間の終了時，引き続き認証を望む主体（事業者）は，更新（再）認証を受けなければならない。認証有効期間内のチェック（5年間の有効期間内に毎年行う審査）は，SGEC森林管理認証規格への継続的な適合を積極的に検証するために定期（サーベイランス）審査を通じて行われる。事業が継続的にSGEC森林管理認証規格の要求事項に適合する場合にのみ，認証を取得している主体(事業者)は，SGEC/PEFC認証の主張とSGEC/PEFCのラベルを使用する権利を得る。  認証取得者がSGEC森林認証規格の要求事項に不適合である場合には，その認証書は~~、~~一時停止又は解約される。また，認証機関や認定機関が苦情を適切に処理していないと判断される場合には，認証機関や認定機関は審査の許可資格（ライセンス）を喪失するリスクを負う。  SGEC森林認証規格そのものや、規格の運営に対する苦情についてはSGEC/PEFCジャパンが、迅速かつ的確に対応し、認証取得者に対する苦情は，それぞれの決められた手順に従って，認証機関によって処理される。この段階で未解決の問題については，認定機関，更にその後の上訴の第三段階としての国際認定フォーラム（IAF）によって，それぞれの苦情及び上訴について、その手順に従って措置される。  **１.　適用範囲**    本規格は，日本国内の森林及びその製品とサービスを含むSGEC持続可能な森林管理の要求事項（以下，「SGEC森林管理認証規格」）によって構成される。本規格の要求事項は，森林所有者若しくは管理者，SGEC森林認証区域で施業する受委託契約者やその他の事業者に適用される。これらは，持続可能な森林管理を目指す管理システムのすべてのプロセスを対象とする。  森林所有者又は森林所有者から施業の受委託を受けて森林管理を行う者（以下，「森林管理者」）は，森林管理計画を策定するに当たって，単独で森林認証を申請する場合には，全ての所有若しくは保有する管理森林を森林管理計画の対象区域とすることを基本とする。この場合，森林計画制度との整合性を図るために、特別な場合を除いて，少なくとも同一森林計画区域内の管理森林は，その森林管理計画の対象区域に含めなければならない。  PEFC規格「持続可能な森林管理－要求事項」（PEFC ST 1003：2018）付属書1「森林プランテーションの場合の要求事項に関する解釈の指針」は，本規格の「3.9森林プランテーション」及び「3.25人工林」の定義に基づき，日本国内の在来種（日本の自然的立地に適合することが実証された外来樹種を含む。）による人工林に関しては，PEFC付属文書1の指針を適用しない。また，同付属書2「森林外樹木（TOF）に関する要求事項の解釈に関する指針」に関しては，本規格制定のプロセスにおける検討の結果、日本独自の規定を当面、設けない。  SGEC/PEFC適用文書について不明な点がある場合は、SGECに関する事項についてはSGECの日本語版の関連文書により決定する。PEFC認証制度に関する事項については、PEFCの英語版の関連文書により決定する。  **2. 国際条約・国内法とSGEC/PEFC関連文書**  **2.1** 国際条約等  **2.1.1**  ILO基本条約  ILO条約第29号：強制労働条約（1930年，1932年日本批准）  ILO条約第87号：結社の自由及び団結権保護条約（1948年，1965年日本批准）  ILO条約第98号：団結権及び団体交渉権条約（1949年，1953年日本批准）  ILO条約第100号：同一報酬条約（1951年，1953年日本批准）  ILO条約第105号：強制労働廃止条約（1957年，日本未批准）  ILO条約第111号：差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年，日本未批准）  ILO条約第138号：最低年齢条約（1973年，2000年日本批准）ILO条約第182号：最悪の形態の児童労働条約（1999年，2001年日本批准）  **2.1.2** その他の国際条約等  特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約，1980年日本加盟）  絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約，1980年日本加盟）  世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約，1992年日本加盟）  移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）（日本未加盟）  生物多様性条約（1992年日本署名）  気候変動枠組条約・京都議定書（1997年京都開催）  バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（2003年日本発効）  渡り鳥条約（二国間の条約：アメリカ合衆国との条約等，1972年署名等）  残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2005年日本署名）  ILO条約第169号（1989）原住民及び種族民条約（日本未批准）  先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007[年](http://ja.wikipedia.org/wiki/2007%E5%B9%B4)日本賛成票）  国際連合：先住民族の権利に関する国際連合宣言ガイド（2007年）  国際連合：世界人権宣言（1948年）  あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（1965[年](http://ja.wikipedia.org/wiki/1965%E5%B9%B4)，日本1995[年](http://ja.wikipedia.org/wiki/1995%E5%B9%B4)加入）  国際慣習法  国際人権規約（社会権規約、自由権規約）（日本1979年批准）  女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（日本1985年批准）  児童の権利に関する条約（日本1994年批准）  拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱又は刑罰に関する条約（日本未批准）  難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書（日本1981年条約加入、1982年議定書加入）  すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約（日本未批准）  障害者の権利に関する条約（日本2014年批准）  強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約（日本2009年批准）  ビジネスと人権に関する国際指導原則（日本2016年行動計画策定）  **2.2** 国内法等  森林・林業基本法（1964年制定，2008年最終改正）  森林法（1951年制定，2018年最終改正）  森林経営管理法（2018年制定）  森林の保健機能の増進に関する特別措置法（1989年制定，2016年最終改正）  森林組合法（1978年制定，2018年最終改正）  入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（1966年制定，2018年最終改正）  林業種苗法（1970年制定，2016年最終改正）  分収林特別措置法（1958年制定，2016年最終改正）  地すべり等防止法（1958年制定，2017年最終改正）  鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（2002年制定，2015年最終改正）  絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992年制定，2017年最終改正）  林業労働力の確保の促進に関する法律（1996年制定，2017年最終改正）  木材の安定供給の確保に関する特別措置法（1996年制定，2016年最終改正）  森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（2008年制定，2016年最終改正）  森林病害虫等防除法（1950年制定，2016年最終改正）  国有林野の管理経営に関する法律（1951年制定、2019年最終改正）  環境基本法（1993年制定，2018年最終改正）  生物多様性基本法（2008年制定）  自然環境保全法（1972年制定，2014年最終改正）  自然公園法（1957年制定，2014年最終改正）  自然再生推進法（2002年制定）  文化財保護法（1950年制定，2018年最終改正）  都市計画法（1968年制定，2018年最終改正）  水循環基本法（2014年制定，2017年最終改正）  都市緑地法（1973年制定，2018年最終改正）  急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（1969年制定，2005年最終改正）  農薬取締法（1948年制定，2018年最終改正）  火薬類取締法（1952年制定，2015年最終改正）  漁業法（1949年制定，2018年最終改正）  採石法（1950年制定，2018年最終改正）  測量法（1949年制定，2017年最終改正）  道路運送法（1951年制定，2017年最終改正）  道路法（1951年制定，2018年最終改正）  鉄道事業法（1986年制定，2011年最終改正）  鉄道営業法（1900年制定，2006年最終改正）  電気事業法（1964年制定，2017年最終改正）  電気通信事業法（1984年制定，2019年最終改正）  災害対策基本法（1961年制定，2018年最終改正）  国土調査法（1951年制定，2013年最終改正）  不動産登記法（2004年制定，2018年最終改正）  特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（2004年制定，2016年最終改正）  特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（1994年制定，2014年最終改正）  地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（2008年制定，2018年最終改正）  古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（1966年制定，2011年最終改正）  明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（1980年制定，2018年最終改正）  海岸法（1956年制定，2018年最終改正）  河川法（1964年制定，2017年最終改正）  砂防法（1897年制定，2013年最終改正）  労働基準法（1947年制定，2018年最終改正）  労働安全衛生法（1972年制定，2018年最終改正）  労働組合法（1949年制定，2018年最終改正）  健康保険法（1922年制定，2018年最終改正）  厚生年金保険法（1954年制定，2018年最終改正）  雇用保険法（1974年制定，2018年最終改正）  租税特別措置法（1957年制定，2019年最終改正）  アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（2019年制定）  林道規程（1973年林野庁長官通知、2011年最終改正）  その他関連法令  慣習法  関係する都道府県，市町村条例，判例  **2.3** ISO・SGEC/PEFC関連文書  **2.3.1** ISO関連文書  ISO/IEC 17021-1（2015）適合性評価－マネジメントシステムの審査と認証を行う機関に対する要求事項－第１部  ISO/IEC 17065（2012）適合性評価－製品，プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項  ISO/IEC Guide 2（2004）標準化及び関連活動－一般的な用語  **2.3.2** SGEC/PEFC関連文書  SGEC規準文書2「SGEC規格の制定」  PEFC ST 1001（2017）規格の制定－要求事項  SGEC規準文書3-1「グループ森林管理－要求事項」  PEFC ST 1002（2018）グループ森林管理－要求事項  SGEC規準文書4：202X「SGEC森林及び森林外樹木産品COC-要求事項」  PEFC国際規格：PEFC ST 2002:2020「森林及び森林外樹木産品-COC要求事項」  PEFC ST 1003（2018）持続可能な森林管理－要求事項  PEFC GD 1007（2017）各国森林認証制度の相互承認とその改正  SGECガイド文書3-1：2020　SGECのアイヌ民族に対するFPIC実施の手引（ガイド）    **3. 用語と定義**  本文書の目的のためにISO/IECガイド2で規定する用語及び定義が下記の定義とともに適用される。  **3.1** 　影響を受けるステークホルダー  本規格の実施によって、生活及び/又は仕事の状況に直接的な影響を受けるか、若しくはその可能性のあるステークホルダー、または、本規格の使用者若しくはその可能性のある者で、本規格の要求事項の対象若しくはその可能性のあるステークホルダー。  注意書1　影響を受けるステークホルダーには、近隣地域社会、アイヌの人々、労働者等が含まれる。ただし、規格の主旨に関心がある人々（例：NGO、学術関係者等）は、影響を受ける人々ではない。  注意書2　規格の使用者となる可能性のあるステークホルダーは、認証取得主体になる見込みが強い者である。例えば、森林管理規格であれば森林所有者、COC規格であれば、木材加工業者など。  **3.2** 造林（新規植林<afforestation>と再造林<reforestation>の双方を含む）  造林は有用樹種で構成された森林を育成すること。植栽や挿し木又は人工下種等による森林の育成と、天然の実生(みしょう)や萌芽を育成する天然更新による森林の育成に分かれる。なお、造林は、広い意味では林地や林木の保護，手入れまで含まれる。  注意書1:　FAO（2018）では、「新規植林<afforestation>は、それまでは異なる利用に付されていた土地に植林及び/又は計画的な播種を通じて森林を育成すること。非森林から森林への転換を含意する。」とされている。本規格に規定する造林は前記のとおりであるが、非森林から森林への転換に伴う造林をも含むものとする。  **3.3** 　認証区域  SGECの持続可能な森林管理規格の適用対象となる持続可能な森林管理システムの対象範囲に含まれる森林区域。  **3.4** 　劣化森林  　長期にわたり炭素貯蔵，木材や生物多様性及びその他の商品やサービスなどの森林からの恩恵を供給する全体的、潜在的能力が顕著に減少している森林（FAO（2003）による）。  注意書：劣化した森林とは、樹冠率が10%以上を維持し続ける森林において起こる森林の機能の低下。（[FAO（国連食糧農業機関）](http://www.fao.org/)の "Global Forest   Resources Assessment 2003(FRA2015)）  **3.5** 　生態的に重要な森林区域  生態的に重要な森林区域は，下記の森林区域である。  a) 保護対象として稀少性、脆弱性又は代表的森林生態系を含む森林区域。  b) 公認の参照リストが定める固有種の顕著な集中及び絶滅危惧種が生育・生息している森林区域。  c) 現地に絶滅危惧種又は保護種の遺伝資源を含む森林区域。  d) 自然に生育・生息する種の天然分布及び豊富さを擁し、世界的、国家的及び地域的に重要で広範囲なランドスケープの形成に貢献する森林区域。  **3.6** 　生態系サービス  生態系から得られる恩恵。これらには，食料，水，木材，繊維などの供給サービス，気候，洪水，疾病、廃棄物及び水質を左右する調整サービス，レクリエーション，美学，精神的な恩恵を施す文化的サービス，そして土壌の生成，光合成，さらに栄養の循環などを助長する基盤サービスが含まれる（ミレニアム生態系評価（2005）による）。  注意書：ミレニアム生態系評価（Millennium Ecosystem Assessment,）とは、[国際連合](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%90%88)の提唱によって[2001年](https://ja.wikipedia.org/wiki/2001%E5%B9%B4)〜[2005年](https://ja.wikipedia.org/wiki/2005%E5%B9%B4)に行われた[地球](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9C%B0%E7%90%83)規模の[生態系](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%94%9F%E6%85%8B%E7%B3%BB)に関する[環境アセスメント](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%92%B0%E5%A2%83%E3%82%A2%E3%82%BB%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88)。  **3.7** 　森林  認証森林の対象となる「森林」は、森林法で規定する「森林計画」の対象となる森林とする。  なお、具体的には、森林法第2条で定める森林うち、同法7条の2で規定する国有林及び同第5条で規定する森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）とする。  注意書１：森林法第二条  第二条　この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。  一　木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹  二　前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地  注意書2: FAO の報告に用いている日本の森林区分及び定義  （国連食糧農業機関（FAO）が 2005 年に行った世界森林資源調査における我が国の報告対象森林の定義）  森林は、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹、も しくは木竹の集団的な生育に供される、0.3 ヘクタール以上の土地。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用 される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と規定している。  森林の区分は、①「立木地」は森林のうち樹冠疎密度 0.3 以上の林分（幼齢林を含む）、②「無立木地」は森林のうち立木地と竹林以外の林分、③「竹林」は 立木地以外の森林のうち竹（笹類を除く）が生立する林分、と規定している。  注意書3: PEFC持続可能な森林管理－要求事項（PEFC ST 1003）の定義  最小で0.05～1.0ha以上の土地で，その場所における成熟期の潜在的な高さが2～5ｍに達する立木を有し，林冠の被覆率（又は，同等の蓄積レベル）が10～30％以上のもの。 森林は，多種な階層の立木や下層植生が地面の多くの部分を占める閉鎖的な森林形成又は開放森林からなる。樹幹の密度が10～30%に達していないか，又は高さが2～5ｍに達していない若い天然の立木及びプランテーションのすべては，収穫等の人為的な介入，又は天然要因の結果として，一時的に蓄積がないが森林に回復することが予想される通常は林地の一部をなす区域と同様に森林に含まれる（資料：国連2002）。  注意書4：地域，国，準国の規格は，それぞれ該当する基準に関わる独自の価値を定義に含まなければならない。国においてまだそのような基準がない場合，規格制定者が該当国の枠組みに基づいて決定する責任を負う。SGEC認証制度においては前掲の森林法の規定による。  **3.8** 林地の転用  直接的な人為的介入による森林の非林地化及び天然林の人工林への転換  注意書：在来種の植林又は直接的な播種又は/及び人為的な促進による更新で、伐採されたものと同じ優占種又は歴史的に存在していたその他の種への更新又は国の林業政策に基づく樹種の導入は「林地の転用」とは見做さない。  **3.9** 森林プランテーション  「森林プランテーション」は、PEFC森林管理認証規格（PEFC ST 1003:2018「持続可能な森林管理－要求事項」）において下記の通り規定しているが、日本においては、「森林プランテーション」として特別な管理を行っている実態が存在しないので、人工林を区別することなく、すべて通常の人工林として取り扱い、「森林プランテーション」として特に規定して、特別な運用は行わない。  **＜PEFC ST 1003:2018「持続可能な森林管理－要求事項　3.9森林プランテーション（Forest plantation）＞**  主として木材または非木材の製品やサービスの生産を目的として、植付又は播種によって造成された外来種の森林、又は場合によっては在来種の森林。  注意書 1：木材または非木材の製品やサービスの生産を目的として造成された外来種の立木すべてを含む。  注意書 2：少数の樹種、集中的な地作り（耕作）、直線的な立木線、又は/及び同林齢の林分等に特徴づけられる在来種の区域を含めることができる。  注意書 3：この定義の適用にあたっては、各国の林業用語や法的な要求事項などを考慮することが求められる。  **3.10**　ILO基本条約  労働における原則及び諸権利に関して，「基本的」としてILO統括団体が決めた８つの条約（ILO 第29，87，98，100，105，111，138，182号），すなわち結社の自由，団体交渉権の効果的承認，あらゆる形の強制労働の撤廃，児童労働の効果的撤廃，雇用と職業に関する差別の撤廃が含まれる。  **3.11** 　遺伝子組み換え樹木  遺伝的素材が交配及び/又は自然の再結合など自然には起こり得ない形による変性を受けた樹木であり，遺伝子組み換えに関する特定の定義を定める関連法規を考慮する。  注意書1：下記の技術は，遺伝子組換え木を作成する遺伝子組換え技術であると考えられる（EU指令2001/18/EC）。  1) どのような手段であれ，生物体の外部で作成された核酸分子をあらゆるウィルス，バクテリアプラスミド又はその他のベクター系に挿入し，それを自然には発生しないが継続的繁殖能力を有する宿主生物体に統合する遺伝子素材の新しい組み合わせの生成を伴う核酸の組み換え技術。  2) 生物体の外部で作成された遺伝性素材を生物体に直接導入することを伴う技術で，マイクロインジェクション，マクロインジェクション及びマイクロキャプシュレーション（micro-encapsulation）を含む。  3) ２つ以上の細胞を自然には発生しない方法で融合することによって生細胞と新しい繁殖可能な遺伝子素材との組み合わせが生成される細胞融合（プロトプラスト融合を含む）又はハイブリダイゼーション技術。  注意書2：下記の技術は，遺伝子組換え木の結果を生む遺伝子組換えとは考えない（EU指令2001/18/EC）。  1) 試験管受精  2) 自然加工：例えば，接合，形質導入，形質転換  3) 倍数性誘導  **3.12** 　総合的病害虫管理  利用可能なすべての病害虫管理技術を慎重に考慮し，害虫個体群の増加を抑制し，農薬やその他の干渉を経済的に見合いや人間の健康と環境へのリスクを削減又は最小化するレベルに保つ適切な措置を統合的に実施すること（資料：FAO 2018）。  **3.13**　ランドスケープ  地形，植生，土地利用，集落の特徴的な構成を擁する自然及び/又は人為的な生態系のモザイクからなる生態的社会システムであり，該当地域の環境，歴史，経済，文化的なプロセスや活動による影響を受けるもの（資料：Scherr et al. 2003）。  **3.14** 森林に関する管理計画(以下「森林管理計画」という。)  森林及び組織に関する一定期間における生態系資源及びサービスに関して，その目標，行動及び制御を定めた文書情報。  注意書：SGEC認証規格における森林管理計画で策定する森林計画と森林計画制度との関連について，森林計画制度においては，森林法第５条に基づく地域森林計画（国有林の場合は同法第7条の2に基づく地域別の森林計画）及び同法第10条の5に基づく市町村森林整備計画において，地域の森林管理を行う上で森林管理者が遵守するべき計画が定められている。前述のとおり、森林管理者が策定する森林計画については，森林計画制度において定められている森林計画の遵守を前提にして、SGEC認証制度が求める「持続可能な森林管理－要求事項」への適合性が求められる。  **3.15** 　管理システム  森林管理者やCOC企業等の組織が方針、目標及びプロセスを設定し、これらを達成するための相互関連的又は相互作用的な要素のセット。  **3.16**　管理者  組織を指揮、統括する人。  注意書：管理者には、自らの所有権を行使する者であり、又は同時に伝統的あるいは慣習的な土地使用権を行使する者を含む。  **3.17**　非森林生態系  森林の定義を満たさない土地の生態系  **3.18** 　非木質林産品  森林及び森林外の樹木に由来する生物学的由来を有する商品で木材以外のもの（資料： FAO 2017）。  **3.19** 組織  目標を達成するための責任，権限及び関係に関する自らの機能を擁する個人又は人のグループ。  注意書1：組織は，SGEC認証を申請し，SGECの森林管理の要求事項との適合の責任を負う。  また，複数の森林管理主体に対する責任を負うこともできる。  注意書2：管理者又は所有者は，組織の役割を引き受けることもできる。  **3.20**　再植林  森林として分類される土地への植栽及び/又は意図的な播種による森林の再生（資料：FAO 2018）  **3.21**　ステークホルダー  本規格の対象に関心を有する個人，団体，地域社会又は組織。  **3.22** 　規格制定者  規格制定する主体。  注意書：規格制定者は、森林認証制度及び/又は規格を制定する者で、森林認証制度及びその規格の策定・維持に責任を負う主体である。SGEC認証制度の規格制定者は、SGEC/PEFCジャパンが担当している。  **3.23** 　森林外樹木（TOF）  森林法第2条において規定された森林以外で生育する樹木。その区域は、通常「農地」又は「市街地」として分類される。  **3.24**　森林管理単位  森林計画制度上の森林計画や本規格に基づく森林管理計画に基づく単独の管理者により明確に区分された管理単位。  **3.25**　人工林・天然林  人工林は，植栽や挿し木による樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50％以上を占めるものをいう。また，天然林は人工林以外の森林をいう。天然林は育成天然林と天然生林とに区分される。育成天然林は天然更新によって遷移する森林であるが後継稚樹が不足する部分への「苗木の植栽」や「地表をかき起こし」など一部に人為的な作業を加えた森林であり、天然生林は天然更新したあらゆる遷移の段階において人手の加わらない森林である。  **3.26** 原生林・一次林  在来種の森林であり，人による活動の明白な兆候がなく，生態系の推移が大きな阻害を受けていないもの。  注意書：人の介入による影響が少ない非木材の林産品が採集される区域も含む。多少の林木が除去されている場合もある。  **3.27**　里山林  集落の近くに広がり，地域住民の生活と密接に結びついて維持・管理されてきた森林。  **3.28** アイヌの人々・アイヌ民族  アイヌ民族は，「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下，「アイヌ施策推進法」という。）」において認められた先住民族であり，アイヌ文化を共有する人々，あるいはアイヌ文化を共有することからくる共通の帰属意識をもつ人々の集団である。アイヌの人々とは，北海道をはじめ国内各地に居住するアイヌ民族のうち，本規格の「影響を受けるステークホルダー」に該当する人々をいう。 注意書　先住民族 先住民族とは，一地域に，歴史的に国家の統治が及ぶ前から，国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し，その後，その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも，なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族をいう。  **3.29** アイヌ文化・アイヌ施策  アイヌ文化は、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式，音楽，舞踏，工芸その他の文化的所産及びこれらから発展してきた文化的所産をいう。  アイヌ施策とは，「アイヌ施策推進法」に基づき，「アイヌ施策推進地域計画」を提出し，内閣総理大臣によって認定された地方公共団体によって実施される諸施策をいう。 注意書：アイヌ施策推進地域計画  アイヌ施策推進地域計画は，「アイヌ施策推進法」により政府が定める基本方針に基づき（都道府県知事が都道府県方針を定めている場合には，都道府県方針も勘案して），「アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業」，「観光の振興その他の産業の振興に資する事業」，「地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業」，「その他内閣府令で定める事業」について，市町村が作成し，内閣総理大臣の認定を申請できるものである。  **3.30** 慣習法  国内あるいは国際関係において，特定の行為が広く行われている，または行われていないという「一般慣行」があり，その「一般慣行」について，法として認められているという「法的確信」があると認められる場合，当該「一般慣行」を慣習法という。国際関係においては，国際司法裁判所規定により，慣習法も国際法として認められているが，国内における慣習法と法令の関係については，法令に従う。日本国では，法の適用に関する通則法第３条が「公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は，法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り，法律と同一の効力を有する。」と定めているが，民法第92条は「法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において，法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは，その慣習に従う。」と定めているため，法令の「公の秩序に関しない規定」と慣習のいずれが優先されるかは明確ではない。  **3.31** 慣習的・伝統的権利  現在の国家の統治が及ぶ前に確立されていた先住民族の政治的，経済的及び社会的構造並びに先住民族の文化，精神的伝統，歴史及び哲学から生ずる先住民族の固有の権利として，先住民族が現在の国家に保障するよう求めている権利であり，特に，土地，領域及び資源についての権利をいう。「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に列挙されている先住民族の権利は，「地域ごと及び国ごとに先住民族の状況が異なること並びに国及び地域の特殊性並びに多様な歴史的及び文化的な背景の重要性が考慮されるべきであることを認識して，連携及び相互尊重の精神において追求される達成の水準」にとどまるが，現在の国家と先住民族との歴史的経緯によっては，条約として明文化されているもの，あるいは国内において慣習法として認められているものもある。  **3.32**　FPIC（Free, Prior and Informed Consent, 自由意思による，事前の，十分な情報に基づく同意）  一般国民の権利に加え，ILO169及び国際連合宣言（UNDRIP）では，脆弱な立場に置かれやすい先住民に対する特に配慮が必要な状況における手続き的権利が認められており，この権利をFPICと呼ぶ（資料：岩永青史ら 2017）。  **3.33**　森林計画制度  森林計画制度は、森林法に基づき国、都道府県、市町村及び森林所有者等の各段階における森林の取扱ルールを明確化し、各主体がそれぞれの役割のもと、国民のニーズに対応して持続可能な森林管理を推進するための指針及び規範となるものである。（参考資料「森林計画制度の概要」参照）  **3.34**　森林経営管理法に基づく経営管理権及び経営管理実施権  森林経営管理法は、日本国内においては2019年4月に施行され，「適切な経営管理が行われていない森林を，意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに，それができない森林の経営管理を市町村が行うことで，森林の経営管理を確保し，林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ること」を目指している（資料：林野庁 2019）。  同法で規定する経営管理権とは、森林について森林所有者が行うべき経営又は管理について、市町村が委任を受けて実施する権利。また、経営管理実施権は、経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づき行うべき経営又は管理を民間業者が行うため当該市町村の委託を受けて経営又は管理を行うための権利。  **4. SGEC森林管理認証規格と組織**  **4.1** 持続可能な森林管理の要求事項  SGEC森林管理認証規格が定める持続可能な森林管理の要求事項は、下記を満たさなければならない。  ａ）SGEC森林管理認証規格の要求事項は、森林管理単位(ユニット)レベルで遂行されることを確実にするため、森林管理単位(ユニット)レベル又はそれ以外の適切なレベルで適用すべき管理とパフォーマンスに関する要求事項を盛り込む。  注意書：要求事項がその他のレベル（例：グループ）で決められる状況の例として，森林の健全性モニタリングがある。地域レベルにおいて森林の健全性モニタリングを実行し，その結果を森林管理単位（ユニット）レベルに伝達することでこの要求事項の目的は各々の森林管理単位（ユニット）が個別にモニターする必要なしに達成できる。  ｂ）　本要求事項は、明瞭であり、パーフォーマンス・ベースで監査可能である。  ｃ）　確定された森林区域内において、本要求事項との適合性達成に影響を与えるすべての森林管理関係者による行為に適用する。  ｄ）　本要求事項への適合性を証明する記録を保管する。  ｅ）　SGEC -COC又はPEFC-COC認証を取得している顧客に対しては、SGEC森林管理認証規格が適用される区域から産出された製品であることを示すために利用できる表記として、「100％SGEC認証」との主張を明記する。  注意書　SGEC/PEFCジャパンが承認する認証主張及びその認める短縮形及びその日本語版についてはSGEC/PEFCジャパンのサイトで、また、これらの英語及びその他の言語への翻訳については PEFCのウェブサイトでそれぞれ公開される。  ｆ）　本規格の適用を受ける森林所有者・管理者が、本規格の対象範囲外の区域からの商品を販売する場合は、本規格の対象範囲内の区域からの商品のみ「100％SGEC認証」と主張を付けて販売する必要がある。  ｇ）　本規格の対象範囲内の区域からの商品の由来に関する主張は、本規格に基づき発行されたSGEC認証書の対象範囲である森林所有者/管理者によってのみ可能である。  ｈ） SGEC-COC認証企業に提供すべき情報に関する要求事項を定める。  i) 国際条約の未批准等に基づき要求事項に当該国際条約等の規定が反映されない場合には、これに代わって適用できる日本の法律の概要を明示する。  **4.2**　影響を受けるステークホルダーのニーズと期待の把握  組織は下記について定めなければならない。  ・持続可能な森林管理に関連する影響を受けるステークホルダー  ・それらのステークホルダーのニーズと期待  **4.3**　持続可能な森林管理システムの適用範囲の決定  4.3.1 組織は、森林管理の対象範囲を明確にするために、管理システムの適用範囲を決定しなければならない。  4.3.2　森林管理は、調査と計画、実行、モニタリング及び評価のサイクルから構成され、また、その実施によって社会、環境及び経済に及ぼす影響についての適切な評価が実行できる内容を有していなければならい。これは、継続的な改善のサイクルの基礎をなさなければならない。  **5. リーダーシップ**  **5.1**　組織は　下記のコミットメントを遂行しなければならない。  １）SGECの持続可能な森林管理基準及びその他の関連する要求事項に適合し、実行すること。  2) 森林の管理システムを継続的に改善していること。  **5.2**　前項のコミットメントは文書化され、一般に入手可能でなければならない。  **5.3**森林管理の責任は明確に定められ、その責任を負う者を任命していなければならない。  **6. 計画**  **6.1**　　リスク及び機会への取り組み  **6.1.1** 組織は、持続可能な森林管理のため、本要求事項の適合に関する阻害要因となるリスクと目的を達成するきっかけとなる機会（チャンス）について十分に分析・評価を行い、これを考慮しなければならない。この場合、組織の林業活動や森林管理の管理単位の数（サイズ）と規模（スケール）について考慮されなければならない。  **6.1.2** 森林資源の調査及び図化（マッピング）が実施・維持され、その内容は、地域の実態に即して適切であり、かつ本文書で規定する規格の要求事項に準拠していなければならない。  **6.2**　森林管理計画  **6.2.1** 森林管理計画は下記を満たしていなければならない。  1) 十分検討して策定され、定期的に更新され、継続的に調整されていること。  2) 森林の面積規模及び森林管理やその利用の実態から見て適切であること。  3) 現存の森林利用の実態や他の公的計画や当該地に適用される国等の法令及び国際法の規定に適合していること。  4) 森林資源が適切に森林管理計画の対象範囲に包含されていること。  **6.2.2** 森林管理計画は、その対象となる森林区域の多様な利用や機能を考慮して策定・運用しなければならない。  **6.2.3** 森林管理計画には、少なくとも森林管理単位（ユニット）に関する説明、長期目標及び年次平均許容伐採量とその根拠を含まなければならない。  **6.2.4** 森林管理の持続可能性に対して長期的に影響を与えうるレベルの非木質林産物の商業的利用がその対象範囲に含まれる場合には、年次的に許容される非木質林産品の利用を森林管理計画の計画対象に含めなければならない。  **6.2.5** 森林管理計画の策定に当たっては、森林生態系の劣化や損傷のリスクを極小化する方法や手段を特定しなければならない。  **6.2.6** 森林管理計画を策定するに当たって、科学的研究の成果が考慮されなければならない。  **6.2.7** 森林管理計画は、適切な森林管理の管理単位の数（サイズ）と規模（スケール）に相応して策定され、その要約が公開されなければならない。なお、その森林管理計画の要約には、森林管理の目的及びその原則に関する情報が含まれなければならない。  **6.2.8** 森林管理計画の要約の公開に当たって、その機密性のある業務情報、個人情報及び関連する法令によって伝統的・文化的に保護されるべき場所又は天然資源の特質の保護のために機密とされるべきその他の情報については除外することを許容されなければならない。  **6.2.9** 　森林管理計画は、営利及び非営利の林産物及び生態系サービスの生産を支援するために制定された政策手段を有効に活用しなければならない。  **6.3**　法令遵守（コンプライアンス）に関する要求事項  **6.3.1** 法令遵守  **6.3.1.1** 組織は、持続可能な森林の管理に適用される法令を確認し、その入手が可能であり、更に、これらの遵守義務がどのように組織に適用されるかについて決定しなければならない。  **6.3.1.2** 組織は、その管理する森林に関連する法令及び国際法を遵守しなければならない。これらの法令には、森林管理の実施、自然環境の保護，保護種・絶滅危惧種の保全，先住民，地域社会又は影響を受けるステークホルダーの財産，土地保有，土地利用権，保健，労働安全問題，汚職防止及び使用料や税金の支払い等が含まれなければならない。  **6.3.1.3** 組織は、違法伐採、違法土地利用、違法な火入れ、その他の違法行為等から森林を保護する措置を取らなければならない。  **6.3.2** 森林地域に関する法的、慣習的・伝統的権利  **6.3.2.1** 関連する森林管理単位（ユニット）係る財産権、樹木の所有権、土地の保有に関する取り決めに関して明確に規定され、文書化され、確立されていなければならない。同様に、森林に関する法的、慣習的、伝統的な権利については、明確化され、承認され、尊重されなければならない。  注意書　土地の保有に係る指針は、国家の食糧安全保障の観点から求められる土地保有権、漁業及び森林の責任ある統制に関わるFAOの自主的指針から入手可能である。  **6.3.2.2** 組織が行う林業活動や森林施業は、 「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に列挙されているような，権利享有者の自由な，事前の、かつ、情報に基づく同意（FPIC）なく侵害されることのない，適用可能な場合には補償に関する条項も含む，法的な，慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとになされなければならない。権利の範囲が決定されていない，あるいは議論されている地域においては，適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合，森林管理者は，当面の間，認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続，役割及び責任を尊重しつつ，関係者に対し，森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない。  確立された枠組の認識においては，「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法等並びに「アイヌ施策推進法」及びその他の国内法令を遵守しなければならない。また、アイヌの人々に対するFPICを遵守しなければならない。  **6.3.2.3**　組織が行う林業活動や森林施業を実施するに当たっては、世界人権宣言が定める人権を尊重しなければならない。  **6.3.3** 　ILO基本条約  **6.3.3.1** 林業活動や森林施業の実施に当たっては、ILO基本条約を遵守しなければならない。  注意書：日本国において批准されているILO基本条約については、6.3.3.1項の要求事項が適用される。日本国において批准されていないILO基本条約については、これを尊重し、関連する国内法令を遵守する。  **6.3.4** 保健、安全と労働条件  **6.3.4.1** 林業活動や森林施業については、保健や事故のリスクを確認し，作業に関連するリスクから労働者を保護するためのあらゆる適切な手段の適用が可能な形で計画し、組織化し、実施されなければならない。関係する労働者には，作業に関わるリスク及び予防措置に関する情報が与えられなければならない。  **6.3.4.2**　労働者の労働条件は安全であり，林業活動や森林施業に従事するすべての者に対しては安全作業の実践に関する指導や訓練が実施されなければならない。労働時間と休暇は、法令及び当該組織に係る団体協約を遵守しなければならない。  注意書：森林管理認証規格を定めるための指針は，「林業における安全と衛生のILO実施基準」及び国内関連法令から入手可能である。  **6.3.4.3** SGEC認証区域で林業活動や森林施業を実施する林業労働者（地元労働者、季節労働者、下請け業者等）の賃金は、少なくとも法令、地域別最低賃金又は当該団体交渉協定等労使間で協議決定した賃金に見合うか、それ以上でなければならない。  **6.3.4.4** 組織の雇用は、機会均等と差別待遇の禁止、職場におけるハラスメントの防止について約定されていなければならない。また、性（ジェンダー）の平等は促進されなければならない。  **7.　支援**  **７.１**　組織の資源  **7.1.1** 組織は、持続可能な森林管理システムの構築とその実行・維持及び持続的改善に必要な資源（要員、施設等）を決定し、これを確保しなければならない。  **7.2**　組織の力量  **7.2.1** 森林管理計画やその実行するに当たっての前提条件として、森林所有者/管理者、下請け業者及び従業員は、持続可能な森林管理に関する十分な情報の提供を受け、継続的訓練が実施され、最新情報に通じていなければならない。  **7.3**コミュニケーション  **7.3.1**　関係する地域社会、先住民及びその他のステークホルダーに対して、持続的森林管理に関する効果的コミュニケーションと協議が行われなければならない。  **7.4**　苦情  **7.４.１** 組織は、森林管理と土地利用権及び労働条件に関わる苦情や紛争を解決するための適切なメカニズムを有していなければならない。  **7.5**　文書情報  **7.5.1** 組織は、当該管理システムに関連する規格に基づき、持続可能な森林管理システムを効果的に実行する上で必要な事項として規定した文書化情報を保持しなければならない。  7.5.2　前項の文書情報は、組織の活動に関連し適切に更新されなければならない。  **8.　持続可能な森林管理の要求事項**  持続可能な森林管理の要求事項の基準と指標は、以下のとおりとする。なお，その運用ガイドラインを本規格の付属書1に示した。  **8.1　基準１：森林資源やそのグローバルなカーボンサイクルへの貢献及びその適切な維持・増進**  **8.1.1** 森林管理は、森林及びその生態系サービスを維持、増進し、森林資源が有する経済的、環境的、文化的、社会的価値の維持、増大を目指さなければならない。  **8.1.2** 森林管理に当たっては、収穫量と成長率の間のバランスを図り、適切な育林方法と技術を採用し、森林資源に対する直接、間接的な悪影響を最小化し、森林資源の量と質及び森林の炭素の貯蔵及び隔離能力が中長期的に保全されなければならない。  **8.1.3** 森林管理の実行において、温室効果ガスの排出削減や資源の効果的な活用など気候変動に好影響する活動が奨励されなければならない。  **8.1.4**林地の転用は、下記による正当化できる状況以外は発生させない。  a) 土地利用や森林管理に関連する国等の機関の法令や政策を遵守し、影響を受けるステークホルダーとの協議を含んだ国その他の権限を有する当局が管轄する土地利用計画に基づくものであり、  b)　当該認証森林区域に占める割合が小さな比率（具体的には付属書1　4.1.3、4.1.4、4.1.5による）であり、  c) 生態学的に重要な森林区域、文化的、社会的な重要性を有する区域、又はその他の保護区域に悪影響を及ぼさず、  d)炭素蓄積が非常に高い区域を破壊せず，  e) 長期的な保全と経済的，社会的利益に貢献する。  **8.1.5**生態的に重要な非森林生態系への造林が下記による正当化できる転用以外は、発生してはならない。  a) 土地利用や森林管理に関連して，国際条約等はもとより、国等の法令や政策を遵守し，影響を受けるステークホルダーとの協議による国やその他の権限を有する当局が管轄する土地利用計画に基づき，  b) 影響を受けるステークホルダーが透明かつ関与可能な協議のプロセスを通じて，当該~~転換~~転用に関与する機会を有する決定方法に基づき，  c) 絶滅の危惧（危急種，稀有又は絶滅危惧種の生育・~~棲~~生息を含む。）の恐れのある非森林生態系，文化的・社会的に重要な区域，絶滅危惧種の重要な~~棲~~生息地又はその他の保護区域に悪影響を与えず，  d) 組織の管理下にある生態学的に重要な非森林生態系~~が~~に占める~~小さな~~比率が小さなものであり，  e) 炭素蓄積が非常に高い区域を破壊せず，  f) 長期的な保全や経済的，社会的利益に貢献すること。  **8.1.6**　本規格において，PEFC ST1003：2018の森林プランテーションに関する規定を日本国内の「在来種を中心とする森林（人工林）」に対して適用しない。  **8.2 基準 2：森林生態系の健全性と活力の維持**  **8.2.1**森林生態系の健全性と活力の維持，増大のため、経済的に実行可能な限り自然のメカニズムとプロセスを活用した最善の生物学的予防措置を講じ、劣化した森林生態系を回復させなければならない。  **8.2.2**　有害な環境要素に対し、自然的調節メカニズムを強化し、森林の安定性、活力及び抵抗力を拡大するため、適切な遺伝種及び生態系の構造的な多様性を奨励・維持しなければならない。  **8.2.3**　火入れは、更新、野火からの保護，~~棲~~生息地管理，認められた先住民の習慣のための森林管理に不可欠な手段である地域においてのみに限定されなければならない。こうした場合，適切な管理と統制の方法が採用されなければならない。  **8.2.4**　現地条件に相応しい樹種や在来種による造林（人工造林、天然更新）、樹木や土壌の損傷を最小化する保育，伐採・搬出技術の活用など現地の条件に即した適切な森林管理が行われなければならない。  **8.2.5**　森林における廃棄物の無差別的な廃棄は厳格に回避しなければならない。非有機物系の廃棄物やごみは、回収し，指定された区域に貯蔵のうえ，環境に責任ある方法で除去しなければならない。森林管理の実行中における油や燃料の流失を予防しなければならない。突発的な流失による環境の損傷リスクの最小化のための緊急手順が設置されていなければならない。  **8.2.6**　農薬の使用を最小化するため，統合的病虫害管理と適切な育林的代替手段及びその他の生物学的方法が優先されなければならない。  **8.2.7** いかなる農薬の使用についても、その使用マニュアルを文書化されなければならない。  **8.2.8**　農薬の使用に当たっては、他の使用可能な代替品がない場合を除き，WHOのタイプ1A及び1B及びその他の毒性の高い農薬を禁止しなければならない。WHOのタイプ1A及び1Bの農薬の例外使用は、本規格の付属書4において定める。  **8.2.9**　塩素化炭化水素のように派生物質が意図した使用期間を超えて生物学的な活性を保ち，食物連鎖のなかで蓄積される農薬やその他の国際的合意によって禁止されている農薬は使用しない。  注意書：「国際的な合意によって禁止された農薬」とは、残留性有機汚染物に関するストックホルム条約によって定められている。  **8.2.10** 農薬の使用は、当該農薬の製造者による指示に従い、訓練を受けた者によって適切な器具、機材等の設備を使用して実行しなければならない。  **8.2.11** 肥料は、統制された方法で十分な環境への配慮をもって使用する。肥料の使用は、適切な土壌の養分管理の代替としてはならないことに留意する。  **8.3 基準 3：森林生産（木材及び非木質材）機能の維持及び促進**  **8.3.1**　一連の木材及び非木質林産物とサービスを生み出す森林生産機能は、持続可能なベースで維持されなければならない。  **8.3.2**森林産物やサービス機能のすべてに係る市場や経済活動は、その可能性を考慮し，健全な経済的成果が追及されなければならない。  **8.3.3**森林の管理、収穫及び更新施業の実践については，例えば土壌や保残立木や樹木の損傷を避けるなど，その場所の生産能力を減少させない時期や方法で実践されなければならない。  **8.3.4**　木材や非木質林産物の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超過してはならない。また，収穫された林産物は，最適に利用されなければならない。  **8.3.5**　森林管理に当たっては、環境への悪影響を最小限に抑え，生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために道路，搬出路，橋などのインフラが適切に計画して敷設され、維持されなければならない。  **8.4 基準 4：森林生態系における生物多様性の維持、保全及び適切な増進**  **8.4.1**　森林管理計画は、ランドスケープ、生態系、種及び遺伝子レベルで生物多様性の維持、保全及び増大~~させること~~を目指すものでなければならない。  **8.4.2**　森林の資源調査、マッピング及び計画を策定するにあたっては、生態学的に重要な森林区域を確定し，その保護，保全をし，又は休閑地としなければならない。  注意書　本項は、ビオトープ等の重要な環境的価値を損傷しない森林管理を含めすべて画一的に禁止することではない。現地の実態に即して適切な措置が講じられることを求めている。  **8.4.3**　保護種、絶滅危惧種、絶滅に瀕している動植物種は、商業目的に開発しない。これらを保全する上で必要な場合には，それらの保護や生息数の増加のための措置が取られなければならない。  注意書：本項は、CITESの要求事項に応じた交易を排除しない。  **8.4.4**　天然更新又は森林資源の質及び量を確実にする植林を通じた更新を、確実に行われなければならない。  **8.4.5**現地条件に順応した天然種を起源とする造林を優先する。外来種，プロヴェナンス（他地域の郷土樹種），又は変種は，生態系への影響や在来種の原種の遺伝的統合性への影響が科学的に評価され，その結果が否定的な場合は影響が回避又は最小化できる場合のみ使用できるものとする。  注意書　絶滅が危惧される生態系、生息地、又は種を脅かす外来種による影響の予防、導入、影響の軽減に関する生物多様性条約（（CBD ：Convention on Biological Diversity　）の指針原則は、侵入種の回避のためのガイダンスとして認められる。  **8.4.6**　生態的ネットワークの改善や回復に貢献する造林（植林等）による森林再生を推進する活動が、奨励されなければならない。  **8.4.7**　遺伝子組み換え樹木を使用してはならない。  注意書：遺伝子組み換え樹木の使用に関する制限は，予防原則に則ってPEFC総会によって採択された。遺伝子組み換え樹木が，人間や動物の健康や環境の上に及ぼす影響が従来の方法による遺伝子改良を受けたものと同等，あるいはより肯定的なものであるという十分な科学的データが揃うまで，いかなる遺伝子組み換え樹木も使用してはならない。  **8.4.8**　異齢林及び混交林などの森林の水平及び垂直的な構造的多様性を適切に促進する。森林施業は，ランドスケープの多様性の維持・回復を目指すものでなければならない。  **8.4.9**適切な場所における価値ある生態系を作り上げる伝統的森林管理の方法を支援されなければならない。  **8.4.10**　保育や収穫施業は，生態系への長期的な損傷を引き起こさない方法で実行する。可能な限り生物多様性を維持・改善するための実践的措置が採用されなければならない。  **8.4.11**　インフラ整備は、特に稀有で繊細な代表的生態系や遺伝子の保存に対する損傷を最小化し，絶滅危惧種やその他の指標種の生育・生息状況，特にその移動パターンをも勘案して，計画し、整備されなければならない。  **8.4.12**　森林管理の目的を達成するために、動物の個体数等森林動物の~~棲~~生息実態による森林の更新と成長及び生物多様性に対する圧力を制御する措置が講じられなければならない。  **8.4.13**　枯損木や倒木、樹洞木、老齢木、希少樹種は、その森林と周辺の生態系の健全性と安定性を考慮し、生物多様性を保全するために必要な量や分布を確保して保残しなければならない。  **8.5 基準 5：森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に水資源と土壌）**  **8.5.1**　森林の土壌侵食の制御，洪水の予防，水の浄化，気候調整，炭素貯蔵及びその他の生態系サービスの調整サービス及び基盤サービスなどの森林が有する社会的・保全機能は、維持，増進されなければならない。  **8.5.2**　社会のために森林が特定かつ確認された機能を発揮している森林区域については、これを図化し、森林管理計画で計画する森林施業において、これらの森林の諸機能を確実に維持・増進しなければならない。  **8.5.3**　侵食されやすくその取扱いに注意を要する区域の林業活動については，特別な注意を払わなければならない。その際、使用する技術や機械は、当該区域に相応しいものでなければならない。これらの区域に対する動物個体数の圧力を最小化する特別な措置を講じなければならない。  **8.5.4**　水資源の質，量への悪影響を回避するために水源保全機能を有する森林区域で行われる森林施業には、特別な注意を払わなければならない。農薬やその他の有害物質の不適切な使用や水質に有害な影響を及ぼす不適切な森林施業の実行は回避しなければならない。森林施業によって、下流の水収支及び水質に重大な影響を与えてはならない。  **8.5.5**道路，橋梁，その他のインフラ整備は、裸地土壌の露出を最小化し，土壌の水流への流出を防ぐ方法を用い，流水路や河床の自然水準や機能を保全する方法で行わなければならない。道路排水設備は、適切に設置し、維持されなければならない。  **8.6 基準 6：森林の社会的・経済的機能の維持及びその適切な増進**  **8.6.1**　森林管理計画の策定に当たっては、森林のすべての社会・経済機能を尊重することを目指さなければならない。  **8.6.2**　レクリエーションを目的とした森林への公共的アクセスを、所有権、安全性と他人の権利，森林資源や生態系への影響及びその他の森林機能間の相互作用や両立性などを尊重し，提供されなければならない。  **8.6.3**　特定の歴史的、文化的、精神的な重要性が認められた場所及び先住民や地域社会の健康や生存に関する基本的なニーズ（健康や生存）を有する区域は、その区域の重要性を十分に考慮し、保護・管理されなければならない。日本列島北部周辺，とりわけ北海道においては，アイヌ文化の振興等を図り，アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活できるように努めなければならない。  **8.6.4**　森林管理は、地域社会や先住民の関与による支援を得たうえで，当該森林管理区域内又は周辺に所在する地域社会の長期的な健康と福祉を促進しなければならない。アイヌの人々がステークホルダーとなる森林管理計画の策定に当たっては，アイヌ民族の誇りの源泉であるアイヌ文化及びその伝統が置かれている状況を踏まえ、~~に鑑み，~~「アイヌ施策推進法」に基づいて政府が定める基本方針、都道府県方針及び認定市町村が作成した「アイヌ施策推進地域計画」を確認し，アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現を目指さなければならない。  **8.6.5**森林管理の実践は、森林所有者，地域社会，先住民等の森林に関連する経験や伝統的知識，イノベーション等を十分に理解し、これらの活用から生じる利益が、公平に配分、共有されるよう努めなければならない。  **8.6.6**　森林管理に当たっては、地域経済において森林が果たす役割を正当に考慮しなければならない。特に、先住民を含む地元住民への訓練や雇用の新しい機会を提供することに特別な考慮が払われなければならない。  **8.6.7**　森林管理は、持続可能な森林管理に必要な研究活動やデータの収集に貢献するとともに、他の組織が実行する関連研究活動を適切に支援しなければならない。  **9. 森林管理の実行（パフォーマンス）の評価**  **9.1** 監視（モニタリング）、測定、分析及び評価  **9.1.1**　森林資源のモニタリング及び環境、社会、経済的な影響を含めた森林管理の効果の評価は、定期的に実行され、その結果は森林管理計画の策定のプロセスに反映されなければならない。  **9.1.2**　森林の健全性及び活力に影響する要素，特に、病虫害，獣害、過放牧（過剰飼育），火災，気候的要因による損害，空気汚染物質，森林施業等に起因する損害など森林生態系の健全性や活力に潜在的な影響を及ぼす主要な生物的及び非生物的要素に関して，定期的にモニターしなければなられない。  **9.1.3**狩猟や釣りを含む非木質林産物の利用が森林所有者/管理者の責任範囲にあり、森林管理計画に含まれている場合には、調整、モニター、制御されなければならない。  **9.1.4**　労働条件と労働安全については、定期的にモニターされ、必要に応じて関連法令等に適合されるように適切な措置が講じられなければならない。  **9.2** 　内部監査  **9.2.1**　目標  計画された間隔で実施される内部監査プログラムについては、管理システムについて下記の情報を提供しなければならない。  a) 組織の管理システムに関する要求事項と持続可能な森林管理規格に関する要求事項を遵守し，  ｂ) 管理システムが効果的に実行，維持されていること。  **9.2.2**組織  組織は、下記を実施しなければならない。  a) 頻度，方法，責任，計画の要求事項と報告を要する内部監査プログラムを計画，立ち上げ，実行，維持する。それには，関係するプロセスの重要性と前回の監査結果が考慮されている。  b)　各々の監査について監査基準と対象範囲を定め、  c)　目標と監査プロセスの客観性と不偏性を確実にするために審査員を選択し，監査を実行し、  d)　監査結果が関係マネジメント部局に確実に報告され、  e)　監査プログラムの実行の証拠として文書情報と監査報告を保管する。  **9.3** 　マネジメントレビュー  **9.3.1**年次のマネジメントレビューは少なくとも下記を含まなければならない。  a)　前回のマネジメントレビューからの措置の状況  b)　管理システムに関連する外部及び内部的変化  c)　不適合及び是正措置，モニタリングと計測結果，監査結果を含む組織のパフォーマンスに関する情報  d)　継続的改善のための機会  **9.3.2**　マネジメントレビューの結果は、継続的改善の機会の決定及び管理システムの変更の必要性に関する決定を含まなければならない。  **9.3.3**　マネジメントレビューの結果の証拠として、文書情報が保管されなければならない。  **10. 改善**  **10.1** 不適合及び是正措置  **10.1.1**　不適合が発生した場合には、組織は下記の措置を講じなければならない。  a)　不適合への対処として、下記を適切に実行する。  i.　 不適合を制御し、是正を講ずる。  ii.　不適合の結果に対応した措置を講ずる。  ｂ）当該不適合の原因を排除する措置の必要性を評価し、その再発や他の箇所における同種不適合の発生を防止するため、  i.　不適合をレビューし、  ii.　当該不適合の原因を決定し、  iii.　類似の不適合が存在するか、又は発生する可能性があるかを検証し、  c) 必要とされる措置を実行する。  d) 講じられた是正措置の効果をレビューし、  e) 必要な場合には、マネジメントシステムを変更する。  **10.1.2**　当該是正措置は、指摘された不適合に対して適切な効果を発揮しなければならない。  **10.1.3**組織は、下記の証拠として文書情報を保管しなければならない。  a)　当該不適合の性質とその結果講じられた措置  b)　当該是正措置の結果  **10.2** 継続的改善  持続可能な森林管理システムについては、その適格性及び適切性・効果性について常に検証を行い、継続的に改善されなければならない。  **参考文献**  ・CITES（1973）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約：修正版  欧州議会・理事会指令（2001/18/EC）理事会指令 90/22/EEC を廃止し，遺伝子組み換え体の環境への意図的放出に関する 2001年3月12日欧州議会・理事会指令  ・FAO（2003）持続可能な森林管理のための基準及び指標の貢献に関する国際会議の報告書：今後の在り方  ・FAO （2012）国家食糧安全保障の背景にある国土，漁業，森林保全の責任あるガバナンスに関する自主的ガイドライン  ・FAO（2015）世界森林資源評価（FRA）2015，用語と定義，森林資源評価作業白書180  ・FAO（2017）国際統計システムにおける非木質林産物  ・FAO（2018）総合的病虫害管理http://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/ipm/en/（アクセス2018年2月）  ・ミレニアム生態系評価（2005）生態系と人類の幸福：統合，アイランドプレス  ・Scherr et al（2013）政策立案者のための統合的ランドスケープ管理の定義  ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2009修正版）  ・国際連合（1948）世界人権宣言  ・国際連合（2002）2001年10月29日から11月10日までマラケシュで開催された条約における締約国会議の7回目会議の報告書，附属書第2部  **付属書1**  **運用ガイドライン**  　森林所有者及び同管理者は，本規格（SGEC基準文書3:202X「持続可能な森林管理－要求事項」の運用に当たり，本付属書に準拠した森林管理計画を策定し、当該森林の自然的，社会的立地に即し、法令を遵守した持続可能で効果的かつ安全な森林管理を行わなければならない。  **0. 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定**  **0.1** 森林認証を申請する者は、当該森林の管理を行う法的権利と能力を有するなどその管理者としての適格性を有し、当該森林の管理計画を策定し、その経営と実行及び改善に係る方針を備えていなければならない。  **0.1.1** 森林所有者若しくは地上権者が登載された登記簿謄本，当該森林に係る森林簿等及び森林管理計画書・付属図が備えられおり、同付属図上でランダムに選んだ林分について現地で確認できなければならない。  **0.1.2** 森林所有者若しくは地上権者と当該森林の管理者とが異なる場合には，受託管理契約若しくは経営管理権又は経営管理実施権等により、当該森林の管理主体が明確にされており、森林認証の申請者が当該森林を管理する者として明確に確認できなければならない。  注意書：　グループ森林管理の場合には，当該加盟者(構成員）の所有する森林を一元的に管理する計画，組織，責任体制等，当該森林を計画的かつ適正に管理するために必要な要件が明確に確認でき，SGEC規準文書3-1に規定するグループ森林管理に関する要求事項を満たしていなければならない。  **0.2** 当該森林の所在場所別の面積並びに人工林・天然林別面積、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林簿等が常備されていなければならない。  **0.2.1**　具体的には、当該森林に係る森林簿又は森林調査簿若しくはこれらに準ずる簿册が常備されており，5年ごとに森林調査が実施され、更新されていなければならない。  **0.3** 当該森林の位置が現地及び図面上で明瞭でなければならない。  **0.3.1**　具体的には、当該森林の所在が地番等で確認できる「5,000分の1」の図面若しくは同程度の図面が常備され，同図面上でランダムに選んだ対象森林が現地で確認できなければならない。  **0.4** 「緑の循環」に関する目標と管理の方針が明示された本規格に基づく森林管理計画が、5年を１期（5年毎に樹立する10年計画も含む。）とする計画として樹立され、当該計画で規定された森林管理が長期にわたって遵守されることを最高経営者（トップマネジメント）によって保証されなければならない。この場合、「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合には、これを遵守し、アイヌの文化の振興等が図られるよう努めなければならない。  **0.4.1**　森林管理計画書は常備されており、同計画に基づく森林管理の実施状況は現地で確認できなければならない。特に、森林管理の基本方針は、同計画において森林施業の実施に関する長期方針として確認され、現地で検証できなければならない。なお、森林管理の実施記録については、現地確認のうえ本規格に対する適合性を証明する資料として保管されなければならない。  注意書：　森林管理計画と森林計画制度との関連について，  森林管理計画は、森林法第5条に基づく地域森林計画（国有林の場合は同法第7条の2に基づく地域別の森林計画）及び同法第10条の5に基づく市町村森林整備計画の遵守を前提に、SGEC認証規格が求める「持続可能な森林管理－要求事項」への適合性が求められる。  **0.4.2** 前項の森林施業に係る基本方針に係る森林施業には、本規格の要求事項に適合した個々の森林の管理目的を明確に規定し、これを実現するために当該森林の特性に応じた目標とする森林構成とそれに至る方法が整合的に明示されなければならない。  **0.5** 森林管理計画に基づく森林管理を実行することが可能な経営と管理体制を保持していなければならない。  **0.5.1**　森林管理計画を実行するうえで必要な森林管理体制と実行組織が適切に配備され，担当者の役割や責任及び権限が明確にされていなければならない。  **0.5.2**　森林所有者若しくは管理者は、当該森林の経営について継続的改善に努めなければならない。  **1. 森林資源の維持又は適切な増進と地球温暖化防止（グローバルカーボンサイクル）への貢献**  **1.1** 緑の循環資源として，非木質林産物を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し，地元住民や利害関係者等との連携を図り地域経済の振興に努めなければならない。「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合は、これに基づき、アイヌ文化の振興等はもとより、関連する産業の振興に資するよう努めなければならない。  **1.1.1**　認証森林から生産された多様な認証林産物の利用をCOC企業等と連携して推進し，森林認証の取得を通じて得た知識・経験を広く地域に普及・啓発するよう努めなければならない。  **1.1.2**　認証林産物を生産現場や加工・流通過程において的確に管理し，需要者に適正に供給するよう努めなければならない。また，市場分析，新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努めなければならない。  **1.1.3**林内施設に係る森林の他用途への転用については，当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で，関係法令に基づき適切に行わなければならない。  **1.2** 対象森林の管理・整備・利用が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として，気候変動の緩和~~と適応~~に貢献できるよう努めなければならない。  **1.2.1**二酸化炭素固定機能を向上させる，あるいは少なくとも低下させないよう森林を適切に取り扱い，林地残材や利用可能な間伐材等を有効利用することにより，二酸化炭素固定機能の向上に努めなければならない。  **1.2.2**　森林管理に当たっては，可能な限り化石燃料の節減に努めなければならない。  **1.3** 供給サービスとともに調整サービスや文化的サービス，基盤サービス等の生態系サービス（用語の定義3.6）の増進に配慮した森林管理が必要な森林においては，適切な対応がとられていなければならない。  **1.3.1**　森林管理計画において，災害リスクや森林レクリエーション・景観維持改善等に対応したゾーニングを行い，該当地域においては可能な限り災害防止や景観保全，快適性向上の観点から望ましい施設の設置~~や~~、森林配置及びその施業に努めなければならない。  **1.3.2**　森林法や自然公園法などの法令による制度や、市町村森林整備計画などの法令に基づく公的計画で国土・景観保全，生活環境保全のための森林施業上の制約がある森林は，その基準・規範に適合していなければならない。  **1.3.3**　森林レクリエーション施設は，森林レクリエーション受益者の期待，環境保全，林地開発許可基準及び保健機能森林に関する森林経営計画の認定基準を満たすよう設置されているか，若しくは計画されていなければならない。  **1.3.4**　レクリエーション等を目的とする森林の一般公開は，関係者の所有権をはじめとする諸権利，森林資源や生態系への影響，森林の他の機能との両立性などを尊重したうえで，適切に促進しなければならない。  **1.4** 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていなければならない。日本列島北部周辺，とりわけ北海道にあっては，儀式の場所等アイヌの文化的，伝統・観光的価値を有する場所は，保護されなければならない。  **1.4.1**　森林管理計画には、文化財保護法等による指定文化財のほか，地域社会において文化的，歴史的に重要と評価されている遺跡や地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林や巨樹・巨木，学術的に価値の高い森林が明示され，その取り扱い指針が示されなければならない。  **1.4.2**文化財保護法等の諸制度で規制された森林でない場合であっても、地域社会から妥当と評価される内容で，その保全に対する配慮がなされなければならない。それらの森林については，展示林，見本林等として，社会一般の便益に供し，その普及啓発に努めなければならない。  **1.5** 森林レクリエーション等市民が自然に触れ合う機会・場所~~を~~の提供に努めるとともに，入山者に対する環境教育及び安全などへの指導や対策が適切に実施されなければならない。「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合にあっては、これに基づき、森林に関連するアイヌ文化や伝統に係る観光の振興に資するよう努めなければならない。  **1.5.1**　森林レクリエーション等の市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努め，入山者の利用する林道，作業道，歩道その他施設について，交通安全施設，安全標識，案内板等を整備するよう努めなければならない。相当規模の組織(森林管理者等)にあっては，独自の森林・環境教育プログラムを策定し，入山者に対して環境教育施設を設置するか，若しくはその設置計画を策定しなければならない。  **1.5.2**　入林者に対する空き缶，ゴミなどの持ち帰りについて啓発がなされ，また、廃棄物については，森林外の適切な場所で処理されなければならない。  **1.6** 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材生産機能維持増進森林及び公益的機能別施業森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度の活用に努め~~ることとする~~なければならない。  **2. 森林生態系の健全性と活力の維持**  **2.1** 管理者は，森林資源調査等に基づいた管理計画の策定と実行及びモニタリング結果に基づき，経済的，社会的，生態的影響を適切に評価し，森林管理の持続的な改善のサイクルを形成するとともに，これを適切に実行する体制が整備されなければならない。  **2.1.1**　当該森林の公益的価値の重要性を認識し，それを維持・増進するよう管理計画の策定と実行に努めなければならない。  **2.1.2**　森林管理計画の策定と実行に当たっては，森林の健全性と活力の維持・増進を図る観点から，自然的立地に即応した生物学的予防措置を最大限に活用しなければならない。特に，森林施業の実施に当たっては，当該森林の土壌，気象等の自然的立地に即応した伐採・更新方法及び更新樹種の選択（諸被害に対する抵抗性育種苗等の活用）~~の選択~~に努め，自然災害に対する強靭性及び適応力の強化と当該地域の森林の自然環境に調和し森林の抵抗力を増進する方法の選択に努めなければならない。  **2.1.3**　標準地調査などのモニタリング結果に基づいて資源状況を把握し，齢級構成の平準化に努めるなど，長期的な森林管理の持続性に配慮しなければならない。  **2.2**　伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内でなければならない。伐採に当たっては、大面積皆伐は避け，森林立地に即した伐区の形状、面積規模とし、その分散を図るとともに、必要な箇所では，非皆伐施業を行なわなければならない。また，非木材を含む林産物資源の収穫は，それが持続できるよう定められていなければならない。  **2.2.1**　伐採方法，伐期齢，伐採率等の伐採・収穫に関する事項については，水土保全，生物多様性保全，景観の保全等に配慮した技術指針が作成され，可能な箇所では非皆伐施業を行うとともに，林地保全の必要性が高い場所は，針葉樹一斉林型の林分に広葉樹を残すよう努めなければならない。また，立地に応じて複層林等の導入や生態系に配慮した施業方法の導入も考慮されなければならない。  **2.2.2**　森林管理計画は、地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画を樹立している場合は同計画をそれぞれ遵守して策定し，当該計画に基づき森林管理を実施しなければならない。  **2.3** 伐採後は関係法令に基づき確実に更新されていなければならない。伐採跡地の人工造林は，施業の履歴を踏まえて，適地適木の原則が守られていなければならない。  注意書　更新期間について，森林法で定める保安林の指定施業要件においては，人工造林（植林）に係る期間は同政令において「伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。」と定められている。また，保安林以外の森林については，「昭和37年７月１日農林省告示第851号」において，人工造林の場合には伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内 ，天然更新の場合には伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超 えない期間」と定められている。  **2.3.1**　最近5年ないしは10年における伐採と更新の実行状況が確認でき，伐採計画に対応して，更新が適切に計画されなければならない。この場合，更新期間は，市町村森林整備計画を遵守して設定されなければならない。  **2.3.2**　更新方法，樹種，本数等の更新に関する技術指針が作成され，これにしたがって更新箇所と箇所毎の更新方法，更新面積，樹種，更新予定時期を含む更新予定表が作られなければならない。  **2.3.3**　人工更新の場合の樹種の選択は，水~~資~~源かん養，国土保全，環境保全等の観点も含めた適地適木の原則等の技術合理性に照らして行わなければならない。種子，苗木はその地域の在来のものを使用するよう努めなければならない。外来種の導入は，現地適用化について検証したうえで生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避け，当面遺伝子組み換え樹木は使用しないようにしなければならない。  **2.3.4**　人工植栽にあっては，土壌浸食の防止，林地の保全，植栽木の活着・成長を考慮し，現地に即した適切な作業方法を選択しなければならない。また，植栽後に定期的に苗木の活着状況を確認し，枯損木がある場合には補植しなければならない。大規模な枯損が発生した場合や植栽後の成長が思わしくない場合には，原因の調査分析に基づき適切な樹種を選定し改植等の措置をとらなければならない。  **2.4**天然林（萌芽更新により育成された森林を含む。）については、地域の特性を考慮し適切な森林管理計画を樹立し，的確な更新施業を行わなければならない。  **2.4.1**　森林管理計画における天然林に関する記述内容が，地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画を樹立している場合は同計画に照らしてそれぞれ適切であり，天然林の伐採と更新が技術合理性の観点から相互に有機的に結合して計画されなければならない。伐採・更新に当たっては，伐採方法，同面積，予定時期を含む予定表が作られなければならない。  **2.4.2**　天然林の施業に当たっては，施業方法と林相・林型に応じた適切な選木指針が策定され，伐採率，伐採の繰り返しの期間などの技術指針が策定されなければならない。また，伐採後の更新が適切に行われるよう林相・林型，伐採後の現地の実態に応じて，地表処理，植え込みなど必要な更新補助作業が計画されなければならない。  **2.4.3**　原生林及びそれに近い天然林において，維持・保全を図るべき自然生態系が棄損・劣化した場合には，その区域を定め，自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努めなければならない。  **2.5** 期間内における保育計画が明らかであり，現地の実態に応じた施業が適切に行われていなければならない。  **2.5.1**　保育方法，保育時期等の保育に関する技術指針が作成されていなければならない。また，樹種の多様性を高めかつ多層的な根系の発達に資するため，除伐等において適度に広葉樹ないしは更新対象樹種以外の樹種を残すよう努めなければならない。  **2.5.2**　最近の5年ないし10年における保育の実行状況が確認でき，今後の保育箇所と箇所毎の保育方法，数量，予定時期が明示されなければならない。  **2.5.3**　林内に野生動物が相当数生息し，獣害の恐れのある場合，その森林の生長及び生物多様性に及ぼす圧力を軽減する防護手段を講じなければならない。また，林内放牧がなされている場合についても，適切な防護手段を講じなければならない。  **2.6** 目標林型への誘導に必要な間伐等の施業管理が適切に計画され，的確に実行されなければならない。  **2.6.1**　森林資源の齢級構成，個々の林分の立木密度の現況に照らして，必要な林分に間伐が計画されており，間伐箇所と箇所毎の伐採率，数量，間伐予定時期が明示されていなければならない。また，市町村森林整備計画で要間伐森林に指定された林分は実行計画が策定されていなければならない。  **2.6.2**　間伐方法，伐採率，間伐林齢，間伐の繰り返し期間，間伐を実施する林分の立木密度等の目安等，間伐に関する技術指針ないし技術マニュアルが作成されていなければならない。なお，林内に現存する広葉樹，枯れ木，生長衰退木，樹洞木等を適度に残すよう努めなければならない。  **2.6.3**　最近の5年ないしは10年における間伐等の施業実行状況が記録され，間伐等の施業実行状況が林齢，林分の立木密度の現況等に照らし，適切に行わなければならない。  **2.7** 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ，農薬など化学物質の使用は，法令などを遵守し，かつ必要最小限の使途にとどめ，人の健康や環境への悪影響がないように努めなければならない。  **2.7.1**　森林管理計画における森林病害虫防除に関する計画は，森林病虫獣害等防除法の都道府県防除実施基準，及び鳥獣保護管理法の鳥獣保護管理事業計画に基づいているとともに，生物多様性・水土保全の維持・保全にとって適切でなければならない。  **2.7.2**　対象森林及び周辺森林での最近の5年ないしは10年における森林病~~害~~虫獣害の発生状況と講じた対処措置が確認できなければならない。  **2.7.3**　林業薬剤（除草剤を含む）は必要最小限のものに限って使用しなければならない。使用する場合には，農薬取締法等に適合した管理マニュアルを定め，これに従って薬剤を取り扱わなければならない。但し，WHO のタイプ1A 及び1B の殺虫剤については，他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き，禁止しなければならない。なお、他に利用可能な代替薬剤がない場合の例外使用薬剤については別途付属書4に定める。  **2.8** 山火事，気象災害に対する適切な予防と被害への総合的災害リスク管理方策が策定されていなければならない。なお，火入れを行う場合は，森林法第21条に基づき関係市町村長の許可を受けたうえで適切に実施しなければならない。  **2.8.1**　森林火災，気象災害予防に関し，森林管理巡視員，森林損害てん補制度（森林保険等）など体制整備のほか，従業員，ボランティア等への啓発，教育のプログラムを策定しなければならない。  **2.8.2**　森林火災消防に関し，関連機関との有機的連携を保ちつつ，従業員への訓練が実施され資材が準備されていなければならない。  **2.8.3**　森林火災被害跡地がある場合には，跡地への森林造成の計画があり，場所毎の更新方法，面積等が明示されなければならない。  **3. 森林生産機能の維持及び促進（木材及び非木質材）**  **3.1** 木材・非木質林産物と生態系サービスを生み出す森林生産機能を持続可能なベースで維持し，森林資源の循環利用を促進する  **3.1.1**　森林の状況や地域条件に対応した供給サービスとともに調整サービス，文化的サービス，基盤サービスなどの生態系から得られる恩恵を活用し，森林資源の循環利用と地域振興に貢献しなければならない。  **3.1.2**　緑の循環資源として，森林生態系と非木質林産物を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し，SGEC/PEFC認証取得者と連携し，地域経済の振興に努めなければならない。  **3.2** 林産物やサービス機能のすべてに係る新規市場や経済活動は，その可能性を考慮し，健全な経済的成果を追及しなければならない。  **3.2.1**　木材や非木材系の林産品の収穫水準は，長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また，収穫された林産品は，貴重な地域資源として，効率的に利用されるように努めなければならない  **3.2.2**　森林管理者は，能力に応じて資源利用効率の向上と地域及び地球環境に配慮した技術の導入と拡大に取り組み，森林資源の持続的利用とバイオマス・自然エネルギーの活用に努めなければならない。  **3.3** 森林の管理，収穫及び更新施業の実践は，土壌や保残立木，樹木などの損傷を避け，その場所の森林生態系の生産能力を減少させない時期や方法で実践しなければならない。  **3.4** 森林管理計画の策定に当たっては，市町村森林整備計画等で定める木材生産機能維持増進森林及び公益的機能別施業森林の整備に関する事項を勘案し，関連する施策や助成制度の活用に努め，収穫された林産物を最適に利用し，地域振興に貢献しなければならない。  **3.4.1** 森林所有者/管理者は、SGEC/PEFC認証取得者や行政組織と連携し，森林産物の生産，流通加工と消費，廃棄の循環に配慮した国産材・地域材の活用を推進し，収穫された林産物の最適利用に努めなければならない。  **3.5** 森林管理に当たっては，環境への悪影響を最小限に抑え，生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために道路，搬出路，橋などのインフラを適切に計画して敷設し，維持しなければならない。  **3.5.1**　林道，作業道の開設・維持，治山施設の設置，森林レクリエーション・環境教育施設の設置等にあたっては，認証森林から産出される林産物の有効利用に努めなければならない  注意書　SGEC認証森林内の施設整備のための用地は，森林の管理・経営に供する林地の一部とみなされ，同施設の整備に伴う伐採により生産された木材は，持続可能な森林の管理・経営の下で生産された木材と定義される。林道・作業道等の林内施設は，持続可能な森林管理の一環として林内の自然的立地条件に適合した工種・工法が選択されて実施されている限りは，森林の管理・経営の範疇に属する作業行為であり，持続可能な森林管理の実現を阻害するものではない。(付属書3参照)  **3.5.2**　林道，作業道等の林内施設は，環境への影響を最小限に抑えつつ，生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画，整備及び維持しなければならない。  **4. 森林生態系における生物多様性の維持，保全及びその適切な増進**  **4.1** 生物多様性の長期的な保全は経済的，社会的便益に資することを踏まえ，その保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められていなければならない。  **4.1.1**　森林管理計画には，生物多様性に関する次の内容を含まなければならない。  ａ) 対象地の特性を踏まえた生態系，種，遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針  ｂ) 生物多様性の維持・向上に関し，望ましいランドスケープレベルでの管理計画  ｃ) いくつかの代表的な林分タイプについて，生物多様性の維持・向上の観点からの技術指針  **4.1.2**　原生林又はそれに近い天然林がある場合は，これを維持・保全するための管理指針に基づき厳正に管理し，周辺のバッファゾーンの管理指針を策定しなければならない。  **4.1.3**　原則として原生林の1％以内の小面積で，かつ下記による正当化可能な状況以外は，原生林を人工林に転用してはならない。  ａ) 本規格で定める生態系，種，遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らして，その影響が無視できる範囲のものであること。  ｂ) 自然環境保全法及び自然公園法等の生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画，市町村森林整備計画に反するものでないこと。  **4.1.4**　林地の転用に当たっては，原則として森林認証面積の１％以内（但し，500ha未満は5ha以内）とし，原生林については前項の規定に基づくほか，本規格の8.4基準4：「森林生態系における生物多様性の維持，保全及びその適切な増進」及び8.6基準6「森林の社会経済的機能の維持及びその適切な増進」等の関連する規定，並びに森林法で定める保安林，森林計画，林地開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等の法令に基づき適切に実施しなければならない。なお，林地の転用については，長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。  **4.1.5**　原生林の人工林への転用に関し，正当化できる明確な事由がない状況のもとで2010年12月31日以後に転用された人工林については，本規格に定める要求事項を満たさず，認証には不適格となるものとして，取り扱わなければならない。  **4.1.6**　耕作放棄された農地等の森林への転用については，それが，経済的，環境的，社会的又は文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努めなければならない。  **4.2** 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林含む天然林，里山林，草地，湿地，沼，農地など）が地図上で明らかにされ，それらの保護・保全に関する管理方針が定められていなければならない。  **4.2.1**　対象地に含まれる構成要素が地図上に明示され，そのうち生物多様性の維持・保全上重要な要素については，対象地内の動植物が記録され，動植物の重要種については保護・保全管理の技術指針が策定されなければならない。  **4.2.2**　水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画が策定されなければならない。  **4.3** 絶滅危惧Ⅰ類，絶滅危惧Ⅱ類，準絶滅危惧種に属する種及びその生息地の保護・保全が図られていなければならない。  **4.3.1**　地域における既存の生物多様性情報を広範に収集し記載しておくとともに，レッドデータブックにある動植物が存在する場合は，保護・保全計画に基づいて，その生息地を把握し，厳正にその保護・保全に努めなければならない。専門家からの意見聴取によって貴重な動植物がいるとされた箇所は，保存林を設定するなど，専門家の助言に基づき適切な保護・保全対策の実施に努めなければならない。  **4.3.2**　貴重な動物の保護に当たっては，営巣木として価値ある立木の保存や昆虫・鳥類等の餌として価値ある枯れ木・空洞木・倒木の保護などのほか，生息環境の改善に努めなければならない。  **4.4** 下層植生を含めた自然植生・野生動植物の保護・保全に努めなければならない。  **4.4.1**　野生動植物の生育環境の維持改善のため，下層植生や林縁植生の維持に努めるとともに，貴重な自然植生は，保護・保全のための処置を講じなければならない。  **4.4.2**　野生動植物の採取は，持続可能なレベルを超えず，不適切な活動が防止されるよう努めなければならない。なお，野生動植物の採取について，その責任を管理者が負う場合は，これを規制，監視，管理しなければならない。  **4.4.3**　外来種を新た~~な~~に導入するに当たっては，森林立地に即して慎重に検討し、導入する場合にはその影響を注意深く検証し、生態系への悪影響を防止しなければならない  **4.4.4**　林道，治山施設など工作物の設置に際し，小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝，横断溝，魚道など）を講ずるとともに，これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用し，自然と融合する構造物とし，生態的な復元が成立しやすいよう生態系へのダメージを最小限とするよう努めなければならない。  **5. 森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に土壌と水）**  **5.1** 土壌及び水資源の保全に与える影響や災害リスクを事前に把握し，管理計画や実施過程における悪影響を最小化するよう努めなければならない。  **5.1.1**　伐採，林道開設等の林業活動における環境変化や保全水準を認識するとともに，環境や災害防止に配慮すべき項目を整理し，従業員や委託・請け負わせ先に周知徹底が図られなければならない。  **5.1.2**　土壌・水系の保全や災害防止のために特に配慮が必要な地区が地図上で特定され，森林の土壌保全機能等を高めるための適切な措置がとられなければならない。  **5.1.3**　林道，橋梁等の整備及びその他作業の実施に当たっては，裸地土壌の露出を最小化し，土壌の水流への流出を避けるよう配慮し，流水路や河床の流路の保全に配慮しなければならない。また，適切な道路排水溝を設置・維持しなければならない。  **5.2** 伐採に当たっては，風が強く当たる尾根筋，水系（季節的水系も含む）及び道路沿いには適切な保護樹帯を設け，林縁木の保全と健全性の維持に努めなければならない。  **5.2.1**　土壌・水資源の涵養，生物多様性・景観の保全や風倒被害の防止のために尾根筋，沢筋に保護樹帯を適切に設け，林縁木の保全と健全性の維持に努めなければならない。保護樹帯は森林管理に関する計画図に基づき現地で確認できるようにしなければならない。  **5.2.2**　保護樹帯の植生は，立地条件に適合した植生が維持されなければならない。また，現状が針葉樹人工林の場合には，針広混交林への誘導が計画されなければならない。  **5.3** 森林の伐採集運材に当たっては，近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し，地表面の保護が図られるよう慎重に配慮することで，環境上の悪影響を軽減しなければならない。  **5.3.1**　山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地~~域~~区等，土壌・水系の保全のための配慮が必要とされている区域で伐採計画がある場合には，伐採の種類，伐採区域の面積等が水土保全上問題ないものとならなければならない。市町村森林整備計画で水源涵養機能等維持増進森林と定められている森林にあっては，伐採の計画が市町村森林整備計画の基準・規範等に適合しなければならない。これら以外の森林にあっても，伐採更新等の施業計画がある場合には，その林分が属する小流域の水資源保全に注意が払われなければならない。  **5.3.2**　集運材方法，集材時期については，地形，土壌，植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び，適切に作られた技術マニュアルにしたがって，地表面の保護及び水質汚濁防止のための措置がとられなければならない。  **5.4** 林業機械に用いる燃料，オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払い，人の健康や陸域生態系のみならず，内陸淡水生態系及び海洋生態系とそのサービスの保全に努めなければならない。  **5.4.1**　燃料，オイル類及び林業薬剤の保管場所，保管方法，使用方法を定めたマニュアルにしたがって，土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう注意しなければならない。マニュアルにおいては，森林管理の作業中のオイル漏れ，又は，林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避されなければならない。また，非有機系の廃棄物やごみは回収し，その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法でなされなければならない。  **5.4.2**　肥料を使用する場合は，管理された方法で実施し，十分に環境への配慮を行わなければならない。  **5.5** 林内路網の開設に当たっては，水土保全に細心の注意を払わなければならない。  **5.5.1**　林内路網の作設に当たっては，林道規程，林地開発許可等の基準による作設マニュアルに従うほか，現地の自然条件や下流域の水利用の特性に照らして環境に負荷が少ない方法を選び，水土保全に細心の配慮を払って計画されなければならない。  **5.5.2**　林内路網の管理体制が整っており，適切な管理がなされなければならない。  **6. 森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進**  **6.1**　日本の全ての法律及び日本が批准・賛成をした全ての国際条約等（国際連合宣言、国際慣習法を含む。）を遵守しなければならない。但し、同条約等のうち日本において批准・賛成がなされていない条約等については、尊重し、具体的に該当する分野について関連する慣習法を含む日本国内法を適用して遵守しなければならない。  **6.1.1**　森林管理の実行及び森林生態系の保護・保全，土地・森林の使用権並びに健康，労働，及び安全の問題，税制等森林管理に関わる法令等を遵守しなければならない。  **6.1.2**　森林管理上必要な法令集を常にアクセス可能な状態に保ち，合法性の遵守に関して，その説明責任を担保しうる文書，記録等の整備と適切な対策が採られなければならない。  **6.1.3**　森林管理者は，森林を適切に保護する観点から，森林内の無許可行為等の違法行為を防止するため，標識の設置等による普及・啓発に努めなければならない。  **6.1.4**　森林管理者は，森林管理に係る地元住民やジェンダー平等等の苦情等に関し，その意見陳述の機会を設けるとともに公正な解決を図るための手順を定めていなければならない。  **6.1.5**　森林管理者は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道にあっては、森林がアイヌ文化の振興等及びそのための環境整備に関するアイヌ施策の推進と密接に関係していることに鑑み、森林管理計画の策定に当たって、アイヌ民族が日本国の先住民族であるとの認識の下で，「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際条約等、並びに「「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」第6条（国民の努力）の規定を遵守するほか、当該市町村と密接な連携の下で、同法に基づく「アイヌ施策推進地域計画」の実効的かつ円滑な実施に資するよう努めなければならない。また、アイヌの人々のFPICを確保するため，説明会又は通信手段等により，事前に十分な情報を提供し，意見及び要望等を確認し，必要な場合には協議する手続がなければならない。FPIC が必要なアイヌの人々、又はその地域組織については，関係市町村，関係団体等にも照会し，可能な限り把握するよう努めなければならない。(本規格「6.3.2.1及び同2」参照)  **6.2**　地域社会の法的あるいは慣習的・伝統的な財産・資源などの利用権については国際条約等及び慣習法を含む日本国内法等を適用して尊重され、機会や成果の不平等が是正されなければならない。  **6.2.1**　認証申請森林についての入会権，漁業権，その他の慣習的な利用権（国有林にあっては共用林野）の有無と，森林管理計画におけるそれらの位置づけが確認できるようにしなければならない。  特に日本列島北部周辺，とりわけ北海道にあっては「アイヌ施策推進法」の第1６条「国有林野における共用林野」及び同17条「漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮」，更には国際・国内慣習法等の法令に基づきに適切に実施されなければならない。  注意書：「アイヌ施策推進法」  第16条：農林水産大臣は国有林野の経営と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るために必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該市町村の一定の区域内に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。  同17条：農林水産大臣又は都道府県知事は認定アイヌ政策推進地域計画に記載された内水面さけ採捕事業の実施のため漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切に配慮するものとする。  **6.2.2**入会権等が確認された場合，利用権者の実態を踏まえてその利益を適切に保全することが森林管理計画に記載されていなければならない。  **6.2.3**　森林の管理は，該当森林管理区域の内部又は周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものでなければならない。  **6.2.4**　森林管理者は，里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は，経済的に可能な範囲でその管理を尊重し，機会や成果の不平等が是正されなければならない。  **6.2.5**　管理者は，適切な情報を得たうえで，当該地域のステークホルダー（利害関係者）を特定し，森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き，必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また，必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。なお，管理計画の策定においては，地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。  **6.3** 森林管理計画の実行に当たり，従業員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性と労働安全等に関して適切な訓練と指導を行わなければならない。  **6.3.1**　従業員や委託・請け負わせ先に対し，労働安全及び生物多様性保全等に関する教育・指導文書があり，従業員や委託・請け負わせ先に対する十分な訓練や研修を行わなければならない。  **6.4** 森林管理者は，従業員や委託・請け負わせ先に対して，定められた森林区域内で森林管理認証規格の要求事項を遵守させ，職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施するとともに，その実施状況を把握していなければならない。  **6.4.1**　認証森林に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は，日本が批准しているILO基本条約，及び未批准のILO条約第105号及びILO条約第111号に関連する労働基準法第3条及び第5条等の規定並びにその他の国内法令を~~遵守~~遵守するとともに，国内法に基づき従業員の労災保険，雇用保険，健康保険，年金保険，退職金共済制度など社会保障制度への加入に努めなければならない。  注意書：労働基準法  第3条　使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。（男女同一賃金の原則）  第5条使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。（中間搾取の排除）  **6.4.2**従業員に対し，素材生産・森林整備，森林調査，現場管理・統括，経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に関する教育・指導方針を策定し，研修を行わなければならない。  **6.5** 従業員や委託・請け負わせ先に対して，労働安全に関して必要な訓練と指導を行い，安全な労働環境を整えなければならない。  **6.5.1**　従業員や委託・請け負わせ先に対し，安全作業の基準等の労働安全に関するマニュアルや手引き書，安全点検表，安全日報，リスクアセスメント報告書，労働災害記録文書などが用意され，これらに基づいた安全教育，日常点検等の自主的安全活動，リスクアセスメント，安全巡視活動，安全衛生に関する各種研修などを行い，安全な労働環境を整えなければならない。  **6.5.2**　労働安全衛生法，同施行令，労働安全規則等の規定に基づき安全衛生管理体制が組織化されていなければならない。若しくはこれに準じて安全衛生管理体制が組織化されていなければならない。  **7. モニタリングによるパフォーマンス評価と改善**  **7.1**　森林所有者/管理者は、森林管理計画の達成度を評価するチェックリストを作成し、これに基づき現地で確認作業を行い，森林管理と管理組織のパフォーマンス評価と改善に努めなければならない。パフォーマンス評価とその改善が有効に実行されていない場合には，その理由と対処方針を明示し，内部監査において自己検証，評価，改善点の検討がなされていなければならない。また、「アイヌ施策推進地域計画」策定されている場合は、その遵守状況、アイヌ民族の慣行的森林の共同使用の実態、及び森林に係るアイヌの文化的、伝統的遺産等の保護の状況等についてモニタリングが実施されなければならない。  **7.1.1**森林管理計画の実行状況と管理組織のパフォーマンスを評価するためのモニタリングを定期的に実施しなければならない。モニタリングの結果は，トップマネジメントがレビューし，森林管理計画の実行及び改訂と管理組織の運営に反映され，必要に応じて見直しが図られていなければならない。  **7.1.2**　モニタリングのチェックリストには，森林の健全性及び活力の維持・保全の観点から森林病虫獣害，凍害，雪害等の気象，自然発生火災を含む火災及び森林施業の実施に起因する森林生態系の健全性や活力に及ぼす影響（非木材生産物を含む），労働安全，利害関係者との連携等森林管理計画の達成状況を検証するために必要な項目を含まなければならない。  **7.2**森林管理計画とそのモニタリング結果は，情報の機密性を尊重するがその概要を一般公開することを原則とする。また、対象森林に関する各種情報の記録を極力残すとともに，施業を行った場合には，作業種別，年度別，所在場所別に施業記録を残すよう努めなければならない。  更に、地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていなければならない。  **7.2.1**　森林管理計画及び同計画の実行記録簿，生物多様性の保全等の計画事項のチェックリスト等についての公開の方法（場所，閲覧手続き等）を定めた文書があるか、作成する予定を持たねばならない。この場合，個人情報等に該当する情報，及び関係行政機関の法令（条例）及び指導により非公開とするべきとされたもの，若しくは自然環境保全上非公開とすることが妥当と判断されるものは，公開の対象から除外しなければならない。  **7.2.2**　場所別・年度別に施業履歴を残すよう努めるとともに病虫害，獣害，森林火災，気象害の被害状況や森林保険の加入，損害てん補状況を記録するよう努めなければならない。生物多様性に関するモニタリングを行っている第三者機関との協力体制の内容，その実施状況が確認できなければならない。  **7.2.3**　森林管理を科学的な研究結果に基づき実施するため，管理者は，持続可能な森林管理に係る研究調査活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努めなければならない。  **付属書2**  **「SGEC規準文書3」付属書１の「6.1.5（アイヌ民族）」に係る認証審査手順**  **１. 方針**  「アイヌ施策推進法」において、アイヌ民族が「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」として認められたことに鑑み、北海道及びアイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては，SGEC基準文書3「持続可能な森林管理-要求事項」付属書１「運用ガイドライン」の「6.1.5」に基づき，「アイヌ施策推進法」による認定市町村が策定した「アイヌ施策推進地域計画」の実効的かつ円滑な実施に資するとともに、アイヌの人々の自由な，事前の情報に基づく同意（FPIC）を確保するため，アイヌの人々又はその地域組織等と協議する。また，国際的及び国内的な一般慣行が認められ，生成された若しくは生成されつつある慣習法における権利にも留意する。  **２. 認証審査手続**  付属書1　運用ガイドライン「6.1.5」に係る認証審査においては，森林管理者が、当該市町村の「アイヌ施策推進地域計画」の実施状況、またアイヌの人々のFPIC~~を~~確保の状況の確認について以下の項目について審査する。  （「アイヌ施策推進地域計画」に基づく事業の実施）  （１）森林管理者は、森林管理区域を所管する市町村と連携を密にし、当該市町村が「アイヌ施策推進法」の認定市町村になっている場合、当該市町村が策定した「アイヌ施策推進地域計画」のうち森林管理に関する事項については、当該森林管理計画に確実に反映させ、森林管理者自身がその実行責任を有する事項については、その実効的か~~る~~つ円滑な実施に努めていること。  （地域に所在するアイヌの人々の特定）  （2）森林管理者は，当該管理地域に所在するアイヌの人々又はその地域組織等をステークホルダー（利害関係者）として特定していること。ステークホルダーの特定に当たっては，公益社団法人北海道アイヌ協会等の関係団体及び関係市町村に照会する等，必要な調査をしていること。  （森林管理計画の説明とFPIC の実施）  （3）森林管理者は，前項で特定されたステークホルダーに対し，説明会又は通信手段等により，認証を取得する森林に係る森林管理計画（立木の伐採，林道開設等の計画）について説明し，意見及び要望等を確認し，必要な場合には協議していること。ステークホルダーであるアイヌの人々を特定できなかった場合，森林管理者は，森林管理区域が所在する市町村に森林管理計画を説明し，地域住民に対する森林管理計画の周知に努めていること。また，森林管理者は，当該森林の管理に当たり，以下の事項について十分に配慮していること。  ① 当該森林内における狩猟並びに染料，原料及び食料とする草木採取等，アイヌの人々の慣習の保全。  ② 当該森林内におけるチノミシリ（祈りの場）等，アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。  ③ その他，当該森林に係るアイヌ民族の文化，慣習等の保全。  ＜参考資料＞ 北海道教育委員会  ・国の指定・選定文化財一覧，北海道，市町村指定文化財一覧  ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧  ・アイヌ民族の遺跡リスト  ・（2）の配慮事項に関連するその他のアイヌ関係資料  （協議がまとまらない場合の措置）  （4）前項の協議がまとまらない場合，市町村等の関係機関に助言等を求め，又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等，協議が適正かつ公正にまとまるよう努めていること。  （森林の慣行的使用に関する契約)  （5） なお、前記（3）の森林の慣行的使用について、双方協議の上、必要な場合は契約を締結していること。  (協議記録の保存)  （6） 森林管理者は，アイヌの人々又はその地域組織等との協議について，内容及び経緯を書面に記録し，保存していること。また，必要に応じて，双方が確認した書面を作成していること。  （審査手続きの継続協議）  （7）本審査手順については，認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ，引き続き継続して検討すること。  注意書：北海道アイヌ生活実態調査  北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課が実施している「北海道アイヌ生活実態調査」の報告書において「調査対象とした世帯数・人数」が公表されているが，この数値は，生活実態調査に回答したアイヌの世帯数・人数であり，北海道に居住するアイヌの世帯数・人数ではない。したがって，「振興局別調査対象とした世帯数・人数」において「０（ゼロ）」又は「－」と表記されている振興局地域内にもアイヌの人々が居住している可能性があり，当該振興局地域内の森林管理計画の策定においても，アイヌの人々のFPICを確保するよう努めなければならない  **付属書３**  **林道、作業道等の林内施設の整備に伴う伐採によって生産される木材の扱い**  SGEC認証森林内の施設整備のための用地は、森林の管理・経営に供する林地の一部とみなされており、同施設の整備に伴う伐採により生産された木材は持続可能な森林の管理・経営の下で生産された木材と定義する。  即ち、標記の林内施設は、持続可能な森林管理の一環として林内の自然的立地条件に適合した工種・工法が選択されて実施される。これらは、森林の管理・経営の範疇に属する作業行為であるとみなされ、持続可能な森林の管理・経営の実現を阻害するものではない。  注意書1：「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官から各都道府県知事あて（最終改正平成29年3月29日付け28林整治第2531号）  注意書2：本通知の第4の2（2）アにおいて、保安林における土地の形質の変更等の許可対象として、別表5に「森林の施業・管理に必要な施設」ということで、林道、作業道、木材集積場、歩道等が掲げられている。これは、いわゆる保安林において解除をすることなく作業許可で可能なものを示しているものであるが、保安林においてすら「森林の施業・管理に必要な施設」ということで、認められている行為ということからすれば、森林一般においては当然「森林の施業・管理に必要な施設」と解される。  **付属書4**  **SGEC規準文書3 「SGEC持続可能な森林管理‐要求事項」の「8-2-8」で規定する　WHOのタイプ1A及び1Bに分類される例外使用を認める薬剤について**  標記の例外使用を認める薬剤は下記に限ることとする。    **１.**　リン化亜鉛剤  森林管理者は、上記薬剤の使用に当たって農薬取締法に基づき管理マニュアルを定め、事故の防止はもとより、自然環境及び生活環境の保全に万全を期さなければならない。  **SGECガイド文書3-1**  会長　2020  2020.１.１  SGECのアイヌ民族に対するFPIC実施の手引（ガイド）    **はじめに**  アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、自然との深い精神的・宗教的結びつきを大切にしながら、独自の文化を育み、発展させてきた。しかし、明治維新の後、日本国の近代化を急ぐ明治政府は、蝦夷地を北海道と命名し、アイヌ民族が暮らし続けてきた土地を正式に日本国の領土に併合するとともに、戸籍の編製をとおしてアイヌ民族を日本国民に統合し、拓地殖民政策を推し進めた。このプロセスにおいて、アイヌ民族は、固有の文化を否定されて同化を迫られ、土地や生業手段も失って、政治的・経済的・社会的に不利な立場に追いこまれた。アイヌ民族は、戦後も深刻な差別に苦しまねばならなかったが、それでもなお、アイヌ語をはじめとする独自の文化やアイヌとしてのアイデンティティを大切にし、現在では、文化の復興、政治的・経済的・社会的地位の向上、先住民族の権利の保障等を求めている。  2007（平成19）年９月、国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下、「国連宣言」という。）が採択されたが、以来、先住民族を抱える諸国では、合意なく土地を併合し、合意なく国民に統合し、固有の文化に深刻な打撃を与え、政治的・経済的・社会的に不利な立場に追いこんできたことが不正であったと理解されるようになっている。このような国際的動向及びアイヌ民族にとっての森林・河川の文化的・社会的・経済的重要性に鑑み、森林の管理・施業においては、アイヌ民族の文化、慣習等に十分に配慮しなければならない。SGEC認証制度の運用に当たっては、アイヌ民族に対する実効的な配慮を確保するため、ステークホルダーであるアイヌの人々に対するFPICを確実に実施し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。  本手引きは、上記の観点から、SGEC基準文書3「SGEC持続可能な森林管理―要求事項」の「6.3.2.2」、同文書付属書1「運用ガイドライン」の「6.1.5」および同文書付属書2「『SGEC規準文書3』付属書１の6.1.5のアイヌ民族に係る認証審査手順」で規定するFPICの具体的手続について解説するものである。  **1．アイヌ民族に対するFPICの必要性**  ⑴　国際的動向  1970年代以降、世界各国の先住民族がグローバルに連携し、各国内における政治的・経済的・社会的地位の向上や、「先住民族の権利」の保障を求めるようになり、1980 年代から国連でも、各国の政府代表と先住民族の代表が一堂に会して議論されるようになった。20年以上にわたるこの議論の成果が、2007（平成19）年９月に採択された国連宣言であり、ここにもFPICの必要性が明記されている。  また、地球環境問題に関する1992（平成４）年のリオ・サミットでは、「環境と開発に関するリオ宣言」の第10原則に、「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が」、「公共機関の有する環境関連情報を適切に入手し、意思決定過程に参加する機会を有していなければならない。」と明記され、環境問題に関する意思決定プロセスへの市民参加の必要性が認められた。1993（平成５）年の「生物多様性条約」８条でも、「国内法に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」が求められている。  環境・開発に関する政策決定プロセスにおける市民参加や先住民族のFPICの必要性は、1992（平成４）年以降の「気候変動に関する国際連合枠組条約」の交渉において、2009（平成21）年のCOP15で合意された「途上国における森林減少と森林劣化からの排出削減並びに森林保全、持続可能な森林管理、森林炭素蓄積の増強（REDD+）」、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」における169の達成基準等でも確認されており、国際的に定着してきたといえる。  ⑵　国内的動向  　国連宣言採択の翌2008（平成20）年６月６日、衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で可決された。同日、これを受けて、内閣官房長官も「アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、国連宣言における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む」旨の談話を発表し、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。  　2009（平成21）年７月に内閣官房長官に提出された同懇談会報告書は、先住民族を「一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族」と定義し、アイヌ民族は「独自の文化を持ち、他からの支配・制約などを受けない自律的な集団として我が国の統治が及ぶ前から日本列島北部周辺、とりわけ北海道に居住していた」先住民族であるとした。そして、「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌ文化の復興に配慮すべき強い責任がある」と指摘している。「ここでいう文化とは、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態などを含む民族固有の生活様式の総体という意味」であり、「アイヌの人々は、古くから生活の糧を得、儀式の場ともなってきた土地との間に深い精神文化的な結びつきを有しており、現代を生きるアイヌの人々の意見や生活基盤の実態などを踏まえながら、土地・資源の利活用については、一定の政策的配慮が必要」とした。  　その後、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」において、同報告書の提言内容の具体化に向けた検討が進められ、2020（令和２）年４月に民族共生象徴空間（通称ウポポイ）及び国立アイヌ民族博物館が開設されることになった。また、2019（平成31）年４月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下、「アイヌ施策推進法」という。）が制定され、「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」（１条）として、アイヌ施策が推進されることになった。なお、同法６条には、「国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。」と定められ、同法16条において、「認定市町村（アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣によって同計画が認定された市町村）内に居住する住民に対し、国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等利用するための林産物の採取に共同して使用させる権利を取得させることができる。」との特例措置が設けられた。  ⑶　SGEC認証制度の運用方針  　SGEC認証制度の運用に当たっては、国連宣言、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際条約及びアイヌ施策推進法、同法に基づく政府の基本方針、都道府県方針、認定市町村作成のアイヌ施策推進地域計画及びその具体的措置、その他の関連する国内法令等に留意し、先住民族の権利をめぐる国際的動向、明治以降の北海道の歴史的経緯、アイヌ民族にとっての森林の重要性、アイヌ民族が日本国の先住民族として認められた意義等を理解して、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。  　そのため、SGEC森林認証制度は、森林の管理者及び施業者（以下、「森林管理者」という。）が、森林管理計画で定める森林の管理及び施業（以下、「森林管理」という。）においてアイヌの人々に対する十分な配慮を確保するとともに、森林管理によって影響を受けるアイヌの人々が意見・要望等を確実に伝えられるものでなければならない。このような制度のもと、森林管理者は、アイヌの人々の具体的要望に可能な限り誠実に対応し、アイヌの人々との信頼関係を構築するよう努めることが重要である。  **2．「自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意（FPIC）」の規定**  ⑴　国連宣言に規定されたFPIC  　2007（平成19）年９月に採択された国連宣言は、19条に、「国は、先住民族に影響を及ぼすおそれのある立法上又は行政上の措置をとり、及び実施する前に、当該先住民族の自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意を得るため、当該先住民族自身の代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し、及び協力する。」と規定し、主権国家に対し、先住民族に対するFPICの実施を求めている。  ⑵　PEFC認証規格「PEFC ST 1003:2018」に規定されたFPIC  PEFCは、このような国際的動向を重視し、PEFC認証規格「PEFC ST 1003:2018　持続可能な森林管理－要求事項」の「6.3.2.2」に、「森林管理者は、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に列挙されているような、権利享有者の自由意思による、事前の及び十分な情報に基づく同意なく侵害されることのない、適用可能な場合には補償に関する条項も含む、法的な、慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとに、森林管理をしなければならない。権利の範囲が決定されていない、あるいは議論されている地域においては、適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合、森林管理者は、当面の間、認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続、役割及び責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない。」との規格を、「8.6.3」に、「森林管理者は、固有の歴史的、文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を充たす地域基盤であることが認識されている場所は、当該場所の意義に十分に配慮して保護又は管理しなければならない。」との規格を定めた。  ⑶　SGEC基準文書3「SGEC持続可能な森林管理―要求事項」に規定されたFPIC  　SGEC/PEFCジャパンは、SGEC基準文書3「SGEC持続可能な森林管理―要求事項」の6.3.2.2に、PEFC規格と同趣旨の規格を定めるとともに、FPICの具体的手続について、「アイヌの人々のFPICを確保するため、説明会又は通信手段等により、事前に十分な情報を提供し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議する手続がなければならない。FPICが必要なアイヌの人々、又はその地域組織については、関係市町村、関係団体等にも照会し、可能な限り把握するよう努めなければならない。」と定めている。  　また、SGEC/PEFCジャパンは、SGEC基準文書3「SGEC持続可能な森林管理―要求事項」に基づく具体的な認証審査手続を定めた基準文書3の付属書1の6.1.5の「アイヌ民族に係る認証審査手順」の「方針」において、「アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、SGEC基準文書3の付属書1「運用ガイドライン」6.1.5に基づき、アイヌの人々の自由意思による、事前の及び十分な情報に基づく同意を確保するため、アイヌの人々又はその地域組織等と協議しなければならない。」と定めている。  **3．具体的なFPICのプロセス**  ⑴　自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意  　FPICは、Free, Prior and Informed Consentの略称であり、「自由な同意」、「事前の同意」、「情報に基づく同意」の３要素から成る。「同意」は、「相手方の意見や提案を受け入れること」を意味しているため、森林管理者は、アイヌの人々に森林管理計画を受け入れてもらわなければならない。なお、アイヌ民族に対する深刻な差別を背景に、アイヌとしてのアイデンティティを有していながらそのことを公にしていないアイヌの人々（以下、「潜在的なアイヌの人々」という。）が少なくないことに鑑み、潜在的なアイヌの人々のFPICについても、以下の⑵の手順により実施する。  SGEC認証制度におけるFPICの各要素の意味は、以下のとおりである。  ①　「自由な同意」は、「協議等の相手方又は第三者から干渉され、もしくは圧力を受けることなくなされる同意」を意味する。したがって、森林管理者は、森林管理計画の対象となる森林区域（以下、「森林区域」という。）及びその周辺地域に居住するアイヌの人々（以下、「アイヌの人々」という。）が、森林管理計画に対する同意について、森林管理者又は第三者から圧力を受けないようにしなければならない。  ②　「事前の同意」は、「物事の実施前になされる同意」という意味である。したがって、森林管理者は、森林管理計画に基づく森林管理の実施前に、アイヌの人々に対し、同計画の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない。  ③　「情報に基づく同意」は、「明確でわかりやすい説明や情報提供を受け、その内容をよく理解した状態でなされる同意」を意味する。したがって、森林管理者は、森林管理計画に基づく森林管理がアイヌの人々の慣習、日常生活及びその環境に及ぼす実質的もしくは潜在的影響について、わかりやすく、透明性の高い方法で、説明もしくは情報提供をしなければならない。  ⑵　具体的なFPICの手順  　FPICとして以下の５つのステップを段階的に実施する。実施においては、以下のことに留意する。  ①　各ステップの内容、ステップの実施順序は固定的なものではなく、アイヌの人々及び関連する組織との協議によって変更しうるものであること。  ②　FPICのプロセスは、アイヌの人々との間に良好な関係を構築し、維持していくことを目的とした継続的なものであること。  ③　必要な場合の説明資料とすることも念頭に、FPICのプロセスを何らかの形で記録すること。  **ステップ１：ステークホルダーの特定**  　SGEC森林認証の取得又は更新を申請する森林管理者は、以下の手順に従って、森林区域及びその周辺地域に居住し、実質的もしくは潜在的に影響を受けるアイヌの個人又は組織を、ステークホルダー（利害関係者）として特定しなければならない。  ①　森林区域及びその周辺地域に居住するアイヌの人々の地域組織を特定できる場合は、当該地域組織をステークホルダーとする。  ②　①の地域組織を特定できないが、森林区域及びその周辺地域に居住するアイヌの個人を特定できる場合は、当該個人をステークホルダーとする。  ③　①の地域組織の他に、②の個人も特定できる場合は、そのいずれもステークホルダーとする。  ④　照会してもなお①の地域組織と②の個人のいずれも特定できない場合は、その調査プロセスを記録し、保管しなければならない。また、このような場合であっても、当該地域に潜在的なアイヌの人々がいる可能性を否定できないことに留意するとともに、調査プロセスにおいて把握した情報も、個人情報保護の観点から適正に管理しなければならない。  ⑤　ステークホルダーの特定にあたっては、アイヌ民族関係団体、森林区域を所管する市町村（以下、「関係市町村」という。）、地域の研究機関等にも照会すること。その際、森林区域の範囲、林種(人工林、天然林)別面積・蓄積等を提示し、可能であれば所有・管理の経緯等も説明することが望ましい。  **ステップ２：ステークホルダー等に対する影響等の把握**  　森林管理計画の策定に当たっては、アイヌ民族関係団体、関係市町村、地域の研究機関、林業・木材生産団体、観光協会、商工会、NPO法人等のステークホルダーに意見を求め、アイヌの人々の森林に関する慣習の保全、地域の自然的・文化的・社会的環境の保全及び地域振興、産業振興、観光振興等に及ぼす実質的あるいは潜在的な影響を把握しなければならない。そのため、森林管理者は、以下の事項を実施しなければならない。  ①　森林管理者は、アイヌ民族と自然との深い精神的・宗教的結びつきに鑑み、以下の項目に対する影響を把握しなければならない。  ・　森林区域内における狩猟、並びに食料、染料及び原料となる林産物採取等の慣習の保全。  ・　森林区域内におけるチノミシリ（祈りの場）等、アイヌの人々にとって精神的、宗教的に重要な場所の保全。  ・　その他、当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。  ②　森林管理者は、森林区域の樹種・植生・地形・土壌等を把握し、アイヌの人々の日常生活、水資源の涵養や林地保全等の森林の公益的機能、及び稀少な動植物の保護等の生物多様性の確保に対する影響に十分に配慮しなければならない。  ③　林地転用、立木伐採及び林道等施設の設置については、これによる森林環境、アイヌの人々の慣習及び生活環境、認定市町村のアイヌ施策の実施等に対する影響に十分に配慮しなければならない。  ④　森林管理者は、森林区域の自然的・文化的・社会的に重要な森林資源を把握し、森林管理計画が関係市町村の産業振興、観光振興、アイヌ文化振興等に及ぼす影響を検証し、当該市町村がアイヌ施策推進法に基づく認定市町村の場合は、アイヌ施策の実効的かつ円滑な実施に資するよう配慮しなければならない。  ⑤　森林管理者は、国連宣言等の国際条約に留意するとともに、労働基準法等の国内法を遵守し、差別や強制労働がなく、就労機会や待遇の平等が確保され、労働者の安全及び健康が脅かされない労働環境の整備に努めなければならない。  **ステップ３：ステークホルダー等に対する説明及び意見・要望等の受付**  　森林管理者は、アイヌの人々の具体的ニーズに応じた実効的配慮を確保するため、ステップ２の影響等について、以下のような説明、意見・要望等の確認、協議等を実施しなければならない。その際に提示する森林管理計画等の資料には、対象森林の具体的内容（位置、所有・管理、法的規制、林種（人工林、天然林）別面積・蓄積等）、図面等を添付しなければならない。  ①　森林管理者は、説明会の開催、訪問又は電話による説明、資料の郵送等の方法により、ステークホルダーに対して森林管理計画及びステップ２の影響等について、わかりやすく説明しなければならない。いずれの方法においても、電話・郵送・メール・窓口対応等の方法で、十分な期間、ステークホルダーの意見・要望等を受け付けることを周知し、意見・要望等があった場合は、ステークホルダーと誠実に協議しなければならない。なお、ステークホルダー等の実情に応じて変更しうるものの、概ね２カ月を経過しても意見・要望等がない場合は、「十分な期間」を経過したものとする。ただし、「資料の郵送」等により説明及び周知をし、郵送後１カ月を経ても意見・要望等がない場合、森林管理者は、改めて資料を郵送しなければならない。  ②　ステークホルダーを特定できていない場合、潜在的なアイヌの人々のFPICを確保するため、森林管理者は、関係市町村（役場に広報誌への掲載を依頼すること等）をとおして、森林管理計画及びステップ２の影響等ついて説明するとともに、電話・郵送・メール・窓口対応等の方法で、２カ月間、アイヌの人々の意見・要望等を受け付けることを周知し、意見・要望等があった場合は、申出者と誠実に協議しなければならない。  **ステップ４：ステークホルダー等の同意の確保**  森林管理者は、ステークホルダーもしくは申出者の意見・要望等に可能な限り誠実に対応し、森林管理計画及びそれに基づく森林管理について、ステークホルダー及び申出者の同意を得られるように努めなければならない。また、ステークホルダーもしくは申出者との協議がまとまらない場合は、市町村等の関係機関に助言等を求め、又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が適正かつ公正にまとまるよう努めなければならない。  ①　ステップ３①の「十分な期間」及び同②の「２カ月間」に意見・要望等がなかった場合は、北海道アイヌ協会等のアイヌ民族関係団体及び関係市町村に経過を報告し、新規の情報提供がなければ、ステークホルダーもしくは潜在的なアイヌの人々のFPICを得られたものとみなすことができる。  ②　①の判断がなされた後に、ステークホルダーもしくは潜在的なアイヌの人々が意見・要望等を申し出たとしても、当該判断は取り消されない。  ただし、森林管理者は、①の判断がなされた後の申出についても、申出者と誠実に協議し、適切に対応するものとする。  **ステップ５：記録の保存及びモニタリング**  ⑴　記録の保存  　森林管理者は、ステークホルダーもしくは申出者との協議の内容及び経緯について、書面に記録し、保存しなければならない。必要に応じて、ステークホルダーもしくは申出者の確認を経た書面を作成しなければならない。  ⑵　モニタリング  　森林管理者は、森林管理計画の実施状況及びアイヌの人々への影響に関するモニタリングを定期的に実施しなければならない。モニタリングの結果は、森林管理計画の実施に反映させ、必要に応じて森林管理計画を修正しなければならない。  とりわけ、アイヌの人々の慣習の保全、森林におけるアイヌの人々の文化的・社会的・経済的価値を有する場所の保全、また、関係市町村がアイヌ施策推進法に基づく認定市町村の場合は、当該市町村の実施するアイヌ施策への影響について、ステークホルダーもしくは申出者との協議内容等の記録に基づきモニタリングを実施し、森林管理におけるアイヌの人々に対する配慮が実効的なものとなるよう努めなければならない。  **4．附　則**  ⑴　本ガイドは、モニタリングの状況及び関係者の意見等を踏まえつつ、必要に応じて改訂する。  ⑵　本ガイドは、2020（令和２）年１月１日から施行する。ただし、施行日から同年４月１日までを移行期間とする。  ⑶　SGEC森林認証審査員は、本ガイドの施行以降（「移行期間終了以降」とすることも可）、更新審査から本ガイドに基づき審査を実施しなければならない。なお、直近の更新審査に先立って定期審査を実施する場合は、その定期審査において本ガイドを適用しなければならない。 | SGEC文書  3　2012  理事会  2018.11.1  **SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン**  目　次  序文  1　適用範囲  2　用語と定義  3　持続可能な森林管理認証規格の具体的な要求事項  基準1　認証対象森林の明示及びその管理方針の確定  基準2　生物多様性の保全  基準3　土壌及び水資源の保全と維持  基準4　森林生態系の生産力及び健全性の維持  基準5　持続的森林経営のための法的、制度的枠組  基準6　社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与  基準7　モニタリングと情報公開  関連文書  ・SGEC附属文書3-1「林道、作業道等の林内施設の整備に伴う伐採によって生産される木材の扱い」  ・SGEC文書附属文書3-2「SGEC文書３SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン　4-7-3で規定する　WHOのタイプ1A及び1Bに分類される例外使用を認める薬剤について」  ・SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準　5-1-5」に係る認証審査手順  ・参考資料　別添　　森林計画制度の概要（林野庁資料より作成）  序文  この文書は、日本の森林を守ってきたSGECの原点に立ち、モントリオールプロセスを基本に、自然的、社会的な立地に即して森林の経済的、生態的及び社会的等の諸機能を十全に果たすことができるよう、その普及により我が国における持続可能な森林管理を実現するとともに、そこで産出される木材等の有効な利用を推進し、市場メカニズムを通じて森林整備水準の向上及び林業の活性化等を促進し、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。  なお、この文書は、2016年6月3日付のPEFC総会においてPEFC国際認証規格との相互承認が認められている。  **１　適用範囲**  SGEC認証制度の管理運営に関する文書第3条第1項の森林管理認証基準・指標・ガイドライン（以下「SGEC森林管理認証要求事項」という。）は、本文書の定めるところによる。  森林管理については、森林法第５条に基づく地域森林計画（国有林の場合は同法第7条の2に基づく地域別の森林計画）及び同法第10条の5に基づく市町村森林整備計画において、地域の森林管理を行う上で森林管理者が遵守するべき計画が定められている。この文書においては、森林管理者が自ら森林管理計画について、当該遵守するべき市町村森林整備計画を勘案して策定することを前提に、本制度に係る独自の個別・具体的な要求事項を定める。なお、本制度の要求事項は、当該森林の自然的、社会的立地に即して、関係法令及び関連する施策の動向を踏まえつつ、科学的研究の知見を勘案して運営することとする。  また、森林管理者は、森林管理計画を策定するに当たって、単独で森林認証を申請する場合は全ての管理森林を計画対象区域とすることを基本とするが、少なくとも森林計画制度との整合性を図るため、特別な場合を除いて、地域森林計画区域内の全ての管理森林をその計画区域に含めなければならない。  SGECに関して不明な点がある場合は、SGECに関する事項についてはSGECの関連文書の日本語版により決定する。PEFCに関する事項については、PEFCの関連文書の英語版により決定する。  注意書１：「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」についての表示の方法は「表示例；1-1-1」とし、最初の数字は「森林管理認証基準」の番号を、次の数字は当該同基準に係る「森林管理認証指標」の番号を、最後の数字は当該同基準及び同指標に係る「森林管理認証ガイドライン」の番号を、それぞれ表す。  2　用語と定義  2-1　人工林と天然林  人工林は、植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50％以上を占めるものをいう。また、天然林は人工林以外の森林をいう。  2-2　森林  地域森林計画の対象とする森林で具体的には次のもの。  ①　木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹  ②　前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地  2-3　森林の転用  人の直接的な介入による森林の他用途への転用。  但し、原生林の人工林への転用を含む。  2-4　原生林  在来種の森林であり、人による活動の明白な兆候がなく、生態系の推移が大きな阻害を受けていないもの。  注意書：人の介入による影響が少ない非木材の林産品が採集される区域も含む。多少の木が除去される場合もある。  2-5　遵守・尊重するべき国際条約等及び国内法  （1）国際条約等  森林管理者は、ILO基本条約等を遵守して事業を行わなければならないこととする。但し、同　基本条約等のうち日本において批准等がなされていない条約等（国際連合宣言を含む。）については、尊重し、具体的に該当する分野について関連する日本国内法を適用して遵守しなければならないこととする**。**  （ア）ILO基本条約  ・ILO条約第29号：強制労働条約（1930年）（1932年日本批准）  ・ILO条約第87号：結社の自由及び団結権保護条約（1948年）（1965年日本批准）  ・ILO条約第98号：団結権及び団体交渉権条約（1949年）（1953年　日本批准）  ・ILO条約第100号：同一報酬条約（1951年）（1953年　日本批准）  ・ILO条約第105号：強制労働廃止条約（1957年）（日本未批准）  ・ILO条約第111号：差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）（日本未批准）  ・ILO条約第138号：最低年齢条約（1973年）（2000年　日本批准）  ・ILO条約第182号：最悪の形態の児童労働条約（1999年）（2001年　日本批准）  注意書：未批准のILO条約第105号及びILO条約第111号に関連する労働基準法第3条及び第5条の遵守  （イ）その他の国際条約等  ・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）  ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）  ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）  ・移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）（日本未加盟）  ・生物多様性条約（1992年　日本署名）  ・気候変動枠組条約・京都議定書（1997年　京都開催）  ・バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（2004年　日本発効）  ・渡り鳥条約  ・独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）（1991年　日本未批准）  ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2005年（日本署名）  ・先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007[年](http://ja.wikipedia.org/wiki/2007%E5%B9%B4)　日本賛成票）  ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（1965[年](http://ja.wikipedia.org/wiki/1965%E5%B9%B4)　日本1995[年](http://ja.wikipedia.org/wiki/1995%E5%B9%B4)加入）  （2）遵守するべき日本国内法  　　　＊森林管理上遵守すべき国内法  ・森林・林業基本法  ・森林法（森林計画制度、森林経営計画制度）（保安林制度）（保安施設地区制度）（林地開発許可制度）  ・森林の保健機能の増進に関する特別措置法　・森林組合法  ・入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律  ・林業種苗法　・分収林特別措置法（分収造林制度）　・地すべり等防止法  ・鳥獣の保護及狩猟の適正化に関する法律  ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律  ・林業労働力の確保の促進に関する法律　・木材の安定供給の確保に関する特別措置法  ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法　・森林病害虫等防除法  ・林道規程  ・環境基本法　・生物多様性基本法　・自然環境保全法　・自然公園法　・自然再生推進法  ・文化財保護法  ・都市計画法　・水循環基本法　・都市緑地法  ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律　・農薬取締法  ・火薬類取締法　・漁業法  ・採石法　・測量法　・道路運送法　・国土調査法　・不動産登記法（表示登記制度）  ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  ・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法  ・文化財保護法　・歴史的風致の維持及び向上に関する法律  ・都市計画法体系の諸法律（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法ほか）  ・明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法  ・海岸法　・河川法　・砂防法　・労働基準法　・労働安全衛生法　・労働組合法  ・健康保険法　・厚生年金保険法　・雇用保険法  ・租税特別措置法  ・アイヌ文化の振興及びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（「アイヌ文化振興法」）  ・関係する都道府県、市町村制定の条例  2-6　遺伝子組み換え樹木  遺伝子組換え技術は、目的とする遺伝子を取り出し、必要に応じて改変を加え、受け手となる生物（宿主）に導入する技術である。この技術によって目的の遺伝子のみを操作することにより人為的に作成された樹木。  2-7　森林計画制度  森林計画制度は、森林法に基づき国、都道府県、市町村の各段階における森林の取扱ルールを明確化し、各主体がそれぞれの役割のもと、国民のニーズに対応して持続可能な森林管理を推進するための指針及び規範となるものである。（別添「森林計画制度の概要」参照）  2-8　里山林  集落の近くに広がり、地域住民の生活と密接に結びついて維持・管理されてきた森林。  2-9　グループ森林管理認証  単一のグループ森林管理認証書の下のグループ組織の認証  「グループ組織」という用語は、「地域認証」または多数の個別の森林所有者が単一の認証書の下に認証する用語と同等である。なお「地域認証」という用語は地理的な境界によって制限された「グループ森林管理認証」として解される。  2-10森林経営管理法に基づく経営管理権及び経営管理実施権  経営管理権とは、森林について森林所有者が行うべき経営又は管理について、市町村が委任を受けて実施する権利。また、経営管理実施権は、経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づき行うべき経営又は管理を民間業者が行うため当該市町村の委託を受けて経営又は管理を行うための権利。  3　森林管理認証要求事項  基準１　認証対象森林の明示及びその管理方針の確定   |  |  | | --- | --- | | 1-1 | 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確で、申請者が当該森林の管理を行う法的権利と能力を備えており、その経営方針と実行・改善方針を備えていなければならない。 | | 1-1-1 | 森林所有者、地上権者が登載された登記簿謄本、森林簿、森林経営計画またはそれに準じる森林管理計画（以下、森林管理計画等）の計画書・計画図があり、ランダムに選んだ林分について現地で確認できなければならない。 | | 1-1-2 | 森林所有者、地上権者と当該森林の管理者が異なる場合は、受託管理契約等により、当該森林の管理主体が明確にされており、森林認証への参加が確認できなければならない。 | | 1-1-3 | グループ森林管理認証の場合は、当該構成員（加盟者）の所有する森林を一元的に管理する計画、組織、責任体制等、当該森林を計画的かつ適正に管理するために必要な要件が明確に確認でき、グループ森林管理認証に関する要求事項を満たしていなければならない。 | |  |  | | 1-2 | 対象森林の所在場所別面積、人工林、天然林別、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていなければならない。 | | 1-2-1 | 森林簿または森林調査簿若しくはこれらに準ずる簿册が常備されており、これらが5年おきの森林調査で更新されなければならない。 | |  |  | | 1-3 | 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。 | | 1-3-1 | 対象森林の所在が地番等で確認できる五千分の一程度の図面が常備され、そのうちランダムに選んだ対象森林が現地で確認できなければならない。 | |  |  | | 1-4 | 5年を１期（5年毎に樹立する10年計画も含む。）とする森林経営計画又は市町村森林整備計画等を遵守する森林管理計画（以下〈森林管理計画等〉と云う。）が樹立され、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されなければならない。 | | 1-4-1 | 森林管理計画等で管理されている森林は、当該森林管理計画書等を常備しており、その実施状況を現地で確認できなければならない。森林管理の基本方針は、計画事項の森林施業の実施に関する長期の方針等により確認されなければならない。また、森林管理の実施状況については現地で確認でき、森林管理認証規格に対する適合性を証明する記録として保管されなければならない。 | | 1-4-2 | SGECの基準・指標に適合する森林施業を長期にわたり遵守することを最高経営者が保証するとともに、森林管理計画等は、個々の森林の管理目的が明確であり、管理目的とその森林の特性に応じた目標森林の構成とそれに至る方法とが整合がとれたかたちで明示されなければならない。 | | 1-4-3 | 環境影響に配慮した管理の基本方針が示されなければならない。 | |  |  | | 1-5 | 森林管理計画等に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われていなければならない。 | | 1-5-1 | 森林管理体制と実行組織が森林管理計画等を実行するうえで適切に配置され、担当者の役割や責任、権限が明確でなければならない。 | | 1-5-2 | 森林所有者及び管理受託者は、経営内容の継続的改善に努めなければならない。 |   基準2　生物多様性の保全   |  |  | | --- | --- | | 2-1 | 生物多様性の長期的な保全は経済的、社会的便益に資すことを踏まえ、その保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められていなければならない。 | | 2-1-1 | 森林管理計画等には、生物多様性に関して次の内容を含まなければならない。  ａ．対象地の特性を踏まえた生態系、種、遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針  ｂ．生物多様性の維持・向上に関し、望ましいランドスケープレベルでの管理計画  ｃ．いくつかの代表的な林分タイプについて、生物多様性の維持・向上の観点からの技術指針 | | 2-1-2 | 原生林又はそれに近い天然林がある場合は、これを維持・保全するための管理指針に基づいて厳正に管理し、周辺のバッファゾーンについても管理指針を策定しなければならない。 | | 2-1-3  2-1-4 | 原則として原生林の1％以内の小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、原生林を人工林に転用してはならない。  ａ この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。  ｂ 自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。  林地の転用に当たっては、原則として森林認証面積の１％以内（但し､500ha未満は5HA以内）とし、原生林については前項の規定に基づくほか、この規格の基準2「生物多様性の保全」及び基準6「社会経済的便益等の維持・増進」等の関連する規定、並びに森林法で定める保安林制度、森林計画制度、林地開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければならない。  なお、林地の転用については、長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。 | | 2-1-5 | 原生林の人工林への転用に関し、正当化できる明確な事由がない状況のもとで2010年12月31日以後に転用された人工林については、本規格に定める要求事項を満たさず、認証には不適格となるものとして取り扱わなければならない。 | |  |  | | 2-2 | 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林含む天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの保護・保全に関する管理方針が定められていなければならない。 | | 2-2-1 | 対象地に含まれる構成要素が地図上に明示され、そのうち生物多様性の維持・保全上重要な要素については、対象地内の動植物が記録され、動植物の重要種については保護・保全管理の技術指針が策定されなければならない。 | | 2-2-2 | 水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画が策定されなければならない。 | |  |  | | 2-3 | 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種に属する種及びその生息地の保護・保全が図られていなければならない。 | | 2-3-1 | 地域における既存の生物多様性情報を広範に収集し記載しておくとともに、もしレッドデータブックにある動植物が存在する場合は、保護・保全計画に基づいて、その生息地を把握し厳正にその保護・保全に努めなければならない。専門家からの意見聴取によって貴重な動植物がいるとされた箇所は、保存林を設定するなど、専門家の助言に基づき適切な保護・保全対策の実施に努めなければならない。 | | 2-3-2 | 貴重な動物の保護に当たっては、営巣木として価値ある立木の保存や、昆虫・鳥類等の餌として価値ある枯れ木・空洞木・倒木の保護などのほか、生息環境の改善に努めなければならない。 | |  |  | | 2-4 | 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保護・保全に努めなければならない。 | | 2-4-1 | 野生動植物の生育環境の維持改善のため、下層植生や林縁植生の維持に努めるとともに、貴重な自然植生は、保護・保全のための処置を講じなければならない。 | | 2-4-2 | 野生動植物の採取は、持続可能なレベルを超えず、不適切な活動が防止されるよう努めなければならない。なお、野生動植物の採取について、その責任を森林管理者が負う場合は、これを規制、監視、管理しなければならない。 | | 2-4-3 | 外来種の新たな導入は、生態系への悪影響を避けるため慎重に検討し、導入の際はその悪影響を注意深く監視しなければならない。 | | 2-4-4 | 林道、治山施設など工作物の設置に際し、小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝、横断溝、魚道など）を講ずるとともに、これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用し、自然と融合する構造物とし、生態的な復元が成立しやすいようにし生態系へのダメージを最小限とするよう努めなければならない。 |   基準3　土壌及び水資源の保全と維持   |  |  | | --- | --- | | 3-1 | 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画等や実施過程における悪影響を最小化するよう努めなければならない。 | | 3-1-1 | 伐採、林道開設等の林業活動における環境変化や保全水準を認識するとともに、環境に配慮すべき項目を整理し、従業員や委託・請け負わせ先に周知徹底が図られなければならない。 | | 3-1-2 | 土壌・水系の保全のために特に配慮が必要な地区が地図上で特定され、森林の土壌保全機能等を高めるための適切な措置がとられなければならない。 | | 3-1-3 | 林道、橋梁等の整備及びその他作業の実施に当たっては、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を避けるよう配慮し、流水路や河床の流路の保全に配慮しなければならない。また、適切な道路排水溝を設置・維持しなければならない。 | |  |  | | 3-2 | 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系（季節的水系も含む）及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けるよう努めなければならない。 | | 3-2-1 | 土壌・水資源・生物多様性・景観の保全のために尾根筋、沢筋に保護樹帯を適切に設けるよう努めなければならない。保護樹帯は森林管理に関する計画図に基づき現地で確認できるようにしなければならない。 | | 3-2-2 | 保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されなければならない。また、現状が針葉樹人工林の場合には、針広混交林への誘導が計画されなければならない。 | |  |  | | 3-3 | 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されなければならない。 | | 3-3-1 | 山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地域等、土壌・水系の保全のための配慮が必要とされている区域で伐採計画がある場合には、伐採の種類、伐採区域の面積等が水土保全上問題ないものとならなければならない。  市町村森林整備計画で水源涵養機能等維持増進森林と定められている森林にあっては、伐採の計画が市町村森林整備計画の基準・規範等に適合しなければならない。  これら以外の森林にあっても、伐採更新等の施業計画がある場合には、その林分が属する小流域の水資源保全に注意が払われなければならない。 | | 3-3-2 | 集運材方法、集材時期については、地形、土壌、植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、適切に作られた技術マニュアルにしたがって、地表面の保護及び水質汚濁防止のための措置がとられなければならない。 | | 3-4 | 林業機械に用いる燃料、オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払わなければならない。 | | 3-4-1 | 燃料、オイル類及び林業薬剤の保管場所、保管方法、使用方法を定めたマニュアルにしたがって、土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう注意しなければならない。マニュアルにおいては、森林管理の作業中のオイル漏れ、または、林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避されなければならない。また、非有機系の廃棄物やごみは回収し、その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法でなされなければならない。 | | 3-4-2 | 肥料を使用する場合は、管理された方法で実施し、十分に環境への配慮を行わなければならない。 | |  |  | | 3-5 | 林内路網の開設に当たっては、水土保全に細心の注意を払わなければならない。 | | 3-5-1 | 林内路網の作設に当たっては、林道規程、林地開発許可等の基準による作設マニュアルに従うほか、現地の自然条件や下流域の水利用の特性に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、水土保全に細心の配慮を払って計画されなければならない。 | | 3-5-2 | 林内路網の維持管理体制が整っており、適切な維持管理がなされなければならない。 |   基準4　森林生態系の生産力及び健全性の維持   |  |  | | --- | --- | | 4-1 | 森林管理者は、森林資源調査等に基づいた5カ年森林管理計画等の策定並びにその実行及びモニタリング結果に基づき、経済的、社会的、生態的影響を適切に評価し､森林管理の持続的な改善のサイクルを形成するとともに、これを適切な実行する体制が整備されなければならない。 | | 4-1-1 | 当該森林の公益的価値の重要性を認識し、それを維持・増進するよう森林管理計画の策定と実行に努めなければならない。 | | 4-1-2 | 森林管理計画の策定と実行に当たっては、森林の健全性と活力の維持・増進を図る観点から、自然的立地に即応した生物学的予防措置を最大限に活用しなければならない。特に、森林施業の実施に当たっては、当該森林の土壌、気象等自然的立地に即応した伐採方法、更新方法及び更新樹種（諸被害に対する抵抗性育種苗等の活用）の選択に努め、当該地域の森林の自然環境に調和し森林の抵抗力を増進する方法の選択に努めなければならない。 | | 4-1-3 | 標準地調査などのモニタリング結果に基づいて資源状況を把握し、齢級構成の平準化に努めるなど、長期的な森林管理の持続性に配慮しなければならない。 | |  |  | | 4-2 | 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内でなければならない。大面積皆伐は避け、必要な箇所では、非皆伐施業を行なわなければならない。  また非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていなければならない。 | | 4-2-1 | 伐採の計画が、その森林の管理目的及び資源構成に照らして適切かつ実行可能であり、伐採箇所、箇所毎の伐採方法、伐採率、伐採面積・材積、伐採予定時期を含む収穫予定表が明示されなければならない。 | | 4-2-2 | 伐採方法、伐期齢、伐採率等の伐採・収穫に関する事項については、水土保全、生物多様性保全、景観の保全等に配慮した技術指針が作成されており、可能な箇所では、非皆伐施業を行うとともに、林地保全の必要性が高い場所は、針葉樹一斉林型を呈している林分に広葉樹を残すよう努めなければならない。また、立地に応じて複層林等の導入や生態系に配慮した施業方法の導入について考慮されなければならない。 | | 4-2-3 | 森林経営計画認定森林の場合には、認定された森林経営計画に即した伐採計画にしたがって実行しなければならない。それ以外の森林の場合には、地域森林計画・市町村森林整備計画の基準に準じて実施しなければならない。 | |  |  | | 4-3 | 伐採後は計画期間内に確実に更新されていなければならない。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていなければならない。 | | 4-3-1 | 最近5年ないしは10年における伐採と更新の実行状況が確認でき、伐採計画に対応して、更新が適切に計画されなければならない。この場合、更新期間は、市町村森林整備計画に準じて設定されなければならない。 | | 4-3-2 | 更新方法、更新樹種、本数等の更新に関する技術指針が作成されており、これにしたがって更新箇所と箇所毎の更新方法、更新面積、樹種、更新予定時期を含む更新予定表が作られなければならない。 | | 4-3-3 | 人工更新の場合の樹種の選択は、水資源かん養、国土保全、環境保全等の観点も含めた適地適木の原則等の技術合理性に照らして行わなければならない。種子、苗木はその地域の在来のものを使用するよう努めなければならない。外来種の導入は、生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避け、当面遺伝子組み換え樹木は使用しないようにしなければならない。 | | 4-3-4 | 人工植栽にあっては、土壌浸食の防止、林地の保全、植栽木の活着・成長を考慮し、現地に即した適切な作業方法を選択しなければならない。また、植栽後に定期的に苗木の活着状況を確認し、枯損木がある場合には捕植しなければならない。大規模な枯損が発生した場合や植栽後の成長が思わしくない場合には、原因の調査分析に基づき適切な樹種を選定し改植等の措置をとらなければならない。 | | 4-4 | 天然林（萌芽更新により育成された森林を含む。）についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画等が樹立され、的確な更新施業が行われていなければならない。 | | 4-4-1 | 森林管理計画等における天然林に関する記述内容が、地域森林計画及び市町村森林整備計画に照らして適切であり、天然林の伐採と更新が技術合理性の観点から相互に有機的に結合して計画されなければならない。  伐採・更新に当たっては、伐採方法、数量、予定時期を含む予定表が作られなければならない。 | | 4-4-2 | 天然林の施業に当たっては、施業方法と林相・林型に応じた適切な選木指針が策定され、伐採率、伐採の繰り返しの期間などの技術指針が策定されなければならない。  また伐採後の更新が適切に行われるよう、林相・林型、伐採後の現地の実態に応じて、地表処理、植え込みなど必要な更新補助作業が計画されなければならない。 | |  |  | | 4-5 | 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていなければならない。 | | 4-5-1 | 保育方法、保育時期等の保育に関する技術指針が作成されていなければならない。また、樹種の多様性を高めかつ多層的な根系の発達に資するため、除伐等において適度に広葉樹ないしは更新対象樹種以外の樹種を適度に残すよう努めなければならない。 | | 4-5-2 | 最近５年ないし10年における保育の実行状況が確認でき、かつ今後の保育箇所と箇所毎の保育方法、数量、予定時期が明示されなければならない。 | | 4-5-3 | 林内に野生動物が相当数生息し獣害の恐れのある場合、その森林の成長及び生物多様性に及ぼす圧力を軽減する防護手段を講じなければならない。また、林内放牧がなされている場合についても、適切な防護手段を講じなければならない。 | |  |  | | 4-6 | 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されなければならない。 | | 4-6-1 | 森林資源の齢級構成、個々の林分の立木密度の現況に照らして、必要な林分に間伐が計画されており、間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時期が明示されていなければならない。また、市町村森林整備計画で要間伐森林に指定された林分は実行計画が策定されていなければならない。 | | 4-6-2 | 間伐方法、伐採率、間伐林齢、間伐の繰り返し期間、間伐を実施する林分の立木密度等の目安等、間伐に関する技術指針ないし技術マニュアルが作成されていなければならない。なお、林内に現存する広葉樹、枯れ木、生長衰退木（空洞のある木）等を適度に残すよう努めなければならない。 | | 4-6-3 | 最近５年ないしは10年における間伐の実行状況が記録されており、また、間伐実行状況からみて、間伐は、林齢、林分の立木密度の現況等に照らし適切に行わなければならない。 | |  |  | | 4-7 | 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを遵守し、かつ必要最小限の使途にとどめなければならない。 | | 4-7-1 | 森林管理計画等における森林病害虫防除に関する計画は、森林病害虫等防除法、及び鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に基づいているとともに、生物多様性・水土保全の維持・保全にとって適切でなければならない。 | | 4-7-2 | 対象森林及び周辺森林での最近5年ないしは10年における森林病害虫獣害の発生状況と、講じた対処措置が確認できなければならない。 | | 4-7-3 | 林業薬剤（除草剤を含む）は必要最小限のものに限って使用しなければならない。使用する場合には、農薬取締法等に適合した管理マニュアルを定め、これに従って薬剤を取り扱わなければならない。  但し、WHO のタイプ1A および1B の殺虫剤については、他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き、禁止しなければならない。なお、附属文書3-2において他に利用可能な代替薬剤がない場合の薬剤を例外使用薬剤として定める。 | |  |  | | 4-8 | 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への対処が図られていなければならない。  なお、火入れを行う場合は、森林法21条に基づき関係市町村長の許可を受けた上で適切に実施しなければならない。 | | 4-8-1 | 森林火災、気象災害予防に関し、森林管理巡視員、森林損害てん補制度（森林保険等）など体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムを策定しなければならない。 | | 4-8-2 | 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されていなければならない。 | | 4-8-3 | 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されなければならない。 | | 4-8-4 | 耕作放棄された農地等の森林への転用については、それが、経済的、環境的、社会的または文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努めなければならない。 | | 4-8-5 | 原生林及びそれに近い天然林において、維持・保全を図るべき自然生態系が棄損・劣化した場合には、その区域を定め、自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努めなければならない。 |   基準5　持続的森林経営のための法的、制度的枠組   |  |  | | --- | --- | | 5-1 | 日本の全ての法律及び日本が批准・賛成をした全ての国際条約等（国際連合宣言を含む。）を遵守しなければならない。但し、同条約等のうち日本において批准・賛成がなされていない条約等（国際連合宣言を含む。）については、尊重し、具体的に該当する分野について関連する日本国内法を適用して遵守しなければならないこととする**。** | | 5-1-1 | 森林管理の実行及び森林生態系の保護・保全、土地・森林の使用権並びに健康、労働、及び安全の問題、税制等森林管理に関わる法令等を遵守しなければならない。 | | 5-1-2 | 森林管理上必要な法令集を常にアクセス可能な状態に保ち、合法性の遵守に関して、その説明責任を担保しうる文書、記録等の整備と適切な対策が採られなければならない。 | | 5-1-3 | 森林管理者は、森林を適切に保護する観点から、森林内の違法行為等の無認可行為を防止するため、標識の設置等による普及・啓発に努めなければならない。 | | 5-1-4 | 森林管理者は、森林管理に係る地元住民等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに公正な解決を図るための手順を定めていなければならない。 | | 5-1-5 | 5-1-5  森林管理者は，日本国の先住民族であるアイヌ民族について，「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に列挙されているような，権利享有者の自由意思による，事前の及び十分な情報に基づく同意（FPIC）なく侵害されることのない，適用可能な場合には補償に関する条項も含む，法的な，慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとに森林管理をしなければならない。権利の範囲が決定されていない，あるいは議論されている地域においては，適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合，森林管理者は，当面の間，認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続，役割及び責任を尊重しつつ，関係者に対し，森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない（PEFC認証規格「ST 1003:2010-5.6.4」）。  森林管理者は，固有の歴史的，文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を充たす地域基盤であることが認識されている場所について，当該場所の意義に十分に配慮して保護又は管理しなければならない（PEFC認証規格「ST 1003:2010-5.6.6」）。  確立された枠組の認識においては，「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法，これまで及び今後の「アイヌ政策推進会議」の決定事項等にも留意しなければならない。  北海道においては，森林がアイヌ民族の文化等と密接に関係していることに鑑み，森林管理計画の策定におけるアイヌの人々のFPICを確保するため，説明会又は通信手段等により，事前に十分な情報を提供し，意見及び要望等を確認し，必要な場合には協議する手続がなければならない。FPIC が必要なアイヌの人々、又はその地域組織については，関係市町村，関係団体等にも照会し，可能な限り把握するよう努めなければならない。  注意書１：1997年，アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（通称「アイヌ文化振興法」）」が制定された。2007年，国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され，2008年６月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院の満場一致で採択されると，政府もアイヌ民族が日本国の先住民族であると認め，内閣官房長官が「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。2009年７月に提出された同懇談会報告書は，「アイヌの人々が先住民族であるという認識」，すなわち「国の政策として近代化を進めた結果，アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ，国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」という認識に基づいてアイヌ政策を展開していくことが必要とし，いくつかの具体的政策を提言している。2009年12月には内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が設置され，同報告書の提言の具体化に向けた検討が進められている。  注意書2：北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課が実施している「北海道アイヌ生活実態調査」の報告書において「調査対象とした世帯数・人数」が公表されているが，この数値は，生活実態調査に回答したアイヌの世帯数・人数であり，北海道に居住するアイヌの世帯数・人数ではない。したがって，「振興局別調査対象とした世帯数・人数」において「０（ゼロ）」又は「－」と表記されている地域内にもアイヌの人々が居住している可能性があり，当該地域内の森林管理計画の策定においても，アイヌの人々のFPICを確保するよう努めなければならない。  注意書3: FPIC: Free, prior and informed consent（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意） | | 5-2 | 地域社会の法的あるいは慣習的・伝統的な財産・資源などの利用権が尊重されていなければならない。 | | 5-2-1 | 認証申請森林についての入会権、漁業権、その他の慣習的な利用権（国有林にあっては共用林野）の有無と、森林管理計画等におけるそれらの位置づけが確認できるようにしなければならない。 | | 5-2-2 | 入会権等が確認された場合、利用権利者の実態を踏まえてその利益を適切に保全することが森林管理計画等に記載されていなければならない。 | | 5-2-3 | 森林の管理は、該当森林管理区域の内部または周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものでなければならない。 | | 5-2-4 | 森林管理者は、里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は、経済的に可能な範囲でその管理を尊重しなければならない。 | | 5-2-5 | 森林管理者は、適切な情報を得たうえで、当該地域のステークホルダー（利害関係者）を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。  なお、森林管理計画等の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。 | |  |  | | 5-3 | 森林管理計画等の実行に当たり、従業員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性に関して適切な訓練と指導を行わなければならない。 | | 5-3-1 | 従業員や委託・請け負わせ先に対し、労働安全及び生物多様性保全等に関する教育・指導文書があり、研修を行わなければならない。 | | 5-4 | 森林管理者は、従業員や委託・請け負わせ先に対して、定められた森林区域内で森林管理認証基準・指標・ガイドライン（森林管理認証規格）の要求事項を遵守させるとともに、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施するとともに、その実施状況を把握していなければならない。 | | 5-4-1 | 法的要件を満たす事業者（森林所有者ないしは森林管理主体となる者）は、ILO基本条約（日本未批准条約を除く）及び未批准のILO条約第105号及びILO条約第111号に関連する労働基準法第3条及び第5条等の規定並びにその他の国内法令を遵守するとともに、国内法に基づき従業員の労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、退職金共済制度など社会保障制度への加入に努めなければならない。また、法的要件を満たしていない従業員であっても、当該制度等に加入させるよう努めるとともに、委託・請け負わせ先における従業員または事業主、一人親方等の社会保障制度への加入状況について把握しなければならない。 | | 5-4-2 | 従業員に対し、素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に関する教育・指導方針を策定し、研修を行わなければならない。 | |  |  | | 5-5 | 従業員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行っていなければならない。 | | 5-5-1 | 従業員や委託・請け負わせ先に対し、安全作業の基準等の労働安全に関するマニュアルや手引き書、安全点検表、安全日報、リスクアセスメント報告書、労働災害記録文書などが用意され、これらに基づいた安全教育（安全大会等）、日常点検等の自主的安全活動、リスクアセスメント、安全巡視活動、安全衛生に関する各種研修などが行われなければならない。 | | 5-5-2 | 法定要件を満たす事業者にあっては、労働安全衛生法、同施行令、労働安全規則等に基づく安全衛生管理体制が組織化されていなければならない。それ以外の者にあっては、上記に準じて実施されなければならない。 |   基準6　社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与   |  |  | | --- | --- | | 6-1 | 緑の循環資源として、非木材系を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、雇用の拡大・地域経済の振興に努めなければならない。 | | 6-1-1 | 木材や非木材系の林産品の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産品は、貴重な資源であり、効率的に利用されるように努めなければならない。 | | 6-1-2 | 認証森林から生産された多様な認証林産物の利用をCoC管理事業体と連携して推進し、森林認証の取得を通じて得た知識・経験を広く地域に普及・啓発するよう努めなければならない。 | | 6-1-3 | 認証林産物を生産現場や加工・流通過程において非認証林産物と混同しないよう分別・表示し、需要者に適正に供給するよう努めなければならない。  また、市場分析、新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努めなければならない。 | | 6-1-4 | 林道、作業道の開設・維持、治山施設の設置、森林レクリエーション・環境教育施設の設置等にあたっては、認証森林から産出される林産物の有効利用に努めなければならない。 | | 6-1-5 | 林道、作業道等の林内施設は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画、整備及び維持しなければならない。 | | 6-1-6 | 林内施設に係る森林の他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行わなければならない。 | |  |  | | 6-2 | 森林レクレーション等市民に自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導及び対策が整備されていなければならない。 | | 6-2-1 | 森林レクレーション等市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努めなければならない。相当規模の森林経営体にあっては、独自の森林・環境教育プログラムを策定しており、入山者に対しては説明板など環境教育施設を設置するか、若しくは、設置の計画を策定しなければならない。  入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備するよう努めなければならない。 | | 6-2-2 | 入林者に対する空き缶、ゴミなどの持ち帰りの啓発がなされているとともに、廃棄物が出た場合には、森林外の適切な場所で処理されなければならない。 | |  |  | | 6-3 | 森林レクリエーションや景観の維持等に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていなければならない | | 6-3-1 | 森林管理計画等において森林レクリエーション・景観維持改善等のためのゾーニングを行い、該当地域においては可能な限り景観維持改善、快適性向上等の観点から望ましい施設設置、森林配置、森林施業に努めなければならない。 | | 6-3-2 | 市町村森林整備計画等の公的計画・制度で景観保全、生活環境保全のための森林施業上の制約がある森林については、その基準・規範に適合していなければならない。 | | 6-3-3 | 森林レクリエーション施設は、森林レクリエーション受益者の期待、環境保全、林地開発許可基準及び保健機能森林に関する森林経営計画の認定基準を満たすよう設置されている、若しくは計画されていなければならない。 | | 6-3-4 | レクリエーションを目的とする森林の一般公開は、関係者の所有権をはじめとする諸権利、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重した上で、適切に提供しなければならない。 | |  |  | | 6-4 | 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていなければならない。 | | 6-4-1 | 森林管理計画等に文化財保護法等による指定文化財のほか、地域社会において文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡、地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林、地域住民に親しまれている巨樹・巨木、学術的に価値の高い森林などが明示され、その取り扱い指針が示されなければならない。 | | 6-4-2 | 文化財保護法等の諸制度で規制された森林でなくても、森林施業について地域社会から妥当と評価される内容で、その保全に対する配慮がなされていなければならない。それらの森林については、展示林、見本林等として社会一般の便益に積極的に供し、そのPRに努めなければならない。 | |  |  | | 6-5 | 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めなければならない。 | | 6-5-1 | 二酸化炭素固定機能を向上させる、あるいは少なくとも低下させないよう森林を適切に取り扱い、また林地残材や利用可能な間伐材等を有効利用することにより、二酸化炭素固定機能の向上に努めなければならない。 | | 6-5-2 | 森林の管理・整備に当たっては、可能な限り化石燃料の節減に努めなければならない。 | |  |  | | 6-6 | 森林管理が科学的な研究結果に基づき実施されなければならないことに鑑み、森林管理者は、持続的な森林管理等に係る研究活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努めなければならない。 | |  |  | | 6-7 | 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材等生産機能森林及び公益的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度を活用に努めることとする。 |   基準7　モニタリングと情報公開   |  |  | | --- | --- | | 7-1 | 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、定期的に実施しなければならない。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られていなければならない。 | | 7-1-1 | モニタリングで森林管理計画等の達成度を評価するチェックリストがあり、これに基づき現地で確認作業を行い、達成度と環境影響を評価しなければならない。実行されていない場合には、その理由と対処方針を明示しなければならない。モニタリングについては、内部監査において自己検証、評価、改善点の検討がなされていなければならない。 | | 7-1-2 | モニタリングのチェックリストには、森林の健全性及び活力の維持・保全の観点から森林病虫獣害、凍害、雪害等の気象、自然発生火災を含む火災及び森林施業の実施に起因する森林生態系の健全性や活力に及ぼす影響等（非木材生産物を含む）並びに森林管理計画等の達成状況を検証するために必要な項目を含まなければならない。 | |  |  | | 7-2 | 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていなければならない。 | | 7-2-1 | 生物多様性に関するモニタリングを行っている第３者機関との協力体制の内容、その実施状況が確認できなければならない。 | |  |  | | 7-3 | 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すとともに、施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録を残すよう努めなければならない。 | | 7-3-1 | 場所別・年度別に、施業履歴を残すよう努めるとともに病虫害、獣害、森林火災、気象害の被害状況や森林保険の加入、損害てん補状況を記録するよう努めなければならない。 | |  |  | | 7-4 | 森林管理計画等とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則としなければならない。 | | 7-4-1 | 森林管理計画等及び計画の実行記録簿、生物多様性の保全等の計画事項のチェックリスト等についての公開の方法（場所、閲覧手続き等）を定めた文書があるか、もしくは作成する予定を持たなければならない。  但し、この場合、個人情報等に該当する情報、及び関係行政機関の法令（条例）及び指導により非公開とするべきとされたもの、若しくは自然環境保全上非公開とすることが妥当と判断されるものは公開の対象から除外しなければならない。 |   附則  　この文書は2012年4月１日から施行する。  附属２  2015.3.25 一部改正  　この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015年4月1日から施行する。  　但し、2015年9月30日までの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができるものとする。  附属3  2015.10.14 及び2015.12.10一部改正  この改正文書(2015.10.14 改正)は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則4  この改正文書（2016.2.10日改正）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則５  この改正文書（2016.10.14日改正）は、2016年11月1日から施行する。  但し2017年1月1日までは移行期間とすることが出来る。  附則6  この改正文書（2018.11.1日改正）は、2018年11月1日から施行する。  但し2018年12月31日までは移行期間とすることが出来る  **SGEC 運用文書「3」-1**  **「SGEC 文書3」の「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手順**  １ 方針  アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては，SGEC文書3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」5-1-5に基づき，アイヌの人々の自由意思による，事前の及び十分な情報に基づく同意（FPIC）を確保するため，アイヌの人々又はその地域組織等と協議しなければならない。また，国際的及び国内的な一般慣行が認められ，生成された若しくは生成されつつある慣習法における権利にも留意しなければならない。  ２ 認証審査手続  「基準5-1-5」（アイヌ民族）に係る認証審査においては，森林管理者がアイヌの人々のFPICを確保しているかを確認するため，以下の項目について審査する。  （１）　森林管理者は，当該管理地域に所在するアイヌの人々又はその地域組織等をステークホルダー（利害関係者）として特定していること。ステークホルダーの特定に当たっては，公益社団法人北海道アイヌ協会等の関係団体及び関係市町村に照会する等，必要な調査をしていること。  （２）　森林管理者は，前項で特定されたステークホルダーに対し，説明会又は通信手段等により，認証を取得する森林に係る森林管理計画（立木の伐採、林道開設等の計画）について説明し，意見及び要望等を確認し，必要な場合には協議していること。ステークホルダーを特定できなかった場合，森林管理者は，森林管理区域が所在する市町村に森林管理計画を説明し，地域住民が行政を通じて森林管理計画を知ることができるように努めていること。また，森林管理者は，当該森林の管理に当たり，以下の事項について十分に配慮していること。  ① 当該森林内における狩猟並びに染料，原料及び食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。  ② 当該森林内におけるチノミシリ（祈りの場）等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。   1. その他，当該森林に係るアイヌ民族の文化，慣習等の保全。   ＜参考資料＞ 北海道教育委員会  ・国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧  ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧  ・アイヌ民族の遺跡リスト  ・（２）の配慮事項に関連するその他のアイヌ関係資料  （３）　前項の協議がまとまらない場合，市町村等の関係機関に助言等を求め，又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等，協議が適正かつ公正にまとまるよう努めていること。  （４）　 森林管理者は，アイヌの人々又はその地域組織等との協議について，内容及び経緯を書面に記録し，保存していること。また，必要に応じて，双方が確認した書面を作成していること。  注意書：本審査手順については，認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ，来年度以降も継続して検討する。  附則  　1 2016年10月14日制定　施行  2 2017年 9月26日制定　施行  但し、2018年3月31日まで移行期間することができる。  　3 2018年 11月1日制定　施行  但し、2018年12月31日まで移行期間することができる。  SGEC附属文書  3-1　2015  理事会  2015.4.1  **林道、作業道等の林内施設の整備に伴う伐採によって生産される木材の扱い**  SGEC認証森林内の施設整備のための用地は、森林の管理・経営に供する林地の一部とみなされており、同施設の整備に伴う伐採により生産された木材は持続可能な森林の管理・経営の下で生産された木材と定義する。  即ち、標記の林内施設は、持続可能な森林管理の一環として林内の自然的立地条件に適合した工種・工法が選択されて実施される。これらは、森林の管理・経営の範疇に属する作業行為であるとみなされ、持続可能な森林の管理・経営の実現を阻害するものではない。  注意書1：「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官から各都道府県知事あて（最終改正平成25年4月１日付け24林整治第2725号））  注意書2：本通知の第4の2（2）アにおいて、保安林における土地の形質の変更等の許可対象として、別表4に「森林の施業・管理に必要な施設」ということで、林道、作業道、木材集積場、歩道等が掲げられている。これは、いわゆる保安林において解除をすることなく作業許可で可能なものを示しているものであるが、保安林においてすら「森林の施業・管理に必要な施設」ということで、認められている行為ということからすれば、森林一般においては当然「森林の施業・管理に必要な施設」と解される。  附則  この文書は、2015年4月１日から施行する。  SGEC文書  3-2　2015  理事会  2016.1.1  **SGEC文書3 SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン　4-7-3で規定する　WHOのタイプ1A及び1Bに分類される例外使用を認める薬剤について**  　　　　　　　　　　　　　　　記  標記の例外使用を認める薬剤は下記に限ることとする。    １　リン化亜鉛剤  森林管理者は、上記薬剤の使用に当たって農薬取締法に基づき管理マニアルを定め、事故の防止はもとより、自然環境及び生活環境の保全に万全を期さなければならない。  附則  この文書は2016年1月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。 |
| **SGEC規準文書3-1「SGECグループ森林管理-要求事項」**  **改正案　(改正部分：アンダーライン　　全面的改正)** | **SGEC附属文書2－4「グループ森林管理認証の要件」他関係文書**  **（現行文書）** |
| **SGEC規準文書3-1**  理事会　202X  202X.XX,X  **SGECグループ森林管理-要求事項**  目　次  はじめに  序論  1. 適用範囲  2. 基準的参照文書  3. 用語と定義  4. グループ組織  4.1 グループ組織の組成  4.2 影響を受けるステークホルダーのニーズと期待の確認  4.3 グループ管理システムの対象範囲の決定  4.4 グループ管理システム  5. リーダーシップ  5.1 組織の役割と責任と権限  5.1.1 グループ主体の機能と責任  5.1.2 加盟者の機能と責任  5.2 コミットメントと方針  6. 計画  7. 支援  8. 運用  9. パフォーマンス評価  9.1 モニタリング，計測，分析及び評価  9.2 内部監査  9.2.1 目標  9.2.2 組織  9.3 内部監査プログラムにおける加盟者の選定  9.3.1 加盟者の選定に関する要求事項  9.3.2 サンプルのサイズ(数)の決定  9.3.3 サンプルのカテゴリーの決定  9.3.4 サンプルの配分  9.3.5 加盟者の選定  9.4 マネジメントレビュー  10. 改善  10.1 不適合及び是正措置  10.2 継続的改善  付属書　内部監査に関する追加要求事項  はじめに  　一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC/PEFCジャパン」という。）は，森林認証と林産物のラベリング制度を通じて持続可能な森林管理を促進する日本国内に適用される認証制度の管理機関である。  本規格に基づき認証された林産物は、SGEC認証産品若しくはPEFC認証産品（SGEC/PEFC認証）と認められ、その主張を行い、ラベルの貼付することができる。なお、SGEC/PEFCの森林認証と林産物のラベルは、認証原材料の由来が持続可能に管理された森林であること、並びにリサイクル及び管理材であることを顧客やエンドユーザーに確証する。  本規格は，2018年PEFC規格改正（PEFC ST 1002:2018：Group Forest Management－Requirements）に準拠し，広範囲なステークホルダー（利害関係者）を対象に透明性と公開協議によるコンセンサスをベースとしたプロセスに基づき策定された。SGEC認証規格と認証手続きは，国際標準機構（ISO）及び国際認定フォーラム（IAF）が策定した規格と手順に準拠している。SGEC/PEFCジャパンは，ジェンダー平等を支持し，本規格において特定の人物（管理者，所有者，加盟者等）に言及する場合は，常にジェンダー平等を支持する立場に立つ。  本規格は， SGEC附属文書2-4 2012制定（2016.1.1最終改正）「グループ森林管理認証の要件」を廃止し，これに代替する。本規格の移行日は，2020年xx月xx日とし，移行後はSGECグループ森林管理認証について，本規格の要求事項を満たさなければならない。  序論  日本を始め多くの国において，森林は多数の小規模森林所有によって特徴づけられる。そうした小規模森林所有者・管理者の限られた力量や資源は，森林認証普及の典型的で重大な障壁となっており，その管理活動や収入に関わる周期性，小規模性，低頻度の施業と情報への限られたアクセス及び技術的なサポートと知識の欠如が小規模所有による森林認証へのアクセスや加盟を限定的にしている。  グループ森林管理認証（以下，グループ認証）は，個別森林認証に対する代替アプローチとして，「単一の森林認証書」の下で認証を取得することができる制度である。グループ認証は，森林所有者・管理者が森林認証によって生じる経費の負担軽減や森林管理に関する共通の責任を共有することを可能にするシステムであり，個別の森林所有者・管理者における情報交換やその浸透，更には協力・連携を目指すシステムでもある。グループ認証は，個別森林認証では解決のできない様々な問題を解決する手法として生まれたもので，持続可能な森林管理に関するSGECの要求事項との適合性を低下させるものではない。  本規格は，PEFC ST 1002:2018「グループ森林管理－要求事項」に準拠し，日本における異なる森林管理単位の森林所有者・管理者がグループ認証に参加するための要求事項を定めたものである。  **1. 適用範囲**  本規格は，グループ認証を申請するグループ組織に関する要求事項の構成要素を定めたものであり，本規格が定める要求事項は，PEFC協議会によってPEFC規格との適合性が認められている。「SGEC認証制度の管理運営規則」の3.3.2(2)に規定する「グループ認証」の要件は，本規格の定めるところによる。  グループ認証は，個々の森林所有者・管理者が参画する独自の管理体制を構築しなければならない。グループ認証の組織内にその管理主体としてグループ主体を設置する。グループ主体は，持続可能な森林管理規格の適正な実行とサンプリングをベースにする認証活動に十分な信頼を与えることを目的として、グループ組織に加盟する個々の森林所有者・管理者（加盟者）を代表し、SGEC規準文書3「持続可能な森林管理－要求事項」に基づく持続可能な森林管理の適正な実行と内部監査に基づく改善をベースとしたグループ認証活動を通じて，十分な信頼を与える重要な役割を担う。  2. 基準的参照文書  ・PEFC ST 1003:2020「持続可能な森林管理―要求事項」  ・PEFC ST 1002:2018「グループ森林管理―要求事項」  ・SGEC規準文書3:202X「SGEC持続可能な森林管理－要求事項」  **3．用語と定義**  本規格の目的のためにISO/IEC ガイド 2及びSGEC規準文書3：202X「持続可能な森林管理－要求事項」が定める用語と定義が下記の定義と併用される。  **3.1**　影響を受けるステークホルダー  グループ組織による行為によって，生活及び/又は仕事の状況に直接的な変化を経験するかもしれないステークホルダー，あるいは本規格の利用者となる可能性のある本規格の要求事項の対象となるステークホルダー。  注意書1：影響を受けるステークホルダーには，近隣地域社会，先住民，労働者等が含まれる。しかし，規格の主旨に関心を抱くことは，影響を受けることと同等ではない（例：NGO，学術関係者，市民団体）。  注意書2：規格の利用者となる可能性のあるステークホルダーは，認証取得主体になる見込みが強い。例えば，森林管理規格であれば森林所有者，COC規格であれば木材加工業者など。  **3.2** 審査  記録、事実の記述又はその他の関連情報を取得し、それらを特定の要求事項がどの程度遵守されているかを客観的に決定するために評価することを目的とする体系的で独立し、文書化されたプロセス。  **3.3** 認証区域  SGEC規準文書3:202X「SGEC持続可能な森林管理－要求事項」に則った持続可能な森林管理システムの対象範囲に含まれる認証森林区域。グループ認証では、認証区域は当該認証の対象に含まれる加盟者の森林面積の総計。  **3.4** 文書情報  組織が、あらゆる書類及び媒体、情報ソースを利用して維持管理することが求められる情報。  **3.5**　グループ認証加盟確認書  グループ認証の加盟者に発行される文書で、当該グループ森林管理認証に言及し、加盟者がそのグループ認証の対象範囲に含まれることを確認するために発行されるもの。  注意書：グループ認証への加盟を確認する文書は，子（支）認証書又は加盟確認書などとすることができる。  **3.6**　森林所有者・管理者  明確に定められた認証区域における森林管理と持続可能な森林管理規格の要求事項を実行する法的権利又は保有権や伝統的、習慣的な利用権を有する個人，グループ又は法人。  **3.７** グループ主体  グループ加盟者を代表する主体であり，認証区域内の森林管理に関連する認証規格やその他の要求事項の確実な適合について，全体的責任を負う者。この目的を実現するためにグループ主体は，本規格で定めるグループ管理システムを遵守して，認証区域内の森林管理を推進する。  注意書：グループ主体の要件は、施業の管理、加盟者数及びその他のグループ森林管理認証に関する基礎的な条件に則ってグループ森林管理を行うことである。グループ主体は、一個人によって代表されることも可とする。  **3.8**  グループ森林認証書  グループ組織が関係する森林認証制度の持続可能な森林管理認証規格やその他の関連要求事項を遵守していることを確認する文書。  **3.9** グループ森林認証  「単一の森林認証書」のもとでのグループ組織の森林管理認証。  **3.10** グループ森林管理計画  グループ認証区域内の森林管理の目的、活動及び管理方法を特定する文書情報。グループレベルで対象になるグループ管理システム及び持続可能な森林管理に関する要求事項に関する現状と計画及び森林管理単位に関する管理方法が含まれる。  **3.11** グループ管理システム  組織が持続可能な森林管理規格の目的及びその成果を達成するための相互に関連・作用する一連のシステム。  **3.12** グループ組織  持続可能な森林管理規格の実行と認証を目的としたグループ主体によって代表される加盟者のグループ。グループ主体と加盟者の間には、拘束力を有する書面による合意を必要とする。  注意書：「グループ組織」の用語は、当該グループが地域的境界によって定められている場合、「地域組織（regional organization）」と同義である。  **3.13** 内部監査  記録、事実の記述とその他の関連情報を取得し、それらを特定の要求事項がどの程度遵守されているかを客観的に決定するための評価を目的とする体系的で独立し、文書化されたプロセスで、グループ組織自身が行うもの（第一者監査）。  **3.14** モニタリング  システム，プロセス又は行為の状態を測定・判定すること。  **3.15** 組織  責任，権限と関係をもって自らの目標を達成するための機能を有する個人又はグループ。  **3.16**　加盟者  認証区域内において持続可能な森林管理の要求事項を実行する力量を有し，該当グループ森林認証の対象範囲に含まれる森林所有者/管理者。  注意書：「持続可能な森林管理規格の要求事項を実行する力量」の用語は，当該主体が当該森林を管理する長期的な法的権利又は伝統的・慣習的保有権を有することを求める。　本認証制度においては、長期的な管理権を有さない委託・請負事業者にグループ森林管理認証への加盟を許容することはない。  **3.17** 方針  組織の管理者・所有者又はグループ主体によって正式に示された当該組織の意図及び方向性。  **3.18** ステークホルダー  規格の主旨に対する関心を有し，それを表示する個人，グループ，地域社会又は組織。   1. **グループ組織**   **4.1** グループ組織の組成  持続可能な森林管理と認証の実行を目的とした森林所有者・管理者またはグループ森林管理認証の対象範囲に含まれるその他の主体からなるグループ組織であり、定められた森林の管理に関する法的権利を有し、その区域の持続可能な森林管理に関する要求事項を実行する能力を有するものでなければならない。  **4.2** 影響を受けるステークホルダーのニーズと期待の確認  **4.2.1** グループ組織は下記を特定しなければならない。  a) 当該グループ管理システムに影響を受けるステークホルダー、及び  b) これらの影響を受けるステークホルダーのニーズと期待。  **4.3** グループ管理システムの対象範囲の決定  **4.3.1** グループ管理システムに関する定義は下記のとおりとする。  a) グループ組織の類型とそのグループ組織の構成（グループ主体と加盟者）  　①森林組合型  森林組合を中心となっている組織  　　・グループ主体：中心となる地域の指導的な森林組合  　　・加盟者：　地域の森林組合  ②地域協議会型  地域の森林組合、公有林(市町村有林等)、その他森林所有者が協議会を結成し地域森林の所有者・管理者を組織化  　　・グループ主体：地域協議会  　　・加盟者：　地域の森林組合、市町村、森林所有者等  　③　その他  森林管理に関する法的権利を有する組織で、本規格で規定するグループ組織の要件を備える組織  　　・グループ主体：グループ森林の管理を行う者  　　・加盟者：個々の森林管理単位を管理する者。  注意書：「その他」の森林の管理に関する法的権利を有する者には、その管理組織に支部組織等を有し、本規格で規定するグループ組織（「3.12 グループ組織」参照）に準ずる要件を備える法人等（会社、国有林、公有林等）を含む。  b) 認証区域  グループ組織の加盟者が管理する森林区域とする。  c) グループ森林認証書  　　グループ組織の管理主体にグループ森林認証書を交付する。  d) グループ認証加盟確認書  　グループ組織の管理主体にグループ森林認証書の付属書類に同グループ認証の加盟者を添付し、各加盟者グループ認証加盟確認書とする。  **4.3.2** グループ管理システムの対象範囲は、当該所有若しくは管理する森林をSGEC規格及び関係法令に基づき管理する能力を有する者が加盟者となって参画する森林区域をグループ森林管理区域（境界）とし、当該対象範囲に同システムを適用することができる。  **4.3.3**グループ組織が管理する実態に応じて、適用される「持続可能な森林管理認証規格の要求事項」を決定し、当該グループの森林管理を適切に管理しなければならない。  **4.3.4**当該対象範囲は、文書情報として一般に入手可能でなければならない。  **4.4** グループ管理システム  **4.4.1**すべての加盟者は、内部モニタリングと内部監査のプログラムの対象とされなければならない。  **4.4.2**グループ主体が、グループ認証書の対象外である林産物の生産・加工・流通業者としての行為を行う場合には、SGEC-COC認証を取得していなければならない。  **5.　リーダーシップ**  **5.1** 組織の役割と責任と権限  **5.1.1** グループ主体の機能と責任  グループ主体は、下記の機能と責任を有する。  (a) グループのすべての加盟者を対象とする効果的な管理システムを実行・維持する。  (b)認証機関とのコミュニケーション、認証機関に対する認証申請や認証機関との契約関係を含む認証のプロセスにおいてグループ組織を代表する。  (c) グループ組織の管理に関する書面による手続きを作成する。  (d) グループ組織の新規加盟者の受け入れに関する文書による手続きを作成する。この手続き（手順）は、少なくとも連絡先や森林資産の内容と規模の明確な確認など申請者の情報についての検証を含まなければならない。  (e) 不適合を是正若しくは解決していない加盟者の一時停止に関する書面による手順を作成する。以前に除外されたグループ加盟者は、その除外から経過期間が12カ月以前には加盟申請ができない。  (f) 下記について書面による情報を保持する。  ⅰ. グループ主体と加盟者による持続可能な森林管理認証規格の要求事項及びその他の関連要求事項への適合、  ⅱ. すべての加盟者の連絡先及びその森林資産の内容と規模の確認を含む情報、  ⅲ. 認証区域、  ⅳ. 内部モニタリング・プログラムの実行及びレビューと予防及び是正措置。  (g) すべての加盟者との間に持続可能な森林管理規格への適合に関する加盟者のコミットメントを含む拘束力を有する文書による合意に基づく連結を構築する。グループ主体は、すべての加盟者に対し、必要な場合には是正措置や予防措置を実行し、若しくは強制し、また持続可能な森林管理認証規格との不適合がある場合には、当該加盟者を認証の対象範囲から除外する措置をとる権利を含む契約書又はその他の形式の合意書を結ばなければならない。  注意書：「加盟者のコミットメントを含む拘束力を有する文書」及び「すべての加盟者との契約書又はその他の形式の合意書」に関する要求事項については、関係加盟者を代表する者が法律上の権限を有し、そのコミットメントと契約書類が強制力を有することが示される場合には、森林林所有者・管理（者）組合，持続可能な森林管理グループ，税申告グループなど既存の組織や団体等のコミットメントや契約書面であっても、本項に規定するコミットメント等としてその要件を満たすことができる。  (h) すべての加盟者に対しグループ森林認証への加盟を確認する文書を提供する。  (i) すべての加盟者に持続可能な森林管理認証規格と関連するその他の要求事項を効果的に実行するために求められる情報と指針を提供する。  (j) 当該グループ認証以外の認証において加盟者からSGEC認証に係る不適合の報告があった場合には、すべての加盟者に対しその不適合に対する是正措置の実行を確実にする。  (k) 加盟者の認証要求事項への適合を評価するための内部モニタリング・プログラムを実行する。  (l) グループ加盟者とグループ主体を対象とする年次内部監査を実行する。  (m) グループ森林管理のレビューを実行し、そのレビューの結果に対応する。  (n) 関連データ、文書又はその他の情報に関する 認証機関、認定機関及びSGEC/PEFCジャパンからのすべての要求に対して効果的に応対し、最大限の協力と支援を提供する。正式な審査、レビューと管理システムの関係で、グループ組織の対象範囲にある森林区域とその他の施設への立ち入りを容認する。  **5.1.2**加盟者の機能と責任  加盟者は、下記の機能と責任を有する。   1. グループ主体に対し，持続可能な森林管理認証規格とその他の要求事項の遵守のコミットメントを含む拘束力のある合意文書を提供する。いかなる認証グループもそこから除外されたグループ加盟者は，その除外から12ヵ月以内はグループ認証への加盟の申請ができない。   注意書：加盟者の「コミットメントを含む合意文書」の要求は，既存の組織，団体，加盟者集団，税申告グループ等によるコミットメントと合意文書でも満たされる。但し，その組織が加盟者を代表する法的な権限を有し，合意文書やコミットメントの条件が拘束力を有することが明示可能な場合に限る。  ｂ)　グループ主体に、前回のグループ認証に関する情報を提供する。  ｃ） 持続可能な森林管理認証規格及び関連するその他の要求事項並びに管理システムに関する要求事項を遵守する。  d) グループ主体又は認証機関から要求される関連データ、文書及びその他の情報の提供に効果的に応対し、最大限の協力と支援を提供する。正式な審査、レビュー又は管理システムの関係でグループ組織の対象範囲にある森林区域とその他施設への立ち入りを容認する。  e) グループ主体に対して、当該グループ認証以外のSGEC認証のもとで確認された不適合に関する情報を伝達する。  f) グループ主体によって確認された関連是正措置と予防措置を実行する。  **5.2** コミットメントと方針  **5.2.1**グループ主体は、下記に関するコミットメントを提供しなければならない。  a) 持続可能な森林管理認証規格及び関連するその他の要求事項を遵守する。  b) グループ認証の要求事項をグループ管理システムに統合する。  c) グループ管理システムを継続的に改善する。  d) 加盟者による森林の持続可能な管理とその改善に対して継続的にサポートする。  **5.2.2**グループ主体によるコミットメントは、グループ管理方針の一部であることを可とし、要求があれば文書情報として、公開しなければならない。  **5.2.3**加盟者は、下記のコミットメントを提供しなければならない。  a) グループ管理システムに関する認証規格に従う。  b) 持続可能な森林管理認証規格の要求事項に基づき自らの認証区域の森林管理を実行する。  **6.　計画**  **6.1** グループ組織がグループ管理システムの変更を計画する場合には、それらの変更をグループの森林管理計画に含めなければならない。  **6.2**  グループ組織が持続可能な森林管理認証規格の要求事項をグループのレベルでの森林管理の対象に含むことを決定した場合には、それらの要求事項をグループ管理計画においても考慮されなければならない。  **7.　支援**  **7.1** グループ管理システムを構築し、その実行と維持及び継続的改善を図るために必要な資源（要員等）が定められ、提供されなければならない。  **7.2**  グループ管理システムにおいて業務を遂行する要員はSGEC規準文書３の「7支援」で規定する知識、技量、力量を備えていなければならない。  **7.3** 加盟者の自覚を高めるために、下記に関するコミュニケーションシステムが構築されなければならない。  a) グループ管理方針  b) 持続可能な森林管理認証規格の要求事項  c) グループ実績の改善による利点を含むグループ管理システム及び持続可能な森林管理の効果の向上への貢献  d) グループ管理システムの要求事項に対する森林管理の適合性についての検証  **7.4**グループ管理システムに関連する組織内部と外部とのコミュニケーションを定められなければならない。これには，下記が含まれる。  a) 伝える内容、  b) 伝える時期、  c) 伝える相手、  d) 伝える方法。  **7.5**グループ管理及び持続可能な森林管理に関する苦情や紛争を解決するための適切なメカニズムが構築されていなければならない。  **7.6**グループ管理システムと持続可能な森林管理認証規格の要求事項の遵守に関する文書情報は、下記を満たしていなければならない。  a)　最新状態であること。  b)　いつどこで求められても使用が可能であり、かつ使用に適していること。  c)　信頼の失墜、不正使用、又は整合性の喪失に陥らないよう措置されていること。  **8. 運用**  **8.1** グループ組織は、下記を満たすために必要とされるプロセスの計画・実行・統制をしなければならない。  a)　グループ認証規格の要求事項（本規格）と持続可能な森林管理認証規格の要求事項（SGEC規準文書3「SGEC持続可能な森林管理―要求事項」）を遵守すること。  b)　 「6. 計画」で規定された行動を実行すること。  **8.2** 前項のプロセスも計画、実行、統制は下記によって行われなければならない。  a)　必要なプロセスの決定とそれらの基準の確立。  b)　基準に則ったプロセスの管理の実行。  c)　プロセスが計画通りに実行されたことの信頼性の確保に必要な文書化情報の保管。  **9.　パフォーマンス評価**  **9.1**モニタリング、計測、分析及び評価  **9.1.1**  継続的内部モニタリング・プログラムは、グループ組織と持続可能な森林管理認証規格の要求事項との適合に信頼性を与えるものでなければならない。特に下記が定められなければならない。  a)　モニタリングと計測対象  b)　 適用可能であり、有効な結果を確実にするためのモニタリング、その計測、分析及び評価方法  c)　モニタリング、及びその計測時期  d)　モニタリング及びその計測結果の分析及び評価時期  e)　モニタリング結果の証明として入手可能な文書化情報  **9.1.2** グループ主体は、持続可能な森林管理認証の実行に関して、グループ管理の実績とグループ管理システムの効果について評価しなければならない。  **9.2**　内部監査  **9.2.1**　目標  **9.2.1.1** 年次内部監査プログラムは、グループ管理システムが下記を満たす情報を提供しなければならない。  a) 下記への適合  i. グループ管理システムに関するグループ組織自身の要求事項  ii. 本グループ認証規格の要求事項  b)　加盟者レベルにおける持続可能な森林管理の確実な実行  c)　グループ管理システムの効果的実行と維持  **9.2.1.2** 内部監査プログラムは、グループ主体とすべてのグループ加盟者を対象範囲に含まなければならない。グループ主体及び加盟者は年次監査を受けなければならない。なお、加盟者の年次監査はサンプリングをベースにして選択することができる。  **9.2.1.3** 内部監査プログラムにおける追加要求事項は，別途，付属書に定める。  **9.2.2**　組織  組織は、少なくとも下記の事項を含む内部監査プログラムを定めなければならない。  a)　関連プロセスと前回の監査結果の重要性を考慮したうえで、頻度、方法、責任体制、計画上の要求事項とその報告を含む監査プログラムの計画と構築及びその実行と維持  b)　監査毎に監査基準と対象範囲の決定  c)　内部監査員の力量（森林、規格の知識）  d)　監査員の選定と監査プロセスの客観性と公平性を確実にするため監査の実行  e)　関連グループ管理に対する確実な監査結果の報告  f)　監査の実行の証拠としての文書情報と監査報告の保管  **9.3**　内部監査プログラムにおける加盟者の選定  **9.3.1**加盟者の選定に関する要求事項  **9.3.1.1**　監査における監査の対象となる加盟者の選定に関する要求事項を定めなければならない。これらの要求事項は、下記の手順を含めなければならない。  (a)　サンプルのサイズの決定(9.3.2)  (b)　サンプルのカテゴリーの決定 （9.3.3）  (c)　サンプルのカテゴリーへの配分（9.3.4）  (d)　加盟者の選定（9.3.5）  **9.3.1.2**　加盟者が、森林所有者・管理（者）組合，持続可能な森林管理グループなど既存の組織や団体に加盟している場合は，内部監査プログラムを適正に行う観点から、当該組織や団体の管理・実行体制の実態に即して、その類型化を行い、その特性を十分踏まえ、9.3.1.1で定める要求事項に追加して、これを考慮して要求事項を定めなければならない。  注意書：森林組合等に所属する加盟者は、森林組合法等の法令に基づき共通の管理・」実行体制を有している。また、特定の持続可能な森林管理グループに属する加盟者は、当該グループが有する共通の森林管理方針を遵守している。一方、加盟者が特定の組織に属していない場合は、一般的な森林に関する法令を遵守しているが共通の管理方針を有していない。  **9.3.2**　サンプルのサイズ(数)の決定  **9.3.2.1**　サンプルのサイズは、グループ組織の加盟者に応じて計算されなければならない。  **9.3.2.2**　サンプルのサイズは、加盟者数の平方根 （y=√x) を原則とする。小数は切り上げとする。  **9.3.2.3** サンプルのサイズは、下記を考慮した上で、決定する事ができる。  a) リスク評価の結果。  この場合、個別のカテゴリーについて、中程度のリスクの場合のサンプルサイズは9.3.2.2の通り、加盟者数のy=√x とし、低リスクの場合は y=0.7√x、また、高リスクの場合は y=1.3√x とする。ただし、顕著な高リスクを有する場合は、実態に応じてサンプルサイズを増大するなどの措置を講じる。  b)　内部監査又は前回の認証審査の結果。(苦情処理の状況を含む。)  c)　内部モニタリング・プログラムの質と信頼度のレベル。  d)　特定の要求事項に関する情報の収集を可能にする技術の利用。  注意書　前記技術は、例えば、衛星データやドローンの利用で、持続可能な森林管理認証規格の特定の要求事項の遵守を示すか、リスク・ベースのサンプリングをサポートするもので可とする。  e)　現場の活動に関する情報を収集するその他の手段の利用。  注意書　前記手段の一つの方法としては、加盟者による現場活動の情報提供による調査がある。  **9.3.3**サンプルのカテゴリーの決定  **9.3.3.1**サンプルのカテゴリーは、リスク評価の結果に基づいて構築されなければならない。リスク評価に使用される指標は、規格の地理的対象範囲を反映しなければならない。下記の指標は、これがすべてではないが、リスク評価に活用ができる。  (a)　所有形態（例：　国有林、公有林、私有林）  (b)　管理主体の規模（異なるクラスの規模）  (c)　地理的地域（例：低地、低山帯、高山帯）  (d)　グループ加盟者（加盟予定者を含む。）の森林施業、加工、生産物  (e)　森林伐採と跡地造林（人工林／天然林）及び林地の転用  (f)　人工林の伐期又は天然林の輪伐期  (g)　生物多様性の豊かさ  (h)　森林のリクリエーションやその他の社会経済的な機能  (i)　地元社会、及びアイヌの人々若しくはアイヌ民族関係組織との交流  (j)　管理、施業、訓練と研究のための使用可能な資源  (k)　ガバナンスと法執行  注意書：定期審査、更新審査の場合のサンプルの決定に当たっては、次の事項について考慮しなければならない。  (a)サイトの生産プロセスの重大な変動  (b)認証区域の変更  (c)地理的分散  **9.3.3.2**　リスク評価は、低、中、高の3段階に評価することとし、その指標は、森林の自然的・社会的立地・条件のほかグループ組織の管理・実行体制を類型化しこれを考慮し定めなければならない。  **9.3.4**サンプルの配分  サンプルは、リスク評価の結果に基づいてカテゴリーに配分されなければならない。  **9.3.5**　加盟者の選定  **9.3.5.1**　少なくともサンプルの25％は無作為による抽出でなければならない。  **9.3.5.2**　加盟者の選定のためにリスク・ベースの手順が定められなければならない。  **9.4**　 マネジメントレビュー  **9.4.1** 年次マネジメントレビューは、少なくとも下記を含まなければければならない。  a)　前回のマネジメントレビューからの活動の状況  b)　グループ管理システムに関連する外部または内部事項への変更  c)　内部モニタリングプログラム、内部監査、認証機関による評価と定期審査の結果のレビューを含む持続可能な森林管理認証規格との適合状態  d)　下記の動向を含むグループ実績に関する情報  i)　 不適合と是正措置  ii)　 モニタリングと計測結果  iii)　審査結果  e)　継続的改善の機会を明確にして必要な措置の実施  **9.4.2**マネジメントレビューの結果は、継続的改善の機会やグループ管理システムの変更の必要性に関連する決定を含まなければならない。  **9.4.3**　グループ組織は、マネジメントレビューの結果の証明として文書情報を保管しなければならない。  **10.　改善**  **10.1**　不適合と是正措置  **10.1.1** 不適合が発生した時には、グループ組織は下記の措置を講じなければならない。  a) 　該当する不適合に対応し、下記の措置を適切に実行すること。  i. 当該不適合の制御と是正のための措置の実施  ii. その結果への対処  b)　当該不適合の再発及び他の箇所における不適合の発生を防ぐために、該当する不適合の原因を排除することの必要性についての評価を下記によって行うこと。  i. 当該不適合のレビュー  ii. 当該不適合の原因の決定  iii. 類似の不適合の存在の有無又は発生の可能性の決定  c)　必要な措置の実行。  d)　上記a）及びb）で取られた措置（以下、是正措置）の効果のレビュー。  e)　必要な場合には、グループ管理システムの変更。  **10.1.2** グループ組織は、下記について文書情報を保管しなければならない。  a)　当該不適合の内容とその結果講じられた是正措置  b)　講じられた是正措置の結果  **10.1.3**是正措置により グループ認証から排除された加盟者は、そのグループ認証に再度加盟が認められる前に、グループ主体による内部監査を受けなければならない。その内部監査は、少なくとも排除から12カ月間以内に実行してはならない。  **10.2**　継続的改善  グループ管理システムが適切かつ効果的な機能を保持し、持続可能な森林管理が継続的に改善されなければならない。  参考文献  〇IAF MD 1　複数サイトの組織が運用する マネジメントシステムの 審査及び認証のための IAF基準文書  (IAF MD 1, Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based on Sampling (IAF MD 1))  〇ISO / IEC 17000　適合性評価 用語及び一般原則（ISO/IEC 17000, Conformity assessment — Vocabulary and general principles）  〇ＩSO / IEC専門業務用指針（2017）パート1　総合ＩＳＯ補足指針　ＩＳＯ専用手順  （ISO/IEC Directives（2017）Part 1 — Consolidated ISO Supplement — Procedures specific to ISO, Eighth edition）  **付属書**  **内部監査に関する追加要求事項**  **はじめに**  「SGECグループ森林管理－要求事項」の「9.2 内部監査」及び「9.3　内部監査プログラムにおける加盟者の選定」に関する追加要求事項は，本付属書の定めるところによる。  **1. 内部監査手順**  **1.1**　グループ主体は基準文書3－1 9.2.1.2により内部監査を計画し，すべての加盟者に対して最低年に１回，定期的に年次内部監査を実施するとともに，監査記録に記載し，保管する。  **1.2** グループ主体は，この監査を的確に実施するために，監査員としてはリーダーを含め2～3名を選任して内部監査を担当する委員会（以下「内部監査委員会」という。）を設置し，監査委員に対して必要な教育，訓練を受けさせなければならない。  **2. 是正事項の管理**  **2.1** グループ主体は，内部監査委員会によって是正事項が指摘され，その報告を受けた場合には，該当する加盟者に同是正措置を要求するとともに，内部監査委員会に対して同是正措置及びそのフォローアップについて監査の実施を要請する。内部監査委員会は，当該是正措置の実施の確認が取れた場合には，その結果をグループ主体に報告する。  **2.2**グループ主体から内部監査の結果に基づく是正措置要求を受けた加盟者は，同要求に対して真摯に改善を行い，フォローアップ監査を受け入れて確認を得なければならない。  2.3 加盟者が内部監査の結果に基づく是正措置要求に対し，必要な是正措置を講じず，又はその実施の意思が認められない場合には，グループ主体は同加盟者に対して当該グループ森林管理認証からの脱退勧告又は除籍の手続きを講じることができる。  **3. 内部監査の報告**  **3.1** グループ主体は，内部監査の結果を年に１回以上加盟者が参加するグループ組織(以下「組織」という。)に報告し，必要な場合はグループ森林管理計画の見直し等を検討する。  3.2　また，グループ主体は内部監査の結果に基づき，組織にマネジメントレビューの材料を提供する。  **4. サンプリングの方法**  **4.1**　内部監査においてサンプリングを実施する場合は，規準文書3-1 9.3に規定されたサンプリング方法を定めなければならない。  **4.2**　グループ主体は，サンプル数の決定のために適切に文書化された手順を持たなければならない。 | SGEC附属文書  2-4 2012  理事会  2016.1.1  **グループ森林管理認証の要件**  目次  序文  1　適用範囲  2　用語と定義  3　グループ主体と加盟者の機能と責任  関連文書  SGEC附属文書2-4-1「ＳＧＥＣ附属文書2-4グループ森林管理認証の要件」の「３　グループ主体と加盟者の機能と責任」の「3-1　共通事項」の文中の「年次内部監査プログラムに関する要求事項」  **序文**  日本の森林の経営形態は、多数の小規模経営という特徴を持つ。その限られた金銭収入、森林管理行為と収入の周期性、情報や知識の限られた入手手段、持続可能な森林管理に関する基準の一部について小規模森林経営には遵守することに限界があることなどは、森林認証を進めるに当たって大きな阻害要因となっている。  グループ森林管理認証は、森林認証に対する代替アプローチ手段であり、森林所有者が森林認証によって生じる経費の負担軽減や森林管理に関する共通の責任を共有することを可能にする「単一の認証書」の下で認証を受けるシステムである。また、この方法は、個別の森林所有者相互における情報の交換・浸透や協力・連携を目指すシステムでもある。   1. **適用範囲**   SGEC認証制度の管理運営に関する文書第５条のグループ認証の要件（以下「要求事項」という。）はこの文書の定めるところによる。  この文書は、単一の認証書の下に多数の個別の森林所有者・管理者の認証を可能にするグループ森林管理認証のための一般的な要求事項を定める。グループ森林管理認証では、個々の森林所有者・管理者を含む下記の管理構造の確立を必須とする。グループ主体は、森林管理認証規格の適正な実践をベースにする認証を含めその活動に充分な信頼を与えることを目的として、個々の加盟者を代表する。以上の制度・仕組み下でグループ主体と加盟者は本文書で規定する責任を分担する。   1. **用語と定義**   2-1　認証区域  グループ森林管理認証の対象範囲に含まれる森林区域で、グループの加盟者全員の認証森林の総計とする。  2-2　グループ主体  グループの加盟者を代表する主体で、認証区域の森林管理に対して、持続可能な森林経営やその他の関連要求事項の遵守に関して、責任を負う。「グループ組織」と「グループ主体」、「加盟者」の関係は、図１に示される。  図１　グループ組織の定義    2-3　グループ組織  持続可能な森林管理と認証の実行を目的にグループ主体に代表される加盟者のグループ。  2-4　加盟者  森林所有者・管理者またはグループ森林管理認証の対象範囲に含まれるその他の主体で、定められた森林の管理に関する法的権利を有し、その区域の持続可能な森林管理に関する要求事項を実行する能力を有するもの  2-5　グループ森林管理認証書  グループ組織が、関係森林認証制度の持続可能な森林管理規格やその他の関連要求事項を遵守していることを確認する文書  2-6　グループ森林認証  単一のグループ森林認証書の下のグループ組織の認証  2-7グループ森林認証への加盟確認書  個々の加盟者に発行される文書で、関係グループ森林認証書について言及し、その加盟者がそのグループ森林認証の適用範囲に含まることを確認するもの  **3.グループ主体と加盟者の機能と責任**  3-1 共通事項  （1）加盟者の森林管理認証規格への適合性は、認証機関による審査と定期審査、レビューの対象となり、すべての加盟者が内部監査プログラムの対象範囲に含まれ、グループ主体はすべての加盟者を年次内部監査プログラムの対象とする要求事項を定めなければならない。  （2）グループ主体はすべての加盟者に対し~~年~~次内部監査プログラムに基づく監査を実施し、グループ組織全体の持続可能な森林管理への適合に関する十分な信頼性を与えなければならない。  （3）グループ主体は、グループ森林管理認証の加盟者の管理森林の一部又は全部が他の森林管理認証のグループ森林管理認証や個別森林管理認証と重複して受けている場合、当該重複して認証を受けている加盟者の森林管理について不適合が生じた場合には、当該者にその報告を義務づけるとともに、当該不適合の状況について報告を求める等必要な追加的な情報を得たうえで、本附属文書の「3-2」の「(3)」に規定する「年次内部監査プログラムの実行とレビュー」の対象として検証し､必要な措置を講じなければならない。  3-2　グループ主体の機能と責任  グループ主体の機能と責任に関して、下記の要求事項を定めなければならない。  （1）グループ主体は、認証の過程で認証機関との関係やコミュニケーション、認証申請や認証機関との契約などにおいて、グループ組織を代表する。  （2）グループ組織全体を代表し、関連要求事項への適合に関するコミットメントを行う。  （3）グループ組織のマネージメントに関する手順を文書化し、下記の記録を保持する。  ①グループ主体及び加盟者による関連要求事項への適合性と連絡先、森林の確認などを含む全加盟者の情報  ②認証区域  ③年次内部監査プログラムの実行とレビュー、予防・是正処置  ④すべての加盟者との間で森林管理認証規格への適合性に関する加盟者のコミットメントを含む合意文書を締結する。グループ主体は、すべての加盟者との間に、そのグループ主体が是正・予防措置を実行し、不適合がある場合は、その加盟者を認証の対象範囲から除外する措置をとる権利を盛り込んだ契約書または合意書を締結しなければならない。  ⑤加盟者に対し、グループ森林認証への加盟を確認する文書を提供する。  ⑥すべての加盟者に森林管理認証規格及びその他の要求事項を効果的に実行するために求められる情報と指針を提供する。  ⑦加盟者による要求事項への適合評価をするため、年次内部監査プログラムを運営、実施する。  ⑧年次内部監査プログラムの結果や認証機関による評価や監査を含む森林管理認証規格への適合、必要な場合に取られた是正措置の効果の評価、是正・予防措置などに関するレビューを実行する。  3-3　加盟者の機能と責任  加盟者に関して、下記の要求事項を定めなければならない。  （1）グループ主体に対し、森林管理認証規格とその他の要求事項への適合に関するコミットメントを含む合意文書を提供する。  （2）SGEC森林管理認証規格及び森林管理に係る該当するその他の要求事項を遵守する。  （3）グループ主体と認証機関から求められる関連データ、その他の情報に関する要求に応え、グループ主体と認証機関による森林や施設への立ち入りを含め、全面的な協力と支援を提供する。  （4）グループ主体が樹立した是正、予防措置を実行する。  附則　この文書は2012年4月1日から施行する。  附則2  2015.3.25　一部改正  この改正文書(2015.3.25　改正)は、2015年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができることとする。  附則3  2015.10.14 及び2015.12.10一部改正  この改正文書(2015.10.14 改正)は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2015年4月1日若しくは2012年4月1日施行）の規定によることができることとする。  附則4  この改正文書（2016.2.10日改正）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  SGEC附属文書  2-10 2014  理事会  2018.4.1  **SGEC/PEFC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項**  **(「現地サンプリング」抜粋)**  目次  Ⅰ序  Ⅱ　森林管理  3　プロセス要求事項  3.3　現地サンプリング調査  3.3.1　サンプリングの方法論  3.3.2　サンプル数  3.3.3　追加サイト  **3.3　現地サンプリング調査**  3.3.1　サンプリングの方法論  3.3.1.1　現地審査のサンプリングの認証申請森林の適合性基準は、「附属文書２－４グループ森林管理認証の要件」を満たす森林とするが、森林の管理に関する法的権利を有する者がその管理組織に支部組織等を有し前記「グループ森林管理認証の要件」に準ずる要件を備える法人等が経営する広域の森林（以下「広域森林管理」という）について申請した場合を含む。  3.3.1.2　認証申請された森林区域において地理的、自然的、社会的、経済的な条件を勘案した１つの森林管理計画等によって一体的に管理できる森林を１つのサイトとする。認証申請者が複数のサイトを持つ場合、森林管理認証機関は現地審査のためにサイトをサンプリングすることができる。認証機関は、森林管理とグループ認証のサイトや運用のすべての相違点が審査されることを確実にするために現地審査のためのサイト選択の妥当性を実証しなければならない。なお、この場合のサイトについては、認証申請森林が異なる「市町村森林整備計画（森林法第10条の5）」の区域に所在する場合には、その異なる区域毎に一つのサイトとすることを基本とし、現地の実態を考慮し必要な場合は「市町村森林整備計画」の区域を「地域森林計画（森林法第5条）」又は「国有林の地域別の森林計画（森林法第7条の2）」若しくはその他森林管理の区域とすることができる。  3.3.1.3　初回、定期、更新審査のためのサンプルは、審査の種類毎にサイトの代表的なカテゴリーに応じて決定しなければならない。以下の指標は、代表性を確実にするために使用されなければならない。  ａ）森林所有権の種類（例えば、国有林、公有林（財産区に分類される森林を含む）、私有林）  ｂ）森林経営状況（例えば、規模・拡がり、管理事務所等の管理組織及び委託若しくは直轄等の経営管理方法、森林経営計画等の森林計画の策定状況等）  ｃ）生物地理学的地域（例えば、森林帯等）  ｄ）人工林／天然林  ｅ）生物多様性の確保に重要な地域（例えば、水辺林等）  3.3.1.4　定期審査、更新審査の場合のサイトの選択基準は、他に3・3・1・2で説明した基本的な基準に加えて、次の事項を含まなければならない：  ａ）内部監査または従前の認証審査の結果  ｂ）苦情や是正処置及び予防処置の記録  ｃ）サイトの生産プロセスの重大な変動  ｄ）最後の認証審査以降の変更  ｅ）地理的分散  3.3.2　サンプル数  3.3.2.1　認証機関は、サンプル数の決定のために適切に文書化された手順を持たなければならない。  3.3.2.2　一般に、これらの手順は、次の計算に従うことが望ましい。  ａ）初回審査：3.3.1.3項を実施し、サンプルの数（Ｙ）は、一体的に管理できない離れたサイト数（Ｘ）の平方根であること。：（Ｙ＝√ｘ）は、上位の整数に切り上げ。  ｂ）定期審査：年間サンプル数は、離れたサイトの数の平方根に0.6を乗じた値であり（Ｙ＝0.6√ｘ）、上位の整数に切り上げること。  ｃ）更新審査：3.3.1.3項及び3.3.1.4項を実施し、サイトを決定した上で、サンプル数は初回審査の場合と同じであること。ただし、森林管理が直近3年間以上にわたって適切に維持されている場合には、サンプル数は係数0.8を乗じて（Ｙ＝0.8√ｘ）切り上げた整数に減らすことができる。  3.3.2.3　サンプル数は、3.3.1.2の基準に従って設定した代表性を確保したカテゴリーに配慮して変更することができる。  3.3.2.4　サンプル数の算出手順は、以下の指標の一つまたは複数を考慮して、認証機関が調整することができる。なお、定期審査において地理的なまとまりとして認証サイクル中に振り分けることができる。ただし、一認証サイクル中にすべてのサイトの代表性を有するサンプルをカバーしなければならない。  ａ）認証申請者の経営の規模・複雑さ、地理と自然条件の規模・複雑さ  ｂ）認証申請者の森林管理の従前の監査結果  ｃ）森林施業等事業実施個所  ｄ）サイトとグループメンバーの数の考慮  ｅ）内部監査プログラムの信頼性の質／レベル  3.3.3　追加サイト  すでに認証を受けたグループ森林管理及び広域森林管理認証のネットワーク等に新たに追加されたサイトのグループを適用する場合は、各々の新しいサイトグループは、サンプル数の決定にあたって独立した一つのセットと考える。その新規グループを認証書に含めた後は、それらの新しいサイトは、今後の定期審査または更新審査のサンプル数を決定するために、以前のサイトグループに組み込むことができる。  SGEC附属文書  2-4-1 2014  理事会  2015．4．1  **｢SGEC附属文書2-4グループ森林管理認証の要件」の「3・グループ主体と加盟者の機能と責任」の「3-1　共通事項」の文中の「年次内部監査プログラムに関する要求事項」**  標記は次による。  1　内部監査手順  ①　グループ主体は内部監査を計画し、すべての加盟者に対して最低年に１回、定期的に年次内部監査を実施するとともに、監査記録に記載し、保管する。  ②　グループ主体は、この監査を的確に実施するために、監査員はリーダーを含め２～３名を選任して内部監査を担当する委員会（以下「内部監査委員会」という。）を設置し、監査委員に対して必要な教育、訓練を受けさせなければならない。  2　是正事項の管理  ①　グループ主体は、内部監査委員会によって是正事項が指摘され、その報告を受けた場合には、当該加盟者に同是正措置を要求するとともに、内部監査委員会に対して同是正処置及びそのフォローアップについて監査の実施を要請する。内部監査委員会は、当該是正処置に対する処置の確認が取れた場合には、その結果をグループ主体に報告する。  ②　グループ主体から内部監査の結果に基づく是正処置要求を受けた加盟者は、同要求に対して真摯に改善を行い、フォローアップ監査を受け入れて確認監査を得なければならない。  ③　加盟者が、内部監査の結果に基づく是正処置要求に対し必要な是正措置を講じず、その意思が認められない場合には、グループ主体は同加盟者に対して当該グループ森林管理認証からの脱退勧告並びに除籍の手続きを講じることが出来る。  3　内部監査の報告  ①　グループ主体は、内部監査の結果を年に１回以上加盟者が参加するグループ森林管理全体を運営・統括する委員会（以下「協議委員会」という。）へ報告し、必要な場合はその見直し等を検討する。  ②　また、グループ主体は内部監査の結果に基づき、協議委員会にマネージメントレビューの材料を提供する。  附則　この文書は2014年7月1日から施行する。  附則2  2015.3.25 一部改正  この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2014年7月1日施行）の規定によることができるものとする。 |
| **SGEC規準文書4　「SGEC森林及び森林外樹木産品のＣＯＣ-要求事項」　（改正案）　他関係文書　　　　　　(改正部分：アンダーライン　全面的改正)** | **SGEC附属文書4「SGEC-CoC認証ガイドライン」他関係文書**  **（現行文書）** |
| **SGEC規準文書4**  理事会　202X  202X.XX,X    **SGEC森林及び森林外樹木産品のCOC-要求事項**    目次  〇　序論  　　前書き  　　序文  1.　適用範囲  2.　引用規格  3.　用語と定義  4.　マネジメントシステムに関する要求事項  4.1　全般的な要求事項  4.2　文書化された手順  4.3　責任と権限  4.3.1　全般的な責任  4.3.2　COCに関する責任と権限  4.4　記録の保持  4.5　資源の管理  4.5.1　人的資源／要員  4.5.2　技術的設備  4.6　検査と管理  4.7　苦情  4.8　不適合と是正措置  4.9　外部委託  4.10 COCにおける社会、保健、安全に関する要求事項  5.　投入原材料の確認と生産品の宣言  5.1　投入原材料の確認  5.2　生産品の宣言  5.3　商標の使用  5.4　リサイクル原材料の含有量  6.　COCの方式  6.1　総論  6.2　物理的分離方式  6.3　パーセンテージ方式  6.4　クレジット方式  7.　デューディリジェンス・システム（DDS）に関する要求事項    付属書1 　問題がある出処からの原材料を回避するためのPEFC-DDS  付属書2　マルチサイト組織によるCOC規格の実行    SGECガイド文書4-1　SGEC特定プロジェクトのCOCの実行について（ガイド）  **はじめに**  一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC/PEFCジャパン」という。）は、森林管理とCOC認証、及び森林及び森林外樹木産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理の促進を図る日本国内に適用される認証制度を管理する機関である。  本規格は、PEFC国際認証制度との適合性が認められているSGEC認証制度に基づくCOC認証、及び森林及び森林外樹木産品のラベル制度について規定する。  SGEC認証産品は、SGEC認証制度がPEFC国際認証制度との適合性が認められており、一般的には、国内外の認証材市場においてPEFC国際認証産品として流通することとなるが、SGEC認証制度は、国産認証材ビジネスの展開を支援するために、国内においてSGEC国産材認証産品の供給サプライチェーンを構築する仕組みを設けている。 SGEC認証産品がPEFC国際認証産品として主張し流通する場合には、当然、PEFC-COC国際規格（PEFC ST 2002:2020 に基づくものとするが、国内認証材市場においてSGEC国産認証産品として主張し流通する場合には、PEFC-COC国際規格（PEFC ST 2002:2020に準拠して定めた本規格によるものとする。  なお、本規格は、SGEC国産認証産品について規定したもので、主に日本国内を適用対象としており、全世界を適用対象とするPEFC-COC規格のすべての分野について必ずしもその適用対象に含まない。しかしながら、本規格はPEFC－COC国際規格に準拠していることを考慮し、その全体的な枠組み・構成についてもPEFC－COC国際規格に準拠して策定する。  本規格は、PEFC国際認証規格との適合性が認められ、SGEC主張又はラベルが付された森林及び森林外樹木産原材料/製品について、持続可能に管理された森林、リサイクル及び/又は管理材（DDS検証材）に由来することを明確にし、信頼ある情報として提供する。  本規格は、PEFC-COC国際規格に準拠し、SGEC文書2「SGEC規格の制定」に基づき広範囲なステークホルダーを対象にしたオープンで透明、そして協議とコンセンサスに基づくプロセスにおいて策定された。  本規格は、［発効日］現在より、SGEC文書「SGEC-COC認証ガイドライン」を代替する。  移行日は、［移行日］とする。移行日までに、SGEC-COC認証について、本規格の要求事項を満たすことを求める。  **序論**  本規格の目的は、組織が森林及び森林外樹木産品(以下「林産品」という。)　の由来が、SGEC認証を受けた持続可能に管理された森林、リサイクル原材料及びSGEC管理材であることを正確かつ検証可能な情報として提供することを可能にすることにある。  本規格の実務的な適用と本規格による認証は、組織による持続可能な資源の管理への貢献及び国際連合の持続可能な開発目標（SDGｓ）への支援・協同に対する強固なコミットメントを明示する。  また、林産品の由来を伝えることの目的は、林産品が持続可能に管理された森林に由来していることを検証可能な情報として提供することによって、消費者の選択的購買の下で、認証された林産品の需要と供給を促進し、市場主導による森林の管理を継続的に改善する可能性を高めることにある。  なお、本規格は、特に地域の森林や林業の振興に貢献することに配慮し、木造住宅等木製構造物を認証する仕組を規定している。  注意書：　国際連合持続可能な開発目標に関する詳細はオンラインの  https://sustainabledevelopment.un.org.を参照。  **1. 適用範囲**  本規格は、組織が、森林及び森林外樹木産品（以下「林産品」という。）に関するCOCを適格に実行し、顧客に持続可能な森林、リサイクル材及びSGEC管理材に由来にする林産品に付するSGEC主張をするために、遵守しなければならない要求事項を定める。  本規格は、組織が調達した原材料の由来についての情報を組織が生産・販売する林産品に確実に移転・伝達させるために、特定された原材料のカテゴリーに従って林産品を分類する方法、即ちCOC方式のプロセスを規定する。本規格はCOCの方式として、物理的分離方式、パーセンテージ方式及びクレジット方式の3つの方式を定め、原材料の流れやプロセスの性質に応じて適切な方式を選択しなければならない。  また、本規格は、保健、安全、及び労働問題を含むCOCのプロセスの実行と管理に関するマネジメントシステムについての要求事項を定める。  本COC規格は、SGEC主張と有機的に連携させて実行しなければならない。  本規格の「付属書2」は、多数の拠点を有する組織、即ちマルチサイト組織による本規格に基づくＣＯＣの実行について定める。  本COC規格実行プロセスの結果としてのSGEC主張及び同ラベルの使用に当たっては、ISO14020に依拠し、COCにおいてリサイクル原材料を扱う場合にはISO/IEC14021の要求事項に依拠する。  組織は、林産品のラベル使用について、製品情報の伝達に係る選択的手段の一つとしてCOCプロセスに組み込むことができる。組織が、製品上又は製品外にSGECのラベルを使用する場合には、COCを実行する上で、SGECの商標使用に関する要求事項の遵守が不可欠となる。  本規格は、SGEC認証制度が定める要求事項に基づく第三者適合性評価を目的として実行され、ISO/IEC17065が遵守されなければならない。即ち、SGEC認証機関は、認定機関によってSGEC/PEFC認証規格(組織（COC認証企業）はSGEC及びPEFの両認証原材料/製品を扱う機会を有する。)　の認定の範囲内でISO/IEC17065により適合している旨の認定を受けなければならない。  また、本規格は、SGEC森林管理認証規格(SGEC文書3)に基づき認証された森林から産出された原材料/製品についてSGEC認証として主張する場合に適用される。SGEC認証原材料/製品は、PEFC国際認証産品として主張することは可能（SGEC認証制度はPEFC国際認証制度と相互承認）であるが、この場合は、PEFC-COC国際規格（PEFC ST 2002:2020が適用される。  本規格書を通して、「しなければならない（shall）」という用語は、それが使われる規定が必須であることを意味する。「するべきである（should）」の用語は必須ではないにしても採用され、実行されることが期待されることを意味する。「してもよい（することが認められている）(may)」はこの文書による許可を表現するものであり、「することができる(can)」はこの文書の使用者の技量や使用者に開かれている可能性を述べるものである。  なお、規格文書に不明な点がある場合には、SGEC認証制度に関することについてはSGECの関連文書の日本語版により、また、PEFC認証制度にお関する事項についてはPEFCの関連文書の英語版により、それぞれ決定する。  **2. 引用規格**  この規格を適用するにあたって、下記の引用文書は不可欠である。文書の日付の有無に関わらず、それぞれの最新版（改定版を含む）が適用される。  ・SGEC規準文書5-1: 202X「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  ・SGEC規準文書5-2: 202X「SGEC -COC規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  ・PEFC国際規格：PEFC ST 2003:2020「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」  ・SGEC規準文書6: 202X「SGEC商標使用規則-要求事項」  ・PEFC国際規格：PEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則-要求事項」  ・SGEC規準文書6-1「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用ライセンスの発行」  ・PEFC国際規格：PEFC GD1005:2012「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行  ISO/IEC ガイド2　標準化および関連活動　一般用語  ISO 9000　品質マネジメントシステム　－ 基本と用語  ISO 9001　品質マネジメントシステム－要求事項  ISO 14001　環境マネジメントシステム－仕様書および利用の手引き  ISO 14020　環境ラベルおよび宣言－ 一般原則  ISO 14021　環境ラベルおよび宣言－　自己宣言による環境主張 (タイプII 環境ラベル表示)  ISO 19011　マネジメントシステム監査のための指針  ISO/IEC 17065　適合性評価－製品，プロセスおよびサービスの認証を行う機関に対する要求事項  EN643　紙と段ボール－再生紙と再生段ボールの標準グレードのヨーロピアンリスト  **3. 用語の定義**  本規格の目的のために、ISO/IEC ガイド 2 および ISO 9000に定められた関連定義が、下記の定義とともに適用される。  **3.1**　認定認証書  認定機関から認定を受けた認証機関が、その認定の範囲で認証し、発行した認証書で、認定機関のシンボルを記したもの。  **3.2**　PEFC認可団体  PEFC評議会によって、PEFC評議会を代理して、当該国内におけるPEFC認証制度の管理を認可された主体。SGEC/PEFCジャパンは、本項で規定する認可団体である。  注意書：認可団体は、自国内で活動するPEFC各国認証管理団体（NGB）又はPEFC制度の管理を実行することをPEFC評議会によって認可されたその他の主体である。  **3.3**　認証率  製品又は製品グループに含まれるSGEC認証原材料の占める比率（パーセンテージ）  **3.4**　主張期間  製品グループの製造過程で認証原材料等が投入され認証率が決められた期間  注意書：主張期間は単一の製品、注文書、又は生産バッチとしても決めることが認められている。  **3.5**　苦情  組織に対して呈示された不満足の表現であり、その組織による本規格への不適合、または本規格を扱うプロセスに関する明示的または暗示的な回答または解決が期せられるもの。  **3.6**　紛争木材  「紛争木材は、COCのいずれかの段階で、武装集団（反乱軍であるか通常兵士であるかを問わない）、あるいは、武力紛争に関与する文民政権又はその代表者によって取引された木材であり、その目的が紛争の永続化又は個人的な利益のために紛争状態を利用することにある場合。但し、紛争木材は、「合法」の場合もあり、必ずしも「違法」であるとは限らない。」と定義する。なお、木材の伐採自体が紛争の直接の原因になっていることがある。  注意書　国際連合環境計画（UNEP）の定義による。  **3.7**　問題のある出処  a)下記に由来する森林および森林外樹木産原材料、  森林の管理に関連する国際的、国又は地域（日本においては都道府県等）の法令及び条例(以下「法令等」という。)を遵守しない行為。これらの法令等には下記の事項が含まれる。なお、下記は、事例であり、これらに限定はされない。  森林施業、自然や環境保護、保護種及び危惧種、財産、先住民や地域社会又はその他の影響を受けるステークホルダーのための土地保有権及び土地使用権、保健、労働及び安全の問題、反腐敗、関連する使用料及び税金の支払い等  b)多様な木材及び非木材の林産品やサービスを生み出す森林の生産力の持続可能性が維持されない行為、又は収穫の水準が長期的な持続を可能にする比率を超える行為。  c)森林管理計画が、ランドスケープ、エコシステム、種、又は遺伝子のレベルにおける生物多様性の維持、保全及び増大に貢献しない行為。  d)生態学的に重要な森林区域の確認、保護、保全、確保がなされていない行為。  e)下記の条件を満たす正当な理由がない状況で林地の転用が発生する行為。  i.土地使用や森林管理に関連する国及び都道府県等の法令等並びに関連する施策を遵守している。  さらに、  ii.環境上重要な森林区域、文化的及び社会的な重要性を有する区域、又はその他の保護区域に悪影響を及ぼさないこと。さらに、  iii.炭素貯蔵が顕著に高い森林区域を破壊しないこと。さらに、  iV.長期的な森林の保全、並びに地域の経済及び/又は社会的な恩恵に対して貢献をすること。  f)「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998年）」の意図する目的に則らない行為。  g)「先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）」の意図する目的に則らない行為。  h)紛争木材。  i)遺伝子組み換え樹木。  注意書1（3.7項b、d、eに関して）農地上に開設された35年以下の収穫サイクルを擁する短期ローテーションの森林プランテーション(日本においては森林管理の実態から「森林プランテーション」は定義しない。)におけるこの様な行為は「問題がある出処」とは見做されない。  注意書2　（3.7項iに関して）遺伝子組み換え樹木の使用に対する規制は、予防的原則に基づいてPEFC総会によって採択されている。遺伝子組み換え樹木は、その十分な科学的データによって、人や動物の健康や環境への影響が、現在行われている選抜育種や交雑育種などの遺伝子組み換え技術を伴わない既存の方法に基づき遺伝子的な改善がなされた樹木と同等若しくはそれ以上に好ましいことが示されるまで使用しない。  **3.8**　クレジット方式  認証原材料から得られたクレジットを、同一のSGEC製品グループ内で、SGEC管理材へ移し替えることができるCOCの方式  **3.9**　デュー・ディリジェンス・システム  森林及び森林外樹木産品原材料(以下「林産品原材料」という。)について、「出処に問題」があるリスクを削減するために、組織が行なう当該林産品原材料に関する情報の収集、リスク評価及びリスクの軽減措置を行うための手順と方法（システム）。このシステムに基づきリスク評価がなされ「極小リスク」の下で管理されていることが「管理材」の要件となる。  注意書：組織は、DDSを実行することを目的に相互に協力したり、又は外部のサービスを利用することができるが、本規格のDDSの要求事項を遵守する責任は各々の組織が負う。  **3.10**生態学的に重要な森林区域  下記の森林区域とする。  a)保護の対象であるか、希少、繊細、又は代表的な森林生態系を含むもの。  b)固有種及び認知された参照リストが定める絶滅危惧種の生息地の顕著な集中があるもの。  c)絶滅種又は保護種の生息域内遺伝資源を含むもの。  d)自然植生の天然分布及び豊富さを擁して、世界的、地域的及び国家的に重要で広範なランドスケープ形成に貢献するもの。  **3.11**　同等(互換可能)投入原材料  生産品の外見、機能、等級、又は価値を大きく変更することなく互換が可能な森林及び森林外樹木産原材料。  **3.12**　森林  認証森林の対象となる「森林」は、森林法で規定する「森林計画」の対象となる次の森林とする。  一　木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹  二　前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地  なお、具体的には、森林法第2条で定める森林うち、国有林及び同第5条で規定する地域森林計画~~区~~の対象となる民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）とする。  注意書１：森林法第二条  第二条　この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。  一　木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹  二　前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地  注意書2: FAO の報告に用いている日本の森林区分及び定義（林野庁要協議）  （国連食糧農業機関（FAO）が 2005 年に行った世界森林資源調査における我が国の報告対象森林の定義）  森林は、樹高5mを超え、かつ樹冠素密度が0.1を超える木竹が生育している若しくは生育すると見込まれる0.5ヘクタール以上の土地。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用 される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と規定している。  森林の区分は、①「立木地」は森林のうち樹冠疎密度 0.3 以上の林分（幼齢林を含む）、②「無立木地」は森林のうち立木地と竹林以外の林分、③「竹林」は 立木地以外の森林のうち竹（笹類を除く）が生立する林分、と規定している。  注意書3: PEFC持続可能な森林管理－要求事項（PEFC ST 1003）の定義  最小で0.05～1.0ha以上の土地で，その場所における成熟期の潜在的な高さが2～5ｍに達する立木を有し，林冠の被覆率（又は，同等の蓄積レベル）が10～30％以上のもの。 森林は，多種な階層の立木や下層植生が地面の多くの部分を占める閉鎖的な森林形成又は開放森林からなる。樹幹の密度が10～30%に達していないか，又は高さが2～5ｍに達していない若い天然の森林及びプランテーションのすべては，収穫等の人為的な介入天然要因の結果として，一時的に蓄積がないが森林に回復することが予想される場合。  通常は林地の一部をなす区域と同様に森林に含まれる（資料：国連2002）。  注意書4：PEFC規格では、地域，国，準国の規格は，それぞれ該当する基準に関わる独自の価値を定義に含まなければならず、また、国においてまだそのような基準がない場合，規格制定者が該当国の枠組みに基づいて決定する責任を負うこととしている。  **3.13**　森林及び森林外樹木産原材料  森林及び森林外樹木に由来する原材料。即ち、森林又は森林外の樹木などSGEC認証規格によって適格と認められた生産原からの原材料。  元々これらの区域/生産源からのものであるリサイクル原材料、並びに木材及び山菜、キノコ、樹液など一般的に非木材林産品とされる原材料も含まれる。  **3.14**　森林及び森林外樹木産製品  森林及び森林外樹木に由来する原材料からなる製品。森林及び森林外樹木に由来する原材料から生産されるエネルギーなど測定可能であるが無形である製品も含まれる。  **3.15**　森林転換  直接的な人為的介入による森林の非林地又は森林プランテーション (日本においては森林管理の実態から「森林プランテーション」は定義しない。) への転換。  注意書：在来種の植林または直接的な播種又は/及び人為的な促進による更新で、伐採されたものと同じ優占種又は歴史的に存在していたその他の種への更新は森林転換とは見做さない。  **3.16**　森林プランテーション（Forest plantation）(日本においては森林管理の実態から「森林プランテーション」は定義しない。)  主として木材または非木材製品やサービスの生産を目的として、植林または播種によって育成した外来種、または場合によっては在来種の森林。  注意書1：木材または非木材製品やサービスの生産を目的として育成された外来種の立木すべてを含む。  注意書2：少数樹種、集約的な地掻き、直線的な立木配置、または/及び同林齢の林分等に特徴づけられる在来種の区域を含めることができる。  注意書3：この定義の適用にあたっては、各国の林業用語や法的な要求事項などを考慮することが求められる。  **3.17**　遺伝子組み換え樹木  遺伝的素材が交配及び/又は自然の再結合など自然には起こり得ない形による変性を受けた樹木であり、遺伝子組み換えに関する特定の定義を定める関連法規を考慮する。  注意書1：下記の技術は、遺伝子組換え木を作成する遺伝子組換え技術であると考えられる(EU指令2001/18/FC)。  1)どの様な手段であれ、生物体の外部で作成された核酸分子をあらゆるウィルス、バクテリアプラスミドまたはその他のベクター系に挿入し、それを自然には発生しないが継続的な繁殖能力を有する宿主生物体に統合する遺伝子素材の新しい組み合わせの生成を伴う核酸の組み換え技術。  2)生物体の外部で作成された遺伝性素材を生物体に直接導入することを伴う技術で、マイクロインジェクション、マクロインジェクション及びマイクロキャプシュレーション(micro-encapsulation)を含む。  3)二つ以上の細胞を自然には発生しない方法で融合することによって生細胞と新しい繁殖可能な遺伝子素材との組み合わせが生成される細胞融合（プロトプラスト融合を含む）またはハイブリダイゼーション技術。  注意書2：下記の技術は、遺伝子組換え木の結果を生む遺伝子組換えとは考えない(EU指令2001/18/FC)。  1)試験管受精  2)自然加工：例えば、接合、形質導入、形質転換  3)倍数性誘導  **3.18**　原材料のカテゴリー（Material category）  SGEC認証原材料、その他原材料、中立原材料、及びSGEC管理材など原材料の有する特質によって分類される原材料。  **3.19**　マルチサイト組織（Multi-site organisation）  COCの実行について計画、統制、管理することが確認可能な中央機能（以下「本部」という。）、及び、本部の管理の下で行われるＣＯＣについて、全面的又は部分的に実行する一つ以上のサイト（拠点又はグループメンバー）を有する組織  **3.20**　中立原材料（Neutral material）  金属又はプラスチックなど森林及び森林外樹木産原材料以外の原材料のためのカテゴリーで、製品又は製品グループの認証率の計算には含めない。  **3.21**　組織（organisation）  自らの事業目標を達成するため，責任や権限を有し、また他の主体との取引等の関係を有する独自の機能をもつ個人又はグループ。本規格上のCOCを管理する組織。  注意書　組織はSGEC認証書の下に本規格に基づきCOCを実行する。  **3.22**　その他原材料  認証原材料以外の森林及び森林外樹木産原材料に関する原材料カテゴリーで、組織がDDSを通じて問題のある出処に由来するリスクが「極小」であると決定していないもの。  **3.23**　委託・請負等の外注  組織のSGEC-COCに関連して、他の法主体が、組織からの委託・請負等により業務の発注を受けて、自己の裁量と責任において当該委託・請負された業務を実施する行為。なお、組織は、COCに関連する業務の一部を他の法主体に委託・請負等により外注する場合には、通常当該他の法主体との間で発注した業務の手順・内容等を明確にした仕様書等に基づく業務委託・請負等の契約を締結して実施する。  注意書：原材料や製品の運送、荷積み（荷下ろし）、倉庫保管について、異なる原材料カテゴリーや認証率が混合されるリスクがない場合には、通常外注とは見做されない。  **3.24**　SGEC認証原材料  下記の原材料とする。   1. SGEC認証書の対象である供給者によって、「x％SGEC認証」のSGEC主張を付して納入された森林及び森林外樹木産原材料。   注意書：SGEC認証制度の主張は、オンライン上のSGEC/PEFCジャパンのウェブサイトで公表されている。  b)「x%SGEC認証」のSGEC主張を付さないで納入されたリサイクル原材料  **3.25**　SGEC認証製品  組織によってSGEC主張「ｘ％SGEC認証」を付して販売/譲渡された製品。  **3.26**　SGEC-COC  組織が、森林及び森林外樹木産製品、その原材料カテゴリーに関する情報、及び正確で検証可能なSGEC主張を扱うプロセス。  **3.27**　SGEC主張  組織が原材料/製品に行う宣言で、販売及び納入書類に行うもの。具体的には、「ｘ％SGEC認証」及び「SGEC管理材」と表示。  注意書1：物理的分離式を採用している組織は、SGEC管理材との混合が全くなかったSGEC認証原材料であることを明確にするために、SGEC森林管理認証書の対象となっている森林所有者/管理者によって、SGEC森林管理認証規格に基づく認証森林から生産された認証原材料について「100%SGEC認証」の主張を付して供給されたSGEC認証原材料、又は既に「100%SGEC由来」の主張が付されて供給されたSGEC認証原材料については、「100%SGEC認証」に代わって「100%SGEC由来」の用語を使用することができる。  パーセンテージ方式又はクレジット方式を採用している組織は、前述の「100%SGEC由来」の主張が付された原材料を受け取った場合は、これをSGEC主張である「100%SGEC認証」として扱う。  注意書2：SGECが容認するSGEC主張の省略形は、SGEC/PEFCジャパンのウェブサイトに掲載される。  **3.28**　SGEC管理材  組織が、DDSの実施によって当該原材料が「問題のある出処」からであるリスクが「極小」であると決定した森林及び森林外樹木産原材料を対象とするカテゴリー。  注意書：「SGEC管理材」とは、SGEC管理材カテゴリーに属する原材料であることを示すSGEC主張でもある。  **3.29**　SGEC顧客  組織から、 SGEC主張が付された製品を受けとった場合のその製品の法的な所有権及び/又は物理的な占有を有する主体。  注意書1：組織が原材料/製品を法的な所有権を取得した主体以外の主体に物理的に納入した場合には、当該組織は、本項の定義に従い、原材料の法的な所有権を取得している主体か、又は当該原材料を物理的に占有している主体か、そのどちらかを単一の顧客として指名しなければならない。  注意書2：SGEC顧客の用語は、組織内で後続の製品グループが設定された場合には、当該組織内に設定された内部の顧客についても適用される。  **3.30**　SGEC製品グループ  組織が自社のCOC の対象とする同等の投入原材料を含む製品又は製品群であり、製品の名称/種類及びカテゴリー、種の種類、COC 方式、原材料カテゴリー、SGEC主張によって定められる。  注意書1：組織は、個別の製品、製品バッチ及び注文書の単位をSGEC製品グループと定めることができる。なお、この場合、別に規定する「SGEC特定プロジェクトのCOC認証」に基づく認証材住宅等についても製品グループとして定めることができる。  注意書2：組織は、並列、又は後続の製造又は取引上のプロセスに対して、単一又は複数の製品グループとして定めることができる。  注意書3：本規格の付属書2の「2.2.a)項」が定めるマルチサイト組織の場合のSGEC製品グループは、複数のサイトを対象とすることができる。  **3.31**　 SGEC認証書  (a)SGEC森林認証規格に基づきSGEC/PEFCジャパンの公示を受けた認定認証機関が発行した有効期間内の森林管理認証書  (b)本規格のCOC規格に基づきSGEC/PEFCジャパンの公示を受けた認定認証機関が発行した有効期間内のCOC認証書  注意書1：SGEC森林認証規格と同COC規格はSGEC/PEFCジャパンのウェブサイトに掲載される。  注意書2：グループ森林管理認証書又はマルチサイトCOC認証書で、グループ加盟者又はサイトが当該認証書の対象に含まれることが、当該認証書又は子証書の付録等の文書によって確認される場合は、その文書及び当該認証書は、その加盟者/サイトのSGEC認証書と同等と見做される。  **3.32**　SGEC/PEFCジャパンのウェブサイト  [www.sgec-pefcj.jp](http://www.sgec-pefcj.jp)のアドレスにあるウェブサイト。  **3.33**　パーセンテージ方式  特定された製品グループに関するSGEC主張を管理するCOCの方式の一つであり、特定された主張期間に係るSGEC製品グループの認証率が、当該SGEC製品グループに投入された原材料の比率に基づいて計算される方式。  **3.34**　物理的分離方式  特定されたSGEC製品グループに関するSGEC主張を管理するCOCの一つの方式であり、組織によって実行されたすべての行為においてカテゴリーが異なる原材料を明確に区別及び/又は分離するもの。  **3.35** リサイクル原材料  下記の森林及び森林外樹木産原材料である。  (a)製造プロセスの中で廃棄物から再生したもの。但し、加工直し、研磨直し、又はプロセスの中で発生する破片等の再使用で、それが発生したものと同一のプロセスに再利用することができるものは除外される。また、製材副産物（おが屑、木片、木の皮など）や林地残材（木の皮、枝、根など）も除外される。これらは、いずれも「廃棄物」とは見做さない。  (b)製品の最終ユーザーの段階で家庭又は商業、工業、研究施設などから発生したもので、それ以上当初の目的に使用することができないもの。これには、流通チェーンから返品された原材料も含まれる。  注意書1：前項「(a)の文中「それが発生したものと同一のプロセスで再利用することができる」とは、一つのプロセスから発生する原材料が同一のサイトの同一プロセスに連続的に投入されるものを意味する。例としては、パネルボードの生産でプレスによって生成される残留物で連続的に同一のプレスラインに再投入されるものがある。これはリサイクル原材料とは見做さない。  注意書2：この定義はISO14021の定義を根拠とする。  注意書3：「日本古紙統計分類主要銘柄（公益財団法人古紙再生促進センター）」によって古紙のグレードとして分類される原材料はリサイクル原材料の定義に見合うものと見做される。  **3.36**移動平均による認証率の計算  特定された主張期間に係るSGEC製品グループの認証率が、当該主張期間に先行する特定された期間に当該SGEC製品グループに投入される原材料の平均に基づき計算されるCOCの方式。  **3.37**　根拠のある懸念（Substantiated concern）  森林および森林外樹木産原材料が、問題がある出処に由来することを示す証拠に裏付けられた情報。  注意書：根拠のある懸念は、第三者および組織自身によるものであっても認められる。  **3.38**供給者（Supplier）  組織のSGEC-COCのSGEC製品グループで使用される原材料を供給する主体。  注意書1：SGEC認証原材料がその原材料の所有権を持たない他の主体から物理的に納入される場合は、SGEC認証書の対象であり、かつ、当該組織をSGEC顧客として指名した主体が、当該製品/納入に関する供給者と見做される。  注意書2：供給者という用語は、組織内に後続の製品グループが設定されている場合には、当該組織内に設定された内部の供給者も含む。  **3.39**　商標の使用  製品上及び製品外におけるSGEC商標の使用。  **3.40**　森林外樹木 (Trees outside of Forest TOF)  国によって林地として指定された区域外に生育する樹木。通常、「市街地」及び「農地」等に生育する樹木。  **3.41**　林野庁ガイドラインに基づく合法性証明  日本国林野庁が平成18年2月に作成公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下林野庁ガイドラインという）に基づいた合法性証明。(農林水産省林野庁ホームページ参照)  **3.42**　クリーンウッド法  「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」は2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。(農林水産省林野庁ホームページ参照)  **4.** **マネジメントシステムに関する要求事項**  **4.1**　全般的な要求事項  **4.1.1**　組織は、SGEC-COCのプロセスの正確な実行と維持を確実にするために、本規格に則ってマネジメントシステムを運営しなければならない。マネジメントシステムは、遂行される業務の種類、範囲、量に応じて適切であり、かつ、組織のCOCに関連する外注先及びマルチサイト組織のすべてのサイトを対象にしなければならない(付属書2参照）。  **4.1.2**　組織は、SGEC-COC要求事項の対象であるSGEC製品グループを特定することにより自社のSGEC- COCの対象範囲を決めなければならない。  **4.1.3**　組織によるSGEC主張及びSGEC関連の言及は、正確で最適な形で、かつ自社のSGEC-COCの対象範囲内で行われなければならない。  **4.2**　文書化された手順  **4.2.1**　組織は、自社のSGEC- COCに関する手順を文書化しなければならない。文書化された手順は少なくとも下記の要素を含まなければならない。  (a)組織のSGEC-COCに関連する責任及び権限  (b)製品グループの決定を含む、生産／取引プロセスにおける原材料のフローの記述  (c)本規格のすべての要求事項を対象に含むSGEC-COCの手順  ⅰ.　原材料カテゴリーの確認  ⅱ. SGEC認証原材料、同管理材及びその他原材料の物理的分離  ⅲ.　 製品グループの決定、認証率の計算、クレジットアカウントの管理、生産品への振替（パーセンテージ方式又はクレジット方式を採用する組織の場合）  ⅳ.　製品の販売/譲渡、SGEC主張（SGEC主張を使用している文書を含む）及びその他の製品上並びに製品外の商標使用  ⅴ.　記録の保持  ⅵ.　内部監査及び不適合の管理  ⅶ.　DDS  ⅷ.　苦情処理  ⅸ.　外部委託（外注）  **4.3**　　責任と権限  **4.3.1**　全般的な責任  **4.3.1.1**　組織の経営層は、本規格に則ったCOCの要求事項の実行及び維持に対するコミットメントを定め、かつ文書化しなければならない。当該コミットメントは、組織の要員、供給者、顧客、及びその他の関係者が入手可能でなければならない。  **4.3.1.2**組織の経営層は、経営層の中から一名を指名し、その者に組織のSGEC- COCに係る全体的責任及び権限を与えなければならない。  **4.3.2**　 COCに関する責任と権限  組織はSGEC- COCの実行及び維持のための行為を行う要員を定め、「4.2.1.c項」の「i」から「ⅶ」に規定する手順の実行に関する要員の責任と権限を定めなければならない。  注意書　上記のSGEC- COCに関する責任と権限は重複可能である。  **4.4**記録の保持  **4.4.1**　組織は、本規格の要求事項への適合性を立証するために、自社のSGEC-COCの対象である製品グループに関し少なくとも下記を記録し、維持しなければならない。  a)SGEC主張を付して納入されたすべての投入原材料の供給者の記録。供給者のSGEC認証状態の証拠を含む。  注意書　SGEC認証状態の証拠は、SGEC/PEFCジャパンのウェブサイトからプリントアウトものが認められる。  b)すべての投入原材料の記録。この場合、SGEC主張及び投入原材料の入荷に関連する書類、並びにリサイクル投入原材料の定義に係る情報を含む。  c)認証率の計算、認証率の生産品への振替、及び必要な場合はクレジットアカウントの管理の記録。  d)販売/譲渡されたすべての製品の記録。この場合、SGEC主張と生産品の出荷に関連する書類を含む。  e)DDSの記録。この場合、リスク分析及び「重大なリスク」とされる供給品がある場合には、その管理の記録。  f)内部監査、定期的なCOCのレビュー、不適合と是正措置の記録。  g)苦情とその処理の記録。  **4.4.2**　組織は、記録を最低5年間は保管しなければならない。  **4.5**資源の管理  **4.5.1**　人的資源／要員  組織は、自社のSGEC-COCを実行及び維持するすべての要員の適切な訓練、教育、技能及び経験に基づいた力量を有することを確実にし、これを示さなければならない。  **4.5.2**　技術的設備  組織は、本規格の要求事項によるSGEC-COCの効果的な実施と維持に必要な基本設備・体制や技術的な設備を定め、これを提供し、維持しなければならない。  **4.6**　　検査と管理  **4.6.1**　組織は、組織に適用される全ての要求事項の遵守を対象とする内部監査（外注の対象となる行為を含む。）を、少なくとも毎年、及び初回の認証審査の前に、実行し、必要があれば是正及び予防措置を講じなければならない。  注意書：内部監査の実施に関する参考となる指針が、ISO19011に記載されている。  **4.6.2** 組織の経営層は、少なくとも毎年内部監査を実施するとともに、SGEC-COC実行の結果をレビューしなければならない。  **4.7** 苦情  **4.7.1**　 組織は、供給者、顧客、及びCOCに関わるその他の団体・個人からの苦情を処理するための手順を4.7.2項の要求事項を反映させて確立しなければならない。  **4.7.2**　文書による苦情を受けた場合、組織は下記を実行しなければならない。  a)苦情の申立者に対し当該苦情を受理したことを10営業日以内に正式に確認する。  b)当該苦情の評価とその有効性を判定するために必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情に関する措置を決定する。  c)当該苦情に関する措置の決定及びその苦情処理のプロセスを正式に申立者に通知する。  d)必要に応じて適切な是正及び予防措置を確実に講じる。  **4.8**　不適合と是正措置  **4.8.1** 本規格との不適合が内部監査または外部審査によって確認された場合には、組織は下記の措置を講じなければならない。  a) 当該不適合に対応し、下記を実行する。  ⅰ. 当該不適合を管理、是正する措置を講じる。  ⅱ. 上記の結果を踏まえ関係者に周知するなど適正に対処する。  b) 該当するような不適合が再発、又は他の箇所での発生を防ぐために、その原因を除去するための必要な措置について、下記によって評価する。  ⅰ. 当該不適合をレビューする。  ⅱ. 当該不適合の原因を決定する。  ⅲ. 同様の不適合の存在、又はその可能性について検証し、決定する。  c) 必要な措置を講じる。  d) 講じられた措置の効果をレビューする。  e) 必要な場合は、マネジメントシステムを変更する。  **4.8.2**　是正措置は発見された不適合が与える結果に対して適切でなければならない。  **4.8.3**　組織は下記の証拠として文書化した情報を保持しなければならない。  a)　当該不適合の性質とそれに即して講じられた措置  b)　講じられた是正措置の結果の検証  **4.9**　外部委託  **4.9.1**　組織は、自社のSGEC-COCの対象範囲にある行為を他の主体に外部委託（外注）することができる。  **4.9.2**　組織は、外部委託（外注）（のすべての段階を通じて、当該すべての外部委託（外注）された行為がマネジメントシステムに関する要求事項を含む本規格の要求事項を満たすことについて責任を負う。組織は、すべての外部委託（外注）先との間に、下記を確実にするために文書による合意を有していなければならない。  a) 組織のSGEC-COCの対象である原材料/製品が、他の原材料/製品から物理的に区別されている。　かつ  b) 組織が、外部委託（外注）行為に関する本規格の要求事項との適合性を検証する内部監査及び外部審査のために、外部委託（外注）した主体のサイトへの立ち入ることが可能であること。  注意書1：外部委託（外注）契約のための書式は、SGEC/PEFCジャパンから入手できる。  注意書2：外部委託（外注）された行為の内部監査は、外部委託（外注）された行為の開始の前、及び少なくとも毎年、実行されなければならない。  **4.10**　 COCにおける社会、保健、安全に関する要求事項  本項は、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998）に基づく保健、安全および労働問題に関する要求事項、並びに関連する日本の労働基準法及びその他の関連する国内法令等の遵守を含む。  **4.10.1**　組織は、本規格で定める社会、保健、及び安全の要求事項(を遵守する主旨のコミットメントを明示しなければならない。  **4.10.2**　組織は、下記を明示しなければならない。  a) 労働者は、結社の自由、代表者の選任及び雇用主との団体交渉上の妨げを受けない。  b) 強制労働を使用しない。  c) 法的最低年齢として、15才又は義務教育の適用年齢のうちのいずれか高い年齢以下にあたる労働者を使用しない。  d) 労働者は、就労機会と待遇上の平等を否定されない。  e) 労働条件は、安全と保健に危険をもたらすものであってはならない。  **5.** **投入原材料の確認と生産品の宣言**  **5.1**　投入原材料の確認  **5.1.1**　組織は、SGEC-COC製品グループに投入される原材料の入荷ごとに、供給者から下記の情報を含む文書を入手しなければならない。  a) 供給者の識別情報  b) 原材料/製品の識別情報  c) 原材料/製品の量  d) 入荷日、入荷期間又は会計期間に基づく入荷の識別情報  SGEC主張が付された製品については、関連書類に下記が含まれていなければならない。  e) 当該入荷品のSGEC顧客としての組織の名称  f) 当該書類の対象である主張付き原材料/製品ごとに対応するSGEC主張  g) 供給者のSGEC認証書の認証書番号  注意書1：認証番号は、当該認証書に独自の識別子であり、数字又は数字とアルファベットの組み合わせが使用される。  注意書2：入荷書類の例としては、求められる情報を提供する送り状または出荷伝票がある。  **5.1.2**　供給者のレベルの確認  **5.1.2.1**　組織は、SGEC主張が付されて入荷されたすべての投入原材料について、供給者がSGEC認証書の対象であることをSGEC/PEFCジャパンのウェブサイトで検証しなければならない。  注意書：SGEC認証書の対象であることの証拠としては、SGEC/PEFCジャパンのウェブサイト、SGEC情報システム、又は組織のSGEC認証書のコピーへ照会することが認められている。  **5.1.2.2**　組織は、SGEC-COCの製品グループに投入原材料として使用される原材料を入荷ごとに、そのカテゴリーを分類しなければならない。  **5.1.3** SGEC主張認証原材料/製品のPEFC主張認証原材料/製品への変換  組織は、供給者から入荷したSGEC主張原材料/製品について､PEFC主張原材料/製品に変換し、PEFC主張原材料/製品とすることができる。但し、この場合、組織は、前項「5.1.1 f)」の書類が添付されて入荷したSGEC主張原材料/製品ごとにPEFCの主張原材料/製品に変換しなければならない。  注意書：SGEC主張原材料/製品について、PEFC主張原材料/製品に変換させる場合には、その由来等の詳細について前項「5.1.1 f)」の書類等に記録しなければならない。なお、この措置を行う場合、SGEC主張原材料/製品については、SGEC主張原材料/製品とPEFC主張原材料/製品を併記することができる。ただし、PEFC主張原材料/製品については、SGEC主張原材料/製品とすることはできない。  **5.2**　生産品の宣言  **5.2.1**　組織は、SGEC顧客に対してSGEC主張の対象であるSGEC製品グループからの生産品に関して、出荷ごとに下記の情報を提供する書類を提出しなければならない。  a) SGEC顧客の識別情報  b) 原材料の供給者としての組織の名称  c) 製品の識別情報  d) 製品の量  e) 出荷日／出荷期間／会計期間  f) 当該書類の対象である主張付き製品ごとに対応するSGEC主張  g) 組織のSGEC認証書番号  注意書1　認証書番号には、該当する認証書に独自の識別子であり、数字又は数字とアルファベットの組み合わせが使用される。  **5.2.2**　組織は、製品にSGEC主張を付す書類の種類を決めなければならない。  **5.3**　商標の使用  **5.3.1**　SGEC商標（SGECロゴマーク、ラベル、製品上のCOC主張、及びSGECイニシャル等）の使用は、SGEC文書6「SGEC商標規則」を遵守しなければならない。  **5.3.2**　組織は、SGEC商標規則に則ったSGEC商標使用をすることを可能とするために、SGEC/PEFCジャパンから有効な商標ライセンスを取得しなければならない。  **5.4**　リサイクル原材料の含有量  **5.4.1**　組織のSGEC-COCの対象範囲であるリサイクル原材料を含む製品に関して、組織はリサイクル原材料の含有~~量~~（率又は量）をISO 14021に基づいて計算し、要求があればそれを伝えなければならない。  **6.** **COCの方式**  **6.1**　総論  **6.1.1**　 SGEC-COCの実行に当たっては、物理的分離方式、パーセンテージ方式、及びクレジット方式の３つの方式がある。組織は、原材料の流れやプロセスの性質によって、適切な方式を選択しなければならない。  **6.1.2**　組織は、定められたSGEC製品グループについて選択されたCOC方式を実行しなければならない。  **6.1.3**　 SGEC製品グループの構築は、同等（互換可能）の原材料を有し、単一の計量単位、又は単一の計量単位への転換を可能とする計量単位によってなされなければならない。  **6.1.4**　組織は、SGEC製品グループへの投入原材料として、SGEC認証原材料及びSGEC管理材を使用しなければならない。  **6.2**物理的分離方式  **6.2.1**　物理的分離方式を採用する組織は、原材料カテゴリー及び認証率が異なる原材料が生産又は取引のすべての段階におけるプロセスを通して分別されるか、若しくは、確実に明確な区分が可能となるようにしておかなければならない。  注意書：物理的分離方式は、原材料カテゴリー及び認証率が貯蔵場所・方法等の分別、印付け、製品の特徴又は生産時間の差異などにより区分が可能である場合において採用することができる。  **6.2.2**　認証率が異なる原材料を同一のSGEC製品グループへの投入原材料とする場合には、組織は最も低い認証率を生産品の認証率として使用しなければならない。  例：組織は、物理的分離方式の下に同一の製品グループへの投入原材料として、認証率が100%、75%、及び70%の原材料を使用する場合には、当該製品を70%SGEC認証として主張しなければならない。  **6.2.2.1**　組織は、物理的分離方式の下でSGEC認証原材料とSGEC管理材が同一のSGEC製品グループへの投入原材料として使用される場合には、生産品をSGEC管理材として主張しなければならない。  **6.3**パーセンテージ方式  **6.3.1**　パーセンテージ方式は、SGEC認証原材料及びSGEC管理材が投入原材料として使用された場合のSGEC製品グループの認証率を計算するために実行することが認められている。  **6.3.2** 認証率の計算  **6.3.2.1**　組織は、各SGEC製品グループ及び特定の主張期間ごとに、下記の計算式に従って認証率を計算しなければならない。  Cc［%］= (Vc/(Vc+Vcm)X100  (Cc：認証率、Vc：SGEC認証原材料の量、Vcm：SGEC管理材の量)  注意書：中立原材料は認証率の計算には考慮されない。  **6.3.2.2**　組織は、認証率の計算に当たって、当該計算の対象となるすべての原材料について同一の計量単位を使用しなければならない。計算のために単一の計量単位に変換する場合、組織は一般的に認められている変換比率や方法を利用しなければならない。もし適切な公式変換比率がない場合には、組織は妥当かつ信頼できる変換比率を定めて使用しなければならない。  **6.3.2.3**　認証率の算定に当たって、原材料/製品に含まれるSGEC認証原材料が部分的である場合は、その相当する量をSGEC認証原材料として計算式に入れなければならない。原材料/製品に含まれるSGEC認証原材料以外の部分はSGEC管理材として計算式に入れなければならない。  例：1トンの「70%SGEC認証」主張が付された原材料と1トンの「100%SGEC認証」の主張が付された原材料が投入されたとする。この場合、6.3.3.1項の計算式を使用すると、SGEC認証率　は、  「Cc[%]=((700kg+1000kg)/((700+1000)+300))x100=(1,700/2,000)x100=2トンの85% である。  **6.3.3**　SGEC製品グループに関して計算された認証率は、SGEC主張「X%SGEC認証」におけるパーセンテージとして使用されなければならない。  例：あるSGEC製品グループの特定の主張期間についての認証率が54%と計算された場合、当該製品グループの対象であるすべての製品はその主張期間中において、「54%SGEC認証」のSGEC主張付きSGEC認証製品として販売/譲渡できる。  注意書：本規格は、「X%SGEC認証」主張を付してSGEC認証製品の認証率を伝えるための最小限度の率を定めない。即ち、認証製品に認証主張を付して伝える認証率の限度値(範囲)は定めない。しかし、SGEC商標を製品上に使用するための最小限度は、SGEC文書6「SG商標規則」で定められている。  **6.3.4** 組織は、パーセンテージ方式のパーセント値を移動平均の計算に用いることができる。  **6.3.5**移動平均パーセンテージを採用する組織は、特定のSGEC製品グループの主張期間の認証率の計算は、当該主張期間に先行する原材料投入期間に調達された原材料に基づいて計算しなければならない。移動平均の場合の主張期間は3カ月を超えてはならず、原材料投入期間は12カ月を超えてはならない。  例：主張期間を3カ月、原材料投入期間を12カ月に定めた組織は、次の3カ月の認証率の計算を、それに先行する12カ月間に調達された投入原材料によって計算する。  **6.4**　クレジット方式  **6.4.1**　クレジット方式を実行することによって、SGEC製品グループへの認証原材料の投入量から得られたクレジット相当量を同一のSGEC製品グループの中で、SGEC管理材に移し替えることができる。  **6.4.2**　組織は、投入されたSGEC認証原材料から得られたクレジットに関するクレジットアカウントを作成し、管理しなければならない。クレジットは、単一の計量単位で計算しなければならない。投入原材料が含有する成分の計量単位を製品に転換するために、必要な場合は換算係数を決める。  **6.4.3**　クレジットアカウントに蓄積されたクレジットの総量は、過去24か月間にクレジットアカウントに投入されたクレジットの総量を超えてはならない。組織が、当該製品の平均生産期間が24か月を超える特定の事由を示すことができる場合には、24か月の最長期間を延長することが認められる。  例：もし製品の平均生産期間（例えば、熟成などを含む）が36か月であれば、組織はクレジットの蓄積のための最長期間24か月を36か月まで延長できる。  **6.4.4**　組織は、クレジット方式については、単一の主張を適用しなければならない。SGEC主張と他の認証制度の主張が付いた原材料を入荷した組織は、ボリュームクレジットを計算するために、双方の主張を結合した一つのクレジットとするか、又はどちらか一方の主張を使用したクレジットにしなければならない。  例：二つの認証制度に関わる二つの主張を付した原材料を入荷した組織は、複数主張（例：「ｘ%SGEC認証」か、「ｘ％他の認証」のためのクレジットアカウントを作成し、両ボリュームクレジットアカウントを投入するか、又は、どちらか一つの主張（SGEC又は他の認証制度かどちらか）を選んでクレジットアカウントを作成し、該当するボリュームクレジットアカウントを投入する。  **6.4.5**　組織は、下記のいずれかを使ってボリュームクレジットを計算しなければならない。  a) 認証率及び生産品の量（6.4.7項）  b) 投入原材料と歩留まり率（6.4.8項）  **6.4.6**　クレジット方式を適用する組織は、主張期間の生産品の量に当該主張期間の認証率を掛けてクレジットを計算しなければならない。  注意書：特定の主張期間の製品グループ100トンの認証率が54％だとすると、組織は生産物の54トン（100x0.54）に相当するボリュームクレジットを獲得する。  **6.4.7**　原材料投入量と生産品量の検証可能な比率を示すことができる場合は、組織はSGEC認証原材料の投入量に歩留まり率をかけることで、SGEC認証原材料の投入量から直接クレジットの計算をすることができる。  例：　仮に、SGEC認証原材料の投入量が70m3で(例：「70%SGEC認証」のSGEC認証主張付き100㎥)、歩留まり率が0.60（1m3の丸太が0.60m3の製材になる。）なら、組織は42m3(70m3x0.60) の製材のボリュームクレジットを獲得する。  **6.4.8**　組織は、クレジットアカウントからのクレジットをそのクレジットアカウントの対象である生産品に配分しなければならない。クレジットの生産品への配分は、認証製品を100%の認証原材料の含有とするか、又は100%未満の組織が設定する下限値を満たすものとして生産品に配分されなければならない。生産品の量にその生産品の認証比率を掛けた結果は、当該クレジットアカウントから引き出されて配分されたクレジットと同量でなければならない。  例：組織は、7単位のクレジットを使用して、7単位の100%SGEC認証、又は10単位を70%SGEC認証としてそれぞれ販売/譲渡することができる。  **6.4.9**　認証木造建築物  木造建築物に使用される認証材原材料をパーセンテージ方式で管理する場合、認証対象建築物の原材料に占める認証材のパーセンテージを算出することができる。但し、この場合、認証原材料以外の原材料はSGEC管理材でなければならない。  注意書：認証材住宅に認証材の占めるパーセンテージ（認証率）は、別に示す「SGEC特定プロジェクトのCOC認証」の方法に基づき算定しなければならない。  **7.** **デュー・ディリジェンス・システム（DDS）に関する要求事項**  **7.1**　総論  **7.1.1**　組織は、リサイクル原材料を除いて、SGEC製品グループの投入原材料として使用されたすべての原材料に関して、本規格の付属書1で定める「問題のある出処からの原材料を回避するためのDDS」に基づいたデューディリジェンスを実行しなければならない。これの実行により、組織は、SGEC製品グループに使用された原材料が「問題のある出処」からのリスクが「極小」である旨検証して明確にし、SGEC－管理材の定義に適合していることを確定~~に~~しなければならない。  **7.1.2**　組織は、SGEC製品グループについて、SGEC認証書の対象である供給者から入荷されたSGEC主張付きの投入原材料のみが使用される場合にあっては、下記の要求事項を満たすことによってSGECのDDSを実行したものと認められる。  a) 供給チェーンの下流にあるSGEC認証主体及び非認証主体によるDDSの実行が可能となるよう、組織は、要請があれば、SGEC主張付きで渡される原材料に関して付属書1の2.1項が定める情報を提供しなければならない。当該組織が要請された情報を有していない場合には、その要請は当該組織の該当する供給者まで遡って引き継がなければならない。（付属書1、2.2項）  b) 組織は、投入原材料が「問題のある出処」からのものである根拠のある懸念が内部又は外部から提起された場合は、付属書1の「４」に従って、これらの懸念に対処しなければならない。  c) 組織は、組織のSGEC-COCに対象となっていない森林及び森林外樹木産原材料/製品についても対象とするコミットメントと手順を定め、文書化し、実行しなければならない。これにより、当該森林及び森林外樹木産原材料/製品が違法な出処（問題がある出処3.7.a項）に由来することを組織が知るにいたった場合又はその様な根拠のある懸念が寄せられた場合には、組織はその懸念が付属書1の4項に則って解消されるまで当該原材料/製品が市場に出荷してはならないことを確実にする。  **付属書1**  **「問題のある出処」からの原材料を回避するためのSGECデュー・ディリジェンス・システム（SGEC-DDS）**  **1　全般的な要求事項**  **1.1**　SGEC-DDS（SGECデュー・ディリジェンス・システム）は、組織が本規格の対象範囲内で行う行為が、貿易及び関税法を含む木材の合法性の検証に適用されるすべての法令等を遵守し、その調達された原材料について「問題のある出処」に由来するリスクを確実に最小化するための手助けとなる手法である。　組織は、本規格に基づき、下記によりDDSを実行しなければならない。  **1.2**　SGEC-DDSは、リサイクル原材料を例外として、組織のSGEC-COC及びSGEC製品グループの対象となるすべての森林及び森林外樹木産原材料について実行されなければならない。  注意書　SGEC-DDSは、組織が自ら管理する森林及び森林外樹木産品について実行することが認められている。  **1.3**　組織は、SGEC-DDSを下記に関連する三つの段階によって実行しなければならない。  a)　情報の収集  b)　リスクの評価  c)　重大リスク供給品の管理  **1.4** 組織が、CITESの付属書「I」から「III」に列挙される樹種に由来する原材料を調達する場合は、CITESに関連して適用される国際法及び国内法を遵守しなければならない。  **2.　情報へのアクセス**  **2.1**　SGEC-DDSは、供給者によって提供される情報に基づき実施される。このため、組織は、供給者から下記の情報の入手が可能でなければならない。  a) 当該原材料／製品に含まれる、あるいは含まれる可能性がある樹種の一般名及び/又は当てはまる場合は学名のリスト  b) 当該原材料が収穫された国名及びあてはまる場合は、地域名(日本国内の場合は都道府県名等)又は収穫コンセッション名  注意書1： 一般名の使用が当該樹種の確認に誤認を生むリスクがある場合には、その樹種の学名の入手が要求される。  注意書2： 取引名の対象に含まれるすべての樹種が、「問題のある出処」に由来に関する同等のリスクを有する場合は、当該取引名の使用は樹種の一般名の使用と同等であると見做される。  注意書3： 同一の国内における準国地域間で、「問題のある出処」に関するリスクが同等でない場合には、原材料の出処に関して準国地域レベルの情報の入手が必要である。  注意書4：　「収穫コンセッション」の用語は、地理的に区切られた一定の森林における収穫に関する長期かつ独占的な契約を意味する。  注意書5：「国/地域」の用語は、本規格上において、原材料／製品の由来に関する収穫された国、準国地域（日本の場合は都道府県等）、収穫コンセッションを確認するために使用される。  **2.2**　供給チェーンの下流にあるSGEC認証主体及び非認証主体によるDDSの実行が可能となるよう、組織は、要請があれば、SGEC主張付きで渡される原材料に関して付属書1の2.1項が定める情報を提供しなければならない。当該組織が要請された情報を有していない場合には、その要請は当該組織の該当する供給者まで遡って引き継がなければならない。  **3.　リスク評価**  **3.1**　組織は、自社のSGEC-COCの対象に含まれるすべての投入森林及び森林外樹木産原材料の評価について、「問題のある出処」から調達されたリスクを査定することによって、実行しなければならない。但し、SGEC認証書を有する供給者によるSGEC主張が付されて納入された原材料/製品については、「問題のある出処」からの由来に関して「極小リスク」と見做されるので、これらは例外とする。  **3.2**　組織は、前記リスク評価によって、供給品を「極小リスク」又は「重大リスク」のカテゴリーに分類しなければならない。  **3.3**組織のリスク評価は、下記の表1、表2及び表3に列挙される由来に関するリスク及び供給チェーンに関するリスクの指標を基に実行しなければならない。  **3.4**　組織は、リスク評価の結果、表1が定める指標に相当することが確認された場合には、当該組織は当該供給品が「問題のある出処」に由来するリスクについて、「極小リスク」であると見做し、表2と表3の指標を考慮することなくリスク評価を完了することができる。  **3.5**　組織は、リスク評価において表1が定める指標に該当することが確認できない場合には、リスク分析は表2及び3の指標に基づき継続して査定を行わなければならない。前記表2及び3の指標のいずれかに該当する場合には、当該組織は当該原材料が「問題のある出処」に由来する「重大リスク」を有すると見做さなければならない。  **3.6**　表2及び3の指標のいずれにも該当しない場合は、組織は当該供給品が「問題のある出処」に由来するリスクを「極小リスク」であると見做し、リスク評価を完了することができる。  表1：極小リスクに関する指標リスト   |  | | --- | | 指標 | | 1. 当該供給品について、供給者が（SGEC及びPEFC承認以外の）森林認証制度による認証品であることを宣言し、かつ、その認証制度が、SGECの定める「問題のある出処」の対象となる行為を検証対象に含んでおり、更に第3者認証機関によって発行された認証書によって森林管理、COC、又は木質繊維（ファイバー）の由来について裏付けがある。   注意書：　木質繊維とはパルプ、チップ、紙等木材以外の原材料である。 | | ｂ)　森林認証制度以外の政府又は非政府による検証又は許可システムに基づき検証された供給品であり、そのシステムが「問題のある出処」の対象となる行為をその検証対象に含んでいる。 | | ｃ)　下記を明確に確認することが可能で、検証可能な書類による裏付けのある供給品。  ⅰ　当該木材が収穫された国及び／又は準国地域に関する国際透明性機構（トランスペアレンシー・インターナショナル：TI）による腐敗認識指数（CPI）の最新スコアが50を超える、又は、ワールド・ジャスティス・プロジェクト（WJP）の法の支配指数（Rule Index of Law）が0.5を超える。及び、  ⅱ　製品の取引名と種類、及びその樹種の一般名、また、「2.1の注意書」に該当する場合はその正式学名。及び、  ⅲ 当該供給連鎖を構成するすべての供給者。及び、  ⅳ 当該供給源である森林区域。及び  ⅴ 当該製品が、「問題のある出処」に由来しないことを示す契約書、自己宣言書、又はその他の信頼できる情報を含む文書 |   注意書：クリーンウッド法第6条に規定する合法木材等の判断基準に基づく合法木材等については、同法同条に基づく判断基準が、本規格3.7で定める「問題のある出処」の対象となるすべての行為をその検証対象に含んでいないことを考慮し、これを活用するに当たっては、クリーンウッド法に基づく合法性証明以外に、本表１ c) i～ivを検証しなければならない。  表2：由来2のレベルにおける重大リスクの指標（注2,3）   |  | | --- | | 指標 | | **a) 森林管理の慣行、自然及び環境の保護、保護種及び危惧種、財産、先住民や地域社会又はその他影響を受けるステークホルダーの土地保有権及び使用権、保健、労働及び安全の問題、反腐敗及び使用料や税金の支払いなど、及びこれらを含む森林管理に適用される地方の条例、国内法令又は国際法を遵守しない行為　。** | | i. 国際透明性機構（TI）が提示する国別の最新の腐敗認識指数(CPI)が50に満たない国5又は、ワールド・ジャスティス・プロジェクト（WJP）の法の支配指数（Rule Index of Law）が0.5未満である国。(注５) | | ii. 森林管理のガバナンスや法執行のレベルが低いと認識される国/地域。 | | iii. 当該原材料/製品に含まれる樹種が、当該国/地域において、本規格の「問題のある出処」に規定する「a)項」又は「b）項」に該当する行為が横行する樹種であると認識されている。 | | iv. 当該国が、森林及び森林外樹木産品の輸出入を規制する国際連合及び欧州連合等その他の国際機関又は関係国の制裁の対象となっている。 | | **b) 多様な木材及び非木材林産物とサービスを生み出す森林の生産力が持続可能な状態で維持されていない、又は、収穫量が長期的に持続することができる比率を超えている。** | | i. 例えば、　FAOの森林資源評価などの一般公開されているデータから判断して、産業用丸太の年間収穫量が当該原産国/地域の蓄積の年間成長量を超える。 | | **c) ランドスケープ、エコシステム、種、及び、遺伝子のレベルの成長における生物多様性を維持、保全又は増大に貢献しない行為。**  **d) 森林資源の調査、マッピング及び森林管理計画が環境上重要な森林区域を特定や保護、保全、確保をしていない行為。** | | i. 当該国の「生物多様性＆生息地」に関する「環境パーフォーマンス指数（EPI）（注５）」のスコアが50未満。EPI指数が存在しない国については、例えば、「問題のある出処」の「c」及び「d」の要素を取り扱う法律と信頼できる法執行の証拠（TIのCPIが50超、又はWJPの法支配指数が0.5超）を共に活用するなど他の指標を使用してもよい。 | | **e) 下記の正当な状況に該当しない森林転換が発生する行為　。**  **i. 土地使用及び森林管理に係る当該国及び地域の施策と法令を遵守している。かつ、**  **ii. 生態学的に重要な森林区域、文化的及び社会的に重要な区域、又はその他の保護のもとにある区域に対して悪影響を及ぼさない。かつ、**  **iii. 炭素貯蔵機能が顕著に発揮されている区域を破壊しない。かつ、**  **iv. 長期的に森林の諸機能が保全され、及び/又は森林の経済的、社会的な恩恵に貢献をする。** | | i. 例えば、食糧農業機構（FAO）が提供する情報など一般に公開されている情報により、過去１０年間に森林面積の平均年間純減少率が正味1%を超えたことが確認されている国/地域。 | | ii. FAOが提供する情報など一般に公開されている情報により、森林から森林プランテーションへの純転換面積が森林面積の増加を上回る国/地域。 | | **f) 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言(1998)の精神にそぐわない行為。** | | i. 当該国において、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣（1998）が尊重されていないことが実証的な研究によって示されている。 | | **g) 先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）の精神にそぐわない行為。** | | i. 実証的な研究により、当該国において、先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）の精神が満たされてないか、又は、FPICが求められていないことが示されている。 | | **h) 紛争木材** | | i. 当該国/地域が、例えば、脆弱国家リスト（Fragile State List）など一般公開のデータソースによって武力紛争が横行する国/地域とされている。 | | **i) 遺伝子操作樹木** | | i. 一般公開されたデータにより、当該国/地域で遺伝子操作がなされた森林及び森林外樹木産品が生産され、市場に出荷されている。 |   注2 上記a)-i)は、3.7項の｛問題のある出処｝の要素である。各要素の下のローマ数字（i、ii、iii等）の各行はこの要素のリスク分析に使用するための指標を提供する。各要素につき複数の指標がある場合はすべての指標が適用されなければならない。  注3 外部参考資料およびより詳細な説明は、PEFC GD 2001「林産品のCOC－使用ガイド」の最新版にある。  注4　これらの指標のすべてが必ずしも林業に適切であるとは限らない。より適正な指標が存在する場合は、PEFC評議会の事前合意を得た上で使用可能である。それらの代替指標は、COCガイド文書において列挙される。  注5 EPIは、エール大学とコロンビア大学が世界経済フォーラムと共同して製作したものである。  https://epi.envirocenter.yale.edu/about-epi  **表3　供給チェーンのレベルにおける重大リスクの指標**   |  | | --- | | 指標 | | ａ)　当該製品が取引された国/地域が不明である。 | | ｂ)　当該製品に含まれる種が不明である. | | ｃ)　当該供給チェーンの中でいずれかの企業による「問問題のある出処」に関する違法行為の証拠がある。 |   **3.7**リスクの評価は、個別の供給者ごとに、又は、本付属書の「2.1」項に列挙される特徴と上記表1～3の指標について同様の適用状況を共有する複数の供給者ごとに、最初の入荷に関して実行されなければならない。  注意書　同一地域の複数の供給者から入荷された供給品が、2.1項に列挙される特徴と表1～3の指標の適用状況について同じものを共有する場合には、そのリスク査定はその地域全体の査定として実行することができる。  **3.8**　組織は、個別の供給者及び同様の特徴を共有する複数の供給者について、リスク評価の対象であるすべての原材料に関して本付属書の2.1項に列挙される特徴及び表3による指標の最新のリストを保持しなければならない。  **3.9**　リスク評価は、年次ごと、及び、本付属書の2.1項に挙げられた特徴に関する変更があった場合はレビューし、必要な場合は改正しなければならない。  **4　根拠のある懸念**  **4.1**　組織は、自社のDDSの対象である原材料が「問題のある出処」に由来する可能性についての根拠のある懸念について、その確認後10営業日以内に迅速に調査を開始することを確実にしなければならない。  **4.2**　当該懸念が組織自身の調査で解消されない場合は、当該原材料が「問題のある出処」に由来するリスクは「重大リスク」として、本付属書の「5項」に基づき管理されなければならない。  **5.　重大リスク供給品の管理**  **5.1**　総論  **5.1.1**　「重大リスク」として確認された供給品に関して、組織は供給者に対して当該原材料を「極小リスク」に分類できる追加の情報及び証拠の提供を要求しなければならない。この場合、組織は、供給者に下記を要求しなければならない。  a) 組織は、当該供給者に、「重大リスク」に関連する原材料の森林区域及び供給連鎖全体を確認するために必要な情報の提供を求める。  b) 組織は、当該供給チェーン上の供給者及び、さらに川上の供給者の操業に関する第二者または第三者検査を実行すること可能にするために必要な手配を行う。  注意書：これら手配の手順は、例えば供給者の合意契約書又は文書よる自己宣言などで確実にできる。  **5.1.2**　組織は、「重大リスク」と分類された供給品に関する第二者又は第三者検証プログラムを構築しなければならない。検証プログラムは下記を対象範囲に含まなければならない。  a) 当該全供給チェーン及び当該供給品の出処である森林区域の確認  b) 必要な場合は、現場検査、及び  c) 必要に応じて、是正措置  **5.2**　供給チェーンの確認  **5.2.1**　組織は、「重大リスク」の供給品のすべての供給者に対して、当該供給チェーン全体とその供給品の出処である森林区域に関する詳細な情報を要求しなければならない。  **5.2.2**組織は、原材料が当該供給チェーンの特定の段階で、表１によって「極小リスク」であることが検証できる場合には、付属書1の「4項」で扱われる根拠のある懸念のケースを除き、森林区域までのすべての供給チェーンを追跡する必要はない。  **5.2.3**　提出された情報は、組織が現場検査を計画し、実行することを可能にするものでなければならない。  **5.3**　現場検査  **5.3.1**　組織の検証プログラムには、｢重大リスク｣供給品の供給者の現場検査を含まなければならない。現場検査は、組織自身(第二者検査)、又は、組織に代わる第三者によって実行することが認められている。組織は、「問題のある出処」からの原材料でないことに十分な信頼を置ける文書がある場合には、これをレビューすることによって現場検査に代替することができる。  **5.3.2**　組織は、検査を実行する要員が、「重大リスク」である供給品の由来及び確認されたリスクに関連する現地のビジネス、文化及び社会的な習慣、さらには適用される条約、協定、規約や法令・規則、ガバナンスや法令の執行・運用に関する十分な知識と技量を有していることを示さなければならない。  **5.3.3**　組織は、検証プログラムによって検証するために供給者からの「重大リスク」に該当する供給品のサンプルを特定しなければならない。同一の供給者からの同一の供給品は単一の供給品と見做すことができる。年次サンプルのサイズは、少なくとも年間の「重大リスク」供給品数の平方根以上（y=√x）で、小数点以下は最も近い整数に切り上げなければならない。前回の現場検査が、本規格の目的を満たすために当該検査プログラムの効果があることを証明している場合には、サンプルの数に0.8を乗じて減らすことができる。即ち、「y=0.8 √x（小数点以下は切り上げる）」の式によることができる。  **5.3.4**　現場検査は下記を対象に含まなければならない。  a)　原材料の由来に関する供給者の主張について、その適合性を評価するため、直接の供給者及び当該供給チェーン上のその上流のすべての供給者、及び  b)　法令上の要求事項の遵守の状況を評価するため、当該供給品の由来である森林区域の森林所有者/管理者、又はその森林区域の管理行為に責任を負うその他の関係者  **5.4**　是正措置  **5.4.1**　組織は、自社の検証プログラムによって確認された供給者の不適合に関する是正措置の手順を文書によって定めなければならない。  **5.4.2**種々の是正措置は、木材又は製品が「問題のある出処」に由来するリスクの大きさと深刻さを重視なければならない。また、少なくとも下記のうち一つ以上を盛り込まなければならない。  a) 「問題のある出処」からの木材及び製品が組織に供給されないことを確実にするために、当該リスクに関する明確な通知及び特定の期間内におけるそのリスクへの対処要求。  b) 供給者に対し、当該森林区域における法令遵守又は供給チェーンにおける効率的な情報の流れを確実にするためのリスク軽減措置を定めることの要求。  c) 当該供給者が適切なリスク軽減措置を講じたことを示すまでは、木材及び製品の契約又は注文を解約若しくは一時停止。  **6.　市場への出荷の禁止**  **6.1**　由来が不明又は「問題のある出処」に由来する森林及び森林外樹木産原材料/製品は、SGEC製品グループの対象範囲に含めてはならない。  **6.2**　組織のSGEC-COCの対象範囲に含まれる森林及び森林外樹木産原材料/製品が　違法な生産源に由来すること（規準文書4の 「問題のある出処」3.7 a））を組織の知るところとなった場合には、当該原材料/製品をSGEC-COCの対象範囲外とするとともに、当該原材料/製品を市場に出荷してはならない  **6.3**組織は、自社のSGEC-COCの対象範囲外である森林及び森林外樹木産原材料/製品が違法な生産源（規準文書4の3．7 「問題のある出処」3.7 a）に由来するとの根拠のある懸念を受けた時は、その懸念が本付属書4項に基づいて解消されるまでの間は該当の原材料/製品は市場に出荷してはならない。  **付属書2：**  **マルチサイト組織によるCOC規格の実行**  **１. 序論**  SGEC認証制度の管理運営規則（以下「SGEC管理運営規則」という。）の「4」に定めるマルチサイト組織の要件はこの文書の定めるところによる。  本付属書の目的は、サイトのネットワークを有する組織がSGEC-COCの要求事項を実行するための指針を策定することにある。このことによって、一方ではCOCの適合に関する適切な信頼性のある評価を提供し、他方では、COC認証が経済的かつ実務的に実行可能であることを確実にすることにある。また、マルチサイト組織のCOC認証は、その特性として、特に小規模な独立企業のグループにおけるCOCの実施や認証を可能とする。  本付属書は、複数の生産拠点を有する組織に当てはまるCOCの要求事項を実行するための要求事項を規定する。  注意書：マルチサイト組織（Multi-site organisation）とは、COCの実行について計画、統制、管理することが確認可能な中央機能（以下「本部」という。）、及び、本部の管理の下で行われるＣＯＣについて、全面的又は部分的に実行する一つ以上のサイト（拠点又はグループメンバー）を有する組織と定義される。  **2. マルチサイト組織の適格基準**  **2.1**　マルチサイト組織は単一の主体である必要はない。しかし、すべての主体は本部と法律上又は契約上の連結（約定等）を有していなければならず、本部による継続的なサーベイランスを受ける共通のCOCに従わなければならない。これは、本部がいかなるサイトに対しても是正措置を実行する権利を有することを意味する。必要な場合は、本部とサイトの間の契約書によってこのことを定めなければならない。  **2.2**マルチサイト組織は下記を対象とすることができる。  a) フランチャイズを経営するか、又は、共通の所有者か、経営又はその他組織的に連結された複数の拠点を有する組織。  b) COC認証を目的として設立され、機能する法的に独立した企業のグループ（生産者グループ）。  注意書1：協会の加盟メンバーなど経営の組織的な連結を有しない者は、ここでいう「経営又はその他組織的な連結」には含まれない。  注意書2：フランチャイズとは、事業者（フランチャイザー）が他の事業者（フランチャイジー）との間で契約を結び、自己の商標、サービスマーク、トレードマーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識、及び経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとで商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導及び援助のもとに事業を行う継続的な関係をいう。（（一社）日本フランチャイズチェーン協会の定義）  **2.3**　生産者グループとは、グループ総体としてCOC認証を取得、維持することを目的として連合した概して小規模な独立企業のネットワークである。  本部については、有志メンバー（当該生産者グループ）による指名を受けた事業団体か、本規格の目的に則った管理サービスをグループに提供する適切な事業者団体、又はその他の適切な業務実績を有する法主体などが認められる。また、本部とは、グループメンバーの特定の者が統制・管理する場合も認められる。  注意書：生産者グループの場合、本部は「グループ主体」、サイトは「グループメンバー」と呼ぶことが認められている。  **2.4**サイトとは、組織によるCOCの実行に関連する行為が実施される場所である。  **2.5**　生産者グループに参加するサイトは、単一の国にある下記の要件を満たすサイトに限られる。  a) 従業員の数が50を超えない（正規の従業員またはそれと同等の従業員）、及び  b) 年間売り上げの総額が10億円を超えない。  **2.6** 生産者グループの加盟者が、前項「2.5」の限度を超えた場合、その加盟者は、その限度のいずれかを超えてから連続する2定期審査の後に生産グループから離脱しなければならない。  **3. マルチサイト組織に関する要求事項**  **3.1**　総論  **3.1.1**　マルチサイト組織(以下「組織」という。)のCOCは、本部による中央集権的な統制・管理及びそのレビューを受けなければならない。  本部の置かれているサイト、即ち中央統制機能を有するサイトを含む全ての関連サイトは、組織の内部監査プログラムの対象としなければならず、認証機関による評価の前に、そのプログラムによる監査を受けていなければならない。  **3.1.2**　組織の本部は、本規格に従ってCOCを構築し、全てのサイトを含む組織全体が本規格の要求事項を満たすことが示されなければならない。  **3.1.3**　組織は、本部自身のサイトを含む全てのサイトからデータを収集し、その分析する技量と、必要があればサイトで運営されるCOCの変更ができる技量を有することを示すことが可能でなければならない。  **3.2**　本部の機能と責任  **3.2.1**　本部は下記を実行しなければならない。  a) 認証機関とのコミュニケーションや連絡・協議などその関係の維持を含めた認証のプロセスにおいて組織を代表する。  b) 認証機関に認証及び加盟サイトのリストを含むそのその適用範囲を提出する。  c) 認証機関との契約関係を確実にする。  d) 認証機関に対し、加盟サイトの対象範囲を含む認証の適用範囲の拡大又は縮小の要求を提出する。  e) 組織の全体を代表して、本規格に則ってCOCを構築、維持することのコミットメントを提供する。  f) 本規格に則ったCOCの効果的な実行と維持のために必要な情報と指針をすべてのサイトに提供する。  本部は加盟サイトに対し下記の情報又はそのアクセス手段を提供しなければならない。  ‐　本規格の要求事項の実行に関わる本規格及び指針のコピー  ‐　SGEC商標規則及びその実行に関する指針  ‐　組織のマネジメントに関する本部としての手順  ‐　評価とサーベイランスを目的とする認証機関又は認定機関によるサイトの文書及び施設へのアクセスの権利、及び、該当のサイトに関する情報の第三者への開示に関連する認証機関との契約条件  ‐　組織の認証におけるサイトの相互責任の原則の説明  ‐　内部監査プログラムや認証機関の評価及びサーベイランスの結果並びに個々のサイトに適用される是正及び予防措置  ‐　マルチサイト認証書及びその認証の対象範囲とサイトの対象範囲に関わる認証書の部分  注意書：「相互責任」とは、特定のサイトや本部において不適合が発見された場合は全てのサイトによる是正措置の要求や内部監査の増加、又はマルチサイト認証自体の取り下げなどの結果を伴うことがあることを意味する。  g)本規格に則ったCOCの実行及び維持に対するすべてのサイトのコミットメントを含む組織上または契約上の連結(約定等)を提供する。本部は、その実施する是正や予防措置又はその強制、その他本規格に対してサイトが遵守しない場合には、当該サイトを認証適用範囲から除外する措置をとる権利を有する旨の書面による約定書又は合意文書をすべてのサイトとの間に交わさなければならない。  h)組織は、組織のマネジメントに関する文書化された手順を確立する。  i)本部及びサイトによる本規格の要求事項の遵守に関する記録を保持する。  j)「3.2.2項」で規定する内部監査プログラムを実行する。  k)本部とサイトの適合性について、内部監査プログラム及び認証機関の評価とサーベイランスのレビューを実行する。その結果必要があれば、是正及び予防措置を策定して講じなければならない。また、講じられた是正措置の効果を評価しなければならない。  **3.2.2**　内部監査プログラム  **3.2.2.1**　下記の内部監査を実施し、認証機関の評価及び監査に備えなければならない。  a) 認証機関による評価に先立って事前に、すべてのサイト（本部自身の中央統制機能を含む）のCOCプロセスの実行に関する現場監査、若しくは当該監査が書類審査等において可能な場合には遠隔による監査(遠隔検査による監査)、及び  b) 認証機関による認証範囲拡大に係る監査が行われる場合には、その監査プロセスに先立って事前に当該新規サイトの監査  **3.3** サイトの機能と責任  組織に連結するサイトは下記の責任を負う。  a) 本規格に則ったCOCの要求事項の実行と維持  b) COC及び他の適用される認証の要求事項の遵守に関するコミットメントを含む本部との契約関係の締結。  c) 本部又は認証機関からの関連データ、文書、その他の情報の要求に対する効果的な対応。この場合、当該情報が正式な審査やレビューに関連するか否かにかかわらず対応。  d) 本部による内部監査及び認証機関による審査を十分に遂行するための完全な協力と支援の提供。この場合、サイトの施設へのアクセスを含む。  e) 本部が定めた関連する是正及び予防措置の実行。  **４　マルチサイト組織で実行される本規格の要求事項に関わる責任の適用範囲**   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 規格の要求事項 | 本部 | サイト | | COCのプロセスに関する要求事項  －物理的分離方式 |  | 有 | | COCのプロセスに関する要求事項  －パーセンテージ方式 |  | 有 | | COCのプロセスに関する要求事項  －クレジット方式 |  | 有 | | 6　マネジメントシステムに関する要求事項 |  |  | | 責任と権限 | 有 | 有 | | 全般的な責任 | 有 | 有 | | COCに関する責任と権限 | 有（「3.2.1」の「d,e」が適用） | 有 | | 文書化された手順 | 有（「3.2.1」の「a, e, f」が適用） | 有 | | 記録の保持 | 有（「3.2.1」の「f, g」が適用） | 有 | | 資源の管理 | 有（提供された行為に対して） | 有 | | 人的資源／人員 | | 技術的な設備 | | 検査と統制 | 有 | 有 | | 苦情 | 有 | 有 |   **SGECガイド文書4-2**  2019.XX,XX制定  **SGEC特定プロジェクトのCOCの実行について（ガイド）**  **1. 序文**  本ガイドは、PEFC　GD　2001:2014「林産品のCOC－使用ガイド」の付属文書１：特定のプロジェクトに関わるPEFC-COC の実行に関するガイダンス」に準拠して策定したもので、SGEC認証材・製品を使用する特定されたプロジェクトのCOC認証についてガイダンスを提供する。  本ガイドは、認証原材料を使用する特定されたプロジェクトに関連して本COC規格（SGEC規準文書４）の要求事項を実行するためのガイダンスを提供する。本ガイドは、本COC規格（SGEC規準文書４で定める規格）に関連する規準部分を補完してガイダンスを提供するものであり、本COC規格と一体的に活用するべきである。  SGEC-COCは、通常、COC認証を受けた組織(企業等)が担うCOCプロセスを通じて森林から生産された木材について検証可能な情報を提供している。　本ガイドにおいては、COCプロセスを担う仕組みとして、プロジェクト・レベルのCOC認証を位置づけ、その実行に関するガイダンスを提供する。  プロジェクト・レベルにおけるSGEC-COCの実行と認証は、継続的な認証製品の生産又は商取引とに関連する認証主張という一般的なCOC認証の機能・特性に対して、むしろ時間及び場所が特定されたプロジェクトについてその主張の有効性に確証を与える点に特徴がある。  **2. 用語の定義**  SGEC規準文書4「SGEC森林及び森林外樹木産品のＣＯＣ-要求事項」の関連定義及び下記の定義が適用する。  **2.1**　管理主体  管理主体とは、特定のプロジェクトの総合的な管理統制を行う組織とする。  **2.2**　プロジェクト  プロジェクトとは、明確に定義された有形の製品、機能的なユニットを形成する製品の１部分、又は機能上の１ユニットを形成する関連製品グループで、特定の一拠点（サイト）で製造及び／あるいは組み立てられたものである。（例外としては、一つの拠点で建造し、他の場所で艤装される船舶など統合された一連の拠点群がある）  注意書１：このガイド文書で使用される「プロジェクト」という用語はSGEC規準文書4で使用される「製品グループ」と同義である。  注意書２：プロジェクトの例としては、船舶、新スタジアムまたは事務所ビルの建設、又は、そうした船や建物などの改造などがある。  **2.3**　プロジェクト・メンバー  **2.3.1**　プロジェクト・メンバーとは、特定のプロジェクトのための原材料や製品の調達または据付けに関わる組織とする。この場合、当該プロジェクトの拠点や拠点群以外の場所における製品・建造物の製作・建造に関与する組織は含まない。  注意書1：管理主体とプロジェクト・メンバーの間で、当該COCの運用に関する覚書等の締結を行うこととする。  注意書2：管理主体はプロジェクト・メンバーの名簿を作成し、変更のある場合は更新し、常に最新のものを保持しなければならない。   1. **プロジェクトのCOC認証の実施**   **3.1**　CoC方式の適用  **3.1.1**プロジェクトCOCは、プロジェクト全体に投入された認証原材料によって認証率が決められるパーセンテージ方式に基づくものとし、そのプロジェクトに投入された認証原材料の割合によって算出される単一の認証率とする。なお、いかなるプロジェクトも、様々な認証率の様々な供給者を伴うものであることから、物理的分離方式は適用できない。  **3.2**　パーセンテージ方式  **3.2.1**　プロジェクト  **3.2.1.1**　本ガイドは、COC規格が特定のプロジェクトの製品グループに関して実行されることを求める。特定のプロジェクトのCOCプロセスの生産に投入された原材料について、認証率の計算に使用された（ａ）認証、（ｂ）中立、（ｃ）管理材毎に確認・数量化を行う。  **3.2.1.2**　プロジェクトは下記に限定される。  （ａ）COCの対象となる製品、部分、又は製品群  （ｂ）該当のプロジェクトが製造される又は組み立てられる単一のサイ  　　ト  （ｃ）該当のプロジェクトが製造される又は組み立てられる期間  **3.2.1.3**　プロジェクトとは、プロジェクトCOC主張がなされる対象である製品、建築、又はその部分である。その例が下に示される。  **プロジェクトの対象範囲**  ・建ロジェクト「000」の屋根部分  造物全体、例）補助材を含むスタジアム  ・家屋建造プ  ・船舶「000丸」の再建  **COC主張**  ・このスタジアム建築（補助材を含む）に使用される木材のｘ％はSGEC認証材です。  ・家屋建築プロジェクト「000」の屋根部分に使用された木材のｘ％はSGEC認証材です。  ・船舶「000丸」の再建に使用された木材のｘ％はSGEC認証材です。  **3.2.1.4**　プロジェクトは複数の製品（例：建物群）を対象範囲とすることができるが、そのような場合は、それらすべてで単一の機能的ユニットが形成される。  **3.2.1.5**　主張期間は、プロジェクトが製造又は組み立てられる期間に相当する。  **3.3**　原材料カテゴリーの確認  **3.3.1**　管理主体は、当該プロジェクトのために管理主体が直接調達した資材・製品及びその他のプロジェクト・メンバーが調達した資材・製品について、当該原材料が、「認証」、「中立」又は「管理材」の何れかに該当すること、及びその由来について確実に確認・検証されることに関する責任を負う。  **3.3.2**　入荷ごとに行うカテゴリー確認の対象となるのは、供給者、入荷日、入荷量（又は重量）及び認証原材料の認証率を含む正式主張である。  **3.3.3**　認証原材料の各供給者の確認には、認証原材料の供給者基準を満たしていることをSGEC森林管理認証書又はCOC認証書によって検証することも含まれる。  **3.3.4**　プロジェクト・メンバーは、管理主体に対して、当該プロジェクトへの投入資材・製品のすべてを確認するために必要な資材・製品の受け取りに関する検証可能な情報を提供する責任を負う。  **3.4**　認証率の計算  **3.4.1**　プロジェクトについて主張する認証率は、当該プロジェクトに投入された原材料を基に本規格（SGEC規準文書４の「6.3」）に基づき算出された単一の認証率とする。  **3.4.2**　認証率の算定は、その算定の対象範囲に含まれているすべての原材料について共通の単一の計算単位を基にしなければならない。プロジェクトに複雑多岐な製品が組み込まれている場合は、単一の計量単位の決定が困難となる場合がある。管理主体が、正式な変換率や内部で決定する嵩や重量の共通の計量単位を見出すことが不可能であることを示した場合には、その計算は単一通貨の金額に基づくことができる。  注意書：認証機関は、管理主体による通貨価値を使用した計算の決定の正当性を査定し、量、重量又はその他の適切で共通の条件が見出せない証拠の提示を要求する。  **3.5**　算出された認証率の生産品への振替  **3.5.1**　認証率は、平均パーセンテージ方式を使って生産品（定められたプロジェクト）に振替られる。これは、算出された認証率がプロジェクト全体について適用・告知されるものであり、その構成部分について適用・告知されるものではない。  **3.6**　認証の表示（主張の伝達を含む）  **3.6.1**　管理主体による認証原材料の単純パーセンテージの最終的な認証率の算定は、すべての原材料が調達・納品され、更に当該原材料について「認証」、「中立」、又は「管理材」としてそれぞれ確認され、プロジェクトが終了した段階で初めて行われる。  **3.6.2**　管理主体が、プロジェクトの企画段階で供給者との間で交わされる確約、仕様書、契約書等によって予定認証率を示すことができる場合は、プロジェクト終了前に予定認証率を表示することができる。この場合、企画段階における認証率と納入された原材料による最終計算との間の適合性は、管理主体の行う内部監査、及びそれに続く認証機関の審査によって検証される。  **3.6.3**　管理主体は、SGEC/PEFCジャパンが発行するSGEC商標ライセンスに基づいてSGEC商標やラベルを使用することができる。  注意書1：特定のプロジェクトに関連するSGEC商標使用は、SGEC商標使用ライセンスを所有することが要求される。  注意書2：特定のプロジェクトに関連するSGEC商標使用は、「製品上の商標使用（オンプロダクト使用）」と見なされ、認証原材料の含有率又は予想含有率が70%を超える場合のみの使用となる。  **3.6.4**企画段階における認証原材料の含有率の告知及び商標やラベル使用は、企画段階において計算された予想認証率の主張を使用しなければならない。  **3.7**問題のある出処  **3.7.1**　管理主体は、管理主体又はプロジェクト・メンバーを通じて、当該プロジェクトに供給された~~非~~原材料が「問題のある出処」からのものでないことを確実にするためデューディリジェンスシステム（DDS）を実行に関する責任を負う。  **3.7.2**　「問題のある出処」に由来する原材料のリスクを軽減するために、管理主体及びプロジェクト・メンバーは、本規格（SGECＣ規準文書4）の付属書１の規定に基づきDDSを実行するために必要な情報を供給者から取得する責任を負う。同付属書１に基づきSGEC認証書を有する供給者によって「SGEC管理材」主張が付された納入された原材料については、リスク評価は不要である。  **3.7.3**　管理主体は、管理主体又はプロジェクト・メンバーが直接納入した非認証製品のすべての供給品に関するリスクマネジメントを実行する責任を負う。また、管理主体はリスクが「高」として分類された場合は、続く第二者または第三者検証プログラムを実行する。管理主体は、プロジェクト・メンバーを通じて納入された供給品に関して第二者又は第三者検証プログラムを実行することを許す契約又はその他の同意をプロジェクト・メンバーとの間に締結するべきである。  **4. マネジメントの責任**  **4.1**管理主体は、プロジェクトCOCの工程の正確な実行と維持を確実にするために、本規格(SGEC規準文書４)に基づきマネジメントシステムを構築することが求められる。マネジメントシステムは、プロジェクト・メンバーによる行為もその対象範囲に含まれる。  SGEC規準文書4の要求事項に関する責任範囲   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 責任 | | 管理主体 | プロジェクト・メンバー | | 6.3 | CoCの工程　－　パーセンテージ方式 | | | | 6.3.2 | プロジェクトの定義／適用範囲 | Yes | No | | 4 | 供給された原材料カテゴリーの確認 | Yes | Yes(自社が扱う供給品に関して) | | 6.3.3 | 認証率の計算 | Yes | No | | 6.3.4 | 認証率の振替 | Yes | No | | 7 | 販売と情報の伝達（使用を含む） | Yes | No | | 5 | 問題のある出処 | Yes | Yes | | リスク評価 | Yes | No | | 第2者、第3者検証 | Yes | No | | 8 | マネジメントシステムの要求事項 | | | | 8.2 | 管理責任 | Yes | No | | 8.3 | 文書化された手順 | Yes | No | | 8.4 | 記録の保持 | Yes | No（原材料の供給の記録を管理主体に対し提供する） | | 8.5 | 資源の管理 | Yes | No | | 8.6 | 検査と統制 | Yes | No | | 8.7 | 苦情 | Yes | No | | 9 | 社会、保健、安全の要求事項 | Yes | Yes | | SGEC文書  4　2012  理事会  2018.4.1  **SGEC-CoC認証ガイドライン**  目次  1　適用範囲  2　用語と定義  3　原材料・製品原材料カテゴリーの確認  4　デューディリジェンスシステム（DDS）に関する最低限の要求事項  4-1　一般要求事項  4-2　情報の収集  4-3　リスク評価  4-4　根拠に基づくコメントまたは苦情  4-5　「注目すべき重大なリスク」供給品の管理  4-5-1　由来等の確認  4-5-2　供給連鎖の確認  4-5-3　現場検査  4-5-4　是正及び予防措置  4-6　市場への出荷の禁止  5　認証生産物の管理  5-1　総論  5-2　物理的分離方式  5-2-1　物理的分離方式に関する一般要求事項  5-2-2　認証原材料／製品の分別  5-3　パーセンテージ方式  5-3-1　パーセンテージ方式の適用  5-3-2　製品グループの決定  5-3-3　認証率の計算  5-3-4　算出された認証率の生産品への振替  5-3-4-1　平均パーセンテージ方式  5-3-4-2　ボリュームクレジット方式  6　認証生産物の販売・委譲と情報の伝達  6-1　販売／譲渡された製品に関する文書  6-2　ロゴマーク及びラベルの使用  6-3　 PEFCロゴ及びラベルの使用  7　マネジメントシステムに関する最低限の要求事項  7-1　一般要求事項  7-2　認証生産物の管理責任者  7-2-1　全般的な責任  7-2-2　CoCに関する責任と権限  7-3　CoC手順の文書化  7-4　記録の保持  7-5　教育・研修  7-5-1　人的資源／要員  5-5-2　技術的設備  7-6　検査と管理  7-7　苦情  7-8　委託・下請業務  8　CoCにおける社会、保健、安全上の要求事項  8-1　適用範囲  8-2　要求事項  関連文書  ・SGEC附属文書4-1「SGEC認証原材料に関する文書」  ・SGEC附属文書４-1-1「 SGEC主張認証製品とPEFC主張認証製品との互換について」  ・SGEC附属文書4-2「SGEC-CoC認証ガイドライン使用ガイド」  ・SGEC附属文書4-2-1「SGEC附属文書4-1　「SGEC認証の原材料に関する文書」関連ガイド」  ・SGEC付属文書4-2-2「SGEC特定プロジェクトのCoC認証に関するガイド」  **序文**  SGEC-CoC認証ガイドラインは、市民・消費者に持続可能に管理された森林、出処に問題のないその他の林産原材料等の由来に関する正確で検証可能な情報を提供し、このことにより、持続可能性やその他環境に配慮がなされ生産された木材・木製品の選択的購買を勧奨し、市場主導の下で、持続可能な森林管理や木材利用をより広く社会に浸透させ、日本そして世界の「循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全」に対する貢献を目指すこととする。  なお、このガイドラインにおいては、特に地域の森林や林業の振興に貢献することに配慮し、日本型木造住宅を認証する仕組みと、日本の合法木材制度を効果的に活用する仕組みを包含していることをその特徴としている。  また、この文書は、SGEC認証制度が、PEFCとの相互承認の下で国際制度としての要件を備えため、PEFC国際規格に準拠して策定されたものである。  １　適用範囲  SGEC認証制度の管理運営に関する文書第3条第1項のCoC認証ガイドライン（以下「CoC認証要求事項」という。）は、この文書の定めるところによる。  この場合、デューディリジェンスシステム等の実施に当たって、林野庁ガイドラインに基づく合法性証明を行っている場合にあっては、この文書の要求事項の適合性を証明するに当たって、当該合法性証明の内容について実態に即して活用し、効果的、効率的な実施に努める。  なお、SGEC文書４「SGEC-CoCガイドライン」の「6-3」の規定より、PEFCロゴ及びラベルを使用する場合は、PEFC　ST　2013[「林産品のCoC-要求事項」等関連PEFC国際規格の定めるところによる。  不明な点がある場合は、SGECに関する事項についてはSGECの関連文書の日本語版により決定する。PEFCに関する事項については、PEFCの関連文書の英語版により決定する。  **2．用語の定義**  2-1　認定認証書  認証機関が受けた認定の範囲内で認証機関によって発行された認証書で、認定機関のシンボルを記したもの  2-2　認証原材料  CoC主張の対象となっている原材料  注意書：認証原材料の基準とその供給者に関する基準は、SGEC附属文書4-1の主張の定義として定められる。  2-3　認証製品  CoCによる検証を受けた認証原材料の含有の主張付き製品  この主張付き製品は、認証生産物、認証材、認証材住宅とも称される。  2-4　林産品のCoC  林産品の由来に関する情報を取扱うプロセスであり、これによりCoC管理事業体による認証原材料の含有に関する正確かつ検証可能な主張が可能となる。  2-5　主張  製品の一定の特性を示す情報  注意書：この規格で使用される「主張」の用語は、SGEC主張に関する正式なCoC主張（SGEC附属文書4-1を参照）の使用を意味する。  2-6　有効期間（主張期間）  CoC主張が適用される期間  2-7　紛争木材  CoCのいずれかの時点で、武装集団（反政府軍であるか通常兵士であるかを問わない。）あるいは、武力紛争に関与する政権、又はその代表者によって取引された木材であり、その目的が紛争の永続化または個人的な利益のために紛争状態を利用することにある場合とする。紛争木材は必ずしも「違法」であるとか、木材採取自体が紛争の直接の原因になっているとは限らない。（国際連合環境計画UNEPの定義による）  2-8　管理材  SGECのDDSの実行によって問題のある出処に由来するリスクが最小化された原材料  2-9　問題のある出処  下記にあたる林業活動   1. 特に下記の分野に関連する森林に関わる行為で、国内法、又は国際条約（未批准の条約は尊重。以下同じ。）を遵守しないもの    * 生物多様性の保全を重視すべき森林の他の用途への転用を含む林業の施業と伐採    * 環境的及び文化的な価値が高いとして指定を受けた区域における施業    * 保護の対象となっている種や絶滅危惧種（「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）」の要求事項を含む）    * 林業従事者の健康と労働問題    * 先住民の権利    * 第三者の財産、土地保有権、土地使用権    * 税や土地使用料の支払い 2. 伐採国の林業部門に関わる交易及び関税に関する法令を遵守しないもの 3. 遺伝子組み換えを受けた木の使用 4. 原生林の人工林への転換を含むSGEC森林管理認証規格に違背した森林の他の植生への転換   2-10　顧客  CoC管理事業体の製品の購入者または使用者  注意書：後続する製品グループが存在する場合は、CoC管理事業体内部の顧客もここでいう顧客に含まれる。  2-11　デューディリジェンスシステム（DDS）  デューディリジェンスを実行するための手順と方法の枠組みであり、具体的には、情報の収集、リスク評価及びリスクの軽減の措置である。  2-12　林産原材料  林地またはSGECの森林管理認証の対象として相応しいとSGECが認めるその他の区域に由来する原材料で、それらの区域を原産とするリサイクル原材料も含む。  注意書：林産品には、木材原材料及び非木材原材料が含まれる。  2-13　林産品  林産原材料を含む製品  2-14　人工林  人工林は、植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50％以上を占めるものをいう。また、天然林は人工林以外の森林をいう。  2-15　ラベル使用  ラベルの使用（製品上、または、製品外）  ラベルは、ロゴマークに加えて認証番号、認証材率、説明などで構成される。  2-16　原材料のカテゴリー  原材料の原産地の特徴  注意書：この規格では、3つの原材料カテゴリーを使用する。すなわち、認証、中立、その他であり、それぞれの主張について定義が定められる。  2-17中立原材料  林産品以外の原材料、認証率の計算において中立として扱われる原材料  2-18　CoC管理事業体  製品上に主張をし、この規格の要求事項を実行する主体。  2-19　その他の原材料  認証原材料以外の林産原材料  2-20　SGECの認証書  SGECの公示を受けた認証機関が発行した森林管理認証書又はCoC認証書  注意書：SGECの制度文書は次のウェブサイトで掲載される。<http://www.sgec-eco.org/>  2-21　物理的分離  顧客に移譲された原材料や製品のカテゴリーが分かるように、異なるカテゴリーの様々な原材料／製品を分別管理する手順。  注意書：ＣｏＣ管理事業体の単一施設内における物理的分離も含まれる。例えば、施設内の区別された区画や特定の貯蔵場所、または、カテゴリーが異なる由来の原材料を容易に確認できる様な明確なマーキングや目立つマークを使用による分別管理。  2-22　原生林  在来種の森林であり、人による活動の明白な兆候がなく、生態系の遷移が大きな阻害を受けていないもの。  注意書：人の介入による影響が少ない非木材の林産品が採集される区域も含む。多少の木が除去される場合もある。  2-23　製品グループ  CoC管理事業体のCoCの対象にある特定のプロセスにおいて製造または取引される一群の製品  注意書1：並列または後続プロセスの結果として単一または複数の製品グループを定めることができる。  注意書2：CoC製品グループはCoCの実行を目的にした単一の製品を含むこともできる。  2-24　リサイクル原材料  下記の林産原材料であり、次項のいずれかが該当する。   1. 製造プロセスの中で廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再使用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く。また、製材の副産物（例えば、おが屑、チップ、樹皮など）または林業の残渣物（樹皮、チップ、根など）の使用も除く。これらの副産物の使用は、廃棄物の流れに該当しないからである。 2. 家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これには、流通経路から戻される材料を含む。   注意書１：上記の定義は、ISO14021:1999「環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプＩＩ環境ラベル表示）」の7.8.1.1a）の１）と２）を参照している。ISO14021では、（ａ）がプレコンシューマ材料、（ｂ）がポストコンシューマ材料として定義されている。  注意書2：「その発生と同一の工程で再使用できる」とは一つの工程から発生する原材料が同一のサイトの同一プロセスに連続的に投入されることを意味する。例えば、パネルボードの生産でプレスによって発生した残渣物が、同じプレスラインに連続して再投入されることがあげられる。これはリサイクル原材料とはみなされない。  注意書3：「日本古紙統計分類主要銘柄（公益財団法人古紙再生促進センター）」によって古紙のグレードとして分類される原材料はリサイクル原材料の定義に見合うものと考える。  2-25　移動パーセンテージ計算  製品の製造や販売に先行する特定の期間に調達された投入原材料に基づいた認証パーセンテージの計算  2-26　単純パーセンテージ計算  計算の対象となる製品に物理的に含まれる投入原材料に基づく認証パーセンテージの計算  注意書：単純パーセンテージの計算の例としては、特定の印刷用に購買、使用される原材料に基づいて認証率が計算される印刷業務などがある。  2-27　供給者  関連する製品グループに投入される原材料を直接供給する単一の主体で、明確な身元確認が可能なもの。  注意書１：原材料が、その原材料の所有権を持たない他の主体から物理的に入荷される場合CoC管理事業体は、所有権を有する主体か、または原材料を物理的に入荷する主体かの中から単一の供給者を指定しなければならない。例えば、紙の流通企業から原材料を調達する印刷業者が、直接製紙企業から入荷される場合、印刷業者は、販売業者または製紙企業のどちらかを供給者として考えることができる。  注意書2：「供給者」という用語は、後続製品グループがある場合はＣｏＣ管理事業体内部の供給者も含む。  2-28　林野庁ガイドラインに基づく合法性証明  日本国林野庁が平成18年2月に作成公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下林野庁ガイドラインという）に基づいた合法性証明（別添　参照）  2-28-1　クリーンウッド法 (挿入)  「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」は2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。(農林水産省林野庁ホームページ参照)  3　原材料・製品原材料カテゴリーの確認  3-1　入荷の段階における確認  3-1-1 CoC管理事業体は、CoCの製品グループに投入される原材料の入荷ごとに、調達された原材料の確認及び検証に必要な情報を供給者から取得しなければならない。  注意書１：入荷段階における確認において、CoC管理事業体は、製品グループのCoC工程に投入されるすべての原材料について、納品ごとに調達した原材料の構成比率等の原材料・製品原材料カテゴリーを特定し、検証するために必要な資料を供給者から入手しなければならない。  注意書２：入荷に伴う文書には、請求書や納品書を活用できる。  3-1-2　個々の原材料／製品の入荷に関わる書類は、少なくとも下記情報を含まなければならない。  ①　入荷物の顧客としての組織の名称  ②　供給者の身元情報  ③　製品確認情報  ④　その書類の対象である製品ごとの入荷量  ⑤　入荷日／入荷期間／会計期間  ⑥　上記に加えて、SGEC主張付き製品ごとに該当の書類は下記を含まなければならない。  ・該当する場合、関係書類の対象である主張製品ごとに原材料カテゴリーに関する正式主張（認証原材料の認証率を含む）  ・供給者のCoC認証書又は森林管理認証書の認証取得者及び認証番号あるいは供給者の認証状態を確認できるその他の文書  3-1-3　入荷ごとに、CoC管理事業体は実行中のCoC主張の仕様書に従って調達原材料を「認証」「中立」「その他」に分類しなければならない。  3-2　供給者の段階における確認  3-2-1　CoC管理事業体は、認証原材料のすべての供給者に、森林管理認証書、CoC認証書、又はその供給者の認証状態を確認できる他の書類のコピー、又はそれらの入手手段を要求しなければならない。  3-2-2　CoC管理事業体は、認証原材料の供給者基準に基づき、前項の規定により受け取った書類の有効期限、適用範囲によって供給者の認証状態を評価しなければならない。  4　デューディリジェンスシステム（Due Diligence System DDS）に関する最低限の要求事項  4-1　一般要求事項  4-1-1　CoC管理事業体は、調達された原材料が問題のある出処からのものであるリスクを最小化するためのデューディリジェンスシステム（DDS）を実施しなければならない。  4-1-2　SGEC-DDSは、CoC管理事業体においてそのCoCに投入されるすべての林産原材料について実施しなければならない。  　但し、以下の場合を除くものとする。  ①　リサイクル原材料  ②　CITESとの関連で該当する国際条約、国内法の遵守を前提に、CITESの付属書ＩからⅢに列挙される樹種に由来する原材料  4-1-3　CoC管理事業体のDDSは、当文書の［７］の要求事項を満たすCoC管理事業体のマネジメントシステムによってサポートされなければならない。  4-1-4　CoC管理事業体は、SGEC-DDSを次の３段階において実行しなければならない  ①　情報の収集  ②　リスク評価  ③　「注目すべき重大なリスク」供給材の管理  4-1-5　CITESによって絶滅危惧種として分類された種に由来する原材料を調達するCoC管理事業体は、CITESやその他の国際条約（未批准の条約等を除く）及び国内法に規定される全ての規則に従わなければならない。 4-1-6　CoC管理事業体は、同事業体のSGEC-DDSの対象となる製品グループに、林産物の輸出入に関する国際連合（UN）等の制裁が適用される国に由来する林産原材料を含めてはならない。 4-1-7　　CoC管理事業体は紛争木材を使用してはならない。  4-1-8 CoC管理事業体は、同事業体のSGEC-DDSの対象となる製品グループに、当面遺伝子組替作物に由来する林産物原材料に由来する原材料を含めてはならない。  4-1-9　CoC管理事業体は、原生林の人工林への転換を含む森林の他の用途への転用を由来とする木質原材料（SGEC文書3の基準「2-1-3」及び「2-1-4」）をCoC管理事業体のDDSの対象となる製品に含めてはならない。  4-2　情報の収集  4-2-1　DDSは供給者から提供される情報に基づくものであり、CoC管理事業体は下記の情報にアクセスすることが可能でなければならない。  ①　取引上の名称と種類を含む該当原材料／製品の確認  ②　一般名または下記の注意書に該当する場合は学名による該当原材料／製品に含まれる樹種の確認  ③　該当原材料が伐採された国及び下記の注意書に該当する場合は国内地域またはコンセッション名  注意書１：一般名の使用が該当樹種の確認上に誤解を生むリスクがある場合は、その樹種の学名を入手しなければならない。  注意書2：取引名称が全ての樹種が「問題がある出処」に由来するリスクを等しく有する場合は、当該樹種の取引名称の使用は一般名の使用と同等と考えることとする。  注意書3：問題がある出処に関して、当該国内の地域がその国全体のリスクと同等でない場合は、該当地域レベルの原材料由来情報へのアクセスが求められる。  注意書4：伐採コンセッションの用語は、公的に所有されている森林について所定の区域での長期かつ独占的な伐採契約を意味する。  注意書5：「国／地域」の用語は、原材料／製品の由来の当該国内地域または伐採コンセッションを確認するために使用される。  4-3　リスク評価  認証付き製品を出荷する場合は、その生産のために投入されるすべての原材料についてDDSを行わなければならない。  4-3-1　CoC管理事業体は、DDSの対象に含まれるすべての投入林産原材料のうち、問題がある出処からの原材料調達について、リスク評価を実行しなければならない。但し、下記の場合を除く。  ①　SGECの認証書を有する供給者によって主張を付して供給された認証原材料／製品  ②　SGECのCoC認証書を有する供給者によって主張を付して供給されたその他の原材料／製品  4-3-2　CoC管理事業体のリスク評価に基づいて、供給品は「無視できるほど小さいリスク」または「注目すべき重大なリスク」のリスクカテゴリーに分類しなければならない。  4-3-3　CoC管理事業体のリスク評価は下記項目の評価に基づいて実行しなければならない。  ①　供給品の国／地域、又は、供給品の樹種において問題のある出処として定められる行為が発生する見込みの度合い。（以後、「由来レベルでの見込みの度合い」と呼ぶ）  ②　該当する供給連鎖（サプライチェーン）において、供給品が問題のある出処からのものであるかどうかを確認できない見込みの度合い。（以後、「供給連鎖レベルでの見込みの度合い」と呼ぶ）  注意書：「由来レベル」とは森林管理を指し、「供給連鎖（サプライチェーン）」とは原材料・製品のCoCを含む経路を指す。  4-3-4　CoC管理事業体は、由来レベルでの見込みと供給連鎖レベルでの見込み、及びその組み合わせに基づいてリスクを決定し、由来レベルでの見込みの度合い及び供給連鎖レベルでの見込みの度合いの１つまたは両者が共に「高い」場合は「注目すべき重大なリスク」としてすべての供給品を分類しなければならない。（図１参照）  図１：リスクのカテゴリー   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 供給連鎖レベルでの見込みの度合 | 高 | 注目すべき  重大なリスク | 注目すべき  重大なリスク | | 低 | 無視できるほど 小さいリスク | 注目すべき  重大なリスク | |  |  | 低 高 | | |  |  | 由来レベルでの見込みの度合 | |   4-3-5　供給品リスクの分類に使用する指標の一覧は表１～3の通りとする。  この場合、指標に基づき供給品のリスク評価を行うに当たって、クリーンウッド法第6条に規定する合法木材等の判断基準に基づき合法木材等として確認した場合の証明資料を検証の上活用することができる。  注意書：由来及び供給連鎖のレベルにおいて「低い見込み」とする指標（表１）は、4-5　項で示すプロセスを開始する前の、リスク軽減の第一歩としての選択肢を示すものである。（例：追加情報の提供）それゆえ、もし供給品が供給連鎖または由来のレベルでの「見込みの度合いが低い」ことを示す場合、表２、表３の評価を行う必要はない。  表1：由来のレベル又は供給連鎖のレベルの見込みの度合いが「低」とされる指標（無視できるほど小さいリスク」）   |  | | --- | | 指標 | | 供給品：   1. SGECの認証書を保有する供給者によって主張を付して供給された認証原材料／製品 2. SGECのCoC認証書を有する供給者によって主張を付して供給されたその他の原材料／製品 | | （SGEC承認を受けていない）森林認証制度による認証品として宣言された供給品で、第三者認証機関による森林管理認証書またはCoC認証書による裏付けがあるもの | | 問題がある出処の用語の対象に含まれる行為に焦点を当てた、森林認証制度以外の政府系または非政府系の検証または認可システムによる検証を受けた供給品 | | 下記の事項が明確に確認できる検証可能な書類を伴う供給品   * 木材の伐採国及び／または伐採された国内地域（武力紛争の発生に関する考慮を含む） * 製品の取引名と種類、及び樹種の一般名名称及び「４－２－１の注意書」に該当する場合は正式学名 * 該当供給連鎖にあるすべての供給者 * 該当供給品の由来である森林管理区域 * 「問題がある出処」に関する法令遵守を示す文書またはその他の信頼できる情報   国際NGOトランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International,TI）の腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index, CPI）が50未満の国の政府による文書には特別の注意を払う必要がある。但し日本は80であり、日本産木材についてこれに該当しない。 |   注意書1：EUTR（EU Timber Regulation EU木材規制）に沿ったDDSによる木材検証結果で、モニタリング組織による監査下にある場合は、その木材検証結果を供給品の合法性証明として使用することができる。  注意書2：特定の区域へのアプローチによる「無視できるほど小さいリスク」の確認については、4-3-8項で解説される。  表2：由来のレベルにおける「リスクが高く見込まれる度合い」の指標   |  | | --- | | 指標 | | CPIが50未満の国（注） | | 該当国で武力紛争が発生している。 | | 該当する国／地域において森林の統治や法制の実効の度合いが低水準と認識されている。 | | 原材料／製品に含まれる樹種が、「問題がある出処」に係る行為と関連すると認識されている。 |   （注）CPIが林業に関しては必ずしも適切であるとは限らないことを表明している。従って、より適切な指数がある場合は、TIとの協議の上SGECとの事前合意を得てそれを使用することができる。  表3：供給連鎖レベルにおける「リスクが高く見込まれる度合い」の指標   |  | | --- | | 指標 | | 業者及び手順が不明である。 | | 該当の木材または木材製品が取引された国／地域が不明である。 | | 当該関連製品に使用された樹種が不明である。 | | 該当供給チェーンに関わる企業による違法行為への関与を示す証拠がある。 |   4-3-6　リスク評価は、供給者ごとに最初の入荷に対して実行しなければならない。評価は、レビューされなければならず、必要があれば、少なくとも年に一度改訂しなければならない。  4-3-7　4-2-1項に列挙される事柄に関する変更があった個々の供給者については、リスク評価は、入荷ごとに実行しなければならない。  4-3-8 CoC管理事業体は、下記の条件を満たす特定の地理的区域からの入荷に関してはリスク評価を実行した上で、「無視できるほど小さいリスク」を確認することができる。  ①　CoC管理事業体は下記を常に更新していなければならない。  （ア）該当特定区域の明確な規定  （イ）該当区域から入荷される樹種のリスト  （ウ）その供給源が確認された地理的区域からのものであり、かつ、確認された樹種であることを検証する適切な証拠  ②　表2及び表3の指標が該当してはならない。  ③　区域特定のリスク評価は、該当区域からの最初の入荷の前に実行しなければならない。  ④　区域特定のリスク評価は、レビューを受けなければならず、①の変更がある場合には、必要な場合は改定を行わなければならない。  4-4　明示された根拠に基づくコメントまたは苦情  4-4-1　CoC管理事業体は、供給品について非合法又は問題がある出処に関連していないかとの第三者から根拠に基づく懸念が提示された時は、迅速に調査するものとする。その際、苦情が正当であるとされた場合は、該当供給品に関連するリスクを（再）評価しなければならない。  4-4-2　根拠に基づく懸念の場合、当初リスク評価から除外された原材料（4-3-1項）は4-3項の要求事項に従ってリスク評価しなければならない。  4-5　「注目すべき重大なリスク」供給品の管理  4-5-1　由来の確認  4-5-1-1　「注目すべき重大なリスク」として評価された供給品に関して、可能な場合は、CoC管理事業体は原材料を「無視できるほど小さいリスク」として分類できる追加的情報及び証拠を提供するよう供給者に要求しなければならない。  　供給者は、下記に係る事項について確実に行わなければならない。  ①　供給者は、該当する原材料の森林管理区域及び供給連鎖全体を確認するために、必要な情報を当該CoC管理事業体に提供しなければならない。  ②　CoC管理事業体が、供給者及びさらに川上の供給者の操業に関する第二者、又は第三者による検査の実行を可能にする手配をしなければならない。  注意書：これらの手順は、供給者の合意書または文書よる自己宣言書などで確認できる。  4-5-1-2　CoC管理事業体は、「注目するべき重大なリスク」と分類された供給品に関する第二者または第三者検証プログラムを構築しなければならない。検証プログラムは下記の事項を含まなければならない。   * + - * 1. 該当の全供給連鎖及び該当の供給品の由来である森林管理区域の確認         2. 必要と考えられる場合は現場検査         3. 必要に応じて、リスクの軽減、リスクの是正及びリスクの予防処置   4-5-2　供給連鎖の確認  4-5-2-1　CoC管理事業体は、「注目するべき重大なリスク」とされた供給品のべての供給者に対して、該当の供給連鎖全体とその供給品の出処である森林管理区域に関する詳細な情報を要求しなければならない。  4-5-2-2　供給品が、供給連鎖の由来の確認の段階で表１の指標に従って「無視できるほど小さいリスク」と検証された場合、CoC管理事業体は森林管理区域までの供給連鎖全体を確認する必要はない。  4-5-2-3　提出された情報は、CoC管理事業体による現場検査の計画及び実行を可能とするものでなければならない。  4-5-3　現場検査  4-5-3-1　CoC管理事業体の検証プログラムは、「注目すべき重大なリスク」供給品の供給者の現場検査を含まなければならない。現場検査の実行は、CoC管理事業体自身（第二者検査）、又は、CoC管理事業体に代わる第三者によるものとする。CoC管理事業体は、問題のない出処からの原材料であることに十分な信頼を置ける文書がある場合は、これをレビューすることによって現場検査に代替することができる。  4-5-3-2　CoC管理事業体は、「注目すべき重大なリスク」に該当する供給品の由来及び問題のある出処の定義に関連する法律に関する十分な知識と技量を有することを示さなければならない。  4-5-3-3　現場検査がCoC管理事業体に代わって第三者によって実行される場合は、CoC管理事業体はその第三者が前項で要求される法律に関する知識と技量を有することを示さなければならない。第三者はSGEC附属文書2-10にある力量の要求事項を満たさなければならない。  4-5-3-4　CoC管理事業体は、検証プログラムにより検証を受ける「注目すべき重大なリスク」供給品のサンプルを決めなければならない。定期審査における各年のサンプル数は、各年の「注目すべき重大なリスク」供給品の数の平方根以上でなければならない（ｙ＝√ｘ、少数点以下は四捨五入）。  前回の現場検査結果が当文書の目的を達成する上で効果的であることが判明している場合は、サンプル数はその0.8を乗じて減らすことが出来る（すなわち、ｙ＝0.8√ｘ、小数点以下は切り上げ）。  4-5-3-5　現場検査は下記を対象に含まなければならない。  ①　原材料の由来に関する供給者の主張の適合性評価のため、該当する原材料の直接の供給者及びその供給連鎖の川上にあるすべての供給者  ②　法的要求事項の遵守に関する評価を目的にして、供給品の由来である森林所有者／森林管理区域の管理者またはその森林管理区域の管理行為に対する責任を有するその他の関係者  4-5-4　是正及び予防措置 4-5-4-1　CoC管理事業体は、その検証プログラムによって不履行を指摘された供給者に関する是正措置を実施するための、文書による手順を定めなければならない。 4-5-4-2　是正措置の対象範囲は不履行の度合いと重大さに基づいて決め、下記より少なくとも一つ以上を含まなければならない。  ①　問題がある出処からの木材又は木材製品がCoC管理事業体に供給されないことを確実にするため、把握されたリスクについて、特定の期間内における該当リスクに対する取組の要求を伴うもの  ②　供給者に対し、森林管理区域における法的要求事項の遵守または供給連鎖における情報の流れの効率性に関するリスク軽減処置を定めることの要求  ③　供給者が適切なリスク軽減の手段を実行したことを示すまで、木材または木材製品の契約または注文の停止  4-6　市場への出荷の禁止  出処が不明または問題がある木・木材製品は、CoC管理事業体のCoCの対象範囲に含めてはならない。  違法な出処「問題がある出処2-9項（ａ）または（ｂ）」であることが既知であるか、または確かな疑いがある木材または木材製品については、供給された木材を「無視できるほど小さいリスク」に分類することを示す適切な証拠書類が検証されるまでは、加工、取引、または、市場等への出荷をしてはならない。  5　認証生産物の管理  5-1　総論  CoC管理事業体は、購入、加工、保管、出荷などの各工程において、認証原材料・製品を以下のいずれかの方法によって管理しなければならない。  5-2　物理的分離方式  5-2-1　物理的分離方式に関する一般要求事項  5-2-1-1　CoC管理事業体は、その認証原材料・製品がその他の原材料・製品（以下、「非認証原料・製品」という。）に混合されない場合、若しくは認証原材料・製品が全工程において識別可能である場合には、物理的分離方式により管理しなければならない。  5-2-1-2　物理的分離方式を採用する場合には、CoC管理事業体は購入、加工、保管、出荷の全工程において確実に認証原材料・製品が分別され、識別できるようにしなければならない。  5-2-1-2-1　前項の物理的分離の状態が、書類上でも確認でき、入荷・生産・出荷・在庫において明示できるようにしなければならない。  5-2-1-3　CoC管理事業体は、認証原材料の含有比率が異なる製品についても、物理的分離方式を採用することができる。  注意書：CoC管理事業体は、パーセンテージ方式による同じ認証率の認証原材料を、異なる認証率の主張の有無に関わらず、他の製品から理物的に分別することができる。（異なる認証率ごとに分別、または同じ認証率同士の間でも分別することも可能）  5-2-2　認証原材料／製品の分別  5-2-2-1　物理的分離方式を採用する場合には、全CoC工程において明確に識別できるよう次のいずれかの方法によって管理されなければならない。  ①　生産物と非認証生産物の保管場所、加工場所を区分する物理的な分離  ②　加工工程において、認証生産物と非認証生産物の取扱時間を区分する時間的な分離  ③　加工工程における認証林産物と非認証生産物の恒常的・明瞭な識別  5-3　パーセンテージ方式  5-3-1　パーセンテージ方式の適用  5-3-1-1　CoC管理事業体は、その認証原材料・製品がその他の非認証原材料・製品と混合される場合にあって物理的分離方式によることが困難な場合には、パーセンテージ方式による管理がされなければならない。  5-3-2　製品グループの決定  5-3-2-1　CoC管理事業体は、当該CoCの対象となる特定の工程内で製造される製品を、一つの製品グループとして取り扱うことができる。また、特定の工程内で、一部異なる工程によるもの若しくは追加的工程を経て生産される製品を含め、一つ以上の製品グループとして定めることができる。  5-3-2-2　製品グループは、「単一の製品タイプ」又は「樹種や分類などが同一または類似の投入原料からなる製品グループ」でなければならない。  5-3-2-3　製品グループに含める原材料は、同一の計算単位、または同一の計算単位に変換可能な計算単位を使用しなければならない。  5-3-2-4　製品グループは、CoC管理事業体の単一のサイトで生産、加工される製品でなければならない。  5-3-2-5　前項の規定は、林業請負業者、輸送業者、貿易業者など、事業を行うサイトが明確に特定できないCoC管理事業体及びその工程には適用されない。  5-3-2-6　認証原材料の占めるパーセンテージの算定に当たっては、当文書5-3-3で定める要求事項に基づき行わなければならない。  5-3-3　認証率の計算  5-3-3-1　CoC管理事業体は、製品グループごと、及び特定の期間ごとに、次の計算式に従って認証原材料の認証率を計算しなければならない。  Pc｛％｝＝Vc／（Vc＋Vo）×100  Pc；認証原材料の認証率  Vc；認証原材料の量  Vo；その他原材料の量  注意書；認証原材料の認証率の計算に当たっては、中立原材料は含めない。但し、原材料の総計の算定に当たっては、認証原材料及びその他の原材料に中立原材料を含めた合計となる。  （Vt＝Vc＋Vo＋Vn；Vt＝原材料の総量、Vn＝中立原材料の量）  5-3-3-2　CoC管理事業体は、認証原材料認証率の計算対象となるすべての原材料について単一の計算単位を使用して計算しなければならない。単一の計算単位への変換を行う場合は、一般に承認された変換率若しくは方法を使用しなければならない。仮に、一般に承認された適当な変換率等がない場合には、妥当かつ信頼性のある変換率を規定して使用しなければならない。  5-3-3-3　調達した製品に含まれる原材料のうち一部が認証原材料の場合、当該認証原材料の認証率に相当する量のみを認証原材料として計算式に参入し、残余の原材料は、その他の原材料として計算しなければならない。  5-3-3-4　CoC管理事業体は、認証原材料の認証率を次のいずれかの方法に基づいて計算しなければならない。  　単純パーセンテージ  　又は、移動平均パーセンテージ  5-3-3-5　CoC管理事業体が単純パーセントによる計算を採用する場合には、特定の製品グループについて、当該製品グループに含有される特定の認証原材料の量に基づいて認証原材料の認証率を計算しなければならない。  5-3-3-6　CoC管理事業体が移動平均パーセンテージによる計算を採用する場合には、特定の製品グループについて、当該生産期間に先行する特定の期間内に投入された認証原材料の量に基づいてその認証率を計算しなければならない。なお、この場合の生産期間は3カ月を超えない期間でなければならない。また、認証原材料投入期間は12カ月を超えない期間でなければならない。  例　生産期間を3カ月、原材料投入期間を12カ月と定めたCoC管理事業体は、次の3カ月間の移動平均パーセンテージを、先行する12カ月に調達された原材料の量から計算しなければならない。  5-3-4　算出された認証率の生産品への振替  5-3-4-1　平均パーセンテージ方式  5-3-4-1-1　CoC管理事業体が平均パーセンテージ方式を適用する場合には、算出した認証原材料認証率を、計算対象の製品グループに含まれるすべての製品に対して使用しなければならない。  例：3カ月の期間の認証原材料認証率が54％であるとき、製品グループに含まれるすべての製品は、この生産期間において、54％の認証原材料を含有する認証製品として販売・移譲することができる。（「54％SGEC認証」と表記）  5-3-4-2　ボリュームクレジット方式  5-3-4-2-1　CoC管理事業体は、単一の主張についてボリュームクレジット方式を適用しなければならない。一つの入荷原材料についてその由来に関する複数の主張がある場合、認証率の計算には、それを単一の不可分の主張として扱うか、受け取った主張のうちの一つのみを使用しなければならない。  注意書；CoC管理事業体が二つの認証制度による主張がある単一の原材料を受け取る場合は、複数主張として一つのクレジット勘定を作成して認証率を計算するか、または、どちらか一方を選択して、該当するクレジット勘定にクレジット記帳をしなければならない。  5-3-4-2-2　CoC管理事業体は、ボリュームクレジットを次の一方を用いて計算しなければならない。  ・認証率と製品生産量、または  ・投入原材料と歩留率  5-3-4-2-3　ボリュームクレジットの算出に当たって、CoC管理事業体が認証原材料の認証率を適用している場合には、当該生産期間内の生産量に当該期間の認証原材料の認証率を掛けてボリュームクレジットを算出しなければならない。  例：生産期間内に含まれる製品グループの認証原材料の認証率が54％で、生産された製品が100トンである場合、CoC管理事業体は、生産品のうちの54トンに相当するボリュームクレジットを得る。  5-3-4-2-4　ボリュームクレジットを算出するに当たって、CoC管理事業体が投入する認証原材料と産出される認証製品の間に検証可能な歩留率を示すことができる場合には、認証原材料の投入量に歩留率を掛けて直接ボリュームクレジットを計算することができる。  例：投入された認証原材料の量が70ｍ３であり、歩留率が0.60（すなわち、１ｍ３の丸太が0.60ｍ３の製材になる場合）である場合、CoC管理事業体は、42ｍ３の製材に相当するボリュームクレジットを得る。  5-3-4-2-5　CoC管理事業体は、単一の計量単位を使用してクレジット勘定を作成・管理し、ボリュームクレジットを同アカウントに加算しなければならない。クレジット勘定は、製品グループに含まれる個別の製品タイプごとに、又は製品グループ全体に対し、同一の計量単位を適用して設定しなければならない。  5-3-4-2-6　クレジット勘定に蓄積されたクレジットの総量は、先行する12カ月間に加算されたクレジットの合計を超えてはならない。  　ただし、製造期間が12カ月を超える場合は、当該製品の平均製造期間まで延長することができる。  例：（乾燥期間を含む）薪の平均製造期間が18ヶ月である場合、CoC管理事業体は、クレジットの加算期間を最長12ヶ月から18ヶ月に延長することができる。  5-3-4-2-7　CoC管理事業体は、クレジット勘定の対象の生産品に、勘定からボリュームクレジットを分配しなければならない。  この場合、その方法は、当該認証製品が100％認証原材料を含有、又は100％以下でCoC管理事業体が独自で設定した基準の認証原材料を含有するものとしてクレジットを分配することができる。なお、勘定の数量については、認証製品の数量に認証製品に含まれる認証原材料の認証率を掛けた数量を差し引かれなければならない。  例：CoC管理事業体が54トンのボリュームクレジットを生産品に分配することを決定した場合、当該事業体は、認証原材料を100％含有する認証製品として54トンを販売する、または、認証原材料をｙ％含有する認証製品としてｘトンを販売することができる。この場合、ｘ×ｙ＝分配されたボリュームクレジット。（例えば、77トンの生産品を「70％認証製品」として販売することができる。この場合77×0.7＝54トン。）  5-3-4-3　認証材住宅  5-3-4-3-1　住宅に使用される林産原材料をパーセンテージ方式で管理する場合、住宅の構造材に占める認証材のパーセンテージを算出することができる。  注意書：認証材住宅に認証材の占めるパーセンテージ（認証率）の算定に当たっては、SGEC附属文書2-2　ロゴマークの使用要領で定める。  6　認証生産物の販売・委譲と情報の伝達  6-1　販売／譲渡された製品に関する文書  6-1-1　CoC管理事業体は、顧客に認証生産物を販売又は委譲する際、顧客にCoC認証書又は認証生産物の供給者としての適合性を確認できる文書のコピーを提供もしくはその入手手段を明示しなければならない。CoC管理事業体は、認証範囲に変更がある場合は、顧客に通知しなければならない。  注意書：統合CoC管理事業体の認証において、個々のサイトが主たる認証書とは別の書類（主認証書を引用する）を受け取っている場合は、そのCoC管理事業体（又はサイト）は顧客に対し、その書類のコピーを主たる認証書と共に提供しなければならない。  6-1-2　CoC認証の主張を伝達するために、CoC管理事業体は販売又は移譲される製品の出荷に関連する書類の種類を決めなければならない。正式主張を伴うその書類は、顧客ごとに発行しなければならない。CoC管理事業体は、顧客に送られた同書類（原本）が変更できないように、同書類のコピーを控えとして保管しなければならない。  注意書１：「入荷に関連する書類」とは納品書とする。  注意書２：各々の出荷に関連する書類とは、電子媒体を含む媒体と情報をその対象に含む。  6-1-3　CoC管理事業体は、認証生産物の出荷にあたって、納品書等の文書にSGECロゴマークやSGECの主張によりSGEC認証生産物であることを明示するとともに、少なくとも以下の情報を記載し顧客に提供しなければならない。  ①　CoC管理事業体名及び認証番号、顧客名称  ②　該当する場合、該当書類の対象に含まれる主張付き製品ごとに、次の情報  ・　製品の識別情報（種類、型番等）  ・　認証付き製品ごとの出荷量  ・　認証原材料の認証率を含む原材料のカテゴリーに関する正式な主張  ③　出荷日（又は出荷期間、会計期間）  注意書：「正式な主張」「認証書」については当ガイドラインとSGECの定める他の文書に従うこと。  6-1-4　CoC管理事業体は、認証生産物の入荷量・出荷量に係わる文書及びデータを、少なくとも5年間保管しなくてはならない。  注意書：記録対象は媒体（電子媒体含む）と情報とする。  6-2　ロゴマーク及びラベルの使用  CoC管理事業体は、認証生産物をSGEC附属文書2-2「ＳＧＥＣロゴマークの使用要領」に基づき適正に表示され、需要者に提供できるようにしなければならない。  6-2-1　製品上使用あるいは製品外使用を問わず、CoC認証に関連してロゴマークやラベルを使用するCoC管理事業体は、SGECからの許可を得た上で、その許可の規則や条件を遵守して使用しなければならない。  注意書１：ＣｏＣ管理事業体がＳＧＥＣロゴマークやラベルを使用することを決めた場合は、ＳＧＥＣが定める使用についての規定はＣｏＣの要求事項の不可欠な一部分となる。  注意書2：SGECロゴマークの使用において、「許可」とはSGECが発行する有効なライセンスを意味する。このライセンスの規定はSGEC附属文書2-2「ＳＧＥＣロゴマークの使用要領」及び附属文書2-2-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」による。  6-2-2　CoC管理事業体は、SGECが定めるラベル貼付の適格基準を満たす認証製品に対してのみ製品上のロゴマーク使用することができる。  6-2-3　製品上に直接、またはその包装上に（ロゴマークやラベルの貼付がない場合）主張をするCoC管理事業体は、常に正式な主張をしなければならず、その主張をするCoC管理事業体の身元は確認可能でなければならない。  注意書：「正式な主張」とは、SGEC附属文書4-1、または、その他の文書において定める正確な文言による主張を意味する。  6-3　 PEFCロゴ及びラベルの使用  CoC管理事業体は、SGECがPEFCとの相互承認以降においてはSGEC認証材についてPEFCロゴ及びラベルの使用及び表示することができる。  但しPEFCロゴ及びラベルを使用する場合は、、PEFC ST 2002「林産品のCOC － 要求事項」及び」同付属書１「PEFC 主張の仕様書」並びにPEFC ST 2001　PEFC ロゴ使用規則－要求事項に基づき適正に表示されなければならない。  7　マネジメントシステムに関する最低限の要求事項  7-1　一般要求事項  この規格の下記の要素は、CoCプロセスの正確な実施と維持を確実にするためのものであり、CoC管理事業体はこれに従ってマネジメントシステムを運営しなければならない。マネジメントシステムは、遂行される業務の種類、範囲、量に照らして適切でなければならない。  注意書：この規格が定めるマネジメントシステムのための要求事項に適合するために、ＣｏＣ管理事業体は品質マネジメントシステム（ISO9001:2008）又は環境マネジメントシステム（ISO14001:2004）を利用することができる。  7-2　認証生産物の管理責任者  7-2-1　全般的な責任  7-2-1-1　CoC管理事業体は、この規格に従ったCoCの要求事項の実施及び維持に対するコミットメントを定め、文書化しなければならない。そのコミットメントはCoC管理事業体の人員、供給者、顧客、及びその他の利害関係者が入手できるものでなければならない。  7-2-1-2　CoC管理事業体は、認証生産物の由来の確認、工程の管理、文書の管理、SGECロゴマーク等表示ツールの管理を行うために、管理責任者を１名置かなければならない。  7-2-1-3　CoC管理事業体は、この規格への適合について定期的にレビューをしなければならない。  注意書：内部監査の内容はISO19011:2002を参考にできる。  7-2-2　CoCに関する責任と権限  CoCを実施する人員を定め、少なくとも下記の要素を含むCoCのプロセスに関わる人員上の責任と権限の体制を確立しなければならない。  ①　原材料の調達とその由来の確認  ②　物理的分離または認証率の計算を含む製品の加工、及び生産品への振替  ③　製品の販売とラベル表示  ④　記録の保持  ⑤　内部監査及び不適合の管理  ⑥デューディリジェンスシステム（DDS）  注意書：上記の責任と権限は重複可能  7-3　CoC手順の文書化  7-3-1　CoC管理事業体は、CoCについての手順を文書化しなければならない。この文書には少なくとも次の事項が含まれなければならない。  ①　CoCに関する組織体制、責任、権限  ②　生産／取引プロセスの中の原材料のフローの記述（製品グループの定義を含む）  ③　この規格の下記を含むすべての要求事項を対象に含むCoCのプロセス  ・原材料のカテゴリー確認（カテゴリーの定義についてはSGEC附属文書4-1参照）  ・認証原材料の物理的分離（物理的分離方式を適用するCoC管理事業体の場合）  ・製品グループの定義、認証率の計算、ボリュームクレジットの計算、クレジットアカウントの管理（パーセンテージ方式を適用する場合）  ・製品の販売／移譲、オンプロダクトの主張及びオンプロダクトのラベル使用  ④　DDSの手順  ⑤　内部監査、苦情処理の手順  7-4　記録の保持  7-4-1　CoC管理事業体は、この規格の要求事項への適合とその有効性、効率性を立証するため、CoCに関する記録を作成、維持しなければならない。  CoC管理事業体は、CoCの対象である製品グループ（主張付き製品のグループ）に関し少なくとも下記の記録を維持しなければならない。  ①　全ての認証原材料の供給者に関わる記録（森林管理認証書、CoC認証書、または供給者が認証原材料の供給者としての基準を満たしていることを確認できる他の書類のコピーを含む。）  ②　生産に投入されるすべての原材料に関する記録（原材料のカテゴリーの主張及び該当投入原材料の納品に関連する書類を含む。）  ③　認証率の計算、認証率の生産量への振替、及び、該当する場合はボリュームクレジットのクレジットアカウントの管理に関する記録  ④　原材料のカテゴリーに関する主張及び生産品の出荷に関する書類などを含む、販売／移譲されたすべての製品の記録  ⑤　DDSの記録（リスク評価及び「注目すべき重大なリスク」供給品の管理に関する記録を含む。）  ⑥　内部監査、定期的なCoCのレビュー、発生した不適合及び取られた是正処置に関する記録  ⑦　苦情とその解決に関する記録  7-4-2　CoC管理事業体は上記の記録を最低５年間は保管しなければならない。  注意書：記録は電子媒体を含む媒体と情報をその対象とする。  7-5　教育・研修  7-5-1　人的資源／要員  CoC管理事業体は、教育・研修責任者を選定するとともに、適切にCoCに係る業務を実施するために、CoC関連要員に対して教育・研修を行わなければならない。  7-5-2　技術的設備  CoC管理事業体は、当ガイドラインの要求事項に適合するCoC管理事業体のCoCの効果的実施と維持に必要な基盤及び技術的設備を把握し、必要な施設等を提供し、維持しなければならない。  7-6　検査と管理  7-6-1　CoC管理事業体は、少なくとも年次ベースでこの規格の全ての要求事項を対象範囲とする内部監査を実行し、必要があれば、是正、予防措置を取らなければならない。  7-6-2　内部監査の報告は、少なくとも年に一度レビューされなければならない。  7-7　苦情  7-7-1　CoC管理事業体は、供給者、顧客及び当該CoCに関係するそのほかの個人・団体からの苦情を処理するための手順を定めなければならない。  7-7-2　苦情を受けた場合、組織は下記を実行しなければならない。  ①　苦情の申し立て者に対し該当の苦情を受理したことを伝える。  ②　苦情の評価とその妥当性確認に必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情への対応を決める。  ③　該当の苦情への対応及びそのプロセスに関する決定を正式に申し立て者に伝える。  ④　適切な是正、予防措置を確実に行う。  7-8　委託・下請業務  7-8-1　CoC管理事業体は、当該CoC管理事業体のサイト及びそれ以外の場所で行われる生産・加工・保管等を認証範囲において他の事業者に委託又は下請させることができる。この場合、CoC管理事業体のCoCは、そのCoCの対象である製品の製造に関係する委託・下請業者による活動もその対象範囲としなければならない。その活動場所がCoC管理事業体の内であるか外であるかは問わない。  7-8-2　CoC管理事業体は、委託又は下請を行う者（以下「外部委託事業体」という。）がその他の原材料と分別された原材料の支給をCoC管理事業体から受け、業務完了後に返却する場合、又は当該CoC管理事業体が、請け負わせて生産した製品の顧客への販売・移譲に関して責任を持つ場合は、委託又は下請とみなす。  注意書１：下請業の一例としては、CoCを有する印刷会社が裁断や綴込みを外注する場合がある。この場合、印刷物は下請業者に転送され、下請業務が完遂したら印刷会社に返却される。  注意書2：原材料の調達または製品の販売に関与する団体は、その団体自身がCoCを実行しなければならない。「原材料の支給をCoC管理事業体から受け」及び「業務終了後に返却する」には、原材料を供給者からCoC管理事業体に代わって直接受け取る場合、又は、下請け業者がCoC管理事業体に代わって顧客に直接輸送する場合も含まれる。CoC管理事業体は、原材料の調達から販売、製品情報の伝達までに関する要求事項を含めて認証されるCoCのすべてのプロセスに責任を負う。  注意書3：下請業務は、「5-3-2-4」項の「製品グループは同一のサイトで製造されるべきこと」に関連して「5-3-2-5」項の規定に抵触しないものと考えられる。  注意書4: CoC管理事業体は生産・加工・保管等の認定の範囲内で他の事業者に委託・請け負わせをさせる場合はその委託・請け負わせをさせる事業者を認証書に明記できる。  7-8-3　CoC管理事業体は、自社のCoCに関わる下請け業務に関する全責任を負う。  7-8-4　CoC管理事業体は、組織の原材料／製品がその他の原材料や製品と分別されていることを確実にする旨の書面による合意をすべての下請け業者から得なければならない  7-8-5　CoC管理事業体の内部監査プログラムは、下請業者の行為を対象に含まなければならない。  8　CoCにおける社会、保健、安全上の要求事項  8-1　適用範囲  CoC管理事業体は、ILO基本条約（日本未批准条約を除く）及び未批准のILO条約第105号及びILO条約第111号を尊重し、関連する労働基準法及びその他の国内法令を遵守しなければならない。  8-2　要求事項  8-2-1　CoC管理事業体は、この規格が定める社会、保健及び安全に関する要求事項の遵守する宣言をしなければならない。  8-2-2　上記宣言は下記の要求事項を含まなければならない。  ①　労働者は、結社の自由、代表者の選択及び雇用主との団体交渉上の妨げを受けない。  ②　強制労働を使用しない。  ③　雇用における法的最低年齢１５歳、または義務教育の年齢のうちの最高年齢以下にあたる労働者を使用しない。  ④　労働者は、就労機会と待遇の平等を否定されない。  ⑤　労働条件が安全及び保健を脅かさない。  附則  　この文書は2012年4月1日から施行する。  附則2  2015.3.25 一部改正  この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015年4月１日から施行する。  但し、2015年9月30日までの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができるものとする。  附則3  2015.10.14 　一部改正  この改正文書(　2015.10.14 改正)は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則4  2015.12.10 　一部改正  この改正文書(2015.12.10 改正)は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則5  2018.4.1 　一部改正  SGEC附属文書  4-1　2012  理事会  2016.1.1  **SGEC認証原材料に関する文書【統合済み】**  １　「SGEC認証」原材料に対するSGEC主張の仕様書  1-1　適用範囲  この文書はSGEC認証原材料の要求事項について規定する。  1-2　SGEC認証製品の表示  SGEC認証原材料を含有する認証製品については、特に定めがあるもののほか「Ｘ％SGEC認証」という主張を行わなければならない。  1-3　投入原材料のカテゴリーに関する要求事項  1-3-1　投入原材料のカテゴリーに関する要求事項は次の通りとする。  （ａ）認証原材料：  ①　当面、遺伝子組み換え作物に由来する林産物ではないものとし、下記の文書を有する者から「X％SGEC認証」の主張を伴って入荷されたものとする。  ・SGEC認証書を保有している者  ・供給者がSGEC認証書の対象範囲内に含まれることが確認される文書  ②　リサイクル原材料（「SGEC認証」主張を伴って納品された製品以外）  注意書；供給者がSGEC認証書の対象範囲内に含まれることが確認される文書」とはグループ森林管理認証若しくは統合CoC管理事業体のCoC認証でSGECが認める認証書の対象範囲にあることを明示する文書を有する場合に適用される。  （ｂ）中立原材料：  林産物以外の原材料  （ｃ）その他の原材料：  認証原材料以外の林産物原材料であり、下記のいずれかを有する供給者から「SGEC管理材」の主張が付された林産原材料を含む。  ・SGECのCoC認証書、または  ・供給者がSGECのCoC認証書の対象範囲に含まれることを確認する書類  1-4　リサイクル原材料の含有量の計算  1-4-1　CoC管理事業体のCoCの対象となる製品にリサイクル原材料を含む場合は、同事業体は、「環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張－」のための国際基準（ISO14021）に基づきリサイクル原材料の含有率を計算し、要求に応じて、含有率を通知しなければならない。  2　「SGEC管理材」原材料のSGEC主張に関する仕様書  注意書：管理材原材料の元となるSGEC-DDSは、SGEC文書４　CoC認証ガイドライン4項にて解説される。  2-1　序論  CoC管理事業体が、管理材としてSGEC-DDS実行の対象である生産品へのSGEC主張の使用を目的にDDSを含むCoCを構築する場合、その仕様書は、SGEC文書４「CoC認証ガイドラインの4項」の要求事項と併用されなければならない。  2-2　正式な主張  CoC管理事業体は、DDS実行の対象である生産品に関する情報の伝達において、「SGEC管理材」の主張をしなければならない。  2-3　SGEC管理材の投入原材料に関する要求事項  ①　認証原材料：  下記のいずれかを有する供給者による「X％SGEC認証」の主張が付された林産品。  （ａ）SGECの認証書、または  （ｂ）該当供給者がSGECの認証書の対象範囲にあることを確認する書類  ②　中立原材料：  林産品以外  ③　その他の原材料：  認証原材料以外の林産原材料で、下記のいずれかを有する供給者から「SGEC管理材」の主張を付して入荷されたものとする。  （ａ）SGECのCoC認証書、または  （ｂ）該当供給者がSGECのCoC認証書の対象範囲にあることを確認する書類  注意書：「供給者がSGECの認証書の対象範囲にあることを確認する書類」の用語は、グループ森林管理認証の場合、及び統合CoC管理事業体（グループ）CoC認証またはDDS認証書（又はその両方）の場合であって､供給者がSGECの認証書の適用範囲に言及する書類を有している場合に適用される。  附則  　この文書は2012年4月1日から施行する。  附則2  2015.3.25 一部改正  この改正文書は、2015年4月１日から施行する。  但し、2015年9月30日までの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができるものとする。  附則3  2015.12.10 　一部改正  この改正文書(2015.12.10 改正)は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  SGEC附属文書  4-2-1　2015  会長決済  2016.1.1  **SGEC附属文書4-1　「SGEC認証の原材料に関する文書」関連ガイド【統合済み】**  序  このガイド文書は、PEFC　GD　2001:2014「林産品のCoC－使用ガイド」の「付属書１：PEFC 主張の仕様書」に準拠して策定したもので、SGEC文書4-1「SGEC認証の原材料に関する文書」に関する説明、解釈を提供することを目的とする。  　なお、このガイド文書の規定は情報提供であり、適合性評価の行為はすべてSGEC附属文書４-1に照らして実行しなければならない。  SGEC附属文書4-1は、SGECのCoCを実行したCoC管理事業体が使用することができる「SGEC認証」及び「SGEC管理材」の二つの正式なSGEC主張の仕様を定める。  「X％SGEC認証」は、認証原材料を含有するすべての製品に使用することができる。必須の記入項目である認証率は「SGEC文書4の5-3」項の要求事項に従って計算される。  「SGEC管理材」は、SGECのDDSが実行されたすべての製品に使用することができる。この主張にはパーセンテージ（率）の記述はされない。SGEC管理材の主張は、SGEC認証主張が許されない場合の使用を想定している。SGEC認証及びSGEC管理材の二つの主張は、どちらか単独で使用するもので、併用してはならない。  １　「SGEC認証」原材料に対するSGEC主張の仕様書  1-2　正式主張「X％SGEC認証」  「認証」の言葉のない「X％SGEC」は正式な「X％SGEC認証」の容認可能な省略形である。  １－４　リサイクル原材料の含有量の計算  リサイクル原材料を含む製品に関し、SGEC附属文書4-1はCoC管理事業体に対しリサイクル原材料の含有量の計算を求める。リサイクル原材料の含有量は、顧客からの要求があればこれを伝えなければならない。  リサイクル原材料の含有量の計算は、ISO14021の7．8．4に示される図20に従わなければならない。リサイクル原材料（消費前リサイクル及び消費後リサイクル）の定義は、SGEC-CoC規格（SGEC文書4の「2-24」）が定めるリサイクル原材料の定義と一致する。  図20：ISO14021基づくリサイクル原材料の計算  評価は、ISO14021の6項に従って行われなければならない。さらに、リサイクル原材料の含有量は、下記のように計算されたパーセンテージの数字として表さなければならない。製品やパッケージにおいてはその中のリサイクル原材料の含有量を直接計算する方法がないので、目減り（loss）や転換（conversion）を考慮した後のリサイクルの過程から得られた原材料の量を使用しなければならない。    Ｘ　＝　パーセンテージで示されたリサイクル原材料の含有量  　Ａ　＝　リサイクル原材料の量  　Ｐ　＝　製品の量  リサイクル原材料の調達源と量に関する検証は、その購買書類や入手可能なその他の記録の使用を通じて実行することができる。  2　「SGEC管理材」原材料のSGEC主張に関する仕様書  2-3　SGEC管理材投入原材料  SGEC認証原材料と同様、「SGEC管理材」主張を付して販売された製品には、認証原材料（SGECのDDSが免除されるリサイクル原材料は除く）、中立原材料及びその他原材料が含まれてもよい。  その他原材料は、認証原材料以外のすべての林産原材料である。「SGEC管理材」の主張が付された原材料も「その他原材料」である。  附則  この文書は、2015年4月１日から施行する。  附則２  この改正文書は2016年１月１日から施行する。  SGEC附属文書  4-1-1 2016  会長決裁  2016,4,1  **SGEC主張認証製品とPEFC主張認証製品との互換について【統合済み統合済み、「5.1.3」で記載】**  序文  SGEC森林管理認証規格（SGEC文書3）は、2016年6月3日付けのPEFC総会においてSGEC認証制度がPEFC国際認証制度との相互承認が認められたことにより、PEFC国際認証規格との相互承認が認められている。  このことにより、SGEC主張認証製品が、SGEC認証製品の認証材供給CoCチェーンから外れ、PEFC認証材供給CoCチェーンに移る場合には、次によりSGEC主張認証製品をPEFC主張認証製品へ互換することを認めることが出来る。  1　適用範囲  　CoC管理事業体は、SGEC文書3（SGEC森林管理認証規格）がPEFC国際認証規格との相互承認が認められていること、及びSGEC文書４の「6-3」の「但し書き」の規定により、SGEC文書４及び同附属文書4-1に基づくSGEC主張認証製品について､PEFC ST 2002:2013及び同付属書1に基づくPEFC主張認証製品に互換させることが出来る。  2　SGEC主張認証製品をPEFC主張認証製品への互換  　PEFCとの相互承認以降において、CoC管理事業体は、SGEC主張認証製品について､PEFCの主張認証製品に互換させる場合には､その互換した主張の詳細についてSGEC文書４の「3-1-2」に規定する入荷に係る書類に明記しなければならない。  　なお、上記の措置を行う場合SGEC文書４の「3-1-2」に規定する入荷に係る書類にSGEC主張とPEFC主張を併記することが出来る。  附則  　この文書は2016年7月1日から施行する  SGEC附属文書  2-8 2012  理事会  2016.1.1  **統合CoC管理事業体の要件**  序文  1　適用範囲  2　定義  3　統合CoC管理事業体組織の適格基準  4　統合CoC管理事業体で実施されるSGEC文書4「CoC認証ガイドライン」の要求事項に関わる責任の適用範囲  序文  この文書の目的は、生産拠点のネットワークを有する組織によるCoC認証を実施のための指針を設定し、このことにより、一方ではCoC認証について効率的・効果的かつ実務的に実行可能であることを確実し、他方ではCoC認証の適合性に関わる信頼性を確保することにある。また、統合CoC管理事業の認証は、特に小規模な独立事業体のグループにおけるCoC認証の実施を可能にする。  この文書は、複数の生産拠点を有する組織に適用されるCoC認証を実行するための要求事項のみを規定する。  1　適用範囲  SGEC認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC管理運営文書」という。）第13条第3項に定める統合CoC管理事業体の要件（以下「統合CoC管理事業体要求事項」という。）はこの文書の定めるところによる。  複数のCoC管理事業体により形成された組織が、協業組織若しくはその他の契約関係で結ばれ、一つのCoC管理事業体として管理する中央組織のサーベイランス（調査・監視）の対象となる共通のCoC管理を行う場合には、統合CoC管理事業体のCoCとしてその認証及び公示を行うことができる。  2　定義  2-1 統合CoC管理事業体とは、CoC活動に関しこれを計画、統制、管理する確認可能な中央機能（以下「本部」という。）及び、それらの活動を全面的または部分的に実行する地方事務所や支店（サイト、以下「事業拠点」という。）のネットワークを有する組織とする。  2-2　この場合、事業拠点は、統合CoC管理事業体の本部と法的関係又は契約関係で結ばれ、本部による継続的な監査を受ける共通のCoCの対象でなければならない。本部は必要に応じて事業拠点において是正措置を実行する権利を有し、このことについては本部と事業拠点の間で約定しておかなければならない。  2-3　統合CoC管理事業体  ①　フランチャイズを経営する組織  ②　所有者、経営者又は組織上の連結を通して連結された多数の支店を有する組織  ③　生産者グループは、CoC 認証を目的として設立され、機能する法的に独立した企業で構成されたグループで､一つのCoC管理事業体として当該CoC管理を行う事業体  注意書：協会の加盟メンバーなどはここでいう「経営者またはその他の組織的な連結」には含まれない。  2-4　前項の「生産者グループ」とは、CoC認証を取得、維持することを目的とする小規模な独立企業のネットワークをいう。また、本部は、適格な業界団体、又は有志のグループメンバーによる目的のために設立された団体、若しくは当ガイドラインに沿った団体活動を提供する団体とする。なお、本部は、グループメンバーの一員によって運営されることも可能である。  注意書：生産者グループの場合、本部は「グループ主体」、事業拠点は「グループメンバー」という。  2-5　事業拠点とは、当該CoC管理事業体によるCoCに関連する行為が行われる場所を指す。  2-6　生産者グループへの加盟は、下記の条件を満たすものとする。  (1) 従業員の数が50を超えない（正規の従業員またはそれと同等の従業員）こと。  (2) 年間売り上げの総額が10億円を超えないこと。  3　統合CoC管理事業体組織の適格基準  3-1　総論  3-1-1　統合CoC管理事業体のすべての関連事業拠点のCoCは、本部による指揮及びレビューを受けなければならない。全ての関連事業拠点は、当該統合CoC管理事業体の内部監査プログラムの対象としなければならず、認証機関による審査開始の前にそのプログラムによる監査を受けていなければならない。  3-1-2　統合CoC管理事業体の本部はこの規格に従ってCoCを構築し、全ての関連事業拠点を含む全統合CoC管理事業体組織はこの規格の要求事項を満たしていなければならない。  3-1-3　統合CoC管理事業体は、全ての関連事業拠点からデータを収集、分析する技量と、必要があれば、関連事業拠点で運営されるCoCを変更する技量を有していなければならない。  3-2　統合CoC管理事業体のCoC管理体制とその責任及び義務  3-2-1　本部の機能と役割については以下の通りとする。  (1) 本部は、統合CoC管理事業体を代表する。  (2) 認証機関に認証の申請と事業拠点のリストなど認証の適用範囲を提出する。  (3) 認証機関との契約関係を確実にする。  (4) 必要に応じて、事業拠点の対象範囲を含む認証適用範囲の拡大または縮小の要求を認証機関に提出する。  (5) 本部は、統合CoC管理事業体を代表して、この規格の要求事項をを遵守するCoC を構築し、これを維持することのコミットメントを提供しなければならない。  (6) 本部は、この規格に則ったCoCの効果的な実行と維持のために必要な情報と指針について全てを事業拠点に提供しなければならない。  本部は事業拠点に下記の情報またはその情報へのアクセス手段を提供しなければならない。  ・このＣｏＣ規格書及びこの規格の要求事項の実行に関わる指針書（SGEC4-2 SGEC・CoC認証ガイドライン使用ガイド）のコピー  ・SGCロゴマークを使用する場合は、SGEC附属文書2-2　SGECロゴマークの使用要領及びSGEC附属文書2-1 別紙　SGECロゴマーク、また、PEFCのロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則－要求事項第二版及び指針書  ・統合CoC管理事業体のマネージメントに関する本部としての諸手順  ・評価と監査を目的として、認証機関または認定機関が事業拠点の文書と施設へのアクセスを得る権利、及び事業拠点の情報を第三者に開示する権利に関する認証機関との契約条件  ・統合CoC管理事業体の認証における事業拠点の相互責任の原則の説明  注：「相互責任」とは、本部又は事業拠点における不適合状況について、統合CoC管理事業体全体への是正措置要求、内部監査の徹底、統合CoC管理事業体からの排除などの結果を前提とした責任を意味する。  ・内部監査プログラムや認証機関の評価及び監査の結果及び個々の事業拠点に当てはまる是正、予防処置  ・認証書（認証範囲と対象サイトの記載を含む。）のコピー  (7) 本部は、この規格に則ったCoCの実行及び維持に関するすべての事業拠点のコミットメントを含む組織上または契約上の連結を提供する。本部は、本部が是正又は予防措置を実行、強制し、この規格を遵守しない場合は認証適用範囲から除外する措置をとる権利を有する旨の書面による契約書または合意文書をすべての事業拠点との間に交わさなければならない。  (8) 統合CoC管理事業体のマネージメントのための文書化された手順を確立する。  (9) 本部及び事業拠点によるこの規格の要求事項の遵守に関する記録を保持する。  (10) 内部監査プログラムを運営する。内部監査プログラムは下記を取り扱わなければならない。  ・認証機関による審査の開始に先んじて行うすべての事業拠点の現場検査（本部自身の中央指揮機能を含む。）  ・認証範囲に含まれるすべての事業拠点（本部自身の中央指揮機能を含む。）の年次現場検査  ・（新しい事業拠点に追加の場合）認証機関による認証範囲の拡大プロセスに先んじる新しい事業拠点の現場検査  (11) 内部監査の結果や認証機関による評価や監査の結果報告のレビューを含む、本部及び事業拠点の適合性に関するレビューを実践する。要求がある場合、是正及び予防処置の構築、また、取られた是正処置の効果を評価しなければならない。  3-2-2　事業拠点の機能と役割は以下の通りとする。  (1) 事業拠点は、本部との契約等に基づき、「SGEC文書4　CoC認証ガイドライン」及びこの文書並びに当該統合CoC管理事業体が定める計画に従って、CoC管理を実施し、維持する。  (2) CoC認証の要求事項及び認証との関わりで該当するその他の要求事項の遵守のコミットメントを含む本部との契約関係を締結する。  (3) 事業拠点は、CoC管理の記録を保管し、本部及び認証機関からの資料請求に対応する。  (4) 事業拠点は、立入検査を含め、本部による内部監査及び教育研修、認証機関による定期審査に対し、全面的に協力する。  (5) 本部が定めた関連是正処置及び予防処置を実行する。  4 統合CoC管理事業体で実施されるSGEC文書４「CoC認証ガイドライン」の要求事項に関わる責任の適用範囲   |  |  |  | | --- | --- | --- | | SGEC・CoCガイドライン要求事項 | 本部 | 事業拠点 | | 5-2　物理的分離方式 |  | 有 | | 5-3　パーセンテージ方式 |  | 有 | | 7　マネジメントシステムに関する最低限の要求事項 | 有 | 有 | | 7-2　認証生産物の管理責任 | 有 | 有 | | 7-2-1　全般的な責任 | 有 | 有 | | 7-2-2 CoCに関する責任と権限 | 有（④と⑤が適用） | 有 | | 7-3　CoC手順の文書化 | 有（①と⑤が適用） | 有 | | 7-4　記録の保持 | 有（⑥と⑦が適用） | 有 | | 7-5　教育・研修 | 有（提供された行為に対してのみ） | 有 | | 7-5-1　人的資源／要員 | 有 | | 7-5-2　技術的設備 | 有 | | 7-6　検査と管理 | 有 | 有 | | 7-7　苦情 | 有 | 有 |   附則　　この文書は2012年4月1日から施行する。  附則2  2015.3.25 一部改正  この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができるものとする。  附則3  2015.10.14　及び2015.12.10一部改正  この改正文書(2015.10.14　改正)は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2015年4月１日若しくは2012年4月1日施行）の規定によることができるものとする。  SGEC附属文書  2-8-1 2012  会長決済  2016.1.1  **SGEC附属文書2-8「統合CoC管理事業体の要件」関連ガイド**  **【統合済み「付属書２の「2.6」で記述」】**  序  このガイド文書は、PEFC　GD　2001:2014「林産品のCoC－使用ガイド」の「付属書2：マルチサイト組織が実行するCOC 規格」に準拠して策定したもので、SGEC文書2-8「統合CoC管理事業体の要件」に関する説明、解釈を提供することを目的とする。  　なお、このガイド文書の規定は情報提供であり、適合性評価の行為はすべてSGEC附属文書文書2-8に照らして実行しなければならない。  2　定義  2-3　統合CoC管理事業体の種類  ②サイトは、共通の所有権、経営、またはその他の組織的な連携によって繋がっている。  ③CoC認証の目的のために設立された独立法人のグループ（生産者グループ）である。  2-4　生産者グループ  生産者グループの加盟者が、該当生産者グループに加盟の日に従業員数50人／年間10億円の限度を超えた場合、その加盟者は、その限度のいずれかを超えてから連続する2定期審査の後に生産グループから離脱しなければならない。  4　統合CoC管理事業体が実行するこの規格の要求事項の責任範囲  表１：SGEC文書4　参考事項   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 要求事項 | 本部 | サイト | | 5　認証生産物の管理 |  |  | | 5-2　物理的分離方式 |  | 有 | | 5-3　パーセンテージ方式 |  | 有 | | 7　マネジメントシステムに関する最低限の要求事項 |  |  | | 7-2-1　全般的な責任 | 有 | 有 | | 7-2-2　CoCに関する責任と権限 | 有（④、⑤が適用） | 有 | | 7-3　文書化された手順 | 有（①、⑤が適用） | 有 | | 7-4　記録の保持 | 有（⑥、⑦が適用） | 有 | | 7-5-1　人的資源／要員 | 有（提供された行為に対してのみ） | 有 | | 7-5-2　技術的な設備 | | 7-6　検査と管理 | | 7-7　苦情 | 有 | 有 |   附則  この文書は、2015年4月１日から施行する。  附則2  この改正文書は2016年１月１日から施行する。  SGEC附属文書  4-2-2　2012  会長決済  2015.4.1  **SGEC特定プロジェクトのCoC認証に関するガイド**   1. はじめに   このガイド文書は、PEFC　GD　2001:2014「林産品のCoC－使用ガイド」の「付属書2：マルチサイト組織が実行するCOC 規格　４ 本規格の要求事項をマルチサイト組織が実行する場合の責任の範囲　付属文書１：特定のプロジェクトに関わるPEFC-COC の実行に関するガイダンス」に準拠して策定したもので、この文書は、SGEC認証材・製品を使用する特定されたプロジェクトのCoC認証に関するガイダンスを提供する。  2　用語の定義  SGEC文書4「SGEC-CoC認証ガイドライン」の関連定義及び下記の定義が適用する。  2-1　管理主体  管理主体とは、特定のプロジェクトの総合的な管理統制を行う組織とする。  2-2　プロジェクト  プロジェクトとは、明確に定義された有形の製品、機能的なユニットを形成する製品の１部分、または機能上の１ユニットを形成する関連製品グループで、特定の一拠点（Site）で製造及び／あるいは組み立てられたものである。（例外としては、一つの拠点で建造し、他の場所で艤装される船舶など統合された一連の拠点群がある）  注意書１：このガイド文書で使用される「プロジェクト」という用語はSGEC文書4で使用される「製品グループ」と同義である。  注意書２：プロジェクトの例としては、船舶、新スタジアムまたは事務所ビルの建設、または、そうした船や建物などの改造などがある。  2-3　プロジェクト・メンバー  プロジェクト・メンバーとは、特定のプロジェクトのための原材料や製品の調達または据付けに関わる組織とする。この場合、当該プロジェクトの拠点や拠点群以外の場所における製品・建造物の製作・建造に関与する組織は含まない。  2-3-1　管理主体とプロジェクト・メンバーの間で、当該CoCの運用に関する覚書等の締結を行うこととする。  2-3-2　管理主体はプロジェクト・メンバーの名簿を作成し、変更のある場合は更新し、常に最新のものを保持しなければならない。   1. プロジェクトのCoC認証の実施   3-1　パーセンテージ方式（CoC方式）の適用  3-1-1　プロジェクトCoCは、プロジェクト全体に投入された認証原材料によって認証率が決められるパーセンテージ方式に基づくものとし、そのプロジェクトに投入された認証原材料の割合によって算出される単一の認証率とする。  3-2　パーセンテージ方式  3-2-1　プロジェクト  3-2-1-1　この規格は、特定のプロジェクトのCoCの工程が適用される製品グループに適用される。プロジェクトのCoC工程の生産に投入された原材料について、認証率の計算に使用された（ａ）認証、（ｂ）中立、（ｃ）その他の原材料毎に確認と数量化を行う。  3-2-1-2　プロジェクトは下記に限定される。  （ａ）CoCの対象となる製品、または部分、または製品群  （ｂ）該当のプロジェクトが製造される又は組み立てられる単一のサイト  （ｃ）該当のプロジェクトが製造される又は組み立てられる期間  3-2-1-3　プロジェクトとは、プロジェクトCoC主張がなされる対象である製品、建築、またはその部分である。その例が下に示される。  CoC主張  ・このスタジアム建築（補助材を含む）に使用される木材のｘ％はSGEC認証材です。  ・家屋建築プロジェクト「abc」の屋根部分に使用された木材のｘ％はSGEC認証材です。  ・船舶「xyz丸」の再建に使用された木材のｘ％はSGEC認証材です。  プロジェクトの対象範囲  ・建造物全体、例）補助材を含むスタジアム  ・家屋建造プロジェクト「abc」の屋根部分  ・船舶「xyz」丸の再建  3-2-1-4プロジェクトは複数の製品（例：建物群）を対象範囲とすることができるが、そのような場合は、それらすべてで単一の機能的ユニットが形成される。  3-2-1-5　主張期間は、プロジェクトが製造または組み立てられる期間に相当する。  3-3　原材料カテゴリーの確認  3-3-1　管理主体は、当該プロジェクトのために管理主体が直接調達した資材・製品及びその他のプロジェクト・メンバーが調達した資材・製品についてSGEC付属文書4-1「SGEC認証の原材料に関する文書」に基づき、当該原材料が、「認証」、「中立」又は「その他」の何れかに該当すること、及びその由来について確実に確認、検証しなければならない。  3-3-2　入荷ごとに行うカテゴリー確認の対象となるのは、供給者、入荷日、入荷量（または重量）及び認証原材料の認証率を含む正式主張である。  3-3-3　認証原材料の各供給者の確認には、認証原材料の供給者基準を満たしていることをSGEC森林管理認証書またはCoC認証書によって検証することも含まれる。  3-3-4　プロジェクト・メンバーは、管理主体に対して、当該プロジェクトへの投入資材・製品のすべてを確認するために必要な資材・製品の受け取りに関する検証可能な情報を提供しなければならない。  3-4　認証率の計算  3-4-1　プロジェクトに関する認証率は、当該プロジェクトに投入された原材料の認証率から算出（SGEC文書４「5-3-3」）された単一の認証率とする。  3-4-2　認証率の算定は、その算定の対象範囲に含まれているすべての原材料について共通の単一の計算単位を基にしなければならない。プロジェクトに複雑多岐な製品が組み込まれている場合は、単一の計量単位の決定が困難となる場合がある。管理主体が、正式な変換率や内部で決定する嵩や重量の共通の計量単位を見出すことが不可能であることを示した場合は、その計算は単一通貨の金額に基づくことができる。  注意書：認証機関は、管理主体による通貨価値を使用した計算の決定の正当性を査定し、量、重量、またはその他の適切で共通の条件が見出せない証拠の提示を要求する。  3-5　算出された認証率の生産品への振替  3-5-1　認証率は、平均パーセンテージ方式を使って生産品（定められたプロジェクト）に振替られる。即ち、算出された認証率がプロジェクト全体について適用、告知されるものであり、その構成部分についてこれをするものではない。  3-6　認証の表示  3-6-1　管理主体による認証率の最終的な算定は、すべての原材料が調達、納品され、更に当該原材料について「認証」、「中立」、又は「その他」としてそれぞれ確認され、プロジェクトが終了した段階で行い、表示することができる。  3-6-2　管理主体が、プロジェクトの企画段階で供給者との間で交わされる確約、仕様書、契約書等によって予定認証率を示すことができる場合は、プロジェクト終了前に予定認証率を表示することができる。この場合、企画段階における認証率と納入された原材料による最終計算との間の適合性は、管理主体の行う内部監査、及び認証機関の審査によって検証される。  3-6-3　管理主体は、SGECロゴマークライセンスに基づいてSGECラベルやロゴマークを使用することができる。  注意書：特定のプロジェクトに関連するSGECロゴマークの使用は、「製品上のロゴマーク使用（オンプロダクト使用）」と見なされ、SGEC附属文書2-2「SGECロゴマーク使用要領」に基づき行わなければならない。  3-6-4　企画段階における認証原材料の含有率の告知及びロゴマークやラベル使用は、企画段階において計算された予想認証率の主張を使用しなければならない。  3-7　問題のある出処  3-7-1　管理主体は、管理主体またはプロジェクト・メンバーを通じて、当該プロジェクトに供給される非認証資材・製品が問題のある出処からのものでないことを確実にするためデューディリジェンスシステム（DDS）を実行しなければならない。  3-7-2　問題がある出処に由来する非認証材のリスクを軽減するために、管理主体及びプロジェクト・メンバーは、SGECＣ文書4の「4」に従ってDDSを実行するために必要な情報を供給者から取得する責任を負う。同「4」に従って、SGEC認証書を有する供給者によって「SGEC管理材」主張が付された納入された非認証材については、リスク評価は不要である。  3-7-3　管理主体は、管理主体またはプロジェクト・メンバーが直接納入した非認証製品のすべての供給品に関するリスクマネジメントを実行する責任を負う。また、管理主体はリスクが「高」として分類された場合は、続く第二者または第三者検証プログラムを実行する。管理主体は、プロジェクト・メンバーを通じて納入された供給品に関して第二者または第三者検証プログラムを実行することを許す契約またはその他の同意をプロジェクト・メンバーとの間に締結するべきである。  4．マネージメントの責任  4-1　管理主体は、プロジェクトCoCの工程の正確な実行と維持を確実にするために、この規格に従ってマネジメントシステムを構築することが求められる。マネジメントシステムは、プロジェクト・メンバーによる行為もその対象範囲に含まれる。  SGEC文書4の要求事項に関する責任範囲  図１：SGEC文書4の要求事項に関する責任範囲   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 責任 | | 管理主体 | プロジェクト・メンバー | | 5-3 | パーセンテージ方式 |  |  | | 5-3-2 | プロジェクトの定義／適用範囲 | YES | NO | | 3 | 供給された原材料カテゴリーの確認 | YES | YES（自社が扱う供給品に関して） | | 5-3-3 | 認証率の計算 | YES | NO | | 5-3-4 | 認証率の振替 | YES | NO | | 6 | 販売と情報の伝達（ロゴ使用を含む） | YES | NO | | 4 | 問題のある出処 | YES | YES | | リスク評価 | YES | NO | | 第２者、第３者検証 | YES | NO | | 7 | マネジメントシステムの要求事項 |  |  | | 7-2 | 管理責任 | YES | NO | | 7-3 | 文書化された手順 | YES | NO | | 7-4 | 記録の保持 | YES | NO（原材料の供給の記録を管理主体に対し提供する） | | 7-5 | 教育・研修 | YES | NO | | 7-6 | 検査と管理 | YES | NO | | 7-7 | 苦情 | YES | NO | | 8 | 社会、保健、安全の要求事項 | YES | YES |   附則  この文書は2015年4月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFCと相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  SGEC附属文書  4-2-2-1 2018  会長決済  2018.4.1  **SGEC認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について【統合済み　「6.4.9」で記載】**  認証CoC認証事業体が建築する認証材を使用した住宅及びこれに準ずる建築物の認証材の認証率の計算及び認証の表示等については次により行う。  １ 認証材の認証率の計算及び認証の表示等については、SGEC文書4-2-2「SGEC特定プロジェクトのCoC認証に関するガイド」の「3 プロジェクトのCoC認証の実施」に準拠することとする。  2 この場合、当面、住宅等の構造部分をプロジェクトの対象範囲とし、その旨を明らかにしたうえで構造認証材の認証率の計算及び公表を行うこができることする。  附則  この文書は2018年4月1日から施行する。但し、2019年4月1日までの間は、移行期間とすることができる。 |
| **〇　SGEC規準文書5-1 「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」**  **（文書名は変更し、森林管理に係る現行規格とする。）** | **SGEC/PEFC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項**  **(抜粋　森林管理)** |
| **S****GEC規準文書5-1**  理事会　202X  202X.XX,X  **SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項**  **（文書名は変更し、森林管理に係る現行規格とする。）**  目次  Ⅰ序  　　序文  1.1　適用範囲  1.1.1　認証機関  1.1.2　対象製品  1.1.3　認証対象製品の評価  1.1.4　認証機関の要件  1.1.5　森林管理及びCoC認証申請者  1.1.6　認証機関の評価活動の一部外部委託  1.1.7　機密性  **1.2**重大及び軽微不適合並びに要観察事項  　森林管理  2.1　一般要求事項  2.1.1商標の使用  2.1.1.1商標使用ライセンス  2.2　資源に関する要求事項  2.2.1　認証審査員の資格・力量基準・教育  2.2.1.1　認証審査チームの資格・経験  2.2.1.2　審査力量・教育  2.2.2　評価結果のレビューアー又は認証の決定者（個人またはグループ）の資格・力量要件  2.3　プロセス要求事項  2.3.1　認証申請  2.3.1.1　認証申請者からの情報提供要請  2.3.1.2　要求事項の選択肢に応じた認定申請者に求められる情報提供  2.3.1.3　グループ森林管理認証  2.3.2　評価  2.3.2.1　文書審査（初回、更新）  2.3.2.2　認証審査工数の決定（初回、更新）  2.3.2.3　評価報告  2.3.3　認証文書  2.3.3.1　認証書の交付  2.3.3.2　認証書の情報項目  2.3.3.3　有効期間  2.3.3.4　認証範囲  2.3.4　認証結果のSGECへの報告  2.3.5　定期審査  2.3.5.1　定期審査実施頻度  2.3.5.2　定期審査工数の決定  ・付属書１　SGEC認証機関の認定要件  ・付属書２　SGEC認証機関の公示について  ・付属書3　認証機関の審査員の要件  ・付属書４　グループ森林管理認証  ・SGECガイド文書5「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について(ガイド)」　　(省略)  **規準文書**  ・SGEC規準文書1：202X「SGEC認証制度の管理運営規則」  ・SGEC規準文書　3：202X「SGEC持続可能な森林管理-要求事項」  ・SGEC規準文書3-1：202X「SGECグループ森林管理-要求事項」  ・SGEC規準文書4：202X「SGEC森林及び森林外樹木産品COC-要求事項」  ・PEFC ST 1003:2018「持続可能な森林管理-要求事項」  ・PEFC ST1002:2018「グループ森林管理-要求事項」  ・SGEC規準文書5-2「SGEC-COC認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」  ・PEFC ST 2003:2020「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」  ・SGEC規準文書5-3「 SGEC-COC認証・認定の手順」  ・PEFC国際規格：Annex6　認証認定・手順  ・SGEC規準文書6: 202X「SGEC商標使用規則-要求事項」  ・SGEC規準文書6-1「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用ライセンスの発行」    AF MD 2　認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF基準文書  IAF MD 4　認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法 (“CAAT”)についての基準  ISO/IEC 17000　適合性評価 - 用語及び一般原則  ISO/IEC 17065　適合性評価 – 製品、プロセスおよびサービス認証を実行する認証機関のための要求事項  ISO 19011　マネジメントシステムの審査のための指針  ISO/IECガイド2:2004 標準化及び関連活動－一般用語  **序**  本文書は、SGEC規準文書1：202X「認証制度の管理運営規則」の「3」及びSGEC規準文書　3：202X「SGEC持続可能な森林管理-要求事項」に基づくSGEC認証スキームの下で認証業務を行う認証機関に関する要求事項を定める。  **1. 一般的要求事項**  **1.１**　適用範囲  **1.1.1**認証機関  SGEC認証スキームの下で森林管理認証を行う認証機関（以下、「森林管理認証機関」という）に適用する。  本文書は、認証機関に対して「製品認証機関に関する国際規格（ISO／IEC　17065）」に基づく要求事項のほか本制度に係る個別・具体的な要求事項を定める。  **1.1.2**対象製品  **1.1.2.1**　森林管理認証の対象は、SGEC認証スキームで規定されたプロセスで管理された森林、及びそこで生育する立木、そこから生産される丸太、その他森林生産物及びこれに関連する森林サービスとする。  **1.1.3**認証対象製品の評価  森林管理認証機関が前項の評価するための規格はSGEC規準文書　3：202X他関連規格とする。  **1.1.4**認証機関の要件  森林管理認証機関は、SGEC規準文書　3：202X他関連規格に規定される認証機関に要求される事項を満足しなければならない。  **1.1.5**　森林管理の認証申請者  **1.1.5.1**　森林管理認証については、森林の管理に関する法的権利を有する者がその管理する森林について申請した者とする。但し、「SGEC規準文書3-1:202Xで規定する要件を満たす者を含む。  **1.1.6**　認証機関の評価活動の一部外部委託  **1.1.6.1**　認証機関が評価活動の一部を外部に委託する場合には、「ISO／IEC 17065」に規定する外部委託に係る要求事項を満たさなければならない。  なお、この場合、外部委託機関の適格を判断するに当たっては、同機関が、森林管理認証に関しては本文書の「2.2.1」で規定する「認証審査員の資格・力量基準・教育」の要件を満たし、かつ、その他関連する要求事項に関する知識・経験を有する要員を保有していることを要件とする。  **1.1.7** 機密性  認証機関は、ISO/IEC17065 に規定される機密に関する要求事項を遵守するために、認証機関は認証取得者からSGEC/PEFCジャパンに対し情報提供をする旨の同意を書面にて徴求しなければならない。  **1.2**重大及び軽微不適合並びに要観察事項  **1.2.1**　重大不適合  森林管理認証規格のうち一つ又はそれ以上の要求事項について、その実行、維持の欠如、又は不履行であり、該当森林管理認証の機能および効果に対するシステム上のリスクを招く恐れがあるもの、又は、森林管理認証を受けている森林所有者/管理者による認証森林から生産される林産物の主張に関する信頼性に影響を及ぼすもの、或いは、その両方に該当する場合。  注意書：重大不適合は、単独の不適合、または、全体として重大不適合を形成すると判断される複数の関連する軽微不適合であることがある。  **1.2.2**　軽微不適合  森林管理認証規格の要求事項に関する単一の不履行で、COC若しくはFMの機能及びその効果に対するシステム上のリスク招くことがないか、森林管理認証を受けている森林所有者/管理者による認証森林から生産される林産物の主張に関する信頼性に影響を及ぼすことがないもの、或いは、その両方に該当する場合。  **1.2.3**　要観察事項  不適合ではないが、将来的に不適合となる可能性があるものとして審査チームが検出した評価判定した場合。  **2. 森林管理**  **2.1**　一般要求事項  **2.1.1**　商標の使用  **2.1.1.1**　商標使用ライセンス  認証機関が商標を使用する場合は、SGEC規準文書3：202X「SGEC商標使用規則-要求事項」  の「６　SGEC商標」及び・SGEC規準文書6-1「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC/PEFC商標使用ライセンスの発行」による。  但し、PEFC商標を使用する場合は、PEFC ST 2001:2020 PEFC商標使用規則－要求事項及びPEFC GD 1005「PEFC 評議会によるPEFC ロゴライセンスの発行」による  **2.1.1.2**商標使用上の注意点についてのライセンス申請者への明示  前項と同文書による。  **2.1.1.3** 商標使用についての注意  認証機関が認証書類上にSGEC/PEFC 商標を使用する場合は、その認証書類の商標は認証取得者による関連規格の遵守を示すものであって、その者に対してSGEC/PEFC商標使用の権利を与えるものではないことを明確に示さなければならない。  **2.2**資源に関する要求事項  **2.2.1**　認証審査員の資格・力量基準・教育  **2.2.1.1**　認証審査チームの資格・経験  森林管理認証審査チームには、①　認証規格（SGEC森林管理認証規格等）に関する知識、②　認証審査に関する知識が必要とされるほか、以下に規定される資格を有する者で、「a)～f)」の者については最低2年間の勤務経験を有する者、若しくは「g)」に該当する者の内いずれかのメンバーとする。  ａ） 農学に関する博士号取得者  ｂ） 技術士（森林部門）  c）　森林総合監理士（フォレスター）  ｄ） 林業技士（森林総合監理部門）  e） 林業普及指導員経験者  f） 林業改良普及員（AG）経験者  g） 林業専門技術員（SP）経験者  h） 林業経営・管理・指導・研究経験者  ［経験年数］  ・大学院修了4年以上  ・大学卒6年以上  ・短大卒8年以上  ・高校卒12年以上  **2.2.1.2**　審査力量・教育  認証機関は、審査要員の審査における役割と技能スキルについて、ISO 19011に基づく基準を設け、研修を実施しなければならない。なお、SGEC-FM認証トレーニングの受講修了者（修了書を授与された者）は、当該受講修了者が所属する組織内において伝達トレーニングを実施する資格が付与される。  **2.2.2**　評価結果のレビューの実行者（レビューアー）又は認証の決定者（個人又はグループ）の資格・力量要件  評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していなければならない。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証規格、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していなければならない。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。  **2.3**　プロセス要求事項  **2.3.1**認証の申請  **2.3.1.1**　認証申請者からの情報提供要請  認証申請者は、SGEC運営文書、SGEC森林管理認証規格等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも次の事項が含まれる。  ａ） 森林の区域  ｂ） 森林構成等  ｃ） 森林管理計画（施業マニュアル等を含む）  ｄ） グループ森林管理認証の場合は、グループ主体及加盟者並びにその者の間で協定した約定事項等  **2.3.1.2**要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供及び審査計画の通知  **2.3.1.2.1** 認証申請者はSGEC規準文書3:202X、SGEC森林管理規格等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、関連文書及び現地確認を実施するに必要な基本的な事項が含まれる。  **2.3.1.2.2**　認証機関は、審査行為の遂行と日程に関する合意の基盤を作るために、審査ごとの審査計画が確実に立てられるための手順を文書化しなければならない。その審査計画は、申請者に伝えられ、また、申請者との間に日程に関する事前の合意が取り付けられなければならない。  **2.3.1.2.3** 認証機関は、ISO19011 の6.3 項に従って、森林管理認証規格と審査基準との適合性を判定するため、現場審査の前に申請者の文書をレビューしなければならない。  **2.3.1.3**　グループ森林管理認証  SGEC規準文書3-1:202X「グループ森林管理‐要求事項」による。  **2.3.2**　評価  認証機関は、森林管理認証 の初回審査をISO19011 の6.4 項にある関連指針に従って実行しなければならない。初回の審査および再認証の審査は、現場で実行しなければならない。  **2.3.2.1**文書審査（初回、更新）  SGEC運営文書、SGEC森林管理認証規格等による審査に必要な範囲において、現地審査に入る前に、認証申請者より提出された文書をレビューしなければならない。  **2.3.2.2** 認証審査工数の決定（初回、更新）  SGEC規準文書3:202Xに基づき、関連文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。  **2.3.2.3**　評価報告  **2.3.2.3.1**　評価対象の確認  評価報告書では、申請者の組織及び申請認証対象森林が特定されていなければならない。  **2.3.2.3.2**　認証基準の明示  評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。  a)　森林管理認証要求事項（SGEC規準文書3：202X）  ｂ） 商標使用要領（SGEC規準文書6:202X及び同6-1：202X）  但しPEFC商標を使用する場合はPEFC ST 2001:2020 PEFC商標使用規則－要求事項による。  ｃ)　その他必要な森林管理認証に係る規格  **2.3.2.3.3**　レビュー  ISO/IEC17065 の第7.5 項に定められるすべての要求事項が適用される。  **2.3.2.4**認証審査（認証の決定）  **2.3.2.4.1** 認証審査の所見は、重大な不適合、軽微な不適合および要観察事項、として分類しなければならない。  **2.3.2.4.2** 重大不適合及び軽微不適合は是正されなければならず、是正行為は認証や更新認証を授与する前に認証機関による検証を受けなければならない。  **2.3.2.4.3** 定期審査において確認された重大不適合及び軽微不適合は、組織による、不適合解消のための是正処置を伴わなければならない。日程を含む是正処置の計画は、認証機関によるレビューの上、容認されなければならない。定期審査において確認された重大不適合の是正と認証機関によるその検証の完了のための時期・時間は、認証機関自身の規則に従うが、3 ヶ月を超えてはならない。軽微不適合の是正処置は、遅くとも次回の定期審査までの間に検証されなければならない。  **2.3.2.4.4** 初回審査、定期審査、及び、更新審査において確認された不適合に関するすべての是正処置は、認証機関による現場検証、又はその他の適切な検証方法による検証を受けなければならない。  **2.3.3**　認証文書  **2.3.3.1**　認証書の交付  認証機関はSGEC規準文書1：202Xの「3」に基づき森林管理認証を可とした者に認証書を交付するとともに森林管理認証を取り消した場合にはその旨当該森林管理者等に通知する。  **2.3.3.2**　認証書の情報項目  認証書の情報項目には、SGEC森林管理規格等により審査された認証であることを示す正式な証明書として必要な項目を含んでいなければならない。それには、少なくとも以下の情報を含んでいなければならない。  ａ） 認証機関  ｂ） 森林管理者等の名称及び住所  ｃ） 認証森林の所在地及びその面積  ｄ） 有効期間  **2.3.3.3**　有効期間  SGEC規準文書１：202Xの「3」による。  **2.3.3.4**　認証範囲  ａ） 適用された森林管理認証規格  ｂ） 認証森林の所在地及びその面積  ｃ） その他1.1.2.1項で定義される製品及びサービス  **2.3.4**　認証結果のSGEC/PEFCジャパンへの報告  認証機関は、SGEC規準文書１：202Xの「3」で規定する認証状態をSGEC PEFCジャパンへ報告する。  **2.3.5**　定期審査  **2.3.5.1**　定期審査実施頻度  SGEC規準文書1：202Xの「3」による。  2.3.5.2　定期審査工数の決定  定期審査工数については、関係文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を当該認証機関が決定する。なお、現地確認に係る事項については、現地において必要な確認を行う。  附則  この改正文書は、20X年XX月XX日から施行する。  **付属書１**  **SGEC認証機関の認定要件**  SGEC/PEFCジャパンは、森林管理認証について次の要件を満たす認証機関によって実行されることを求める。  (1)  国際認定フォーラム（IAF）の国際相互承認協定（ＭＬＡ）に署名した認定機関より、 製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）により適合している旨の認定をされていなければならない。  (2) 当該認定の範囲には、その時点で明確に有効な、森林管理認証に係るSGEC規準文書　3：202X、  SGEC規準文書3-1：202X及びこれに関連する文書を含むこと、更にはその後制定、改正されたSGEC/PEFCジャパンのウェブサイト上に提示される要求事項を含まなければならない。  また、認定の適用範囲は、認証機関の認定評価の基準となったISO/IEC 17065及びその他の要求事項を明示しなければならない。  (3) 日本において法人登記がなされていなければならない。  **付属書２**  **SGEC認証機関の公示について**  SGEC認証機関は、SGEC/PEFCジャパンによる公示を受けなければならない。SGEC の公示に当たって、認証機関は、SGEC/PEFCジャパン が承認する有効な認定を受けていなければならない。SGECの公示を受けた認証機関は、SGECに対し、SGEC/PEFCジャパンが定める処に従って授与した認証に関する情報を提供しなければならない。  注意書：授与された認証情報には、通常、認証書の保有者の識別情報、授与された認証の適用範囲、SGEC公示料金を決めるための森林管理認証取得者の認証面積が含まれる。  SGEC公示によって、SGEC/PEFCジャパンは、その定めるSGEC公示料金の支払いを認証機関に対して請求することができる。  **付属書3**  **認証機関の審査員の要件**  **１. 適用範囲**  認証機関の審査員及びその他の要員の要求事項については、SGEC規準文書5-2同5-3によるほか本文書によるものとする。  　なお、PEFC認証機関の審査員の要求事項については、PEFC ST 2003:2020及びAnnex6に基づかなければならない。  　本文書は、ISO/IEC17065の認証機関の要員に係るすべての要求事項が適用される。  **2. 認証行為に関わる要員**  認証機関は、契約書のレビュー、審査、認証の授与、審査員の監視などの重要な行為を実行するすべての要員が、それらの行為に関連する適切な知識及び力量を有することを確実にしなければならない。  **3.　審査員**  認証機関は、審査員がISO 19011の関係の規定に準じた知識及び技能を有していることを確実にしなければならない。  **3.1**　教育プログラム  認証機関は、審査員がSGECの認める認証規格に基づく教育プログラム（SGEC基準文書5-3付属書）に参加することを確実にしなければならない。当該教育プログラムの参加以降においては、2カ年の間に同教育プログラムに１回以上参加していることを確実にしなければならない。  **3.2**　審査訓練若しくは審査経験  認証機関は、審査員が次に示す審査訓練を受けているか、若しくは審査経験を有していることを確実にしなければならない。  **3.2.1**　審査訓練  認証機関は、審査員がSGEC規準文書5-3の付属書に定める審査訓練を終了していることを確実にしなければならない。  **3.2.2**　審査経験  認証機関は、SGEC規準文書5-3の付属書に定める審査員資格を得るための審査の経験及び同資格を維持するための審査経験を有することを確実にしなければならない。  **3.3**　力量  **3.3.1**　認証機関は、審査員がSGEC規準文書1、同３及び同４に係わる用語、知識、理解、及び技能を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。  **3.3.2**　認証機関は、審査員が特に次の分野における知識及び技能等を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。  ａ） 審査の原則、手順、及びテクニックについて、審査員がこれらを適切に適用し、審査が一貫した体系的方法で実行できることを可能とするための力量  ｂ） 組織の規模、構造、機能、取引関係、全般的なビジネスプロセス、顧客組織に関する知識等の状況について、審査員が組織の業務の背景を理解するための力量  ｃ） SGEC規準文書3「2　国際条約・国内法とSGEC/PEFC関連文書」及びSGEC規準文書４「3-7　問題のある出処」の遵守等について、審査員が森林管理並びに林産原材料の調達及び出所に問題がある原材料の回避に関連する国際法、国内法の森林統制や法令の執行などについて、理解し、顧客組織による出所に問題がある原材料の調達の回避の手順に関する評価を可能にするための力量  **3.3.3**　認証機関は、審査員の審査実施頻度やその行為に関わるリスクのレベルに基づき、審査の立合い、審査報告書のレビュー、顧客組織の意見などの方法を活用して、審査員の年次モニタリングの証拠書類を策定し、SGEC/PEFCジャパンの求めに応じてSGEC/PEFCジャパンに提出しなければならない。特に、認証機関は訓練の必要性を見極めるために、その成績に照らした審査員の力量に関するレビューをしなければならない。  **4. 審査チーム**  認証機関は、審査チームの編成について前記「3」項に定める要求事項を満たす審査員（単数または複数）によって構成しなければならない。  **付属書４　　　　　　　　　　　グループ森林管理認証**  **1. 適用範囲**  　本付属書はSGEC規準文書3-1「グループ森林管理‐要求事項」を満たすグループ森林管理を認証する認証機関に対する要求事項を定める。  **2. 認証機関に関する適格性基準**  認証機関は、評価のプロセスを開始する前に、本付属書とSGEC規準文書3-1が規定する適格基準に関する情報を申請者に提供しなければならない。また、万一グループ森林管理認証に関する適格基準が満たされない場合は、評価を継続することができない。評価のプロセスを開始する前に、認証機関はこれらの適格基準に関する不適合が審査中に発覚した場合は、認証書が発行されないことを申請者に伝えなければならない。  **2.1** 契約書のレビュー  **2.1.1** 認証機関の手順においては、当初の契約のレビューにより、認証の対象となる加盟者の範囲に含まれる行為の複雑性と規模、及びSGEC規準文書3-1の「9.3　内部監査プログラムにおける加盟者の選定」で規定するサンプリングのレベルを決定する根拠としての加盟者間のあらゆる相違が確認されることを確実にしなければならない。  **2.1.2**　認証機関は、認証を遂行する上で契約上の相手方である申請者のグループ主体の機能を確認しなければならない。契約の合意は、認証機関による申請者のすべての加盟者における認証活動を可能とするものでなければならない。  **2.1.3** 認証機関は、前「2-1-1」及び「2-1-2」が要求する行為が実行されたかどうかを示す記録を保持しなければならない。  **2.2**審査  **2.2.1** 認証機関は、グループ森林管理認証の審査を処理するための手順を文書化しなければならない。文書化、記録のレビュー、現場審査などを含む審査手順について、認証機関は、森林管理認証の要求事項が実際に全加盟者にわたって適用され、また、SGEC規準文書3-1を含む森林管理認証規格のすべての基準が遵守されていることを確認する方法を確立しなければならない。  **2.2.2** 評価・監査に複数の審査チームが関与する場合においては、認証機関は、すべての審査チームの審査結果を統括し、総合的な報告書を作成する責任を有する一人のリード審査員を指定しなければならない。  **2.3**不適合  **2.3.1** グループ森林管理認証の申請者の内部監査または認証機関の審査によって、いずれかの加盟者における不適合が発見された場合は、その他の加盟者が受ける影響について判断するための調査を実行しなければならない。認証機関は、当該不適合がすべての加盟者に影響し当該申請人の森林管理の全般的な不具合をもたらすものであるかどうかを判断するために、申請者に対しその不適合のレビューを要求しなければならない。  もし、当該不適合が申請者の加盟者全般の不具合をもたらすものであると判断された場合は、是正行為がグループ主体及び個々の加盟者においても実行されなければならない。万一、そうではないと判断された場合は、申請者は認証機関に対しそのフォローアップに制限付けをする正当な理由を示すことが可能でなければならない。  **2.3.2** 認証機関は、これらの行為の証拠書類を要求し、コントロールの再構築について納得するまでサンプリング度数を増加しなければならない。  **2.3.3** 決定のプロセスにおいていずれかの加盟者に不適合があった場合、認証機関は、十分な是正処置が取られるまでの間、グループ森林管理申請者全体に対する認証を授与することができない。  **2.3.4** 申請者の単一の加盟者における不適合の存在によって起きた障害の解決を目的として、当該申請者が認証プロセスの期間中に問題を有する加盟者を認証の対象から除外することを要求した場合、これを認めることはできない。  **2.4** 認証書  **2.4.1** 認証書は申請者のグループ主体の名称と住所宛てに１通発行しなければならない。認証書に関連するすべての加盟者のリストは、認証書上、関係附属書又は認証書上に言及するか、又はその他の形式に基づき作成されなければならない。  **2.4.2** 子（支）認証書（sub-certificate）は、加盟者毎に発行することが可能である。  **2.4.3** グループ主体又は加盟者が認証書の維持に必要な規格を満たさない場合、当該認証書は全体的に無効となる。（前記2.2 項を参照）  **2.4.4** 加盟者のリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、グループ主体に対し、加盟者の新規加入、脱退及び管理形態の変更などに関する情報の伝達を要求しなければならない。その様な情報の通達がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従ってしかるべき措置を取らなければならない。  **2.4.5** 監査又は再評価の結果として既存の認証書に加盟者を追加することは可能である。認証機関は新しい加盟者の追加に関する手順を有していなければならない。  **3. 審査時間**  **3.1** 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針に関して、グループ森林管理の審査に費やす時間の正当な理由を示すことが可能でなければならない。  **3.2** 初回審査、定期審査及び更新審査の一環として加盟者ごとに費やす最低限の審査時間は、SGEC規準文書5-1の「Ⅱ.3.2.2」項の定める初回審査と同様である。森林管理認証規格の要求事項のうち、グループ主体でのみ審査される項目で加盟者に関連しないものを考慮して省略することは可能である。  **3.3** グループ主体については、審査される項目を省略することは許容されない。 | SGEC附属文書  2-10 2014  理事会  2018.4.1  **SGEC/PEFC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項(抜粋　森林管理)**  目次  Ⅰ序  　　序文  1　適用範囲  1.1　認証機関  1.2　対象製品  1.3　認証対象製品の評価  1.4　認証機関の要件  1.5　森林管理及びCoC認証申請者  1.6　認証機関の評価活動の一部外部委託  1,7　機密性  **1.2**重大及び軽微不適合並びに要観察事項  Ⅱ　森林管理  1　一般要求事項  1.1　ロゴマークの使用  2　資源に関する要求事項  2.1　認証審査員の資格・力量基準・教育  2.1.1　認証審査チームの資格・経験  2.1.2　審査力量・教育  2.1.3　評価結果のレビューアー又は認証の決定者（個人またはグループ）の資格・力量要件  3　プロセス要求事項  3.1　認証申請  3.1.1　認証申請者からの情報提供要請  3.1.2　要求事項の選択肢に応じた認定申請者に求められる情報提供  3.1.3　グループ森林管理認証  3.2　評価  3.2.1　文書審査（初回、更新）  3.2.2　認証審査工数の決定（初回、更新）  3.2.3　評価報告  3.3　現地サンプリング調査(削除)  3.3.1　サンプリングの方法論(削除)  3.3.2　サンプル数(削除)  3.3.3　追加サイト  3.4　認証文書  3.4.1　認証書の交付  3.4.2　認証書の情報項目  3.4.3　有効期間  3.4.4　認証範囲  3.5　認証結果のSGECへの報告  3.6　定期審査  3.6.1　定期審査実施頻度  3.6.2　定期審査工数の決定  Ⅲ　森林生産物の分別管理（CoC）(削除)  関連文書  ・SGEC附属文書2-10-1-1 「SGEC認証機関の認証要件」  ・SGEC附属文書2-10-1-2「 SGEC認証機関の公示について」  ・SGEC附属文書2-10-1-3　 SGEC国際認証制度（PEFCとの相互承認に基づくSGEC認証制度）創設に伴う移行措置  ・SGEC 附属文書2-10-1-4　 SGEC認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について  ・SGEC附属文書2-10-2「統合CoC管理事業体認証」  ・SGEC附属文書2-10-3「認証機関の審査員の要件」  ・SGEC附属文書2-10-4（欠番）  ・SGEC附属文書2-10-5「SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について」  ・SGEC附属文書2-10-6　グループ森林管理認証  **序**  本文書は、SGEC認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC運営文書」という）及びSGEC運営文書第３条で規定する「SGEC・認証規格（森林管理認証基準・指標・ガイドライン及びCoC認証ガイドライン）」に基づくSGEC認証スキームの下で認証業務を行う認証機関に関する要求事項を定める。  但し、PEFCの認証業務を行う認証機関は、PEFC ST 2003:2012及び同付属書１に規定する要件を満たす機関とする。  １　適用範囲  1.1　認証機関  SGEC認証スキームの下で森林管理認証を行う認証機関（以下、「森林管理認証機関」という）及びCoC認証を行う認証機関（以下、「CoC認証機関」という）に適用する。  本文書は、認証機関に対して「製品認証機関に関する国際規格（ISO／IEC　17065）」に基づく要求事項のほか本制度に係る個別・具体的な要求事項を定める。  1.2　対象製品  1.2.1　森林管理認証の対象は、SGEC認証スキームで規定されたプロセスで管理された森林、及びそこで生育する立木、そこから生産される丸太、その他森林生産物及びこれに関連する森林サービスとする。（「SGEC運営文書」第10条）  1.2.2　CoC認証の対象は、認証森林の森林生産物とする。ただし、認証生産物にはリスク管理がなされた原材料を含む場合もある。  1.3　認証対象製品の評価  森林管理認証機関及びCoC認証機関が前１及び２項の製品を評価するための基準等は以下のとおりである。   * 森林管理認証：SGEC文書3「SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン」 * CoC認証：SGEC文書４「SGEC-CoC認証ガイドライン」及び同ガイドラインに係る附属文書4-1「SGEC認証原材料に関する文書」   1.4　認証機関の要件  森林管理及びCoCの認証機関は、SGEC認証スキームに規定される認証機関に要求される事項を満足しなければならない。（SGEC運営文書　第5章）  1.5　森林管理及びCoC認証申請者  1.5.1　森林管理認証については、森林の管理に関する法的権利を有する者がその管理する森林について申請した者とする。但し、「SGEC附属文書2-4グループ森林管理認証の要件」を満たす者を含む。  1.5.2　CoC認証については、SGEC認証材を取り扱うことを希望する者で当該CoC管理事業体の認証を申請した者とする。但し、「SGEC附属文書2-8統合CoC管理事業体の要件」を満たす者を含む。  1.6　認証機関の評価活動の一部外部委託  1.6.1　認証機関が評価活動の一部を外部に委託する場合には、「ISO／IEC 17065」に規定する外部委託に係る要求事項を満たさなければならない。  なお、この場合、外部委託機関の適格を判断するに当たっては、同機関が、森林管理認証に関しては本文書の「Ⅱ.2.1」また、CoC認証に関しては「Ⅲ.2.1」に、それぞれ規定する「認証審査員の資格・力量基準・教育」の要件を満たし、かつ、その他関連する要求事項に関する知識・経験を有する要員を保有していることを要件とする。  1・7 機密性  認証機関は、CoC管理事業体がSGECに対する情報提供の義務を負うことを通知しなければならない。  ISO/IEC17065 に規定される機密に関する要求事項を遵守するために、認証機関はCoC管理事業体からSGECに対し情報提供をする旨の同意を書面にて徴求しなければならない。  2. 重大及び軽微不適合並びに要観察事項  2.1　重大不適合  森林管理認証若しくはCoC の基準等（規格）のうち一つまたはそれ以上の要求事項の実行または維持の欠如または不履行であり、該当CoC の機能および効果に対するシステム上のリスクを招く恐れがあるもの、又は、CoC管理事業体による認証原材料の主張に関する信頼性に影響を及ぼすもの、或いは、その両方に該当する場合  注意書：重大不適合は、単独の不適合、または、全体として重大不適合を形成すると判断される複数の関連する軽微不適合であることがある。  2.2　軽微不適合  CoC 規格の要求事項に関する単一の不履行で、CoC の機能および効果に対するシステム上のリスク招くことがないか、CoC管理事業体（供給者）による認証原材料の主張に関する信頼性に影響を及ぼすことがないもの、或いは、その両方に該当する場合  2.3　要観察事項  不適合ではないが、将来的に不適合となる可能性があるものとして審査チームが検出した評価判定  Ⅱ　森林管理  1　一般要求事項  1.1　ロゴマークの使用  1.1.1　ロゴマーク使用ライセンス  認証機関がロゴマークを使用する場合は、SGEC運営文書第2条に定める「SGECロゴマーク」及び附属文書2-2「SGECロゴマーク使用要領」及び附属文書2-2-1[SGECロゴマークライセンスの発行]による。  但し、PEFCロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則－要求事項　第二版及びPEFC GD 1005「PEFC 評議会によるPEFC ロゴライセンスの発行」による  1.1.2　ロゴマーク使用上の注意点についての依頼者への明示  前項と同文書による。  1.1.3 ロゴマーク使用についての CoC管理事業体への注意  認証機関が認証書類上にSGECロゴマーク/PEFC ロゴを使用する場合は、その認証書類  のロゴマークはCoC管理事業体によるCOC 規格の遵守を示すものであって、そのCoC管  理事業体に対してSGECロゴマーク/PEFC ロゴ使用の権利を与えるものではないことを  明確に示さなければならない。  2　資源に関する要求事項  2.1　認証審査員の資格・力量基準・教育  2.1.1　認証審査チームの資格・経験  森林管理認証審査チームには、①　認証基準（SGEC森林管理基準）に関する知識、②　認証審査に関する知識が必要とされる他、以下に規定される資格を有する者で、「a)～f)」の者については最低2年間の勤務経験を有する者若しくは「g)」に該当する者の内いずれかのメンバーを含む。  ａ）農学に関する博士号取得者  ｂ）技術士（森林部門）  ｃ）林業技士（森林総合監理部門）  ｄ）林業普及指導員  ｅ）林業改良普及員（AG）経験者  ｆ）林業専門技術員（SP）経験者  ｇ）林業経営・管理・指導・研究経験者  ［経験年数］  ・大学院修了4年以上  ・大学卒6年以上  ・短大卒8年以上  ・高校卒12年以上  2.1.2　審査力量・教育  認証機関は、審査要員の審査における役割と技能スキルについて、ISO 19011に基づく基準を設け、研修を実施しなければならない。  2.1.3　評価結果のレビューアー又は認証の決定者（個人又はグループ）の資格・力量要件  評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していなければならない。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していなければならない。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。  3　プロセス要求事項  3.1　認証の申請  3.1.1　認証申請者からの情報提供要請  認証申請者は、SGEC運営文書、SGEC森林管理基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも次の事項が含まれる。  ａ）森林の区域  ｂ）森林構成等  ｃ）森林管理計画（施業マニュアル等を含む）  ｄ）グループ森林管理認証の場合は、グループ主体及加盟者並びにその者の間で協定した約定事項等  3.1.2　要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供及び審査計画の通知  3.1.2.1 認証申請者はSGEC運営文書、SGEC森林管理基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも別に示す「SGEC森林管理基準適合性確認事項」に基づき、文書及び現地確認を実施するに必要な基本的な事項が含まれる。  3.1.2.2　認証機関は、審査行為の遂行と日程に関する合意の基盤を作るために、審査ごとの審査計画が確実に立てられるための手順を文書化しなければならない。その審査計画は、申請者に伝えられ、また、申請者との間に日程に関する事前の合意が取り付けられなければならない。  3.1.2.3 認証機関は、ISO19011 の6.3 項に従って、森林管理認証規格と審査基準との適合性を判定するため、現場審査の前に申請者の文書をレビューしなければならない。  3.1.3　グループ森林管理認証  SGECＳ運営文書第５条１項（2）及び「附属文書２－４　グループ森林管理認証の要件」による。  3.2　評価  認証機関は、森林管理認証 の初回審査をISO19011 の6.4 項にある関連指針に従って実行しなければならない。初回の審査および再認証の審査は、現場で実行しなければならない。  3.2.1　文書審査（初回、更新）  SGEC運営文書、SGEC森林管理認証基準等による審査に必要な範囲において、現地審査に入る前に、認証申請者より提出された文書をレビューしなければならない。  3.2.2認証審査工数の決定（初回、更新）  SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドラインに基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。  3.2.3　評価報告  3.2.3.1　評価対象の確認  評価報告者は、申請者の組織及び申請認証対象森林を確認しなければならない。  3.2.3.2　認証基準の明示  評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。  a)　森林管理認証要求事項（SGEC文書3「3」）  b) SGEC森林管理基準適合性確認事項（SGEC附属文書2-10-1）  c) SGEC2-2 ロゴマーク使用要領  但しPEFCロゴを使用する場合はPEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則－要求事項　第二版  d)　その他必要な認証規格  3.2.3.3　レビュー  ISO/IEC17065 の第7.5 項に定められるすべての要求事項が適用される。  3.2.4　認証審査（認証の決定）  3.2.4.1認証審査の所見は、重大な不適合、軽微な不適合および要観察事項、として分類しなければならない。  3.2.4.2重大不適合および軽微不適合は是正されなければならず、是正行為は認証や更新認証を授与する前に認証機関による検証を受けなければならない。  3.2.4.3定期審査において確認された重大不適合および軽微不適合は、組織による、不適合解消のための是正処置を伴わなければならない。日程を含む是正処置の計画は、認証機関によるレビューの上、容認されなければならない。定期審査において確認された重大不適合の是正と認証機関によるその検証の完了のための時期・時間は認証機関自身の規則に従うが、3 ヶ月を超えてはならない。軽微不適合の是正処置は、遅くとも次回の定期審査までの間に検証されなければならない。  3.2.4.4 初回審査、定期審査、および、更新審査において確認された不適合に関するすべての是正処置は、認証機関による現場検証、又はその他の適切な検証方法による検証を受けなければならない。  3.3　現地サンプリング調査  3.3.1　サンプリングの方法論  3.3.1.1　現地審査のサンプリングの認証申請森林の適合性基準は、「附属文書２－４グループ森林管理認証の要件」を満たす森林とするが、森林の管理に関する法的権利を有する者がその管理組織に支部組織等を有し前記「グループ森林管理認証の要件」に準ずる要件を備える法人等が経営する広域の森林（以下「広域森林管理」という）について申請した場合を含む。  3.3.1.2　認証申請された森林区域において地理的、自然的、社会的、経済的な条件を勘案した１つの森林管理計画等によって一体的に管理できる森林を１つのサイトとする。認証申請者が複数のサイトを持つ場合、森林管理認証機関は現地審査のためにサイトをサンプリングすることができる。認証機関は、森林管理とグループ認証のサイトや運用のすべての相違点が審査されることを確実にするために現地審査のためのサイト選択の妥当性を実証しなければならない。なお、この場合のサイトについては、認証申請森林が異なる「市町村森林整備計画（森林法第10条の5）」の区域に所在する場合には、その異なる区域毎に一つのサイトとすることを基本とし、現地の実態を考慮し必要な場合は「市町村森林整備計画」の区域を「地域森林計画（森林法第5条）」又は「国有林の地域別の森林計画（森林法第7条の2）」若しくはその他森林管理の区域とすることができる。  3.3.1.3　初回、定期、更新審査のためのサンプルは、審査の種類毎にサイトの代表的なカテゴリーに応じて決定しなければならない。以下の指標は、代表性を確実にするために使用されなければならない。  ａ）森林所有権の種類（例えば、国有林、公有林（財産区に分類される森林を含む）、私有林）  ｂ）森林経営状況（例えば、規模・拡がり、管理事務所等の管理組織及び委託若しくは直轄等の経営管理方法、森林経営計画等の森林計画の策定状況等）  ｃ）生物地理学的地域（例えば、森林帯等）  ｄ）人工林／天然林  ｅ）生物多様性の確保に重要な地域（例えば、水辺林等）  3.3.1.4　定期審査、更新審査の場合のサイトの選択基準は、他に3・3・1・2で説明した基本的な基準に加えて、次の事項を含まなければならない：  ａ）内部監査または従前の認証審査の結果  ｂ）苦情や是正処置及び予防処置の記録  ｃ）サイトの生産プロセスの重大な変動  ｄ）最後の認証審査以降の変更  ｅ）地理的分散  3.3.2　サンプル数  3.3.2.1　認証機関は、サンプル数の決定のために適切に文書化された手順を持たなければならない。  3.3.2.2　一般に、これらの手順は、次の計算に従うことが望ましい。  ａ）初回審査：3.3.1.3項を実施し、サンプルの数（Ｙ）は、一体的に管理できない離れたサイト数（Ｘ）の平方根であること。：（Ｙ＝√ｘ）は、上位の整数に切り上げ。  ｂ）定期審査：年間サンプル数は、離れたサイトの数の平方根に0.6を乗じた値であり（Ｙ＝0.6√ｘ）、上位の整数に切り上げること。  ｃ）更新審査：3.3.1.3項及び3.3.1.4項を実施し、サイトを決定した上で、サンプル数は初回審査の場合と同じであること。ただし、森林管理が直近3年間以上にわたって適切に維持されている場合には、サンプル数は係数0.8を乗じて（Ｙ＝0.8√ｘ）切り上げた整数に減らすことができる。  3.3.2.3　サンプル数は、3.3.1.2の基準に従って設定した代表性を確保したカテゴリーに配慮して変更することができる。  3.3.2.4　サンプル数の算出手順は、以下の指標の一つまたは複数を考慮して、認証機関が調整することができる。なお、定期審査において地理的なまとまりとして認証サイクル中に振り分けることができる。ただし、一認証サイクル中にすべてのサイトの代表性を有するサンプルをカバーしなければならない。  ａ）認証申請者の経営の規模・複雑さ、地理と自然条件の規模・複雑さ  ｂ）認証申請者の森林管理の従前の監査結果  ｃ）森林施業等事業実施個所  ｄ）サイトとグループメンバーの数の考慮  ｅ）内部監査プログラムの信頼性の質／レベル  3.3.3　追加サイト  すでに認証を受けたグループ森林管理及び広域森林管理認証のネットワーク等に新たに追加されたサイトのグループを適用する場合は、各々の新しいサイトグループは、サンプル数の決定にあたって独立した一つのセットと考える。その新規グループを認証書に含めた後は、それらの新しいサイトは、今後の定期審査または更新審査のサンプル数を決定するために、以前のサイトグループに組み込むことができる。  3.4　認証文書  3.4.1　認証書の交付  認証機関はSGEC管理運営文書第4条第2項及び同第6条第2項に基づき森林管理認証審査調書において森林管理認証を可とした者に認証書を交付するとともに同第８条第２項に基づき森林管理認証を取り消した場合にはその旨当該森林管理者等に通知する。  3.4.2　認証書の情報項目  SGEC運営文書、SGEC森林管理基準等により審査された認証であることを示す正式な証明書として必要な情報項目でなければならない。それには、少なくとも以下の情報を含んでいなければならない。  ａ）認証機関  ｂ）森林管理者等の名称及び住所  ｃ）認証森林の所在地及びその面積  ｄ）有効期間  3.4.3　有効期間  SGEC運営文書第6条による。  3.4.4　認証範囲  ａ）適用された森林管理認証規格  ｂ）認証森林の所在地及びその面積  ｃ）その他「Ⅰ」の「1-2-1」項で定義される製品及びサービス  3.5　認証結果のSGECへの報告  認証機関は、SGEC運営文書第4条2項、第6条2項、第7条2項、第8条2項に基づき取消しを含む認証状態をSGECへ報告する。  3.6　定期審査  3.6.1　定期審査実施頻度  SGEC運営文書第７条第１項による。  3.6.2　定期審査工数の決定  定期審査工数については、附属文書「2-5」の「１」の定期審査調査事項について書類及び現地確認を実施するのに必要な工数を当該認証機関が決定する。なお、同調査項目のうち「（１）森林管理の実施状況の確認」については、少なくとも現地において必要な確認を行う。  Ⅲ　森林生産物の分別管理（CoC）(削除)  附則　「1.1」の認証機関は「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」第１９条に基づきSGECの公示を受けている機関とするが、PEFCとの相互承認に移行した場合には、国際認定フォーラム（IAF）相互認証メンバーの認定機関より製品認証機関に関する国際規格（ISO／IEC 17065）に基づき認定を受けている認証機関でSGECの公示を受けている機関とする。  附則2　この文書の施行は、2014年7月1日とする。 但し、この文書の施行するに準備を要する認証機関にあっては、施行日以降6か月間の移行するための期間を設けることができるのもとする。  附則3  2015.3.25 一部改正  この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015年4月1日から施行する。 但し、SGEC認証制度がＰＥＦＣ認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2014年７月１日施行）の規定によることができることとする。  なお、更新（定期）審査に係るSGEC文書3並びに同４及び関連する文書で規定する認証規格に関する移行期間は2015年9月30日とする。  附則4  2015.10,14 及び2015.12,10一部改正  この改正文書(2015.10,14 改正)は、2016年1月1日から施行する。 但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2015年4月1日若しくは2014年7月1日施行）の規定によることができることとする。  附則5  この改正文書（2016.2.10日改正）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則6  この改正文書（2018.4.1日改正）は、2018年4月1日から施行する。  SGEC附属文書  2-10-1-1 2016  理事会  2016．4．1  **SGEC認証機関の認定要件（同左　略）（付属書1に統合）**  SGEC附属文書  2-10-1-2 2016  理事会  2016．4．1  **SGEC認証機関の公示について　（同左　略）（付属書2に統合）**  SGEC附属文書  2-10-3 2015  会長決済  2015.4.1  **認証機関の審査員の要件（同左　略）（付属書3に統合）**  SGEC附属文書  2-10-6　2016  会長決裁  2016．11．１  **グループ森林管理認証　（同左　略）** |
| **〇****SGEC規準文書5-2「SGEC-COC認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」　　他関係文書　　（改正部分：アンダーライン　　全面的改正）** | **SGEC/PEFC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項**  **(抜粋　COC)** |
| **SGEC基準文書5-2**  理事会　202X  202X.xx.xx  **SGEC-COC認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項（改正案）**  **（改正部分：アンダーライン　　　全面的改正）**  目次  前書き  序文  1 適用範囲  2 引用規格  3 用語と定義  4 全般的な要求事項  4.1　法律及び契約との関連事項  4.2　公平性の管理  4.3　債務と資金調達  4.4　非差別の条件  4.5　機密性  4.6　公開情報  5 構造に関する要求事項  6 資源に関する要求事項  6.1　認証機関の要員  6.1.1　総論  6.1.2　認証プロセスに携わる人員の力量の管理  6.1.3　要員との契約  6.2　評価のための資源  7 プロセスに関する要求事項  7.1　総論  7.2　申請  7.3　申請のレビュー  7.4　審査  7.5　レビュー  7.6　認証の決定  7.7　認証書類  7.8 認証製品の名簿  7.9　定期（サーベイランス）審査  7.10　認証に影響を与える変更  7.11　認証の終了、縮小、一時停止、または取り下げ  7.12　記録  7.13　苦情  8 マネジメントシステムに関する要求事項  8.1　認証機関の内部監査  ・付属書1　認証機関のSGEC公示  ・付属書2 SGEC公示に関してPEFC評議会が容認する認定  ・付属書3マルチサイトCOC認証  ・付属書4（審査報告書の最低限の内容  ・SGECガイド文書5「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について(ガイド)」　　(省略)  はじめに  本規格は、PEFC評議会（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）によって、その定めるPEFC ST 2003:2020「PEFC国際COC規格に基づき認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」に基づく適合性評価を受け、承認されている。  本規格は、SGEC-COC認証を行う場合には「SGEC規準文書4　森林及び森林外樹木産品のSGEC-COC-要求事項」に基づいて認証を行う認証機関の要求事項」について規定する。  なお、本規格は、「SGEC-COC認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」を規定しており、本規格で規定する認証機関は、当然、PEFC-COC認証行う場合の要件であるPEFC ST 2003:2020「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関－要求事項」を満たさなければならない。  SGEC-COC認証は、国際認定フォーラム（International Accreditation Forum ：IAF）の製品認証のための 国際相互承認協定(MLA)に調印し、IAFに加盟している認定機関（IAF加盟メンバー）による認定を受けた認証機関によって実行されなければならない。  認定機関による認証機関の認定は、認定を受けた認証機関の業務遂行に係る力量を確実なものにし、その業務や顧客のリスクの削減を実現する。IAFに加盟する認定機関は、最高の水準で認証機関の認定業務を実行し、その認定する認証機関に対し、関連する国際規格及びそれらの国際規格の適切な利用を推進するためにIAFガイダンスの遵守を求めなければならない。  このようなIAFに加盟する認定機関による認証機関の認定は、その各々の国の認定機関が行う認証機関の認定プログラムの間で同等性が確保されるよう、定期的ピア評価（regular peer evaluation：定期的相互評価）に基づいて実施される。このことによって、世界の特定の地域(国)において、当該認定を受けた認証機関によって適合性評価がなされた認証書を保有する組織（認証企業）は、世界のどの地域(国)においても認められる認証書を保有することとなる。  本規格は、SGEC附属文書2-10 2014の「Ⅲ」及びSGEC附属文書2-10-2並びにPEFC ST 2003:2012第2版を無効とし、これに代替する。  **序論**  SGEC-COC認証を行う機関は、ISO/IEC 17065、SGEC認証制度の関連規格、並びに本規格に定めるISO 19011の関連規定で定める要求事項を遵守することを求める。なお、PEFC-COC認証を行う機関は、PEFC国際認証制度で定める要求事項に基づき実施しなければならない。  **I**SO/IEC 17065は、製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する適合性評価のための要求事項（基準）を定めた国際規格である。  COCとは、調達された原材料の由来に関して入力された情報が、当該販売/譲渡された製品の由来に関する情報として出力される、即ち、製品の生産・加工・流通過程でその由来に関する情報を移達する一連の相互作用（相互関連行為）であり、COC認証とは、製品の生産・加工・流通過程のプロセスの認証、即ち、製品が森林から生産されて消費者に届けられるまでの間のプロセスの認証である。  SGEC-COC認証の要求事項は、SGEC規準文書４「森林及び森林外樹木産品のSGEC-ＣＯＣ-要求事項」及びSGEC規準文書6[SGEC商標使用規則]に定める。  なお、PEFC-COC認証の要求事項は、PEFC ST 2002「森林および森林外樹木製品のCOC－要求事項」及び（PEFC ST 2001「PEFC商標の使用規則」に定めている。  本規格において、「しなければならない（shall）」と規定している規格は、ISO/IEC 17065及びSGEC/PEFC-COC認証で定める要求事項に基づいて規定しており、COC認証を実行する上で遵守することが必須である。また、「するべきである（should）」と規定している規格は、その遵守が必須ではないとしても、COC認証の要求事項を満たすことが認められる手段として、IAF及びSGEC/PEFCジャパンが求める基準である。  本規格には、ISO/IEC17065、および、ISO19011の本文を含まない。これらは、ISOから入手可能である。  1．適用範囲  本規格は、SGEC規準文書１「SGEC認証制度の管理運営規則（以下「SGEC管理運営文書」という）の「5」で規定する認証機関のうちSGEC-COC認証を行う機関に関する要求事項を定める。  本規格は、「SGEC規準文書４に基づきSGEC-COC認証業務を行う認証機関が、遵守するべきISO/IEC17065及びその他の国際規格に追加して遵守するべきSGEC認証制度独自の要求事項を定める。  なお、本規格は、「SGEC-COC認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」を規定しており、認証機関の認定要件である認定範囲にはSGEC-COC規格にPEFC-COC規格を加え、その適用範囲は、PEFC-COC認証を行う場合の要求事項であるPEFC ST 2002:2020　 PEFC国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関－要求事項」を含むものとする。  2.　引用規格  日付のある参考文書については、言及されたバージョンのみが適用される。日付のないものについては、その参考文書の最新版が適用される。（修正分を含む）  ・SGEC規準文書4：202X「SGEC森林及び森林外樹木産品COC-要求事項」  ・PEFC ST 2002:2020「森林及び森林外樹木産品-要求事項」  SGEC規準文書5-1: 202X「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  ・PEFC国際規格：PEFC ST 2003:2020「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」  ・SGEC規準文書6: 202X「SGEC商標使用規則-要求事項」  ・PEFC国際規格：PEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則-要求事項」  ・SGEC規準文書5-3「 SGEC/PEFC認証・認定の手順」  ・PEFC国際規格：Annex6　認証認定・手順  IAF MD 2　認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF基準文書  IAF MD 4　認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法 (“CAAT”)についての基準  ISO/IEC 17000　適合性評価 - 用語及び一般原則  ISO/IEC 17065　適合性評価 – 製品、プロセスおよびサービス認証を実行する認証機関のための要求事項  ISO 19011　マネジメントシステムの審査のための指針  ISO/IECガイド2:2004 標準化及び関連活動－一般用語  3.　用語と定義  本規格の目的のために、ISO/IEC 17000、ISO/IEC 17065、ISO/IEC 19011、ISOガイド2、PEFC ST 2002にある関連定義が下記の定義と併用される。  **3.1**審査  審査基準(規格)への適合性評価を目的として、客観的な証拠に基づき評価するための体系的で、かつ、独立し、文書化されたプロセス。  注意書　本文書における「審査」の用語は、ISO/IEC 17065で使用される「評価」と同義である。  **3.2**認証の決定者  審査のプロセスに関与していない個人、又は委員会等で、認証を決定する者として認証機関から指名を受けた個人又は委員会等。  **3.3**　COC規格  SGEC文書４「森林及び森林外樹木産品のSGEC-ＣＯＣ-要求事項」及びPEFC ST 2002「森林および森林外樹木製品のCOC－要求事項」で定める規格  **3.4**　顧客組織  COCの認証を受けているか、若しくはその申請を行っている組織。マルチサイト組織を含む。  注意書：本規格で使用する「顧客組織」とは、ISO/IEC 17065において使用されている「供給者」と同義である。  **3.5**　重大不適合  COC規格の要求事項の一つ又はそれ以上の事項の実行や維持の欠如又は不履行があり、当該顧客組織のCOCの機能及び効果に対するシステム上のリスクを招く恐れがあるもの、及び/又は、当該顧客組織(供給者)による認証原材料への主張に対する信頼性に影響を及ぼすもの。  注意書　重大な不適合とは、単独の重大な不適合、又は、個々については軽微不適合であっても、その関連する複数の不適合が全体として重大な不適合を形成すると判断されるもの。  **3.6**　軽微不適合  COC規格の要求事項に関する単一の不履行で、当該顧客組織のCOCの機能及び効果に対するシステム上のリスクを招くことがないもの、及び/又は、当該顧客組織（供給者）による認証原材料への主張に対する信頼性に影響を及ぼすことがないもの。  **3.7**観察事項  COC認証において、不適合ではないが、審査チームによって改善の余地が確認された評価の所見。  **3.8**　テクニカルエクスパート  審査チームに対して特定の知識又は専門的な所見を提供する者。  4. 全般的な要求事項  顧客組織のCOC認証の評価に用いられる基準は、COC規格と関連する遵守するべき必須事項を定めた本規格とその付属書及びSGEC/PEFC商標使用規則規格の最新版において規定される。  注意書　COC規格及び商標規格の最新版、その修正版、及び関連する移行期間はSGEC/PEFCジャパン及びPEFCの公式ウェブサイトから入手可能である。  **4.1**　法律及び契約との関連事項  ISO/IEC 17065：2012の4.1項にあるすべての要求事項が適用される。  **4.1.1**　認証機関が認証書類上、又はSGEC認証制度に関連するその他の目的に、SGEC商標を使用する場合は、SGEC/PEFCジャパンが発行する有効なライセンスに基づき、かつSGEC商標を使用する場合にはSGEC商標使用規則に従わなければならない。なお、SGEC/PEFCジャパンは、PEFC評議会から「PEFC認証制度の管理契約書」の基づき、日本に所在する認証COC等に対するPEFCのライセンスの発行について委任を受けている。  **4.1.2**　認証機関が、顧客組織に対する認証書類上にSGEC商標を使用する場合、当該認証書類に使用された商標は、当該顧客組織がCOC規格を遵守している旨を示すものであって、その顧客組織に対してSGEC商標の使用の権利を与えるものではないことを明確に示さなければならない。なお、顧客組織が商標の使用の権利を取得するためには、SGEC商標使用規則に基づき、別に商標使用許可を取得しなければならない。  注意書：有効なSGEC認証証書を有する組織は、SGEC/PEFCジャパンが締結するSGEC商標使用契約に基づき、顧客組織独自の商標番号(ライセンス番号)を取得し、これを付した上で、SGEC商標使用規則を遵守しつつ「製品上」又は「製品外」使用を行うことができる。  **4.2**　公平性の管理  ISO/IEC 17065:2012の4.2項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **4.3**債務と資金調達  ISO/IEC 17065:2012の4.3項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **4.4**　非差別の条件  ISO/IEC 17065:2012の4.4項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **4.5**　機密性  ISO/IEC 17065:2012(E)の4.5項に規定されるすべての要求事項が適用される。  認証機関は、顧客組織がSGEC/PEFCジャパンからの要求があれば審査報告書のコピーを含む情報を提供する責務を負うことを顧客組織に通知しなければならない。ISO/IEC 17065の機密性に関する要求事項を遵守するために、認証機関は顧客組織にSGEC/PEFCジャパンに対して情報提供をする旨の同意を書面にて要求しなければならない。  **4.6**　公開情報  ISO/IEC 17065:2012の4.6項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **5. 構造に関する要求事項**  ISO/IEC17065:2012の5項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **6. 資源に関する要求事項**  **6.1** 認証機関の要員  **6.1.1** 総論  ISO/IEC17065:2012の6.1.1項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **6.1.1.1**認証行為に携わる要員  **6.1.1.1.1**　認証機関は、契約書のレビュー、審査、認証の授与、審査員の監督などの主要な行為を実行するすべての要員が、それらの行為に関連する適切な知識及び力量を有していることを確実にしなければならない。  **6.1.1.1.2**　男女平等が促進されなければならない。  **6.1.1.2**　審査員  認証機関は、審査員がISO 19011:2018の7.1、7.2.1、7.2.2、7.2.3.1、7.2.3.2および7.2.3.4の各項に則した人格、知識及び技量を有していることを確実にするためのプロセスを文書化しなければならない。  **6.1.1.2.1**　教育  **6.1.1.2.1.1**　認証機関は、当該審査員が下記のいずれかの資格を有する者であることを確実にしなければならない。  ａ） 農学に関する博士号取得者  ｂ） 技術士（森林部門）  c) 森林総合監理士（フォレスタ―）  ｄ） 林業技士（森林総合監理部門）  e） 林業普及指導員経験者  f） 林業改良普及員（AG）経験者  g） 林業専門技術員（AP）経験者  h） 森林生産物の検査経験を有するJAS検査員  i） 林産物関連業務・関連審査・関連研究経験者  以上のほか、認証機関は、COC審査を行う審査員が少なくとも、実行するCOC審査に関連する分野の林産品あるいは関連産業に関連性があるコース(教育課程)を含むか、又はそれが補足されるコース(教育課程)を有する中等教育以上で履修した知識と同等の知識を有していることを確実にしなければならない。  注意書：中等教育とは、国の教育制度において初等レベルの次の教育であり、大学、又はそれに類する教育機関への入学前に終了しているものを言う。  **6.1.1.2.1.2** 森林及び森林外樹木産品関連産業に関する就業経験が、本規格が求める当該分野に関する特的の教育と同等であることを認証機関が示す事が可能である場合には、本規格が求める教育を当該就業経験によって代替することができる。  注意書：森林及び森林外樹木産品関連産業には、森林及び森林外樹木産品の製造、運送及び貯蔵、流通、又はリサイクルなどの行為が含まれる。  **6.1.1.2.2**　SGEC-COCのトレーニング  認証機関は、新規の審査員がSGEC認証制度及びSGEC-COC認証規格に関する初期トレーニングを受けていることを確実にしなければならない。  **6.1.1.2.2.1** SGEC/PEFCジャパンの承認するSGEC-COCのトレーニング  SGEC定款第52条に規定する評議委員及び同第5-1条に規定する規格管理委員並びにその他専門家の中から会長が指名する者によって、ISO/IEC17065及び関連国際規格、ＳＧＥＣ規準文書4等の関連規格、並びに認証事例及び関連資料等を訓練教材としたトレーニングのプログラムに基づき実施する。  なお、SGEC-COCのトレーニングの受講修了者（終了書の授与された者）は、当該受講者が所属する組織内において伝達トレーニングを実施する資格が付与される。  注意書：SGECのウェブサイトはトレーニングに関するオプションについての詳細情報を提供している。  **6.1.1.2.3**　審査トレーニング  認証機関は、審査員がISO 19011に基づく審査技術の訓練を終了していることを確実にしなければならない。  **6.1.1.2.4**　勤務経験  **6.1.1.2.4.1**　認証機関は、審査員の資格として、審査員が最低3年間の森林及び/又は森林外樹木産品並びにその関連研究機関若しくは産業において研究者若しくは正社員（full time）としての勤務経験を有することを確実にしなければならない。  注意書：森林及び森林外樹木産品関連産業には、森林及び森林外樹木産品の製造、研究、教育、規格の策定、林業/林産品の業界団体、森林に関する法令規制、運送、流通、リサイクル、又は、運送及び貯蔵などの行為が含まれる。  **6.1.1.2.4.2**　勤務経験の合計年数については、当該審査員が林産品又は関連産業と関連する前項の6.1.1.2.1.1の「ａ」からｈ）」に該当する者、若しくは適切、かつ関連した高等教育を修了している場合には1年間の削減が可能である。  注意書：高等教育とは、中等教育（前期：中学校、後期：高等学校）の教育課程を持つ学校の終了に続く教育水準を有する教育であり、日本の場合は、大学又はこれに準ずる教育課程を有する教育を言う。  **6.1.1.2.4.3**　勤務経験の合計年数については、当該審査員が有資格審査員の指導の下に4件のCOC審査を実行している場合には、1年間の削減が可能である。  **6.1.1.2.5**　審査経験  **6.1.1.2.5.1**認証機関は、審査員の資格として、当該審査員が過去3年間に有資格審査員の指導の下に、少なくとも2件のSGEC/PEFC-COCを含む4件(外部組織の審査を含む)のCOC審査を実行した経験を有していることを確実にしなければならない。トレーニング中のCOC審査の数については、ISO 9001、ISO 14001又はISO 38200の関連部門の審査の資格を有している場合には、前記求められるCOC審査の件数から、2件のSGEC-COC審査に削減が可能である。  **6.1.1.2.6**力量  **6.1.1.2.6.1**　認証機関は、審査員が下記の分野における知識及び技能を活用する技量を有することを示すことを確実にしなければならない。  a)　SGEC-COCの「問題のある出処」の定義（SGEC規準文書４の「3.6項のb、c、ｄ、e」）の対象範囲に包含され、SGEC持続可能な森林管理規格（SGEC規準文書３）の要求事項を含むSGEC認証制度の目的及び中核的なプロセス。  ｂ）審査の原則、手順、及びテクニック（ISO19011:2018の7.2.3.2.a項を参照）について、審査員がこれらを個々の審査に適切に適用し、体系的で一貫した審査を実行できることを確実にする。  c)　顧客組織の規模、構造、機能、取引関係、及び全般的なビジネスのプロセスや関連用語、並びに審査員が顧客組織の業務状況を理解できるようにするため顧客組織内の使用言語又は認証機関と顧客が同意可能な言語に関する知識など顧客組織の文化及び社会的慣習などを含む状況（ISO19011 7.2.3.2.c項を参照）。  d)　森林及び森林外樹木産原材料の調達、及び出処に問題がある原材料の回避に関連して該当する国際法、関連各国の法令等の理解。審査員は、審査に当たって、顧客組織とその供給者との間の契約関係を理解し、顧客組織による出処に問題がある原材料の調達の回避の手順に関する評価を可能にすることができること。  この分野における知識と理解は、下記をその範囲に含めなければならない。  i 労働契約書（雇用契約書）及び/又は団体交渉の合意を含む協定書や合意書等  ii　非認証原材料の原産国における労働者の社会、保健、安全の問題を含む法令等に基づく森林の管理や執行システム  iii 労働者の権利に関連する国際条約（ILO基本条約）、及び  iv　林産品の貿易に関する国際条約及びCITES、その他関連協定  注意書：CITES：ワシントン条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）  **6.1.1.2.6.2**認証機関は、審査員がSGEC－COCの下記の分野に関する用語、知識、理解及び力量(技量)を示すことを確実にしなければならない。  a)　SGEC-COC規格（SGEC規準文書4）の原則及び要求事項  b)　特定部門の製品（非木材林産品及びリサイクル原材料からの製品を含む。）とそのプロセス及び慣習、適用された原材料のフロー、並びに計測及び管理の方法  c)　森林及び森林外樹木産品関連産業へのマネジメントシステムの適用とそれらの構成部分間の相互作用  d)　 文書、データ、その他の記録の権限、セキュリティ、配布及び管理に関する情報システムとテクノロジー  e)　SGEC/PEFC商標及びその他の製品ラベルと主張の適用  f)　関連するリスク評価法とその指標を含む出処に問題がある原材料の調達を回避する方法の適用。  g)　社会、保健、安全に関する要求事項  **6.1.1.2.6.3**　 認証機関は、COC審査員の就業頻度やその行為に関わるリスクのレベルに基づき、審査報告書のレビュー又は審査結果に基づく顧客組織の意見などの方法を活用して、COC審査員の年次モニタリングに関する証拠書類を維持しなければならない。特に、認証機関は、審査員の訓練の必要性を確認するために、その実績に基づき審査員の力量に関するレビューをしなければならない。  **6.1.1.3**審査チーム  審査チームは、6.1.1.2項に定める要求事項を満たし、性別上のバランスを考慮し、単数または複数の審査員によって構成されるべきである。  **6.1.1.3.1** テクニカル専門員（テクニカルエクスパート）  特定の分野に求められる審査の力量を補うために、必要な場合は、適切なテクニカル専門技能を提供するテクニカル専門員を配置する。この場合、テクニカル専門員は、審査を受ける者からは独立していなければならない。また、その氏名及び所属は、当該審査報告書に審査チームの構成員として明記されなければならない。  **6.1.1.4**　レビューの実行者（以下「レビューアー」という）及び認証の決定者  **6.1.1.4.1**　レビューアー及び認証の決定者に対する要求事項  認証機関は、レビューアー及び認証の決定者が以下に記述する要求事項を満たすことを確実にしなければならない。認証の決定がグループによってなされる場合には、当該グループの構成メンバーの少なくとも一人が以下に記述する要求事項を満たさなければならない。  注意書　レビューアー及び認証の決定者は同一人物であってもよい。ISO/IEC 17065:2012(E)の7.6.2項を参照。  **6.1.1.4.1.1**　教育  **6.1.1.4.1.1.1**　認証機関は、レビューアー又は当該認証決定者が、下記の資格を有する者であることを確実にしなければならない。  ａ） 農学に関する博士号取得者  ｂ） 技術士（森林部門）  ｃ）　林業技士（森林総合監理部門）  d)　森林総合監理士（フォレスタ―）  e） 林業普及指導員経験者  f） 林業改良普及員（AG）経験者  g） 林業専門技術員（AP）経験者  h） 森林生産物の検査経験を有するJAS検査員  i） 林産物関連業務・関連審査・関連研究経験者  以上のほか。認証機関は、レビューアー又は認証決定者が最低でも森林及び/又は森林外樹木産品関連産業に関連性があるコース(教育課程)を含むか、又はそれが補足されるコース(教育課程)を有する中等教育以上で履修した知識と同等の知識を有していることを確実にしなければならない。  注意書　中等教育とは、初等教育レベルの後に続く国家的な教育システムの一部であり、大学やこれに準ずる教育レベルを有する高等教育に入る前に終了している教育レベルを言う。  **6.1.1.4.1.1.2**　森林及び森林外樹木産品関連産業における就業経験が、当該産業に関する特定の教育と同等であることを認証機関が示す事が可能である場合には、本規格が求める教育を当該就業経験によって代替することができる。  注意書:　森林及び/又は森林外樹木関連業は、森林及び森林外樹木産品の製造、輸送と貯蔵、流通、又はリサイクルに関連する行為を含む。  **6.1.1.4.1.2**　SGEC-COCトレーニング  認証機関は、レビューアー及び認証決定者がSGECのシステム及びSGEC-COC規格に関する初期トレーニングを受けていることを確実にしなければならない。  注意書：SGEC/PEFCジャパンウェブサイトはトレーニングに関するオプションについての詳細情報を提供している。  **6.1.1.4.1.3**審査トレーニング  認証機関は、レビューアー及び認証決定者がISO 19011に基づく審査テクニックのトレーニングを終了していることを確実にしなければならない。  **6.1.1.4.1.4**　勤務経験  **6.1.1.4.1.4.1**　レビューアー及び認証決定者の資格に関し、認証機関は認証決定者が適合性審査における関連研究又は業務に最低3年間の常勤の経験を有することを確実にしなければならない。  **6.1.1.4.1.4.2**　勤務経験の合計年数は、レビューアー及び認証決定者が森林及び森林外樹木関連業における前項の6.1.1.4.1.1.1の「ａ」からｈ）」に該当する者適切な高等教育を受けている場合は、1年分を削減することができる。  注意書：高等教育は、大学又はこれと同等のレベルを有する教育で、中等教育の終了後に続く教育である。  **6.1.1.4.1.4.3**勤務経験の合計年数は、レビューアー及び認証決定者が有資格審査員としてCOC審査を実行した場合は1年分を削減することができる。  **6.1.1.4.1.4.4** SGEC-COC審査員の有資格者は、求められる最低限の勤務経験を有しているとみなされる。  **6.1.1.4.1.5**力量  認証機関は、レビューアー及び認証決定者が下記の分野に関する知識及び技能を活用する技量を有することを確実にしなければならない。  a)　 SGEC-COCの「問題のある出処」の定義（SGEC規準文書４の「3.7項のb、c、ｄ、e」）の対象範囲となるSGEC持続可能な森林管理規格（SGEC規準文書3）の要求事項を含むSGEC認証制度の目的及び中核的なプロセス。  b)　審査の原則、手順及びテクニック（ISO 19011:2018の7.2.3.2項aを参照）  c)　顧客組織の規模、構造、機能、取引関係、及び全般的なビジネスのプロセスと関連用語、顧客組織の文化的及び社会的慣習などを含む顧客組織の状況（ISO 19011:2018 7.2.3.2.c項を参照）、及び  d)　森林及び森林外樹木産原材料の調達、並びに「出処に問題」がある原材料の回避に関連して該当する国際法、関連各国の法令等についての理解。  この分野における知識と理解は、下記をその範囲に含めなければならない。  i 労働契約書（雇用契約書）及び/又は団体交渉の合意を含む協定書や合意書等  ii　非認証原材料の原産国における労働者の社会、保健、安全の問題を含む法令等に基づく森林の管  理や執行システム  iii 労働者の権利に関連する国際条約（ILO基本条約）や関係国内法令及び  iv　林産品の貿易に関する国際条約及びCITES、その他関連協定  **6.1.2**認証プロセスに携わる要員の力量の管理  ISO/IEC 17065:2012の6.1.2項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **6.1.2.1**　認証機関は、有資格のレビューアー、認証決定者及び審査員が暦年の2年ごとにSGEC/PEFCジャパンが承認する森林及び/又は森林外樹木産品のCOC更新(再教育)のトレーニングプログラムに参加していることを確実にしなければならない。  **6.1.2.1.1**前項のSGEC-COCトレーニングは、SGEC定款第52条に規定する評議委員及び同第52-1条で規定する規格管理委員並びにその他認証に係る専門家の中から会長が指名する者によって行われる、ISO/IEC17065及び関連国際規格並びにＳＧＥＣ規準文書4等の関連規格及び国内法令等の更新・改正に係るプログラムに基づくトレーニングとする。  注意書：SGECのウェブサイトは、トレーニングのオプションに関する情報を提供している。  **6.1.2.2**SGEC-COC規格及び/又は商標規格が新規に発行された場合、認証機関はそれを使用する前に有資格のレビューアー、認証決定者及び審査員がSGEC/PEFCジャパンが承認する当該最新版規格を対象とする更新(再教育)のトレーニングに参加したことを確実にしなければならない。  注意書　SGEC/PEFCジャパンのウェブサイトは、トレーニングのオプションに関する情報を提供している。  **6.1.2.3**　審査員の資格を維持するために、認証機関は、審査員が年次で少なくとも5件の森林及び/又は森林外樹木関連部門のCOC規格、、ISO9001、ISO14001の外部審査を実行していることを確実にしなければならない。また、これらの審査の合計は少なくとも2件のSGEC-COC審査を含む7日の審査業務を含まなければならない。  注意書1　7日の審査業務には報告時間を含めることが認められている。  **6.1.2.4**　法令による休暇や長期の病気によって6.1.2.3項を遵守できない様な例外的な状況の場合、審査員は有資格審査員の指導の下で少なくとも2件のSGEC-COC審査を実行しなければならない。  **6.1.2.5**　レビューアー及び認証決定者は、年次で少なくとも1件のSGEC-COC審査に立ち会わなければならない。  表：資格に関する要求事項の概要   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | **審査員** | **レビューアー**および**認証決定者** | | **教育** | ・森林及び/又は森林外樹木産品関連産業に関連するコース(教育課程)を有するかそのコースによる補習を受けている少なくとも中等教育に相当する知識。  ・森林及び/又は森林外樹木関連産業における就業経験が、必要とされる教育と同等であると認証機関が示すことができれば、当該就業経験によって代替することができる。 | | | **勤務経験** | ・森林及び/又は森林外樹木関連産業における少なくとも3年の常勤の勤務経験。  ・審査員が森林及び/又は森林外樹木産品関連産業との関連性を有する適切な高等教育を修了している場合は、1年の削減が可能。  ・審査員が、6.1.1.2.5.1項が審査経験として求めるCOC審査に加えて、有資格審査員の指導の下にトレーニング中の審査員として4社のCOC審査を実行している場合は、1年の削減が可能 | ・適合性評価における少なくとも3年の常勤の勤務経験。  ・レビューアーまたは認証の決定者が森林及び/又は森林外樹木産品関連産業との関連性を有する適切な高等教育を修了している場合は、1年の削減が可能。  ・有資格のSGEC-COC審査員は、求められる最低限の勤務経験を有するものと考える。 | | **トレーニング** | ・SGEC/PEFCジャパンが承認する初回のトレーニング  ・ISO/IEC 19011 | | | **審査経験** | ・過去3年間に有資格審査員の指導の下にトレーニング中の審査員として少なくとも4組織のCOC**審査**を実行した。このうち、少なくとも2件はSGEC-COC**審査**が含まれる。  ・トレーニング中の審査の数は、森林外樹木関連部門のCOC規格、ISO 9001、又はISO 14001の審査の資格を有する審査員については2年に削減可能。 | ・認証機関は、レビューアーまたは認証の決定者が過去3年間に少なくとも1件のSGEC-COC審査に立ち会うことを確実にしなければならない。 | | **技量** | 6.1.1.2.6項の要求事項を参照 | 6.1.1.4.6項の要求事項を参照 | |  | | | | **資格の維持** | | | | **トレーニング** | ・SGEC/PEFCジャパンが承認する更新のトレーニング  ・2年に一度、及び  ・新規のSGEC-COC規格SGEC又は商標規格が施行された場合 | | | **審査経験** | ・年次で少なくとも5件の森林外樹木関連部門のCOC、ISO 9001、またはISO 14001の外部審査。これら審査は合計7日の審査業務を含み、少なくとも2件のSGEC-COC審査を含む。  ・法令による休暇や長期の病気よって6.1.2.3項を遵守できない様な例外的な状況の場合、審査員は有資格審査員の指導の下で少なくとも2件のSGEC-COC審査を実行。 | ・毎年ごとに少なくとも1件の  SGEC-COC審査に立ち会う。 |   注意書：この表は、審査員、レビューアー、認証の決定者の資格に関する要求事項のまとめである。  **6.1.3**　要員との契約  ISO/IEC 17065:2012の6.1.3項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **6.2**　評価のための資源  ISO/IEC 17065:2012の6.2項に規定されるすべての要求事項が適用される。  特に、認証機関の評価活動の一部外部委託を実施する場合は、同規格の「6.2.2」が適用される。  注意書：認証機関の評価活動の一部外部委託  認証機関が評価活動の一部を外部に委託する場合には、「ISO／IEC 17065の6.2.2 」に規定する外部委託に係る要求事項を満たさなければならない。なお、この場合、外部委託機関の適格を判断するに当たっては、本規格「6.1」で規定する審査に係る要員の要件を満たさなければならない。  **7.　プロセスに関する要求事項**  **7.1**総論  ISO/IEC 17065:2012の7.1項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **7.1.1**　認証機関には、ISO/IEC 17065:2012の7.1.3項に加えて、認証の指針、及びその明瞭化や解釈などSGEC/PEFCジャパンが公表する一般公開文書を提供することが認められている。  **7.2**　申請  ISO/IEC 17065:2012の7.2項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **7.2.1**　認証機関は、顧客組織から認証の申請を受けた場合は、最低限下記の情報を取得しなければならない。  a)　法人、名称、住所、及び法的な地位、  b)　SGEC-COC規格が定める顧客組織のＣＯＣ管理の文書化された手順、  c)　SGEC-COCの対象範囲に含まれる製品で製品グループを特定するに十分な記述、及び  d)　マルチサイト認証の場合、SGEC-COCの対象範囲に含まれるサイト（SGEC-COC規格が定めるところによる。）  注意書：該当の情報は、顧客組織との最初の接触時に取得しなければならないことはないが、少なくとも7.3項及び7.4項に規定される行為が実行される前に取得しなければならない。  **7.2.2**　認証機関は、SGEC-COCの対象に含まれる製品に係るSGEC-COC規格の選択的要求事項の適用に関連し、サイト及び/又は該当する製品グループごとに、顧客組織から最低限下記の情報を取得しなければならない。  a)　COCの方式  b)　SGEC商標予定に関する規定に基づく申請  注意書：該当の情報は、顧客組織との最初の接触時に取得しなければならないことはないが、少なくとも7.3項及び7.4項に規定される行為が実行される前に取得しなければならない。  **7.2.3**認証機関は、申請が新規の申請ではなく認証の移管として扱われるかどうかを査定するために顧客組織から十分な情報を取得しなければならない。7.4.10項も参照のこと。  **7.3**　申請のレビュー  ISO/IEC 17065 2012の7.3項に規定されるすべての要求事項が適用される。  7.3.1　認証機関は審査に先立ち、顧客組織の文書（7.2.1b項参照）と認証基準との適合性を決定するために、それら文書のレビューを実行しなければならない。  **7.4**　審査  ISO/IE C170652012の7.4項に規定されるすべての要求事項が適用される。  **7.4.1**　認証機関は、顧客組織との間で審査日程を合意する上での基礎となる審査ごとの審査計画の策定を確実にするために、その手順を文書化しなければならない。審査計画は事前に通知され、同日程は顧客組織との間で合意されていなければならない。  注意書：審査計画の準備のための指針は、ISO 19011:2012の6.3.2項で提供されている。  **7.4.2**　マルチサイト認証の場合は、サンプルの対象となるサイトを審査計画に明記しなければならない。認証機関は付属書３を参照しなければならない。  **7.4.3**　認証機関は、審査チームのリーダーを含む審査チームの選定、及びこれを指名するための手順を文書化しなければならない。  注意書：審査チームと審査チームのリーダーを選定するための手順の指針は、ISO 19011:2018の5.5.4項で提供されている。  **7.4.4**　審査の目的は、下記のとおりである。  a)顧客組織の下記事項についての適合性を決定することを目的とする。  ⅰ.　顧客組織のCOCプロセスとSGEC-COC規格との間の適合性及びその効果的な実行  ⅱ.　顧客組織のマネジメントシステムとSGEC-COC規格との間の適合性及びその効果的な実行  ⅲ.　顧客組織のCOCのプロセスを実行する過程で該当する場合は、「問題がある出処」からの原材料の回避に関する要求事項 (SGEC-DDS 要求事項)との適合性の検証とその効果的な実行  ⅳ.　SGEC商標規格とその効果的な実行を伴うSGEC商標の使用、顧客組織が有効にSGEC商標を使用するために顧客組織とSGEC/PEFCジャパンとの間で署名されるべき商標ライセンス契約の有効性  注意書：SGEC商標とSGEC主張の使用は、定期（サーベイランス）審査と更新（再）認証の審査の際に評価されなければならない。初回の審査においては、提案又は意図されたSGEC商標SGEC主張が評価されること。  b)　SGEC公示契約において要求されるデータの収集  **7.4.5**　認証機関は、ISO 19011:2018の6.4項の関連指標に基づいて審査を実行しなければならない。一般的に審査（初期審査、定期（サーベイランス）審査、更新（再）審査）は、現場において実行されなければならない。  **7.4.6**　物理的な保有を伴わない業務を実行する顧客組織に関して、審査は、IAF MD 4に則ったICTツールを使用した遠隔審査を実行してもよい。認証機関は、審査の対象範囲すべてがICTツールの使用でカバーし得ることを明証しなければならない。  注意書1: 物理的保有に基づき業務を行う顧客組織が、前回の審査以降にSGEC主張が付された製品を販売をしていない場合は、本規格に則った遠隔審査に適格ではない。  注意書2: 前回の審査以降に、顧客組織がSGECの主張が付された原材料や製品の調達・販売をしていなかった場合は、本規格の7.9.2項を適用することができる。  注意書3：情報通信技術 (ICT) ツールには、スマートフォン、携帯端末、ラップトップコンピュータ、デスクトップコンピ ュータ、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能及びその他の、ソフトウェア及びハードウェアが含まれる。  **7.4.7**　認証機関は、審査時間を決定するための手順を文書化し、審査チームからの具申に基づき、顧客組織ごとにその顧客組織がSGEC-COCを完全かつ効果的に審査するための計画及びその実行に必要な時間を定めなければならない。認証機関が定めた審査の時間及びその理由は記録されなければならない。現場審査に対する最低必要時間は4時間（0.5日としても可）とする。  注意書：現場審査に費やされる最低限の時間には、文書において定められた特殊な事情がない場合、審査報告に係る時間を含めてはならない。  **7.4.8**　認証機関は、審査におけるサンプリングに関する手順をISO 19011:2018の 6項が提供する指針に基づき文書化しなければならない。  **7.4.9**　審査時間及び審査におけるサンプリングの決定に際して、認証機関は最低限下記の事項を考慮しなければならない。  a)　COC規格の要求事項  b)　顧客組織のSGEC-COCの対象範囲にある業務の規模及び複雑性  c)　出処に問題がある原材料の調達リスクが高い状態を生む可能性がある供給品の程度及びその範囲  d)　SGEC商標使用の程度及びその範囲  e)　顧客組織のCOCの適用範囲に含まれる行為の外部委託  f)　顧客組織のマネジメントシステムに係るものも含めた過去の審査結果  g)　サイトの数及びマルチサイトに関する考慮  **7.4.10**　認証機関の間で、認証の移転を行う場合にあっては、当該認証機関はISO/IEC 17065の7.4.5項及びIAF MD2:2017の規定に基づき移転業務を実行しなければならない。  注意書：IAF MD2:2017：「認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF基準文書」は、認証機関の間で、認定されたマネジメントシステム認証の移転を行う場合の基準を提供する  **7.4.11**　審査報告書  **7.4.11.1**　審査報告~~者~~書は、少なくとも付属書4が定める情報を含めなければならない。  **7.4.11.2**　認証機関は、審査報告書またはその他の審査記録の写しをSGEC/PEFCジャパンから要求があれば送付しなければならない。  **7.5**レビュー  ISO/IEC 17065:2012の第7.5項に定められるすべての要求事項が適用される。  **7.6**　認証の決定  ISO/IEC 17065:2012の第7.6項に定められるすべての要求事項が適用される。  **7.6.1**　審査の所見は、重大不適合、軽微不適合及び観察事項に分類しなければならない。  **7.6.2**重大不適合及び軽微不適合は、少なくとも初回の認証を授与する前に、是正されなければならない。また、当該是正措置は認証機関による検証を受けなければならない。  **7.6.3**重大不適合は、少なくとも更新（再）認証を授与する前に、是正されなければならない。また、当該是正措置は認証機関による検証を受けなければならない。  **7.6.4**　審査において確認された重大不適合及び軽微不適合は、当該不適合を解消するために顧客組織による是正措置が講じられなければならない。是正措置は、その要する期間を含めて認証機関によってレビューされ、了承されなければならない。認証機関の定期（サーベイランス）審査によって確認された重大不適合の是正措置及びその検証に要する期間は、当該認証機関の規則に従わなければならないが、3カ月を超えてはならない。更新（再）審査及び定期（サーベイランス）審査によって確認された軽微な不適合の是正措置の検証は、遅くとも次回の年次審査（定期審査）時には検証されなければならない。  **7.7**　認証書類  ISO/IEC 17065:2012の第7.7項に定められるすべての要求事項が適用される。  **7.7.1**　認証書類は、少なくとも下記の情報を含まなければならない。  a)　認証機関の識別情報  b)　顧客組織の名称と住所、及び認証の対象であるCOCを有するサイト/法主体  注意書1：顧客組織の名称と住所は、SGEC－COCが行われていない私書箱の住所等の法主体の名称と住所であっても認められる。但し、認証書類上には、COC認証の対象になっている顧客組織の名称と住所をも含まれなければならない。  注意書2：特定されたプロジェクトに関するSGEC-COC認証、又は「プロジェクト認証」（SGEC規準文書4付属書3）を参照）の場合において、「名称及び住所」は「管理主体の名称と住所」を指す。プロジェクトの名称は、プロジェクト認証書の対象範囲に含めることが認められている。  c)　認証書の種類（個別、マルチサイト、又は生産者グループ）  d)　授与された認証の適用範囲（7.7.2項参照）  e)　 SGEC商標と認証機関のSGEC/商標（ライセンス）番号(  f)　認定機関の認定マーク（認定番号を含む。）、及び  g)　認証書の授与、延長又は更新の日付け、及び有効期限日又は更新（再）認証の期限（7.7.6項参照）。認証書の発効日は、認証の決定日より前であってはならない。  **7.7.2**　認証範囲は少なくとも下記情報を含まなければならない。  a)　ＣＯＣ規格（SGEC規準文書4「森林及び森林外樹木産品のSGEC-ＣＯＣ-要求事項」又は/及びPEFC COC 2002の「森林及び森林外樹木産品のCOC－要求事項」）の確認~~。~~  注意書：COC規格の確認とは、COC認証に当たって、評価が実行されたCOC規格が当該認証が授与されたときに有効であったか、否かについての確認を意味する。  b)　SGEC規準文書6-1「SGEC商標の使用規則」の確認。  c)　適用されたCOC方式  d)　SGEC製品カテゴリーに基づくCOCの対象製品の確認。  注意書：特定のプロジェクトに関するSGEC/PEFC-COC認証、又は「プロジェクト認証」（SGEC規準文書4付属書３参照）の場合、プロジェクトの名称をプロジェクト認証の範囲に含めることが認められる。  **7.7.3**認証の適用範囲が当該認証書の付属書に記載されている場合、当該認証書には、不可欠な事項として当該付属書について言及されていなければならない。  **7.7.4**　認証機関は、認証書類を日本語、及び必要な場合は英語で発行しなければならない。  **7.7.5**　認証機関は、認証について、その有効期間が最長5年間について授与されなければならない。  **7.7.6**　認証機関は、認証の授与、一時停止、若しくは取り下げを行うか、又は、その適用範囲を変更した場合、その他認証に影響を与える変更がなされた場合等には、SGEC/PEFCジャパンあてに直ちに通知しなければならない。  **7.8**　認証製品の名簿  ISO/IEC 17065:2012の第7.8項に定められるすべての要求事項が適用される。  **7.9**　定期（サーベイランス）審査  ISO/IEC 17065:2012の第7.9項に定められるすべての要求事項が適用される。  **7.9.1**認証機関は、定期（サーベイランス）審査について、年次で実行しなければならない。また、認証書の有効期限日(有効期間5年間)までに少なくとも4回の定期（サーベイランス)審査を実行しなければならない。  注意書：年次とは、12か月に3か月を加減した期間ごとに1回を意味する。  注意書2　認証書の有効期間が5年より短い場合は、定期（サーベイランス）審査の回数はそれに応じて削減が可能である。  **7.9.2**　認証機関は、現場における定期（サーベイランス)審査について、下記の場合には、文書及び記録のレビューなど他の審査の手法によって代替することができる。この場合、現場における定期（サーベイランス）審査の間の期間は2年（必要な場合は3か月をプラス）を超えてはならない。  a)　採用した審査の手法によって、認証を受ける主体(顧客組織)による認証基準への適合性について、十分な信頼性を示すことが出来る。及び、  b)　顧客組織が、認証機関による前回の初回審査、定期（サーベイランス)審査、又は更新（再）審査において不適合が指摘されなかった。及び、  c)　顧客組織の製品の調達において、重大リスクを有する供給品を含まない。及び、  d)　顧客組織が、認証機関によってCOC規格に基づき保管することが求められているすべての記録、又は、保管された記録によって認証機関が独立したサンプリングを構築することが可能となるすべての記録のリストを提供する。又は、  e)　顧客組織又は顧客組織のサイトが、提出された記録によって前回の初回審査、定期（サーベイランス）審査、又は更新（再）審査を実施して以来、認証原材料を調達しておらず、製品上で認証主張を行っていないことを示す十分な証拠が示されている。  注意書：「認証原材料を調達していない。」とは、SGEC主張付きの投入原材料が認証原材料及び/又はその他原材料として分類されなかったことを意味する。  **7.10**　 認証に影響を与える変更  ISO/IEC 17065:2012の第7.10項に定められるすべての要求事項が適用される。  **7.11**　 認証の終了、縮小、一時停止、または取り下げ  ISO/IEC 17065:2012の第7.11項に定められるすべての要求事項が適用される。  **7.11.1**　認証機関は、顧客組織の認証を終了、一時停止、又は、取り下げた場合には、当該顧客組織に対して、以後SGEC商標と主張の使用が許されないことを通知しなければならない。なお、一時停止の場合には、認証機関はその認証の取り扱いを決めるために、その後の当該顧客組織のCOCの実行が関係規格に適合しているか否かについてモニターを実施しなければならない。  **7.12**　記録  ISO/IEC 170652012の第7.12項に定められるすべての要求事項が適用される。  **7.13**　苦情  ISO/IEC 17065:2012の第7.13項に定められるすべての要求事項が適用される。  **7.13.1**　認証機関は、顧客組織による認証の要求事項の不履行に関する根拠のあるクレームを受理するか、認識した場合には、30日以内にSGEC/PEFCジャパンに通知しなければならない。  **7.13.2**　認証機関は、解決された苦情及び上訴に関して、少なくとも下記を含む概要~~要旨~~の報告をSGEC/PEFCジャパンに行わなければならない。  ・　上訴/苦情の申立人の識別情報。この場合、開示を条件とする。   * 顧客組織の識別情報 * 苦情の主題 * 苦情処理プロセスの概要 * 苦情の結果/解決   **8. マネジメントシステムに関する要求事項**  ISO/IEC 17065:2012の第8項に定められるすべての要求事項が適用される。  **8.1**　認証機関の内部監査  **8.1.1**認証機関は、SGEC/PEFCジャパンから要求があれば、SGEC-COC認証に係る実績に限定される年次内部監査の結果を提出しなければならない。  **付属書1**  **認証機関のSGEC公示**  **（認証機関の認定に対する追加的要求事項）**  SGEC-COC認証業務を実行する認証機関は、SGEC/PEFCジャパンによる公示(以下「SGECの公示」という。) を受けなければならばい。  SGECの公示に当たっては、認証機関がSGECジャパンによって承認された認定機関による有効な認定を有していることが求められる。（本文書の付属書2を参照）　。  認証機関は、SGEC/PEFCジャパンに対し、SGEC/PEFCジャパンが定めるところに従って、顧客組織に授与した認証に関する情報を提供しなければならない。  注意書：認証機関が顧客組織に授与した認証に関する情報には、顧客組織の識別情報、授与した認証の適用範囲、及びSGEC公示料金を決めるために使用される顧客組織の売上高が含まれなければならない。  SGEC公示に当たっては、認証機関に対し、SGEC/PEFCジャパンが定めるSGEC公示料金を支払うことを求めることが認められている。  **付属書2**  **SGEC公示に関してSGEC/PEFCジャパンが容認する認定**  SGEC/PEFCジャパンは、COC認証が、IAFによる製品認証のための国際相互承認協定（MLA）又は、欧州認定機関協力（EA）、米州認定機関協力機構（IAAC）、太平洋認定協力機構（APAC）、南部アフリカ開発共同体（SADCA）、アフリカ認定協力機構（AFRAC）及びアラブ認定協力機構（ARC）などIAFの地域認定グループに署名する認定機関による認定を受けた認証機関によって実行されることを要求する。  なお、SGEC/PEFCジャパンが公示するSGEC認証規格に基づき認証する認証機関は、日本において法人登記がなされていなければならない。  認証機関の認定の適用範囲は、SGEC規準文書4「森林及び森林外樹木産品のSGEC-ＣＯＣ―要求事項」及びSGEC規準文書６「SGEC商標使用規則－要求事項」、並びにPEFC ST 2002:2020「森林及び森林外樹木産品のCOC-要求事項」及びPEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則-要求事項」に規定する有効な規格を明確に含めなければならない。  注意書：SGEC認証制度がPEFC認証制度との相互承認のもとで、SGEC認証主張製品はPEFC認証主張製品とすることができるとしていることから、PEFC国際関連規格を認証機関の認定の適用範囲に含める。  また、認証機関の認定の適用範囲には、ISO/IEC 17065、本付属書及びPEFC国際規格：PEFC ST 2003:2020「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」の「付属書2」、並びに当該認定を受けた認証機関がその査定を受けるに当たって求められたその他の要求事項を明示しなければならない。  認証機関の認定書は、日本語及び必要な場合は英語で入手可能でなければならない。  **付属書3**  **マルチサイトCOC認証**  **1. 序論**  **1.1** 本付属書は、SGEC規準文書4の付属書2　「マルチサイト組織によるCOC規格の実行」の要求事項を満たす複数の事業拠点を有するマルチサイト組織を認証する認証機関に対する要求事項を定める。  **1.2**　本付属書は、前項のマルチサイト組織、即ち複数サイトのネットワークを有する顧客組織のCOC認証と審査に関するものであり、その目的は、本規格に基づく認証審査が、認証書の対象範囲に属している全てのサイトにおいて、顧客組織のCOC管理がCOC規格に適合していることについて適切な信頼性を提供し、また、顧客組織のCOC管理が、経済的かつ実務的に実行可能であることを確実にすることにある。  **2. マルチサイト顧客組織の適格基準**  **2.1**　マルチサイト顧客組織に関する適格基準は、SGEC規準文書２の付属書２ において規定されている。  **2.2**　マルチサイト顧客組織は、SGEC-COC規格の付属書2の要求事項に加えて、その本部を含むすべてのサイトからデータを収集し、分析を行う技量とすべてのサイトを管理する権限、及び必要に応じてその変更を主導する権限を有するべきである。ここで云う関連するデータには、下記に列挙する事項が含まれるが、これに限定されない。  a)　COC文書及びCOCの変更  b)　マネジメントのレビュー  c)　苦情  d)　是正処置の評価  e)　内部監査の計画と監査結果の評価  f)　出処に問題がある原材料の回避に関する種々の法的な要求事項  **2.3**　COC規格の付属書2との関連においては、COC認証の取得とその維持を目的に独立した法人のグループとして設立されたマルチサイト顧客組織は、一般的な小規模企業によって構成されていなければならない。  **3. 認証機関の適格基準**  **3.1　総論**  **3.1.1**　認証機関は、評価(審査)に着手する前に、本付属書とCOC規格の付属書2が定める適格基準に関する情報を顧客組織に提供しなければならない。また、マルチサイト組織の適格基準が満たされていない場合には、評価(審査)に着手するべきではない。なお、認証機関は、当該審査中に適格基準に関する不適合が発覚した場合には、認証書が発行されないことを、当該評価(審査)に着手する前に顧客組織に伝えるべきである。  **3.2　契約書のレビュー**  **3.2.1** 認証機関は、その認証の手順として、サンプリングのレベルを決定するための基礎とするために、契約書の最初のレビューの時点で、認証を予定するCOC認証の対象範囲の複雑性の度合いとその規模及びCOCを構成する各サイト間の相違が確認できることを確実にしなければならない。  **3.2.2**　認証機関は、認証を実行する上で契約上の相手方である顧客組織の本部機能を確認しなければならない。顧客組織との契約上の合意に当たっては、認証機関によるマルチサイト顧客組織を構成するすべてのサイトにおける認証審査を可能にするものでなければならない。  **3.2.3**　認証機関は、顧客組織のサイトが、類似の方法によるCOCの実行を可能にする様な類似した原材料のフローをどの程度有しているかについて、個々のケースごとに分析しなければならない。サンプリングの手順を適用する際には、マルチサイト顧客組織に含まれるサイト間の類似性が考慮されなければならない。  **3.2.4**　認証機関は、3.2.1項、3.2.2項、及び3.2.3項が要求する事項が実行されたことを示す記録を保持しなければならない。  **3.3　審査**  **3.3.1**　認証機関は、マルチサイト組織の審査を実施するための手順を文書化しなければならない。この手順文書には、文書や記録のレビュー、現場審査などを含み、付属書2を含む本規格で規定するCOCの要求事項(基準)が、全サイトにわたって適用され、かつ遵守される方法を確立するものでなければならない。  **3.3.2**　認証機関は、サイトのネットワークを有する顧客組織の審査が複数の審査チームによって実施される場合には、当該すべての審査チームの審査結果を統括し、統合的な報告書を作成する責任を有する者を１名リード審査員として指名しなければならない。  **3.4　不適合**  **3.4.1**顧客組織の内部監査又は認証機関の審査によって、いずれかのサイトに不適合が発見された時は、その他のサイトが、当該不適合の影響を受けるかどうかを判断するための調査を実施しなければならない。このため、認証機関は、当該不適合がすべてのサイトにもあてはまるCOCの全般的な不具合を示すものかどうかを判断するために、顧客組織に対し当該不適合のレビューを要求しなければならない。その不適合が、COCの全般的な不具合を示すものであると判断された場合には、その是正措置が当該顧客組織の本部及び個々のサイトにおいて実行されるべきである。当該顧客組織は、当該不適合が全サイトに及ぶものではないと判断した場合には、認証機関に対してその是正措置を該当のサイトに限る正当な理由を示すことが可能でなければならない。  **3.4.2**　認証機関は、顧客組織の内部監査又は認証機関の審査によって発見されたサイトの不適合に関する是正措置の証拠書類を当該顧客組織に対して要求しなければならない。当該顧客組織のCOC管理が再構築されたことについて十分な確証が得られるまでサンプリングのサンプル数を増加することができる。  **3.4.3**　認証機関は、マルチサイト顧客組織の認証決定のプロセスにおいて、いずれかのサイトに不適合があった場合には、当該不適合に対して十分な是正措置が取られるまでの間は、当該マルチサイト顧客組織の全体に対する認証を行ってはならない。  **3.4.4**　顧客組織は、そのマルチサイトを構成する単一つのサイトにおいて不適合が存在し、これが認証の障害となっている場合にあって、その解決を目的として、認証審査のプロセスの期間中に当該不適合のサイトを認証の対象範囲から除外することを要求することは認められない。  **3.5　認証書**  **3.5.1**マルチサイト顧客組織の認証書(以下「認証書」という。)は、当該顧客組織の本部の名称と住所を明記したうえで一通発行しなければならない。認証書に関連するすべてのサイトのリストは、認証書上又はその付帯書、又は認証書上に記載するその他の書式に基づき発行されなければならない。認証書上に表示される適用範囲又はその他の記載事項は、認証規格への遵守が当該サイトのリストに掲載されたネットワークによって実行されていることを明確にしなければならない。付帯書又はその他の記載事項は、認証書の不可欠の部分であり、認証書から分離されてはならない。  **3.5.2**　マルチサイト顧客組織の個々のサイトが異なるCOC方式を適用している場合には、当該個々のサイトに関するCOC方式（規格）の適用が認証書又は付帯書において明示されなければならない。  **3.5.3**マルチサイト顧客組織の認証の対象を構成する個々のサイトについて、「子認証書」を発行することができる。その条件は、「子認証書」が「親認証書」と同様の適用範囲、又はその適用範囲の子(支)適用範囲（sub-scope）がある場合はそのことについて、それぞれ明らかにし、このことを親認証書へ明確に記述する必要がある。子認証書には、「この証書の有効性は親認証書の有効性に依拠する。」という旨の言明を含まなければならない。  **3.5.4**　本部又はいずれかのサイトが認証書の維持に必要な基準を遵守しない場合には、該当認証書は全体として無効となる。（上記3.2項を参照）  **3.5.5**サイトのリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、顧客組織に対しサイトの閉鎖、開設、認証管理の内容の変更などに関する情報の提供を要求しなければならない。その情報の提供がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従って必要な措置を取らなければならない。  **3.5.6**認証機関は、認証書の対象範囲内であり、かつ、追加を予定する新規サイトの数が既存のサイトの数を超えない限り、審査と次の審査との間に、当該既存の認証書へ新規にサイトを追加することが可能である。  この場合、下記の要求事項が満たされなければならない。  a)　認証機関は、COC認証書の対象となる新規サイトを追加する旨の顧客組織の申請に先立って、顧客組織からのその旨とサイト数の通知を受けなければならない。  b)　認証機関は、顧客組織から追加サイトにおけるCOCの手順を取得しなければならない。当該手順には、適用されたCOC方式とCOCの対象である製品を含まなければならない。  c)　認証機関は、認証書への追加が予定されているサイトに関する内部監査報告書を取得しなければならない。  d)　認証機関は、顧客組織の内部監査の結果をレビューし、新規サイトの追加の要請を検証するに当たり、追加情報が必要であるかどうかを決定しなければならない。  e)　d)のレビューの結果に基づき、認証機関は、追加サイトの現場審査が必要か、又は、b)、c)、d)のレビューによってサイトの追加が可能であるか、に関して十分な証拠を示しているかを決定する。  f)　認証機関は、COC認証書へ新規サイトを追加するに当たって、事前の現場審査が不要である場合には、当該新規サイトが遅くとも次回に予定される認証審査時に、現場検査を受けることを条件としなければならない。認証機関は、新規サイトのサンプルが必要かどうかについては、本規格の「3　認証機関の適格基準」の規定に基づいて決定することが認められている。  注意書　規格が現地審査に代わる遠隔審査を許容する場合（7.4.6項を参照）は、現場審査は遠隔審査によって代替することが認められている。  **4.　現場審査のサンプリング**  **4.1**方法論  **4.1.1**　認証機関は、サイトのサンプリングがマルチサイト顧客組織とCOC要求事項との適合性に関する十分な信頼を得ることができる場合には、現場審査に関してサンプリングを利用することができる。当該認証機関は、サイト間のすべての相違及びCOCの実行が確実に査定されるために、サイトの選定の正当な理由を示すことが可能でなければならない。  **4.1.2**　サンプルは、COC認証対象であるサイトのCOCプロセス及びCOC管理の行為における相違を代表するものでなければならない。サンプルは、異なるCOC方式（物理的分離、パーセンテージ、又はクレジット方式）を採用しているサイトについて別個に決めなければならない。  **4.1.3**　サンプルは、サイトが審査とその次の審査の間に追加され、現場審査が求められなかった場合には、これを考慮し、直前の審査時に選定したサンプルとは別個のサンプルが決められなければならない（付属書2の3.5.5項、e）の通り）  注意書1　「別個に決める」とは、サンプルがサイトの追加(の後に決められることを意味する。  注意書2　4.1.2項の規定は4.1.3項の規定にも当てはまる。即ち4.1.3項おいてもサンプル間の相違及びCOC方式の違いを考慮しなければならない。  **4.1.4**サンプルは、その一部について、下記に定める要素に基づいて選択が可能で、また、その他については非選択的であるべきであるが、結果的として一連の異なるサイトが選択され、かつ無作為的な要素が排除されないようにするべきである。  **4.1.5**　少なくともサンプルの25％は無作為に選択されるべきである。  注意書　リスクをベースとする審査という観点から、サイトのサンプルとしての選択は、確認されたリスクによる正当な理由がない限り、前回サンプルであったサイトの選択は避けるべきである。なぜならば、そのことによって、サンプリングにおいて無作為に選択されるサンプルが25％に満たなくなる恐れがあるからである。  **4.1.6**無作為に選択されたサンプル以外の残りのサンプルに関しては、次項の基準を考慮して、認証書の有効期間内で選択されたサイト間の相違が出来る限り顕著に現れるように選択しなければならない。  **4.1.7**サイトの選択基準は、特に下記の要素を盛り込まなければならない。  a)　内部監査、又は前回の認証審査の結果  b)　苦情、並びに是正及び予防処置に関連するその他の記録  c)　サイトの規模及び製品生産プロセスにおける重要な相違  d)　適用されたCOC方式の相違  e)　前回の認証審査以来の変更  f)　地理的な分散  g)　前回の外部審査(認証機関による審査等)以後追加されたサイト  **4.1.8** サイトの選択は、審査の開始時に実行する必要はない。サイトの選択は、本部の審査が完了した時点で実行されることが認められている。いずれにしても、本部には、サンプルとして選定されるサイトがどこになるかの情報が伝えられなければならない。本部へのこの情報の通知は、審査の直近になっても構わないが、当該審査を受ける準備のために、必要かつ適切な時間的な余裕を持って行われなければならない。  **4.1.9**本部については、初回審査、定期（サーベイランス)審査、更新（再）審査の全ての審査においてサンプルのひとつとして選定されなければならない。  **4.2**サンプルの数（サイズ ）  **4.2.1**　認証機関は、マルチサイト顧客組織の認証と審査の一環としてサイトの審査を実施するに当たって、サンプルを選定するための手順を文書化しなければならない。この場合、本付属書において解説される要素が考慮されるべきである。  **4.2.2**　認証機関は、その文書化された手順を適用してサンプルを選定した結果、その数が下記に定めるガイダンスを適用して選定した結果より少ない場合には、これを正当化する理由を記録し、それが承認された手順に基づく選定であることを示さなければならない。  **4.2.3**　認証機関が、審査の種類(初回審査、定期（サーベイランス）審査、更新(再)審査等)ごとに訪問しなければならない最小限のサイトの数は下記の通りである。  ・　初回審査、及び現場審査が求められなかった前回の審査以後に追加されたサイト（3.5.4項e）による）：  サイトの総数の二乗根、（y=√x）端数切り上げ、y=現場審査のサイト数、x=サイトの総数。  ・　定期（サーベイランス）審査：  現在のサイト総数の二乗根に因数0.6を掛けた数、(y=0.6 √x)端数切り上げ。  ・　更新（再）審査：  現在のサイトの総数の二乗根、（y=√x）端数切り上げ。  認証の１サイクル期間中(5か年間に本部が重大不適合を受けなかった場合、サンプル数は因数0.8を掛けた数字（端数切り上げ）に削減ができる。  注意書：現場審査が求められなかった前回の審査の以後に追加されたサイト(3.4.5項e)については、削減の因数は使用してはならない。  **4.2.4**　認証機関は、顧客組織の認証対象行為についてのリスク分析において、下記の要素よって、そのリスクが高まっている場合にはサンプルの数（サイズ）を増加しなければならない。  a)　サイトの数（サイズ）と従業員数  b)　原材料の流れ及びCOC方式の相違  c)　COC方式及び原材料の由来の定義の適用の相違  d)　「問題のある出処」から原材料を調達するリスクのレベル  e)　苦情及びその他の是正及び予防措置  f)　多国籍に係る場合  g)　内部監査及び外部審査の結果  h)　マルチサイトの種類（マルチサイト又は生産者グループ）  **4.3**審査時間  **4.3.1** 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針との関連において、マルチサイト審査に費やす時間の正当な理由を示すことが可能でなければならない。  **4.3.2**　初回、定期（サーベイランス）審査、及び更新（再）認証の審査の一環として各個別サイトのために費やされる最低限の審査時間は、基準文書5-2の7.4.７項が定める審査の時間とする。COC規格の中でサイトとの関連性がなく本部のみが審査対象とされた項目を考慮したサイトの削減も適用可能である。  **4.3.3**　本部については、サンプルサイトから削減することは許容されない。  **付属書4**  **審査報告書の最低限の内容**  審査報告書は、最低限下記の内容を含まなければならない。  1.　表紙  2.　顧客組織の解説  3.　下記を含む顧客組織のSGEC-COCの解説  a)　マネジメントシステム  b)　組織及び/又はサイトの部分  c)　外部委託を含むプロセス/行為、及び  d)　SGEC-COCの対象である製品グループ及びその製品  該当する場合は、サイト及び/又は製品グループごとに  i　　COCの方式  ii　 SGEC商標の使用の有無  4.　審査の対象範囲  a) 　SGEC基準文書4及びSGEC基準文書６に基づき適用された規準。  該当する場合は、サイト及び/又は製品グループごとに  i 　COCの方式  ii　　SGEC商標使用規則、及び  iii 　SGEC-DDSの要求事項  b)　現場訪問をしたサイト  c)　遠隔審査に関して：  i 遠隔審査実施の正当理由  ii　 採用された情報通信技術（テクニック）とその正当理由  d)　マルチサイト審査に関して：  i 付属書3の3.2.3項に則ったサンプルサイズの計算  ii　該当するサンプリングの正当性を証明する理由、及び  iii　審査を受けたサイト  5.　審査の所見  a)　適用された認証基準との適合又は不適合を示す所見の呈示  b)　提示された是正措置、及び是正措置の完了報告までの期限  c)　前回提示された是正措置の評価、及び  d)　認証の結論  **SGEC規準文書5-3**  理事会　202X  202X．XX．XX  **SGEC/PEFC認証・認定の手順**  　　（現行「SGEC/PEFC認証・認定の手順」の趣旨を変えないで今回の改正規格に基づき修正）  （修正部分をアンダーラインで明示）  **序文**  SGEC森林管理認証及びCOC認証は国際標準化機構（ISO）及び国際認定機関フォーラム（IAF）によって定められた国際的な認証、認定の手順に依拠する。  この文書は、森林管理及びCOC認証についてSGEC/PEFCジャパンが採択した認証と認定の手順を定める。  なお、PEFCの認証と認定の手順は、Annex6「認証認定・手順」によらなければならない。  **関連文書**  ・SGEC規準文書1：202X「SGEC認証制度の管理運営規則」  ・SGEC規準文書5-1: 202X「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  ・SGEC規準文書5-2: 202X「SGEC -COC規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  **1. 適用範囲**  この文書は、森林認証とCOC認証に関する認証機関の能力に関する要求事項及びその任務を定める。  **2.　SGEC認証機関**  **2.1**  SGEC認証機関の能力  ア　認証機関は、認証規格の策定過程において統括または決裁機関としてこれに関与せず、森林の経営管理に関わることのない公平で独立した第三者であり、さらに、認証を受ける主体からも独立した第三者としての立場を保持しなければならない。  イ　SGEC認証機関は、以下の要件をみたさなければならない。  （ア） SGECが認めた認定範囲で製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC17065）の要求事項を満たしている機関でなければならない。  （イ） SGEC規準文1「SGEC認証制度の管理運営規則」（以下「SGEC規準文書1管理運営規則」という。）「5」に規定する要求事項並びにSGEC規準文書5-1: 202X「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」、SGEC規準文書5-2: 202X「SGE -COC規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」及び関連する文書（｛以下「SGEC認証機関に対する要求事項」という。｝の要件をそれぞれ満たす機関でなければならない。  （ウ）森林管理認証又はCOC認証を実施する際に照合すべきSGEC認証システムを十分に理解している機関でなければならない。  （エ）SGEC認証制度がPEFCとの相互承認の制度の下で認証業務を実施するに必要なPEFCの認証規格等PEFC認証システムに関する知識・理解を有している機関でなければならない。  （オ）森林管理を巡る経済的・社会的・自然環境及び森林生産物の生産・加工・流通、木材を利用した建築等並びに関連法令・制度に関する知識（北海道におけるアイヌ関連を含む。）を有していなければならない。  **2.2**　審査員  **2.2.1**認証機関は、「SGEC認証機関に対する要求事項」の要件を満たし、SGEC森林管理認証規格及び同COC認証規格に精通し、審査技術的ノウハウを有している者が配置されていなければならない。  **2.2.2**審査員は、ISO19011に定められる品質審査員のための一般基準及び「SGEC認証機関に対する要求事項」に規定する基準のほか、次の要件を満たさなければならない。  （ア）認証規格にかかる教育プログラムへの参加  認証機関は、過去２年間に、森林管理認証にかかる審査員はSGECが認める森林管理認証に関する教育プログラムに、またCOC認証にかかる審査員は同COCに係る教育プログラムに、それぞれ参加したことを確実にしなければならない。  （イ）審査訓練若しくは経験  認証機関は、森林管理認証にかかる審査員はSGECの認める森林管理認証にかかる審査訓練若しくは経験を、また、COC認証にかかる審査員は同COCにかかる審査訓練若しくは経験を、それぞれ受けているか、若しくは有していることを確実にしなければならない。  **3.　認証手順**  **3.1**　認証手順  「SGEC規準文書1管理運営規則」「５」の公示を受けた認証機関によって、森林管理認証については森林認証規格、同文書「３」及び「SGEC認証機関に対する要求事項」に基づきその該当する要求事項を満たし、適切に認証業務の実施のための内部手順を構築していなければならない。  **3.2**　認証状況の通知  認証機関は、すべての発行済み森林管理認証書及びCOC認証書、並びにそれぞれの認証書の有効期限及びその適用範囲に関する変更について、SGEC/PEFCジャパンに通知しなければならない。  **3.3**　認証審査  森林管理規格及びCOC規格との適合を決定する審査は、適切である限り外部（政府機関、公共団体、保護団体、など）からの関連情報を含まなければならない。  **3.4**　認証報告要約の公表  認証機関が書面にて作成する認証報告書（「SGEC規準文書1管理運営規則」　付属書１　　SGEC/PEFC　FM、COCまたはプロジェクト認証　報告書様式）の要約は、一般に公開可能でなければならない。  但し、この場合、個人情報等に該当する情報に該当するものは公開を除外する。  **4.　認定**  **4.1**　認証機関の認定  森林管理認証又はCOC認証を実施する認証機関は、「SGEC規準文書1管理運営規則の5」及び関連する書の規定する要件を満たす認定を受け、その認証業務の信頼性を確保しなければならない。また、認定を受けた認証機関はその発行する認証書に当該認定機関の認定シンボルを記載しなければならない。  **4.2**　認定規格  森林管理認証、及びCOC認証を実行する認証機関の認定規格は、「SGEC規準文書1管理運営規則の5.1」の規定により、製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC17065）とする。また、その認定はSGEC認証規格が認めた認定の適用範囲に含まれていなければならない。  **4.3**認定  認証機関は、前項の規定により、SGEC規準文書3若しくは同4に照らして森林管理認証若しくはCOC認証を行なう場合は、製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC17065）に基づいた認定を受けなければならない。  **5.　認証機関の公示**  **5.1**　認証機関の公示  前項~~全~~「４」で規定する認証を業務を行う認証機関は、「SGEC規準文書1管理運営規則の５.2」の規定に基づきSGEC/PEFCジャパンに公示の申請を行い、公示を受けなければならない。  **5.2**　認証機関の独立性の確保  認証機関の要件は、「SGEC規準文書1管理運営規則の５.」に定めるほかは、認証機関の独立性を確実にするため、SGEC公示に含まれる要件は下記のみでなければならない。公示の条件は認証機関への差別や取引の障害の要因となってはならない。  （1） 管理・事務上の条件  （2） 金銭的条件（認証企業・団体に課する料金）  （3） 4項に規定される認定によって検証される認証機関に対する要求事項の遵守  附則  　この文書は、2015年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則2  2015.12,10 一部改正  この改正文書(2015.12,10 改正)は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則3  この改正文書（2016.2.10日改正）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  **付属書**  **SGEC/PEFC審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について**  規準文書5-3 2.2.2で規定する審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について次の通り定める。  **１.　教育プログラムについて**  **1.1**　教育プログラムの参加者（以下「受講者」という。）の資格  受講者は、SGEC規準文書5-1の「Ⅱ.2.1.1　」又は規準文書5-2の「6.1.1.2.1.1」で規定する資格を有している者でなければならない。  **1.2** 教育プログラム  教育プログラムは次のとおりとする。   1. 製品の適合性評価を行う認証機関に対する国際規格（ISO/IEC17065）及び同審査員に対する国際規格（ISO19011）の要求事項 2. SGEC認証制度の管理運営に係る要求事項 3. SGEC森林認証規格に係る要求事項 4. SGEC/PEFC-COC認証規格に係る要求事項   **1.3** 受講修了者への修了書の授与  前記研修の受講修了者には、修了書を授与される。  **1.4**組織内伝達「教育プログラム」（以下「伝達講習」という。）の実施資格  「1.3」の受講修了者で「2　審査訓練若しくは同経験」の要件を満たす者は、「1.2」　の内容について組織内の伝達講習を行う資格を有する。  **2. 審査訓練若しくは同経験**  **2.1**審査訓練  森林管理及びCOC認証審査訓練は、SGEC定款第52上で規定する評議委員、同第52-1条で規定する規格管理委員会若しくは学識経験者の中から会長が指名する者によって構成し、認証事例を訓練教材として前[1.2]に規定する教育プログラムに準じた訓練プログラムに基づき実施する。  **2.2** 審査経験  **2.2.1** 審査員資格を得るための審査経験  森林管理若しくはCOC審査員資格を得ようとする者は、次に示す審査経験対象認証規格に基づき、原則として過去3年間に本文書の要件を満たす適格な審査員の監督のもとで4件の審査経験を有しなければならない。なお、森林管理分野でのISO9001又はISO14001の審査員資格を有する者は、過去3年間に本文書の要件を満たす適格な審査員の監督のもとで2件の審査経験とすることができる。  注意書1 森林管理審査員資格を得るための審査経験対象認証規格はSGEC規準文書3及び同3-1とする。  注意書2 COC審査員資格を得るための審査経験対象認証規格は、SGEC規準文書4とする。  **2.2.2**審査員資格を維持するための審査経験  森林管理若しくはCOC審査員資格を維持するためには、前項で規定する審査経験対象認証規格に基づき、原則として毎年最低5件の審査経験を有しなければならない。なお、5件の審査工数の合計は７日間以上であることが望ましい。また、森林管理分野でのISO9001又はISO14001の審査経験を有した審査員は、3件の審査経験を有すればよい。  **S****GEC規準文書5-4**  理事会　202X  202X．XX．XX  **SGEC/PEFC認証業務を行う認証機関の公示について**  （現行「SGEC及び/又はPEFC認証業務を行う認証機関の公示について」の趣旨  を変えないで今回の改正規格に基づき修正）　（修正部分をアンダーラインで明示）  　　標記についてSGEC及びPEFCのそれぞれについて下記に定める。   * SGEC認証業務を行う認証機関の公示について * PEFC認証業務を行う認証機関の公示について   　SGEC認証機関の公示については、SGEC規準文1「SGEC認証制度の管理運営規則」（以下「SGEC規準文書1管理運営規則」という。）並びにSGEC規準文書5-1: 202X「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」、SGEC規準文書5-2: 202X「SGEC/PEFC-COC規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」及びSGEC規準文書5-3「SGEC/PEFC認証・認定の手順」に基づき行う。  また、日本国内におけるPEFCのCOC認証を行なう認証機関に対にするPEFC公示については、SGEC/PEFCジャパンは、日本のPEFC認証管理団体（NGB）としてPEFC GD 1004:~~「~~2009「PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間でPEFC認証制度の管理に関する契約を締結しており、前掲の規格に基づきPEFC認証業務を行う認証機関の公示をPEFC評議会の代行機関として行うことができる。  SGEC/PEFCの認証機関の公示を希望する場合は、SGEC規準文1「SGEC認証制度の管理運営規則の5.1」に規定する「認証機関公示の要件」若しくはPEFC評議会が定める規格を満たす旨を確認することが出来る文書、並びに同文書「5.2」で規定する「公示の申請」若しくはPEFC評議会が定める規格で定める事項を記載した申請書、及び本文書で規定する「付属書　SGEC公示契約書」若しくは同付属書２「PEFC公示契約書」に署名の上、2部SGEC/PEFCジャパンに提出すること。  附則  　この文書は、20X年XX月XX日から施行する。   * **SGEC認証業務を行う認証機関の公示について**   **１．目的**  この指針は、SGEC森林管理認証及びCOC認証を実施する認証機関に対する公示に関する事項について規定する。  **2.** **基準的参照文書**  ・SGEC規準文書1：202X「SGEC認証制度の管理運営規則」  ・SGEC規準文書　3：202X「SGEC持続可能な森林管理-要求事項」  ・SGEC規準文書3-1：202X「SGECグループ森林管理-要求事項」  ・SGEC規準文書4：202X「SGEC森林及び森林外樹木産品COC-要求事項」  ・SGEC規準文書5-1: 202X「SGEC森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  ・SGEC規準文書5-2: 202X「SGEC/PEFC-COC規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  ・SGEC規準文書6: 202X「SGEC商標使用規則-要求事項」  ・PEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則-要求事項」  ・SGECガイド文書７：202X　「SGEC情報及び登録システム‐データに関する要求事項  ・PEFC GD 1008:2019「PEFC情報および登録システム‐データに関する要求事項」  **３．適用範囲**  この指針は、SGEC規準文書1：202Xの」「3森林管理認証」及び「4　COC認証」に対するSGEC公示をその対象範囲とする。  **４．公示のための条件**  SGECを申請する認証機関は、SGEC規準文書1：202Xの「5」並びにSGEC規準文書5-1: 202X 及びSGEC規準文書5-2: 202X 他関規格の要件を満たさなければならない。  **4.1** 組織  　　SGEC公示を申請する認証機関はSGEC規準文書1：202X の「5.1」に規定する法人であること。  **4.2** 情報公開  SGEC公示を申請する認証機関は、SGECガイド文書７：202X 及びPEFC GD 1008:2019 で規定するデータを、一般公開されるSGEC/PEFCジャパンのホームページのデータベース上に列挙することに同意すること。  **4.3** 認証機関の認定  **4.3.1** 　SGEC森林管理及びCOC認証を申請する認証機関は、SGEC規準文書1：202Xの「5」に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定書を保有していること。  **4.4**公示契約  **4.4.1** SGEC森林管理及びCOC認証を申請する認証機関は、SGEC/PEFCジャパンとの間に締結される公示契約に署名すること　(付属書１)。  **５．公示の発行の手順**  申請者である認証機関は必要事項を記入した申請書を他の必要書類と共にSGEC/PEFCジャパンあてに提出する  申請者はSGEC/PEFCジャパンに対して、同事務局長が下した決定に関する再考を要求することが出来る。  SGEC理事会による決定は最終決定である。  SGEC/PEFCジャパンは申請を審査し、事務局長はSGECの公示の発行について決定する  NO  YES  SGEC/PEFCジャパンの事務局長と申請者は関連するSGECの公示に関する契約書に署名する  YES  **６．公示を受けた認証機関の責務**  公示を受けた認証機関は下記を満たさなければならない。  **６.1**　 SGEC森林管理及びCOC認証は、SGEC規準文書1：202Xの「5」に規定するに有効な認定の範囲内で実行すること。  **６.2**　認定の内容や森林管理認証及びCOC認証の適用範囲に関する変更についてSGEC/PEFCジャパンに対して通知すること。  **6.3** SGEC公示の範囲内において認証機関が発行するすべての森林管理及びCOC認証書に関する情報、並びに既に発行されている認証書に対する全ての変更についての情報を遅滞なくSGEC/PEFCジャパンあてに提供すること。  **6.4** SGEC公示年次料金はSGEC/PEFCジャパンに支払うこと。公示年次別料金は別途定める。  なお、別に定める公示年次別料金はSGEC/PEFCジャパンの理事会の決定において変更することができる。  また、支払いは該当認証機関が発行した全ての認証書に対象にしてSGEC/PEFCジャパンが発行する請求書に基づいて行われる。  **7．公示の有効期間**  **7.1** 公示の有効期間は、認証機関の認定有効期間とする。  **7.2** SGEC/PEFCジャパンは、公示についてSGEC公示契約に違反があった場合は、その終了時又は契約途中において中止を行うことが出来る。  **付属書１**  **SGEC公示契約書**   1. **一般社団法人緑の循環認証会議**（以下「SGEC/PEFCジャパン」という）と、   **（２） 認証機関の名称** （以下「認証機関」という）は、  下記に関し、以下の条項について合意した。  記   * 認証機関は、SGEC/PEFCジャパンが承認する森林管理及びCOC認証を業務として実施するSGEC公示認証機関である。 * SGEC/PEFCジャパンは、SGEC認証制度を管理する機関であり、その登録商標であるSGECロゴ及びSGEC主張の所有者である。 * SGEC公示を受けた認証機関は、日本で登録されたSGEC認証取得者に対して有効な認定の範囲で、SGEC森林管理及びCOCの認証書を発行することが認可される。   このことは、SGEC/PEFCジャパン及びPEFCのそれぞれのホームページ上で表示される。  以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。  **第１条　定義**  **1.1**　要求事項  **1.1.1**　森林管理認証  該当文書は、SGEC規準文書　3：202X及び・SGEC規準文書3-1：202Xであり、この契約文書の一部として添付される。同文書は、現在のまま、又はSGEC/PEFCジャパンによって随時改定された場合にあっても有効である。  **1.1.2** COC認証  該当文書は、SGEC規準文書4：202Xであり、この契約文書の一部として添付される。同文書は、現在のまま又はSGEC/PEFCジャパンによって随時改定された場合にあっても有効である。  **1.２** 認証及び認定の手順  該当文書は、SGEC規準文書5-1: 202X及び・SGEC規準文書5-2：202Xであり、この契約文書の一部として添付される。同文書は現在のまま又はSGEC /PEFCジャパンによって随時改正される場合にあっても有効である。  **1.3** 公示の料金表  公示料金は「森林管理及びCOC認証公示料表」で示され、この契約文書の一部として添付される。  **第2条　認証機関の責務**  認証機関は下記の責務を負う。  **2.１** 認証機関は、SGEC規準文書1：202Xの「5」に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちにSGEC/PEFCジャパン対して通知する。認証機関は、各年の年初及び要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。  **2.2** 認証機関は、有効な認定範囲の中で、SGEC規準文書　3：202X 及びSGEC規準文書4：202X」に照らした森林管理又はCOC認証の認証審査を実行する。  **2.3** 認証機関は、森林管理者・組織・企業に対して発行された森林管理又はCOC認証書に関して、直ちに、又は既に発行された証書への変更に関してはSGEC/PEFCジャパンが定める日付までに、SGEC/PEFCジャパンに対し報告をする。  **2.4** 認証機関は、発行した認証書すべてを対象にしてSGEC/PEFCジャパンが発行する請求書に基づいて、SGEC/PEFCジャパンに対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中にSGECによって変更されることがある。料金に関する変更は、その変更に関しては、SGEC/PEFCジャパンが認証機関宛てに送る文書による報告に定める日からその効果を発する。  **2.５** 一般公開されているSGEC/PEFCジャパンのホームページのデータベース上に、認証機関の名称やその他SGECガイド文書７：202Xに定められるデータを含め、認証機関に関するデータが記載されることに同意する。  **第３条 SGEC/PEFCジャパンの責務**  **3.1** SGECは、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対しSGEC規準文書6: 202Xが定める条件に従って、SGECロゴの使用許可申請を受理る。  なお、SGEC認証書の保有者が、PEFCロゴの使用を希望する場合は、SGEC/PEFCジャパン及びPEFCが定める条件に従ってPEFCロゴの使用許可申請を受理する。  **3.2** SGEC/PEFCジャパンは、この契約に影響を与えるSGEC文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。  **第4条　契約の終了**  **4.１**SGEC/PEFCジャパンは、認証機関に対し書留郵便による3ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。  **4.2** SGEC/PEFCジャパンは、認証機関によってSGEC公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該SGECの契約を直ちに中断することができる。  **4.3**認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。  **4.4** 前4.1，4.2，4.3項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合であっても、公示料金は返還されない。  **4.5** SGEC/PEFCジャパンは、公示契約の一時的解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。  **第5条　裁定**  この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。  二部署名   * **PEFC認証業務を行う認証機関の公示について**   **１．目的**  この指針は、PEFC-COC認証を認証機関に対する公示に関する事項について規定する。  **2．基準的参照文書**  ・ GD 1004:2009 PEFC認証制度の管理運営  ・ SGEC規準文書1：202X「SGEC認証制度の管理運営規則」  ・ PEFC ST 1003:2018「持続可能な森林管理-要求事項」  ・ PEFC ST1002:2018「グループ森林管理-要求事項」  ・ PEFC ST 2002:2020「森林及び森林外樹木産品のCOC-要求事項」  ・ PEFC ST 2003:2020「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」  ・ PEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則-要求事項」  ・ PEFC GD 1008:2019「PEFC情報および登録システム‐データに関する要求事項」  **３．適用範囲**  この指針は、日本国内におけるPEFCのCOC認を行なう認証機関に対にするPEFC公示を対象範囲とする。  なお、この指針で規定するPEFC‐COC認証を行なう認証機関に関しては、日本におけるPEFC公示について、SGEC/PEFCジャパンとPEFC評議会との間の契約に基づき、SGEC/PEFCジャパンが、その業務を代行することができる。  **４．公示のための条件**  PEFC公示を申請する認証機関は下記を満たさなければならない。  **４.1** 組織  法人であること。  ４**.2** 情報公開  PEFC公示を申請する認証機関は、その身元やその他・PEFC GD 1008:2019 に定めるデータを、一般公開されているPEFC評議会のインタネットデータベース上に列挙することに同意すること。  ４**.3** 認証機関の認定  COC認証を申請する認証機関は、PEFC ST 2003:2020に規定する要件に基づき認定機関が発行する認定書を保有していること。  **４.4**公示契約  PEFC ‐COCを申請する認証機関は、PEFCとの間に締結されるPEFC公示契約（SGEC /PEFCジャパンが代行）に署名すること　(付属書２)。  **５．公示の発行の手順**  申請者である認証機関は必要事項を記入した申請書を他の必要書類と共にSGEC/PEFCジャパンあてに提出する  申請者はSGEC/PEFCジャパンに対して、同事務局長が下した決定に関する再考を要求することが出来る。SGEC/PEFCジャパンの理事会による決定は最終決定である。  SGEC/PEFCジャパンは申請を審査し事務局長はPEFCの公示の発行について決定する  NO  YES  SGEC/PEFCジャパンの事務局長と申請者は関連するPEFCの公示に関する契約書に署名する  YES  **６．公示を受けた認証機関の責務**  公示を受けた認証機関は下記を満たさなければならない。  **６.1**PEFC ‐COC認証は、PEFC ST 2003:2020 に規定する有効な認定の範囲内で実行すること。  **６.2**認定の内容やCOC認証の適用範囲に関する変更についてSGEC/PEFCジャパンに対して通知すること。  **６.3** 日本国内で、PEFC公示の範囲内において認証機関が発行するすべてのCOC認証書に関する情報、並びに既に発行されている認証書に対する全ての変更についての情報を遅滞なくSGEC/PEFCジャパンあてに提供すること。  **６.4**  PEFC公示年次料金はSGE/PEFCジャパンCに支払うこと。公示年次別料金は別途定める。  なお、別に定める公示年次別料金はSGEC/PEFCジャパンの理事会の決定において変更することができる。  また、支払いは該当認証機関が発行した全ての認証書に対象にしてSGEC/PEFCジャパンが発行する請求書に基づいて行われる。  **７．公示の有効期間**  **７.1**公示の有効期間は、認証機関の認定有効期間とする。  但し、認証機関の認定有効期間とSGEC/PEFCジャパンとPEFC評議会とが締結する契約の有効期間のうちどちらか短い方に合致させることとする。  **７.2** SGEC/PEFCジャパンは、公示についてPEFC公示契約に違反があった場合は、その終了時又は契約途中において中止を行うことが出来る。  **付属書２**  **PEFC公示契約書**   1. **一般社団法人緑の循環認証会議**（以下「SGEC」という）と、   **（２）　認証機関の名称** （以下「認証機関」という）は、  下記に関し、以下の条項について合意した。  記   * 認証機関は、PEFC評議会が承認するCOC認証を業務として実施するPEFCの公示認証機関である。 * PEFC 評議会は、PEFC 認証制度を管理する機関であり、PEFCロゴ主張の所有者である。 * SGEC/PEFCジャパンは、PEFC評議会により、日本でPEFCが承認するCOC認証を行う認証機関に対してPEFC公示を発行する認可を受けている。 * PEFC公示を受けた認証機関は、日本で登録されたPEFC認証取得者に対して有効な認定の範囲で,PEFC承認のCOCの認証書を発行することが認可される。   このことは、PEFCのホームページ上で表示される。  以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。  **第１条　定義**  **1.1**　 COC認証　要求事項  該当文書は、 PEFC ST 2002:2020 であり、この契約文書の一部として添付される。同文書は、現在のまま又はＰＥＦＣ評議会によって随時改定された場合にあっても有効である。  **1.2** 認証および認定の手順  該当文書は、PEFC ST 2002:2020 であり、この契約文書の一部として添付される。　同文書は、現在のまま又はPEFC評議会によって随時改正される場合にあっても有効である。  **1.3** 公示の料金表  公示料金表は「COC認証公示料表」であり、この契約文書の一部として添付される。  **第2条　認証機関の責務**  認証機関は下記の責務を負う。  **2.1** 認証機関は、PEFC ST 2002:2020 に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定証書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちにSGEC/PEFCジャパン対して通知する。　認証機関は、SGEC/PEFCジャパンに対し各年の年初及び要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。  **2.2** 認証機関は、有効な認定範囲の中で、PEFC ST 2002:2020に照らしたCOC認証の認証審査を実行する。  **2.3** 認証機関は、日本の組織・企業に対して発行されたCOC証書に関して、直ちに、又は既に発行された認証書の変更に関してはSGEC/PEFCジャパンが定める日付までに、SGEC/PEFCジャパンに対し報告をする。  **2.4** 認証機関は、発行した認証書すべてを対象にしてSGEC/PEFCジャパンが発行する請求書に基づいて、SGEC/PEFCジャパンに対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中にSGEC/PEFCジャパンによって変更されることがある。料金に関する変更は、SGEC/PEFCジャパンが認証機関宛てに送る文書による報告に定める日からその効果を発する。  **2.5** 一般公開されているSGEC/PEFCジャパン及びPEFC評議会のホームページのデータベース上に、認証機関の名称やその他・PEFC GD 1008:20~~1~~9 に定められるデータを含め、認証機関の身元に関するデータが記載されることに同意する。  **第３条 SGEC/PEFCジャパンの責務**  **3.１** SGEC/PEFCジャパンは、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対しPEFC評議会が定める条件に従って、PEFCロゴの使用許可申請を受理する。  **3.２** SGEC/PEFCジャパンは、この契約に影響を与えるPEFC文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。  **第4条　契約の終了**  **4.１**　SGEC/PEFCジャパンは、認証機関に対し書留郵便による3ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。  **4.2** SGEC/PEFCジャパンは、認証機関によってPEFC公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該PEFCの契約を直ちに中断することができる。  **4.3** 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。  **4.4** 前４.1，4.2，4.3項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合であっても、公示料金は返還されない。  **4.5**  SGEC/PEFCジャパンは、公示契約の一時的契約解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。  **第5条　裁定**  この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。  二部署名  SGEC附属文書  2-10-1-3　2016  会長決済  2016、4、1    **SGEC国際認証制度（PEFCとの相互承認に基づくSGEC認証制度）創設に伴う移行措置**  **（歴史的文書として保存）**    序文  　この文書は、SGEC認証制度がPEFCとの相互承認に基づく国際認証制度（2016年4月1日施行文書に基づく制度）に円滑に移行するための措置を定める。  1　適用範囲  　この文書で定める移行措置は、SGEC認証制度がPEFCとの相互承認に基づく国際認証制度として発効以降１年間の措置とする。  2　移行措置  2015年４月１日施行文書の規定に基づき認定を受けている認証機関（認定認証機関）は、2015年4月１日施行文書（PEFCとの相互承認申請文書）の認証規格により実施した認証について､2016年4月1日施行文書（PEFCとの相互承認文書）に基づく直近の定期・更新審査を実施するまでの間、移行措置として下記の措置をとることが出来る。  　　　　　　　　　　　　　　　　　記  認定認証機関は、2015年4月１日施行文書の認証規格に基づき認証を取得した者が、2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書の交付を希望する場合には、2015年4月1日施行文書に基づく認証規格と2016年4月1日施行文書に基づく認証規格の差分について、当該認証取得者にその履行について文書で確証を求め書類審査を実施した上で､2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書を交付することができる。  附則  　この文書は2016年4月1日に施行する  参考　　**認定認証機関の認証書の交付に関する措置**  （1）2015年4月1日文書の認証規格に基づく認証書の交付  ＜2015年4月1日以降2016年の相互承認以前＞  認定認証機関は、2015年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書を認定機関のロゴマークを付して交付することが出来る。  （2）1年間の移行措置  ＜2016年の相互承認以降、直近の定期・更新審査を受験するまでの間＞  認定認証機関は、「（１）」の認証書の交付を受けた認証取得者に対し2015年4月1日施行文書の認証規格と2016年4月1日施行文書の認証規格の差分について、当該認証取得者にその履行について文書で確証を求め書類審査を実施した上で、2016年4月1日施行文書の認証規格に基づき認証書を交付することが出来る。  （3）2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書の交付  ＜認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以降 ＞  認証認定機関は、2016年4月1日文書の認証規格に基づく認定機関の移行審査の受検以降にあっては2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書を認定機関のマークを付して交付することが出来る。  ＜認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以前＞  前項に規定する認証書の交付について､認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以前にあっては認証書に認定機関のマークを付すことが出来ない。従って認定認証機関は出来るだけ早く認定機関の移行審査を受検するよう努める。 | SGEC附属文書  2-10 20xx  理事会  20xx.xx.xx  **SGEC/PEFC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項(抜粋　COC)**  目次  Ⅰ序  　　序文  1　適用範囲  1.1　認証機関  1.2　対象製品  1.3　認証対象製品の評価  1.4　認証機関の要件  1.5　森林管理及びCoC認証申請者  1.6　認証機関の評価活動の一部外部委託  1,7　機密性  Ⅱ　森林管理(削除)  Ⅲ　森林生産物の分別管理（CoC）(削除)  1　一般的な規定  1.1　ロゴマークの使用  1.1.1　ロゴマーク使用ライセンス  1.1.2　ロゴマーク使用上の注意点についての依頼者への明示  2　資源に関する要求事項  2.1　認証審査員の資格・力量基準・教育  2.1.1　認証審査チームの資格・経験  2.1.2　審査力量・教育  2.1.3　評価結果のレビューアー又は認証の決定者（個人またはグループ）の資格・力量要件  3　プロセス要求事項  3.1　認定申請  3.1.1　認定申請者からの情報提供要請  3.1.2　要求事項の選択肢に応じた認定申請者に求められる情報提供  3.1.3　統合CoC管理事業体認証  3.2　評価  3.2.1　文書審査（初回、更新）  3.2.2　認証審査工数の決定（初回、更新）  3.2.3　評価報告  3.3　現地サンプリング調査  3.3.1　サンプリングの方法論  3.3.2　サンプル数  3.3.3　追加サイト  3.4　認証文書  3.4.1　認証書の交付  3.4.2　認証書の情報項目  3.4.3　認証対象の業種  3.4.4　認証の範囲  3.4.5　有効期間  3.5　認証結果のSGECへの報告  3.6　定期審査  3.6.1　定期審査の実施頻度  3.6.2　定期審査工数の決定  3.6.3　定期審査の実施個所  3.6.4　定期審査の現地審査の除外  関連文書  ・SGEC附属文書2-10-1-1 「SGEC認証機関の認証要件」  ・SGEC附属文書2-10-1-2「 SGEC認証機関の公示について」  ・SGEC附属文書2-10-1-3　 SGEC国際認証制度（PEFCとの相互承認に基づくSGEC認証制度）創設に伴う移行措置  ・SGEC 附属文書2-10-1-4　 SGEC認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について  ・SGEC附属文書2-10-2「統合CoC管理事業体認証」  ・SGEC附属文書2-10-3「認証機関の審査員の要件」  ・SGEC附属文書2-10-4（欠番）  ・SGEC附属文書2-10-5「SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について」  ・SGEC附属文書2-10-6　グループ森林管理認証  **序**  本文書は、SGEC認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC運営文書」という）及びSGEC運営文書第３条で規定する「SGEC・認証規格（森林管理認証基準・指標・ガイドライン及びCoC認証ガイドライン）」に基づくSGEC認証スキームの下で認証業務を行う認証機関に関する要求事項を定める。  但し、PEFCの認証業務を行う認証機関は、PEFC ST 2003:2012及び同付属書１に規定する要件を満たす機関とする。  **１　適用範囲**  1.1　認証機関  SGEC認証スキームの下で森林管理認証を行う認証機関（以下、「森林管理認証機関」という）及びCoC認証を行う認証機関（以下、「CoC認証機関」という）に適用する。  本文書は、認証機関に対して「製品認証機関に関する国際規格（ISO／IEC　17065）」に基づく要求事項のほか本制度に係る個別・具体的な要求事項を定める。  1.2　対象製品  1.2.1　森林管理認証の対象は、SGEC認証スキームで規定されたプロセスで管理された森林、及びそこで生育する立木、そこから生産される丸太、その他森林生産物及びこれに関連する森林サービスとする。（「SGEC運営文書」第10条）  1.2.2　CoC認証の対象は、認証森林の森林生産物とする。ただし、認証生産物にはリスク管理がなされた原材料を含む場合もある。  1.3　認証対象製品の評価  森林管理認証機関及びCoC認証機関が前１及び２項の製品を評価するための基準等は以下のとおりである。   * 森林管理認証：SGEC文書3「SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン」 * CoC認証：SGEC文書４「SGEC-CoC認証ガイドライン」及び同ガイドラインに係る附属文書4-1「SGEC認証原材料に関する文書」   1.4　認証機関の要件  森林管理及びCoCの認証機関は、SGEC認証スキームに規定される認証機関に要求される事項を満足しなければならない。（SGEC運営文書　第5章）  1.5　森林管理及びCoC認証申請者  1.5.1　森林管理認証については、森林の管理に関する法的権利を有する者がその管理する森林について申請した者とする。但し、「SGEC附属文書2-4グループ森林管理認証の要件」を満たす者を含む。  1.5.2　CoC認証については、SGEC認証材を取り扱うことを希望する者で当該CoC管理事業体の認証を申請した者とする。但し、「SGEC附属文書2-8統合CoC管理事業体の要件」を満たす者を含む。  1.6　認証機関の評価活動の一部外部委託  1.6.1　認証機関が評価活動の一部を外部に委託する場合には、「ISO／IEC 17065」に規定する外部委託に係る要求事項を満たさなければならない。  なお、この場合、外部委託機関の適格を判断するに当たっては、同機関が、森林管理認証に関しては本文書の「Ⅱ.2.1」また、CoC認証に関しては「Ⅲ.2.1」に、それぞれ規定する「認証審査員の資格・力量基準・教育」の要件を満たし、かつ、その他関連する要求事項に関する知識・経験を有する要員を保有していることを要件とする。  1・7 機密性  認証機関は、CoC管理事業体がSGECに対する情報提供の義務を負うことを通知しなければならない。  ISO/IEC17065 に規定される機密に関する要求事項を遵守するために、認証機関はCoC管理事業体からSGECに対し情報提供をする旨の同意を書面にて徴求しなければならない。  2. 重大及び軽微不適合並びに要観察事項  2.1　重大不適合  森林管理認証若しくはCoC の基準等（規格）のうち一つまたはそれ以上の要求事項の実行または維持の欠如または不履行であり、該当CoC の機能および効果に対するシステム上のリスクを招く恐れがあるもの、又は、CoC管理事業体による認証原材料の主張に関する信頼性に影響を及ぼすもの、或いは、その両方に該当する場合  注意書：重大不適合は、単独の不適合、または、全体として重大不適合を形成すると判断される複数の関連する軽微不適合であることがある。  2.2　軽微不適合  CoC 規格の要求事項に関する単一の不履行で、CoC の機能および効果に対するシステム上のリスク招くことがないか、CoC管理事業体（供給者）による認証原材料の主張に関する信頼性に影響を及ぼすことがないもの、或いは、その両方に該当する場合  2.3　要観察事項  不適合ではないが、将来的に不適合となる可能性があるものとして審査チームが検出した評価判定  Ⅱ　森林管理(削除)  Ⅲ　森林生産物の分別管理（CoC）  １　一般要求事項  1.1　ロゴマークの使用  1.1.1　ロゴマーク使用ライセンス  認証機関がロゴマークを使用する場合は、SGEC運営文書第２条に定める附則文書2-1「SGECロゴマーク」及び附属文書2-2SGECロゴマーク使用要領及び付属文書よ2-2-1[SGECロゴマークライセンスの発行]による。  但し、PEFCロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則－要求事項　第二版及びPEFC GD 1005「PEFC 評議会によるPEFC ロゴライセンスの発行」による  1.1.2　ロゴマーク使用上の注意点についての依頼者への明示  前項と同文書による。  1.1.3 ロゴマーク使用についての CoC管理事業体への注意  認証機関が認証書類上にSGECロゴマーク/PEFC ロゴを使用する場合は、その認証書類  のロゴマークはCoC管理事業体によるCOC 規格の遵守を示すものであって、そのCoC管  理事業体に対してSGECロゴマーク/PEFC ロゴ使用の権利を与えるものではないことを  明確に示さなければならない。  2　資源に関する要求事項  2.1　認証審査員の資格・力量基準・教育  2.1.1　認証審査チームの資格・経験  認証審査チームには、①　認証基準（SGEC-CoC基準）に関する知識、②　認証審査に関する知識が必要とされる他、以下に規定される資格を有する者で、「a)～g)」の者については最低2年間の勤務経験を有する者、若しくは「h)」に該当する者の内いずれかのメンバーを含む。  ａ）農学に関する博士号取得者  ｂ）技術士（森林部門）  ｃ）林業技士（森林総合監理部門）  ｄ）林業普及指導員  ｅ）林業改良普及員（AG）経験者  ｆ）林業専門技術員（AP）経験者  ｇ）森林生産物の検査経験を有するJAS検査員  ｈ）林産物関連業務・関連審査・関連研究経験者  ［経験年数］  ・大学院修了4年以上  ・大学卒6年以上  ・短大卒8年以上  ・高校卒12年以上  2.1.2　審査力量・教育  認証機関は、審査要員の審査における役割と技能スキルについて、ISO 19011に基づく基準を設け、研修を実施しなければならない。  2.1.3　評価結果のレビューアー又は認証の決定者（個人又はグループ）の力量要件  評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していなければならない。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していなければならない。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。  3　プロセス要求事項  3.1　認証の申請  3.1.1　認証申請者からの情報提供要請  認証申請者はSGEC運営文書、SGEC-CoC基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも以下の事項が含まれる。  ａ）認証申請者（事業体・企業体）名称、住所及び法的な地位  ｂ）SGEC-CoC基準等で要求されているCoC手順書  ｃ）CoC認証の範囲に含まれる製品の記述  ｄ）統合CoC管理事業体のCoC認証の場合、認証範囲に含まれる本部と事業拠点  3.1.2　要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供及び審査計画の通知  3.1.2.1認証申請者はSGEC運営文書、SGEC-CoC基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも以下の事項が含まれる。  ａ）認証生産物の管理（CoC）の方式（「SGEC-CoC認証ガイドライン」の5-2の「物理的管理方式」若しくは同5-3の「パーセンテージ方式」以下同じ）  ｂ）構成比率の計算方法（SGEC文書4　「SGEC-CoC認証ガイドライン」による。）  ｃ）構成比率の認証生産量への適用振替（前ｂと同文書による）  ｄ）由来の定義（附属文書４－１「SGEC認証の原材料に関する文書」　以下同じ）  ｅ）SGECロゴマークを使用したい場合はSGECロゴマーク使用の申請（附属文書2-2「SGECロゴマーク使用要領」）による。  但し、PEFC規格に関しては、PEFC ST 2002: 2013「林産品のCOC － 要求事項」及び同付属書１「PEFC 主張の仕様書」に基づく上記に関連する事項及びロゴを使用したい場合はPEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則－要求事項　第二版に基づく申請による。  3.1.2.2　認証機関は、審査行為の遂行と日程に関する合意の基盤を作るために、審査ごとの審査計画が確実に立てられるための手順を文書化しなければならない。その審査計画は、申請者に伝えられ、また、申請者との間に日程に関する事前の合意が取り付けられなければならない。  注意書：審査計画の準備のための指針は、ISO19011 の6.3.2 項で示されている。  3.1.2.3  認証機関は、ISO19011 の6.3 項に従って、CoC 認証規格と審査基準との適合性を判定するため、現場審査の前に申請者の文書をレビューしなければならない。  3.1.3　統合CoC管理事業体認証  SGEC管理運営文書第13条及び「附属文書2-8　統合CoC管理事業体の要件」による。  3.2　評価  認証機関は、CoC の初回審査をISO19011 の6.4 項にある関連ガイダンスに従って実行しなければならない。初回の審査および再認証の審査は、現場で実行しなければならない。  3.2.1文書審査（初回、更新）  文書審査は、SGEC運営文書、SGEC-CoC基準等による審査に必要な範囲において、現地審査に入る前に、認証申請者より提出された文書をレビューしなければならない。  3.2.2　認証審査工数の決定（初回、更新）  SGEC-CoC基準等に基づく文書確認事項及び現地確認事項を実施するのに必要な工数は、各認証機関が決定するが、現地審査の最低工数は0.5人日とする。  3.2.3　評価報告  3.2.3.1　評価対象の確認  評価報告者は、申請者の組織、プロセス、製品グループ及びその製品に関して、CoC の対象となる部分を確認しなければならない。  3.2.3.2　認証基準の明示  評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。例えば、申請者のCoC に適用される下記を含むCoC 規格  a) 認証生産物の管理（CoC） の方式  b) 認証率の計算方法、  c) 認証率の生産品への振替、  d) 適用した由来の定義、  e) SGECロゴマーク使用要領  f) 出処に問題がある由来を持つ原材料の回避に関する要求事項  g) その他必要な認証規格  　　　　但し、PEFC規格に関しては、PEFC ST 2002林産品のCOC － 要求事項に基づく上記に関連する事項及びロゴを使用したい場合はPEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則－要求事項　第二版による。  3.2.3.3　レビュー  ISO/IEC17065 の第7.5 項に定められるすべての要求事項が適用される。  3.2.4　認証審査（認証の決定）  3.2.4.1認証審査の所見は、重大な不適合、軽微な不適合および要観察事項、として分類しなければならない。  3.2.4.2重大不適合および軽微不適合は是正されなければならず、是正計画為は認証や再認証を授与する前に認証機関による検証を受けなければならない。  3.2.4.3定期審査において確認された重大不適合および軽微不適合は、組織による、不適合解消のための是正処置を伴わなければならない。日程を含む是正処置の計画は、認証機関によるレビューの上、容認されなければならない。定期審査において確認された重大不適合の是正と認証機関によるその検証の完了のための時期・時間は認証機関自身の規則に従うが、3 か月を超えてはならない。軽微不適合の是正処置は、遅くとも次回の定期審査の期間中に検証されなければならない。  3.2.4.4初回審査、定期審査、および、再認証審査において確認された不適合に関するすべての是正処置は、認証機関による現場検証、又はその他の適切な検証方法による検証を受けなければならない。  3.3　現地審査のサンプル  3.3.1　方法論  3.3.1.1　現地審査のサンプリングの認証申請CoCの適合性基準は、「附属文書2-8　統合CoC管理事業体の要件」に適合するCoCとする。  3.3.1.2　初回審査、定期審査、または更新審査のためのサンプルは、分別管理方式とパーセンテージ方式等異なるCoC認証方式を採用しているサイトについては区別して決定し、CoC認証の対象となるサイトの認証方式の相違を代表するものでなければならない。  3.3.1.3　サンプルは、一部については次に定める要素に基づく選択的なもの、その他は非選択的なものとして取り扱うことが適当であるが、結果的に、異なる一連のサイトが選択され、かつランダム的な要素が排除されないようにする。  ａ）内部監査、または前回の認証審査の結果  ｂ）苦情、または関連する是正及び予防処置の側面の記録  ｃ）サイトの規模及び生産プロセスにおける重要な差異  ｄ）適用されたCoC方式の違い  ｅ）前回の認証審査以来の変更  ｆ）地理的な分散  3.3.1.4残りのサンプルに関しては、前項に示す要素を考慮して、認証書の有効期間にわたって出来る限り多様なサイトが選択されるようにしなければならない。  3.3.2　サンプル数  3.3.2.1　認証機関は、統合CoC管理事業体の評価と認証の一環としてサイトを審査するときに取り上げるサンプルを決めるための手順を文書化しなければならない。  3.3.2.2　認証機関による手順を適用した結果が次に定める計算式の適用による結果より少ない場合、認証機関は、これを正当化できる理由を記録し、それが承認された手順に従った業務であることを示さなければならない。  ａ）初回審査：サンプル数（Ｙ）は遠隔サイト数（Ｘ）の平方根であること。（ｙ＝）端数切り上げ。  ｂ）定期審査：年次サンプル数は遠隔サイト数の平方根に係数0.6を乗じた値であること。（ｙ＝0.6）端数切り上げ  ｃ）更新審査：サンプル数は、初回審査の場合と同じであること。ただし、CoCのシステムが過去3年以上効果的であったことが判明した場合、サンプル数は係数0.8による削減が可能である。 例：（ｙ＝0.8√ｘ）端数切り上げ。  3.3.2.3　前項の要求事項は、従業員数が50名以下である各々のサイトによる低及び中リスクの事例に基づいたものであり、初回審査、定期審査、または更新審査ごとに審査を行わなければならないサイトの数の最少値を示す。  3.3.2.4　認証機関が、認証を受ける対象範囲に含まれる行為について行うリスク分析によって、次の要素に関して特別な環境が示された場合は、サンプル数を増加しなければならない。  ａ）サイトの数と従業員数  ｂ）原材料とCoC方式の複雑性と多様性  ｃ）CoC方式と原材料の由来の定義の適用に関する相違  ｄ）由来に問題がある原材料の調達リスクのレベル  ｅ）苦情及び是正・予防処置に関するその他の側面の記録  ｆ）多国籍性に関する側面  ｇ）内部監査の結果  3.3.3　追加サイト  すでに認証を受けた統合CoC管理事業体のネットワークに新たに追加されたサイトのグループを適用する場合は、各々の新しいサイトグループは、サンプル数の決定にあたって独立した一つのセットと考える。その新規グループを認証書に含めた後は、それらの新しいサイトは、今後の定期審査または更新審査のサンプル数を決定するために、以前のサイトグループに組み込むことができる。  3.4　認証文書  3.4.1　認証書の交付  認証機関はSGEC管理運文書第１１条第２項に基づきCoC認証審査調書においてCoC認証を可とした者に認証書を交付するとともに同第１６条第２項に基づきCoC認証を取り消した場合はその旨当該CoC管理事業体に通知する。  3.4.2　認証書の情報項目  認証書の情報項目は、SGEC運営文書、SGEC-CoC基準等により審査された認証であることを示す正式な証明書として必要な情報項目でなければならない。それには、少なくとも以下の情報を含んでいなければならない。  ａ）認証機関  ｂ）CoC管理事業体の名称及び住所  ｃ）CoC管理事業体の認証対象の業種  ｄ）認証の範囲  ｅ）有効期間  3.4.3　認証対象の業種  SGEC運営文書第13条第1項の認証対象業種を認証書に明示しなければならない。  3.4.4　認証の範囲  少なくとも次の事項について明示しなければならない。  ａ）適用されたCoC認証規格  ｂ）適用される認証生産物の管理方式  ｃ）適用された原材料のカテゴリーの定義  ｄ）CoCの対象製品  3.4.5有効期間  SGEC運営文書　第12条による。  3.5　認証結果のSGECへの報告  認証機関は、SGEC運営文書第11条2項、第12条2項、第14条2項、第15条3項、第16条2項に基づき　取消しを含む認証状態をＳＧＥＣへ報告する。  3.6　定期審査  3.6.1定期審査実施頻度  SGEC運営文書第14条１項による。  3.6.2　定期審査工数の決定  定期審査工数については、附属文書「2-5」の「2」に定期審査調査事項について書類及び現地確認を実施するのに必要な工数を当該認証機関が決定する。  3.6.3　定期審査の実施場所  SGEC運営文書第１４条に基づきCoC管理事業体が管理を実施している現地において定期審査を実施する。ただし、以下に該当する場合は、文書と記録のレビューにより、現地審査を代替できるものとする。代替可能期間は2年を超えないものとする。  ａ）審査に十分な信頼性が確保できると認証機関が実証できる。  ｂ）CoC管理事業体が小規模（従業員数10名以下、又は年間売上高2億円以下）である。  ｃ）前回の初回・定期・更新審査において指摘事項がない。  ｄ）CoC管理事業体の調達品に高リスクな供給物が含まれていない。  ｅ）CoC管理事業体が、CoC認証規格により保持が要求されている個々の情報又は認証機関が独立したサンプリングを行えるような全記録のリストを、認証機関に提供する。  また、定期審査を文書審査で代替する場合は、「SGEC附属文書2-5定期審査事項」の第１４条第２項に係る事項を文書で確認する。文書には、例えば各工程の分別・管理状況を示す写真、動画等を含む。  3.6.4　定期審査の現地審査の除外  認証生産物の取扱いがない場合は、前項と同様に、定期審査における現地審査を文書審査で代替することができる。但し、代替可能期間は２年を超えないものとする。  附則　「1.1」の認証機関は「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」第１９条に基づきSGECの公示を受けている機関とするが、PEFCとの相互承認に移行した場合には、国際認定フォーラム（IAF）相互認証メンバーの認定機関より製品認証機関に関する国際規格（ISO／IEC 17065）に基づき認定を受けている認証機関でSGECの公示を受けている機関とする。  附則2　この文書の施行は、2014年7月1日とする。 但し、この文書の施行するに準備を要する認証機関にあっては、施行日以降6か月間の移行するための期間を設けることができるのもとする。  附則3  2015.3.25 一部改正  この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015年4月1日から施行する。 但し、SGEC認証制度がＰＥＦＣ認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2014年７月１日施行）の規定によることができることとする。  なお、更新（定期）審査に係るSGEC文書3並びに同４及び関連する文書で規定する認証規格に関する移行期間は2015年9月30日とする。  附則4  2015.10,14 及び2015.12,10一部改正  この改正文書(2015.10,14 改正)は、2016年1月1日から施行する。 但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2015年4月1日若しくは2014年7月1日施行）の規定によることができることとする。  附則5  この改正文書（2016.2.10日改正）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則6  この改正文書（2018.4.1日改正）は、2018年4月1日から施行する。  SGEC附属文書  2-10-3 2015  会長決済  2015.4.1  **SGEC認証機関の認定要件（統合）**  １　適用範囲  認証機関の審査員の要求事項についてはSGEC附属文書2-10及びSGEC附属文書2-13によるほか本文書によるものとする。  　なお、PEFC認証機関の審査員の要求事項については、PEFC ST 2003:2012 「PEFC国際CoC規格に照らした認証業務を実行する認証機関－要求事項」の「6.1 認証機関の人員」及びAnnex6「認証認定・手順」の「3.2　審査員」に基づかなければならない。  　本文書は、ISO/IEC17065の認証機関の要員に係るすべての要求事項が適用される。  規準文書  SGEC文書3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」  SGEC文書4「SGEC-CoC認証ガイドライン」  SGEC附属文書2-10「SGEC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」  SGEC附属文書2-13「SGEC認証・認定の手順」  2　認証行為に関わる要員  認証機関は、契約書のレビュー、審査、認証の授与、審査員の監視などの重要な行為を実行するすべての要員が、それらの行為に関連する適切な知識及び力量を有することを確実にしなければならない。  3　審査員  認証機関は、審査員がISO 19011の関係の規定に準じた知識及び技能を有していることを確実にしなければならない。  3-1　教育プログラム  認証機関は、審査員がSGECの認める認証規格に基づく教育プログラム（SGEC附属文書2-13-1）に参加することを確実にしなければならない。  前記教育プログラムの参加以降は、2年間にSGECが認める同教育プログラムに１回以上参加していることを確実にしなければならない。  3-2　審査訓練若しくは審査経験  認証機関は、審査員が次に示す審査訓練を受けているか、若しくは審査経験を有していることを確実にしなければならない。  3-2-1　審査訓練  認証機関は、審査員が「SGEC附属文書2-13-1」において定められた審査訓練を終了していることを確実にしなければならない。  3-2-2　審査経験  認証機関は、SGEC附属文書2-13-1において定められた審査員資格を得るための審査経験及び審査資格を維持するための審査経験を有することを確実にしなければならない。  3-3　力量  3-3-1　認証機関は、審査員がSGEC文書２、SGEC文書３及びSGEC文書４に係わる用語、知識、理解、及び技能を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。  3-3-2　認証機関は、審査員が特に次の分野における知識及び技能等を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。  ａ）「審査の原則、手順、及びテクニックについて」  審査員がこれらを適切に適用し、審査が一貫した体系的方法で実行できることを可能とするため。  ｂ）「組織の規模、構造、機能、取引関係、全般的なビジネスプロセス、顧客組織に関する知識等の状況について」  審査員が組織の業務の背景を理解するため。  ｃ）「SGEC文書3「2-5　遵守・尊重するべき国際条約等及び国内法」及びSGEC文書４「2-9　問題のある出処」の遵守等について」  審査員が森林管理並びに林産原材料の調達及び出所に問題がある原材料の回避に関連する国際法、各国独自の森林統制や法令の執行などについて理解し、顧客組織による出所に問題がある原材料の調達の回避の手順に関する評価を可能にするため。  3-3-3　認証機関は、審査員の審査実施頻度やその行為に関わるリスクのレベルに基づき、審査の立合い、審査報告書のレビュー、顧客組織の意見などの方法を活用して、審査員の年次モニタリングの証拠書類を策定し、SGECの求めに応じてSGECに提出しなければならない。特に、認証機関は訓練の必要性を見極めるために、その成績に照らした審査員の力量に関するレビューをしなければならない。  ４　審査チーム  認証機関は、審査チームの編成について前記「3」項に定める要求事項を満たす審査員（単数または複数）によって構成しなければならない。  附則  この文書は、2015年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  SGEC附属文書  2-10-1-2 2016  理事会  2016．4．1  **SGEC認証機関の公示について【統合　付属書１】**  SGEC認証機関は、SGECによる公示を受けなければならない。SGEC の公示は、認証機関が、SGEC が承認する有効な認定を受けていなければならないことを要求する。。SGECの公示を受けた認証機関は、SGECに対し、SGECが定める処に従って授与した認証に関する情報を提供しなければならない。  注意書：授与された認証情報には、通常、認証書の保有者の身元情報、授与された認証の適用範囲、SGEC公示料金を決めるための森林管理認証取得者の認証面積及びCoC管理事業体の年間木質製品製造・販売額売上額が含まれる。SGEC公示は、SGECが定めるSGEC公示料金の支払いを認証機関に対して請求することができる。  附則  この改正文書（2016.2.10日制定）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  SGEC附属文書  2-10-1-1 2016  理事会  2016．4．1  **SGEC認証機関の認定要件【統合　付属書２】**  SGECは、森森林管理認証及びCoC 認証について次の要件を満たす認証機関によって実行されることを求める。  (1)  国際認定フォーラム（IAF）の国際相互承認協定（ＭＬＡ）に署名した認定機関より、 製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）により適合している旨の認定をされていなければならない。  (2) 当該認定の範囲には、その時点で明確に有効な、森林管理認証に係るSGEC文書3及びこれに関連する附属文書並びにCoC認証に係るSGEC文書4及びこれに関連する附属文書を含むこと並びにその後制定、改正されたSGECウェブサイト[http://www.sgec-eco.org](http://www.sgec-eco.org/) 上に提示される要求事項を含まなければならない。  また、認定の適用範囲は、認証機関の認定評価の基準となったISO/IEC 17065及びその他の要求事項を明示しなければならない。  (3) 日本において法人登記がなされていなければならない。  附則  この改正文書（2016.2.10日制定）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  SGEC 附属文書  2-10-1-4 2016  会長決済  2016.7.1  **SGEC認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について（統合　付属書2）**  PEFC との相互承認以降においては、SGEC 文書4「SGEC-CoC 認証ガイドライン」の6-3 の「PEFC ロゴ及びラベルの使用」に係る要求事項を満たすために、SGEC の認定の適用範囲に、PEFC ST 2003:2012「PEFC 国際CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」の「付属書1－ PEFC 評議会が容認する認定」で規定する認定の適用範囲を含めなければならない。  附則　この文書は2016年7月1日から施行する。  SGEC附属文書  2-10-2　2015  理事会  2016．１．１  **統合CoC管理事業体認証**  序論  　本文書はSGEC附属文書2-8「統合CoC管理事業体の要件」の要求事項を満たす複数の事業拠点を有する統合CoC管理事業体を認証する認証機関に対する要求事項を定める。  １適用範囲  統合CoC管理事業体の認証を行う認証機関に対する要求事項については、SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」において規定するほか本文書の定めるところによる。  **2** 認証機関に関する適格性基準  認証機関は、評価のプロセスを開始する前に、本文書とSGEC附属書2-8 が規定する適格基準に関する情報を申請者に提供しなければならない。また、万一統合CoC管理事業体に関する適格基準が満たされない場合は、評価を継続することができない。評価のプロセスを開始する前に、認証機関はこれらの適格基準に関する不適合が審査中に発覚した場合は、認証書が発行されないことを申請者に伝えなければならない。  **2-1** 契約書のレビュー  2-1-1 認証機関の手順においては、当初の契約のレビューにより、認証の対象となるCoC の範囲に含まれる行為の複雑性と規模、及びSGEC附属文書2-10「Ⅲ.3.3」規定するサンプリング（以下同じ）のレベルを決定する根拠としての事業拠点間のあらゆる相違が確認されることを確実にしなければならない。  2-1-2 認証機関は、認証を遂行する上で契約上の相手方である申請者の本部機能を確認しなければならない。契約の合意は、認証機関による申請者のすべての事業拠点における認証活動を可能とするものでなければならない。  2-1-3 認証機関は、個々のケース毎に、申請者の事業拠点について同じ方法を適用してCoC の実行が出来る同じ原材料のフローをどこまで有しているかについて分析しなければならない。申請者に含まれる事業拠点の類似性は、サンプリングの手順を適用する際に考慮されなければならない。  2-1-4 認証機関は、「2-1-1」、「2-1-2」 及び「2-1-3 」が要求する行為が実行されたかどうかを示す記録を保持しなければならない。  **2-2** 審査  2-2-1 認証機関は、統合CoC管理事業体の審査を処理するための手順を文書化しなければならない。文書化、記録のレビュー、現場審査などを含む審査手順について、認証機関は、CoC の要求事項が実際に全事業拠点にわたって適用され、また、SGEC附属文書2-8を含むCoC 規格のすべての基準が遵守されていることを確認する方法を確立しなければならない。  2-2-2 評価・監査に複数の審査チームが関与する場合においては、認証機関は、すべての審査チームの審査結果を統括し、総合的な報告書を作成する責任を有する一人のリード審査員を指定しなければならない。  **2-3** 不適合  2-3-1 統合CoC管理事業体の申請者の内部監査または認証機関の審査によって、いずれかの事業拠点における不適合が発見された場合は、その他の事業拠点が受ける影響について判断するための調査を実行しなければならない。それ故、認証機関は、当該不適合がすべての事業拠点に影響し当該申請人のCoC 全般的な不具合をもたらすものであるかどうかを判断するために、申請者に対しその不適合のレビューを要求しなければならない。もし、当該不適合が申請者のCoC全般の不具合をもたらすものであると判断された場合は、是正行為が本部および個々の事業拠点においても実行されなければならない。万一、そうではないと判断された場合は、申請者は認証機関に対しそのフォローアップに制限付けをする正当な理由を示すことが可能でなければならない。  2-3-2 認証機関は、これらの行為の証拠書類を要求し、コントロールの再構築について納得するまでサンプリング度数を増加しなければならない。  2-3-3 決定のプロセスにおいていずれかの事業拠点に不適合があった場合、認証機関は、十分な是正処置が取られるまでの間、統合CoC管理事業体申請者全体に対する認証を授与することができない。  2-3-4 申請者の単一の事業拠点における不適合の存在によって起きた障害の解決を目的として、当該申請者が認証プロセスの期間中に問題を有する事業拠点を認証の対象から除外することを要求した場合、これを認めることはできない。  **2-4** 認証書  2-4-1 認証書は申請者の本部の名称と住所宛てに１通発行しなければならない。認証書に関連するすべての事業拠点のリストは、認証書上、関係附属書又は認証書上に言及するその他の形式に基づき作成されなければならない。認証書上の適用範囲又はその他の言及は、認証された規格がリスト上の事業拠点のネットワークによって実行されていることを明確にしなければならない。もし個々の事業拠点が異なる認証生産物の管理（CoC） の方式や原材料の由来に関する定義を適用する場合は、該当するCoC 規格が適用されたことを認証書上、又は個々の事業拠点に関する附属書上に明示しなければならない。  2-4-2 子（支）認証書（sub-certificate）は、原認証書と同様の適用範囲、またはその適用範囲の子（支）適用範囲（sub-scope）を対象とし、さらに原認証書への明確な言及があれば、発行することが可能である。  2-4-3 本部又は事業拠点が認証書の維持に必要な規格を満たさない場合、当該認証書は全体的に無効となる。（前記2-2 項を参照）  2-4-4 事業拠点のリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、統合CoC管理事業体に対し、事業拠点の閉鎖、開設又は行為内容の変更などに関する情報の伝達を要求しなければならない。その様な情報の通達がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従ってしかるべき措置を取らなければならない。  2-4-5 監査又は再評価の結果として既存の認証書に事業拠点を追加することは可能である。認証機関は新しい事業拠点の追加に関する手順を有していなければならない。  注意書：特別の業務遂行を目的に組織が建造した一時的な事業拠点は、統合CoC管理事業体の業務の一部として扱うことはできない。現地審査のサンプリングは、あくまでもCoC 認証の対象である恒常的な事業拠点による行為の確認を目的とするものであり、前記のような一時的な事業拠点において実行された行為を対象にするものではない。即ち、統合CoC管理事業体認証は、一時的なサイト自体を認証するものではない。  **3**審査時間  3-1 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針に関して、統合CoC管理事業体の審査に費やす時間の正当な理由を示すことが可能でなければならない。  3-2 初回審査、定期審査及び更新審査の一環として個別事業拠点ごとに費やす最低限の審査時間は、SGEC附属文書2-10「Ⅲ.3.2.2」項の定める初回審査と同様である。CoC 規格の要求事項のうち、本部でのみ審査される項目で事業拠点に関連しないものを考慮して省略することは可能である。  3-3 本部については、審査される項目を省略することは許容されない。  附則  この文書は、2016年１月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。    SGEC附属文書  2-13 2015  理事会  2015．4．1  **SGEC/PEFC認証・認定の手順（同左　略）**  SGEC附属文書  2-13-1 2015  会長決済  2016．１．１  **SGEC/PEFC審査員の教育プログラム及び**  **審査訓練若しくは経験について（統合　付属書）**  SGEC附属文書2-13-2　2015  理事会  2016．1．1  **SGEC及び/又はPEFC認証業務を行う認証機関の公示について**  　　標記についてSGEC及びPEFCのそれぞれについて下記に定める。   * SGEC認証業務を行う認証機関の公示について(同左　略) * PEFC認証業務を行う認証機関の公示について(同左　略)   附則  　この文書は、2016年１月１日から施行する。  　但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則2  　2015.12.10　一部改正  　この改正文書(2015.12.10　改正)は、2016年１月１日から施行する。  　但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則3  この改正文書（2016.2.10日改正）は、2016年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  SGEC運用文書「2-13-2」-1  2016年7月1日制定  **SGEC及び/又はPEFC認証機関の公示について【統合】**  SGEC認証機関の公示については、SGEC文書2「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」、  同附属文書2-13「SGEC認証・認定の手順」及び同附属文書2-13-2「SGEC/PEFC認証業務を行う認証機関の公示について」に基づき行う。  また、日本国内におけるPEFCのCOC認証（PEFC ST 2002:「林産物のCOC―要求事項」）を行なう認証機関に対にするPEFC公示については、SGECは、日本のPEFC認証管理団体（NGB）としてPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間でPEFC認証制度の管理に関する契約を締結しており、SGEC付属文書2-13-2の「PEFC認証業務を行う認証機関の公示について」に基づき行うことができる。  SGEC/PEFCの認証機関の公示を希望する場合は、SGEC文書2第19条に規定する「認証機関公示の要件」を満たす旨を確認することが出来る文書及び同文書第20条に規定する「公示の申請」事項を記載した申請書並びにSGEC附属文書2-13-2の規定に基づき別紙１「SGEC公示契約書」若しくは同付属文書別紙2「PEFC公示契約書」に署名の上、2部SGECに提出していただくこととしている。  なお、現行のPEFC-COC認証機関については、2016年7月末日までに、PEFCアジアプロモーションは、日本におけるPEFC-COC認証機関との間で締結している契約を解除することになるので、同日までに日本におけるPEFC-COC認証機関の公示の継続を望む機関は、SGECとの間で改めて公示契約を締結する必要があることに留意してください。  SGEC附属文書  2-10-1-3　2016  会長決済  2016、4、1  **SGEC国際認証制度（PEFCとの相互承認に基づく**  **SGEC認証制度）創設に伴う移行**措置　（同左　略） |
| **SGEC規準文書6「SGEC商標使用規則－要求事項」（改正案）**  **（改正部分：アンダーライン　　全面的改正）**  **SGEC規準文書6-1「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用ライセンス番号の発行」（改正案）及び他関係文書　(改正部分:アンダーライン)** | **SGEC附属文書2-1「別紙　SGECロゴマーク」及び**  **SGEC附属文書2-2「SGECロゴマークの使用要領」　（現行文書）**  **SGEC附属文書2-2-1-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」**  **及び他関係文書　　　　　　　　　　（現行規格）** |
| **SGEC規準文書6**  理事会　202X  202X.XX,XX  **SGEC商標使用規則－要求事項（改正案）**  目次  はじめに  序論  1適用範囲  2　引用規格  3　定義と用語  4　PEFC商標の所有権  4.1　所有権  5　SGEC商標の適用範囲  5.1　SGEC商標の全般的な適用範囲  5.2　SGEC商標の製品上使用の適用範囲  5.3　SGEC商標の製品外使用の適用範囲  6　SGEC商標使用に関する要求事項  6.1　全般的な要求事項  6.2　SGEC商標使用ライセンス  6.3　SGEC商標使用者の種類  6.3.1　グループA：各国認証管理団体（NGB）及びPEFC認可団体  （日本においてはSGEC/PEFCジャパン）  6.3.2　グループB：SGEC認証制度に基づく森林管理(SFM)規格の認証を受けた主体  6.3.3　グループC：SGEC-COC規格に基づく認証を受けた主体  6.3.4　グループD：その他の使用者  7　SGEC商標に関する技術的な要求事項  7.1　SGEC商標の製品上（オンプロダクト）使用に関する技術的な要求事項  7.1.1　全般的な要求事項  7.1.2　SGEC 製品上ラベル  7.1.3　SGECのイニシャル  7.2　SGEC商標の製品外（オフプロダクト）使用に関する技術的な要求事項  7.2.1　SGECプロモーションラベル  7.2.2　SGECのイニシャル  8　SGECラベルに関する図案上の要求事項  8.1　SGECラベルの要素  8.1.1　SGECロゴ（A）  8.1.2　SGEC商標ライセンス番号（B）  8.1.3　ロゴの名称（C）  8.1.4　ラベルメッセージ（D）  8.1.5　SGECウェブサイト（E）  8.1.6　SGECラベルの枠（F）  8.2　デザイン（図案）（の仕様  8.2.1　色  8.2.2　ラベルの方向  8.2.3　寸法  8.2.4　最小サイズ  8.2.5　設置  8.3　ラベルの選択的な使用  8.4　変形使用  付属書A： プロモーションラベル用の代替メッセージ  付属書B（参考）： SGECラベルの不正使用の例  **はじめに**  一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC/PEFCジャパン」という。）は、森林認証及び林産品認証とそのラベル制度を通じて、持続可能な森林管理の促進を図る日本国内に適用されるSGEC/PEFC認証制度(PEFC認証制度はPEFC協議会から委任を受けて管理)を管理する組織である。  本規格は、PEFC評議会（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)によって、その定めるPEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則－要求事項」及びその他PEFC認証制度に関する文書に基づき適合性評価を受け、承認されている。  本規格は、広範囲にわたるステ―クホルダーによる関与の下に、オープンで、透明な、公開協議とコンセンサスをベースとするプロセスを通じて策定された。  本規格は、SGEC附属文書2-1「別紙　SGECロゴマーク」及び同2-2「SGECロゴマークの使用要領」を無効化し、これに代替する。本規格の公表以前にSGEC商標使用許可を取得した商標使用者については、SGEC附属文書2-1及び同2-2 の要求事項からこの文書への切り替えために18か月の移行期間が適用される。  **序論**  SGEC商標は、林産品の由来が、持続可能な管理が行われた森林や出処に問題のないことに関する情報を正確かつ検証可能な情報として提供することにある。このことにより、市民・消費者に持続可能な森林管理や環境に配慮した商品の選択的購買を促し、その由来する認証林産品の需要と供給を活性化することによって、市場主導型による森林資源の継続的な改善の顕在化を図り、その推進に寄与する。  組織は、「SGECラベルジェネレータ（作成）ツール」を使用して自社独自の商標番号が付いたSGEC商標をダウンロードすることができる。「SGECラベルジェネレータ（作成）ツール」は、無料のオンライン・ツールであり、迅速で簡単なSGEC商標の作成を可能にする。有効な商標使用ライセンスを保有するすべての組織はラベル再生システムにアクセスをすることができる。  本規格は、ISO14020:2000が定める環境ラベルおよび宣言の一般原則に依拠する   1. **適用範囲**   SGEC文書2「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」の第2条のSGEC商標（ロゴ）及びその使用規則はこの文書の定めるところによる。  本規格は、SGEC商標使用者がSGECのロゴとSGECのイニシャル、それに関連する主張及び/又は宣言を正確かつ検証可能で、適切に使用することを確実にするための要求事項を定める。  本規格は、SGEC商標の法的な保護、同商標を使用する権利、同商標使用の種類、同商標の製品上・製品外の使用に関する技術的及び図案上の要求事項などを定める。  本規格書を通して、「しなければならない。」という用語は、それが使われる規定が必須であることを意味する。「するべきである。」の用語は必須ではないにしても採用され、実行されることが期待されることを意味する。「してもよい又はすることが認められる。」はこの文書による許可を表現するものであり、「することができる(can)」はこの文書の使用者の技量や使用者に開かれている可能性を述べるものである。  なお、不明な点がある場合は、SGECに関する事項についてはSGECの関連文書の日本語版により決定する。PEFCに関する事項については、PEFCの関連文書の英語版により決定する。  **2.　引用規格**  下記の参考文書はこの文書を使用する上で不可欠である。日付の有無に関わらず、それら参考文書の（修正を含む）最新版(修正を含む)が適用される。  SGEC規準文書４：202X「森林及び森林外樹木産品のSGEC-ＣＯＣ」  PEFC ST 2002:2020、「森林および森林外樹木産品のCOC-要求事項」  PEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則-要求事項」  SGECガイド文書７：202X　「SGEC情報及び登録システム‐データに関する要求事項」  PEFC GD 1008:2019「PEFC情報および登録システム‐データに関する要求事項  **3.　用語と定義**  本規格においては、SGEC基準文書４「森林及び森林外樹木産品のSGEC-COC」で定める用語と定義が適用される。  **3.1**完成品  製造プロセスの終了時点で得られる製品で、顧客に販売又は流通させるために準備ができているもので、販売又は流通する以前のもの。  **3.2**森林及び森林外樹木産原材料  森林、又は森林外樹木などSGEC規格に基づきSGEC認証が認められた生産源に由来する原材料である。ここには、木材原材料の他に山菜、キノコ、樹液など非木材原材料も含まれる。また、そのような区域/生産源に由来するリサイクル原材料を含む。  **3.3** 森林及び森林外樹木産品  森林及び森林外樹木産原材料及びその原材料から生産された製品で、当該原材料から生成されたエネルギーなど計量可能で無形の製品も含まれる。  **3.4**　製品外使用（オフ・プロダクト）  SGEC商標の製品上使用以外の使用であり、SGEC認証森林に由来する特定の製品や原材料に言及しないもの。例えば普及用印刷物などがこれに当たる。本規格「5 SGEC商標の対象範囲」を参照。  **3.5**　製品上使用（オン・プロダクト）  SGEC認証原材料又は製品に言及するか、又は、購入者や一般消費者がhai特定の製品に言及していると理解することができるようなSGEC商標の使用。製品上使用は、直接的使用（SGEC商標が有形な製品に付される）か、または、間接的使用（商標は製品上に直接付されないが、有形な製品に言及する）である。本規格「5　SGEC商標の対象範囲」を参照。  注意書：製品上使用は、SGEC認証製品若しくはこれに関連してSGEC商標を使用する場合であって、例えば以下の使用がある。  ①　有形製品上への直接使用（包装なしの場合）、個別に梱包、容器、包装された製品、又は、製品輸送に使用される大型の箱、木枠などに使用される場合  ②　特定の製品に関連する形で文書類に使用される場合（請求書、出荷票、広告物、説明書など）  この場合、購入者や一般消費者が特定の製品に言及していると考え、そのように理解するような商標の使用は製品上使用と見做される。  **3.6** PEFC認可団体  PEFC評議会が、PEFC評議会に代わってPEFC商標ライセンスを発行することを許可した主体であり、通常、認可団体はPEFC認証管理団体（NGB）である。日本の場合は、SGEC/PEFCジャパンがこれに当たる。  **3.7** SGEC認証原材料  下記に該当する原材料のカテゴリーである。   1. SGEC認証書の対象である供給者によって、「X％SGEC認証」のSGEC主張を付して出荷された森林及び森林外樹木産原材料   ｂ） リサイクル原材料  「X％SGEC認証」のSGEC主張を付されずに納入されたリサイクル原材料。  **3.8**　SGEC認証製品  組織（企業等）によって「X％SGEC認証」のSGEC主張を付して販売/譲渡された製品。  **3.9**　SGEC-COC  組織(企業等)が、森林及び森林外樹木産製品、並びにそれらの原材料カテゴリーに関する情報や正確で検証可能なSGEC主張の使用を扱うためのプロセス。  **3.10**　SGEC管理材  原材料が「問題のある出処」に由来するリスクが「極小」である旨、組織（企業等）がDDSを通じて決定した森林及び森林外樹木産原材料に関する原材料カテゴリー。  注意書　「SGEC管理材」は、組織がこのカテゴリーの原材料に対して使用してもよいSGEC主張でもある。  **3.11**　SGECラベル  SGECラベルは、SGECのロゴ及びラベル名、並びにラベルメッセージ又はウェブサイトなど本規格が定める追加的要素によって構成される。追加的要素は、SGECロゴに関する情報を提供し、これを補足する。SGECロゴは、常にSGECラベルの中で使用されなければならない。本規格が解説する特定の状況下においては、SGECラベル要素は省略が可能であり、最終的には追加要素のないSGECロゴのみということがあり得る。  **3.12**　PEFC各国認証管理団体  PEFC各国認証管理団体（PEFC-NGBs）は、各自国においてPEFCから承認を受けた認証システムを構築し、その実行を目的に設立された当該国の認証制度を管理する独立組織である。PEFC-NGBsとその連絡先のリストはPEFCのウェブサイトで掲載されている。PEFC-NGBsは、しばしばPEFC認可団体を兼ねる。3.6項を参照。  **3.13**　SGEC森林管理及びCOC認証書  (a)　SGEC森林管理認証書は、SGEC公示を受けた認証機関がSGEC森林認証制度／同森林管理規格に基づき発行した有効期間内の認証書、  (b)　SGEC-COC認証書は、SGEC公示を受けた認証機関がSGEC‐COC認証規格要求事項(SGEC規準文書4)に基づき発行された有効期間内の認証書  注意書1：SGEC森林管理及びCOC認証規格はSGEC/PEFCジャパンのウェブサイトに掲載される。  注意書2：グループ認証書又はマルチサイト認証書で、サイト又はグループ加盟者が認証書の対象に含まれることが当該認証書の付帯資料又は子(支)認証書等によって確認される場合には、当該認証書及びその書類等を一体のものとして、そのサイト/加盟者のSGEC認証書と見做す。  **3.14**SGEC商標  SGECの商標は、SGECのアイデンティティーを視覚的に代表するシンボルである。これらは登録され、SGEC/PEFCジャパンに所属する。SGEC商標には2種類がある。  a)「SGEC」のイニシャル  b)　SGECロゴは本規格の付属書に示される。SGECロゴは常にSGECラベルの内部に使用されなければならない。（3.11項「SGECラベル」の定義を参照）  030505緑の循環ＳＧＥＣマーク  c)　SGECのロゴは、「持続可能な森林管理を通じて、自然環境の保全に貢献するとともに、地域における循環型社会の形成に寄与する。」ことを旨とするSGEC認証制度の理念に相応しい色調とデザインとし、SGECのアイデンティティーを視覚的に表している。  **3.15**　リサイクル原材料  下記の森林および森林外樹木原材料である。  (a)　製造プロセスの中で廃棄物から再生したもの。加工直し、研磨直し、又はプロセスの中で発生する廃材の再使用で、それが発生したものと同一のプロセスに再利用することができるものは除外される。また、製材副産物（例えば、おが屑、木片、樹皮など）などの副産物や林地残材（樹皮、枝（木片）、根など）も除外される。これらは「廃棄物」とは見做さないからである。  (b)　家庭から発生したもの又は製品の最終ユーザーの立場としての商業、工業、研究施設などから発生したもので、それ以上当初の目的に使用することができないもの。ここには、流通チェーンから返品された原材料も含まれる。  注意書1：「それが発生したものと同一のプロセスで再利用することができる」とは一つのプロセスから発生する原材料が同一のサイトの同一プロセスに連続的に投入されるものを意味する。例としては、パネルボードの生産でプレス工程で発生する残留物で連続的に同一のプレスラインに再投入されるものがある。これはリサイクル原材料とはみなされない。  注意書2： この定義はISO14021の定義を根拠とする。  注意書3：リサイクル原材料の種々の例がPEFC GD 2001に挙げられている。  **3.16**　小売業者  PEFC認証企業からPEFC認証完成品を調達し、消費者に販売する主体。  **3.17**森林外樹木　（Tree outside Forests: TOF）  森林法第2条において森林若しくは林地と指定された区域外で生育する樹木。その区域は、通常「農地」又は「市街地」として分類される。  **4. SGEC商標の所有権**  **4.1**所有権  **4.1.1** 「SGECロゴ及びSGECのイニシャル」は著作権の対象物であり、SGEC/PEFCジャパンが所有する登録商標である。この著作権の対象である「SGECロゴ及びSGECのイニシャル」の無断使用は禁じられており、法的手段が取られることもある。  **5. SGEC商標の適用範囲**  **5.1**　SGEC商標の全般的な適用範囲  **5.1.1**　SGEC商標とその関連する主張は、当該主張及び/又はラベルを付した原材料が持続可能に管理された森林、リサイクル材、及び/又は管理材に由来することを示している。  **5.1.2**また、SGEC商標は認証品としての主張及びラベルが付いた製品の製造者である組織（企業等）が、SGEC認証制度が定める社会的要求事項を遵守し、マネジメントシステムを備えた組織体制の下で管理していることを示している。  **5.1.3**更に加えて、SGEC商標は、組織(企業等)のSGEC認証状況について情報を提供するものである。  **5.2**　SGEC商標の製品上使用の適用範囲  **5.2.1**　SGEC商標の製品上使用の適用範囲は下記のとおりである。  a)　商標を有形の個々の製品又はそのパッケージ上にSGEC認証原材料に言及して使用する直接的な製品上使用。  b)　製品がSGEC認証品であることを示すために、メディアやマーケティング資料などにおいて該当する製品が認証品であるか、又はSGEC認証原材料を含んでいることが理解されるように言及しているなど間接的な製品上使用  例1．広告、商品解説書、ウェブサイト、又は包装明細書などにおいて実際の商品に言及をしてその製品がSGEC認証であることを示すためにSGEC商標を使用する。  例2．認証製品について、その製品の供給者又は製造者が認証を受けていることに言及する。例えば、「この雑誌はSGEC認証を受けた印刷業者によって印刷されています。」又は、「この雑誌はSGEC認証紙を使っています。」など。  c)　製品の生産プロセスの一部としてSGEC認証原材料が使用されていることに言及する直接的又は間接的な製品上使用。7.1.1.3項を参照  例：「このブランディーは持続可能に管理された森林、リサイクル材、又は管理材に由来するオーク樽で熟成されました。」、又は「この植物は、持続可能に管理された森林及び管理材に由来する森林から生産された種苗から育ったものです。」  **5.2.2**SGEC商標は、ラベル又は主張が付された森林及び森林外樹木産品全体を対象とするものであり、その一部のみを対象とするものではない。パッケージは製品の一部とは見なされない。SGEC認証林産品のパッケージ自体も森林及び森林外樹木産原材料を含むものであることがあり得るので、それ自体にSGEC商標を使用することもできる。製品とパッケージが共にSGEC認証品である場合は、当該パッケージにSGECラベルを二つ使用することが認められる。7.1.1.1項を参照。  **5.3**　SGEC商標の製品外使用の適用範囲  **5.3.1**　SGEC商標の製品外使用の適用範囲は、製品上使用の適用範囲以外のSGEC商標使用であり、例示すると下記のとおりである。  a)　認証を受けていることを伝える。（この使用は本規格の6.3項が定める使用者グループのグループBとCに関連する）  b)　認証書がSGECの承認を受けていることを伝える。（認証機関）  c)　SGECの認定に係る行為であることを伝える。（認定機関）  d)　 SGEC認証製品の調達又はSGEC認証製品の調達に対するコミットメントについて伝える。（SGEC認証製品の最終ユーザー）  e)　SGECの制度や認証の発展及びその促進に焦点を当てたプロジェクトや運動について伝える。  f)　その他の教育およびプロモーション的な目的のためにSGEC商標を使用する。（PEFC評議会、NGB、認証企業、認証機関、認定機関、PEFC認証品を販売するその他の組織、等）  g)　店頭及び/又はオンラインで特定の製品やSGEC認証原材料に言及しない形での、SGEC認証製品が入手可能であることの一般的な告知  **6.****SGEC商標使用に関する要求事項**  **6.1** 全般的な要求事項  **6.1.1**　SGEC商標は、SGEC/PEFCジャパン及びSGEC認証制度に関する正確な言及と共に使用されなければならない。  **6.1.2**　SGECのロゴとラベルは、別に定める「SGECラベルジェネレータ（作成）ツール」（SGEC Label Generator)から入手しなければならない。  **6.1.3**　SGEC商標及びその構成要素は、他の商標又はラベルの一部として使用したり、それらを組み込んで他のマークを作成したり、又はSGEC商標の趣旨に関して一般社会に誤解を与えるような画像、言葉、又はシンボルと併用して使用してはならない。  **6.1.4**　SGEC商標は、SGEC認証制度に関する誤解や混乱を招くか、又は認証主体の認証範囲外の行為にSGECが参画をしているか、又は責任を有するかのような疑念を与える恐れのある形で使用されてはならない。SGEC商標は、認証主体のSGEC認証に関わる業務に関する誤った解釈や理解につながる方法やSGECの信頼を損ねる形で使用されてはならない。  **6.1.5**　SGEC商標は、SGEC/PEFCジャパンの明示的な認可を得ることなくブランド名、企業名、又はウェブサイトのドメイン名などの中で使用してはならない。  **6.1.6**SGEC商標は、それが付された製品の質、特徴、内容物、生産プロセス等やSGEC認証又はSGEC全般に関して誤解を与えるような形で他の主張、メッセージ又はラベルと併用されてはならない。  **6.1.7**　SGEC商標が付された製品上に他のメッセージや主張又はラベルが使用されている場合には、その製品のどの部分がSGEC商標に関連し、どの部分が認証の範囲外であるかが、明確に確認が可能でなければならない。  **6.1.8**　SGEC商標は、SGEC/PEFCジャパンが提供するメッセージと併用されなければならない。SGEC規格に規定されていない商標の使用については、SGEC/PEFCジャパンの許可を得なければならない。  **6.1.9**　SGEC商標の使用は、正確で、かつ商標に係る法的要求事項とその他の法令を遵守するものでなければならない。組織(企業等)は、SGEC商標の使用にあたり、該当する法令を遵守する責を負う。  **6.1.10**　SGEC/PEFCジャパンは、SGECの戦略的な展望及び使命にそぐわないSGEC商標の使用を拒否する権利を有する。  **6.2**　SGEC商標使用ライセンス  **6.2.1**　SGEC商標は、SGEC/PEFCジャパンが発行したSGEC商標使用ライセンスによる権限の下に使用されなければならない。SGEC商標使用ライセンスを取得した場合には、当該取得者のライセンス番号が発行される。  **6.2.2**　ライセンスは、商標使用の申請者とSGEC/PEFCジャパンとの間のライセンス契約（商標使用契約）の約定（署名）を通じて取得されなければならない。  **6.2.3**SGEC商標を使用する認証組織のライセンス番号は、SGECのCOCの実行のために主張を伝える場合以外に、SGEC商標を使用するごとに当該商標に付随しなければならない。  例　「当社はSGEC認証原材料を調達しています。（SGEC/XX-XX-XX）」  注意書1　SGECのイニシャルをプロモーションの目的で使用する際に、そのプロモーション文言の中でイニシャルが複数回使用される時は、SGECのライセンス番号は最初のイニシャルに表示されるだけでよいとされている。ライセンス番号が付いたSGECラベルが該当する文言に隣接して使用されるか、又はその文言と同じページの中でそのイニシャルを使用する組織が明確に確認可能な形で使用される場合は、そのイニシャルはライセンス番号なしで使用することが認められている。  注意書2　SGEC商標を報道記事又は科学研究記事で使用される場合は、SGECライセンス番号を使用/留める必要はない。  **6.2.4**　 SGEC/PEFCジャパンは、SGEC商標の製品外使用を目的に一度限りの商標使用の許可を発行することができる。この使用は、一度限りの使用となる。「SGECの許可の下のロゴ使用」の免責条項が、SGEC商標とともに明確に表示されなければならない。  **6.2.5**　下記の場合、SGEC/PEFCジャパン（SGEC/PEFCジャパンはライセンス番号を発行している。）による事前許可の下に、SGECラベルを、例外的にライセンス番号なしに使用することができる。  a)　SGEC商標ラベルのサイズのためにライセンス番号の判読が困難である、あるいは  b)　適用された技術では、SGEC商標とライセンス番号の併用が不可能である、  c)　上記に加えて、製品上使用に関しては下記であること。  -　SGEC商標とライセンス番号が該当製品の他の箇所で使用されている。  （例：パッケージ、大箱、製品のパンフレットまたは使用マニュアル）、又は  -　該当のSGEC商標使用者が、他の製品上の情報によって明確に確認できる。  **6.3**　SGEC商標使用者の種類  **6.3.1**　 グループA： 各国認証管理団体及びPEFC認可団体  (日本においては、「SGEC/PEFCジャパン」が該当する。)  **6.3.1.1**　 SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標の使用は、製品外使用に限る。  **6.3.2**　グループB： SGEC認証制度に基づく森林管理(~~S~~FM)規格の認証を受けた主体  **6.3.2.1**持続可能な森林管理認証の有資格主体がSGEC商標ライセンスを取得するためには、有効な森林管理認証書を保有していなければならない。  **6.3.2.2**　SGEC森林管理認証書を保有するグループBの主体が、SGEC-COC規格に基づく認証を受けていない場合は製品外使用のみが許される。但し、一般的に、素材生産は持続可能な森林管理に係る森林施業の範疇内の作業として認められることから、森林管理（FM）認証取得者によって認証森林の森林管理に係る森林施業の一環として産出された素材については、SGEC-COC規格に基づく認証を受けていない場合にあっても、本規格に基づきSGEC商標を使用することができる。  注意書：SGEC文書2の「第5章認証機関」において、以下の通り規定している。  森林管理（FM）及びCOC認証機関は、国際認定フォーラム（IAF）の国際相互承認協定（MLA）に署名した認定機関より、 「製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）」により適合している旨の認定がなされていること。  **6.3.2.3**認証が一時停止、取り下げ、又は終了された場合は、SGEC商標ライセンスは自動的に一時停止又は終了される。但し、一時停止は、同措置が解除されるまでの間。  **6.3.3**グループC： SGEC-COC規格に基づく認証を受けた主体  **6.3.3.1**SGEC-COC認証の有資格主体がSGEC商標ライセンスを取得するためには、有効なSGEC-COC認証書を保有していなければならない。  **6.3.3.2**　グループCの商標使用者は、SGEC商標を製品上及び製品外の目的で使用することが許される。  **6.3.3.3**　認証が一時停止、取り下げ、又は終了された場合には、SGEC商標ライセンスを自動的に、一時停止が解除されるまでの間は一時停止、又は終了される。  **6.3.4**　グループD: その他の使用者  **6.3.4.1**SGEC商標使用者グループA、B、Cに属さない組織やその他の主体。  **6.3.4.2**　グループDは、商工組合、小売業者、研究・教育施設、認証機関、認定機関、政府系組織、NGOなどを対象とする。グループDは、森林及び森林外樹木産品のチェーン内にある組織で森林及び森林外樹木産品の最終ユーザーの立場にある者、又は供給者によって製品上に主張及び/又はラベルが付された製品を如何なる措置も加えずにそのまま販売する立場にある者でCOC認証の適用外にあるものも含む。  **6.3.4.3**　グループDの商標使用者は、製品外使用に限ってSGEC商標の使用が許される。  **6.3.4.4**　ロゴ使用者グループDに属する小売業者でSGEC認証完成品を調達し、如何なる形であれその製品に処置を加えたり、包装を変更したり、非認証製品と混合することなくその完成品を消費者に直接販売する者は、SGEC認証製品のプロモーションを目的として例外的にSGEC商標を間接的に製品上~~に~~使用することができる。（要求事項5.2.1項bを参照）その場合、下記の要求事項を遵守する必要がある。  a)　商標使用者グループDに関するSGEC商標ライセンスを有する。  b)　SGECのプロモーションのラベルは、少なくとも一度は「SGEC商標が付いた製品は、SGEC認証品として提供することができます。」のラベルメッセージを付けて使用されなければならない。このラベルは、カタログ、パンフレット、又は価格表などにおいて一般の人がSGEC商標の趣旨を明確に理解及び確認できるように、見えやすい箇所に付されなければならない。  c)　SGEC商標は、SGEC認証品として提供される製品に隣接して置かれるカタログ、パンフレット、又は製品一覧を通して組織のライセンス番号なしで使用することができる。  d)　該当する製品には、SGEC認証供給者のライセンス番号を付したSGEC商標を物理的に製品上に付されていなければならない。  e)　最初の使用に関してはSGEC/PEFCジャパンによる許可が必要であり、それ以降はSGEC/PEFCジャパンが年次ベースで許可する。なお、SGEC/PEFCジャパンは、如何なるものであれデザインの変更がある場合にはその都度新規の許可を発行しなければならない。  f)　SGEC商標は、常に本規格及び他のSGEC関連文書に従って使用されなければならない。  注意書　SGEC商標は、必ず少なくとも一度はカタログ、パンフレット、又は製品一覧などに表示されるので、要求事項6.2.5項はこの場合は適用されない。  表１　商標使用の概要   |  |  |  | | --- | --- | --- | | SGECロゴ使用者／使用法 | 製品上使用 | 製品外使用 | | グループA：各国認証管理団体 | なし | あり | | グループB：持続可能な森林管理認証主体 | なし（但し、素材にのみ使用可） | あり | | グループC：COC認証主体 | あり | あり | | グループD：その他の使用者 | なし | あり |   注意書1　グループBの認証書保有者でSGEC-COC認証書も併せて保有する者は、グループCにも属するのでSGEC商標の製品上使用ができる。但し、グループBの認証書保有者でSGEC-COC認証書を保有しない者であっても「素材」のに限ってSGEC商標の製品上の使用ができる。  注意書2　例えば森の看板など追加的に使用される製品外メッセージは、グループBの使用例として付属書Aに示される。  注意書3　使用者グループDに属する小売業者については、要求事項6.3.4.4項も参照のこと。  **7.****SGEC商標に関する技術的な要求事項**  **7.1**　 SGEC商標の製品上使用に関する技術的な要求事項  **7.1.1**　全般的な要求事項  **7.1.1.1**　 SGEC商標の言及する製品は、明確な確認が可能でなければならない。製品の明確な確認が不可能な場合は、ラベルのメッセージ又は少なくとも製品名（8.3.3項参照）によって商標と製品の繋がりを明確にしなければならない。  例：SGEC認証鉛筆がSGEC認証を受けていない林産原材料によってパッケージされている場合は、パッケージに貼付されるSGECラベルのメッセージにおいて「この製品は」に代えて「この鉛筆は」などロゴが言及する製品がどれなのかを明確にする。  **7.1.1.2**　製品に含まれる認証原材料のパーセンテージがSGEC商標の貼付に適格かどうかを判断するためには、該当の製品全体が考慮されなければならない。5.2.2項を参照。  例：本にSGEC商標を使用するには、当該本全体（表紙と全ページ）が少なくとも70%以上の認証原材料を含まなければならない。  **7.1.1.3**製品の生産プロセスの一環としてSGEC認証原材料に言及する間接的な製品上使用（5.2.1　「ｃ）」で解説）については、SGEC/PEFCジャパンの許可が必要である。  **7.1.2**　製品上のSGEC認証ラベル  **7.1.2.1**　SGEC認証ラベル  **7.1.2.1.1**　SGEC認証ラベルは、製品上に使用される一般的なラベルである。    **7.1.2.1.1.1** SGEC認証ラベルは、以下の様式に沿った派生デザインとして使用することが出来る。  但し、下記以外のデザインによって使用しようとする場合は、事前にSGEC/PEFCジャパンに許可を求め承認を得なければならない。なお、文字のフォントは、新ゴＭとする。（パソコン等で少部数印刷するときは、HG－丸ゴシックＭ－PROでもよい。）    SGECロゴマークの下部に、「このロゴは、一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）の商標です。」を表記することが出来る。  **7.1.2.1.2**　「SGEC認証」ラベルは、製品に含まれる森林及び森林外樹木産原材料の少なくとも70%以上がSGEC認証原材料であり、リサイクル原材料の含有率が100%未満である場合に使用できるが可能。  注意書　リサイクル原材料は、森林及び森林外産品の原材料カテゴリーに含まれる。3.7項の定義を参照。  **7.1.2.1.3**　 SGEC認証ラベルに使用されるラベルメッセージは、「この製品は持続可能に管理された森林からの原材料、リサイクル材、及び管理材が使用されています。」である。「この製品は」の用語は、ラベルジェネレータ（作成）ツールを使用して、該当する製品名又はラベルが言及している製品に含まれる認証原材料の名前に差し替えてもよい。7.1.1.1項及び8.3項を参照。なｋ  **7.1.2.1.4**　該当製品がリサイクル由来のSGEC認証原材料を含まない場合は、ラベルメッセージから「リサイクル材」を除外することができる。    **7.1.2.1.5** 製品がSGEC認証森林由来の原材料のみを含む場合は（例えば、「100%SGEC由来」の主張が付されて納入された原材料）場合は、ラベルメッセージを「『この製品』は持続可能に管理された森林からの原材料が使用されています。」としてもよい。    **7.1.2.1.6**SGEC認証プロジェクトの場合は、「この製品は」に代えて「このプロジェクトに使用されている森林及び森林外樹木産原材料は」を使用しなければならない。ここで、「プロジェクト」はそのプロジェクトの種類（パビリオン、タワー、など）に代えることができる。  **7.1.2.2**　SGECリサイクルラベル  **7.1.2.2.1**製品がリサイクル原材料（3.15項リサイクル原材料の定義を参照）のみを使用している場合は、ラベル名は「SGECリサイクル」であり、ラベルメッセージは「『この製品』はリサイクル原材料が使用されています。」でなければならない。「この製品」の用語は、ラベルジェネレータ（作成）ツールを使用して、該当する製品名又はラベルに関連する製品に含まれる認証原材料名に差し替えてもよい。    表2　SGEC認証ラベルのオプション使用の概要   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  |  |  | | ラベル名 | SGEC認証 | SGECリサイクル | | 使用の要求事項 | 最低限70%がSGEC認証原材料であり、かつ、リサイクル材含有率が100%未満 | 100%がリサイクル材 | | 一般的なラベルメッセージ | -「この製品は持続可能に管理された森林からの原材料、リサイクル材及び管理材が使用されています。」  -　そのラベルが言及する相手の製品が不明瞭な場合「この製品」の部分は製品名に代替しなければならない。  製品がリサイクル材を含まない場合、ラベルメッセージは「リサイクル材」の用語なしで使用可能。  -　製品がSGEC認証森林からの原材料のみを含む場合は、ラベルメッセージを「リサイクル材及び管理材」の部分を省略して使用してもよい。 | 「この製品はリサイクル材が使用されています。」  -　そのラベルが言及する対象の製品が不明瞭な場合は、「この製品」の部分は製品名に代替しなければならない。 |   **7.1.3**　SGECのイニシャル  **7.1.3.1**製品が少なくとも70%以上のSGEC認証原材料を含んでいる限りは、SGECのイニシャルを直接製品上使用することができる。  例1：この製品は75%SGEC認証の木材を使用して製造されました。（SGEC/XX-XX-XXX）  例2：この情報誌はSGEC認証紙（SGEC/XX-XX-XXX）に印刷されました。  **7.1.3.2**　同じ製品にライセンス番号付きのSGECラベルが付されていない場合は、組織のSGEC商標ライセンス番号が必ずSGECのイニシャルとともに使用されなければならない。  **7.1.3.3**　製品に含まれるSGEC認証製品やSGEC認証原材料でSGECのイニシャルの対象になっているものは明確に確認されなければならない。SGECのイニシャルがどの製品に言及をしているのかが不明瞭な場合は、その製品を特定しなければならない。7.1.1.1項参照。  **7.1.3.4**　前記の規定と異なるSGECイニシャルの製品上使用については、SGEC/PEFCジャパンの許可が必要である。  **7.1.3.5**　本項で概説された要求事項は、SGEC-COC規格（SGEC文書４）の規定に基づきCOC主張を伝える目的でSGECのイニシャルを使用する場合には適用されない。  **7.2**　 SGEC商標の製品外使用（オフプロダクト）に関する技術的な要求事項  **7.2.1**　SGECのプロモーションラベル  **7.2.1.1**　SGECのプロモーションラベルは下記である。    **7.2.1.2**SGECのプロモーションラベルに使用される一般的なラベルメッセージは、「持続可能な森林管理の促進」である。  **7.2.1.3**プロモーションを目的とする場合の追加的なラベルメッセージは、本規格の付属書Aに提示される。  **7.2.1.4**　SGECラベル使用をしないSGEC製品外ラベルメッセージは、ラベル使用と同様の要求事項に基づいて使用することができる。こうした場合やSGECラベルが当該メッセージに付帯して使用されない場合には、SGEC商標ライセンス番号が当該メッセージに付帯して使用されなければならない。  **7.2.1.5**SGECの持続可能な森林管及びCOCの認証書を保有している組織（企業等）（SGEC使用者グループBとC）は、は、SGECのプロモーションラベルを下記の上に使用することが認められる。  a)　レターヘッド、カタログ、又はその他のプロモーション資料。但し、何が認証を受けているのかが不明瞭でないこと。SGECのプロモーションラベルがSGEC認証の適格であるプロモーション製品上に使用される場合は、当該ラベルにはラベルメッセージが含まれなければならない。  b)　送り状または出荷伝票。SGEC主張が付されて納入された製品は明確な確認が可能でなければならない。  **7.2.1.6**　 SGECラベルは、プロモーションを目的として非販売製品上に使用することができる。SGECラベルが、非販売製品の何に言及しているのかは明確でなければならない。プロモーションラベルメッセージが含まれなければならない。  注意書　認証を受けていない小売業者による「カタログ、パンフレット、又は製品一覧におけるSGECラベル使用については、6.3.4.4項を参照のこと。  **7.2.2**　SGECのイニシャル  **7.2.2.1**　SGECのイニシャルの製品外使用は、SGECプロモーションラベルと同様の条件及び要求事項で許容される。その使用は、常にSGECに関して正確かつ正しい言及をしていなければならない。  **8. SGECラベルに関する図案上の要求事項**  **8.1**　SGECラベルの要素    **8****.1.1**　SGECロゴ（A）  **8.1.1.1**　SGECのロゴは、森林の持続可能な管理をイメージするための水平的螺旋図形及びその下に配置される「SGEC」のイニシャルで構成される。  **8.1.2**　SGEC商標ライセンス番号（B）  **8.1.2.1**SGEC商標を使用する組織を確認するために、SGECロゴは組織のSGECライセンス番号と併用されなければならない。6.2.1項参照。  **8.1.3**　ラベル名 (C)  **8.1.3.1**　ラベル名は、ロゴの意味を伝える。  **8.1.3.2**　公式のSGECラベル名は日本語である。  **8.1.3.3**SGECラベルは、複数言語によるラベル名を含めてもよい。「SGECラベルジェネレータ（作成）ツール」で提供される。  **8.1.4**　ラベルメッセージ（D）  **8.1.4.1**　ラベルメッセージは、ロゴの意味を伝える。  **8.1.4.2**公式のSGECラベルメッセージは日本語である。  **8.1.4.3**　SGECラベルは、複数言語によるラベル名を含めてもよい。「SGECラベルジェネレータ（作成）ツール」で提供される。  **8.1.5**　SGECウェブサイト(E)  **8.1.5.1**　SGEC/PEFCジャパンのウェブサイト。  **8.1.6**　SGECラベル枠 (F)  **8.1.6.1**　枠を使用する場合、枠はラベルの異なる要素において常に縦横比率と寸法を尊重しなければならない。  **8.2**デザイン（図案）上の仕様  **8.2.1**　色  **8.2.1.1**SGECラベルは緑、黒、及び白の三色によって使用することができるが、常に単一色かつ対照色を背景にして使用することができる。  **8.2.1.2**緑のロゴは、同色の緑の枠、そしてSGECラベル名、メッセージ、及びウェブサイトは黒を使用しなければならない。白と黒についてはすべての要素が同一の色でなければならない。SGECのラベル名は三者とも太字でなければならない。  色に関しては、原則「SGECラベルジェネレーター」ツールで生成されるデータを適用。  それが使用できない場合には、以下の色を使用する。  色指定　：　　pantone 328  ４色で表現する場合（近似値、色）  Ｃ＝ 100％　　Ｍ＝　0 ％　Ｙ＝　47％　Ｋ＝　30％  但し、黒（スミ色）でも可  (黒と白抜きに図形修正)    注意書　デザイン上の仕様を解説するために、緑の横向き枠付きのSGEC認証ラベルが使用されているが、同じ原則が他のラベルでも適用される。  **8.2.2**　ラベルの方向  **8.2.2.1**　SGECラベルは縦長および横長で使用することができる。    　　横長 　　　　縦長  **8.2.3**　寸法  **8.2.3.1**　高さと幅の比率は常に保たれなければならない。SGEC商標の種々の要素の比率も尊重されなければならない。  **8.2.4**最小サイズ  **8.2.4.1**ラベルの最小サイズは下記でなければならない。  　　　　 　  27㎜　　　　　　　　　　　　　15㎜　　　　　　　　　　11㎜  **8.2.5**設置  **8.2.5.1**ラベルが乱雑にならず、容易に認識されるように、ラベルの周辺には十分なスペースを取らなければならない。十分なスペースとしての最低限の量は、ロゴの下のSGECイニシャルのSのサイズと同等でなければならない。    **8.3**　ラベルの選択的な使用  **8.3.1**下記の要素は、SGECラベルから選択的に省略することができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | SGEC認証ラベル | SGECリサイクルラベル | SGEC製品外ラベル | | SGECロゴ | 不可 | 不可 | 不可 | | ラベル名 | 可 | 不可 | 適用なし | | ラベルメッセージ | 可\* | 可\* | 可\* | | SGEC/PEFCジャパン  ウェブサイト | 可 | 可 | 可 | | 枠 | 可 | 可 | 可 |   \*　この使用は、常に要求事項7.1.1.1項を遵守しなければならない。8.3.2および8.3.3項も参照。  **8.3.2**　SGECラベルをメッセージなしで使用する場合、下記の例の様にラベルには製品名を含めてもよい。    **8.3.3**　ラベルが何に言及しているのかが不明な場合（要求事項7.1.1項を参照）、ラベルメッセージは製品名に差し替えることが認められる。  **8.3.4**　ラベル使用の前後関係によってSGECの趣旨が明白な状況であれば、プロモーション目的のSGECラベル使用においてはラベルメッセージを省略することが認められる。  **8.3.5**デザイン上の理由で通常のSGECラベルのデザインが使用できない場合は、SGECラベルは、SGEC/PEFCジャパンによる事前許可を得た上で、下記の様なオプションとしての使用ができる。製品上使用の場合、そのラベルが言及する製品又は原材料が明瞭でなければならない。  製品外使用の場合は、SGECの趣旨が明白でなければならない。  a)　SGECロゴをSGECロゴの水平的螺旋図形とSGECの文字及び商標番号に分離し、隣り合わせに配置する。このフォーマットにおけるラベルの最小サイズは、SGECのイニシャルとライセンス番号が判読可能であることを確実にしなければならない。（要注意　水平的螺旋図形に付随する「SGEC」削除）    b)　SGECロゴをSGECロゴの水平的螺旋図形とSGECの文字及びライセンス（商標）番号に分離し、ライセンス番号をSGECのイニシャルの下に配置する。このフォーマットにおけるラベルの最小サイズは、SGECのイニシャルとライセンス番号が判読可能であることを確実にしなければならない。（要注意　水平的螺旋図形に付随する「SGEC」削除）    **8.4**　変形使用  **8.4.1**「SGECラベルジェネレータ（作成）ツール」から得られたSGECラベルは、変更又は再生をしてはならない。  **8.4.2**非標準色の使用又はその他の変形を施したSGECラベル使用はSGEC/PEFCジャパンによる事前許可を必要とする。  **付属書1　 プロモーションラベル用の代替メッセージ**   |  |  | | --- | --- | | 商標使用者グループ | メッセージ | | グループ　B | ・　持続可能な森林管理の促進  ・　【企業名】はSGEC持続可能な森林管理認証書を保有しています。  ・　私ども/当社の森林をSGEC認証の要求事項に従って管理しています。  ・　当社の森林管理はSGEC認証を受けています。 | | グループ　C | ・　持続可能な森林管理の促進  ・　【企業名】はSGEC認証を受けたCOCを有しています。  ・　【企業名】はSGEC認証製品を提供します。  ・　私ども/【企業名】は、SGECの認証製品の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。  ・　私ども/【企業名】は、SGECの木材/紙/パッケージの調達を通じて持続  可能な森林の促進を支援しています。  ・　当社製品上のSGECロゴは、当社の木材/紙/パッケージが持続可能に  管理された森林からの原材料、リサイクル材、および管理材を使用していることを確証します。  SGECラベル付きの製品の購入一つ一つが森林及び森林地域社会に変化をもたらします。 | | グループ　D：  認証機関 | ・持続可能な森林管理の促進  ・【認証機関名】はSGEC森林管理認証の認定を受けています。  ・【認証機関名】はSGEC-COC認証の認定を受けています。  ・【認証機関名】はSGEC森林管理認証及びSGEC-COC認証の認定を受けています。 | | グループ　D：  認定機関 | ・持続可能な森林管理の促進  ・【認定機関名】はSGEC森林管理認証の認定を提供いたします。  ・【認証機関名】はSGEC-COC認証の認定を提供いたします。  ・【認証機関名】はSGEC森林管理認証及びSGEC-COC認証の認定を提供いたします。 | | グループ　D：  SGEC認証を受けた完成品を調達する非認証企業 | ・持続可能な森林管理の促進  ・【企業名】はSGEC認証製品を提供します。  ・私ども/【企業名】は、SGECの認証製品の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。  ・私ども/【企業名】はSGECの木材/紙/パッケージの調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。  ・当社製品上のSGECロゴは、当社の木材/紙/パッケージが持続可能に  管理された森林からの原材料、リサイクル材、及び管理材を使用していることを確証します。  SGECラベル付きの製品の購買は、一つ一つが森林や森林地域社会に変化をもたらします。 | | グループ　D：  PEFC国際ステークホルダー・メンバー | ・持続可能な森林管理の促進  ・【主体名】はSGECのステークホルダー・メンバーです。  ・私ども/【企業名】は、SGECの認証製品の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。  ・私ども/【企業名】はSGECの木材/紙/パッケージの調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。  ・当社製品上のSGECロゴは、当社の木材/紙/パッケージが持続可能に  管理された森林からの原材料、リサイクル材、及び管理材を使用していることを確証します  SGECラベル付き製品の購買は、一つ一つが森林や森林地域社会に変化をもたらします | | グループ　D：  上記以外のグループのD組織 | ・　持続可能な森林管理の促進 |   注意書1:　複数の使用者グループに属する組織は、どのグループのラベルメッセージでも使用することができる。  （例えば、認証企業でもあるステークホルダー・メンバーは、グループD：ステークホルダーが解説するラベルメッセージ、又はグループC：認証企業が解説するラベルメッセージのどちらを使用することが認められている。  注意書2:【　】の中の言葉は、相対するオプションで代替する。例えば、組織がSGEC認証木材を調達する場合は、ラベルは「当社製品上のSGECは、当社の木材が持続可能に管理された森林、リサイクル材及び管理材に由来することを確証します。  **付属書2　 SGECラベルの不正使用の例**  下記の事例が不正使用の例となる。   1. ラベル内容の書体変更 2. ラベル内容の各要素の相対的大きさの変更   3. ラベルの色の変更  4. ラベルの形の変更  5. SGECラベルを他のメッセージ、主張又はSGECに関して誤解を生じるようなラベルと使用  6.　ラベルの要素同士の距離が密着または離れすぎ  7.　省略不可能な要素の移動や省略  8.　プロモーションラベルの製品上使用  9.　不鮮明なSGECラベルの使用  10. SGECラベルと他のラベルの間や要素が密着  附則  この改正文書は202X年XX月XX日から施行する。  **SGEC規準文書6-1**  理事会　202X  202X.XX,XX  **SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用ライセンスの発行（改正案）**  **（現行規格の改正部分：アンダーライン　）**    **目**次  1　適用範囲  1　規準的参考文書  1　用語と定義  3.1　認定認証書  3.2　SGECが承認する認証書  4　ライセンス発行の条件  4.1　一般的条件  4.2　個別条件  5　ライセンス発行の手順  6　商標使用料金  7　ライセンスの有効期間  8　一度切りのSGECロゴ使用  9　PEFCロゴ使用ライセンス発行  付属書1：SGEC商標使用契約書－見本  付属書2：SGEC商標使用許可申請書－様式  付属書3：一度限りのSGEC商標使用許可申請書‐様式  付属書4：ロゴ使用ライセンス番号の仕組み  **はじめに**  SGEC/PEFCジャパンは、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する機関である。SGECの認証主張やラベルが貼付された商品は、原材料が持続可能に管理された森林を出処とすることに関する信頼性を提供する。  **序論**  SGECラベルは、持続可能な森林経営、リサイクル材、又は出処に問題のないその他の原材料からのものであるなど林産品の由来に関する情報を提供し、消費者等が環境やその他の事項を考慮した選択的な購入をする際に利用することが出来る。  SGEC商標は、SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用(以下「ロゴ使用」という。)ライセンスに基づいてのみ発行される。  なお、SGEC/PEFCジャパンは、日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004:2009「PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてSGEC/PEFC・COC認証企業等に対して、本規格に準じてPEFCロゴライセンスの発行を行う。  **1.　適用範囲**  この文書は、SGEC規準文書6: 202X「SGEC商標使用規則-要求事項」に基づき適正なロゴマーク使用を目的とし、SGEC/PEFCジャパンによるSGECロゴマーク使用ライセンス（以後「ライセンス」という。）の発行について定める。  なお、PEFCロゴライセンスの発行に当たっては、PEFC GD 1005:2012「PEFCロゴライセンス発行」による。  注意書：PEFCロゴライセンスの発行については、日本国内にあってはPEFC 評議会から同発行業務の委任を受けるSGECによってのみ行われる。  **2. 基準的参照文書**  ・SGEC規準文書4　森林及び森林外樹木産品COC‐要求事項  ・SGEC規準文書１：202X「SGEC認証制度の管理運営規則」  ・SGEC規準文書６：202X「SGEC商標使用規則-要求事項」  ・PEFC ST 2001:2020「PEFC商標使用規則－要求事項  ・PEFC GD 1005:2012「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行」  **3.　用語と定義**  **3.1**認証書  認証機関は認定機関からSGECが認めた認定範囲で認定を受けた機関で、その発行する認証書には当該認定機関のシンボルが表示されてなければならない。  **3.2**　SGEC/PEFCジャパンが承認する認証書  SGECが承認する認証書は、次の条件を満たすものでなければならない。  ａ）森林管理認証書は、SGEC認証制度（森林管理認証規格）に基づき、SGEC/PEFCジャパンの公示を受けた認証機関が発行するもので有効期間内のもの。  ｂ）CoC認証書は、SGEC認証制度（COC認証規格）に基づき、SGEC/PEFCジャパンの公示を受けた認証機関が発行するもので有効期限内のもの。  注意書：SGEC森林認証制度並びに森林管理及びCoC認証規格はSGECウェブサイトで入手可能。  **4.　ライセンス発行の条件**  **4.1**一般的条件  ライセンスを申請する組織（企業等）は下記の要件を満たさなければならない。  ａ）法人であること。  注意書：「法人」には「法人に準ずる組織を有する者」を含むこととし、SGEC規準文書3-1の「3.7」で規定する「グループ主体」及びSGEC規準文書４の附属書２の「3.2」で規定する「本部」並びにSGEC規準文書１の「3.3」で規定する森林管理認証取得者及び同4.3で規定するCOC認証取得者を含むものとする。  ｂ）申請者の識別情報やその他SGEC/PEFCジャパンが特定する情報について収集し、公開することに同意すること。  **4.2**　個別条件  森林管理認証書及びCOC認証書は、前項「3」の要件を満たさなければならない。  **使用者グループＡ**： SGEC/PEFCジャパン  **使用者グループＢ**： 森林所有者・管理者で下記の要件を満たすもの  ａ）SGEC/PEFCジャパンが承認する有効期限内のSGEC森林管理認証書を有すること。  ｂ）SGEC/PEFCジャパンとSGEC商標使用契約を締結していること（付属書1）。  **使用者グループＣ**： 林産品関係産業で下記の要件を満たすもの  ａ）SGEC/PEFCジャパンが承認する有効期限内のSGEC-COC認証書を有すること、あるいは、企画段階にあり認証機関が認めるSGEC特定プロジェクトであること。  ｂ）SGEC/PEFCジャパンとSGEC商標使用契約を締結していること（付属書１）。  **使用者グループＤ**： 下記の要件を満たすその他の組織・団体  ａ）SGECロゴ使用目的がSGECの目的に適合していることが確認できること。  ｂ）SGEC/PEFCジャパンとSGEC商標使用契約を締結していること（付属書１）。  **5.　ライセンス発行の手順**  図１：ライセンス発行のプロセス  申請者は記入済み申請書と必要書類をSGEC/PEFCジャパンあてに提出する（付属書２）  SGEC/PEFCジャパン事務局は申請を審査する  SGEC/PEFCジャパン事務局長はライセンスの発行（商標使用ライセンス番号）に関する決定をする  不許可  申請者はSGEC/PEFCジャパン理事会にあて抗議できる。SGEC理事会の決定は最終決定である。（許可する場合は「ライセンス番号を決定」）  許可  SGEC/PEFCジャパン事務局長と申請者はSGEC商標使用契約書に署名する。  許可  **6.　商標使用料金**  当面定めない。  **7.　ライセンスの有効期間**  ライセンスは使用者グループごとに下記の間有効である。   1. 使用者グループA：契約書の有効期間 2. 使用者グループB：SGEC森林管理認証書の有効期間 3. 使用者グループC：SGEC-COC認証書の有効期間 4. 使用者グループD：契約書の有効期間   **8.　１回限りのSGECロゴマーク使用**  製品外使用の目的に限り、SGECは、SGEC商標使用ライセンスがなくても、下記の要件を満たす場合は、  １回限りのSGECロゴマークの使用を許可することができる（例：新聞紙上、報告書、発行物、など）。  ａ）当該商標の使用がSGECの目的に適合していること。  ｂ）商標使用ライセンス番号は、SGECの許可番号を使用しなければならないこと。（SGEC/31-01-10）  ｃ）「このロゴはSGEC/PEFCジャパンの許可を得て使用しています」の文言が表示されること。  なお、１回限りのSGEC商標使用を希望する者は、付属書3によりSGEC/PEFCジャパンに申請する。  **９.　PEFCロゴ使用ライセンス発行**  SGEC認証材について、PEFC商標使用ライセンス発行する場合は、前掲のPEFC GD 1004:2009「PEFC認証制度の管理運営」並びにPEFC ST 2001:2020~~[~~「PEFC商標使用規則」~~]~~及びPEFC GD 1005:2012 「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行」に基づき行う。  附則  この文書は202X年XX月XX日から施行する    **付属書1**  **SGEC商標使用契約書‐見本**  (1)（一社）緑の循環認証会議、（以下「SGEC/PEFCジャパン」という。）と、  　商標使用者の名称並びに住所  (以下「商標使用者」という。)は、下記の条件において、以下の条項について合意した。  記  ａ）商標使用者は、SGEC規準文書6「SGEC商標使用規則」の「6」に定めるSGEC商標使用グループの　　の商標使用者であり、下記のサイトを含む。  　　（サイト名）  ｂ）SGEC/PEFCジャパンは、登録SGEC商標の所有者であり、その著作権を有する。  ｃ）SGEC商標使用者は、商標使用ライセンス番号SGEC/　　　　　　　　　　　　　にてSGEC商標使用許可を受け、「SGEC商標使用規則」等に基づきSGEC商標を使用することが許可される。  （参考：商標使用ライセンス番号の仕組み参照）  ＊約定事項  **第1条　定義**  １　SGEC商標使用規則  商標使用に関する要求事項は、SGEC規準文書6「SGEC商標使用規則」に定めるところであり、同文書は契約文書の一部として契約書に添付される。  ２．SGEC商標使用料金  SGEC商標使用料金は当面定めない。  **第2条　SGEC商標の著作権**  1.SGEC商標は、著作権の対象であり、SGEC/PEFCジャパンが所有する。「SGEC」の頭文字は著作権の範囲内にあり、登録されている。この著作権の対象物であるSGEC商標及び「SGEC」は、法的にSGEC/PEFCジャパンの管理・統制の下にあり、許可なくして使用することは禁止される。  **第3条　SGECロゴマーク使用者の責任**  1.　SGEC商標使用者は、「SGEC商標使用規則」に従い、当該商標使用者の身元の確認が確実に可能となるようにSGEC/PEFCジャパンが発行する「SGEC商標使用ライセンス番号」を付してSGEC商標を使用しなければならない。  2　SGEC商標使用ライセンス番号の発行料金及びSGEC商標年間使用料金は、当面定めない。  3　SGEC商標使用者は、当該身元情報に関するデータ及び森林管理認証及びCOC認証をその使用の要件（グループＢ及び同C）としている場合、更には当該認証状態について、変更があった場合には、迅速かつ正確にSGEC/PEFCジャパンに通知する義務を負う。  **第4条　SGEC/PEFCジャパンの責任**  1　SGEC/PEFCジャパンは、SGEC商標使用者に対して、本契約に影響するSGEC商標使用に関するSGEC商標使用規則やその他の文書の変更があった場合には、これを通知する義務を負う。  **第5条　罰則**  １　SGEC/PEFCジャパンは、ライセンス発行の条件が「使用者グループＢ」及び「同Ｃ」に該当する者が、当該商標使用が未承認の状態で製品上又は製品外使用された場合には、当該商標使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、その商標使用に関わる製品の市場価格の総額の五分の一に相当する額を契約違反として課すことができる。その場合の罰金は150万円を上限とする。  2　SGEC/PEFCジャパンは、契約に違反した商標使用に対して要求する罰金額を変更する権利を有する。その変更は、SGEC/PEFCジャパンが商標使用者に対して書面による通知を行ってから３ヶ月と5日を経過した後に、SGEC/PEFCジャパンと当該商標使用者との間で締結された契約書上で効力が発生する。  **第6条　契約の終了**  1　両当事者は、書留郵便による3ヶ月前の通知によって本契約を終了することができる。  2　 SGEC/PEFCジャパンは、「SGEC商標使用規則」への違反の疑義が調査された場合には、本契約書を一時的に取り消すことができる。このような商標使用に対して疑義がある場合には、SGEC/PEFCジャパンは、一時的解消に関わる審議結果を通知するために、当該商標使用者に対しその疑義に関し書面による説明を要請しなければならない。なお、当該一時的取消の措置は、当該商標使用者が不正使用の疑義に関してSGEC/PEFCジャパンに釈明をしてから最長１ヶ月間有効としなければならない。この間、SGEC/PEFCジャパンは、その件について調査を実施する。SGEC/PEFCジャパンは、当該商標使用者がSGEC/PEFCジャパンの承認する是正措置を実行し、その旨をSGEC/PEFCジャパン宛に通達した場合には、その内容を確認し、当該是正が確保された場合には、当該契約の一時的取消に関する決定を破棄する場合がある。  3　 SGEC/PEFCジャパンは、本契約書又はSGEC商用使用規則が遵守されなかったと判断された場合は、直ちに本契約を終了することができる。  4　SGEC森林管理認証書（グループBの場合）及び/又はCOC認証書(グループCの場合)の保有をSGEC商標使用の条件としている場合で、その認証書の有効性は失われた場合（認証書の取り下げ、中止又は終了の場合）には、その時点でこの契約書は自動的に終了する。  5　前1、2、3及び4項に該当して契約の一時的解消や終了した場合であってもSGEC商標使用料は返却されない。但し、商標使用料は当面定めない。  6　 SGEC/PEFCジャパンは、前項に該当し契約の一時的解消や契約が終了したことによってSGEC商標使用者が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。  **第７条　報告及び呈示**  1　 SGEC/PEFCジャパンは、認証の内容に関してロゴマーク使用者によって提供された当該者の身元に関するデータや情報を公開することが許される。  2　森林管理認証及びCOC認証を取得し、商標使用の要件を満たした者（グループＢ及び同C）の場合は、各認証審査の後直ちにSGEC商標の製品上使用に関する通知（例えば、製品、製品のカテゴリー、生産単位又はそれらに類似する項目ごとに）をその使用するCOC認証システムが許す限りの正確性を以って、認証機関の検証を受けた上で、SGEC/PEFCジャパン宛てに提出しなければならない。  同様に、製品外商標使用の要件を満たす者は、商標使用についてSGEC/PEFCジャパン宛てに自由書式によりその詳細を報告しなければならない。  3 ロゴマークの製品外使用（グループD）の場合、当該商標使用者は、項目毎に自由書式にてSGEC商標の製品外使用の詳細について毎年SGEC/PEFCジャパン宛てに報告しなければならない。  **第8条　契約の有効性**  この契約書は、両当事者による署名がなされた時点から発効する。  **第9条　その他の条件**  1　 SGEC/PEFCジャパンは、第三者から苦情を受けた場合、又は、契約違反の疑義が生じたことが確実となった場合は、SGEC/PEFCジャパン自ら若しくは認証機関等の代理人が商標使用者の現場検査を実行する権限を保有する。この場合、当該商標使用者は前記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。  2　森林管理認証及びCOC認証を有することを要件とする商標使用者（グループBおよびC）は、この契約書の締結から３ヶ月以内に認証機関との間で、当該契約書の締結以後の認証審査の際に、SGEC商標を使用する商品の生産量及び商標の使用状況に関する記録を認証機関が審査する旨の合意文書を締結し、SGEC/PEFCジャパン宛てにその合意書の複写１部を送らなければならない。認証機関は、その認識した商標の使用状況等の変更について、商標使用者の合意なしにSGEC/PEFCジャパン対して通知する権利を有する。  **第10条　裁定**  1　この契約書は日本国の法に従う。  2　この契約書の関わる紛争、訴訟は、最終的かつ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される。  （2部　署名）  日　付  SGEC/PEFCジャパン事務局長 XXXXXX　会社SGEC商標使用代表者  **付属書2**  **SGECロゴ使用許可申請書**  Ⅰ．申請者の身元に関するデータ   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 会社・組織名 |  | | | 代表者名 又は 関連部署の管理者 |  | | | 住所 | 〒 | | | 担当者名 |  | | | 電話 |  | ファックス |  | | 電子メール |  | URL |  |   グループ森林管理認証及び複数のサイトを含む統合CoC認証ライセンス申請の場合、申請者は該当するグループ森林管理認証の加盟者及びマルチサイト組織CoC認証の加盟者及びその担当者の詳細を申請書に含めなければならない。  Ⅱ．申請者の属するSGECロゴ使用者  〈一つの申請につき一つのカテゴリーのみ選択〉   |  |  | | --- | --- | | 森林所有者・管理者  本文書「4.2」の使用者グループB | □ 森林管理認証保有者  □ グループ森林管理認証の加盟者  □ グループ森林管理認証書の保有者 | | 林業、木材関連産業事業体、商社  本文書「4.2」の使用者グループC | □ COC認証書保有者  □ マルチサイト組織COC認証の加盟  　者  □ マルチサイト組織COC認証書の保  有者 | | その他のロゴ使用者  本文書「4.2」の使用者グループD | □　具体的に業務内容を記載 |   Ⅲ．　申請手続きに関する情報と文書   |  |  | | --- | --- | | 認証番号 ／ 有効期限（森林管理認証及びCOC認証取得者のみ） |  | | グループ森林管理認証及びマルチサイト組織COC認証への加盟確認書 |  | | 前年度の木材・木製品に係る総売り上げ（日本円） |  | | その他のロゴ使用  本文書「4.2」の使用者グループD | <使用目的、方法等＞ | | 申請手続きに必要な書類：  □ 認証書のコピー（森林管理認証、COC認証の場合）  □ グループ認証への加盟確認書のコピー（グループ森林管理、マルチサイト組織の場合）  □ 申請に含まれるすべてのサイトのリストと各その担当者の詳細（森林管理、COC、グループ森林管理及びマルチサイト組織）  □その他のロゴ使用者は、ロゴの使用目的、方法等について具体的に記載する。 | |   Ⅳ．自己宣言  私は、以下を確認いたします。  ａ）SGECロゴマーク使用に関するSGECの文書を読み、これに同意します。  ｂ）本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。   |  |  | | --- | --- | | （上記Ｉの代表者又は管理者の  署名又は捺印）） |  |   **付属書3**  **一度限りのSGECロゴマーク使用許可申請書**  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請年月日　　　年　月　日   |  |  | | --- | --- | | 使用企業の名称  代表者氏名  住所(〒)  電話番号、FAX番号　E-mail |  | | 担当者名  電話番号、FAX番号　E-mail |  | | ＜使用目的・方法＞ | |   自己宣言  以下を確認いたします。   1. このロゴは商品上に使用しない。   b)　このロゴの使用はSGECの趣旨（SGEC定款）に反しない。  c)　このロゴの使用に当たってはSGECの許可を得ている旨明示する。   |  |  | | --- | --- | | （上記Ｉの代表者又は管理者の  署名又は捺印）） |  |     **SGEC規準文書6-2**  理事会202X  202X、XX,XX  **SGEC/PEFCジャパンによる PEFC商標使用ライセンス の発行について**  **目**次  １　適用範囲  ２　規準的参考文書  ３　用語と定義  ３．１　認定認証書  ３．２ PEFCが承認する認証書  ４　ライセンス発行の条件  ４．１　一般的条件  ４．２　個別条件  ５　ライセンス発行の手順  ６　商標使用料金  ７　ライセンスの有効期間  ８　一度切りのPEFC商標使用  付属書１：PEFC商標使用契約書－見本  付属書２：PEFC商標使用許可申請書－様式  付属書3：一度限りのPEFC商標使用許可申請書‐様式PEFC  **はじめに**  この文書は、SGEC/PEFCジャパンが日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004：:2009「PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてSGEC-森林管理者、SGEC-COC認証組織(企業等)又はPEFC-COC認証組織（企業等）に対してPEFC商標使用(以下「ロゴ使用」という。) ライセンスの発行する場合の規準とする。  （なお、現在 GD 1005:2012「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行」は改正作業中であり、規定内容に変更があれば、その変更に合わせ、本規定も変更する必要がある。）  PEFC のロゴやラベルは、持続可能に管理された森林、リサイクル材、または出処に問題のないその他の原材料からのものであるなど林産品の由来に関する情報を提供する。林産品の購入者や潜在的な購入者が環境やその他の事項を考慮した購入をする際に利用することが出来る。  PEFC商標は、PEFC又はSGEC/PEFCジャパンによるPEFC商標使用ライセンスに基づいてのみ発行される。  **1. 適用範囲**  この文書は、PEFC商標使用規則（PEFC ST 2001:2020）に基づき適正なロゴマーク使用を目的とし、SGEC/PEFCジャパンによるPEFCロゴ使用ライセンス（以後「ライセンス」という。）の発行について定める  **2. 基準的参照文書**  ・PEFC ST 2002:2020 森林及び森林外樹木産品COC－要求事項  ・PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則―要求事項  ・PEFC GD 1004:2009「PEFC 認証制度の管理運営」  ・PEFC GD 1005:2012「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行」   1. **用語と定義**   **3.1**　認証書  認証機関は認定機関からSGEC又はPEFCが認めた認定範囲で認定を受けた機関で、その発行する認証書には当該認定機関のシンボルが表示されてなければならない。  **3.2**　PEFC又はSGEC/PEFCジャパンが承認する認証書  SGEC/PEFCが承認する認証書は、次の条件を満たすものでなければならない。  ａ）森林管理認証書は、SGEC認証制度（森林管理認証規格）に基づき、SGEC/PEFCジャパンの公示を受けた認証機関が発行するもので有効期間内のもの。  ｂ）CoC認証書は、PEFC又はSGEC認証制度に基づき、PEFC又はSGEC/PEFCジャパンの公示を受けた認証機関が発行するもので有効期限内のもの。  注意書：SGEC森林認証制度並びに森林管理及びCoC認証規格はPEFC評議会及びSGEC/PEFCジャパンのウェブサイトで入手可能  **4. ライセンス発行の条件**  **4.1** 一般的条件  ライセンスを申請する組織は下記でなければならない。  a) 法人であること  b) 申請者の身元やその他PEFC 評議会又はSGEC/PEFCジャパンが特定する情報に関し、PEFC 評議会又はSGEC/PEFCジャパンがこれを収集し、公開することに同意すること  **4.2 特別条件**  森林管理認証書及びCOC認証書は、前項「3」の要件を満たさなければならない。    **使用者グループＡ**：PEFC各国認証管理団体であり、下記を満たすもの   1. PEFC評議会の会員であること 2. PEFC評議会とPEFC商標使用契約を締結していること（付属書１）   **使用者グループＢ**：森林所有者・管理者で下記の要件を満たすもの  ａ）前「3.2」の要件を満たす有効期限内の森林管理認証書を有すること  ｂ）PEFC評議会とPEFC商標使用契約を締結していること（付属書1）。  　但し、PEFC ライセンス契約は本文書に基づきPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行する。以下同じ。  **使用者グループＣ**：林産品関係産業で下記の要件を満たすもの  ａ）前「3.2」の要件を満たす有効期限内のCOC認証書を有すること。  ｂ）PEFC評議会とPEFC商標使用契約を締結していること（付属書１）。  **使用者グループＤ**：下記の要件を満たすその他の組織・団体  ａ）PEFCロゴ使用目的がPEFCの目的に適合していることが確認できること。  ｂ）ＰＥＦＣ評議会とPEFC商標使用契約を締結していること（付属書１）。  **5. ライセンス発行の手順**  　SGEC/PEFCジャパンは、日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004；2009PEFC「認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、ライセンス発行を代行する。  図１：ライセンス発行のプロセス  申請者は記入済み申請書と必要書類をSGEC/PEFCジャパンあてに提出する(付属書2)  SGEC/PEFCジャパン事務局は申請を審査する  SGEC/PEFCジャパン事務局長はライセンスの発行（ライセンス番号）に関する決定をする  不許可  申請者はSGEC/PEFCジャパン理事会にあて抗議できる。SGEC理事会の決定は最終決定である。（許可する場合は「ライセンス番号を決定」）  許可  SGEC**/PEFCジャパン**事務局長と申請者はPEFC商標使用契約書に署名する  (別紙2-1)  許可  **6. 商標使用料金**  当面定めない  **7. ライセンスの有効期間**  ライセンスは使用者グループ毎に下記の間有効である。   1. 使用者グループA：契約書の有効期間 2. 使用者グループB: 当該森林管理認証書の有効期間 3. 使用者グループC：当該CoC 認定認証書の有効期間   ｄ) 使用者グループD：契約書の有効期間  **8. 一回限りのロゴ使用**  製品外使用の目的に限り、PEFC 評議会(業務はPEFC評議会の委任を受けてSGEC/PEFCジャパンが代行)は、ＰＥＦＣ商標使用ライセンスがなくても、下記の要件を満たす場合は、１回限りのPEFCロゴマークの使用を許可することができる。（例：新聞紙上、報告書、発行物、など）  a) そのロゴ使用がPEFC 評議会の目的や名声に抵触しないこと。  b) 商標使用ライセンス番号は、ＰＥＦＣ評議会の発給する番号(業務はPEFC評議会の委任を受けてSGEC/PEFCジャパンが代行)を使用しなければならないこと。(PEFC/01-00-01)  c) 「このロゴはPEFC評議会の許可を得て使用しています」の文言が表示されること。  １回限りのPEFC商標使用を希望する者は、付属書3により をPEFC評議会(業務はPEFC評議会の委任を受けてSGEC/PEFCジャパンが代行)に申請する。  附則  この文書は202X年XX月XX日から施行する    **付属書1**  **PEFC商標使用契約書‐見本**  「SGEC/PEFCジャパン」は、日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004:2009「PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFC評議会の委任を受けてSGEC・森林管理認証、同COC組織(認証企業等)及びPEFC・COC組織（認証企業等）に対してPEFC商標使用ライセンス(以下「ライセンス」という。)の発行を行う場合は次の様式による  **PEFCロゴ使用契約書**   1. PEFC評議会（SGEC/PEFCジャパンが代行。以下同じ。）と、   　商標使用者の名称並びに住所  (以下「商標使用者」という。)は、下記の条件において、以下の条項について合意した。  記  ａ）商標使用者は、PEFCST2001：2020「PEFC商標使用規則」の「6」に定めるPEFC商標使用グループの　　の商標使用者であり、下記のサイトを含む。  　　（サイト名）  ｂ）PEFC協議会は、登録PEFC商標の所有者であり、その著作権を有する。  ｃ）PEFC商標使用者は、商標使用ライセンス番号PEFC/　　　　　　　　　　　　　にてPEFC商標使用許可を受け、「PEFC商標使用規則」等に基づきPEFC商標を使用することが許可される。  （参考：商標使用ライセンス番号の仕組み参照）   * **特約条項**   **第1条　定義**  １．PEFCロゴ使用規則  商標使用に関する要求事項は、PEFCST2001：2020「PEFC商標使用規則」に定めるところであり、同文書は契約文書の一部として契約書に添付される。  ２．PEFC商標使用料金  PEFC商標使用料金は当面定めない。  **第2条　PEFC商標（ロゴ）の著作権**  １．疑惑の発生を回避するため、PEFCロゴは著作権の対象物であり、PEFC評議会が所有する登録商標となっている。「PEFC」の文字は著作権に含まれ、登録されている。この著作権の対象物を許可なくして使用することは禁止されており、法的行為の誘因となり得る。PEFCロゴの使用はPEFC評議会(以下PEFCという。)の委任を受けてSGEC/PEFCジャパンが管理、統制する。  **第3条 ロゴ使用者の責務**  1 ロゴ使用者は、PEFCロゴをPEFC商標使用規則及びPEFCラベルジェネレーターに定められる図案に関する指示に従い、ロゴ使用者の識別情報確認が確実にできるようにSGEC/PEFCジャパンがPEFCの委任を受けて発行する登録番号と共に使う責務を負う。  2 PEFCのロゴ発行料金および年間使用料金は、PEFC又はSGEC公示料金に含まれる。SGEC/PEFCジャパンは、契約の効期間中にPEFCロゴ料金システムに関する変更をすることができる。SGEC/PEFCジャパンとロゴ使用者間の契約におけるその様な変更は、SGEC/PEFCジャパンがロゴ使用者に対してその変更を文書で通知した翌年から効力を持つ。  3 ロゴ使用者は、SGEC/PEFCジャパン に対してロゴ使用者の識別情報に関するデータ、及びグループB及びCの使用者の場合は認証の状態に関する変更について速やか且つ信頼ある通知をする責務を負う。  **第4条**SGEC/PEFCジャパン **の責務**  1 SGEC/PEFCジャパンは、契約書への署名から二週間以内に、ロゴ使用者に対してPEFC ロゴ使用ツールキットを提供する責務を負う。  2 SGEC/PEFCジャパンは、ロゴ使用者に対してこの契約に影響を及ぼすPEFCロゴ使用に関わるPEFC評議会規則やSGEC文書の変更を通知する責務を負う。  **第5条　罰則**  1 SGEC/PEFCジャパンは、使用者グループB及びCによってロゴが製品上又は製品外で未承認使用された場合、ロゴ使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、該当製品の市場価額の五分の一に当たる日本円相当額を契約違反として、課すことができる。その場合の違約金は150万円を上限とする。  2 SGEC/PEFCジャパンは、契約に違反するロゴ使用に対して要求する違約金額を変更する権利を有する。SGEC/PEFCジャパンとロゴ使用者との間の契約書におけるその変更は、SGEC/PEFCジャパンが使用者に対してその変更に関して書面で通知してから3ヶ月と5日後に効力を発生する。  **第6条　契約の終了**  1 本契約当事者の一方は、書留郵便による３ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。  2 SGEC/PEFCジャパンは、本契約又はPEFC商標使用規則への違反の疑義が調査に付された場合、その期間中は即刻この契約書を一時的に取消することが出来る。そうした疑義がある場合、SGEC/PEFCジャパンはロゴ使用者に対し、その疑義に対する書面による説明を要請し、さらに暫定的な解約に関わる告知をしなければならない。一時的取消は、ロゴの使用者が疑義の対象となった不正使用に関してSGEC/PEFCジャパンに対する釈明をしてから、最長一ヶ月間有効でなければならない。この間、SGEC/PEFCジャパンはその件について調査する。PEFC は、ロゴの使用者がSGEC/PEFCジャパンの承認する是正措置を実行し、その旨をPEFC宛に通達した場合は契約の暫定的解消に関する決定を破棄することが出来る。  3 SGEC/PEFCジャパンは、この契約書又はPEFC商標使用規則の規定が遵守されなかったと判断される充分な理由がある場合、直ちにこの契約を終了することが出来る。  4 SGEC 森林管理認証書、同COC組織(認証企業等)認証書及び、SGEC/PEFCジャパンが承認するCOC認証書の有効性が取り下げ、中止、又は、終了した場合、その認証書の有効性が取り下げ、中止、又は、終了した時と同時にこの契約書も自動的に終了する。  5 PEFC評議会とPEFC評議会の代行機関であるSGEC/PEFCジャパンとの間の委託契約に取り下げ、中止、又は、終了があった場合、SGEC/PEFCジャパンが代行するPEFCとロゴ使用者との間の契約は上記の取り下げ、中止、又は、終了と同一の日付を以って自動的に終了する。  6 前1,2,3,4及び5項の規定に従ってこの契約が一時的取消や終了となった場合､PEFCロゴ料金（別に定める公示料）が支払われた場合であっても返還されない。但し、PEFCロゴ料金は当面定めていない。  ７　 PEFC及びSGEC/PEFCジャパンは、前項に該当して契約が終了したことによってPEFC ロゴ使用者が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。  **第7条　報告及び呈示**  1 PEFC及びSGEC/PEFCジャパンは、ロゴ使用者の身元や認証内容に関してロゴ使用者によって提供されたデータや情報を公開することが許される。  2 グループB及びCの場合、ロゴ使用者は森林管理及びCOC審査の後直ちに認証機関による検証を受けた上で、（例えば、製品、製品のカテゴリー、生産単位、又は、それに類似するものなど）製品上のロゴ使用についてPEFC及びSGEC/PEFCジャパン から要請があった場合には、内訳ごとにロゴ使用者が使用する認証システムが許す限り正確に通知をしなければならない。同様に、ロゴ使用者はPEFCロゴの製品外使用に関する詳細な情報をSGEC /PEFCジャパンあてに書式自由な形の報告をしなければならない。  3 グループDの場合、ロゴ使用者は、項目毎に書式自由な形でPEFCロゴの製品外使用説明を含む年次報告書をSGEC /PEFCジャパンに提出しなければならない。  **第8条　契約の有効性**   1. この契約書は、両当事者による署名がされた時から発効する。   **第9条　その他の条件**  1　PEFC 又はSGEC/PEFCジャパンが第三者から苦情を受けた場合、又は、SGEC/PEFCジャパンがこの契約が違反されたと信ずる理由を有する場合、ロゴ使用者の現場検査（SGEC/PEFCジャパン自身か、その代理者による）を実行する権利を有する。ロゴ使用者は上記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。  2　森林管理認証及びCOC認証を有することを要件とする商標使用者（グループBおよびC）は、この契約書の締結から３ヶ月以内に認証機関との間で、当該契約書の締結以後の認証審査の際に、PEFC商標を使用する商品の生産量及び商標の使用状況に関する記録を認証機関が審査する旨の合意文書を締結し、SGEC/PEFCジャパン宛てにその合意書の複写１部を送らなければならない。認証機関は、その認識した商標の使用状況等の変更について、商標使用者の合意なしにSGEC/PEFCジャパン対して通知する権利を有する。  **第10条　裁定**  1 この契約書は日本国の法に従う。  2 この契約書の関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される  （2部　署名）  日　付  PEFC(SGEC/PEFCジャパン代行)事務局長 XXXXXX　会社ロゴマーク使用代表者  注：　本契約書見本は、PEFC評議会から、PEFC商標ライセンス契約見本に従い変更される場合がある。  **付属書２**  **PEFCロゴ使用許可申請書**  Ⅰ．申請者の身元に関するデータ   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 会社・組織名 |  | | | | 代表者名 又は 関連部署の管理者 |  | | | | 住所 | 〒 | | | | 担当者名 |  | | | | 電話 |  | ファックス |  | | 電子メール |  | URL |  |   グループ森林管理認証及び複数のサイトを含む統合CoC認証ライセンス申請の場合、申請者は該当するグループ森林管理認証の加盟者及びマルチサイト組織CoC認証の加盟者及びその担当者の詳細を申請書に含めなければならない。  Ⅱ．申請者の属するPEFCロゴ使用者  〈一つの申請につき一つのカテゴリーのみ選択〉   |  |  | | --- | --- | | 森林所有者・管理者  本文書「4.2」の使用者グループB | □ 森林管理認証保有者  □ グループ森林管理認証の加盟者  □ グループ森林管理認証書の保有者 | | 林業、木材関連産業事業体、商社  本文書「4.2」の使用者グループC | □　COC認証書保有者  □ ルチサイト組織COC認証の加盟  　者  □ マルチサイト組織COC認証書の保  有者 | | その他のロゴ使用者  本文書「4.2」の使用者グループD | □具体的に業務内容を記載 |   Ⅲ．　申請手続きに関する情報と文書   |  |  | | --- | --- | | 認証番号 ／ 有効期限（森林管理認証及びCOC認証取得者のみ） |  | | グループ森林管理認証及びマルチサイト組織COC認証への加盟確認書 |  | | 前年度の木材・木製品に係る総売り上げ（日本円） |  | | その他のロゴ使用  本文書「4.2」の使用者グループD | <使用目的、方法等＞ | | 申請手続きに必要な書類：  □ 認証書のコピー（森林管理認証、COC認証の場合）  □ グループ認証への加盟確認書のコピー（グループ森林管理、マルチサイト組織の場合）  □ 申請に含まれるすべてのサイトのリストと各その担当者の詳細（森林管理、COC、グループ森林管理及びマルチサイト組織）  □その他のロゴ使用者は、ロゴの使用目的、方法等について具体的に記載する。 | |   Ⅳ．自己宣言  私は、以下を確認いたします。  ａ）PEFCロゴ使用に関するPEFCの文書を読み、これに同意します。  ｂ）本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。   |  |  | | --- | --- | | （上記Ｉの代表者又は管理者の  署名又は捺印） |  |   **付属書3**  **一回限りのSGECロゴマーク使用許可申請書**  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請年月日　　　年　月　日   |  |  | | --- | --- | | 使用企業の名称  代表者氏名  住所(〒)  電話番号、FAX番号　E-mail |  | | 担当者名  電話番号、FAX番号　E-mail |  | | ＜使用目的・方法＞ | |   自己宣言  以下を確認いたします。   1. このロゴは商品上に使用しない。   b)　このロゴの使用はSGECの趣旨（SGEC定款）に反しない。  c)　このロゴの使用に当たってはSGECの許可を得ている旨明示する。   |  |  | | --- | --- | | （上記Ｉの代表者又は管理者の  署名又は捺印）） |  |   **SGEC附属文書**  2-2-1-3 2016  会長決済  2016,4,1  **SGECロゴ/PEFCロゴライセンスの発行手続について**  **(歴史的文書として保存)**  序文  　この文書は、SGEC国際認証制度（PEFCとの相互承認の下でのSGEC認証制度）の発足に伴って　SGECロゴ/PEFCロゴライセンスの発行手続を円滑に進めるために必要な措置を定める。  １適用範囲  　この文書は、SGEC国際認証制度の発足に伴いSGEC附属文書2-2-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」及び同2-2-2「PEFCロゴライセンスの発行について」を円滑に運用するための当面の臨時的措置を定める。  2 SGECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの発行手続について  　SGECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの発行は、認証取得者がSGECに次に示す文書をPDFファイル若しくはFAXにより提出し、当該文書をSGECが受理した時点から有効とする。  なお、SGEC附属文書2-2-1の別紙1-1「SGECロゴマーク使用契約書」及び同2-2-2の別紙2-1「PEFCロゴマーク使用契約書」については、後日それぞれSGEC事務局長が署名、捺印のうえ当該者に送付する。  （1）SGECロゴマークライセンスの発行手続  　①　SGEC附属文書2-2-1の別紙1-2「SGECロゴマーク使用許可申請書」に必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出  　②　SGEC附属文書2-2-1の別紙1-1「SGECロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印のうえ提出  （2）PEFCロゴライセンスの発行手続  ①　SGEC附属文書2-2-2の別紙2-2「PEFCロゴ使用許可申請書」に　必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出  ②　SGEC附属文書2-2-2の別紙2-1「PEFCロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印の上うえ提出  附則  　この文書は2016年7月1日から施行する。 | SGEC附属文書  2-1 2012  理事会  2012.4.1  **別紙　SGECロゴマーク**  SGEC認証制度の管理運営に関する文書第２条第１項の別紙は、この文書の定めるところによる。  SGECロゴマークは、一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）の理念である、  “持続可能な森林管理を通じて、自然環境の保全に貢献 するとともに、地域における循環型社会の形成に寄与する。”  上記理念に相応しい、色調とデザインとする。  ○SGECロゴマークは、SGEC-CoC認証ガイドライン及びSGECロゴマーク使用要領に基づき使用できる。  ○SGECロゴマークの商標権は、一般社団法人緑の循環認証会議に帰属する。  **SGEC**ロゴマークの基本デザイン  030505緑の循環ＳＧＥＣマーク  色指定　：　　pantone 328  ４色で表現する場合（近似値、色）  Ｃ＝ 100％  Ｍ＝　0 ％  Ｙ＝　47％  Ｋ＝　30％  但し、黒（スミ色）でも可  SGECロゴマークの、派生デザイン  ・SGECロゴマークは、以下の様式に沿った派生デザインとして使用することが出来る。  ・下記以外のデザインによって使用しようとする場合は、事前にSGECに許可を求め承認を得なければならない。  ・文字のフォントは、新ゴＭとする。（パソコン等で少部数印刷するときは、HG－丸ゴシックＭ－PROでもよい。）  *030505緑の循環ＳＧＥＣマーク030505緑の循環ＳＧＥＣマーク*  『緑の循環』認証会議　　　　　　『緑の循環』   * SGECロゴマークの下部に、以下の文章等を表記することが出来る。   1）　このロゴマークは、一般社団法人緑の循環認  証会議の商標です。  2）　*Sustainable Green Ecosystem*  3）　*Sustainable Green Ecosystem Council*  附則  　この文書は、2012年４月１日から施行する。  SGEC附属文書  2-2 2012  理事会  2018.4.1  **SGECロゴマークの使用要領**  目次  1　適用範囲  2　用語と定義  3　SGECロゴマークの対象範囲  4　SGECロゴマークの所有権とロゴマークの使用権  4-1　SGECロゴマークの所有権  4-2　SGECロゴマークの使用権  5　SGECロゴロゴマーク使用者の種類  5-1　森林所有者及び管理者  5-2　林産品関連産業  5-3　その他のロゴ使用者  6　SGECロゴマークの使用  6-1　一般的な要求事項  6-2　製品上使用  6-2-1　製品上使用の要件に関する要求事項  6-2-2　ラベルのデザイン等の規格  6-2-3　ラベルに関する特定な要求事項  6-2-3-1　SGECロゴマークを使用するラベルの標記事項  6-2-3-2　SGECロゴマークを使用するラベルの表示方法  6-2-4　SGECロゴマークを表示ツールとしての使用  6-3　製品外使用  6-3-1　製品外使用の対象範囲  6-3-2 製品外使用の要件に関する要求事項  6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項  6-3-4 例外的な使用  6-3-1　製品外使用の対象範囲  6-3-2　製品外使用の一般的なSGECロゴマークの規格  関連文書  SGEC附属文書「別紙ロゴマーク」  SGEC附属文書2-2-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」  SGEC附属文書2-2-2「SGEC登録システム」  **序文**  SGECロゴマークの使用の目的は、林産品の由来が持続可能な森林管理に由来する商品であること、あるいは環境に配慮された出処に問題のない商品である旨の正確かつ検証可能な情報を提供することにある。このことにより、市民・消費者に持続可能な森林管理や環境に配慮した商品の選択的購買を促し、その需要と供給を奨励することによって、市場主導型による森林資源の継続的な改善の可能性を高めることに寄与する。  １　適用範囲  SGEC文書2「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」の第2条第2項のSGECロゴマーク使用要領はこの文書の定めるところによる。また、SGECロゴマークの基本的デザイン等は同文書同条第１項の別紙で定める。  なお、不明な点がある場合は、SGECに関する事項についてはSGECの関連文書の日本語版により決定する。PEFCに関する事項については、PEFCの関連文書の英語版により決定する。  2　用語と定義  2-1　製品上使用（オン・プロダクト使用）  製品上使用とは、SGEC認証製品若しくはこれに関連してSGECロゴマークを使用する場合であって、例えば以下の使用がある。  ①　有形製品上への直接使用（包装なしの場合）、個別に梱包、容器、包装された製品、又は、製品輸送に使用される大型の箱、木枠などに使用される場合  ②　特定の製品に関連する形で文書類に使用される場合（請求書、出荷票、広告物、説明書など）  注意書：購入者や一般消費者が特定の製品に言及していると考え、そのように理解するようなロゴマーク使用法は製品上使用と見做される。  2-2　製品外使用（オフ・プロダクト使用）  製品外使用とは、前記以外の使用であり、特定の製品やSGEC認証森林に由来する原材料に言及しない場合であり、例えば普及用印刷物などでの使用がある。  3　SGECロゴマークの対象範囲  3-1　SGECロゴマークの対象はSGEC認証原材料に由来する認証製品及び認証製品に混合される認証原材料以外の原材料に関して出処に問題のない原材料、並びに消費後のリサイクル原材料に由来する製品を対象とする。  注意書：SGEC主張の対象となる林産原材料の由来は、SGEC認証原材料に関しては持続可能な森林管理から生産されたもの、その他の原材料に関しては出処に問題のない原材料、及び消費後のリサイクル原材料と定められる。  3-2　SGECロゴマークの規格は、SGEC附属文書2-1の別紙による。  030505緑の循環ＳＧＥＣマーク  4　SGECロゴマークの所有権とロゴマークの使用権  4-1　SGECロゴマークの所有権  SGECロゴマークは、著作権の対象物であり、（一社）緑の循環認証会議（SGEC）（以下「SGEC」という。）が所有する登録商標である。  4-2　SGECロゴマークの使用権  4-2-1　製品上使用  SGEC文書2「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」の第2条第2項の有効なSGEC認証書を有する者（以下「有効なSGEC認証書を有する者」という。）は、当該者が管理するSGEC認証材・製品等にSGECロゴマークを使用することができる。ただし、その使用に当たっては、SGECロゴマーク使用許可(SGEC付属文書2-2-1-1)を受けなければならない。  4-2-2　製品外使用  前項の有効なCoC認証書を有する者以外の者が、定款第３条の目的の趣旨に賛同して製品外使用を行なう場合には、その目的、方法等を記載した「SGECロゴマーク使用許可申請書」(SGEC付属文書2-2-1-1)をSGECに提出し許可を受けなければならない。  4-3「SGEC」のイニシャルの使用権  「SGEC」のイニシャルはSGEC認証制度に関する適正な言及を以て使用しなければならない。製品やその原材料に言及する「SGEC」の文字使用は、SGEC森林管理認証書またはCoC管理事業体認証書の裏付けがなくてはならない。  5　SGECロゴマーク使用者の種類  SGECゴマーク使用者となり得るのは下記の者や団体である。  5-1　森林管理関係  ①　グループ森林管理認証書（有効期限内）の保有者  ②　個々の森林所有者又は同管理者で次の者  ・個別の森林管理認証書（有効期限内）の保有者  ・グループ森林管理認証書（有効期限内）の加盟個別メンバー  5-2　CoC管理事業体関係  ①　統合CoC管理事業体認証書（有効期限内）の保有者  ②　個々の林産品関連産業者で次の者  ・個別のCoC認証書（有効期限内）の保有者  ・統合CoC管理事業体認証書の加盟個別メンバー  5-3　その他の使用者（上記以外）で、SGECの宣伝や普及・教育を目的としてSGECロゴマークを製品外使用する組織  注意書：5-3の「その他の使用者」は、SGECロゴマークを宣伝や普及教育の目的で使用する幅広い分野の諸団体であり、例えば、産業組合、調査機関、教育機関、政府、公共団体、NGOなどがある。また、林産品の消費者の立場としてCoC認証取得の対象外の組織（政府や銀行など）又はSGECロゴマークや主張が使用されている製品を販売する組織も含まれる。  6　SGECロゴマークの使用  6-1　一般的な要求事項  SGECＳロゴマークは、製品に関して「4-2-1」の製品上使用、又は「4-2-2」の製品外使用を行うことができる。  表１   |  |  |  | | --- | --- | --- | | SGECロゴマーク使用者／使用法 | 製品上使用 | 製品外使用 | | 5-1 | あり | あり | | 5-2 | あり | あり | | 5-3 | なし | あり |   6-2　製品上使用  6-2-1  SGECロゴマークは前記「5-1」及び「5-2」該当する森林所有者及び同管理者並びにCoC管理事業体が使用できる。  6-2-2　 SGECラベルのデザイン等の規格  6-2-2-1　 SGECロゴマークを使用するラベルの基本デザインは次の通りである。  ①　SGECロゴマークは、基本デザインをもとに別紙「SGECロゴマーク」に規定する指定の色を用いなければならない。  ②　ロゴマーク全体を反転させて使用することが出来る。  ③　地色の上にロゴマークを使用する場合は、ロゴマークに指定の色を採用することにより、使用できる。  6-2-2-2 ロゴマークを表記する場合は、以下の様式に従い使用する。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | |  |  | | --- | --- | | www.sgec-pefcj.jp/  ・ラベル名  （SGEC認証）  （SGECリサイクル）  ・主張  ・認証材含有率  [X%SGEC認証]  　ロゴマークライセンス番号 |  | |  |   6-2-2-3　 SGECロゴマークの使用者は、SGECトレードマーク（TM）とロゴマークライセンス番号と一緒に使用しなければならない。  6-2-2-4 SGECロゴマークを使用したラベルに、「SGEC認証」又 は「SGECリサイクル」並びにCoC管理事業体名、認証生産物の産 地名、製品の種類等及びリサイクル原料についてSGECロゴマー クの下部に表記することができる。なお、SGEC認証材の含有率を SGEC認証ラベルの一部として表示できる。（「X%SGEC認証」）  6-2-3 SGECラベルに関する特定な要求事項 認証材、管理材及びリサイクル材の原材料が混合している一般製 品の表示方法については次による。  6-2-3-1 認証原材料、その他原材料及びリサイクル材料は次による   1. 原材料の由来の要求事項はSGEC附属文書4-1よる。 2. SGECリサイクル原材料の要求事項はSGEC文書4により定められるリサイクル原材料とする。リサイクル原材料の含有量の計算はISO/IEC14021 の規定に基づくこととする。 3. 管理材については、SGEC文書4に定める要求事項に基づき非認証原材料についてその由来が問題のある出処ではないように管理されなければならない。   6-2-3-2 「SGEC認証」のラベル 認証原材料の含有率が70％以上で、かつ、リサイクル原材料の含 有率が85%以下の原材料を含む製品を対象とする。  なお、SGEC認証材については、PEFCロゴを同時に表示することが できる。但し、この場合、納品書等において、SGEC認証材及びPEFC 認証材の両方の主張を明記しなければならない。    **SGEC認証**  この製品は持続可能な森林経営から生産された認証材を原材料とする製品。ただし、リサイクル材及び管理材を一部含む。  [X％SGEC認証]  ロゴマークライセンス番号　www.sgec-pefcj.jp/  ＜当分の間下記様式も使用可能＞   |  |  | | --- | --- | | ロゴマークライセンス番号  『緑の循環』認証会議  CoC管理事業体名  SGEC認証[X％SGEC認証]  ロゴマークの幅の1.5以内 | 下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。  下部の文字指定：新ゴＭ（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシックM-PROでもよい。）  下部の枠の大きさ：  横：ロゴマーク横幅の1.5倍以内  縦定められた必要な表記事項の範囲内 |  |  |  | | --- | --- | | ラベル名 | SGEC認証 | | ラベルの解説 | SGEC認証原材料により生産された製品に表示。リサイクル材又は管理材が混入する場合には、その旨「但し書」で明示。 | | SGEC認証材原材料含有率 | 70％以上 | | リサイクル原材料含有率  及び定義等 | 85％以下  リサイクル材の定義は、「SGEC文書4　2-24　リサイクル原材料」による。リサイクル原材料の含有量の計算はISO/IEC14021 の規定に基づく。 | | 管理材の定義 | 管理材の定義は「SGEC文書4　2-8　管理材」による。 | | 原材料の定義 | 原材料の定義は「SGEC附属文書4-1」による。 | | ラベル使用上の留意事項 | ラベル名、ラベル主張、ウエブサイトについて印字が困難な場合は省略可。  認証材含有率の表示可。 |   6-2-3-3　「SGECリサイクル」ラベル  リサイクル原材料の含有率を70%以上の製品を対象とする。    **SGECリサイクル**  この製品はリサイクル材及び管理材を原料とする製品。但し、一部SGEC認証材をを含む。  www.sgec-pefcj.jp/  ロゴマークライセンス番号  ＜当分の間下記様式も使用可能＞   |  |  | | --- | --- | | ロゴマークライセンス番号  『緑の循環』認証会議  CoC管理事業体名  SGECリサイクル  ロゴマークの幅の1.5以内 | 下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。  下部の文字指定：新ゴＭ（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシックM-PROでもよい。）  下部の枠の大きさ：  横：ロゴマーク横幅の1.5倍以内  縦定められた必要な表記事項の範囲内 |  |  |  | | --- | --- | | ラベル名 | SGECリサイクル | | ラベルの解説 | リサイクル材を原材料とする製品。但し、認証材を含む。 | | リサイクル材の定義等 | SGEC認証ラベルに同じ。 | | 管理材の定義 | SGEC認証ラベルに同じ。 | | SGEC認証原材料の含有率 | 70％以下 | | リサイクル材原材料の含有率 | 70％以上 | | 原材料の定義 | 原材料の定義は「SGEC附属文書4-1」による。 | | ラベル使用上の留意事項 | ラベル名、ラベル主張、ウエブサイトについては印字が困難な場合は省略可。  ISO/IEC14021の規定に従ってメビウスの輪の使用可。 |   6-2-4　 欠番  6-2-5　例外的なラベルの使用  6-2-5-1　ロゴマークライセンス番号なしのロゴマークを使用したラベルの使用  ラベルのサイズが小さすぎて読めない時や技術的に表示が不可能な時は、SGECの許可を得た上で、下記を満たす場合に限り、ロゴマーク使用ライセンス番号なしのロゴマークを使用したラベルの使用が例外的に認められる。  ①　ロゴマークライセンス番号がその商品の他の場所に表示される（包装紙、大箱、商品のパンフレットやマニュアルなど）、あるいは、  ②　そのSGECロゴマークを使用したラベルの使用者の身元が他の商品情報によって明確かつ明瞭に確認できる。  6-3　製品外使用　（オフ・プロダクト）  6-3-1　製品外使用の対象範囲  SGECロゴマークの製品外使用には下記が含まれる。  ①PEFC 相互承認に関する情報の伝達及びPEFC への加盟に関する情報、又は、PEFC とのパートナー関係に関する情報の伝達  ②SGEC認証書（認証機関等）及び認証状況（グループ森林管理認証等）等に関する情報の伝達  ③SGEC認証製品の調達に関する情報の伝達  ④SGECの制度や認証の発展、普及に焦点を合わせた各種プロジェクトや企画に関する情報の伝達  ⑤その他の教育や宣伝のためのSGECロゴマーク使用  6-3-2 製品外使用の要件に関する要求事項  製品外のSGEC ロゴマーク使用は、有効なSGEC ロゴマーク使用許可を有する者に限られる。  6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項  前記製品上使用の規定「6-2-2-1」及び「6-2-2-3」に準拠し、次による。    ロゴマークライセンス番号  　　 持続可能な森林経営の促進  www.sgec-pefcj.jp/  ＜当面の間下記の様式も使用可＞    ロゴマークライセンス番号  6-3-4 例外的な使用  6-3-4-1 ロゴマークライセンス番号なしのロゴマーク使用  ロゴマークライセンス番号なしのSGECロゴマーク使用は、ラベルのサイズが小さすぎて読めない時や、技術的に表示が不可能な時には例外的に認められる。  ロゴマークライセンス番号なしのロゴマーク使用は事前許可が必要である。  附則  　この文書は2012年4月1日から施行する  附則2  2015.3.25一部改正  この改正文書は、2015年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がSGEC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができることとする。  附則3  2016年3月31日一部改正  この改正文書は2016年4月1日から施行する。  附則4  2016年3月31日一部改正  この改正文書は2016年4月1日から施行する。  附則 5  この改正文書は2016年7月1日から施行する。  附則 6  この改正文書は2018年4月1日から施行する。但し、2019年4月1日までの間は、移行期間とすることができる。  SGEC附属文書  2-2-1-1 2015  理事会  2016.1.1  **SGECロゴマークライセンスの発行について（現行文書）**  序文  SGECのロゴマークやラベルは、持続可能な森林経営、リサイクル材、又は出処に問題のないその他の原材料からのものであるなど林産品の由来に関する情報を提供し、消費者等が環境やその他の事項を考慮した選択的な購入をする際に利用することが出来る。  SGECのロゴマークは、SGECによるSGECロゴマークライセンスに基づいてのみ発行される。  なお、SGECは日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてPEFC・CoC認証企業に対してPEFCロゴライセンスの発行を行う。  1　適用範囲  この文書は、附属文書2-1「別紙」及び同2-2「SGECロゴマーク使用要領」に基づき適正なロゴマーク使用を目的とし、SGECロゴマーク使用ライセンス（以後「ライセンス」という。）の発行について定める。  2　基準的引用文書  SGEC文書番号2　「SGEC認証制度管理運用に関する文書」  SGEC附属文書2-1　「別紙　SGECロゴマーク」  SGEC附属文書2-2　 「SGECロゴマーク使用要領」  別紙1-1　SGECロゴマーク使用契約書  別紙1-2　SGECロゴマーク使用許可申請書(略)  別紙1-3　一度限りのSGECロゴマーク使用許可申請書(略)  ３　認証機関の発行する認証書並びにSGECが承認する森林管理及びCoCの認証書  3-1　認証機関の発行する認定認証書  認証機関は認定機関からSGECが認めた認定範囲で認定を受けた機関で、その発行する認証書には当該認定機関のシンボルが表示されてなければならない。  3-2　 SGECが承認する認証書  SGECが承認する認証書は、次の条件を満たすものでなければならない。  ａ）森林管理認証書は、SGEC認証制度（森林管理認証規格）に照らして、SGECの公示を受けた認証機関が発行するもので有効期間内のもの。  ｂ）CoC認証書は、SGEC認証制度（CoC認証規格）に照らして、SGECの公示を受けた認証機関が発行するもので有効期限内のもの。  注意書：SGEC森林認証制度並びに森林管理及びCoC認証規格はSGECウェブサイトで入手可能。（www.sgec-eco.org）  ４　ライセンス発行の条件  4-1　一般的条件  ライセンスを申請するCoC管理事業体は下記の要件を満たさなければならない。  ａ）法人であること。  ｂ）申請者の身元やその他SGECが特定する情報について収集し、公開することに同意すること。  4-2　個別条件  森林管理認証書及びCoC認証書は前項「3」の要件を満たさなければならない。  4-2-1　森林所有者・管理者で下記の要件を満たすもの  ａ）SGECが承認する有効期限内の森林管理認証書を有すること。  ｂ）SGECとSGECロゴマーク使用契約を締結していること（別紙1-1）。  4-2-2　CoC管理事業体で下記の要件を満たすもの  ａ）SGECが承認する有効期限内のCoC認証書を有すること。  ｂ）SGECとSGECロゴマーク使用契約を締結していること（別紙1-1）。  4-2-3　下記の要件を満たすその他の組織・団体  ａ）SGECロゴマーク使用目的がSGECの目的に適合していることが確認できること。  ｂ）SGECとSGECロゴマーク使用契約を締結していること（別紙1-1）。  5　ライセンス発行の手順  図１：ライセンス発行のプロセス  申請者は記入済み申請書と必要書類をSGECあてに提出する（別紙1-2）  SGEC事務局は申請を審査する  SGEC事務局長はライセンスの発行（ロゴライセンス番号）に関する決定をする  不許可  申請者はSGEC理事会にあて抗議できる。SGEC理事会の決定は最終決定である。（許可する場合は「ロゴライセンス番号を決定」）  許可  SGEC事務局長と申請者はSGECロゴマーク使用契約書に署名する（別紙1-1）  許可  6　ロゴマーク使用料金  当面定めない。  7　ライセンスの有効期間  ライセンスの有効期間は、前記「4-2-1　森林所有者・管理者」及び「4-2-2　CoC管理事業体」は、それぞれ森林管理認証書若しくはCoC管理事業体認証書の有効期間とし、「4-2-3の組織・団体」については当該契約書の有効期間とする。  8　１回限りのSGECロゴマーク使用  製品外使用の目的に限り、SGECは、SGECロゴマーク使用ライセンスがなくても、下記の要件を満たす場合は、１回限りのSGECロゴマークの使用を許可することができる。  ａ）当該ロゴマークの使用がSGECの目的に適合していること。  ｂ）ロゴマーク使用ライセンス番号は、SGECの許可番号を使用しなければならないこと。  ｃ）当該SGECロゴマークにSGECの許可を受けている旨明示されていること。  なお、１回限りのSGECロゴマーク使用を希望する者は、使用者の名称並びに住所を記載の上、上記の使用要件を記載し､別紙1-3によりSGECに申請する。  ９　PEFCロゴ使用ライセンス発行  SGEC認証材について、SGECがPEFCとの相互承認以降においてPEFCロゴ使用ライセンス発行する場合は、前掲のPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」及びPEFC GD 1005 「PEFCロゴライセンスの発行」に基づき行う。  付属書1  **SGECロゴマーク使用契約書‐見本‐**  （一社）緑の循環認証会議、（以下「SGEC」という。）と、ｘｘｘｘ株式会社　(以下「ロゴ使用者」という。)は、下記の条件において、以下の条項について合意した。  記  ａ）SGECロゴマーク使用者は、附属文書2-2「SGECロゴマーク使用要領」の「4」に定めるSGECロゴマーク使用権を有する。  ｂ）SGECは、登録商標であるSGECロゴマークの所有者であり、その著作権を有する。  ｃ）SGECロゴマーク使用者は、SGECロゴマークの別に定めるロゴマーク使用ライセンスの発行を受け、SGECロゴマーク使用要領等に基づきSGECのロゴマークを使用することができる。  ＊約定事項  第1条　定義  １SGECロゴマークの使用規程は、SGEC附属文書2-2「SGECロゴマーク使用要領」であり、契約文書の一部として契約書に添付される。  ２．SGECロゴマーク料金  SGECロゴマーク料金は別途支払われるSGEC公示料金に含まれる。  第2条　SGECロゴマークの著作権  １．SGECロゴマークは著作権の対象であり、SGECが所有する登録商標である。同ロゴマークはSGECの管理・統制の下で許可なくして使用することは禁止される。  第3条　SGECロゴマーク使用者の責任  1 SGECロゴマーク使用者は、同使用規程に従い、当該ロゴマーク使用者の身元が確実に確認できるようロゴマーク使用ライセンス番号を表示しなければならない。  2 　SGECのロゴマーク発行料金および年間使用料金は、ロゴマーク使用者がSGECにあてに認証機関を通じ、年次に支払うSGEC公示料金に含まれる。SGECは、契約の有効期間中にSGECロゴマーク料金システムに関する変更をすることができる。SGECとロゴマーク使用者間の契約におけるその様な変更は、SGEC がロゴ使用者に対してその変更を文書で通知した翌年から効力を持つ。  3 ロゴマーク使用者は、当該身元情報に関するデータの変更、並びに森林管理認証及びCoC認証をその使用の要件としている者については、当該認証状態を速やか且つ信頼できる形で認証機関を通じてSGECに通知しなければならない。  第4条　SGECの責任  SGECは、ロゴマーク使用者に対して、本契約に影響するSGECロゴマーク使用に関するSGEC文書の変更があった場合には、これを通知しなければならない。  第5条　罰則  １　SGECは、付属文書2-2-1の「4」の「ライセンス発行の条件」に該当する者が、未承認の状態でSGECロゴマークを製品上又は製品外使用した場合には、当該使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、そのロゴマーク使用に関わる製品の市場価格の総額の五分の一に相当する額を契約違反として課すことができる。その場合の違約金は150万円を上限とする。  2　SGECは、契約に違反したロゴマーク使用に対して要求する罰金額を変更する権利を有する。その変更は、SGECがロゴマーク使用者に対して書面による通知を行ってから３ヶ月を経過した後に、SGECとロゴマーク使用者との間で締結された契約書上でその効力を発生する。  第6条　契約の終了  1　両当事者は、書留郵便による3ヶ月前の通知によって本契約を終了することができる。  2　SGECは、SGECロゴマーク使用規程への違反の容疑が調査された場合には、本契約書を一時的に取り消すことができる。この場合には、SGECは、当該ロゴマーク使用者に対する容疑に関し、書面による説明を求めなければならない。なお、当該一時的取消の措置は、当該ロゴマーク使用者が不正使用の容疑に関してSGECに釈明をしてから最長１ヶ月間有効とし、この間、SGECはその件について調査を実施し、その是正措置を策定する。SGECは、ロゴマークの使用者がSGECの承認する是正措置を実行しその旨をSGEC宛に通達した場合は、契約の一時的取消に関する決定を破棄することができる。  3　SGECは、本契約書又はSGECロゴ使用規程が遵守されなかったと判断された場合、直ちに本契約を終了することができる。  4　SGEC森林管理認証書、CoC管理事業体認証書の保有をSGECロゴマーク使用の条件としている場合で、その認証書の有効性は失われた場合には、その時点でこの契約書は自動的に終了する。  5　前1、2、3及び4項に該当して契約が終了した場合であってもSGECロゴマーク使用料（別に定める公示料）は返却されない。但し、ロゴマーク使用料は当面定めていない。  6　SGECは前項に該当して契約が終了したことによってSGECロゴマーク使用者が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。  第７条　報告及び呈示  1　SGECは、認証の内容に関してロゴマーク使用者によって提供された当該者の身元に関するデータや情報を公開することができる。  2　森林管理認証及びCoC管理事業体認証を取得し、ロゴマーク使用の要件を満たした者は、各認証審査の後直ちにSGECロゴマークの製品上使用に関する通知（例えば、製品、製品のカテゴリー、生産単位又はそれらに類似する項目ごとに使用するCoC認証システムが許す限りの正確性を以って）を、認証機関の確認を受けた上で、SGEC宛てに提出しなければならない。同様に、製品外ロゴマーク使用の要件を満たす者は、ロゴマーク使用についてSGEC宛てに自由書式によりその詳細を報告しなければならない。  3　ロゴマークの製品外使用の場合、当該ロゴマーク使用者は、項目毎に自由書式にてSGECロゴマークの製品外使用の詳細について毎年SGEC宛てに報告しなければならない。  第8条　契約の有効性  この契約書は、両当事者による署名がなされた時点から発効する。  第9条　その他の条件  1　SGECは、第三者から苦情を受けた場合、又は、契約違反の疑義が生じた場合、SGEC自ら若しくは認証機関等の代理人がロゴマーク使用者の現場検査を実行することができる。この場合、当該ロゴマーク使用者は上記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。  2　森林管理認証及びCoC管理事業体認証を有することを要件とするロゴマーク使用者は、この契約書の締結から３ヶ月以内に認証機関との間で、当該契約書の締結以後の認証審査の際に使用するSGECロゴマーク付き商品の生産量及び製品上のロゴマーク使用状況に関する記録を認証機関が審査する旨の合意文書を締結し、SGEC宛てにその合意書の複写１部を送らなければならない。認証機関は、そのロゴマークの使用状況の変更についてもロゴマーク使用者に連絡せずSGECに対して通知できるものとする。  第10条　裁定  1　この契約書は日本国の法に従う。  2　この契約書の関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される。  （2部　署名）  日　付  SGEC事務局長 XXXXXX　会社ロゴマーク使用代表者  別紙1-2  **SGECロゴマーク使用許可申請書**  Ⅰ．申請者の身元に関するデータ   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 会社・組織名 |  | | | 代表者名 又は 関連部署の管理者 |  | | | 住所 | 〒 | | | 担当者名 |  | | | 電話 |  | ファックス |  | | 電子メール |  | URL |  |   グループ森林管理認証及び複数のサイトを含む統合CoC認証ライセンス申請の場合、申請者は該当するグループ森林管理認証の加盟者及び統合CoC認証の加盟者及びその担当者の詳細を申請書に含めなければならない。  Ⅱ．申請者の属するSGECロゴマーク使用者  〈一つの申請につき一つのカテゴリーのみ選択〉   |  |  | | --- | --- | | 森林所有者・管理者  附属文書2-2-1-1の「4-2-1」の該当者 | □ 森林管理認証保有者  □ グループ森林管理認証の加盟者  □ グループ森林管理認証書の保有者 | | 林業、木材関連産業事業体、商社  附属文書2-2-1-1の「4-2-2」の該当者 | □ CoC認証書保有者  □ 統合CoC管理事業認証の加盟者  □ 統合CoC管理事業体認証書の保有者 | | その他のロゴ使用者  附属文書2-2-1-1の「4-2-3」の該当者 | □　具体的に業務内容を記載 |   Ⅲ．　申請手続きに関する情報と文書   |  |  | | --- | --- | | 認証番号 ／ 有効期限（森林管理認証及びCoC認証取得者のみ） |  | | グループ森林管理認証及び統合CoC管理事業体認証への加盟確認書 |  | | 前年度の木材・木製品に係る総売り上げ（日本円） |  | | その他のロゴ使用  附属文書2-2-1-1の「4-2-3」の該当 | <使用目的、方法等＞ | | 申請手続きに必要な書類：  □ 認証書のコピー（森林管理認証、CoC管理事業体認証の場合）  □ グループ認証への加盟確認書のコピー（グループ森林管理、統合CoC管理事業体の場合）  □ 申請に含まれるすべてのサイトのリストと各その担当者の詳細（森林管理、CoC、グループ森林管理及び統合CoC管理事業体）  □その他のロゴ使用者は、ロゴの使用目的、方法等について具体的に記載する。 | |   Ⅳ．自己宣言  私は、以下を確認いたします。  ａ）SGECロゴマーク使用に関するSGECの文書を読み、これに同意します。  ｂ）本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。   |  |  | | --- | --- | | （上記Ｉの代表者又は管理者の  署名又は捺印）） |  |   別紙1-3  　　　　　　　一度限りのSGECロゴマーク使用許可申請書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請年月日　　　年　月　日   |  |  | | --- | --- | | 使用企業の名称  代表者氏名  住所(〒)  電話番号、FAX番号　E-mail |  | | 担当者名  電話番号、FAX番号　E-mail |  | | ＜使用目的・方法＞ | |   自己宣言  以下を確認いたします。   1. このロゴは商品上に使用しない。   b)このロゴの使用はSGECの趣旨（SGEC定款）に反しない。  c)このロゴの使用に当たってはSGECの許可を得ている旨明示する。   |  |  | | --- | --- | | （上記Ｉの代表者又は管理者の  署名又は捺印）） |  |   附則  この文書は、2015年4月1日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附即2  2015.10.14　及び2015.12.10一部改正  この改正文書は、2016年１月１日から施行する。  但し、ＳＧＥＣ認証制度がＰＥＦＣ認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附即3  この改正文書は、2016年7月１日から施行する。  ・SGEC運用文書「2-2」-1：2016「**ロゴマークライセンス番号の仕組み」**  【統合　付属書4】    SGEC附属文書  2-2-1-1-1 2017  会長決裁  2017.2.1  **SGECロゴマークライセンスの発行について**  **【統合済み　「4.1)の注意書で記述」】**  　SGEC附属文書2-2-1-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」の「4-1」の「 a) 」で規定する「法人」には「法人に準ずる組織を有する者」を含むこととし、SGEC附属文書2-1「グループ森林管理認証の要件」の「2-2」で規定する「グループ主体」及びSGEC附属文書2-8「統合ＣｏＣ管理事業体の要件」の「3-2-1」で規定する「本部」並びにSGEC文書2「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」の第4条で規定する森林管理認証」の取得者及び同第11条で規定する「CoC認証」の取得者を含むものとする。  また、PEFC GD 1005:2012「 PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行」の「4.1」で規定する「法人」についてもSGEC附属文書2-2-1-1と同様の解釈とする。  SGEC附属文書  2-2-1-2 2016  理事会  2016.4.1  **PEFC ロゴライセンスの発行について(同左　略)**  SGEC附属文書  2-2-1-3 2016  会長決済  2016,4,1  **SGECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの発行手続について**  序文  　この文書は、SGEC国際認証制度（PEFCとの相互承認の下でのSGEC認証制度）の発足に伴って　SGECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの発行手続を円滑に進めるために必要な措置を定める。  １適用範囲  　この文書は、SGEC国際認証制度の発足に伴いSGEC附属文書2-2-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」及び同2-2-2「PEFCロゴライセンスの発行について」を円滑に運用するための当面の臨時的措置を定める。  2 SGECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの発行手続について  　SGECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの発行は、認証取得者がSGECに次に示す文書をPDFファイル若しくはFAXにより提出し、当該文書をSGECが受理した時点から有効とする。  なお、SGEC附属文書2-2-1の別紙1-1「SGECロゴマーク使用契約書」及び同2-2-2の別紙2-1「PEFCロゴマーク使用契約書」については、後日それぞれSGEC事務局長が署名、捺印のうえ当該者に送付する。  （1）SGECロゴマークライセンスの発行手続  　①　SGEC附属文書2-2-1の別紙1-2「SGECロゴマーク使用許可申請書」に必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出  　②　SGEC附属文書2-2-1の別紙1-1「SGECロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印のうえ提出  （2）PEFCロゴライセンスの発行手続  ①　SGEC附属文書2-2-2の別紙2-2「PEFCロゴ使用許可申請書」に　必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出  　②　SGEC附属文書2-2-2の別紙2-1「PEFCロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印の上うえ提出  附則  　この文書は2016年7月1日から施行する。  SGEC運用文書「2-2-1-1及び2」-1  2016年7月1日制定  **SGECロゴマーク及びPEFCロゴライセンスの発行について(廃止)**  SGECは、SGEC-CoC認証を取得しているCoC管理事業体に対してSGEC附属文書2-2-1 -1「SGECロゴマークライセンスの発行について」に基づき同ライセンスの発行について契約することができる。  また、SGECは、日本のPEFC認証管理団体（NGB）としてPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間でPEFC認証制度の管理に関する契約を締結しており、PEFCの委任を受けてPEFC・CoC認証企業に対してPEFCロゴライセンスの発行について契約を行うことができる。  １具体的な手続きとしては、SGECロゴマーク使用を希望する方は、SGEC附属文書2-2-1-1に規定する「別紙1-2　SGECロゴマーク使用許可申請書」の様式により認証機関を通じてSGECロゴマーク使用許可申請し、同文書の「別紙1-1 SGECロゴマーク使用契約書」に基づきSGECと契約を締結する。この契約によってSGEC及び当該ロゴマーク使用者が同契約書に基づきそれぞれの責務の適正な履行を約定することとしている。また、SGECロゴマーク使用許可申請は認証機関が認証申請者に認証書を交付した時点以降とする。  なお、SGECロゴマークライセンスの発行については、SGECロゴマーク使用契約書の「第８条　契約の有効性」に規定する通り、両当事者による署名がなされた時点からとしている。  但し、SGEC附属文書2-2-1-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」の「8」及びSGEC附属文書2-2-1-2「PEFC ロゴライセンスの発行について」の「8」に該当する一回限りのロゴマークの使用については、ロゴマークライセンスがなくても必要な手続きを行った上で使用できる。  2　公示料金の支払いは、認証機関が発行した認証書を対象にしてSGECが発行する公示料金の請求書に基づいて、当該認証機関がSGEC附属文書2-13-2の「別紙１SGEC公示契約書」（「第2条　認証機関の責務　2-4」）の規定によりSGECに支払うこととなっていることに留意してください。  3 また、PEFCロゴ使用手続きも上記と同様としSGEC附属文書2-2-1-2に規定する「別紙2-1「PEFCロゴ使用契約につて」及び別紙2-2 「PEFC ロゴ使用許可申請書」に基づき実施することとしている。 |
| **SGECガイド文書７「SGEC情報及び登録システム‐データに関する要求事項」**  **(改正案)**  **（改正部分：アンダーライン　全面的改正）** | **SGEC現行文書SGEC附属文書2-2-2「SGEC/PEFC登録(公示)システム」**  **他関連文書**  **(現行文書)** |
| **SGECガイド文書７**  理事会　202X  202X.XX.XX  **SGEC情報及び登録システム‐データに関する要求事項**  （SGEC附属文書2-2-2「旧SGEC/PEFC登録(公示)システム）  目次  1 適用範囲  2 引用規格  3 定義  3.1 認定認証書  3.2 認可団体  3.3 SGEC情報登録システム  3.4 PEFC各国認証管理団体(PEFC NGBs)  3.5 SGEC承認認証書  3.6 総売り上げ  3.7 非認証主体  3.8 終了  3.9 取り消し  3.10 一時停止  4 全般的な要求事項  5 データの要素  5.1 必須項目  5.2 全般的な指針  5.3 フォーマットの仕様  付属書1：産業部門  付属書2：製品のカテゴリー  付属書3：特定のプロジェクトを対象とするPEFC-COC  **序論**  SGEC/PEFCジャパンは、森林管理とCOCの第3者認証及び林産品のラベル制度を運営する。  SGEC/PEFCジャパンは、「SGEC情報及び登録システム」として、PEFC認可団体のデータベースの操作性と完全性を確保するためのシステムとして管理されている「PEFC情報及び登録システム」（データベース・マネジメントシステム（DBMS））を使用する。日本国内におけるSGEC/PEFC認証書と認証主体、SGEC/PEFCロゴ使用ライセンス、SGEC/PEFC公示認証機関及びSGEC/PEFC認証製品などの「SGEC情報及び登録システム」に関連データは，「PEFC情報及び登録システム」に登録され、「SGEC情報及び登録しシステム」は「PEFC情報及び登録システム」の一部として管理される。なお、現在、PEFCはRadix Tree software (Global Traceability Solutions GmbH) をそのDBMSとして使用している。  (「SGEC情報及び登録システム」の目的)  「SGEC情報及び登録システム」の目的は、「PEFC情報及び登録システム」を使用することによって、認証取得組織、認証機関及び個人に対し下記を可能とする信頼ある情報を提供することにある。  ‐　認証書及び主体のSGEC/PEFC承認状態に関する有効性を検証するデータ  ‐　SGEC/PEFCロゴ使用ライセンスの保有者を確認するデータ  ‐　SGEC/PEFC認証サービスを提供する認証機関を検索するデータ  ‐　SGEC/PEFC認証製品の供給者を検索するデータ  さらに、「SGEC情報登録システム」は、内部や外部で使用されるSGECの統計及びSGECの実績のモニタリングに関わるデータを提供する。  SGEC/PEFCジャパンは、「PEFC情報及び登録システム」を使用するに当たって、すべての使用者が求める「SGEC情報及び登録システム」のデータの完結性と正確性を確保するために、そのデータの最新状態を維持する。  (「SGEC情報及び登録システム」の管理)  「SGEC情報及び登録システム」については、SGEC/PEFCジャパン(事務局)がPEFC評議会に「PEFC情報及び登録システム」の管理に必要なデータを提供し、全PEFC認可団体が参画するPEFCシステムの下で、同システムのうち一部として管理される。  従って、本文書の「4及び5」において、SGEC/PEFCジャパンを含むPEFC認可団体によって、「PEFC情報及び登録システム」に登録されるデータ要素に関する要求事項を定め、SGEC/PEFCジャパンは、本項に基づくデータをPEFC評議会に提供し、PEFC評議会はPEFCシステムの下で、SGEC/PEFCジャパンを含むPEFC認可団体の全データを管理する。SGECシステムは、PEFC認可団体の全データが管理されるPEFCシステムのデータの一部として管理される。  本文書は、SGEC附属文書2-2-2「SGEC/PEFC登録(公示)システムに代替する。なお、SGECロゴ使用」ライセンスの発行については、SGEC規準文書6-1：202X「SGECロゴ使用ライセンスの発」行による。またSGECコードシステムに関する手順は、有効である。  本文書は、PEFC認可団体およびPEFC評議会によってPEFC情報登録システムに登録されるデータ要素に関する要求事項を定める。  注意書：SGECコードシステムはSGECロゴ使用ライセンス番号の仕組みで、SGEC規準文書6-1：202X「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC/PEFCロゴ使用ライセンス番号の発行」の付属書４に示す。  **１. 適用範囲**  本文書は、日本国内におけるSGEC/PEFC 関連データの、「SGEC 情報及び登録システムへ」の登録に関する要求事項を解説する。  **2. 引用規格**  下記の参考文書は、この文書の適用の上で不可欠である。日付のある文書を特別オリジナル文書とする。本ガイドの使用の目的のためには、参考文書の現行版が適用される。  ・SGEC規準文書1:202X「SGEC認証制度の管理運営規則」  ・SGEC規準文書4：202X「SGEC森林及び森林外樹木産品COC-要求事項」  ・PEFC ST 2002「森林および森林外樹木産品のCOC‐要求事項」  ・PEFC ST 2001「PEFC 商標規則‐要求事項」  ・PEFC GD 1004「PEFC認証制度の管理運営」  ・PEFC GD 1008:2019「PEFC情報および登録システム‐データに関する要求事項」  **3.　定義**  **3.1**　認証書  認証機関が、その受けた認定の範囲内で発行した認証書で、認定機関のシンボルを記したもの。  **3.2** 認可団体  PEFC評議会によって、PEFC評議会を代理してPEFC制度の統治の実行を認可された主体。  注意書：認可団体は、自国内で活動するPEFC各国認証管理団体（NGB）又はPEFC制度の管理を実行することをPEFC評議会によって認可されたその他の主体である。日本の場合は、SGEC/PEFCジャパンがこれに当たる。  **3.3**　SGEC情報登録システム  　SGEC 情報登録システムは、SGEC/PEFCジャパンが管理するデータベースの管理システムである。これは、認証活動のグローバルな概況を提供するものであり、下記の目的に使用される。  ・　SGEC の中核的なデータをSGEC ステークホルダーから収集し、標準化する。  ・　COC認証書及び森林管理認証書に関する情報をSGEC 制度の様々なステークホルダー（顧客、企業、認証書保有者等）と共有する。  ・　本制度のサービスを維持し、向上する。  ・　財務及び市場分析をサポートする。  ・　モニタリングと評価に活用する。  ・　各種計画の策定に活用する。  **3.4**　PEFC各国認証管理団体　(PEFC NGBs)  PEFC各国認証管理団体(PEFC NGBs)は、国ベースの独立組織であり、当該国においてPEFC制度を発展、遂行するために設立されたものである。PEFC 各国認証管理団体とその連絡先はPEFCのウェブサイトに列挙されている。PEFCの各国認証管理団体は、PEFC認可団体であることが多い。日本の場合は、SGEC/PEFCジャパンがこれに当たる。  **3.5**　SGEC認証書  SGEC認証書とは下記である。  a)　 SGEC公示を受けた認証機関が、SGECの承認を受けた森林認証制度／規格に照らして発行した有効期間内の森林管理認証書、  b)　 SGEC公示を受けた認証機関が、SGEC‐COC規格(SGEC 規準文書4：202X)に照らして発行した有効期間内のCOC認証書  注意書1：　SGECの承認を受けた森林認証制度とCOC規格はSGEC/PEFCジャパンのウェブサイトに掲載される。  注意書2：　グループ認証書又はマルチサイト認証書で、サイト又はグループ加盟者が認証書の対象に含まれることが別の文書（例えば認証書又は子証書の付録）によって確認される場合は、その別の文書によって、当該サイト/加盟者のSGEC/PEFCジャパン認証書と見做される。  **3.6**  総売り上げ  企業の総収入のうち木材・木質部門の売り上げの合計とする。売上の金額は、直近の認証書の発行日によって決められる。  **3.7** 非認証主体  非認証主体はSGEC認証を取得していないが、プロモーションやコミュニケ―ションを目的としてSGEC商標を使用することができる。非認証主体には、例えば、NGO、メディア、教育/学術関連組織がある。  **3.8** 認証書の終了  認証取得者（企業等）が自発的に認証書の取り消しを決めた場合、認証書は終了する。  **3.9** 認証書の取り消し  認証機関が「適合の表明の撤回又は取り消し」(ISO/IEC 17000)を決定した場合、認証書は取り消される。  **3.10** 一時停止  認証の一時停止状態の下では、暫定的に認証状態ではあるが、一時停止中にあっては、当該認証書の効力は、暫定的に無効である。  **4. 全般的な要求事項**  SGEC/PEFCジャパン(事務局)は、「4.1」で規定するデータを「5」に基づきPEFC評議会に提供し、PEFC評議会(事務局)は同データを「PEFC情報及び登録システム」の下で管理する。SGEC/PEFCジャパンは、「PEFC情報及び登録システム」に登録されたデータのうち、SGEC認証制度に係る部分を抜粋し、「SGEC情報及び登録システム」の登録データとして管理し、SGEC/PEFCジャパンのウェブサイトで公表する。  **4.1**　SGEC/PEFCジャパン(事務局)は、PEFC評議会が日本国内における下記の情報についてPEFC情報及び登録システムに登録するために、同評議会(事務局)に報告しなければならない。  a)　 SGEC森林管理認証書及びグループ認証における加盟者  b)　 SGEC/PEFC- COC認証書及びマルチサイト認証におけるサイト/加盟者  c)　 SGEC/PEFC認証製品  d)　 SGEC/PEFCロゴ使用ライセンス  e)　 SGEC/PEFC 公示認証機関  **4.2**　SGEC/PEFCジャパン(事務局)は、PEFC GD 1008:2019「PEFC情報および登録システム‐データに関する要求事項」並びにPEFC評議会が提供するその他の指示を遵守しなければならない。  **4.3** SGEC/PEFCジャパンは、一般データ保護規則(GDPR)及びスイス連邦データ保護法(Swiss Federal Act on Data Protection: FADP)の最新版に則ってSGECの活動に関するすべての情報を収集、処理し、PEFC評議会に報告しなければならない。PEFC評議会は、SGEC/PEFCジャパンから報告のあった情報について、PEFCのウェブサイト及びPEFC情報及び登録システムを含む電子データベースに収納する責を負う。  注意書1：SGEC/PEFCジャパンと認証機関の間の公示契約が、認証機関による一般データ保護規則(GDPR)およびスイス連邦データ保護法(Swiss Federal Act on Data Protection: FADP)の最新版に則ったSGEC情報の収集、処理、収納の義務に言及すること、さらに、認証機関が自国における地元のプライバシー関連法規を認識し、遵守することが強く推奨される。  注意書2：：SGEC/PEFCジャパンは、国内プライバシー関連法規を認識し、遵守しなければならない。  **4.4**　認証機関に対するロゴ使用ライセンスの発行に関する情報を含めて公示認証機関に関する情報の登録は、SGEC/PEFCジャパン(事務局)によってのみ実行されなければならない。そのため、SGEC/PEFCジャパン(事務局)は、「PEFC情報及び登録システム」に登録するデータをPEFC評議会（事務局）に提供しなければならない。また、SGEC/PEFCジャパン(事務局)は、如何なる変更についてのデータをも提供しなければならない。  **4.5**　 SGEC/PEFCジャパン(事務局)は、期限日切れ、取り消し、一時停止、又は、終了となった認証書のデータをSGEC情報及び登録システムから削除してはならない。また、SGEC/PEFCジャパン(事務局)は、当該データをPEFC評議会（事務局）に提供しなければならない。  **5. データの要素**  　　SGEC/PEFCジャパンは　本項に基づき、SGEC認証制度に係るデータについて、PEFC評議会が「PEFC情報及び登録システム」において管理するために必要なデータの提供などの業務を行う。  **5.1**　必須記入項目  PEFC情報登録システムは、一式のデータ要素を含む。下記の表は、認証の特定の種類ごとに登録されるべきデータ要素を定める。  必須項目については、付属書１を提出すること。  **付属書1： 産業部門**  下記の表は従前および新規の産業部門の定義間の同一性を示す。  表A： 産業部門の定義  N/A：適用なし   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 従前の定義 | 新規の定義 | 解説 | | 代理人/仲買人/取引業者 | 木材取引 | 木材を取引きする企業。主なビジネスは材木の製造や加工ではなく、原材料の仲買人としての活動のみ。 | | バイオマス/  バイオエネルギー | エネルギー | 木材（ペレット、木材チップ、木炭）から得られるエネルギーを主なビジネスとする企業 | | 建築 | 建築 | 建築素材（梁、CLT、その他の集成材）、建築製品（プレファブ住宅、住宅部品）および建物、鉄道、橋などの建設を主なビジネスとする企業 | | 印刷業者 | 印刷業 | 紙や包装への印刷サービスを主なビジネスとする企業 | | 出版会社 | 出版業 | 書籍、雑誌、新聞の発行を主なビジネスとする企業（社内新聞を主なビジネスとするまだ出版業者とは見做されない企業も含む） | | パルプと紙製品の製造者 | パルプ、紙、パケージ | パルプ（その製造または取引）、紙（グラフィック用紙、新聞用紙、家庭・衛生用紙）、包装用素材（製品のパッケージ、段ボール、包装用紙、箱紙） | | パルプと紙製品の取引業者/小売業者 |   表A： 産業部門の定義  N/D：定義なし   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 従前定義 | 新規の定義 | 解説 | | 非木材林産品 | 非木材林産品 | 木材外の林産品（森林区域から産出される蜂蜜、ベリー、茸、動物産品を含む、ただしこれに限らない。） | | 丸太の生産者/取引業者 | 製材 | 森林由来の樹木を切削し、他の製造業者に引き渡す企業 | | 木材製品製造業者 | N/D | N/D | | 木材製品の取引業者/　小売業者 | 小売業者/エンドユーザー | 消費者への販売を目的に林産品の完成品を利用する企業。小売業者には、DIY、家具、デパート、スーパーマーケット、アパレル店舗などがある。エンドユーザー（ブランドオーナーとしても知られる）は、（紙や他の林産原材料を素材とする）パッケージの使用が必要な製品（非林産品やサービス）を販売する企業。例：マクドナルド、ロレアル、等） | | N/D | 繊維 | 木材セルロースを原料とする繊維を主なビジネスとする企業。（ファイバー、編物、織物、アパレル、家庭用織物を含む） | | N/D | 家具 | 室内家具、室外家具（ガーデン用品、室外家具、柵）  建築業者の木工品（窓、ドア、床）などを主なビジネスとする企業。ここには、供給チェーンの川下で家具になる家具用部品が含まれる。 | |  | | N/D | ゴム | ゴム（その製造または取引）を主なビジネスとする企業。 | | その他 | その他 | 上記のカテゴリーに当てはまらないその他の企業。　例：コルクの製造者はここに入る。 |   **付属書2: 製品カテゴリー**  表B：製品カテゴリー   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **レベル１** | **レベル2** | **レベル3** | | 01000  丸太 | 01010　製材原木丸太およびべニア用原木 |  | | 01020　パルプ用材 |  | | 01030　チップおよび木片 |  | | 01040　残余材 |  | | 01050　その他の工業用丸太 |  | | 02000  薪と木炭 | 02010　薪材（チップ、残余材、ペレット、ブリケットなど） |  | | 02020　木炭 |  | | 03000  挽き材と枕木 | 03010　鉄道用枕木 |  | | 03020　挽き材 |  | | 04000  エンジニアード・ウッド製品 | 04010　積層材製品 |  | | 04020　重継材 |  | | 04030　グルーラム |  | | 04040　単板積層材（LVL） |  | | 04050　PSL |  | | 04060　I-Joists / I-Beams（梁） |  | | 04070　トラスおよびエンジニア・パネル |  | | 04080　その他 |  | | 05000  木製パネル | 05010　単板 |  | | 05020　合板 |  | | 05030　パーティクル・ボード | 05031　OSB合板 | | 05032　その他のパーティクル・ボード | | 05040　ファイ~~ア~~バーボード | 05041 MDF | | 05042　HDF | | 05043　ソフトボード | | 05044　ハードボード | | 05045　断熱、絶縁、防音ボード | | 06000  パルプ | 06010　機械パルプ |  | | 06020　半化学パルプ |  | | 06030　溶解パルプ |  | | 06040　化学パルプ | 06041　未晒し硫酸塩パルプ | | 06042　晒し硫酸塩パルプ | | 06043　未晒し硫酸塩クラフトパルプ | | 06044　晒し亜硫酸クラフトパルプ | | 06050　リカバード・ペーパー  （未晒しクラフト紙・板紙、段ボール、晒し化学紙・板紙、機械パルプからでき紙新聞用紙、雑誌用紙、等） |  | | 07000  紙と板紙 | 07010　印刷紙 | 07011　新聞巻取紙 | |  | 07012　非塗下級紙 | |  | 07013　非塗工上質紙 | |  | 07014　塗工紙 | | 07020　家庭・衛生紙 |  | | 07030　パッケージ用素材 | 07031　ケース用品 | | 07032　折り畳み箱用板紙 | | 07033　包装紙 | | 07034　その他主にパッケージに使用される紙 | | 07040　その他の紙と段ボール |  | | 07050　加工紙製品 |  | | 07060　印刷物 |  | | 08000木材製品 | 08010　パッケージ用、ケーブルドラム、パレット | 08011　パッケージと木枠 | |  | 08012　ケーブルドラム | |  | 08013　パレット | | 08020　家具 |  | | 08030　建築木工品 | 08031　窓 | | 08032　戸 | | 08033　屋根 | | 08034　床 | | 08035　その他 | | 08040　化粧材 |  | | 08050　工具と旋盤加工材 | 08051　工具 | | 08052　子供用玩具 | | 08053　スポーツ用品 | | 08054　楽器 | | 08055　その他 | | 08060 その他 |  | | 09000　屋外装飾品 | 09010 建物および部品 |  | | 09020　ガーデン家具/アウトドア用品 | 09021　ガーデン家具 | | 09022　遊園地設備 | | 09023　デッキ | | 09030 その他 |  | | 11000　コルクとコルク製品 | 11010　天然コルクおよびコルク廃材 |  | | 11020　コルク製品 |  | | 12000　エネルギー（木材燃焼による） |  |  | | 13000  非木材製品 |  |  |   **付属書3： 特定のプロジェクトを対象とするSGEC－COC**  **2.1**　本文書は、特定のプロジェクト（プロジェクト認証）を対象とするSGEC -COC認証書をPEFC情報登録システムに登録する方法を説明する。  **2.2**　プロジェクト認証は、SGEC規準文書４：202Xに照らした認証の対象として適格な製品の一つである。プロジェクトが認証を受けるためには、管理主体がSGEC －COC認証書を保有し、該当のプロジェクトが認証書の対象範囲において特定されなければならない。  **2.3**　認証書及びその実際のプロジェクトは別々に登録されなければならない。まず、他のCOC　認証書保有者と同様に、管理主体が登録されなければならない。（加盟サイトがある場合は、それも同様）プロジェクト名は「企業名」の項目に追加されなければならない。  **2.4**　次に、PEFC情報及び登録システム及びPEFCウェブサイト上で容易に確認できる様に、プロジェクトは個別に登録されなければならない。これによって、COC認証書が取り消し、終了または期限日切れになっても、その特定のプロジェクトが有効としてリストに残ることが確実になる。  **2.4.1**　SGEC‐プロジェクト認証に係る製品については、PEFC情報及び登録システムに基づき同システムの登録された製品のうちSGEC‐プロジェクト認証に係る製品について抜粋し、SGEC情報及び登録システムにとして管理する。  附則  　この文書は、202X年〷月〷日から施行する。 | SGEC附属文書  2-2-2 2015  理事会  2015.4.1  **SGEC/PEFC登録(公示)システム**  1　目的  これらの文書の目的は、SGEC森林管理認証書及びCoC管理事業体認証書の保有者並びにロゴマーク使用者の登録(公示)について規定し、SGEC内部におけるデータベースの整理に資するとともに、社会一般・消費者に対して統一されたデータを提示することを可能とする。  2　適用範囲  この文書は、下記事項の登録（公示）を行うに必要な要求事項である。   1. SGEC森林管理認証書保有者及びグループ森林管理認証保有者と加盟者並びにその認証（番号） 2. SGEC/PEFC-CoC管理事業体（組織）認証書所有者及びSGEC統合CoC管理事業体/PEFCマルチサイト組織の認証書保有者及びサイト並びにその認証（番号） 3. SGE/PEFCCロゴ（マーク）使用者及びそのロゴ(マーク)ライセンス（番号） 4. ①及び②に係るSGEC認証森林又はSGEC/PEFC認証製品の情報 5. SGEC/PEFC公示認証機関   なお、この文書はPEFC GD 1004:2009　PEFC 認証制度の管理運営の「7」に規定するPEFC登録システムに準拠し策定している。  3 SGEC森林管理及びSGEC/PEFC-CoC認証書並びにSGEC/PEFCロゴ(マーク)使用者のSGEC/PEFCロゴ(マーク)ライセンス番号の保有者の登録（公示）等  SGEC及び認証機関は、下表に示すSGEC登録（公示）に係る事項について電子フォーマットの形で管理しなければならない。  SGEC登録（公示）のデータ構成   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 登録（公示）事項 | 記録の担当 | | | SGEC | 関係認証機関 | | SGEC個別森林管理認証書保有者の登録（公示） | 〇 | 〇 | | SGECグループ森林管理認証書保有者及びその加盟者の登録（公示） | 〇 | 〇 | | SGEC個別CoC管理事業体/PEFC-CoC組織の認証書保有者の登録（公示） | 〇 | 〇 | | SGEC統合CoC管理事業体/PEFCマルチサイト組織の認証書保有者及びそのサイトの登録（公示） | 〇 | 〇 | | SGEC/PEFC製品外ロゴ（マーク）使用者の登録（公示） | 〇 |  | | SGEC認証森林及びSGEC/PEFC認証商品の情報 | 〇 |  | | SGEC/PEFC公示認証機関の登録（公示） | 〇 |  |   注１:SGECが担当する記録については、SGEC/PEFC認証書保有者及び製品外ロゴマーク使用者の記録に関連するSGEC/PEFCロゴ（マーク）ライセンス番号を記録しなければならない。  注１：SGECが担当する記録については、SGEC/PEFC認証事業体（組織）の住所、連絡先、担当者等関連する事項を含む。  4 記録保持の責任者  4-1　SGEC  SGECは、認証書及びロゴマーク使用者（ロゴマークライセンス番号）に関する最新の登録記録（公示）を維持する責任を負う。  4-2 認証機関  SGEC/PEFC認証機関は、関係認証書に関する最新の登録（公示）記録を維持する責任を負う。  4-3グループ認証の統括組織（グループ森林管理認証、統合ＣｏＣ管理事業体認証）  グループ森林管理及び統合CoC管理事業体認証を統括する組織は、該当グループ認証等への加盟する者に関する最新の登録（公示）記録を維持する責任を負う。  5登録（公示）データの提示  SGEC認証制度の信頼性と透明性を確保し、顧客や一般からの照会を管理し、これに返答するために、主要SGEC/PEFC認証データはインターネットを利用して提示しなければならない。  6 SGEC/PEFC登録システムに関する様式は別途定める。  附則  この文書は、2015年４月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則2  2015.10.14 　一部改正  この文書2015.10.14 改正)は、2016年1月１日から施行する。  但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。  附則3  この改正文書は、2016年７月１日から施行する。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | SGEC運用文書 | |  | |  | | 「2-2-2」-1 | |  | |  | | 2016年7月1日制定 | |  | |  | | **SGEC/PEFC認証（初回、更新、定期（変更のある場合））報告書様式** | | | | | | 本報告書は、個別FM認証、個別CoC認証、すべてのグループ森林管理認証及びその加盟者並びにグループCoC認証及びそのグループメンバー毎に提出する | | | | | |  | | | | | |  | |  | |  | | １　報告年月日 年　　月　　日 | | | |  | |  | |  | |  | | ２認証の種類（該当するものに○印を付す。） | | | |  | | ○SGEC－FM：個人　　　　　　　　　　　　グループ：グループ主体、グループ加盟者 | | | | | | ○SGEC－CoC/PEFC－CoC：個人　　　グループ：グループ主体、グループメンバー | | | | | |  |  | |  | | | ３連絡先 |  | |  | | | 区分 | 日本語 | | English | | | 認証取得者（組織） グループ主体名 　　 加盟者・メンバー数  (グループ主体のみ記入） |  | |  | | | 代表者（肩書き） |  | |  | | | 郵便番号　住所 |  | |  | | | 担当者（役職） |  | |  | | | TEL　FAX　http |  | |  | | | 担当者e-mail |  | |  | | |  |  | |  | | | ４認証情報(認証書の添付） |  | |  | | | 認証機関名 |  | |  | | | 認証番号 |  | |  | | | 認証番号支番 |  | |  | | | 認証年月日 |  | |  | | | 認証有効期限 |  | |  | | | 認証ステータス | （有効/一時停止/失効） | |  | | | ロゴライセンス番号 |  | |  | | | ロゴライセンス有効期限 |  | |  | | |  |  | |  | | | ５－１  認証森林に関する情報 |  | |  | | | 認証範囲 |  | |  | | | ・FM認証規格 |  | |  | | | 区分 | 日本語 | | English | | | ・認証面積 |  | |  | | | 市町村別面積 |  | |  | | | 気候帯 | （亜熱帯/温帯/亜寒帯） | |  | | | 森林タイプ | （人工林/天然林/人天混交） | |  | | | 主な樹種名 |  | |  | | |  |  | |  | | | ５－２  認証製品に関する情報 |  | |  | | | 認証範囲 |  | |  | | | ・CoC認証規格 |  | |  | | | ・市町村別サイト数 |  | |  | | | ・認証生産物の管理方式  （物理的区分/  パーセンテージ方法） |  | |  | | | ・CoC対象製品 （製品分類コード） |  | |  | | | 製品名 |  | |  | | | 製品内容 |  | |  | | | 主な樹種名 |  | |  | | |  |  | |  | | | ６その他の情報 |  | |  | | | 加盟者名・  グループメンバー名  　（グループ主体の人のみ記入） |  | |  | | | 間伐採量 |  | |  | | | 木材・木製品に係る 年間売上高 |  | |  | |   注1：「5-1　認証森林に関する情報欄について」人工林：人工林７０％以上。天然林：天然林７０％以上。人天混交林：人工林、天然林以外。  注2：「5-2 認証製品に関する情報欄について」「CoC対象製品」欄はSGEC附属文書2-10-5 「SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について」に示す製品分類コードを記述する。また、「製品名」はブランド名、「製品内容」は「構造用集成材」等製品の具体的な内容を記載する。  注3：本報告書は新規審査、更新審査（相互承認直後の定期審査を含む。）を実施した場合に提出する。但し、定期審査において記載内容に変更のあった場合は提出する。  注4：「木材・木製品に係る年間売上高」欄は個別CoC認証及びCoCグループ認証グループ主体のみ記載。  SGEC付属文書  2-10-5 2015  会長決済  2015．4．1  SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について  標記は本文書による。  （左記「付属書1：製品カテゴリー表」と同じ　略） |
| **SGECガイド文書8 「SGEC苦情処理規則」（改正案）**  **（改正部分：アンダーライン）**  **（規格の項目の構成を変えているが基本的に変更していない。）** | **〇****SGEC附属文書2-11-1「SGEC苦情処理に関する文書(現行文書)**  **〇SGEC附属文書2-11-1-1「苦情の調査や解決に関する処理手順」　他関連文書**  **(現行文書)** |
| **SGECガイド文書8**  理事会　202X  202X.XX,X  **SGEC苦情処理規則（改正案）**  **１. 総則**  **1.1**　 一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC/PEFCジャパン」という・）が定めるSGEC基準文書１：202Xの「8　SGECに関する苦情の処理」で規定するSGEC認証制度に対する苦情処理は、本規則の定めるところによる。なお、PEFC評議会との日本国内のPEFC国際森林認証制度の管理に関する契約(2016年締結)に基づく委任団体としての権限に基づき、国内におけるPEFC認証制度に対する苦情については、PEFC協議会と協議の上本規則に準じて同協議会を代行して実施する。  **1.2**　本規則の目的は、苦情の調査や解決に関するSGEC/PEFCジャパンの責任を明確化するとともに、その実行の手順を定める。SGEC/PEFCジャパンは、SGEC/PEFCジャパンに申し出のあるすべての苦情について、SGEC認証制度へのサービスの向上とその是正措置を講じる等認証管理業務を継続的に改善するためのモニターとその有意な機会として捉え、責任をもって積極的に関わる。  **1.3**　本規則は、SGEC認証制度に関して苦情の申し出があった場合に迅速かつ公正に処理するための手続きを定める。  **2. 適用範囲**  **2.1** 本規則は、SGEC認証制度の要求事項やSGEC/PEFCジャパンの決定及びその認証管理業務に関連した苦情について、SGEC/PEFCジャパン監事がその是正措置等を策定し、SGEC理事会に承認を求める手順を定める。  注意書：苦情とはSGEC/PEFCジャパンによる行為に関して個人や組織が行う文書による不満の表明をいう。  **2.2**　認証を受けた主体、認定を受けた認証機関、又は認定機関による認証機関の認定の決定等に関する苦情は、それぞれ関連する認証主体、認証機関、認定機関、又は国際認定フォーラム（IAF）が定める苦情のための手順に従って処理されなければならない。  **3. 苦情**  **3.1**　SGEC監事に処理を図る苦情は、SGEC認証制度の要求事項及びその遵守に関わる懸念や問題に関連するものでなければならない。  **3.2**　苦情の申立人は、独立した情報源を通じて正確かつ正しいことが検証された文書による当該苦情の解説する情報を提出する責任を負う。  **3.3**　認証を受けた特定の主体に関する苦情は、その認証に関係する認証機関の苦情の解決手順に託されなければならない。  **3.4**　認定を受けた特定の認証機関に関する苦情は、その認定に関係する認定機関の苦情の解決手順に託されなければならない。  **3.5**　特定の認定機関に関する苦情は、国際認定フォーラム（IAF）が独自に定める苦情の解決手順に託されなければならない。  **3.6**　苦情の結果の如何に関わらず、苦情の申立人とSGEC/PEFCジャパンは自らの費用をそれぞれ負担する。  **3.7**　正式に受理された苦情は、現場調査が求められる場合を除き、通常6ヶ月以内に解決されるよう可能な限り努力する。  **4.　苦情の受理**  **4.1**苦情処理の事務は、SGEC/PEFCジャパンの事務局が所管し、同事務局内に苦情処理に関する常設窓口を設置する。苦情の受付窓口をウェブサイト上で公開する等の方法により、周知を図るものとするとともに。利便性の高いアクセス手段（電話、ＦＡＸ、郵便、電子メール）を設定し、苦情を広く受け付けることができるようにしなければならない。  **4.2**　すべての苦情は、SGEC/PEFCジャパン事務局長（以下、「事務局長」いう。）に宛てた文書で提出されなければならない。その内容は次の事項を含んでいなければならない。  (1)　苦情の申立顧客等の氏名または名称  (2)　苦情申立者の住所または所在地  (3)　苦情申立者の連絡先及び連絡方法  (4)　苦情の概要  (5)　苦情の発生経緯  **4.3**　事務局長は、当該苦情が「3.1」項を遵守するものであり、また、その苦情の情報が「3.2」項を遵守するものであることが証明される場合、その苦情を正式に受理することを決定する。  **4.4**　事務局長は、遅滞なく下記をしなければならない。  a)　苦情の申立人に対し、その苦情の受理とその主旨、又は、それが「3.1」項を遵守していない場合はその理由を付した受理の拒否につい書面で通知する。  b)　苦情の申立人に対しSGEC/PEFCジャパンの苦情の処理手順の手順を詳細に説明し、更に、「3.3」項から「3.5」項の規定に従って問題の解決の責任を負う関係機関に苦情の申立人を紹介する。  **5.　苦情の調査及び解決のプロセス**  **5.1**SGEC/PEFCジャパンは、苦情の申し出に対して、真摯に対応し、十分な説明責任を果たすことにより、SGEC認証制度に対して十分な理解を得られるよう努めなければならない。  **5.2**　苦情処理にあたっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、迅速、誠実かつ公平にその解決を図るように努めなければならない。  **5.3**　苦情の処理に当たっては、その責任者をSGEC/PEFCジャパン監事とし、同監事の指揮の基に複数の専門家からなる苦情処理作業部会を組織し調査検討を行わなければならない。なお、関連する補助事務は事務局が当たる。  **5.3.1**当該苦情の案件がSGEC/PEFCジャパンに関わる場合は、前項の苦情処理作業部会において、調査・検討を行う。部会委員は、苦情に関して既得利益や利害の衝突があってはならない。  **5.3.2**　苦情処理作業部会においては、徹底した調査を行い、是正措置を求めなければならない。SGEC/PEFCジャパン監事は、苦情処理作業部会における審議結果を適切な時間枠の中で書面による報告として取りまとめなければならない。当該報告には、苦情の実証に関する報告及び当該苦情に対する是正及び予防措置を含んでいなければならない。  注意書：現場調査を必要としない苦情は通常苦情処理作業部会によって一ヶ月以内に調査されることが可能となるよう努めなければならない。  **6.　苦情の措置の了承等**  **6.1**　SGEC/PEFCジャパン監事は、前項の是正及び予防措置を盛り込んだ報告について、SGEC理事会の意見を聴いて了承を求めなければならない。  **6.2**　事務局長は、苦情の申立人及びその他の関係者に対し、当該苦情の是正措置等の策定のプロセスについて書面による報告をしなければならない。  **6.3**　事務局長、苦情の処理状況について、記録するとともに、SGEC理事会及び同監事並びに同総会に報告しなければならない。  **7.　苦情処理の終了**  **7.1**　次の各号のいずれかに該当するときは、苦情等処理を終了する。  ａ）　苦情が解決したとき。  ｂ）苦情処理を行っても苦情が解決し得ないと認められるとき。  **7.2**前項「b」」により苦情処理を終了する場合には、必要に応じ、日本国の法に従い解決されるものとするが、最終的には日本国の裁判所の法廷に提訴される。  附則  この文書は、202X年XX月XX日から施行する。 | SGEC附属文書  2-11-1　2015  理事会  2017．4．１  **SGEC苦情処理に関する文書**  　SGEC認証制度に対する苦情処理は、SGEC文書2「SGEC認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC管理運営文書」と云う。）」の「第７章　苦情処理」に基づくほか本文書の定めるところによる。  　なお、SGEC/PEFC認証制度の管理運営で規定するPEFC文書「PEFC GD 1004:2009 PEFC認証制度の管理運営」の「3.1」に規定する 委任（認可）団体としての権限に基づき実行するPEFC認証制度の管理運営に係る苦情処理についても本文書に準拠する。  1　目的  この文書は、SGEC認証制度に関して苦情の申し出があった場合に迅速かつ公正に処理するための手続きを定める。  2　方針  SGECは、苦情の申し出に対して、真摯に対応し、十分な説明責任を果たすことにより、SGEC認証制度に対して十分な理解を得られるよう努める。  3　苦情体制  （1）苦情処理の事務は、SGEC文書１「SGEC定款」の第10章の事務局が所管し、同事務局内に苦情処理に関する常設窓口を設置する。  （2）苦情の処理に当たる機関は、SGEC文書2「SGEC管理運営文書」文書第２７条の監事とする。  なお、関連する補助事務は事務局が当たる。  また、苦情処理に関わるSGECの機関は、SGEC文書2「SGEC管理運営文書」の第７章の定めるところによる。  4　苦情の処理手順  管理運営に関わる苦情の処理の手順は次の通りとする。  （1）苦情申立者に対し、苦情受理の確認書  （2）必要なすべての情報の収集と検証、苦情の承認と公平な評価、及び苦情に関する決定  （3）苦情申立者及び関係者（ステークホルダー）に宛てた該当の苦情に関する決定事項と苦情処理の経過に関する正式な通知  （4）適切な是正及び予防措置  5　苦情処理方針  （1）苦情の受付窓口をウエブサイト上で公開する等の方法により、周知を図るものとする。  （2）苦情の受付窓口は、利便性の高いアクセス手段（電話、ＦＡＸ、郵便、電子メール）を設定し、苦情を広く受け付けることができるようにする。  （3）苦情の受付窓口は、苦情の申し出を受理した場合、その申し出の内容について確認書を作成し申し出た者に審議経過も含めて通知するとともに保管しなければならない。  （4）苦情処理にあたっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、迅速、誠実かつ公平にその解決を図るものとする。  6　報告  （1）事務局は、苦情を受け付けた場合は、速やかにその内容を会長及び監事に報告しなければならない。  （2）前項により報告すべき事項は、下記のとおりとする。  ア　苦情の申立顧客等の氏名または名称  イ　苦情申立者の住所または所在地  エ　苦情申立者の連絡先及び連絡方法  オ　苦情の概要  カ　苦情の発生経緯  7　苦情処理  （1）監事は、苦情処理に当たって、SGEC文書2「SGEC管理運営文書」第27条に基づき、関連する事項について十分検討したうえで理事会に諮り適切な措置（予防措置を含む。）を決定しなければならない。  （2）会長は、前項で決定された措置について速やかに実施しなければならない。  （3）会長は、苦情者及び関係者へ当該措置について速やかに通知しなければならない。  （4）会長は、苦情の処理状況について、記録するとともに、理事会及び監事並びに総会に報告しなければならない。  8　苦情処理の終了  （1）次の各号のいずれかに該当するときは、苦情等処理を終了する。  ア　苦情が解決したとき  イ　苦情処理を行っても苦情が解決し得ないと認められるとき  （2）前項「イ」により苦情処理を終了する場合には、必要に応じ、日本国の法に従い解決されるものとするが、最終的には日本国の裁判所の法廷に提訴される。  附則  この文書は、2015年4月１日から施行する。  附則2  この文書は、2017年4月１日から施行する。  SGEC附属文書  2-11-1-1 2017  会長決済  2017,4,1  **苦情の調査や解決に関する処理手順**  1．目的  本指針は、「苦情の調査や解決に関してSGECが定める処理手順」に関しては、SGEC附属文書　2-11-1「SGEC苦情処理に関する文書」に定めるほか、本文書において定める。  また、本指針は、SGECが、SGEC附属文書 1-P-2 「PEFC認証制度の管理契約書」の第2条で定める委任団体としての任務を行う場合にも適用される。なお、この場合、本指針の運用に当たっては、PEFC GL7/2007「苦情や上訴の調査や解決に関してPEFC 評議会が定める処理手順」に準拠するものとする。  2．適用範囲  本指針は、SGECが行う決定や行為に関してSGECが措置する苦情に関する処理手順を解説する。  なお、認証を受けた団体・企業・事業体、認定を受けた認証機関、又は認定機関が行う決定や行為に関する苦情は 、それぞれの関連認証機関、認定機関、又は国際認定フォーラムが定める苦情を処理するための手順によって処理されなければならない。  3．定義  苦情とはSGECの行為に関して個人や団体が行う文書による不満の表明と定義する。  注意書：上記で言う問題のある決定には下記が含まれる。  ・SGEC/PEFC ロゴマーク使用の申請の拒否  ・SGEC/PEFC公示の申請の拒否  4．苦情  4-1 SGECで措置される苦情は、SGECの要求事項の遵守に関わる懸念や問題についての事項に限定される。  4-2 苦情を申し立てる者は、独立の情報源を通じて正確かつ正しいことが検証された文書によるサポート情報を提出する責任を負う。  4-3 認証を受けた特定の組織・団体に関する苦情については、その認証に関係する認証機関自身の苦情を解決する手順に照会されなければならない。  4-4 認定を受けた特定の認証機関に関する苦情については、その認定に関係する認定機関自身の苦情を解決する手順に照会されなければならない。  4-5 特定の認定機関に関する苦情については、国際認定フォーラムが独自に定める苦情を解決する手順に照会されなければならない。（www.iaf.nu）  4-6 苦情の結果の如何に関わらず、苦情を申し立てる者とSGECはそれぞれの必要な費用を自ら負担する。  4-7 正式に受理された苦情は、現場調査が求められる場合を除き、通常6ヶ月以内に解決されることが望ましい  5． 苦情の受理  5-1 すべての苦情は、SGECに宛てた文書で提出されなければならない。  5-2 SGECは下記についてその正式な受理を決定する。  該当の苦情が4-1を遵守するものであり、また、その苦情に係る情報が4-2項を遵守するものであることが証明される場合、  5-3 前項の苦情に関して、SGECは、遅滞なく下記の措置をしなければならない。  a) 苦情者に対し、その苦情の受理及びその主旨を書面で通知する。なお、それが4-1項を遵守していない場合は、その理由を付して受理を拒否する旨を書面で通知する。  b) SGECの苦情処理手順を苦情者が明確に理解するために、その手順を詳細に説明する。更に、4-3項から4-5項で解説する事項の解決の責を負う関係機関に苦情者を紹介する。  6．苦情の調査および解決の経過  SGECは苦情者及びその他の関係者に対し、苦情解決の経過の結果について書面による報告をしなければならない。 |